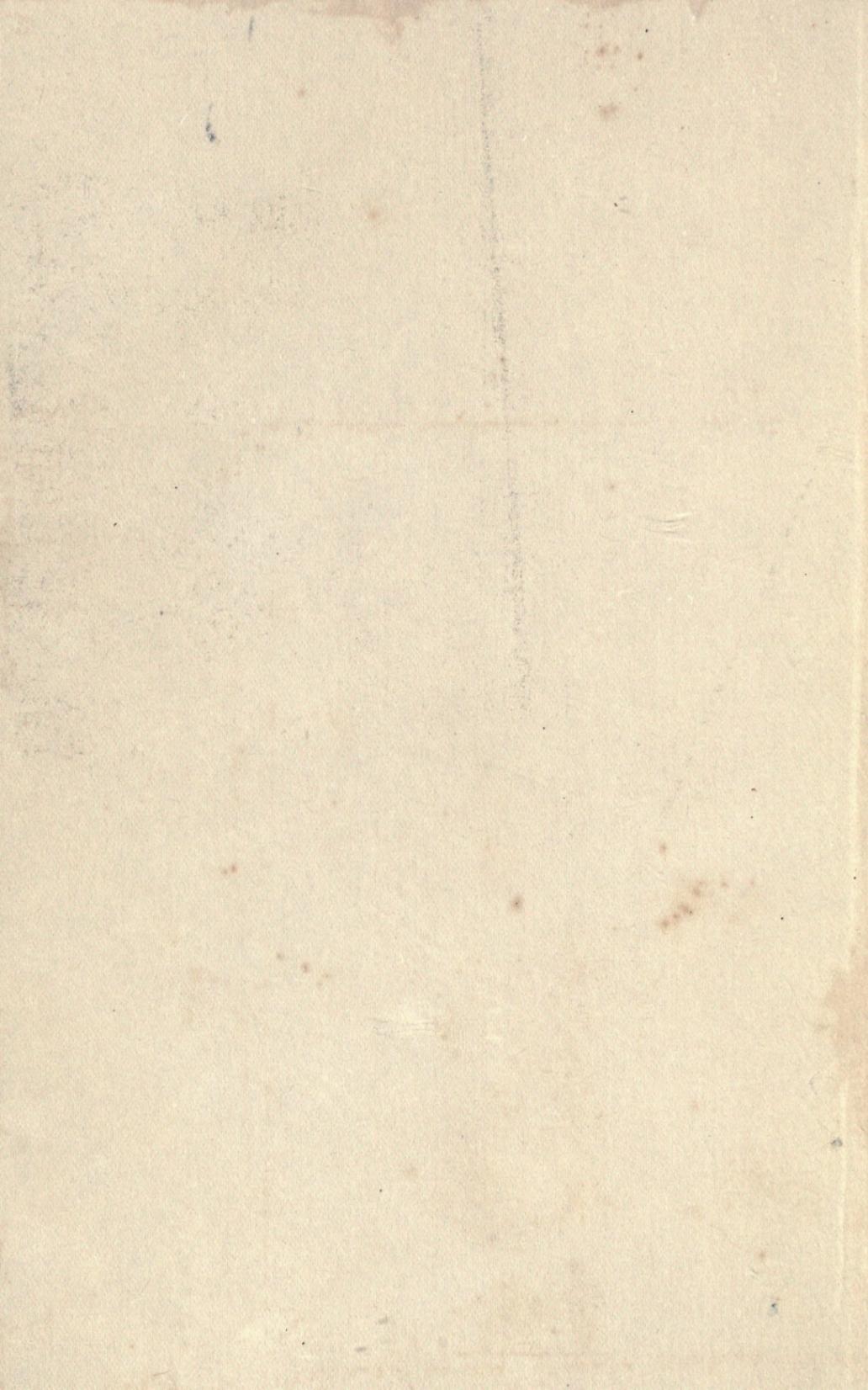


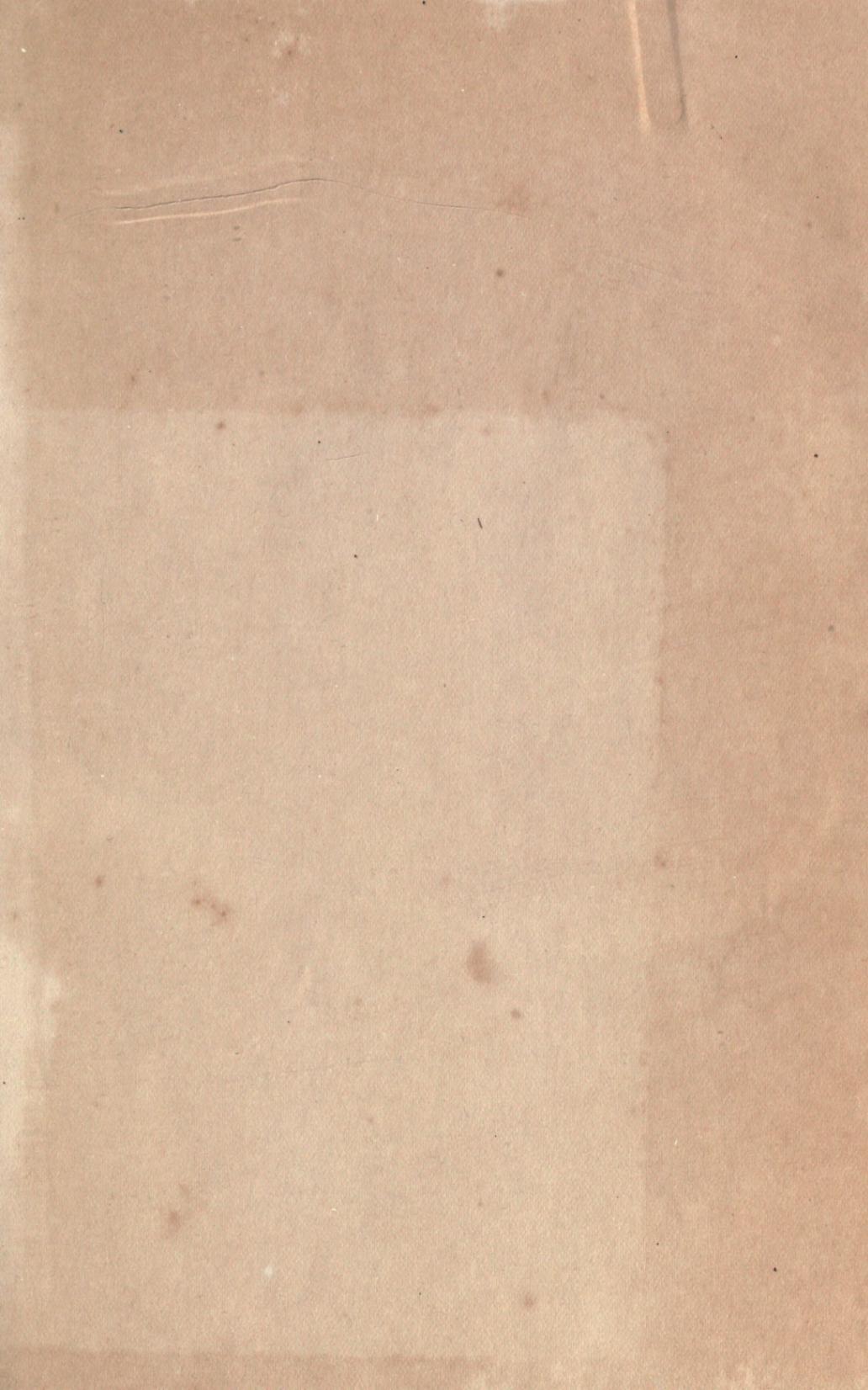
EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03148 9891







昭和九年六月十五日印刷
昭和九年六月二十日發行

國譯一切經毗曇部二十九

編輯者

岩野眞雄

東京市芝區芝公園地七號地十番

印刷者

渡邊通夫

東京市芝區芝浦町二丁目三番地

印刷所

日進舍

東京市芝區芝浦町二丁目三番地

不許複製

發行所

大東出版社

東京市芝區芝公園地七號地十番

振替東京一九四七一番
電話芝二一一六番

索引

(頁数は通頁を表す)

—ア—		應分別記	226	共相	235
阿揭陀	351	越界	370	具尸羅	12
阿素洛	194	越次	356	具壽	277, 408
阿泥律陀	435	厭患對治	349	求報施	128
阿毘達磨	137	遠性	351	郡市迦林	173
阿頼耶	71, 155	遠分對治	220, 349	—ケ—	
藕羅筏拏大龍王	194	—カ—		解脫道	354
惡作	341	可愛の異熟	25	敬重施	126
惡執惡	177	迦栗沙鉢拏	98	慶喜	172, 182, 256
安隱	25, 189	戒禁取見	159	結界	12
安隱經	157	戒波羅蜜	121	結等	315
類部曇	39	界	160	見此所斷	161
—イ—		害	331	見取見	159
位	273	魁脛	6	見趣	222
異處	106	覺大	273	見道	18, 375
異門	159	竭愛	173	顯色食	430
—ウ—		羯磨	12	鍵南	39
有	154	羯刺藍	39	現觀	390
有愛	193	—キ—		現成	318
有因	378	希法	136	現前順受	30
有罪	139	希天施	128	現等覺	390
有身見	159	記別	136	—ク—	
有隨眠	221, 296	記多門	112	五蘊	341
有頂	174	訖哩緣	228	五根	401
有覆	139	喜俱行愛	381	五法	181
雨衆外道	282	姪媵	273	護國經	173
雨相外道	173	給孤獨趣經	173	迦所	69
鄔陀夷	167	舊隨界	264	廣勝	172
—エ—		行	159	業障	99
衣袋母	235	行位	343	曲穢濁	44
闍莫迦	232	橋	332	重剛座	122
緣起	136	形色食	430	重剛喻等持	362
—オ—		—ク—		恨	331
黃門	40	九俱轉	85	根本淨	134
誑	332	九種の結	315	言依	281
應一向記	226	九種の遍知	363	含識	121
應作業	95	苦苦性等	391	—サ—	
應時施	126	拘枳羅鳥	143	西臚迦	232, 382
應捨置記	226	狗禁戒	178	最初	389
應頌	136	供奉食	430	薩	176, 241
應習	139	瞿博迦經	173	三俱轉	81, 84
應反品記	226	共果	368	三相	329

三藏	137	順後有愛	377	相	272
珊若娑病	197	順後次受業	31	相應順受	29
		順次生受業	31	相應の無明	196
尸羅	420	順受	29	相遠性	351
四果	354	順非二業	27	雜事	341
四俱轉	82	順不苦不樂業	26	俗道	368
四事	134	順不定受業	32		
四識	337	順馬處	29	他勝	13
四類智忍	174	順浴散	29	多所作	86
持蠶	111	順樂受業	26	馱都	134
始欠持	110	所緣順受	29	大婆羅門大家	117
室利龜多	111	所信施	227	大名	172
自手施	126	所待	237	大母	71, 235, 321, 323
自性順受	29	初業地	360	第八有	100
自性等	214	處遠性	352	提婆達多	80
自說	136	正決定	372	斷對治	348
自相	235	正生	352		
自田	140	正勝	390	智	161
治遠性	351	生聞	227	中截	85
持息念	429	聖諦	390	長養業	73
持對治	348	勝觀	120	調伏	11
時遠性	352	勝義の比丘	13	調伏相應論道	136
事	363	杖策	346	質婆	132
慈定	41	定婆羅蜜	122	珍寶	389
爾焰	261	心狂	42		
食不平等	340	心味劣性	341	通行	339
七有經	155	心亂	43		
七俱轉	84	森住者	244	底沙	121
舍利子	256	親里の尋	341	天授	104, 112, 175, 181
邪見	159	盡智	122	誦	332
邪定	80			誦、曠、貪	44
釋子	158	隨至施	128	田	10
取	307	隨煩惱	308	纏	308
受	10				
修	86	世俗諦	409	杜多	419
修道	375	世友	273	唐捐	354
習先施	128	制多	21, 69, 112	等引	134
臭蘇	177	逝宮	122	等隘觀見	176
十俱轉	85	精進波羅蜜多	121	童子迦葉	109
十四無記	225	扇撓	23	犢子部	153
住位	343	扇軼略	228	食縛	323
重行	10	闍陀	256		
出愛王	173	善智	209	那地迦	173
順苦受業	26			內等淨	164
順現法受業	30	窣塔波	68, 134		

—シ—

—タ—

—チ—

—ツ—

—テ—

—ス—

—セ—

—ト—

—ソ—

—ナ—

—ニ—

二苦	405	諷頌	136	妙	139
二俱轉	84	福行	388	妙音	110, 272
二趣	224	福行等	386	妙觸食	430
尼延底	71, 155	佛證淨	389	—ム—	
如々	399	分別聖諦經	383	無有愛	193
如理に起す	138	分別論者	150	無損施	126
忍	161	忍	330	無記	403
—ネ—		—ハ—		無義	18
然證	120	閉尸	39	無問道	354
—ノ—		遍行	202	無上	139
能寂	121	遍知	361	無諍	41
惱	331	邊執見	159	無想天	194
—ハ—		辯自在	187	無滅	97, 174
波吒釐	264	—ホ—		無漏	294
破法輪僧	106	補刺拏	80	無漏斷	211
波羅夷罪	83	瀑流	307	無漏の善	20
婆私	43	方廣	136	—メ—	
婆拏黎	172	法救	272	馬勝	334
婆羅	111	法勝	153	滅定	266
薄伽梵	240	法師	129	—ヤ—	
縛喝	264	法智	368	梔	307
鈎矩羅	427	法智忍	174	—ヨ—	
八俱轉	82	法智品	368	要名施	128
八支	181	報恩施	128	—ラ—	
鉢羅奢佉	39	寶髻	120	藍薄迦	173
半澤迦	23	北俱盧	194, 435	—リ—	
盤豆時縛迦花	143	北州	318	離繫	172
—ヒ—		本事	136	—ル—	
譬喻	136	本生	136	類	272
畢竟苦諦	179	犯戒者	12	類智	368
頻申	340	—マ—		類智品	368
—フ—		末摩	44	類同分	39
不悅	340	摩怛理迦	137	—レ—	
不共の無明	196	慢等	191	劣	139
不死の尋	341	滿慈	173	練根	354
不淨觀	429	—ミ—		—ロ—	
不退性	38	未斷	301	漏	307
布施波羅蜜	121	未生怨	113	龍戾	85
怖畏施	128	未度迦	132	六俱施	84
覆	330	未得得	192	六隨眠	143
覆藏心	17	未遍知	301	六齋門	313
部	160	味相應空	164	論義	137

通ず。彼彼の地の染を離れて彼彼の定を得る時、亦即ち彼の地の此の觀を獲得す。離染もて得し已れば、最後の時に於て亦加行に由つて現起を得せしむ。未だ染を離れざる者は唯加行得のみなり。此の中一切の聖と、最後の異生とは皆四八未と曾とに通ず。餘は唯曾得なり。

【四八】未と曾とは未曾得と曾得となり。未曾得の不淨觀は加行得にして曾得の不淨觀は離染得なり。

て性と爲す。通じて十地に依るとは、謂はく、四靜慮と及び四近分と中間の欲界となり。唯爾の所の地にのみ此れ有る容きが故なり。此の觀は唯欲界の色處の境を緣す。欲界の顯と形とを此の觀の境と爲すが故なり。^{四三}若し爾らば何が故に契經中に、「耳根律儀に防護せらるゝ者は、不淨觀に住す。乃至廣説」と言ふや。此の言は、諸の色貪の爲めに摧伏せらるゝ者を説くと爲す。彼れは必ず聲等を緣する貪の爲めに摧伏せらるゝに由るが故なり。色を緣する貪を摧伏せんと欲せば、必ず先づ應に耳根律儀に住すべし。此れに由つて、方に能く不淨觀に住す。有るが説かく、「此の觀は唯意識に依つて能く、所餘の違逆の行相を引くが故に、若し耳根律儀に住するもの有れば、彼れは必らず應に先づ不淨觀に住すべし」と。此の不淨觀の力は能く遍ねく欲界所攝の一切の色處を緣す。若し爾らば、尊者 ^{四四}阿泥律陀は天を觀じて以つて不淨と爲す能はず。舍利子等は佛の色身に於て、亦觀じて以つて不淨と爲す能はず。如何が此の觀は遍ねく欲の色を緣せんや。此の難は然らず ^{四五}勝無滅は能く天の色を觀じて不淨と爲すが故に。佛は能く佛の微妙の色身を觀じて不淨と爲すが故に。是れに由つて此の觀は定んで、能く、遍ねく欲の色を緣じて境と爲すなり。此れに由つて已に義を緣じて名に非ざることを顯はし、亦已に通じて三性を緣することな顯成す。初習業の者は唯人趣に依つて能く此の觀を生ず ^{四六}北俱盧に非ず。天趣中には青勝等無きが故に初めて起る能はず。先きに此に於て起さば、後に彼處に生じて亦現前することを得。此の觀の行相は唯不淨轉なり。是れ善性なるが故に體は應に是れ淨なるべきも、行相に約するが故に説いて不淨と爲すなり。是れは身念住なり。加行に攝して根本に非ず。喜・樂・捨の三根と相應すと雖も、而も俱行を厭ふ。苦と集、忍と智との如し。隨つて何れの世に在りても自世の境を緣す。若し ^{四七}不生の法ならば通じて三世を緣す。此の觀の行相は無常等の十六行の攝なるには非ず。故に唯有漏のみなり。加行得と及び離染得とに

【四三】若し爾らば云云とは、契經の文よりする時は聲處をも緣する事になりはせぬかとの難なり。

【四四】阿泥律陀 Amrutdha、無滅と譯す。佛陀の從弟なり、天眼第一と稱せらる。

【四五】前註の阿泥律陀のこと、勝の字を附けたるは不明あり。

【四六】北俱盧 Uttarakuru、四大洲の一なり。

【四七】不生とは畢竟不生法としての不淨觀なり。

非ずや」と謂はゞ、理亦然らず。應の如く解するが故に。謂はく、諸の、机に於て人なりとの覺を起す者は、是の解を作さず、「我れ今机に於て人の相を以つて觀するが故に、是れ顛倒なり」と。今の觀行者は是くの如きの思を作さく、「諸の境界中、皆骨なるには非ずと雖も、我れ今諸の煩惱を伏さんが爲の故に、應に勝解を以つて遍ねく觀じて骨と爲すべし」と。既に所欲に隨つて應の如く解して、能く煩惱を伏す。寧ぞ是れ顛倒ならんや。此の觀の勢力は能く煩惱を伏して、暫らく行ぜざらしむ。既に斯くの如きの巧方便力有り。如何が善に非ざらんや。是の故に所難の如き失有ること無し。

【三】此の不淨觀は何の性なりや。幾くの地なるや。何の境を緣するや。何處の生なりや。何の行相なりや。何れの世を緣するや。有漏と爲すや。無漏と爲すや。離欲得と爲すや、加行得と爲すや。頌に曰はく、

無貪の性なり。十地なり。 欲の色を緣す。人生なり。

不淨なり。自世緣なり。 有漏なり。二得に通ず。

論じて曰はく、先きの所問の如く、今次第に答へん。謂はく、此の觀は無貪を以つて性と爲す。違逆の作意を因と爲して引く所なり。厭惡棄背は貪と相翻す。應に知るべし、此の中を不淨觀と名づく。「不淨觀と名づくるは應に是れ慧なるべし」とは、理亦然らず。觀の所順なるが故なり。謂はく、不淨觀は能く貪を近治するが故なり。應に正しく無貪を以つて性と爲すべし。貪は淨相を因として、觀力に由つて除く。故に無貪を觀の所順となすと説けるなり。諸の不淨觀は皆是れ無貪なるも、諸の無貪は皆不淨觀なるには非ず。唯能く顯色等の貪を伏治するを、方に説いて名づけて此の觀の體を爲すが故なり。此れは自性に約するも、若しは隨行を兼ぬるも、具さに四蘊と五蘊を以つ

【四】以下不淨觀の諸門分別をなす。

應に知るべし、此の不淨觀成するに至つて、諸の爲す應き所皆究竟するが故に、空閑に住する者は是くの如きの言を作す、「此の觀は爾の時究竟の相有り。謂はく、淨相有つて歎爾として現前す。此れに由つて或は入息をして減少せしめ、或は不欣樂心を發起せしむ。所修の地究竟するを了知するが故に。淨色の相起つて心を擾亂するが故に、人の所熟の誦文を濫誦するが如し。又先に未だ得ざる所を得るに由るが故に、進んで餘の勝善根を證得するが故に、畦中の水汎溢漫流するが如し。是くの如きの相を名づけて此の觀の究竟相と爲す」と。有餘師の説かく、「若し爾の時に於て、外緣に於て加行の覺を起さざるを、不淨觀の究竟圓滿と名づく」と。

所緣と自在とは若しは小、若しは大なり。應に四句を作るべきは、理の如く思ふべし。今應に思擇すべし。此の不淨觀は既に是れ勝解作意の所攝なり。理應に名づけて顛倒の作意と爲すべくんば、則ち應に此の觀の體は是れ善なるに非ざるべし。此の所緣の體は皆是れ骨なるには非ずして、皆骨の解を作せるなり。豈、顛倒に非ずや。此の不淨觀は且らく、皆是れ勝解作意の所攝なりとは言ふ可からず。不淨觀に總じて二種有るを以つてなり。一には自實に依る。二には勝解に依る。自實に依るとは、謂はく、作意相應の慧力に由つて、如實に自の内の身支所有の不淨なる、若しは形、若しは顯の、差別の諸色を觀察するなり。九仙骨、二商佉等の如し。或は、身中の髮・毛・爪等、廣説すれば具さに三十六物有るが如し。此れ等を名づけて自實に依る觀と爲す。自相の作意と相應するに由る。是の故に煩惱を永斷すること能はず。勝解に依るとは、謂はく、勝解力もて諸の不淨相を、假想思惟するなり。此れは顛倒の作意の所攝なるには非ず。煩惱の性と相違するを以つての故なり。夫れ顛倒とは、本の所欲、成辦すること能はざるが爲めなり。此れは所欲に隨つて能く煩惱を伏す。如何が顛倒ならんや。若し、「此の境は皆是れ骨なるには非ざるを、皆是れ骨なり」と謂ふ。寧ぞ倒に

行者、是くの如きの不淨觀を修せんと欲するの時は、應に先づ心を自らの身分に繋げ、或は足指に於て、或は眉間に於て、或は鼻額中、或は額等に於て、所樂の處に隨つて、專注して移さず。等持をして堅牢を得しむるが爲の故なり。入より已去を初習業と名づく。入の言は最初の繫心を顯はさんが爲めなり。自身の足指等の處を假想して、下は能く錢量の白骨を見るに至る。勝解の力に由つて漸く廣く漸く増して、乃至、且さに全身の骨鎖を見る。謂はく、此の位に於て諸の瑜伽師は、假想思惟して、皮肉爛墜し、漸く骨をして淨からしむ。初めは量、錢の如きも、乃至、遍身皆白骨を成す。彼れ此の位に於て多想轉する有り。想轉するの言は所緣を捨てざるを顯はす。數數轉た餘の勝解の想を生ず。有餘師の説かく、「觀行未だ成ぜざれば、作意は但、想力に由るが故に轉ず。觀行成じ已れば便ち慧力に由る。此の位は未だ成ぜざるが故に、想に由つて轉するなり。」と。應に知るべし、此の中に言ふ所の作意とは、總じて一切の心心所法を顯はす。皆想力の相續に由つて轉ず。全身を見已つて復方便して、外の白骨を緣する不淨觀門に入る。謂はく、漸く勝解をして増さしめんが爲の故に、外の骨鎖の己れの身邊に在るを觀ず。漸く一床、一房、一支、一園、一邑、一田、一國に遍じ、乃至、地に遍ず。海を以つて邊と爲して、其の中間に於て骨鎖充滿す。勝解をして漸く復増さしめんが爲めの故に、廣くしたる所の事に於て、漸く略して觀じ、乃至、唯、自身の骨鎖を觀ず。此の漸く略する不淨觀を成ずるを齊りて、瑜伽師の初習業の位と名づく。「略觀の勝解をして、轉た増さしめんが爲に、自の骨中に於て復、足の骨を除きて、餘の骨を思惟し、心を繋けて住し、漸次に、乃至、頭の半骨を除いて、半骨を思惟し、心を繋けて住す。此の轉た略する不淨觀を成ずるを齊りて、瑜伽師の已熟修の位と名づく。

略觀の勝解をして自在ならしめんが爲めに、半の頭骨を除いて、心を眉間に繋けて一緣に專注し、湛然として住す。此の極略の不淨觀を成ずるを齊りて、瑜伽師の超作意の位と名づく。

【四】 下は云云とは最小限度を表はせるなり。

すなり。彼の事業は都て定性無きこと、^{四〇} 箠篋等の所發の苦曲の如く、一切皆、幻化の所爲に類すと觀す。此れに由つて、心をして極めて厭患を生ぜしめて、便ち能く供奉を緣する食を伏治するなり。是れを利根の初習業者と名づく。思所成の慧もて内身を觀察して、能く四食を伏して現起せざらしむるなり。

若し鈍根者は根鈍なるに由るが故に、煩惱猛利にして摧伏す可きこと難し。外縁の力を藉りて方能く伏治す。故に先づ明了に外屍を觀察して、漸く自心の煩惱をして摧伏せしむ。謂はく、彼れ初め外屍を觀ぜんと欲するの時、先づ慈心を起して施身處に行く。世尊の説きたまふが如し。『初めて修行する者、方便もて速かに欲食を減することを求めんと欲せば、當に慈心の澹泊路を起して、精勤して觀を修すべし。乃至廣説。』と。彼の處に至り已つて、四種の食を伏治せんと欲するが爲めの故に、應に四種澹泊路經の如く、不淨觀を修して外屍の相を觀じ、以て内身に況ぶべし。彼の相既に然り。此れ亦應に爾るべし。此の方便に由つて、漸く能く心をして亦内身を於ても、深く厭患を生ぜしめて、便ち能く前に説く四食を伏治す。内身に於て自性を見るに由るが故に、不淨觀は速かに成滿することを得と爲す。應に八想を修して四食を伏治すべし。顯色食を伏治せんと欲するが爲めの故に、青瘀想と及び異赤想とを修す。形色食を伏治せんと欲するが爲めの故に、被食想と及び分離想とを修す。妙觸食を伏治せんと欲するが爲の故に、破壞想と及び骸骨想とを修す。供奉食を伏治せんと欲するが爲の故に、臃脹想と及び膿爛想とを修す。骨鎖を緣じて不淨觀を修するは、通じて能く是くの如きの四食を伏治すと許す。一骨鎖中に四食を離れたる境を具するを以つての故なり。

應に且らく、骨鎖觀を修することを辯すべし。然るに諸の善根を引發する時に於て、補特伽羅は所修の行に約するに三位有りと説く。一には初習業、二には已熟修、三には超作意なり。且らく觀

【四〇】 箠篋とはくだらごとのこと。

一には ^{三四}顯色食、二には ^{三五}形色食、三には ^{三六}妙觸食、四には ^{三七}供奉食なり。四食を對治するは二の思擇に依る。一には内屍を觀じ、二には外屍を觀す。利根は初めに依り、鈍根は初め後に依る。謂はく、利根の者は先づ内身に於て、皮を邊際と爲して足より上、頂より下を、周遍觀察して、心をして厭患せしむ。顯色食を伏治せんと欲するが爲には、應に専ら内の身分中の膿・血・脂・精・涎・液・髓・腦・大小便等の變異の顯色を隨念すべし。及び應に、衆病所生の内身と皮上の變異の顯色たる黃・白・青・黒にして雲の如く煙の如く、斑駁黧黯、不明不淨なるを隨念すべし。此れに由つて、心をして極めて厭患を生ぜしめて、便ち能く、顯色を緣する食を伏治す。此の身を是くの如き等と爲すを知るを以つて、顯色の所依止處を愛するに非ず、故に、一切に於て皆離染を得。形色食を伏治せんと欲するが爲には、應に別に、諸の内身の支を觀察すべし、是れは髮毛等の ^{三九}三十六物の聚集の安立にして、和合の所成なれば、此れを離れては都て毛等の形色無し。と。復、勝解を以つて身支を分割して二或は多と爲して、地に散擲す。種々の禽獸争ひて共に食噉す。骨肉は零落し支體は分離す。此れに由つて、心をして極めて厭患を生ぜしめて、便ち能く、形色を緣する食を伏治す。妙觸食を伏治せんと欲するが爲には、應に勝解を以つて皮肉を除去して、唯、骸骨の澁なること瓦礫の如くなるを觀すべし、此れに由つて心をして極めて厭患を生ぜしめて、便ち能く、妙觸を緣する食を伏治す。供奉食を伏治せんと欲するが爲めには、應に勝解を以つて、内身が、眠・醉・悶・顛・癩・病等の如く、自在に身支を連動すること能はず、老病の時の如く、或は至、未至に、是くの如きの事を被つて其の身を纏縛するを觀察すべし。又内身が自在に行ぜざるを觀す。衆緣に繫屬するが故に生ずるに不ざる無く、中に於て都て、少許の身分も供奉の威儀に所依爲るべきこと無し。徒に妄執して、能供奉者の彼れは、決定して能供奉の事有りと爲すも、然れども供奉の名の目くる所の義は、謂はく、彼彼の身分を以一緣と爲し、決定して能く、舞歌、笑啼、含啼、戲等の威儀の事業を爲

【三四】顯色食。紅・黃等の色合に食著すること。

【三五】形色食。黍形に食著すること。

【三六】妙觸食。肌觸りに食著すること。

【三七】供奉食とは立居振舞の表業を緣じて起る食なり。

【三八】是れはとは、この肉體のこと。

【三九】三十六物とは身中の不淨物を三十六に分類したるもの即ち外相に觸するものに、髮、毛、爪、鬚、眇、涙、涎、唾、屎、溺、垢、汗、身器に屬するものに、髓、肪、膏、腦、脂、骨、髓、肪、膏、腦、脂、骨、肝、膽、腸、胃、脾、腎、心、肝、膽、藏、赤痰、白痰、婆沙四十七(大正二十七年、二〇八上)には之と少しく異なるものを上ぐ。

を淨治することを成ずることを修せんが爲めに、既に是くの如きの聖道の資糧を集むることを説きたり。正しく修に入らんと欲すれば、何れの門に由つて入るや。頌に曰はく、

修に入る要に二門あり。不淨觀と息念となり。

貪と尋と増上なる者、

次第の如く應に修すべし。

論じて曰はく、諸の有情の類の行の別は衆多なり。故に修に入る門も亦多種有り。然れども彼れの多分は二門に依つて入る、一には^{三〇}不淨觀、二には^{三一}持息念なり。故に唯此の二のみ名づけて要門と曰ふ。諸の有情は皆二に由つて入ると爲すや。爾らず。次の如く、貪と尋と増する者なり。謂はく、貪増する者は入るに初門に依る。尋増する者は入るに息念に依る。^{三二}一病にして一藥能く除くに非ざるが如し。近治の門に就いて説けば、不淨觀は能く貪病を治して、餘を治するに非ず。息念の尋を治するも應に知るべし、亦爾り。然るに持息念は無差別の微細の境を緣するが故に、所緣が自相續に繫屬するが故に、不淨觀が多くの外境を緣するが如くには非ざるが故に、能く亂尋を止むるなり。

第二項 不淨觀

既に已に總じて、「貪と尋と増する者は修に入るに次の如くなり」と説きたり。前の二門に由つて此の中先づ應に^{三三}不淨觀を辯すべし。是くの如きの觀相は云何ぞ。頌に曰はく、

通じて四の貪を治するが爲に、且らく骨鎖を觀することを辯す。

廣く海に至つて復略するを、

初習業の位と名づく。

足を除きて頭半に至るを、

名づけて已熟修と爲す。

心を繋げて眉間に在るを、

起作意の位と名づく。

論じて曰はく、不淨觀を修するは正しく貪を治せんが爲なり。然るに貪の差別に略して四種有り。

【三〇】 不淨觀 Asthūla-Bhavana
【三一】 持息念 Anā-āna-sati

【三二】 一病云とは病も藥も皆一様なるに非ずとなり。

【三三】 不淨觀には十種あるも、こゝにはその中骨鎖觀のみを詳しく述べて餘は極めて略なり。

は、彼れに於ける喜足を聖種と立つ可し。一切の時樂を受用する非ざるが故に。或は醫方論には亦、藥に於ける喜足有りと説くを見る。毘奈耶の中方にも、有りと説くを見る。衣等の喜足聖種は唯内法に在つて有なるが故に。有るが言はく、藥に於ける喜足は有りと雖も、而も建立して聖種と爲さざるは、諸藥は能く梵行に順すること有るが故なり。謂はく、世現見するに、樂ふて戒を學する者の、藥に於ける喜足は、梵行を障ふるが故に。或は佛は我と我所との事の欲を暫らく息め、永く除かん^二と欲するが爲の故に、四聖種を説きたまふ。謂はく、我所の事の欲を暫らく息めんが爲の故に、前の三聖種を説きたまふ。(これと)及び我との事の欲を永く滅除せんが爲の故に、第四の聖種を説きたまふ。經主は^三此れに於て自ら釋を作して言はく、「我所の事とは、謂はく、衣服等なり。我の事とは、謂はく、自身なり。彼れを緣する貪を名づけて欲と爲す。」と。若し此の釋を作さば、義は前と異らず。頌中、別に文句を爲すべからず。前の所説なる、「四の愛生するを治す、^四といふと、言に殊り有りと雖も義は別無きが故なり。此れに由つて我が部毘婆沙師は、更に異門に約して此の文句を釋す。我所と我との執に立つるに、欲の名を以つてす。謂はく、我所の執を暫時息めんが爲の故に、世尊は前の三聖種を説く。即ち衣等に於ける所生の喜足と、及び彼の増上所引の聖道となり。(これと)及び我との事執を永く滅除せんが爲の故に、世尊は第四の聖種を説く。即ち樂斷修と及び彼の増上所引の聖道とを、皆聖種と名づく。此の門の意は、有身見をして暫らく息め永く除かしむるに、四聖種を説くことを顯はすなり。

第三節 五、停心

第一項 總 說

^五是くの如く已に、將に見諦に趣かんとするものの所應の修行と、及び修行し已つて、速かに身器

【二】 俱舍論二十二・十三左

【三】 以下三賢四善根の加行なり。五停心は三賢位の最下なり。五停心とは不淨觀、慈熱觀、因緣觀、界分別觀、數息觀の五なれども、こゝにてはその最初と最後の二のみを上げて説けるなり。

出家するを以つて、彼れの爲めに、佛の聖法と毘奈耶の中に於て、能く道を助くる生具と事業と有ることを顯示するなり。謂はく、生死の居家を厭離して、出家して脱を求むる有り。^{三五}何れの生具有るも、隨つて所得の衣服等の中に於て、深く喜足を生ず。何れの事業を作すも、深く斷修を樂ぶ。此れに異ならば、能く涅槃を證すること無きが故なり。

何に緣つてか唯四にして、不増不減なるや。此れに齊^ツつて、聖の生ずる因を満足するが故なり。

謂はく、聖の生ずる因には略して二種有り。一には過を棄捨す。二には徳を攝持す。次の如く即ち是れ前の三と第四となり。是の故に唯四にして、不増不減なり。或は聞と思と修との所成の諸善は、皆是れ聖種なり。解脱の依なるが故に。然るに四種の愛の生ずるを對治せんが爲に、是の故に世尊は略して四種を説くなり。契經に、『四種の愛の生ずる有り、』と説くを以つてなり。故に契經に言はく、『苾芻よ、諦かに聽け。愛は衣服を因として、應に生ずべき時は生じ、應に住すべき時は住し、應に執すべき時は執す。是くの如く、愛は飲食と臥具と及び有と無有とを因として、皆是くの如く説く、』と。此の四を治せんが爲の故に、唯四聖種を説きたまへるなり。

三六 一藥に於ける喜足は何ぞ聖種に非ざるや。彼れに於ては「愛生ずること有り」と説かざるが故なり。

愛の生ずるを治せんが爲に聖種を建立す。經は唯「四種の愛生ずること有り、』と説く。是の故に藥に於ては聖種を立てざるなり。或は即ち攝して前の三の中に在るが故なり。謂はく、藥は衣服の中に在りて攝する有り、飲食の中に在りて攝する有り、臥具の中に在りて攝する有り。故に藥に於ける喜足は別に聖種と立てざるなり。或は若し中に於て橋等の過を引けば、彼れを對治するが故に聖種を建立す。藥に於ては橋等の過を引いて生ずること無し。故に聖種には藥に於ける喜足無きなり。或は一切人の皆受用する者は、彼れに於ける喜足を聖種と立つ可し。(藥は)彼の尊者^{三七}縛矩羅等には非なり。曾つて病有つて藥を受用すること無きが故なり。或は一切の時應に受用すべき者

【三五】 四聖種の中前の三は助道の生具なり後の一は助道の事業なり。

【三六】 行の四依の中これを缺くが故にこの難あり。

【三七】 縛矩羅Bakula, Bakula, Yaka in M. 124. Ba kula, 中阿含薄拘羅經(大正一・四七五上)等に出づ健康にして一生涯八十年藥を用ひたることなしといふ人なり。

るが故に、顯に従つて偏へに説けるなり。

三 何に縁つてか、唯喜足を立て、聖種と爲して、少欲に非ざる耶。少欲者は衣等の物に於て、希求すること有る容きを以つての故なり。謂はく、意樂の性下劣なる者有り。未得の境に於て敢て多く求めず、設ひ已に多くを得るも、求むること歇めざる容し。喜足者を見るに、少しく所得有れば、尙更に求めず。況んや復多く得るをや。故に唯喜足を聖種と建立せるなり。或は苦行者の欲を遮止せんが爲めに、少欲を説いて以つて聖種と爲さざるなり。彼の外道の心は勝欲有るに非ず。恒に劣欲有つて熏じて相續するが故なり。或は所得に隨つて歡喜心を生じて、更に欣求せざるを、名づけて喜足と爲す。欲樂を樂ふを斷ずるは、此れを最勝と爲す。欲界の有情は多く欲樂を樂ふ。此の欲樂を樂ふことは、出家の心に違す。離惑の中に於て、心をして闇鈍ならしめて、能く梵行と靜慮との現前するを障ふ。過、最も深しと爲す。喜足は能く治するが故に、唯喜足のみ聖種と建立せるなり。未得の多くの衣等の中に於て、希求を起すの時、心歡喜を生ずるに非ず。何に況や少なるに於てをや。是の故に少欲は、能く、欲樂を樂ふを對治する中に於て、最勝に非ざるが故に、聖種と立てざるなり。

衣服等を縁じて生ずる所の喜足は、如何にしてか是れ無漏なりと説く可き耶。誰れか、是くの如き喜足は是れ無漏なり、と言へるや。若し爾らば、聖種は寧ぞ皆無漏に通ぜんや。彼れの増上に由つて生ずる所の聖道は、彼れの引く所なるが故に、彼れに従つて名を爲す。故に、聖種は皆無漏に通ずと言へるなり。是の言を作さず、「衣服等を縁する所有の喜足は皆無漏に通ず」と。少欲の無漏は此れに准じて應に釋すべし。謂はく、彼れの増上所生の聖道は、彼れの引く所なるが故に、彼れに従つて名を爲すも、聖道生じて衣等の境を縁するには非ず。

世尊は何が故に四聖種を説くや。諸の弟子が、俗の生具と及び俗の事業とを捨て、佛に歸して

【三】少欲を聖種と爲さざる理由を述べ。

【三】希求を起すとは適度に希求するの意にして過量に希求するに非ず、これ少欲なればなり。

【三】彼れとは喜足のこと、彼れ云云は若し爾らば云云の外難に對する答なり。喜足、少欲、聖種、何れも三界繫と無漏に對することは前に述べたり。

異繫のみなり。何を以つて、色無色界にも亦、能治の喜足と少欲と有ることを證知するや。現見するに、生じて欲界に城つて、色無色の等引より起るの時、所治の二種の現行遠ざかるが故に、能治の二種の現行増すこと有るを以つての故なり。

已に、喜足と少欲との別相を説きたり。二種の通相は所謂無貪なり。二は俱に能く貪を對治するを以つての故なり。所治の通相は所謂欲貪なり。聖種は應に知るべし、能治の如く説く。謂はく、亦三界と無漏とに通ず。是れ無貪なり。無色の中、怨恨無しと雖も而も亦無瞋善根有り得るが如し。故に、無色の中、衣等無しと雖も而も亦無貪善根は有り得るなり。彼れ身を食らざるが如く、亦資具を食らさず。故に無色界には^{一九}四聖種を具す。受欲の聖者は聖種の中に於て阿世耶有り。而れども加行無し。衆聖の種なるが故に名づけて^{二〇}聖種と爲す。聖衆は皆此の四より生ずるが故に、展轉承嗣、次第して絶えず。前は後の種と爲るは世の極成する所なり。衆聖法身は皆、衣に於て喜足を生ずる等の力より引起する所なり。是れ聖の族姓なれば、聖種の名を得。四の中、前の三の體は唯喜足なり。謂はく、衣服と飲食と臥具とに於て、所得の中に隨つて、皆喜足を生ずることなればなり。此の三の喜足は即ち三聖種なり。無貪善根には多くの品類有り。中に於て若し不喜足なる貪を治すれば、此れ乃ち名づけて前の三聖種と爲す。第四の聖種は、謂はく、樂斷修なり。斷とは謂はく離繫なり。修とは謂はく聖道なり。^{二一}樂とは謂はく、彼れに於て情深く欣慕せるなり。斷と及び修とを樂ふを以つて樂斷修と名づく。即ち是れ滅の道を欣慕するの義なり。或は樂斷之修を樂斷修と名づく。即ち是れ滅の道を欣慕するの義なり。惑の滅を證せんが爲に、道を修するを樂^{二二}ふが故なり。此の能治の有るに由つて、貪有ること無きが故に、此れ亦無貪を以つて性と爲す。豈、第四は亦能く瞋等を治すれば、則ち應に亦無瞋等を以つて、性と爲さずや。此の義無きに非ず。然れども前の三を以つて資糧と爲すが故に、前の三は唯是れ無貪の性なるが故に、此れも亦自ら能く貪を對治す

【一九】四聖種とは

一、衣服喜足聖種

二、飲食喜足聖種

三、臥具喜足聖種

四、樂斷修

【二〇】聖種 *Ārya-śāstā* 俱舍論二十二・十二左、「能生衆聖故名聖種」とせり。

【二一】樂斷修の語原的意義を述ぶ。要するに煩惱を斷じて聖道を修することを樂ふなり。

ばず。若しは都て未だ得ざれば、能く苦を治する物を、得んと希求は、此れ定を障へず。何の過失有りや。又對法所辯の相を彈じて言はく、「豈、更に求むるは亦未得を緣するに不ずや。此の二の差別は便ち應に成ぜざるべし。」と。理亦然らず。對法者は、「已得の妙なる多くの衣等に於て、更に別に餘の未だ得ざる所の妙なる多くの衣等を欣求するを、不喜足と名づく」と言ふには非ず。如何が二の差別を説くこと、成ぜざるや。「若し爾らば、所言は何の意趣有りや。」謂はく、已に、能く苦を治するに足る妙なる多くの衣等を、得るに於て、即ち此の中に於て、倍勝るゝを等つことを顯はす。更に欣欲を生じて、先に、此の衣服等の倍妙にして倍多きを得ざることを恨むを、不喜足と名づく。已に、能く苦を治するに足るを獲得するに於て、更に倍希求するなれば、方に能く定を障ふ。已に、未だ苦を治すること能はざるを得るに於て、更に倍希求して、便ち能く定を障ふるには非ず。故に對法者の所説は失無し。或は不喜足は更に希求すと雖も、大欲と殊るが故に、失有ること無し。謂はく、先に已に諸の資生の具を得て、乏少する所無し。而して更に希求す。是くの如く希求するは、已得に於て心不喜足なる従り、引生する所なるが故に、果は因名を受けて、不喜足と名づく。先に未だ諸の資生の具を得ざるに於て、心に顧る所無くして過量に希求す。是くの如く希求するを名づけて大欲と爲す。二種の差別は其の相是くの如し。

喜足と少欲とは能く此れを治するが故に、此の相と違す。應に知るべし、相は別なり。謂はく、不喜足を治すれば、不喜足の相は是の喜足の相と違す。能く大欲を治すれば、大欲の相は是の少欲の相と違す。是れ、已に、能く苦を治する物を得るに於て、更に希求せざるを名づけて喜足と爲せばなり。未だ、能く苦を治する物を得ざる所に於て、過量に求めざるを少欲の義と名づくればなり。

喜足と少欲との界繋は三に通ず。亦三を越へて無漏の攝なる者有り。謂はく、善界欲の善心と相應する喜足少欲は是れ欲界繋なり。二界と無漏とは此れに例して應に説くべし。所治の二種は唯欲

【二五】 豈更に云云は世親が對法者を難するを對法者が引用せるなり俱舍論二十二・十二左

【二六】 若し爾らばは外難なり。

【二七】 謂はく以下は對法者が自説を説明するなり。

【二八】 以上不喜足と大欲との別を説きたるが以下はそれを治する所の喜足と少欲との別なり。此れとは不喜足と大欲のことなり。

四聖種も亦爾り。

前の三は唯喜足なり。

三は生具なり。後は業なり。

四の愛生ずるを治せんが爲なり。

我所と我との事の欲を、

暫く息め、永く除くが故なり。

論じて曰はく、身器の清淨なるは略して三因に由る。何等をか三因と謂ふ。一には身心の遠離、

二には喜足少欲、三には四聖種に住するなり。謂はく、若し修をして速かに成ぜしめんと欲すれば、要らず先づ精勤して身器を清淨にせよ。身器をして清淨を得せしめんと欲する者は、要らず先づ身心の遠離を修習せよ。身の遠離とは謂はく、^一惡朋を遠ざくるなり。心の遠離とは謂はく、^二惡尋を離るゝなり。身心、惡なる朋と尋とを離るるに由るが故に、身器清淨にして心、定を得ること易し。

此の二は何に由つて、成ず可きこと易きやとならば、衣等に於て喜足少欲なるに由る。喜足と言ふは不喜足無きなり。少欲とは大欲無きなり。諸の多く資生の具を求むる者は、晝は惡朋侶に狎れ、夜は惡尋思を起す。此れに由つて、心をして定を得せしむ容きこと無し。

三、所無の二種の差別は云何ぞ。謂はく、已得の妙なる多き衣等に於て、此の^三倍妙にして倍多きを^三得ざるを恨む。即ち此の中に於て、^三倍勝るゝを等つことを顯はす。更に欣欲するが故に不喜足と名づく。若し未得の妙なる多くの衣等に於ては、得んことを求むるが故に大欲と名づく。諸の所有の物、足れば能く苦を治す。若し更に多く求むれば、便ち善品を越す。是れ此の中の義は、契經に言ふが如し、『所得有るに隨つて、身安樂なる者は、心をして定まると及び能く法を説くとに易からしむ。故に有るが苦を治する物を希求するは、是れ助道たり。過失と爲すに非ず、』と。故に經主言はく、『應に是の説を作すべし。已に得る所の妙ならず、多ならざるに於て、悵望して歡ばざるを、不喜足と名づけ、未だ得ざる所の衣服等の事に於て、妙を求め多を求むるを、名づけて大欲と爲す』と。正理に應ぜず、所以は何ぞや。若しは已に物を得るも未だ苦を治する能はざれば、悵望して歡

【一】 俱舍論二十二・十二右には「離相雜住」となす。

【二】 所無の二とは不喜足無きと大欲無きとの二なり。

【三】 俱舍論二十二・十二左

【四】 正理に應ぜず云云は對法者が世親を難するなり。

縁すると、義を縁するに依つて、加行別なるが故に、三相別有り。且らく思所成は是れ正理を思す。所生の決慧を此の加行と爲す。勢力堅強にして謬失有ること無く、重ねて師教の名と句と文との身を念す。是れ思所成の加行の助伴なり。加行に約して説くに通じて名義を縁す。成滿の位も亦通じて縁す可きには非ず。是の故に三の決慧の生ずる位に於て、俱に義を縁じて相、差別なしと雖も、而も加行中、差別有るが故に、毘婆沙者は之に約して別を顯はせるなり。既に爾らば思慧は成ぜずと爲すに非ず。

閑居者言はく、「聞所成慧の現在前する位は、輕安の光明未だ所依に遍からず。亦堅住ならず。思慧の行する位は、輕安の光明未だ所依に遍からざるも、少しく堅住を得。修慧の行する位は、定力所引の殊勝の大種、身中に遍きが故に、便ち殊勝有り。輕安の光明身中に遍滿して、相續堅住なり。此れに由つて、行者は、所依極めて軽く、容貌光鮮にして、常の位に特異す。三慧之相の差別は是くの如し。餘の不完の位は亦光明有るも、然も皆是れ聞と思との慧の攝なるには非ず。」と。此の中二慧を所成と名づくるは、是れ聞と思との力を因として生ずる所の義なり。第三の修慧を所成と名づくるは、是れ即ち修を以つて自性と爲すの義なり。「命器は食寶の所成なり」と言ふが如し。

第二節 身器清淨

諸有の修に於て精勤して學ばんと欲する者は、如何にか身器を淨めて、修をして速かに成ぜしむるや。頌に曰はく、

身心の遠離を具すると、

不足と大欲と無し。

謂はく已得と未得とに、

多求するを所無と名づく。

治は相違す。界は三なり。

無漏なり。無貪の性なり。

【二〇】この段は加行道の最初に位する身器清淨を明かにしたるものなり。

背きて數^{しばく}思ひ數^{しばく}習ふ。所習をして謬失無からしめんが爲めの故に、復將に所做を畫本と比較して、己れの所造をして本と等しく或は増せしめんとす。爾らずんば所習は増進するの理無し。此れに由つて後の時、所作轉た勝なり。勞して本を観ること無きも、欲に隨つて皆成す。三慧を習するの法も應に知るべし、亦爾り。

毘婆沙師は復別に喩を立つ。有る一類、深き駛水に浮ぶに、曾つて未だ學せざる者は岸を離るゝこと能はざると、及び所依に浮ぶとなり。曾つて學するも未だ成せざれば、能く暫く捨離するも之れを去ること遠からず。乏して沈溺するを恐れて、復還つて岸に趣き、或は所依を執る。曾つて善く學する者は、能く勞倦無くして岸と依とを顧ず。極めて深く險にして、洄瀆し難きを經と雖も、能く淪没を免れて自在に浮渡す。是くの如く、應に三慧の相の別を知るべし。

經主は此の思慧は成せずと謂ふ。謂はく、此れは既に通じて名を緣じ義を緣ず。次の如く應に是れ聞と修との所成なるべし。と。今詳にするに三相過無し。別は謂はく、修行者の至教を聞くに依つて生ずる所の勝慧を、聞所成と名づけ、正理を思するに依つて生ずる所の勝慧を、思所成と名づけ、等持を修するに依つて生ずる所の勝慧を、修所成と名づくればなり。彼れは未だ毘婆沙の意に達せざるに由るが故に、是の言を作せるなり。然るに毘婆沙は三相の別を辯するに、意、是くの如くならず。謂はく、若し慧有り、加行の時に於て、名を緣する力に由つて義の解を引生ず。此の所引の慧を聞所成と名づく。若し加行の時、義を思する力によつて、念を引くを解と名づく、此れによつて後に於て決定の慧を生ずるを、思所成と名づく。若し名を待たずして、唯義のみを觀じて、内證の慧を起すを、修所成と名づく。彼の所宗は此の三慧を辯するに、皆決定の相は無差別なりと雖も、而も至教と正理と等持とに依つて、因不同なるが爲めに三相別有りとする如く、是くの如く、我が宗は此の三慧を辯するに、成する時は義を緣じて相、別無しと雖も、而も名を緣すると、俱を

【六】 所依とは淫袋等のこと。

【七】 洄瀆とは遡ること。

【八】 淪没とは沈むこと。

【九】 俱舍論二十二・十一左

然る後に聞所成等を勤修すべし。故に世尊は、『尸羅シラに住するに依つて、二法中に於て能く勤めて修習す、』と説く。謂はく、先づ清淨の戒に安住し已つて、復シテ數諸の瑜伽師に親近し、瑜伽師の教授誠勗に隨つて精勤す。見諦に順ずる聞を攝受し、聞き已つて所聞の法義を勤求し、師、教誡所生の慧をして増せしむ。漸く勝れ、漸く明かにして乃至純熟なり。唯此れに於て喜足心を生ずるのみに非ず、復法義に於て自ら専ら思擇す。是くの如く是くの如く、決定せる慧生ず。自らの思を因と爲して決慧生じ已つて、能く勤めて諸の煩惱等の自相と共相との二の對治修を修習す。今此の中に於て略して義を攝すれば、謂はく、修行者戒に住して勤修し、聞所成の慧に依つて思所成の慧を起し、思所成の慧に依つて修所成の慧を起す。

此の三慧の相は差別云何。謂はく、次の如く、名と俱ツクと義とを緣する境なり。理實には三慧は、成滿する時に於ては、一切皆唯義を緣じて境と爲す。爾の時は三慧の相の別を辯じ難し。故に今且シテらく加行位に約して、聞と思と修とが名と俱と義とを緣することを辯說せん。唯名境を緣じてのみ決定の慧生ずること有るに非ざるが故に、聞所成の慧は、但、名境を緣するのみに非ず。然れども師の説なる名・句・文の身に隨ふが故に、義の差別に於て決定の慧生ずること有るなり。此の慧を名づけて聞所成慧と爲す。入方便に約して、但、名を緣すと説けるなり。聞慧成じ已つて、別義を知らんが爲に復精勤を加へ、自ら審かに思擇す。思擇をして謬失無からしめんと欲するが故に、復、師教の名・句・文の身を念す。此れに由つて、後の時、義の差別に於て決定の慧を生ずるを、思所成と名づく。此れは加行の時義を思する力に由つて引いて名を念するが故に、俱境を緣すと説けるなり。思慧成じ已つて等引現前す。名言を待たずして義の差別を證す。此の決定の慧を修所成と名づく。諸の瑜伽師は此の中に喩を立つ。彩畫者の如し。彩畫を習ふの時、最初師より畫本を敬受し、審アミに諦シカに相を瞻ミて、本に臨んで做シ學ブす。數毀シち數習スふて乃し眞マコトを刮ケるに至る。然る後に本に

【四】尸羅シラ戒なり。
【五】止と觀の二法。

堪耐し、獨處に閑居して專精に^二杜多の功德を受行すと爲んや。極めて慳軟と爲んや。何處に居ると爲んや。有るは此處に居して此の徳失生じ、處亦順じて諸の得失を生ず。故に理として須らく觀察すべし。何れの時に在りと爲んや。有るは此の時に有つて此の時を欣樂し、亦順じて欣樂心を生ずるが故に、理として須らく觀察すべし。或は根の熟する位を説いて名づけて時と爲す。何を習して性を成じ、彼れ先より來、何の徳を串習して、今此の性を成するや。何の志性ありや。性怯劣と爲んや。性強勇にして閑居に處するに堪ふと爲んや。性劬勞にして極めて勇猛、能く荷を擔ひ大劬勞して擔ふに堪ふると爲んや。何の過失有りや。増上慢と爲んや。他の言を被つて之に牽引さるゝことと爲んや。多尋伺と爲んや。性愚疎と爲んや。多詔曲と爲んや。性躁擾と爲んや。敬奉を貪ると爲んや。利養を愛すると爲んや。多邪解多と爲んや。多疑惑と爲んや。何れの法に隨はれ、何れの煩惱の爲に堅く隨逐せられて、何の可動なる耶。彼れは宜しく何を食して、彼の身を順益せんや。身は食に依つて住するが故に、應に觀察すべし。彼れは何れの業を有して、是れ先きに爲す所なるや。先きの修に順ぜしむるが故に、應に觀察すべし。何れの分位に住するや。功德と過失とは年位に隨つて、殊なるが故に、應に觀察すべし。彼れに、宜しく何等の法樂を授與すべきや。應に捨置すべしと爲んや。應に訶擯すべしと爲んや。應に讚勵すべしと爲んや。應に誨示すべしと爲んや。次に應に諸の對治門を觀察すべし。其所應に隨つて授與して學せしめ、各益獲、功、唐捐ならざらしむ。此れに由つて世尊は^三契經中に説かく、「善友に親近するを全梵行と名づく」と。行者既に能く正法を説くと爲す。善友攝持して應に何れの行を修すべきや。頌に曰はく、

將に見諦の道に趣んとすれば、
應に戒に住して、

聞・思・修の所成を勤修すべし。
謂はく、名と俱と義との境なり。

論じて曰はく、諸有の發心して將に見諦に趣かんとするものは、應に先づ清淨の尸羅に安住して、

【三】 杜多 Dhita、頭陀とも寫す。

【三】 雜阿含二八・一一（大正二・二〇〇下）

卷の第五十九

〔辯賢聖品第六の三〕

第三章 加行論(三賢四善根)

第一節 緒言

今應に思擇すべし。聖諦中に於て眞見を求むる者は、初に何の行を修するや。聖諦を見ることを求むるものの、初業地の中の、所習の行儀は極めて繁廣たり。遍解を欲する者は、當に衆聖所集の觀行諸論の中に於て求むべし。要を以つて之を言へば、初めて修行する者は、應に解脫に於て深意樂を具して、涅槃の德を觀じ、生死の過に背くべし。先づ應に方便して善友に親近すべし。善友は能く業行の本たるが故なり。聞を具ふる等の力は善友の名を得。譬へば良醫の如し。療疾の位に於て、先づ審に諸有の病者を觀察す。何等か本性なるや。如何が變異なる。何の規度する所ぞ。何の勢力有り、何れの處に、何れの時に、何れを習ふて性を成じ、何れの志、何れの失にして、何れの法に隨はれ、何れを食し、何れの業あり、何れの分位に住するや。彼れは先より來こゝかた、何れの藥を申服するや、と。次に諸の藥の味勢熟德を觀じ、應に授與すべきに隨つて、熱せしめ、膩あぶららしめ、或は進湯せしめて諸病を引いて出す。凡そ授くる所の藥功唐捐ならず。非智を具する尊も亦復是くの如し。先づ、煩惱の重病に逼られて初めて業を習せんと欲する諸の弟子衆を觀す。何等か本性なる。貪行と爲す耶。廣説乃至、雜行と爲す耶。如何が變異し、誰か變せしむる耶。久住を經と爲んや、暫爾と爲ん耶。本性に違せしむるに何の德有り耶。何の規度する所ぞ。世の榮を求むと爲んや。出世の堅固なる功徳を求むと爲んや。何の勢力有りて、彼の所依の身は、極めて堅固にして勞苦に

【一】以下三賢四善根の加行を説く、中初めに觀行の大體を明す。

なるが故に、亦是れ諦の攝なれども、然も煩惱と聖道との境に非ざるが故に、亦染淨の因果の性に非ざるが故に、亦欣厭の行する所の境に非ざるが故に、彼れを覺悟するも聖を成ずることを得るに非ざるが故に、此の中の聖諦の所攝に預からざるなり。何に縁つてか煩惱は、彼れを縁じて生ぜざる。彼の二法は是れ無漏なるを以つての故に、有漏法と違害する能はざるが故なり。謂はく、愛は但有漏を縁じて境と爲す。無漏法を欣べば諸有に違するが故に、名ずけて愛と爲さざるなり。是れは善法の欲なり。若し境、極めて能く順すれば、貪愛を生ず。此の境は遍ねく是れ煩惱の所縁なり。愛の所縁なるに由つて便ち彼の滅四四と及び彼の滅道とに於て疑謗を欲せず。空と非擇滅とは此れと相違す。故に定んで煩惱の境界と爲らす。

豈四五二に於て、譬喩等の師は之を縁じて亦欲せざる疑謗を生ぜずや。寧ぞ彼れを縁じて煩惱生ぜずと説かんや。彼れを縁じて、無智の疑と見の、苦滅と及び苦滅道とを證するを障ふるものを生ずるには非ず。苦等を縁じて染汚の性を成ずるが如きものなり。阿羅漢の如し。道路等に於て亦無智疑謗の現行することあるも、豈、説いて染汚の煩惱と爲す可けんや。是の故に皆是れ不染汚の性なり。此れに由つて、彼れを縁する煩惱無しと説く。有るが説かく、「空と非擇滅とを謗するに非ず。但、其の名を謗するのみ。其の體を緣ぜず。此の二は唯善にして俗智の境界なり」と。苦等の諦に於て何ぞ亦然らざる。是の故に應に知るべし。前説は失無し。

【四三】彼れとは二法のこと即ち空と非擇滅となり。

【四四】滅と道とに於て疑謗を欲せずとは逆に言へばそのもの體と集とに於ては疑謗を欲するなり。

【四五】二に於てとは空と非擇滅との滅と滅道とに於てとの意なり。譬喩師はこの二を立てざるものゝ如し、非擇滅を許さざることは婆沙三十一にあり。故に譬喩師は此の二の體と集とに於ては疑謗を欲す。

はず。婆羅門所傳の明論を信じて、此の三種は是れ諦にして虚に非ずと謂ふを以つてなり。蔽はれて執すれば、修行するも皆惡趣に墮す。世尊は哀愍して彼の言の虚を斥け、己れの所立の三種を讀じて、諦と名づく。

今三諦を詳にするに、應に知るべし、三解脱門の前の加行を起さんが爲なり。謂はく、第一は空もて有情を緣するが故に。第二は無願もて緣起盡くるが故に。第三は無相もて相の無を緣するが故なり。誰の物とするも處りなり、といふを名づけて相と爲すを以つての故なり。或は即ち三解脱門を起さんが爲なり。或は加行と學と無學地とを顯はす。有るは言はく、「此の三は三蘊を顯はさんが爲なり」と。是くの如きの三諦は其の所應に隨つて三の聖諦の攝なり。此れに由つて定んで知る、是くの如きの三諦は勝義諦の攝なり」と。

聖諦と言ふは、餘の諦を簡ばんが爲の故に聖の言を説けるなり。謂はく、一切の法の自相は虚に非ざれば、亦諦と名づくるを得。然れども聖なる性を成ずるば、彼れを覺するに由るに不ず。自相の境を緣する所有の智は、生ずるも、力能く見道に入らしむる無きが故なり。法の自相に於て善巧を得已つて、別に所覺あり、方に聖性を成ず。此の所覺の諦は是れ諸の聖者の、同意し許す所なるが故に聖諦と名づく。諸法の共相を此の所覺と名づく。謂はく、取蘊の苦學の相を覺するが故に、能生の法の因等の相を覺するが故に、彼の寂靜の滅等の相を覺するが故に、滅の方便の道等の相を覺するが故に、方に聖を成ずることを得て、餘は則ち然らず。説いて「^三五部を治するが故に」と言ふ可からず。(若し爾らば)所覺の聖諦は應に五種有るべし。即ち修習して四諦を緣じ、道漸く増盛なる時、修斷を治するに由るが故なり。

此の四聖諦の總體は云何。一切の有爲と及び諸の擇滅となり。是れは煩惱と聖道との境なるを以つての故にと。染淨の因果の性差別するが故にとなり(又)。空と非擇滅とは自體有るが故に、正見の境

【三】五部を治するが故に聖性を成ずと言ふなり。

が爲に、復「故に」の聲を説く。謂はく、唯、佛法中にのみ、眞の聖諦有り。彼れは異諦を説くが故に、是れ外道なることを知る。彼の所説は聖諦の義と乖するを以つての故に、眞の沙門に非ず、定んで是れ外道の攝なり。此れに由つて後の文に復是の説を作せるなり。「我れは定んで説く、彼れは眞の沙門に非ず、と。」と。彼れの所言は眞の聖諦に異なるを以つての故に、是れ外道にして眞の沙門に非ず。説くが如し。「苾芻よ。諸有の、我が所説の苦諦を捨て、別に苦諦を立つるものは、此れ但言のみ有り、乃至廣説」と。「顯示」の言を説くは、諸の外道、己の所執を以て宣暢して他に授け、妄なる文詞を以て實義を増益することを顯はす。「頻に」の言は、數しばしば異端を起して、別別に所執の諦理を頌宣することを顯はさんが爲なり。此れは、外道未だ勝義を證せざるを顯はす。所説の言詞決定せざるが故に、此れに由つて、彼れは眞の沙門に非ずと説けるなり。故に佛は衆中に正しく獅子吼したまへるなり。「他論に梵志、沙門有ること無し。凡そ自ら空なりと稱する所のものは實義無し」と。世俗諦は亦勝義の攝なるを以つて、大師所説の一諦と違せず。

即ち此の義に由つて、婆羅門の爲に、眞の婆羅門には必らず具さに三諦有りと説く。一切有情を殺害せずと説く。是れ諦にして虚に非ざれば第一諦と名づく。諸の集法は皆是れ滅法なり、と説く。是れ諦にして虚に非ざれば第二諦と名づく。我我所は誰の物とするも處こゝなりなしと説く。是れ諦にして虚に非ざれば第三諦と名づく。諸の先代の婆羅門は、眞の修行者には三種の諦有り。稟祠の禮は殺生を法と爲す、と説く。是れ諦にして虚に非ざれば第一諦と名づく。己れの所作は皆常果を得、と説く。是れ諦にして虚に非ざれば第二諦と名づく。己れの身等は自在天に屬す、と説く。是れ諦にして虚に非ざれば第三諦と名づく」と説くを以つてなり。謂はく、彼の先代の諸の婆羅門は、此の三を施設して、求脱者を誑す。之れに依つて行者、空しくして獲る所無し。佛は彼れを遮せんが爲に、次の如く三を説きたまへるなり。諸の世間は盲闇に覆はれて、所説の是非を簡別すること能

て更に第二無し。諸の勝れたる生類は中に於て無諍なり。有るは異諦を謂ひて、頻に顯示するが故に、我れは定んで説く、彼れは眞の沙門に非ずと」と。謂はく、世間に於て諸の外道有り。學んで諸論を窮むるに、見仍ち未だ決せず。佛法中に至つて二諦を説くを聞く。亦不定なりと謂はく、倍復疑を生ぜん。世尊は決定の解を得せしめんが爲に、哀愍して爲に、一諦等の言を説きたまへるなり。此の一諦の言は、總じて、聖教所説の諦の義を顯はすなり。「第二無し」との言は是れ重ねて審決して、諦は唯一なることを顯はせるなり。何をか一諦と謂ふ。故に次に復言へるなり、「諸の勝れたる生類は中に於て無諍なり」と謂ふは「勝れたる生」の言は、内法の有情已に諦迹を見たるを顯はす。「中に於て」と言ふは、勝義諦を顯はす。即ち四聖諦なり。彼れは此の諦に於て一切無疑なり。此れに由るが故に「中に於て無諍なり」と言へるなり。此れなれば則ち、善く臨尊者の言に順ず。「唯聖教中苦聖諦のみ有りて、餘亦有るに非ず。乃至廣説」と。世尊も亦説かく、「唯一道のみ有りて、更に餘道の能く清淨を得るもの無し」と。復言はく、「究竟して唯一のみありて別無し」と。然るに諸の世俗は勝義の理に依つて有なり、世俗の諦も亦諍有ること無し。見諦者は諸の世間の方域の言詞に於て、堅執せざるを以つての故なり。謂はく、彼れは、是くの如きの諸名は世俗の情に隨つて假に施設して轉ずるものなることを了達す。取蘊の一分の攝なれば、中に於て何の所諍ぞ。「有るは異諦を謂ひて、頻に顯示するが故に」と言ふは「有る」の言は、有る諸の外道を顯示す。「謂ふ」の聲は。彼れの情、妄なることを顯はさんが爲なり、謂はく、彼れの所執の諦相非有り。而して妄りに謂ひて我と爲して、是れ諦なりと立て、頻に自ら顯示して勝義の攝なりと言ふを以つてなり。「異諦」の聲は、諦の義に乖くことを顯はす。謂はく、諸の聖諦の義は、乖違無し。苦は眞の無常にして無常ならざるに非ず。滅は眞の寂靜にして寂靜ならざるに非ず。

彼の所立の諦は此れと相違す。諦の義に於て非ずるが故に、異諦と言ふなり。因の義を顯はさん

意趣を求むべし。理として必らず定んで、「涅槃は其の體是れ無にして無記の事に同ず」と執す可からず。此れに由つて、我等は彼れの所言に於て、定んで信じ依らず。過失有るが故に。彼れは必らず應に、寂靜涅槃は二諦中に於て隨一の諦の攝なり、と許すべし。然るに我が宗の説は、四皆勝義なり。

諸の世俗諦は勝義の理に依る。世俗の自體は有と爲すや。無と爲すや。若し是れ、有諦なりと言はゞ、應に唯一なるべし。若し是れ、無諦なりと言はゞ、應に二無かるべし。此れは應に決定して判じて言ふべし、「是れ有なり」と。彼の尊者世友説いて言ふを以つてなり、「無倒にして義を顯はすの名、是れ世俗諦なり。此の名所顯の義、是れ勝義諦なり」と。名は是れ實物なること。先に已に辯ずるが如し。豈、已に「諦は應に唯一なるべし」と言ふに不ずや。理實に應に爾るべし。所以は何ぞや。勝義の空を諦と名づく可きに非ざるが故なり。既に爾らば何が故に二諦を立つる耶。即ち勝義中、少しく別なる理に依つて立て、世俗と爲す。體、異なるに由るに非ず。爾る所以は、名は是れ言依なり。世俗の情に隨つて、流布する性なるが故に。此くの如きの義に依つて應に是の言を作すべし。諸の是れ世俗なるは必らず是れ勝義なり。是れ勝義にして而して世俗に非ざる有り。謂はく、但、名を除いて餘の實有の義なり。即ち勝義に依つて是れ有なる義の中、少分の理に約して世俗諦と名づく。少しく別なる理に約して勝義諦と名づく。謂はく、簡別無き總相所取の合一相の理を世俗諦と名づく。若しは簡別有る別相所取の或は類、或は物を勝義諦と名づく。一體なる有漏の事中に於て、所取の果の義を名づけて苦諦と爲し、所取の因の義を名づけて集諦と爲すが如し。或は一體なる心心所法に、具さに六因と及び四縁との性有り。然れども此の義に依つて相應因と名づければ、即ち斯れに由つて俱有等と名づくるには非ざるが如し。

是くの如きの理に由つて、大仙尊所説の諦中に於て、違害有ること無し。説くが如し。「一諦にし

【四】唯一なるべしとは勝義諦と世俗諦と同じものとならんと意二無かるべしとは勝義諦のみとならんと意。

【四】大仙尊とは佛陀のこと。

と。故に亦、是れの有無の義を酬へざるなり。但是の問を作さく、「滅と六處とは別異有りと爲んや、異り無しと爲んや」と。是の故に答へて、「此れは無戲論なり」と言へるなり。若し、滅の體は假にして實に都て無なりと謂はゞ、豈、定んで應に答へて、「異り無し」と言ふべきに不ずや。然る所以は、謂はく、畢竟無は理に據るに皆應に是くの如く説くべきが故に。少分有るものには無し。畢竟無の法は、定んで、異り有りと、異り無しとも、亦異り有つて亦異り無しとも、異り有るにも非ず異り無きにも非ずとも、言ふ可からず。應に是の言を作すべし。此れは定んで異り無し、と。然るに舍利子は是の説を作さず。故に知る、彼の滅は畢竟無に非ざることを。亦是れは世俗有なりと言ふ可からず。無所依なるが故に。前に已に説けるが如し。故に知る、滅諦は唯勝義有なりと。二諦を離れて外に、諸の聖教中、第三有、有りと説く容きもの無きが故なり。若し爾らば何が故に、論ず可からずと言ふや。理但、應に、「此れは定んで異り有り」と言ふべし。亦過有ること無し。論ず可からずの言は、但、復推徴すべからざるの義を顯はせるなり。謂はく、此れに異り有るの義は已に顯成す。中に於て復徵問を爲すべからず。六觸處は諸の戲論を有す。六處永滅せば諸の戲論を絶す。薄伽梵は此れを説いて涅槃と謂ひたまへり」とて即ち已に別に滅諦有ることを顯成するを以つてなり。又契經に、「滅界は是れ有なり」と説く。是くの如き等に由つて、復問ふべからず。或は、慶喜の發問、端無きが故に、此の言を以つて其の所問を止むることを顯はすなり。謂はく、諸の弟子、世尊に歸投して、長時に精勤して諸の梵行を修するは、究竟じて唯涅槃を證得せんが爲なり。今の時、復疑ひ問ふことを爲すべからず。或は彼の慶喜、是の尋思を作さく、「六處は既に無なり。滅は何に依つてか立たん。若し六處有れば、滅の義應に無かるべし」と。故に彼の言に寄せて以つて此の難を申べたるなり。此れに由るが故に、「此れは論ず可からず」と答ふ。涅槃の中には戲論を絶するを以つての故なり。或は應に方便して、別に、此の經の、「論ず可からず」の言の有する所の

【三八】 此れはとは滅はと言ふ意。

【三九】 端無しとは限りがないこと。

と爲す」と。是くの如く二界は實有なりと言ふ可くんば、便ち苦諦は是れ世俗なりと説くと、義違す。但多物に於て施設して有と爲すに非ざるが故に。所以は何ぞや。多物と一物とに於て、皆有を施設す。^{三三}觸と法との界の如くなるが故に。第二門に就くも亦彼の説なる、「苦諦は通じて是れ世俗有なり」との義に違す。謂はく、苦諦の體を細分別するの時、本の名を失はざること觸と法との界の如し。故に知る、上座は諦の義の中の所説所書に於て、前後を觀ぜず。彼の諸の弟子は後を披きて前を忘れ、重ねて前文を覽て後文已に失ふ。是れに由つて所立は前後相違す。應に例して集諦と道諦をも推徴すべし。

又彼の所説なる、「唯滅諦の體のみ、不可説なるが故に、諸の無記と同じく有と説く可からず」とは理亦然らず。既に爾らば應に世俗有を成すべきが故なり。謂はく、佛の所説なる「^{三五}如來は死後、有と爲すや、無と無すや。命者と身とは一と爲すや、異なりや、等の諸の無記の事は一切皆是れ世俗有の攝なり」とは、如來等と^{三六}色等の法とは非即非離なるを以つて、是れ世俗有なるなり。滅諦は既に彼れに同ずれば、應に世俗有の攝なるべし。謂はく、瓶等の色等の物とは非即非離なれば、是れ世俗有なるが如し。又説かく、「蘊に依つて有情を施設す」と。諸の有情は世俗有なりと許すが故に、如來等は世俗有の攝なることを知る。滅諦も亦應に然るべし。同じく記す可からざるが故に。然れども涅槃は俗有なりと謂ふ可からず。俗有に非ざる理は前已に説くが如し。是の故に、定んで、「涅槃は無記の事に同じて、體實有に非ず」と説く可からず。定んで應に。是れ勝義諦の攝なりと許すべし。若し爾らば何が故に、尊者舍利子は慶喜の爲に分明に記せざる耶。豈、後の文に亦分明に記せずや。「乃至六處有れば諸の戲論有る可し。六處既に滅すれば諸の戲論を絶す。薄伽梵は此れを説いて涅槃と謂ひたまへり」と。此れに由つて、^{三七}有戲論を離るれば必らず定んで別に無戲論なる滅有ることを證知す。然るに彼の慶喜は是の問を作さず。「六觸處の滅は有と爲すや、無と爲すや」

【三四】觸と法との界が一物に於ても有を施設するとするならば苦諦も亦同じ、從つて二界が勝義ならば苦諦も勝義なり。

【三五】如來とはこゝでは衆生を指すなり。羅什はこの場合は如去と譯せり。

【三六】色等の法とは色香味觸なり。

【三七】六處とは六觸處のことなり。

づく。一切の時に體、恒有なるを以つての故に。勝義の理に依つて色等有りと説くは時は實にして虚に非ざれば、勝義諦と名づく。如し勝義の理よりすれば説いて有と爲すが故なり。

彼の上座所説の義宗は、此の所立の二諦の相に違するに由るが故に、正理に應ぜず。且らく彼れの所言なる、「一に苦諦は假にして是れ世俗なり」と謂ふは特に正理に乖く。所以は何ぞや。苦諦に於ては蘊等を以つて漸漸に分析して乃ち極微に至り、或は一刹那にも苦覺を捨せしむ可きに非ず。析きて乃ち極微の刹那に至るも、一に恒に苦と相ひ合するを以つての故なり。云何んが瓶水等の如しと謂ふ可けん。所依の物、未だ破析せざる時に於て、假りに有と施設するを世俗諦と名づく。又、觸と法との界の如く、苦諦も亦應に然るべし。謂はく、彼れ自ら言ふ、「蘊は唯世俗なり。所依の實物は方には是れ勝義なり。處も亦是くの如し。界は唯勝義なり」と。豈、觸と法との界も亦多に依つて一を立てずや。理、應に蘊の如く是れ世俗有なるべし。所依の實物は方には是れ勝義ならば、則ち應に界の體は二種を兼ねと許すべし。亦是れ世俗にして、亦是れ勝義なり、と。若し、二界は破析の時に於て界相を捨てざるが故に、唯勝義のみなりと謂はば、蘊と處との如きは是れ聚にして是れ門なるに非ず。破析の時に於て聚と門との義を捨す。是れならば則ち、苦諦も例して亦應に然るべし、破析の時に於て相を捨てざるが故に。

又彼れ自ら二諦の相を説いて言はく、「若し多物に於て施設して有と爲すを、名づけて世俗と爲す。但、一物に於て施設して有と爲すを、名づけて勝義と爲す。又所目の法を細分別する時、便ち本の名を失ふを名づけて世俗と爲し、若し所目の法を細分別する時、本の名を失はざるを名づけて勝義と爲す」と。彼の所説に於て且らく初門に就くに、觸、法の二界は應に假有を成すべし。但一物に於て施設して有と爲すに非ざるが故に。此れに由つて彼れ應に是くの如きの説を作すべし。但多物に於て施設して有と爲すを名づけて世俗と爲し、亦一物に於て施設して有と爲すをも名づけて勝義

【三】 觸界と法界とは勝義。

【三】 苦諦も亦例して勝義なりとの意。

【三】 但と亦との字の使ひ方にて多物に於て施設して有と爲すものゝ中にも一分は勝義を含むとなり。

處と盡離滅靜没と異り有るか、異り無きかは皆論ず可からず。汝は論ぜん^レと欲する耶。乃至廣説と。今、上座所説の義宗を詳にするに、^{二九}世俗と勝義との諦相に違害す。是くの如きの二諦其の相云何。頌に曰はく、

彼の覺、破すれば、便ち無し。

慧もて餘を析くも亦爾り。

瓶水の如くなるは世俗なり。

此れに異るを勝義と名づく。

論じて曰はく、諸の和合物は其の所應に隨つて、總じて二種の性類の差別有り。一には物を以つて破して細分と爲す可し。二には慧を以つて、餘法を析除す可し。謂はく、且らく、色に於ける諸の和合の聚は破して細分と爲せば、彼の覺便ち無きを世俗諦と名づく。猶し瓶等の如し。瓶等を破して瓦等と爲すの時、復、中に於て瓶等の覺を生ず可きに非ず。(次に又)和合の聚有り、破して多と爲すと雖も、彼の覺無に非ず。猶し水等の如し。若し勝慧を以つて餘法を析除するに、彼の覺方に無なるものは亦世俗諦なり。水等は慧もて色等を析除せらるゝの時、復、中に於て水等の覺を生ずるに非ざるが故に。彼の物の未だ破析せざる時に於て、世想の名を以つて施設す。彼れは施設有なるが爲の故に、名づけて世俗と爲す。世俗の理に依つて、瓶等有りと説くは、是れは實にして虚に非ざれば世俗諦と名づく。如し世俗の理よりすれば説いて有と爲すが故なり。若し物、此れに異なれば勝義諦と名づく。謂はく、彼の物の覺が、彼れ破するも無ならずと、及び慧もて餘を析くも、彼の覺仍ち有なるを勝義諦と名づく。猶し色等の如し。色等の物の如きは、碎きて細分と爲し漸漸に破析して乃ち極微に至るも、或は勝慧を以つて味等を析除するも、彼の色等の覺は本の如く恒存す。受等も亦然なり。但に色法のみには非ず。(受等は)細分無きが故に彼れを碎きて以つて細分と爲し、乃ち極微に至る可からず。然れども慧を以つて析きて刹那に至る可し。或は餘の想等の法を析除す可し。(然るにその時)彼の受等の覺は本の如く恒存す。此れは眞實に有なるが故に勝義と名

【二九】 世俗諦 Saṃvṛti-caryā
勝義諦 Paramārtha-satyā.

【三〇】 水等とは假の水大等に
して、之等は色香味觸より成
れるものなり従つて今勝慧を
以つて水大の中より色
念を除く時は隨つて水大の概
念も無に歸するとなり。

苦法を厭患せば、能く生死を越ゆるを以つての故に。佛は苦を觀じて、能く解脫せしむるを以つての故に、有情を勸めて樂を觀じて苦と爲さしむ。後に應に無常を以つて、非二受を觀すべきは、是れ無色の法に於て、離染の加行を起すなり。彼の壽の限は極めて長遠なるを以つての故に、有情の類の彼れを執して常と爲すを恐るゝが故に、勸めて無常と觀せしめること、假借の嚴具の如くならしむ。是の故に、佛は是くの如きの觀を勸めて、三界の法に於て離染の加行を起さしむるを知る。斯れを引いて樂受を撥無す可からず。此れに由つて、樂受は生死の中に於て、定んで實有なりとの宗は、傾動す可からず。傍論已に了る。應に、正論に復すべし。

第三節 二諦觀

是くの如き所説の四聖諦の中、幾くかは是れ世俗にして、幾くかは是れ勝義なるや。此の中、一類は是くの如きの言を作さく、「二は是れ世俗にして、二は是れ勝義なり」と。有る一類は言はく、「三は是れ世俗なり。有爲は皆是れ亡失の法なるが故に」と。有るが言はく、「二諦は教に約するに別有り。謂はく、諸の、補特伽羅、城・園・林等を宣説したまふ相應の言教は皆世俗の攝なり。此れは、實義を先と爲すことを顯示せんが爲なり。他を誑す作意より引起すに非ざるが故に、名づけて諦と爲す。諸有の、蘊・處・界等々宣説したまふ相應の言教は、皆勝義の攝なり。此れは諸法の實相を詮辯せんが爲なり。破壊、一合、有情相等は能く眞理を詮はすが故に、名づけて諦と爲す。此の四諦の教は、能く有情をして、眞實の理を證せしむるが故に、是れ勝義なり」と。此の中、上座は是くの如きの言を作さく、「三諦は皆世俗と勝義とに通ず。謂はく、一に苦諦は假にして是れ世俗なり。所依の實物を名づけて勝義と爲す。集諦と道諦とは例するに亦應に然るべし。唯滅諦の體のみは不可説なるが故に、諸の三七無記と同じく、有と説く可からず。契經に説くが如し三六「具壽、慶喜よ。六觸

【二六】二諦と言ふは世俗と勝義なり。

【二七】無記とは十四無記等の置答を言ふなり即ち答ふべからざる問のことなり。

【二八】具壽 *Āyasmā* 尊者、長老の意。

又契經に「汝應に苦を以つて樂受を觀すべし」と言ふは、理亦違する無し。即ち此の經に由つて、樂有ること成するが故に。謂はく、此の經二五に説かく「汝等苾芻よ。應に毒箭を以つて苦受を觀すべし。應に苦を以つて樂受を觀すべし。應に無常を以て非二の受を觀すべし」と。若し、三受は唯一なる苦の性なり。佛は差別の觀を作すことを勸むべからず」と謂はゞ、既に別觀を勸むるが故に、性異なることを知る。此の中苦受の體は毒箭に非ず。然れども惱害を爲すこと毒箭と同じ。故に勸めて苦を觀すること猶し毒箭の如くならしむ。是くの如く樂受の體は是れ苦性なるには非ず。是れ樂なるが故なり。當に變壞すべきに由つて、體は是れ樂なりと雖も、勸めて觀すること苦の如くならしむ。後に變壞するの時、必らず當に苦なるべきが故なり。坏器を擲つて未だ地に至らざるの時、體は尙、全しと雖も、已に説いて壞と爲すが如し。非苦樂受も亦無常性には非ず。是れ受なるが故なり。必らず滅せ被るゝに由つて、無常性に非ずと雖も、勸めて觀すること無常の如くならしむ。生じ已つて後の時必らず當に滅すべきが故に。又無常相、恒に隨逐するが故に。非二受を以つては、能く愚癡を引く。癡に由るが故に、多劫に於て、已に壞するを執して常住と及び我我所と爲す。彼の常と我との見に違せんと欲するが爲の故に、勸めて無常を以つて非二受を觀ぜしむ。今經の意を詳にするに、是くの如きの觀を勸めて、三界の法に於て、離染の加行を起さしむ。謂はく、初め毒箭を以つて苦受を觀するは、是れ欲界の法に於て、離染の加行を起すなり。欲界中、苦受多きを以つての故に。次に應に苦を以つて樂受を觀すべきは、是れ色界の法に於て、離染の加行を起すなり。色界中樂受勝るゝを以つての故に。樂は是れ欣樂にして生死の本なるが故に、佛は樂受に於て勸めて觀じて苦と爲さしむ。然れども諸の樂受の自性は是れ樂なり。能く攝益するが故に。亦苦と名づくことを得るは、是れ無常變壞の法なるを以つての故なり。觀じて樂と爲す時は、能く繫、縛を爲す。樂法を欣樂するは、是れ生死の本なるを以つての故なり。觀じて苦と爲す時は、能く解脱せしむ。

【五】此の經とは *saṅgāḥāra* 雜十七(大正二、一一九七)。

く。^三先に説くとは何ぞや。謂はく、是れは行苦と壞苦との性なるが故に。と。是くの如きの義に依るが故に、有る^三頌に言はく、

諸佛正遍覺は、
諸行は無常なり、

及び有爲は變壞すと知る。
故に受は皆苦なりと説く。

然るに有漏の樂は成じ難くして壞し易し。行者は厭患して之を觀じて苦と爲す。樂受は是れ苦の性なるに由るが故ならず。謂はく、苦は成じ易くして欲に隨つて即ち得。暫く^三氣を屏すれば極なる苦受を生ずるが如し。然るに極めて壞し難く、滅せしめんと欲するが爲には、多く^三劬勞を設くるも、猶相續して住す。樂は則ち爾らず。多く^三劬勞を設くと雖も、仍^三、其れをして現前せしめ及び久坐せしむること難し。故に修行者は樂受の中に於て、極なる厭患を生じて之を觀じて苦と爲す。此れに由つて樂受も亦苦諦の攝なり。故に、契經中に「此れ生ずる時苦生じ、此れ滅するるとき苦滅す」と言ふを以つて、便ち定んで樂受の自性を非撥す可からず。

又契經に「苦に於て樂なりと謂ふを、顛倒と名づく」と言ふは亦相違せず。一向に樂なりと言はば顛倒を成ずるが故に。謂はく、有漏の樂は、理として亦苦と名づく。生ずると住するとの時樂にして、壞する時苦なるが故に。性は是れ無常なれば行苦の攝なり。一向に樂なりと謂ふ、如何が倒に非ざらん。又諸の愚夫は見取の力に由つて、煩惱の火に漏ねく燒然せらるゝに於て、有漏の行中寂靜の徳を計するが故に、苦に於て樂なりと計して、想等の顛倒を成ず。若し、此れは常と我との想等の如く、一向に苦なるに於て樂なりと計して、倒を成ずと謂はゞ、理亦然らず。色等の蘊は一向に是れ苦なるを遮するは契經の説なるが故に。即ち此れに由るが故に、我れ先に已に^三、全と及び分との増益を俱に顛倒と名づくることを得と許せるなり。故に此れに由つて樂無しとの理成ずるに非ず。

【三】先に説く云云とは「諸の所有の受は是れ苦に非ざるもの無し」と言へるを指す。
【三】有る頌とは雜十七（大正藏經二、二二一上）。

【三】氣を屏すとは呼吸を止めるなり。

【三】全と及び分とは一向に苦なるに於て一向に樂なりとするは全の増益にして、一分苦なるに於て一向に樂なりと執し又は一向に苦なるに於て一分苦なりと執するは分の増益なり。

なり。苦に何の輕重がある。此れに由つて、別に所待の身位の差別有つて苦樂の因と爲ることを證知す。故に生死の中、少しの實樂有るなり。

然るに世尊、『諸の所有の受は苦に非ざるもの無し』と説きたまふも亦相違せず。佛、經中に於て自ら釋通したまふが故なり。謂はく、慶喜、世尊に問ふて言ふが如し。『佛は餘經に於て三受有りと説きたまへり。謂はく、樂と及び苦と不苦不樂となり。何の密意に依つて此の經には復『諸の所有の受は是れ苦に非ざるもの無し』と言ふや』と。佛、言はく、『慶喜よ、我れは、諸行は皆是れ無常なると、及び諸の有爲は皆是れ變壞するに依つて、密に是の說を作せるなり、『諸の所有の受は是れ苦に非ざるもの無し』』と。故に知る、此の經は、二苦に依つて『皆苦なり』の言を説いて、苦苦に依つて説かざるなり、と。此れに由つて定んで、實に三受あることを知る。彼の尊者、佛に問ふて、『何の密意に依つて、三受ありと説きたまふや』と言はず。佛も亦、『我れは密に三と説く』と説きたまはず。但、『密意もて我れは皆苦なりと説く』とのみ言ふを以つてなり。既に、皆苦なりと言ふは是れ密意の說なり。了義に非ざるが故に依と爲す可からず。寧ぞ即ち斯れに憑つて實樂を撥無せん。

又契經に、『此れ生ずる時苦生ず。此れ滅する時苦滅す』と説くは、亦相違せず。有漏法は、隨つて應に三苦の性と合すべきが故なり。色想等は體は苦に非ずと雖も、猶し苦受の如く、而して説いて苦と爲すが如く、是くの如く、樂等は體は苦に非ずと雖も、猶も苦受の如ければ、苦と説くに何の違するところぞ。或は諸の有漏は皆苦諦の攝なり。是くの如きの理に依つて、説くも亦違無し。

三。豈、斯れに由つて即ち樂無きことを證せずや。爾らず。前已に説く、苦に非ざるを苦と説くが故に。謂はく、色等の苦に非ざるを苦と説くが如し。樂等も亦爾り。苦に非ざるを苦と説けるなり。若し爾らば、樂も苦諦の攝なりと觀するの時、如何んが顛倒の作意を成ぜざる。此れは先に已に説

【七】經中とは雜十七（大正藏二、一一一上）。

【八】慶喜 Ananda 阿難。

【九】二苦とは行苦と壞苦となり。

【一〇】豈云云とは、もし諸の有漏が皆苦諦ならば却つて樂なき事になるではないかとなり。

我れ先きに、境が苦樂の因と爲るは要らず所依の分位の差別を待つと説きたり。其の義已に顯はる。寧ぞ便ち微難せんや。或は苦と樂とは種類に殊^{こと}り有り、故に彼れの生ずる時、法爾として差別す。此の相に於て例して推徴すべからず。故に有漏の蘊は皆苦の性なるには非ず。契經に、『佛、大名に告げたまはく、若し色は一向に是れ苦にして樂に非ず、樂の隨ふ所に非ずんば、廣説乃至、有情は色に於て樂を生ぜざるべし』と説くを以つてなり。

重き苦逼を對治する中に於て、愚夫は樂なりとの増上慢とを起すが故に、實樂無しと言ふは理亦然らず。對治の門に樂あるを證するに由るが故に。謂はく、彼れ無からんが爲めに、而も此の法を求む。即ち實法あつて、彼れの對治の爲なり。既に苦無からんが爲に勝方便を起して而して樂を求む。即ち實樂有るも、能く苦を對治すると何の理か相違せん。又苦は先に除いて後に三定に入る。三定の樂覺は何れの苦を治するより生ずるや。又殊勝の聲香等の境を因として、増上の樂を起すは、何れの苦を治するより生ずるや。故に彼れの所立の因は、能く實樂を遮する無し。

「衆苦の易脱する位の中に於て、世間の有情は樂覺、生ずるが故に、實樂無し」と言ふは、理亦然らず。先に已に説くが故に。先に何の説く所ぞ。謂はく、苦樂の因は唯境のみに非ざるが故なり。若し唯境のみならば、初めて荷擔するの時、肩應に^五即ち増上の苦受を生ずべし。既に是くの如くならず。故に肩を易ふるの時、擔ふことは所依の分位の差別を觀じて、乃至^六未だ滅せざれば能く樂因となる。亦、「諸の愚夫の類は新起の苦に於て樂覺生ずる有り、初めて鞭等に遭ふの時、應に樂覺を生ずべきが故に」と言ふべからず。現見するに、彼の苦に亦重輕有り。初め、受輕なる時は應に樂覺を生ずべし。或は彼れ應に説くべし。何の因縁を以つて、重擔肩に在りて、久しく易脱せざれば、便ち重苦を生ずるに、初と易ふるとは然らざるかを。理として、「唯此の重擔、未だ肩を易へざる位は重苦の緣たり。肩を易ふる時に於て、便ち輕苦を生ず」と言ふべからず。緣は既に是れ一

【三】契經とは雜三（大正藏經二、二一上）。
【三】大名 Mahanama.

【四】彼れとは苦なり。

【五】即ちとは即座に直ちにの意なり。
【六】未だ滅せずとは所依の分位の差別が滅せざるなり。

べきが故に。謂はく、若し樂受は動作を先と爲して、然る後に獲得するを有動作と名づければ、聖道も亦勤勇を以つて先と爲して、然る後に證得すれば應に有動作なるべし。若し樂受は所學緣有るを以つてとならば、聖道も亦然り。應に動作有り是れ、則ち道諦も亦應に是れ苦なるべし。然るに許す所に非ず。先に已に辯するが故に。又彼の論中、先に、諸法は皆動作無しと許し、後に、生死は動作有るが故に都て樂有ること無しと言ふ。是れならば即ち彼れの説は前後相違す。故に所立の因は能證の力無し。

微苦も勝樂を伏すに由るが故に、樂無しと知ると言ふは理亦然らず。別因を觀待すること前に已に説くが故に。謂はく、先に已に説く、境を樂因と爲すは、要らず所依の大種の差別を待つ。故に、蚊葉等に正しく害せられたる身が、能く因と爲つて、沐浴等を助けて樂受を生ずるには非ず。爾の時唯受は苦なるが故にとて、便ち撥して樂無しとすべからず。助因有るの時能く樂を生ずるが故に。若し有漏の蘊は唯是れ苦性ならば、應に沐浴等の時常に苦を生じて、樂に非ざるべし。身は有る時には緣を待つて苦を生じ、有る時には復別緣を待つて樂を生ずるを以つての故に、苦樂の因緣、決定せるを知る。因緣定まるが故に必らず別體有り。若し、何の理あつてか、鋸もて身を解する等の時、樂因なる塗香等と和合すと雖も、而も樂を生ぜずして但苦受のみ生ず、塗香等の樂因と合するの時、若し苦因たる蚊葉等と合すれば便ち樂を生ぜずして、轉た苦受を生ず、と謂はゞ、此れは前の解の如し。謂はく、有に處には所有の樂因唯能く樂を生じて、曾つて苦を生ぜざるを見る。三靜慮の如し。欲界に於ては苦は著るしく樂は微なるを以つての故に、樂緣に遇ふも苦を奪する能はず。然るに或は有る位には苦因も樂を生ず。謂はく、世間を見るに、苦味を増せば數習等に由つて、彼れの生ずるに於て欣ぶ。又世間を見るに、焼けたる鐵石等初めて身分に觸るゝに能く樂因と爲る。
一 若し爾らば後の時、極めて習して彼れに近づくに、寧ぞ即ち彼れに由つて復能く苦を生ぜんや

【一〇】解するとは分解切斷するなり。

【一一】若し爾らば云云は外難なり。寧ぞ云云とは、實際は苦を生ずるに若し汝の所説の如くんば苦を生ぜざるに墮すべしとなり。

芽葉等の諸果の生因と爲る。

何に縁つてか、後の時諸の威儀等、方に能く苦を生じて、初の時に於てに非ざる。久時を経て身心勞倦するを以つて、身中に便ち異大種生すること有り。此れに由つて後の時方に苦受を生ずるなり。諸の外境は要らず別因を待つて、方に能く因と爲つて苦樂受を生ずるを以つての故に、苦樂を生ずる因は不定には非ず。亦、後の時苦増するを以つて、便ち初の時已に苦受を生ずとは謂ふ可からず。若し威儀等後に苦を引いて生ずるを見て、便ち、彼れ初の時已に苦受を生ずと謂はゞ、異生の後の位に聖樂有つて生ずるを見て、應に彼れは先の時已に聖樂を生ぜるなりと執すべし。此の中亦是く如きの計を作す可し。先きに聖樂有るも、微なるが故に知らず。後の時漸く増するに、方に覺して有りと爲す、(と謂はゞ)則ち、畢竟じて異生無き失有り。若し、「習しては樂因に住す可からず。後の時に於て苦をして漸く増盛ならしむるが故に、決定して實の樂受無しと知る」と謂はゞ、既に爾るも、若しは習して樂因に住し、而して後の時に於て苦、増盛ならざる有り。下三靜慮の應に實に樂受有るが如し。若し、^三三定中に亦實樂無しとするも、則ち後に苦増するが故に、決定して眞實の樂受無しと知る、とは説くべからず。畢竟に非ざるが故に。契經中に説かく、「靜慮と無色とは、亦苦有りと名づく」とは彼れに損害の性有るに由るが故には非ず。又下の過を觀じて離染を得るの時、必ずしも觀じて損害の性と爲すに由るには非ず。觀じて龜障と爲すも亦離染を得。又唯下を厭ふことのみ、是れ離染の因なるには非ず。上を欣ふの徳も亦離染の因と爲るが故に。謂はく、上の諸地は功德漸く増す。彼れを欣ふことも亦能く下地の染を離る。故に彼れは苦なりと説くべからず。若し「世道無ければ能く彼の染を離るべからず。既に或は有る處には定んで樂なる因有り。故に有漏中、自相の樂有り。是の故に彼れ、後に苦増するが故に實樂無し」と説くは、如理の因に非ず。「生死に處しては動作有るが故に、受は唯苦なり」と言ふは、理亦然らず。聖道も亦應に動作有る

【九】三定中には後に苦増すること無きが故なり。

樂と説くとは言ふ可からず。若し實樂無んば、經に但應に、「天、世間は唯下苦なり。那落迦は唯上苦なりと言ふべし。又數一向と説くは、應に無用の言を成すべし。謂はく、先に已に「一向に可意」と言ひ、後に、「一向に諸の喜樂を受く」と説く。若し下苦に於て假りに樂の名を立つるならば、則ち一受の中に苦有り樂有り。如何んが一向樂の言を説く可き。故に彼れの計する所は正理に應ぜず。又契經に如實の言を説くが故に、決定して實に樂受有りと證知す。契經に説くが如し。「樂受を受するの時、如實に樂受を受すと了知す」と。苦と非との二受も亦是くの如く説く。又經に説くが如し。「所有の樂根と所有の喜根と、應に知るべし。此の二は皆是れ樂受なり、乃至廣説」と。復是の説を作さく、「若し正慧を以つて如實に是くの如きの五根を觀見すれば三結は永斷す。乃至廣説」と。若し受は唯苦のみならば、如何んが、「如實に此れは是れ樂受なりと了知す」と言ふ可き。故に樂受の自相は是れ樂なることを知る。

然るに彼れの言ふ所なる、「後に苦増するが故に、實樂無し」とは其の理然らず。苦樂を生ずる因は、唯境のみに非ざるが故に。謂はく、我れは、唯外境の力のみ能く苦樂を生ず、と許さず。若し唯境のみならば、初め、事業と威儀合するの時、便ち應に増上の苦受を發生すべし。謂はく、此の境を最後の時に於て、縁と爲すに由つて、増上の苦受を發生す。初めの時、已に是くの如きの境と合するに、若し唯、境力のみ苦樂を生ずれば、境纒に合するの時應に上苦を生ずべし。既に是くの如くならざるが故に、「身相續の分位の轉變差別を觀じて、外境方に苦樂の生因を作る」ことを知る。謂はく、所依の是くの如きの分位に至つて、冷煖等の觸能く樂因と爲る。此の時に至ること無んば、樂因に非ざるは理なり。苦因と爲る者も、理亦應に然るべし。故に別因を觀じて、便ち外境をして苦樂受の各別の生因たらしむ。是の故に、事業等、後に増上の苦を生ずるに由つて、便ち實樂を撥無すべからず。現見するに、世間の地・水・糞等は、種芽等の相續の分位の轉變差別を觀じて、

【七】 五根とは憂・喜・苦・樂・捨。

【八】 觀とは待觀の義なり。

用を設くることを爲さん。又福と非福とに各九品有り。如何んが下下の非福を因と爲して、能く上上の樂受を感じて果と爲さん。又上上の福と下下の非福と同じく下下の苦受を感じて果と爲す。則ち福と非福と應に差別無かるべし。餘の八品に於て微難することも亦爾り。又應に一果にして、二因の所感なるべし。或は應に福は即ち是れ非福なりと許すべし。是れなれば則ち如來の至教に違害す。又下の三定には樂受有りと許す。上地には唯不苦不樂のみ有り。誰か苦受の下下と上中とを知らん。大劬勞を設けて下を厭ひ上を欣ふに、又定は漸く勝るるに、苦は漸く増すと執する、非理の中に於て、誰か復此れに過ぐるものぞ。又若し下苦を即ち名づけて樂と爲さば、樂受の領納は應に不猛利なるべし。理として、下受の領納は分明なるに非ず。下は分明なるに、中は翻じて闇昧なりと執さば、誰か有智者にして、能く此の執を忍ばん。故に知る、苦の外に實に樂受有り、と。

又彼れは餘の執の過を起す容きが故に。謂はく、若し苦樂、異體無んば、是れなれば則ち他に更に異執を起す容し。「唯、可愛の別離の位の中、樂受の無に於て苦覺を起す。別の苦受無し」と許すを、餘の執の過と名づく。或は「唯樂受のみ有つて、是れ眞實なり。有餘の受は實に無し。但樂受の上下中の位に於て、次の如く立て、樂等の三受と爲せるなり」と計すること有る容し。彼れと此れとの執は、理、別無きが故に。彼れ但自らの分別力に由つて、唯苦のみ有りと執して、品に約して三を立つるが如く、此れも亦應に然るべきが故に、彼れは善に非ず。

又苦と樂との受は定んで實に異り有り。六觸處を説いて、天、世間及び那落迦と爲す、差別有るが故に。謂はく、契經に説かく、「苾芻當に知るべし。六觸處有つて、天、世間と名づく。若し諸の有情、彼れに生ずることを得ば、眼所見の色は一向に可意なり。彼れに於て都て不可意の色無し。廣説乃至、此の因縁に由つて、彼處は一向に諸の喜樂を受く、六觸處有つて那落迦と名づく。上との相違も亦應に廣く説くべし」と。下苦を樂と名づくるは、前に已に遮するが如し。故に假りに喜

是れなれば則ち有漏も亦是れ樂の因なり。我が宗には樂受有り^と許すを以つての故に。如何んが、諸の有漏の法は、唯苦の因なるが故に、樂も是れ苦なることを證すと言ふ可き。故に彼の所説は、言有つて義無し。又應に決定して實の樂受の苦受に異なるもの有るべし。苦と樂と、有愛と非愛との相、差別するを以つての故に。「若し、樂受は受なる性成ぜざる可し、離樂の時、復非愛を成ずるを以つての故に」と謂はゞ、此れも亦理に非ず。離樂の時に於ては、異門に由つて觀じて、非愛と爲すが故に。觀行者、樂性の邊を觀じて以つて非愛と爲すには非ず。但、餘相を以つて樂受を厭患せるなり。後に當に説くべきが如し。又苦を離るゝことの外に實に樂受有り。契經中に、佛、「有り」と説きたまふを以つての故に。契經に説くが如し。「受に三種有り。謂はく、樂と、苦と、不苦不樂となり」と。若し受の自性、實に皆苦ならば、佛三受を説きたまふに何の勝利がある。若し、「世尊は世に隨ふが故に説きたまふ。謂はく、世は苦の下上中の位に於て、其の次第の如く樂等の覺を起す。世尊は彼れに隨つて、樂等の三を説きたまへるなり」と謂はゞ、理亦然らず。極成に非ざるが故に。謂はく、第三受は世に極成せず。如何が世尊世に隨つて有りと説きたまはんや。故に三受を説くは唯眞見に依る。又樂受を觀するに於て如實の言を説くが故に。應に、世に隨つて三受有りと説くべからず。下の苦受は如實に是れ樂なるには非ず。又樂も亦下等の三有るが故に、應に樂は唯是れ下苦なりと言ふべからず。又應に非福も愛果を感ずべきが故に。謂はく、非福業は三品有つて、下品は能く下苦受の果を招くと許す。汝は下苦の體は即ち是れ樂なりと言ふ。豈、非福も應に愛果を感ぜずや。又 如如の苦、下品を成ずるの時、是くの如く是くの如く上品の樂を成ず。下品の非福は既に下苦を感ず。汝が宗にては、下苦は即ち是れ上樂なり。豈、下因能く上果を招かずや。便ち因果と感赴の理違す。又如如の苦下下を成ずるの時、是くの如く是の如く、樂は上上を成ず。是れなれば則ち、下下は非福を因と爲すに、能く上上の樂受を感じて果と爲す。誰れか復、善く大功

【五】 第三受とは不苦不樂受なり。

【六】 如如とは夫々と言ふ程の意。

時、苦生ず。此れ滅する時苦滅す」と。又契經に言はく、「苦に於て謂ひて樂と爲すを、想顛倒す等と名づく」と。又契經に言はく、「汝應に苦を以つて樂受を觀すべし」と。此れは謂はく、他宗なり。

對法の諸師は咸是の說を作す。定んで實樂有り」と。如何が然るを知るや。苦と樂とは生因も功能も別なるが故に、體質に異り有り。猶し貪と瞋との如し。現見するに貪と瞋とは生因各別なり。別因もて生じ已れば、功能復異なる。因能く異なるが故に、體別なること極成す。苦樂の生因既に亦別有り。世間現見するに、大種、互に違すれば、便ち苦生ずる有り。調和すれば樂を生ず。別因もて生じ已れば、功能亦異なる。苦は能く損害し、樂は能く攝益す。生因も功能も別有るを見るが故に、定んで、苦の外に實に樂體有るを知る。

上座は此れに於て亦是の言を作さく。「現に攝益の受位無きに非すと雖も、而も苦類に於ては未だ超越を爲さず。有漏法は唯是れ苦の因なるを以つての故に、生死の中、受は唯是れ苦なり」と。此れ亦理に非ず。所以は何ぞや。言、相違するが故に。唯宗を立つるのみなるが故に。非愛を成するが故に。極成せざるが故に。言、相違すとは、謂はく、若し攝益の受位無きに非ずんば、唯苦なるべからず。若し唯苦なりと言はく、攝益すべからず。理として俱應に言ふべし。下なる苦受の位は劣なる損害有つて、攝益すべきこと無し」と。唯、宗を立つるのみなりとは、謂はく、彼れは但、「未だ苦類を越へず」とのみ説いて、竟に因を説かず。何を以つてか攝益の受位は苦受の類に於て未だ超越を爲さざるを證知するや。非愛を成すとは、謂はく、彼の宗の中、信・貪とは思類を越へずと執す。是れなれば則ち彼の二の體は應に一を成すべし。染淨の二品更に相雜るが故に、解脱應に無かるべく、非愛の失を成せん。彼れ既に無雜なり。此れも亦應に然るべし。受類は同なりと雖も、而も苦と樂とは異なる。極成せずとは、謂はく、生死の中には樂受は定んで無なり。極成に非ざるが故に。

【三】何を以つて云云とは如何なる理由からして攝益を爲す受の存在を認めつゝもそれを苦受の中に含ましむるかの意なり。

【四】信と貪云は信と貪とは共に思中に含まるゝが故にその體一なるべきに而も然らざるが如く苦樂は共に受なりと雖も體は異なる、若し信と貪とその體一ならば解脱無かるべし即ち非愛を成す。

卷の第五十八

〔辯賢聖品第六の二〕

此の中、餘部に是の言を作す有り。「定んで實樂無し。受は唯是れ苦なり。云何んが然るを知るや。理と教とに由るが故なり。何等の理に由るや。後に苦増するが故なり。謂はく、一切の所作の事と業と及び威儀中に於て、若し久習して住すれば、皆後の位に於て、苦増すること得可し。理必らず習ふて樂に住する有ること無し。後時に於て苦漸く増盛ならしむるに因る。故に知る、決定して實の樂受無しと。又生死に處して動作有るが故に。謂はく、動作有るは是れ生死の法なり。身に沐浴、飲食等の事有り。心に、境に於て了別する等の業有り。事と業とに驅迫せられて、不安寧を嘗む。故に生死の中、是れ苦に非ざるもの無し。又、微苦も勝樂を伏すに由るが故に。謂はく、少苦とは蚊・虻・蠶等を因として、生じたる微苦にして、現在前する位には、力能く、廣大の樂因を摧伏して、沐浴・塗香・飲食・眠等所生の勝樂をして、現前せざらしむ。故に、有漏の蘊は唯是れ苦の性なり。又重さ苦逼を對治する中に於て、愚夫は樂なりとの増上慢とを起すが故に、謂はく、若し未だ、飢・渴・寒・熱・疲・欲等の苦に、逼迫せらるゝ時に遇はずんば、能治の中に於て、樂覺を生ぜず。是の故に樂覺は苦を治するに由つて生ず。樂を緣じて生ずるに非ざるが故に、實樂無し。又衆苦の易脱する位の中に於て、世間の有情は樂覺生ずるが故に。是くの如きの義に依るが故に、有る頌に言はく。

重きを擔ふて肩を易ふるに、
疲勞止息するに及ぶが如し。

世間、此の苦に由つて、
彼の苦を脱するも、亦然り。

故に愚夫の類は辛苦の中に於て、樂覺生ずること有るも、實に樂有ること無し。何等の教に由るや。世尊、「諸の所有の受は是れ苦に非ざるもの無し」と言ふが如し。又契經に説かく、「此れ生ずる

【一】餘部とは室利羅多等なり。

【二】此れとは有漏法なり。

樂に對して、密かに、「一切の受生するは皆苦なり」と説き、第二の契經は、流轉の樂に依つて、「樂受起るを名づけて樂生すと爲す」と説けるなり。或は前の契經は、多に従つて苦と説く。後の經は、少に依つて亦樂有りと説けるなり。謂はく、生死の中、苦多くして樂少し。蜜の一滴の毒瓶中に在るが如し。故に、經は多く「諸受は皆苦なり」と言ふ。

の中に於て、憂愁を生ぜず。所著無きが故なり。彼の聖道は設ひ退するも、亦、懷苦を生ぜず。若し聖道は聖の愛する所なるを以つての故に、名づけて可意と爲し、執して壞苦と爲さば、是くの如きの聖道は、不愛有るが故に、亦非可意と名づけ、應に執して苦苦と爲すべし。是れなれば則ち聖道は、應に苦諦の攝なるべし。三苦と合するが故に。然るに許す所に非ざるが故に、可意の攝なれども、壞苦の因に非ず。契經の所言なる「諸の所有の受と、所造の爲る所とは皆是れ苦なり」とは有漏法に依つて密に説けるなれば過無し。世間に、一切燒く等と説くが如し。皆少分に依つて一切の言を説く。此れ亦應に然るべし。理極成するが故に。或は此の經の説は其の義モ有餘なり。別の經に、『我が聖弟子は慧を以つて劍と爲して、能く一切の結・縛・隨眠・隨煩惱・纏を斷ず』と言ふが如し。染と無記と有漏の善との慧は、力能く一切の結等を永斷するに非ず。故に慧の言を以つて、『聖慧を以つて』を顯はす。又經に、『樂は樂と俱行す』と説くが如し。理として、應に、受は受と俱起すと言ふべからず。此れは、受を除ける有爲なる有漏の諸の可意の法が、樂受と俱なるを顯はせるなり。應に知るべし、此の經の義も亦是くの如し。聖道は苦に非ざること、此れに由つて極成す。

モ有餘師の言はく、「聖道は苦に非ず。能く、是れ苦相と違逆するを以つての故に。聖道起つて、聖心に違逆するに非ず。此れに由つて、能く衆苦を盡さしむるが故なり」と。

有餘師の言はく、「諸の有漏法は其の性、樂にして住す。無常、逼るの時、其の所樂に違す。是の故に、苦を生ず。聖道は然らざるが故に苦の攝に非ず。去來世の法も是れ現の種類なり。現に同じて、苦と説くも、理亦失無し」と。

契經に説くが如し。『一切の受生するを皆、苦生すと名づく』と。又契經に説かく、『樂受生する時を、名づけて樂生すと爲す』と。二經は如何んが相違背せざるや。前なるは行苦に依つて、皆、「苦生すと名づけ、後なるは、受の自相を辯じて、『樂生すと名づく。失無し。或は前の契經は還滅の

【七七】有餘とは完全なるものに非ずと言ふ意。

【七八】有餘師とは世親か、俱舍廿二・四右參照。

に。可意の行に於ても、刹那の無常は亦行苦と名づく。唯、相續の斷に、懷苦の名を得るが故に、義、別有り。又三樂を障ふるに三苦を建立す。謂はく、苦苦の性は無逼惱樂を障ふ。行苦の性は涅槃樂を障ふ。懷苦の性は受樂を障ふ。是の故に、行苦と壞苦との性は、其の義各異りて、雜亂の失無し。即ち此の理に由つて、聖道は有爲なりと雖も行苦の攝に非ず。涅槃の樂に順するが故に。聖道は能く涅槃の得を引くが故なり。理必らず爾るべし。本論中、先きに三界に約して三苦の別を辯するを以つてなり。此の言は、有るが、「聖道も苦相の攝に墮す」と執するを、遮せんが爲なり。諸の聖道は理、決定して、墮界法に非ざるを以つての故に。既に爾らば欲界の苦は三無かるべし。色界中に於ては、苦は應に二無かるべし。是れに由つて、次に可意等の三の諸行の不同に約して、三苦の別を辯せるなり。此の何れの苦も合すれば、皆苦の名を得。此れに由つて復、樂等の三受の自性に異り有るに依つて、三苦の別を辯す。是くの如きの理に由るが故に、本論中、前後三重に三苦の相を辯ぜり。

有るが説かく、「道諦は唯行苦のみに非ず、亦是れ懷苦なり。現見するに、退法七五の聖道を退する時、亦憂愁なるが故に。又諸の聖道は是れ可意の攝なり。聖の愛する所なるが故に、應に是れ懷苦なるべし。又既に、無漏の樂受有りと許す。不苦不樂受も亦是れ苦なる應し。所以は何ぞや。契經に、『諸の所有の受は苦に非ざるもの無し』と説くを以つての故なり。又道諦の體は是れ有爲なりと許す。理、應に是れ苦なるべし。經に、『諸有の七六所造の爲る所は皆是れ苦なり』と言ふが故に」と。此の説は理に非ず。所以は何ぞや。無明に處して、諸の無智に趣く者は、諸の因果相屬する理に於て、愚にして善く諸法の性相を了知せず。有爲法の別離する位の中に於て憂愁を發生す。所著を失ふが故なり。是くの如きの無智者は、聖道の失ふ可きもの無し。若し明に處して、諸の有智に趣く者は、諸の因果相屬するに於て、迷はず、能く、善く諸法の性相を了知す。有爲法の別離する位

【七五】 退法とは退法阿羅漢のこと。

【七六】 所造とは因縁所造の意。

如く、暫時と長時と畢竟となり。「樂受は生ずる時と住する時とは樂なり」とは、彼の樂受の性に由つて、是れ樂なるが故なり。壞する時、苦なりとは、謂はく、諸の有情、未だ染を離れざるの時、心恒に樂を求む。樂壞する位に於て、憂愁等を起す。故に、樂受を壞苦の性と爲すと説けるなり。樂受壞する時、設ひ苦受無きも、苦に似たるもの顯現するを、亦名づけて苦と爲す。不苦不樂受は生ずる時と住する時と、皆、非苦非樂なり。性として是れ彼れなるが故なり。即ち彼れの壞する時、苦樂の隨一現前す容べきが故に、俱有なる苦樂は、壞する時、二有る容べきこと無しと言ふ可し。故に佛は此に於て、別異の説を作せり。謂はく、「無智は苦なり。智生ずるを樂と爲す」と。此の受に於て無智増廣するを以つてなり。此の受は無明の隨増する所なるが故に。無智に由るが故に、惡趣等の中、具さに無邊の行苦生起すること有るも、極めて微細なるが故に、甚だ覺し難しと爲す。唯聖のみ能く覺す。故に有る頌に言はく、

一の睫毛を以つて、
掌に置かば人は覺せず。

若し眼睛の上に置かば、
損を爲し、及び安からざるが如し。

愚夫は手掌の如く、
行苦の睫を覺せず。

智者は眼睛の如く、
緣じて極めて厭怖を生ず。

是の故に此の中無智は便ち苦なり。若し永斷すれば此れ阿羅漢を得。此れに由るが故に、智生ずるを樂と爲すと云へるなり。薄伽梵は應果は樂なりと説くが故に。

此の三苦の性は其の體是れ何ぞ。應に定んで判じて言ふべし、「三受を體と爲す」と。三受到由るが故に、三受到順する法は、應の如く亦三苦の性の名を得るなり。

懷苦も亦是れ行苦の攝なるべし。懷は是れ、無常の差別名なるが故に。無常の隨ふ所を行苦と名づくるが故に。此れに由つて立つる所の三苦は不成なり。と。此の難は然らず。義、異り有るが故

【七四】性として云云とは不苦不樂受は性として樂にも非ず苦にも非ざればなり。

以は何ぞや。諸の有漏の行は三有り。可意と非可意と餘となり。可意とは何ぞや。謂はく、諸の樂受と及び彼の資具となり、餘の二類も然り。此の中、可意の有漏の行法は、壞苦と合するに由るが故に、名づけて苦と爲す。未だ樂を離れざる者は、彼れの壞する時に於て、必らず定んで應に憂愁等を生ずべきが故に。薄伽梵、契經中に、「諸の樂受は生ずる時は樂なり。住する時も樂なり。壞する時は苦なり」と言へるを以つてなり。樂受に順する諸行は樂受の如し。應に知るべし。諸の非可意の有漏の行法は、苦苦に合するに由るが故に、名づけて苦と爲す。苦受の自體と及び苦に順する法と、現前すれば、必らず能く身心を惱ますが故なり。薄伽梵、契經中に、「諸の苦受は生ずる時も苦なり。住する時も苦なり。壞する時は樂なり」と言へるを以つてなり。苦受に順する諸行は苦受の如し。應に知るべし。此れを除いて所餘の有漏の行法は、行苦と合するに由るが故に、名づけて苦と爲す。因縁の所造は皆是れ無常なり。有漏は無常なれば、是れ苦に非ざるもの無し。故に有漏の法は皆是れ苦の性なり。

豈、一切の有漏の行法は、此れに據つて皆是れ行苦の性なる容きに不ずや。應に但、非苦樂受と及び彼の資糧とのみを説いて、行苦の性と爲すべからず。此の理有りと雖も、然も此の中に於て、不共に依るが故に是くの如きの説を爲す。謂はく、初と後の苦は其の如應の如く、唯、可意と非可意との法に在り。餘の有漏法は唯、是れ行苦のみなり。不共の所依なるが故に、是の説を作せるなり。

然るに薄伽梵、契經中に、「苦受は生ずる時と住する時と苦なり」と言ふは、彼の苦受の性に由つて、是れ苦なるが故なり。「壞する時、樂なり」とは、苦受壞する時は、設ひ樂受無きも、苦受息むに由つて、樂に似たるもの顯現するが故に、亦樂と名づく。相續の息む位に於て、立つるに壞の名を以つてするが故に、苦受息む時、苦受壞すと名づく。此れは欲界と二界と漏盡とに於て、次の

【吉】 契經とは法樂比丘尼經
(中五十八大正一、七八九下)。

【七】 契經とは前に同じ。

【七】 此れとは行苦性なり。

【吉】 二界とは上二界の意なり。

はく、

聖者は是れ樂と説く。

非聖は説いて苦と爲す。

聖者の説いて苦と爲すことを。

非聖は是れ、樂と説く。

然るに四諦の理は、差別有ること無し。聖に在るも凡に在るも、皆如實なるが故に。能見者に依つて偏へに聖の名を立つ。或る義の意は言はく、唯諸の聖者のみ四諦の理に於て、聖行を以つて觀するに、一切の時に於て行相別無し。聖行と諦理と極めて相ひ稱ふが故に。諦、行に隨ふを以つて聖諦の名を立つ。^{六五}世間の六の非聖行の如きには非ず。先に此の地を觀じて靜等の三と爲し。後に復觀じて鹿等の三相と爲す。相ひ稱ふに非ざるが故に、彼れに隨つて名づけず。或る義の意は言はく、唯、諸の聖者のみ四諦の理に於て、聖智を以つて觀じて、一たび正決定を得れば還不定の理無きが故に諦は智に隨つて聖諦の名を得。即ち此の理に由つて、^{六六}聖智もて諦を觀するに、苦・集・滅・道の智の名を立つることを得。凡智も能く四諦の理を見ると雖も、決定を得已つて、不定なる容きが故に、諦は彼れに隨つて凡諦の名を得ざるなり。此れによつて但應に^{六七}世俗智と名づくべし。

第二節 特に苦諦に就いて

^{六八}唯受の一分のみ是れ苦の自體なり。所餘は並びに非らず。如何が、諸の有漏の行は皆是れ苦諦なりと言ふ可きや。頌に曰はく、

苦は三苦と合するに由る。

可意と非可意と、

所應の如く一切の、
餘との有漏の行の法なり。

論じて曰はく、三苦の性あり。一には^{六九}苦苦性、二には行苦性、三には壞苦性なり。諸の有漏の行は、その所應の如く、此の三種の苦性と合するが故に、皆是れ苦諦なり。亦失有ること無し。所

【六五】世間の六の云云とは有漏の六行觀なり即ち下地の有漏法を緣じて鹿・苦・障と觀じ上地の有漏法を緣じて靜妙離と觀するなり。

【六六】聖智もて云云とは聖智に從つて所觀の諦を聖諦と名付けたのであるから從つて諦に四あるが如く智にも四ありとなり。

【六七】世俗智云云とは諦は凡智に隨つて凡諦と名付けざるが故に從つて凡智には苦等の四ある事なく唯世俗の一智のみ。

【六八】唯受の一分とは樂・苦・不苦不樂の三受の中にて苦受のみ苦の自體なり。

【六九】苦苦性 Dukkha-dukkha-khara 諸の有漏法の非可意なるは苦なるが故に苦なり。行苦性 Samskara-dukkha-khara 非可意非非可意なるは無常の故に苦なり。

壞苦性 Vipariyam-uttukha-khara 可意なるは壞滅するが故に苦なり。

謂はく、行者に隨つて、現觀の位の中に前に觀するを前に説き、後に觀するを後に説く。然るに或は法あり。説の次は生に隨ふ。念住等の如し。或は復法有り。説の次は便に隨ふ。正勝等の如し。謂はく、此の中には、決定の理趣の發動精進して、先づ已生を斷じ、後に未生を遮すること無し。但、言便に隨へるのみ。應に斷すべき所の法已に生ずるときは、施設し易し。未生には非ず。應に修すべき所の法未だ生ぜざるときは、施設し易し。已生には非ず。斷は必らず鹿より、修は必らず細よりす。言、此の便に隨ふが故に是の説を作す。

何に緣つてか現觀の次第は必らず然るや。加行位中、是くの如く觀するが故なり。何に緣つてか加行は必らず是くの如く觀するや。謂はく、若し法有り、最も逼惱を爲せば、加行を修する位に、理として、應に先に觀すべし。次に彼の因を求め、次に彼の脫を求め、後に應に彼の解脫方便を求むべし。譬へば、良醫の先に病者患ふ所の病狀を觀じ、次にその因を尋ね、次に病の愈ゆるを思ひ、後に良藥を求むるが如し。故に 契經に言はく、『夫れ醫王とは、謂はく、四徳を具して能く毒箭を抜く。一には善く病狀を知り、二には善く病因を知り、三には善く病愈を知り、四には善く良藥を知る。如來も亦爾り。大醫王と爲つて、如實に苦・集・滅・道を 了知すと。故に加行の位には、此の次(第)に依つて觀す。現觀位中の觀の次も亦爾り。加行力に由つて、引發する所なるが故なり。先に誦する所の文を縦に心に誦するが如し。故に聖諦の名を列するは、現觀の次第に隨ふなり。現等覺の故に 現觀の名を立つ。正覺の所緣なるが故に唯無漏なり。此の覺は眞淨なるが故に正の名を得。

此の聖諦の名は何なる義に目くと爲すや。經に『聖者の諦なるが故に聖諦の名を得』と言ふ。此の義の意は言はく、唯、諸の聖者のみ四諦の理に於て、能く如實に見て虚妄有ること無し。非聖は相違するが故に、理は通ずと雖も、而も聖諦と名づく。是くの如きの義に依るが故に、有る頌に言

【五七】 正勝とは四正斷のことなり、即ち

一 已生の惡を斷ず。
二 未生の惡を生ぜざらしむ。
三 未生の善を生ぜしむ。
四 已生の善を増長せしむ。

【五八】 契經とは雜十五、(大正二、一〇五上中)。

【五九】 本文了如に作る。俱舍廿二、二左に依り了知と改む。

【六〇】 先に誦するとは加行位のこと。

縦に心に誦するは現觀位のことなり。

【六一】 現等覺とは現前に平等に覺するなり。

【六二】 現觀 Abhin myna.
聖諦 Arya satya.
Arya sacca.

【六三】 非聖は云云とは以上の如く聖諦の聖を聖者の意味に解すれば四聖諦は唯聖者のみのものと眞理なるが故に一切に妥當する眞理なるが故にこゝに難あり、然し乍ら、非聖は聖諦とその性相違するが故に聖諦は凡聖に拘らずと雖も聖者所見の諦と言ふ意味にて聖諦と言ふとなり。有の頌とは雜十三(大正二、八八下)。

相なる有の滅、是れ滅諦なり」と。有の滅は滅諦に非ず。理成ぜざるが故に。此れに由つて、是くの如きの説を作す應からず。「順後有愛の滅、是れ滅諦にして餘に非ず」と。此れに由つて應に知るべし。諸の有漏の斷は皆是れ滅諦なりとの理、善く成立す。

唯有學の八聖道支のみ、名づけて道諦と爲すと言ふは亦理に應ぜず。一切の善法は皆聖諦の攝なりと説くが故に。契經に言ふが如し。『所有の善法は一切攝して四聖諦中に在り』と。此れに由つて彼れ應に、有學の八道支を除いて外の所有の聖道も亦道諦の攝なりと許すべし。或は善性に非ず。

又應に、已に四聖諦を見たる者も、猶未だ五四佛證淨を獲得せざるべきが故に。道諦に於て現觀を得るの時、未だ無學道を現觀せずと許すを以つての故なり。此れに由つて、已に四聖諦を見たる者も、未だ佛證淨を獲得せざるの失有り。佛を緣する信根、猶未だ得ざるが故に。又道は皆道の等相を有するが故に。謂はく、餘の有學と無學との聖道は、若し生死に趣けば、應に無漏に非ざるべし。若し涅槃に趣けば、應に道諦の攝なるべし。若し俱に趣かざれば、應に道と名づけざるべし。如何んが、彼れ乃ち、是れ道にして道諦に非ずと言ふや。是の故に一切の學無學の道は、皆道諦に收まるとの理、善く成立す。若し、無學は苦を滅する能はず、如何んが、是れ苦滅道の攝なりと説かん、と謂はゞ、此の難然らず。道相既に等しく、苦に於て亦滅の功能有るが故に。然れども、已に滅するが故に、勞はしく更に滅せざるなり。無學道に滅の功能無きには非ざるなり。又對治道に多種有るが故に。此れに由つて契經に言はく、『不動心解脫は五五珍寶具足、能く不善を捨す』と。即ち此れに由るが故に、諸の無學者、正斷を修習するも亦失有ること無し。是の故に五六最初に諦を立てたるを勝と爲す。

因前果後は理數、必らず然り。此れに由れば、定んで、應に諦名を列する處に、苦は集の後に居し、道は滅の前に在るべし。何が故に此の中、果前因後なるや。現觀の位に隨つて次第して説く。

【五四】佛證淨とは佛に對して不壞の淨信を懷くこと。

【五五】珍寶とは諸の聖道を譬へなるなり。
【五六】最初とはこの節の始めを言ふなり。

故に。謂はく、有愛と離愛と二俱に命終するに、唯、有愛者の後有のみ更に起るを見る。此の理に由つて、愛を起因と爲すことを證す。有を起すか、無を起すかは定んで愛に隨ふが故に。又世、現見するに、希求者、能く攝受すること有るが故に。謂はく、世、現見するに、希求する所、便ち能く攝受する有り。現に於て既に兩り。當に於ても亦然らん。必らず希求を因と爲して、能く後世を攝受す。若しは後有に於て、愛は必らず彼れに馳趣す。故に、愛の體は能く後の因と爲ることを知る。

何に縁つてか、離愛者有ることを證知するや。現見するに、可盡の法は、因の永盡に由るが故に。謂はく、水等は火等と合して、漸く減じ漸く微にして、乃至都て盡くるを見る。又不淨相等を數習すれば、貪等漸く減じ、善法漸く増すを見る。此れに由つて比知するに、無漏の智火極盛なる位に至つて、愛等永く亡ぶ。是の故に、離愛者有るを證知す。有餘師の説かく、「愛非愛の境、現在前する時、諸根凝寂にして變異せざれば、是れ離愛の相なり。風等生ずる所の變異の相有るを見ざれば無病を比知するが如し。又闇、壞すると及び境を了する時とに、日輪出づると及び諸根有るとを知るが如し。是くの如く、行者闇中に處すと雖も、身語意業亦清淨ならば、應に彼れ必らず已に愛を離れたるを比知すべし。心に過を壞ける者、若し闇中に處すれば、諸根定んで應に變異あるべきが故に。又^{五三}遊履の未だ行ぜざる所の處は、能引導と及び所策の杖とを離れては、盲者、定んで應に不正に路を失ふべし。遙かに彼の相を觀じて、彼れは定んで盲なりと知るが如し。是くの如く心中に過失を懷ける者は、身語意業必らず清淨ならず。諸根定んで應に變異して轉ずる有る應し。比量を善くする者は、他の相續に於ても、是くの如く離愛と未離愛とを比知す可し」と。是くの如く唯、有對法者宗の、集諦の體を辯するの理のみ善く成立す。

彼れ滅諦を立つることも亦理に應ぜず。諸の煩惱の等しき滅は皆寂靜相なるが故に。等しき寂靜

【五二】風等とは病ひは四大の不調に依るが故なり。

【五三】遊履の云云とは未だ一度も歩つたことのない道なり。

の貪なる名は、通じて一切の四九食俱生品に目づく。貪等の行と俱有なる差別を建立せんと欲せんが爲の故なり。此れに由つて、彼と相應する無明も亦、説いて彼彼の喜愛と名づくることを得べし。故に薄伽梵は所化の宜に隨つて、別意を以つて、愛を集諦と爲すと説きたまへるなり。名に隨つて便ち固執を興す應からず。謂はく、「集諦は唯、是れ後有を續くる因たる愛のみなり」と。

有るが言はく、「聖道を苦と爲す。三縁にて聖道現前す。亦能く諸根の大種を長養すれば、應に集諦の攝なるべし」と。此れ亦然らず。諸の聖道の力は、能く衆苦を永斷するの道なるを以つての故に。能く畢竟じて、苦を斷する道法を、苦集と名づく可きに非ず。義相違するが故に。又若し、彼れは是れ此の集ならば、彼の法を離れては此れ生ぜざるに、聖道は無なりと雖も、而も苦は恒に起る。故に知りぬ。聖道は定んで苦の集に非すと。又苦は是れ聖道の等流と説く可からず。謂はく、等流の言は、因、同類なることを顯はす。有漏と無漏と類既に別有り。因は同類に非すと爲し、果は等流に非すと爲す。故に聖道は是れ集なりと言ふ應からず。又聖道は是れ長養の因に非ず。然るに聖道現前すれば、五〇根の大、長養するは、道能く損害の縁を遮止するが故なり。今彼の自類を、前に勝因と爲して、後果、轉えた増するを名づけて長養と爲す。此れに由つて聖道は定んで集諦に非ず。故に唯、有漏のみ因性たる邊よりして、皆集諦の攝なりとの理、成就することを得。

五二契經の所説なる、「業を生因と爲し、愛を起因と爲す」とは斯れ何の義有りや。謂はく、後有の差別せる芽生するに於て、業は能く因と爲る。所種の種の如し。愛非愛の異熟は業に隨つて差別するが故に。若し後有の別なる芽生すること無きに於ては、愛は能く因と爲る。能く水を潤すが如し。愛は諸の後有を潤すも、別にして起ること無からしむるが故に。稻等の芽の、自類種に隨ふが故に差別有るが如し。諸芽、別無くして皆滋長を得るは、水を因と爲すに由る。應に知るべし、二因の義は別なり。是くの如きの理は、必らず許すべし。愛を起因と爲して、有愛者の後有起るを見るが

【四九】 食俱生品とは食と俱生せる心所俱有の四相なり。

【五〇】 根の大とは諸根の大種なり。

【五二】 契經とは、俱舍廿二・九左參照。愛によつて異熟を引き業によつて異熟に愛非愛等の差別を生ず。

後有を牽くが故ならば、業行は何ぞ然らざるや。經契に言ふが如し、『若し^{四五} 福行を造れば、便ち能く福行に隨へる識を引起す』と。非福と不動とも、廣説すること亦然り。若し希求の相の故ならば、何に緣つてか欲を説かさざるや。若し説いて集と爲すが故ならば、何ぞ食等を説かさざるや。若し執取の性の故ならば、何ぞ身見等に非ざるや。是くの如く餘法も、亦彼の相有り。而るに集諦は唯是れ愛のみたりと執するは、但、經に於て觀察智を闕くるに由る。

又未だ會つて有る處に決定して、集諦は唯是れ、後有を續くる因たる愛のみなり、と説けるを見ず。豈、經に後有の愛の言を説かずや。爾りと雖も、此の愛のみ唯、是れ、能く後有をして相續せしむる因性なりとは言はず。説くが如し、『云何んが如實に食の集を知るや。謂はく、愛、後有變なり、乃至廣説』と段食を引くを後有を續くと名づくるには非ず。是の故に此の後有愛の言は、前の後有を續くるに非ざるものを簡別せんが爲なることを知る。謂はく、薄伽梵、所化の宜を觀じたまふて、且らく愛の聲を以つて、集諦の體を顯はしたまへるなり。然るに多法に於て、皆愛の聲有り。所餘を簡ばんが爲に、後有愛と説く。謂はく、若し愛有り、未だ永斷せざるの時、後有生ず可きを、方に集諦と名づく。是れ此の經の義は、後有を續くるに非ず。豈、但、喜俱行愛彼々の喜愛を説かさざるや。能く簡別するに足らば、皆許すも失無し。彼れと此れと同なるが故に。謂はく、唯、後有を續くる因たる愛を、集諦と名づくと執する論者の如し。後有愛の言は已に能く餘愛を簡ぶ。復、餘の重ねて^{四七} 我が宗を簡ぶものを説くも、亦然り、難を爲す應からず。或は愛とは、是れは總なり。後有愛の言は、無明と及び一果法とを簡取す。後有愛の聲を以つて、無明等を説くが故に。後有愛の聲は、亦通じて一切煩惱或は取蘊を説く容きが故に。未だ了せず、今何等の無明を説くかを。故に次に復、喜俱行愛と言ふは、即ち是れ、意地なる貪相應の義なり。意食を^{四八} 喜と名づく。有分別なるが故に。彼彼の喜愛とは、謂はく、諸境に於て、或は自體に於て差別の貪を起すなり。此の中

【四五】 福行 *puṇyābhisaṅk-*
hetu.
非福行 *apṇyābhisaṅk-*
不動行 *anējyābhisaṅk-*

【四六】 是れ此の經云は外難なり。能く簡別云云は答へなり。

【四七】 我が宗にては五取蘊をその因性たる邊よりして集諦と爲す若し之と異なる説を爲すも、前の如く會通すべしとなり。

【四八】 喜とは意識相應の快適なる心所意識相應なるが故に有分別なり。

の力に由つて、識の種子をして後有の田に住せしむるを方に集諦と名づく」と。此れ亦理に非ず。愛を除いて餘法も亦、後有の因なり。契經に説くが故に。契經に説くが如し。『一類の有情は、餘の慢、未だ斷せず、未だ遍知せざるが故に、彼の類は便ち、生般涅槃を作す』と。又契經に説く、
『若し慢に於て未だ現觀せざる有れば、是の慢は、我れは四三記す、後の生有り』と。又説かく、『無明と愛結と覆繋して愚夫も智者も同じく有身を感じ』と。又契經に言はく、『諸の有情の類の種々にして一に非ざる衆多の苦生するは、皆欲を因と爲す。乃至廣説。又愚癡の類は諸有を愛樂して、愛に由つて久しく生死の瀑流に處す』と。是れなれば則ち無明は生死の本爲り。乍ち唯彼れを説いて集諦と爲す可きのみ。唯愛のみ是れ集諦の體なるべからず。

或は復何に緣つてか定んで、唯愛のみ能く後有を續けて諸惑には非すと知るや。若し、『唯愛のみ順後有と名づけて、餘法に非ず』と謂はゞ、理亦然らず。先に已に説くが故に。先に何の所説ぞ。謂はく、先に、愛の聲を説いて、一切煩惱を説く。通じて餘法を説くの理亦前の如し。又業は亦能く後有を招感し、亦後有に順ず。寧ぞ唯愛のみを説かんや。若し、『唯愛の引發する所の業のみ、能く後有を感ず』と謂はゞ、理亦然らず。一切煩惱の引發する所の業も、後有の因と爲る能はざるもの無きが故に。契經に、『無明を緣として行あり』と説く、此の無明の聲は、總じて諸惑を説くと許すを以つての故なり。或は愛は亦無明に引發せらるゝに由つて、方に勢力有つて、能く後有を續く。經に、『無明を愛因と爲す』と説くが故に。乍ち集諦は唯是れ無明なる可し。無明は總じて諸有の本爲るが故なり。此れに由つて、唯愛力のみ識の種子をして四四後有の田に住せしむるに非ざるを證すと爲す。故に、集諦は唯愛のみなり、と言ふ應からず。

又彼の有漏法中、何に緣つてか唯愛のみを執して、集諦と爲すやを責む應し。若し是れ煩惱なるが故ならば、瞋等は何ぞ然らざるや。若し三界に通ずるが故ならば、慢等は何ぞ然らざるや。若し

【四三】 記すとは懸記のことなり。

【四四】 後有の因とあるも前に倣つて田と改む。

は俱に通じて、此れに由つて成するが故に。謂はく契經に説かく、『五種の取蘊は、一切應に斷すべし』と。既に「皆、是れ苦諦の所攝なり」と説けることを、前已に顯成せり。故に苦と集とは物に由るが故に異なるには非ず。又佛は苦に於ても亦、斷の言を説きたまへり。謂はく、『世の醫の毒箭を抜く者は、一切世間に達すること能はざるも、本苦の永斷の爲なる良藥を生ず。廣説乃至。唯諸佛有つて、究竟して一切世間に達して、本苦の永斷の爲なる良藥を生ず』と説く。又經に、苦滅を説く。滅は是れ斷の異名なり。又「應に知るべし」の言も亦集諦に通ず。經に『衆苦の盡は法を遍知するに由る』と説くが故に。此れに由つて、『應に知り、斷すべし』といふに就いて、苦と集との諦の二相の差別を辯すべからず。

諸の無學の者の後有は續かざるが故に、唯愛のみ是れ集諦なりと、證知すと言ふは、理、亦然らず。餘因闕くが故に。後有續かざるは、猶し愛等の如し。謂はく、經中に『受を緣として愛あり』と説くが如き、諸の阿羅漢は受有ること無きには非ざるも、但、餘の緣、闕くが故に、愛生ぜず。又經中に『眼と及び色とを因と緣と爲すが故に、眼識生ずることを得』と説くが如き、而も或は、時有つてか、眼と色と有りと雖も、餘の緣闕くが故に、眼識生ぜず。應に知るべし。此の中の理趣も亦然り。馬鳴尊者亦是の言を作さく。煩惱と業とは、身能く後有を取るに、因と爲つて、後有を引發して續生せしむ。設し業を壞するも、身の後有は絶ち難し。若し煩惱闕くれば後有便ち無し。要らず、能趣の因の生ずるを闕きて、身、方に盡くるが故に。種子を闕けば地有るも苗無きが如し。又經契に言はく、『識を種子と爲し、業を因と爲すが故に、後有生ずることを得』と。應果の身は、識無きに非ざるも、業無し。是の故に、必らずしも因皆無きに不ず。故に方に後果をして相續して生ぜざらしむるは、應果の身中眼等有りと雖も、餘因闕くが故にして、後有續かざるなり。

有るが是の言を作さく、『現世の諸蘊は、展轉して力生ず。故に但互ひに緣と爲るべし。要らず彼

【四〇】既に皆是れ云云とは五取蘊が苦諦なることにして此卷の始め、(大正廿九・六五八上)に出でたり。

【四一】謂はく云云は雜・十五(大正藏二、一〇五上中)。

【四二】有るが云云は再び集諦に就いての異説なり。

成す。又契經に、『受の集の故に愛の集あり』と言ふ。豈、愛と受とは、亦苦にして亦集なるに非ずや。此れに由つて、苦と集とは物の故に異なるには非ず。是の故に一切有漏の五蘊は、因性たる邊よりして、皆集諦の攝なり。

上座は此の意に於て、然らずと謂ふ。契經中に此の説無きに由るが故に。(又)『苦は應に知るべし。集は應に斷すべし』と説くが故に。謂はく、廣分別聖諦經中、會つて説いて、五種の取蘊は皆集諦の攝なりと言はず。唯『是れは愛なり』と説くのみ。又薄伽梵は二諦の別を明にして、『苦は應に知るべし』と説き、『集は應に斷すべし』と説きたまへり。是の故に唯愛のみ是れ集諦の攝なり。又諸の無學の者は後有續かざるが故に。謂はく、阿羅漢に五取蘊有り。苦集有るが故に、應に後有を續くべし。然るに是の事無きが故に、唯愛のみ是れ集諦の攝にして、餘の取蘊には非ざることを知る。

此れは語有りと雖も、而も實に義無し。契經中此の説無しと言ふは、且らく理に應ぜず。自宗に違するが故に。謂はく、彼の上座自らは是の言を作さく。『苦の因は理として一切煩惱に通ずるも、愛は勝なるを以つての故に、愛を説いて餘に非ず』と。(然るに)、契經中、聖諦を辯ずる處に、諸の煩惱は皆是れ苦の因なりと説けるには非ず。但、是の言を作すのみ、『愛を集諦と爲す』と。故に彼れの所説は唯、己情に率ふのみ。若し、『餘經には、『餘の煩惱は是れ集の性なり』と説くが故に、諸の煩惱は皆是れ苦の因にして、並に集諦の攝なることを知る。但、勝に就くが故に、愛を説いて餘に非ず』と謂はゞ、豈、言ふ所の經に説かざるに不ずや。故に唯愛のみ是れ集なりとの言は、義有りて空なり。又此の經は取蘊を説かざるには非ず。愛の聲は通じて諸の有漏を顯はすが故に。此れは前に已に説く。後にも更に當に辯すべし。故に彼れの言ふ所は空にして、義有ること無し。

又彼の所説の、『應に知るべし、應に斷すべし』といふが、二諦の別なり、とは理亦然らず。二諦

【三五】 上座とは世親なり、これ經部の説、俱舍二十二・九右以下參照。

【三六】 分別聖諦經(大正藏一・四六七上) Saccavithāṅga-s. (M. 141)。

【三七】 苦集云とは「若し五取蘊を苦の集とすれば」の語を補ふべし。

【三八】 此れは以下は樂賢の難なり。
【三九】 自宗とは汝の自宗との意。

り」と説くが如し。故に唯愛のみはれ集諦の攝に非ざること、理、必らず爾るべし。世尊^{三三}、西賦迦に告げて、「我は昔と今と皆定んで慢類を施設して苦と爲す。慢は即ち是れ集なり」と言ふを以つてなり。若し、「上の如きの所引の契經は、五取蘊を皆集諦と名づくるには非ず。故に所立に於て證を爲すこと成ぜず」と謂はゞ此れ亦然らず。汝の許す所を遮せば、我が義成するが故に。謂はく、所引の經は、諸の煩惱は皆是れ集諦なることを證して、汝の許す所なる、集諦は唯順後有愛のみを攝すといふを遮す。既に汝の義を遮するに、我が宗の所説なる、「諸の有漏法は因性爲る邊よりして、皆是れ集諦なり」といふは、能く遮止するもの無し。故に上に引く所は、證と爲るの理成ず。

設し、彼の經の愛は唯愛のみを説くと許すも、亦失あること無し。後有を招くに於て、愛は勝因たり。勝に就いて説くが故に。謂はく、愛は最も是れ有を厭はざるの因なり。愛の力、能く諸有を莊飾して、種々の美妙の相を成ぜしむるを以つての故に。怨敵を密にするは、相を現はして親を許はり、諸の有情をして、其の過を見ざらしむるが如し。諸の有情の類は愛行最も多くして、愛の力、能く難欲に趣くことを難からしむ。故に有を招くに於て、愛は是れ勝因なり。愛を因力と爲して、能く引起して、欲を別離せず、欲と和合するを以つての故に、法爾として力能く解脱と違逆す。故に衆苦の因を宣説する時に於て、有情をして、彼れの過失を見せしめんが爲に、勝に就いて彼れを説いて、以つて集諦と爲す。所餘の彼の相に異なる法は、集諦の性無しと謂ふには非ず。若し但文の如くにして、解を作せば、太過の失有り。或は此れに由るが故に、其の義亦成ず。謂はく、契經に「愛の集の故に苦の集あり」と説く。愛の集は即ち無明なり。故に契經に言はく、「云何んが愛因と爲すや。謂はく、即ち無明なり」と。是れ既に^{三四}苦の集は即ち是れ愛因なりと説けるなり。應に但、無明を集諦の性と爲すべし。或は即ち愛を執して愛の集と爲せば、豈、即ち苦は亦是れ苦の因なるに非ずや。此れに由つて、便ち、即ち一物に於て、因果に由つて別に苦と集との諦を立つることと

【三二】西賦迦 Seniya。勝軍と譯す佛弟子の一人なり。

【三三】設し云云は外難に非ず前よりの續きなり。

【三四】彼れとは愛のことなり。

【三五】苦の集は愛因であるが愛因は無明なるが故に苦の集は無明なり。

食は是れ苦の集なりと説く。衆苦は皆食に由つて生ずと説くが如し。又經に、「食の集の故に身の集あり。觸の集の故に、受の集あり」と言ふが如し。身と及び受とは苦諦の攝に非ざるには非ず。既に一物に於て苦と苦因とを説く。故に知りぬ。取蘊は皆是れ集諦なりと。

經は何ぞ唯、愛を説いて集諦と爲すや。別意趣に依るが故に是の説を作す。謂はく、契經に、喜俱行愛を説く。喜は即ち是れ愛なる理、定なり。愛は愛と俱なること有ることなし。故に此の

經は、愛の聲を以つて、愛と俱なる取蘊を説けるなることを知る。理、必らず爾る應し。現見するに餘經に、彼に非ざる體を説いて彼と爲すこと有るが故に。謂はく、契經に、「愛に依つて愛を斷ず」と言ふ。此れは善法の欲に於て説くに、愛の聲を以つてするなり。又契經に、「愛を離れ熱を離る」と言ふ。此れは觸の一分に於て、説くに愛の聲を以つてするなり。此の中、渴に於て愛の名を説くが故に。又契經に言はく、「愛、増するを取と爲す」と。又經に説かく、「業は愛を以つて因と爲す」と。此の二經の愛の名は、一切煩惱を説けるなり。然るに契經に、四種の愛を起すと説く。

此の經は但、愛の聲を以つて食を説けるなり。經に愛の聲を説くの義、一に非ず。故に經の「愛を説いて集諦と爲す」の言を執して、唯食のみに目く、と謂ふは善説と爲すに非ず。

又此の經の説は定んで別意有り。伽他に、「業と愛と無明とは皆能く因と爲つて、後の諸行を招く。一切煩惱は皆能く因と爲つて、後の有を招く」と説くを以つてなり。故に、愛の聲は通じて一切煩惱を説く。唯食のみに目くるには非ず。此れに由つて、喜俱行の愛は即ち愛に目くるに非ざることを證知す。後に更に當に辯すべし。復、契經有つて、此の義を成ずることを證す。謂はく、佛は彼の有因有縁有緒經中に於て、「業は愛を因とす」と説きたまへり。餘經に復、「一切煩惱は皆是れ業因なり」と説く。(又)契經に、「取を縁として有あり」と言ふを以つての故に、前に「業は愛を因縁と爲す」と説ける愛の聲は、通じて一切煩惱を證はすことを知る。譬へば、經に「無明を縁として行あり」

【七】 身と及び云云は身と受とは苦諦の攝なるが故にその原因たる食と觸とは苦の集となる。從つて食は集諦の攝なるに前の經には食は苦諦の攝なるかの如く説けり故に食は苦にして苦の因なりとの意なり。

【八】 喜俱行愛と言ふその喜は愛であるからこの經文をそのままに取れば愛俱行愛と言ふ事になるが之は不合理なり、從つて之は喜と俱なる取蘊、即ち愛と俱なる取蘊を説けるなりとの意。

【九】 渴は觸なるが故にかく言ふ。

【三】 「無明を縁として行あり」と言へる無明が一切煩惱を表すが如く「業は愛を因とす」と言へる愛を一切煩惱なり。

於て、彼れ復、問ふて言はく、「何に齊つて、名づけて諸の聖弟子と爲すや」と。「此の正法と毘奈耶の中に於て、正見と神通と皆圓滿を得、正見を成就するものなり。乃至廣説。聖弟子に非ざるものは、聖諦を見ることを離れて、正法と毘奈耶の中に於て、正見と神通と圓滿を得可し等」と。故に知りぬ。此れに於て、意は聖諦を説けることを。又若し是の聖諦の言を説かず、便ち聖諦に非ざれば、太過の失有り。謂はく、契經に、苦に於ける無知、是くの如く乃至道に於ける無知を説く。此の中、聖諦の聲を説くことを闕くるには非ず。(若し闕るとせんか)便ち、無知は聖諦に迷はず、(又)諦の現觀に於て、障能を爲すこと無しと謂はん。若し爾らば、彼の無知は應に見諦斷に非ざるべし。又契經に、苦と併びに因を知ると説く。此の中、聖諦の言説無しと雖も、而も此れは、苦集聖諦を見ることを説かざるには非ず。又契經に言はく、「彼れは諸諦を見る。諸諦を見るが故に、現觀者と名づく」と。此れは諦を説くと雖も、聖の言を説かず。而れども、彼れは定んで、見聖諦者に名づく。又餘經に於て、此の例有るを見る。謂はく、有る處には具さに欲貪を説き、有る餘の處には但欲に由つて諸趣に往くと言ふが如し。貪を闕くと雖も、想するに即ち欲貪なることを知る。故に、聖諦の言を闕くも、亦聖諦を説けるなることを知る。此れに由つて、一物に於て苦集を説く。故に集諦は唯愛のみに非ずとの其の理、極成す。

又食等の説に於て、二有るが故なり。謂はく、契經に説かく、「諸の聖弟子よ、如實に食を知れ、及び食の集を知れ。廣説乃至。云何んが名づけて、如實に食を知ると爲すや。謂はく、食に四有り。廣説乃至。是くの如きを名づけて、如實に食を知ると爲す。云何が名づけて、如實に食の集を知ると爲すや。謂はく、愛、後有愛、喜俱行愛、彼にの喜愛なり、廣説乃至。此れに齊つて名づけて、諸の聖弟子、此の正法と毘奈耶の中に於て、正見と神通と圓滿を得、等、と爲す」と。食は既に苦諦の如く、愛等を説いて因と爲す。此れに由つて、食は亦苦諦なることを證知す。復、有る經には、

【六】彼れとは現觀者と言ふ名前のこと。

言を説く。故に唯愛のみ是れ集諦の攝なるには非ず。と。此れは誠證に非ず。愛の斷する時を以つて、假りに色等に於て斷の言を説くが故に。「色に於て應に食欲を斷すべし。食欲斷するの時、便ち名色斷す」と説くが如し。乃至識に於て説くことも亦是くの如し。

此れは是れ誠證なり。所以は何ぞや。愛は行蘊の攝なりと雖も、而も是れ集諦なるが故に。豈、行に於て、「應に食欲を斷すべし」と説くは、便ち愛の體は集諦に收むるに非ずとの謂ならんや。故に彼れに於て、應に色等を食ぼるを斷すべし、と説くと雖も、妨げ無し。是れ集諦の攝なればなり。又應に斷すべしの言、簡別無きが故に。謂はく、色等の蘊は、若しは自體斷なるも、若しは彼の體に於て能く愛の斷を緣するも、皆彼れに於て、「應に斷すべし」の言を説く可し。契經に復、言はく、「集諦は應に斷すべし」と。故に五取蘊は因性たる邊よりして、皆集諦の攝なり。法、相似するが故に。又眼等は是れ因の性なりと説くが故に。經に説くが如し、「眼を因と爲し、色を緣と爲して、眼識を生ず」と。眼識は既に是れ、苦諦の自性なり。言ふ所の因とは、是れ集の異名なり。義准するに、識の因は是れ集諦の攝なり。此れに由つて、眼等は是れ集諦なりとの理、成ずることを證す。

三一 又一物に於て、苦集を説くが故に。謂はく、契經に言はく、「生等は是れ苦なり」と。復、言はく、「生の集の故に老死の集あり」と。又契經に説く「此れは是れ老死なり、此れは老死の集なり」と。如實に了知す。」と。故に知りぬ、苦集は一物なれども、分てば二なり。此れは經の所説なりと、説いて言ふ可からず。苦集と名づくとも雖も、苦集諦には非ず。此れは異門に依つて、聖諦を説くが故に。謂はく、此の經文は前に是の説を作す。「如實に苦を知り、苦集を知る等」と。次に彼の尊者大俱社羅是の問を作して言はく、「唯舍利子よ、更に異門有つて、聖諦を説くや、不や」と。彼れ答へて言はく、「有り。謂はく、如實に此れは是れ老死なり、老死の集なり、等と知る」と。此の中、聖諦の聲を説くことを闕くと雖も、而も前の言に乗するに、聖諦を説けることを知る。此の文の後に

【二】 誠證なりとは前の誠證に非ずと言へるに對する反駁なり。

【三】 又一物云云、以下別の理由よりして五取蘊が集諦なる事を述ぶ。

【四】 此れは經の云云は外難なり。

【五】 此れは異門云云は外難に對する答へなり。

【六】 此經文とは中阿含大拘孫羅經(大正一・四六二、中)大俱社羅 Mahakosyika

又愛は苦諦に非ずとは、至教と相違す。説くが如し、「云何んが苦滅聖諦なるや。謂はく、即ち諸の愛の究竟して斷盡せるなり」と。愛の自性は苦諦に攝せざるには非ず。愛の斷盡を苦滅諦と名づく可し。若し諸の愛は是れ、衆苦の因なるが故にと謂はゞ、愛の斷盡せる時、衆苦皆滅すと説く、此れ亦失無し。殊勝の苦、永斷を得る時、衆苦滅すと許すが故に、取蘊の一分、永斷盡を得る時、一切取蘊皆滅すと説く可きが如し。「色に於て應に食欲を斷すべし。食欲斷するの時便ち名色斷す」と説くが如し。乃至識に於て説くことも亦是くの如し。

復何の理有つてか、決定して、愛は苦諦の攝に非ずと説くや。若し經に「是れ集なり」と言ふが故にと謂はゞ、太過の失有り。「道諦を苦滅に趣くと名づく」と説くが如き、集を斷する能はざるべし。義を執すること言の如くなるが故に。又至教の意を詳にするに、愛は亦苦諦の攝なり。契經中、見諦者に「汝は眼觸所生の諸愛に於て、復、等隨觀見して、我我所と爲すや、不や」と問ふに、彼れ便ち答へて「爾らず、大德よ」と言へるが如し。又伽他に言はく、「未だ如實に苦を見ず。便ち彼れを見て我と爲す、乃至廣説」と。頌は、身見は唯見苦所斷なることを顯はす。前經は、愛は身見の爲の所緣たることを顯はす。故に知りぬ。契經の意は、愛は苦諦の攝なりと許すことを。又愛の集は應に如實に了知すべし、と説く。若し愛は定んで苦諦の攝に非ざれば、則ち愛は唯是れ苦果の集なり。如何ぞ復、勸めて愛の因を知らしめん。愛既に^{二〇}有因なり。故に亦是れ果なり。既に亦是れ果なり。亦苦諦の攝なり。故に有漏法は果性たる邊よりして、皆是れ苦諦なりとの理、善く成立す。諸の有漏法は因性たる邊よりして、皆集諦の攝なり。唯是れ愛のみには非ざるなり。契經に「是は應に斷すべし」と説くを以つての故なり。謂はく、世尊は「集諦は應に斷すべし」と言へり。復是の說を作さく、「苾芻、當に知るべし。若し色に於て乃至識に於て、未だ達せず、未だ漏知せず、未だ斷せず、未だ染を離れざる有れば、彼れは定んで衆苦を永盡すること能はず」と。既に五蘊に於て、皆斷の

【七】愛の斷盡云云とは愛の斷盡を苦滅諦と言へる以上、その苦とは愛をも含むとの意なり。

【八】色に於て云云とは食欲は名色の一分なるが故に愛が苦の一分なる事の例として引用せるなり。

【九】我々所云云とは我々所の對象となるものは苦諦なるが故に愛も苦諦の攝なりとの意なり。

【一〇】有因とは因を持てるもの即ち因より生じたるもの、從つて果、との意なり。

立する位の中、諸の忍智等の行相別なるが故に。四正斷の出離の尋等の如し。擇滅無爲を名づけて滅諦と爲す。學と無學との法を皆道諦と名づく。

有るが説かく、「名色を名づけて苦諦と爲す。五取蘊を以つて其の體と爲すが故に。唯業と煩惱のみ名づけて集諦と爲す。煩惱力に由つて能く心を繫縛して餘趣に屬せしめ、業力に由るが故に能く自體をして差別して生ぜしむ。唯煩惱の滅のみ名づけて滅諦と爲す。煩惱の滅に由るが故に、色等に於て解脱す。唯觀と止とのみ名づけて道諦と爲す。此の二は諸の聖道を攝受するが故なり」と。

此れは諦相に非ず、別意の説なるが故に。謂はく、說法者が時機と勝解と堪能との分位の差別に應ずるが爲に、別意趣に依つて密に是の言を作せるなり。此の文は諦相に依つて説くと謂ふに非ず。對法を善くする者此の文を執する勿れ。

有餘復言はく、「唯八の苦相のみ、是れ苦にして是れ苦諦なり。此れを除いて所餘の諸の有漏法は、是れ苦なれども苦諦に非ず。唯、順後有愛のみ、是れ集にして是れ集諦なり。餘の愛と餘の有漏とは、是れ集なれども集諦に非ず。唯順後有愛の滅のみ、是れ滅にして是れ滅諦なり。餘の愛と餘の有漏との滅は、是れ滅なれども滅諦に非ず。唯有學の八道支のみ、是れ道にして是れ道諦なり。餘の有學と無學の全とは、是れ道なれども道諦に非ず」と。此の説は教に違し、及び正理に違ず。經に『有漏法は皆是れ苦諦なり』と説くが故に。謂はく諸の有漏は皆取蘊の攝なり。佛、取蘊を説きて名づけて苦諦と爲す。云何んが然るを知るや。『略して説けば一切の五取蘊は苦なり』とは契經の説なるが故に。又『苦有りて苦諦に非ず』との言を説くは、理に於て闕相有り。別無きが故に。又彼は何に縁つて、是の執を作さざるや。『眼等有り、是れ色にして色蘊に非ず。青等有り、是れ色にして色處に非ず』と。然るに此れは俱に身にして身に非ずと名づく。念住の境は既に爾る可からざるが故に、理闕くること有るなり。

【三】此れは云云とは衆賢の難なり。

【三】唯八の苦相とは八苦なり。一、生苦、二、老苦、三、病苦、四、死苦、五、愛別離苦、六、怨憎會苦、七、求不得苦、八、五蘊盛苦。

【四】順後有愛とは後有に順ずる愛なり。

【五】此の説は云云とは以下愛は苦諦にも攝せられる事を述ぶ。これ衆賢の意なり。

【六】是の執云云とは「同じ理由よりして次の如くも言ひ得らるゝ筈なるべし」となり。

次第の如く唯聖のみの見道と修道との所斷なる。下八地の攝なり見斷の隨眠は、聖は見道斷、凡は修道斷なり。修斷は聖凡俱に修道斷なることを顯はす。既に見道は唯聖身のみ依ると説けり。豈、已に唯是れ無漏なることを成ぜずや。既に修道は通じて凡聖の身に依ると説けり。豈、已に有漏無漏に通ずることを成ぜずや。是れなれば則ち今説く義は前と異らず。此れに由つて應に頌を造つて再び説くべからず。已に説けるを復説けば、無用を成ずるが故に。所説の見道は唯無漏なりとの因は、謂はく、一刹那に九品を斷するが故なり。此の因は證に非ず、有漏も亦能く一刹那中に五部を斷するが故に。豈、能く頌に斷ぜんや。便ち無漏の攝なり。

第二章 聖諦論

第一節 四諦論

向に言ふ所の見諦に由るが故にとの如き、此の所見の諦は其の相云何ぞ。頌に曰はく、

諦に四あり、名は已に説く。謂はく、苦・集・滅・道なり。

彼れの自體も亦然り。

次第は現觀に隨ふ。

論じて曰はく、佛經中に於て諦に四有りと言きたまへり。一には苦、二には集、三には滅、四には道なり。此の論の中に於ても亦先に已に説く。何處に於て説けるや。謂はく、初品中、有漏と無漏との法を分別する處なり。彼れに如何んが説けるや。謂はく、彼の頌に言はく、「及び苦・集・世間」と。此れは苦集諦を説けるなり。「擇滅は謂はく離繫」と。此れは滅諦を説けるなり。「無漏は謂はく聖道」と。此れは道諦を説けるなり。是くの如く彼の處に已に諦の名を顯はす。應に知るべし。彼の文亦已に體を顯はせることを。謂はく、聖道を除いて餘の有爲法は、果性爲る邊より皆苦諦と名づく。因性爲る邊より皆集諦と名づく。物は異り無しと雖も、數は分る、失無し。彼れに依つて現觀を建

【六】九品とは苦諦等の各諦に各々九品の見惑あり之れを一刹那にて頌に斷するなり。

【七】便ち云云は「若し能く頌に斷すれば、便ち無漏の攝なり」の意か。

【八】この節は四諦に就いての總論なり。

【九】及び云云とは卷一（大正廿九・三三三上）。

【一〇】擇滅は云云（大正藏廿九・三三〇下）。

【一一】無漏は云云（同）。

卷の第五十七

〔辯賢聖品第六の一〕

本論第六賢聖品

第一章 道の體性

是くの如く已に、隨眠等の性は無量有りと雖も、總じて建立して三界五部の隨眠等と爲す。斷も所繫の事に隨つて亦無量なりと雖も、勝位に就いて九種の遍知を立つることを辯じたり。然るに斷は必らず道力に由るが故に得ず。此れの由る所の道は其の相云何。頌に曰はく。

已に煩惱の斷は、見諦と修とに由るが故なりと説きたり。

見道は唯無漏なり。修道は二種に通ず。

論じて曰はく。世尊は唯煩惱に二有りとのみ説きたまへり。一つには見所斷、二つには修所斷なり。契經に言ふが如し。『諸の漏に二有り。謂はく、諸の漏の是れ見所斷なるもの有り。或は諸の漏の是れ修所斷なるもの有り』と。然るに諸の論の中、二を開いて五と爲す。即ち五の所斷なり。先に已に説けるが如し。先の何處に説けるや。謂はく、先の頌に「欲の見苦等の斷に、十と七と七と八と四とあり。」と言へり。彼の二頌の中已に分別を具す。然るに略に就いて攝するに、唯二のみあり。經の如し。彼を斷するは但、見と修との道に由るが故なり。

道は唯無漏なりや、亦有漏なりや。見道は應に知るべし、唯是れ無漏のみなり。修道は二に通ず。此の中の問答は、俱に説く應からず。前に已に説けるが故なり。謂はく、前に「忍所害の隨眠の有頂地の攝なるは、唯見斷なり。」等と説けり。彼の言は已に、有頂の見と修との所斷の隨眠は、其の

【一】 この一段は斷惑の道なる見道と修道とに就いて有漏と無漏とを明にする段なり。

【二】 先の頌とは、卷四十六の始め（大正藏廿九、六〇一上）。

【三】 見道とは *Darśana-mārga*。

【四】 修道とは *Bhāvanā-mārga*。

【五】 前には卷四十六の終りに近き所（大正藏廿九、六〇五上）。

本に依つて見諦に入れば、欲界の斷に於て、無漏の離繫得を得ざるが故に、欲界の見斷の法の斷の三種の遍知を得ず。先に得ずして、今捨すと言ふ可きに非ず。^{二二六}六を捨すと言ふは、謂はく、未離欲の所有の聖者が、^{二二七}不還を得する時なり。「得することも亦然り」とは、謂はく、一を得し、二を得し、六を得すること有り。一を得すと言ふは、謂はく、勝進位の集類忍等の九種の位の中と、及び^{二二八}無學より色纏を起して退するときとなり。二を得すと言ふは、謂はく、^{二二九}無學より無色界の諸纏を起して退する時なり。^{三〇〇}六を得すと言ふは、謂はく、不還を退する時なり。五を得すること無きは、理、容るゝこと無きが故なり。謂はく、先に欲を離れて未至定に依つて見諦に入れる者は、道類忍の時、五の遍知を捨して不還果を得。此の果若し退すれば五の遍知を得べきも、^{三〇一}此の退既に無きが故に、五を得すべきこと無し。豈、勝進して聖果を得る時、諸の無爲に於て、更に勝得を起すを、^{三〇二}乍ち得と名づく可からずや。寧ろ遍知を捨せん。斷に約すれば實に然り。恒に成就するが故に。但、今、^{三〇三}且らく、九遍知の中、若し異名を得て、本名便ち失ふに據つて、説いて名づけて捨と爲す。亦過有ること無し。

【二六】六を捨すとは見惑の斷なる六遍知なり。未離欲とは次第證のもの。

【二七】不還を得する時とは見道を越へて修道に入り欲界修惑の第九品を斷する時なり。

【二八】無學より云云は五順下分結盡通知を得するなり。

【二九】無學より云云は色愛盡通知と五順下分結盡通知を得るなり。

【三〇】六を得すとは見惑の斷なる六遍知なり。

【三一】此の退云云とは異生の位に全離欲せるものゝ所得の果は有漏無漏二道の所成にして堅牢なれば退なし。

何が故に不還と阿羅漢との果には、諸の斷を總集して、一の遍知を立つるや。頌に曰はく、
越界と得果との故に、二處に遍知を集む。

論じて曰はく、二緣を具するが故に所得の斷に於て、總集し建立して、一の遍知と爲す。一つには越界、二つには得果なり。言ふ所の集とは是れ合一の義なり。若し無色に於ては、分に染を離るるが故に預流果を得。全く染を離るるが故に阿羅漢を得。若し欲界に於ては、分に染を離るるが故に一來果を得。全く染を離るるが故に不還果を得。若し色界に於ては、分に離るるも全く離るるも俱に果を得ず。唯二處に於てのみ二緣を具足す。謂はく、得果の時亦即ち越界するが故に。阿羅漢と及び不還との果は所得の斷を集めて一の遍知を立つ。爾の時、總じて一味の得を起すが故なり。餘の二果の時は、得は一味なりと雖も而も界を越へず。色愛盡の時は、是れ界を越ゆると雖も、一味の得無きが故に、彼の位に於て遍知を集めず。要らず二緣を具するに、方に總集するが故に。

第十節 遍知の得捨

幾種の遍知を誰れか捨し、誰れか得するや。頌に曰はく、

一と二と五と六を捨す。得することも亦然り。五を除く。

論じて曰はく、一を捨すと言ふは、謂はく、無學と及び色愛盡と全離欲とより退するものなり。二を捨すと言ふは、謂はく、諸の不還の色愛盡より欲の纏を起して退すると、及び彼れの阿

羅漢を獲得する時と、諸の先に欲を離れて、根本定に依つて見諦に入れる者の道類忍の時となり。

五を捨すと言ふは、經主釋して言はく、「謂はく、先に欲を離れたるもの、道類智の位なり。」と。

此れは但應に「道類忍の時なり」と説くべし。道類智の時、彼れ已に捨するが故に。夫れ、得捨を言ふは、將に據つて説くが故に。又應に簡んで「未至定に依つて見諦に入れる者」と言ふべし。若し根

【二〇】何が故に云云とは不還果にあつては三界見惑の擇滅と欲界修惑の擇滅とを總集して一の五順下分結盡遍知を立て又阿羅漢果にあつては三界の見惑の擇滅と欲界修惑の擇滅と色無色界の修惑の擇滅とを總集して一切結永盡遍知を立てるかとなり。

【二一】全く染を離るとは即ち越界なり。

【二三】この節は行者が遍知を得し又は捨する事を述ぶ。

【二四】無學云云とは無學より退する時には一切結永盡遍知を捨す。次のものは色夢盡遍知を捨し次のものは五順下分結盡遍知を捨す。

【二五】二を捨すとは始めのものは色愛盡遍知と五順下分結盡遍知とを捨す、次のものも同じ次の根本に依つて云云のものは俱々に無し。このものは色無色界見苦集斷遍知と色無色界見滅斷遍知とを捨するなり。根本定に依るが故に欲の斷に於て前漏の離斷を得ず、從つて無漏の離斷を得する事なければ之を捨する事もなきなり。

【五一】五を捨すとは見斷の斷の遍知の六種の中色無色界見道斷遍知を除くなり。

ざる有り。謂はく、諸の位の中、將に得んとする所の斷にして、未だ彼の斷に於て將に遍知を立てんとせざるなり。或は將に遍知を得んとして將に斷を得んとするに非ず。謂はく、未だ欲を離れずして見諦に入れる者の、集法忍の正減位中に於ける、欲界の見苦所斷の法の斷なり。將に遍知を得んとする業緣具するが故に、將に斷を得んとするに非ず。先に已に得るが故に。集類忍の正減位中に於ける、二界の見苦所斷の法の斷と、諸の先に欲を離れて若しは根本に依つて見諦に入れる者の、彼の三の類忍の正減位中、其の所應に隨つて、彼れ先に斷する所の、色無色界の見斷法の斷と、彼の欲の見と修との所斷の法の斷とは、一切の位に於て將に斷を得んとするに非ず。先に已に得るが故に。將に遍知を得んとするにも非ず。此れは彼れの治に非ざるが故に。若し未至に依つて見諦に入れる者は、三の法と類との忍の正減位中、其の所應に隨つて彼の先に斷する所の欲と色と無色との見斷法の斷と、修道位に於ては欲界の染を離るゝ第九無間の正減位中の三界の見斷と、及び欲の八品の修斷との法の斷と、第四定を離るゝ第九無間の正減位中の前の三の九品と第四の八品と、先に色を離れたる者の四地の九品との修斷の法の斷と、金剛喻定の正減位中、一切の前位の所斷の法の斷となり。或は將に斷を得んとし亦將に遍知を得んとす。謂はく、諸の位の中、將に得んとする所の斷にして、亦彼の斷に於て將に遍知を立てんとするなり。此の諸の位の言は無間道を顯はす。自らの所斷の法の斷は將に遍知の名を得んとす。未だ欲を離れずして見諦に入れる者の集法忍の正減位中に於ける、欲界の見集所斷の法の斷と、集類忍の正減位中に於ける、二界の見集所斷の法の斷と、是くの如く乃至道類忍の正減位中に於ける、二界の見道所斷の法の斷との如し。諸の先に染を離れて見諦に入れる者は、應の如く應に思ふべし。修道位中は、欲界と第四靜慮と有頂との染を離るゝ時に於ける、第九無間の所斷の法の斷なり。或は將に斷を得んとするにも非ず、將に遍知を得んとするにも非ず。謂はく、前の所説の如きの諸相を除く。

【〇六】亦一とは五順下分結盡遍知なり。

【〇七】色愛を云云、之は次第證のものなり。

【〇八】先に色を云云之は超越證のものなり。

【〇九】正決定 Saṃyaktva-ni-
yama とは正性離生とも言ひ
入見道の位なり。

論じて曰はく、異生の位の中、能く染を離るゝこと乃至八地なりと雖も、遍知を成ぜず。聖位の中に於て、未至定に依つて見諦に入れる者は、初より乃至集法忍の位までは亦遍知無し。集法智、集類忍の位に至つて、^{一〇}唯一を成就す。集類智、滅法忍の位に至つて、^{一〇}便ち二を成就す。滅法智、滅類忍の位に至つて、^{一〇}便ち三を成就す。滅類智、道法忍の位に至つて、^{一〇}根本定に依つて見諦に入れる者は、集類忍に至るも、亦遍知無し。後の位は應に隨つて、理の如く思擇せよ。^{一〇}修道の位に住して、未だ欲を離れざる者は、道類智を初と爲して乃至未だ全くは欲界の染を離るゝを得ざると、及び離欲退とは皆^{一〇}六を成就す。^{一〇}全く離欲するに至れば、離欲の第九解脱道を以つて初と爲して乃至色界を離るゝ最後の無間道までと、先に欲を離れたる者は、道類智より乃至未だ色盡の道^{一〇}を起さざる前とは、唯一の遍知を成ず。謂はく、順下分盡なり。色愛盡と及び無學の位とより、色纏を起して退するときも亦一なること前の如し。^{一〇}色愛を有する者は、色愛の永盡より、先に^{一〇}色を離れたる者は、色盡の道を起してより、未だ全くは無色の愛を離れざる前に至るまでは、下分盡と色愛盡との二を成ず。無學より退して無色の纏を起すは、一の遍知を成ず。名は前に説くが如し。無學の位に住しては唯一のみ成就す。謂はく、一切結永盡遍知なり。若し根本に依つて、^{一〇}正決定に入れば、道類智の時、彼の所有の斷も亦順下分斷遍知の名を得るとなれば、寧ぞ、根本の果は唯五遍知のみ有りと許さんや。唯色無色界の見斷法の斷のみ彼の遍知の名を得るが故に、失有ること無し。何に緣つてか唯此れのみ亦彼の名を得るや。漸次に不還果を得る者、此の斷の上に於て彼の名を立つるを以つての故なり。又先の俗道所斷の下分を、今の聖道力は永く生ぜざらしむるが故に、彼の所得の斷を假りに説いて此れの果と爲すも、今實に欲の斷遍知を得ず。是の故に此の中應に四句を作るべし。謂はく、若し將に斷を得んとする者は、亦將に遍知を得んとする耶。或は將に斷を得んとして、將に遍知を得んとするに非

【一〇】唯一とは欲界見苦集斷遍知なり。

二とは更に色無色界見苦集斷遍知を加ふ。

三とは更に欲界見滅斷遍知を加ふ。

四とは更に色無色界見滅斷遍知を加ふ。

五とは更に欲界見道斷遍知を加ふ。

【一〇】修道云云とは第十六心の道類智より修道に入るが故にこの位より欲界九品の修惑を離れざる位、即ち欲界の第九品の惑を斷する無間道までと一旦之を斷じ乍らも再び退したるものとなり。

【一〇】六とは以上の五遍知に色無色界見道斷遍知を加ふ。

【一〇】全く離欲云云、以下一の順下分盡遍知を得るものに四種ありとなり。

一、全く離欲云云は次第證のもの。

二、先に欲を云云は超越證のもの。

三、色受を斷盡せるものが色界の惑を起して退する時。

四、無學果より色界の惑を起して退する時。

【一〇】全く離欲云云は次第證のもの。

【一〇】六とは以上の五遍知に色無色界見道斷遍知を加ふ。

【一〇】全く離欲云云、以下一の順下分盡遍知を得るものに四種ありとなり。

一、全く離欲云云は次第證のもの。

那の法と類との智の位の斷は、三縁を具するが故に、皆遍知の名を得。修斷の法の斷は四縁を具すとは、三縁は上の如し。越界は第四なり。謂はく、諸の界中、聖未だ地を越へざれば、彼の所得の斷は唯二縁を具す。若し已に地を越ゆるも、未だ界を越へざれば、彼の所得の斷は猶一縁を闕く。若し界を越ゆるの時は、四縁方に具す。應に隨つて彼の斷は遍知の名を得。豈、五縁なる應きに不ずや。謂はく、離俱繫を加ふるなり。有餘説かく、「此れは即ち滅雙因と、及び越界との縁有るが故に、別に説かず。」と。若し爾らば、亦越界の縁を立つること勿れ。越界は亦即ち滅雙因なるが故に。雙因と俱繫とは一物に依ると雖も、而も繫と因と其の義各異なる。謂はく、五部に於て起さしむるを因と名づく。即ち其の中に於て能く縛するを繫と名づく。且らく、苦智生じて集智未だ生ぜざれば、二部は互ひに起さ令むる力無しと雖も、而も展轉して能く因と爲るの性有り。見集斷の惑の縛の義は本の如し。見苦所斷は縛の義都て無し。故に滅雙因は即ち是れ離俱繫なるには非ず。又因を説く可からざるの義即ち繫なり。無漏縁の惑は他繫を繫せざるを以つての故に。此れに由つて我が宗は二種俱に説く。今説かされば但説いて言ふ可し。此れを説けば彼れは自ら成ず。異り無しと言ふ可からず。體義、寛の故に且らく雙因を説く。諸の越界の位には皆雙因を滅すと雖も、而も雙因を滅する時、皆界を越ゆるには非ず。故に滅雙因の外に別に越界の縁を立つ。三地の雙因を滅するも、未だ遍知を立てざるが故なり。

第九節 機根と遍知の成就

誰れは、幾くの遍知を成就するや。頌に曰はく、

見諦の位に住するものは、無と、
或は一より五に至るを成ずるとなり。

修は六と一と二とを成じ、

無學は唯一を成ず。

【九七】越界とは欲界の九品の惑を全部斷じて欲界を越へるが、第四定の九品の惑を全部斷じて色界を越えるか、有頂地の九品の惑を斷じて無色界を越えるかの何れかなり。その何れかを越える事によつて次第の如く五順下分結盡遍知と、色受盡遍知と、一切結永盡遍知とを得するなり。

【九八】Ubbhaya-samāyoga-viñāya-paṇḍita 五縁説を主張するは對法論師なり。離俱繫とは例へば欲界苦諦下の煩惱を斷ずるも未だ集諦下の他部の遍行の惑の繫縛するものあるが故に苦諦下の惑が擇滅を得してもそれを遍知とは言はず、俱繫とは自部の繫と他部の繫となり。

【九九】此れを云云とは離俱繫縁を説けば滅雙因縁は自然に之と異なるものとして成立すとなり。

【一〇〇】三地の云云とは、初定より三定まで又は下三無色の雙因を滅するも未だ越界せざれば遍知に非ず。

【一〇一】この節は行者と遍知を獲得する關係とを明にしたるもの。

か名づけて遍知と爲すや。謂はく、貪の永斷、瞋の永斷、癡の永斷なり。乃至廣説。』と。永斷の言を説くは、所得の斷を顯はす。都て隨縛無きを方に遍知と名づく。云何が名づけて有隨縛斷と爲すや。云何んが名づけて無隨縛斷と爲すや。斷に三種或は四種の縁を具すれば、無隨縛と名づく。具せざれば有と名づく。謂はく、或は斷有り、離繫得を得すと雖も、而も餘の得を闕くが故に、還つて永く捨す容し。或は復斷有り、餘の得生ずと雖も、未だ堅牢なる生死の首を缺かず。八地の染、^{九一}數會つて離ると雖も、未だ^{九二}彼れを缺くこと能はざるを以つての故に、還つて惡趣獄に墮つ。或は復斷有り。亦彼れを缺くと雖も、而も餘の煩惱の繫縛未だ除かず。永斷の義に於て未だ圓滿を得ず。或は復斷有り、餘縛も亦除く、而れども猶未だ所屬の界を越ゆる能はず。同類の惑未だ斷じて無餘ならざるを以つて、永斷の義に於て亦未だ圓滿せず。是くの如きの諸斷を有隨縛と名づく。是の故に彼れに於ては、遍知を立てず。唯九位の中の三と四との縁の具はる斷のみ、無隨縛にして遍知を立つ可し。何をか縁を具すると謂ふ。頌に曰はく、

無漏の斷の得を得ると、

及び、第一有を缺くと、

雙因を減すると、界を越ゆるとの、

故に、九遍知を立つ。

論じて曰はく、見斷の法の斷に三縁を具するが故に、便ち遍知を立つ。修斷の法の斷に四縁を具するが故に、方に遍知を立つ。見斷の法の斷に三縁を具するとは、謂はく、無漏の離繫得を得るが故にと、^{九一}有頂を缺くが故にと、^{九二}雙因を減するが故にとなり。此の中異生は、復亦、^{九三}八地の染を離るゝこと有つて雙因を減すと名づくとも雖も、而も斷は遍知に非ず、餘の二縁を闕くが故なり。見聖諦位の^{九四}第二と三の刹那の諸の斷は、無漏の離繫得有りとも雖も、餘の二縁を闕きて、未だ遍知を立てず。^{九五}第四と五の刹那は亦有頂を缺くと雖も、雙因未だ減せざれば、遍知を立てず。見集斷の因未だ減せざる有るが故なり。集法智の位は欲の二部斷じて三縁を具するが故に、遍知の名を得^{九六}後の五刹

【九二】 彼れとは下八地を除く第九地有頂地のことなり。

【九三】 有頂を缺くとは有頂地の五部の煩惱を斷ずる事なり。

【九四】 雙因を減するとは自部の同類因と他部の遍行因とを減すること。

【九五】 八地とは三界九地の中有頂を除ける下八地なり。

【九六】 第二の刹那とは苦法智の生ずる刹那にして第三の刹那とは苦類智忍の生ずる刹那なり。

【九五】 第四の刹那とは苦類智の、第五の刹那とは集法智忍の生ずる刹那なり。

【九六】 後の五刹那とは減類智以後なり。

止むべし。

無色地の與めに果と爲る別とは、無色の邊地の果は唯一のみ有り。謂はく、空處の近分地の道に依つて、色愛盡遍知の果を得るが故なり。聖の、俗道に依つて、諸の染を離るゝ位に得る所の斷の果も亦遍知と名づく。無漏の離繫得を得るの以つての故に。前の三根本の果も亦唯一なり。謂はく無色の前の三根本に依つて、一切盡遍知の果を得るが故なり。此れに由つて已に、靜慮と無色との總じて遍知の果を得る多少の別を辯じたり。俗と聖との道の與めに、果と爲る別とは、俗道の果は二なり。謂はく、俗道の力は唯能く順下分盡と及び色愛盡との遍知の果のみを獲得するが故なり。聖道の果は九なり。謂はく、聖道の力は乃至能く三有頂を越ゆるが故なり。應に知るべし、九の中、二は是れ共果にして、七は不共果なり。唯聖の果なるが故に。法と類との智の與めに果と爲る別とは、法智の果は三なり。謂はく、法智の力は、能く三界の修所斷を斷するが故に。類智の果は二なり。謂はく、類智の力は、色無色の修所斷を斷するが故に。法と類との品の與めに果と爲る別とは、法智品の果は六なり。謂はく、即ち是れ、前の法智法忍所得の六果なり。類智品の果は五なり。謂はく、即ち是れ、前の類智類忍所得の五果なり。品の言は通じて智と及び忍とを攝するが故に。法品の六の中、四は不共果なり。三は法忍に屬し、一は法智に屬す。二は是れ共果なり。謂はく、最後の二は雙びに法と類との二種の智に屬するが故に。類品の五の中、三は不共果なり。皆類忍に屬す。二は是れ共果なり。謂はく、最後の二なり。義は前に釋するが如し。

第八節 遍知の建立

何に緣つてか、一一の道所得の斷を、各々立て、一の遍知と爲さざるや。永斷の時を以つて、遍知を説くが故なり。契經に説くが如し。『吾れ今汝の爲に遍知を宣說せん。乃至廣説、此の中何等を

【八二】 無色の邊地とは空處の近分地のこと。

【八三】 俗道とは有漏道のことなり。

【八四】 三有頂、有頂に同じ。

【八五】 共果とは此處にては聖道俗道何れにも通ずる果のこと。不共果とはその何れが一方のみの果のこと。

【八六】 法智とは欲界の修惑を斷する無漏道のことなり。

【八七】 類智とは上二界の修惑を斷する無漏道のことなり。

【八八】 法智品とは法智と法智忍とを總括したるものなり。

【八九】 類智品とは類智と類智忍とを總括したるものなり。

【九〇】 この一段は何が故に遍知を唯九のみに限るかを明にする一段なり。有部では擇滅の數は有漏法の數丈有りと立つるが故にこの間あり。

契經とは S. 22, 23, S. 22, 106, 及び 22, 4 等に出づ。

中に於て、一刹那に頓に八地を斷すと雖も、而も八地の治道を修して餘に非ず。隨つて少多を斷するに、恒に同じき治を修す。又同分と不同分との修に依つて、見と修との道の中、修相に異り有り。即ち見道は未來の餘の對治道を修せざるを證するの理、善く成立す。見道の修する所は唯同分なるが故に。集等の忍現在前する時、先に已に苦等の忍智を得と雖も、見集等の所斷治に非ざるが如きの故に。此の位の中に於て、彼れを修する能はず。然れども餘の地の道は此れに於て能く修す。是れ此の位の道は同對治なるが故なり。或は見道の位は未來の無量の功德を修すと雖も、而も忍位に在つては忍を修して餘に非ず。智位の中に於ては唯能く智を修す。是くの如く、忍智すら尙互ひには修せず。況や未來の餘の對治道を修するの義、成立す可けんや。又修道中にも亦定んで、餘の治、現起して餘の治を修するの義有ること無し。諸の類智は欲を離るゝの時、色無色を離るゝ時の修なる苦と集との法智を修すと雖も、而も斷對治に非ず。對治に非ざるが故に、此れを修するに何ぞ修を緣として、由つて、因として、長養せん。辯智品中當に廣く顯示すべし。又彼れの引く所の意近行經は、加行中に現に憂喜の相を見て、對治するに約するが故に説く、亦失無し。或は觀を修する者、先に現に、耽嗜依の憂能く逼惱を爲すを見るに由つて、後に例して、彼の出離依の憂行も既に前に同じく亦逼惱を爲すと觀じて、遂に初定を欣ぶ妙喜現前す。此れに因つて憂を斷ずる治道を勤修す。故に喜に因つて能く憂を捨離すと説く。或は出離依の憂の斷對治の無間に、初靜慮の妙喜現前す容し。此を心に蘊みて、密に現在の出離依の憂喜は近く能く相對治すと説く。出離の憂に遭ふて逼惱せらるゝ者を譬喩して、安泰ならしめんと欲するが爲の故なり。根本靜慮は一切種に於て、定んで能く欲の斷對治を爲すこと無し。誰か樂行を棄て苦に依つて勤修せん。三沙門果を證得せんと欲するが爲の故なり。是くの如きの理に由つて、毘婆沙師は、根本靜慮の遍知の果は唯五なりと説く。我れ能く此の中、更に廣く決擇するも、本義に遠ざからんことを恐るゝが故に、應に且らく

に未來の欲の斷治の道を修するも、而も彼に由つて離繫得を引かず。故に八の遍知の果を得べからず。」と。此は深理無し。聖位は世俗道を用つて、諸の染を離るゝの時、無漏と世俗との二つの離繫得を得すと許すを以つての故に。俗と無漏との二智俱行するに非ざるが故に。未來の無漏の道力に由つて能く無漏の離繫得を引いて生ずるも、沙門果に非ずとは、亦證を成ぜず。因果を安立すると、無漏の離繫得を得するとの理、各、別有るが故に。世俗道もて二果を得するの時、名づけて沙門果と爲さざる有りと言ふは、是れ現なり。彼の未來の果の義に非ず。無漏斷の得は得の斷するを障ふるが故に、爾の時必らず無漏斷の得を起す。此の無漏の得は亦未來に由る。無漏の引起、如何が證を成ぜんや。又世俗道もて二果を得るの時、亦所得を沙門果と名づくと許す。未來の無漏の解脱道等も亦名づけて沙門果と爲すことを得るが故に。謂はく、世俗道もて二果を得るの時、未來の無漏の解脱道等は得の斷するを障ふるが故に、得、皆現起す。彼は是れ誰の沙門果と爲すや。是れ現と未來との沙門之果なり。謂はく、世俗道現在前するの時、無漏の得あつて現在の道と名づく。彼れは是れ此の道の等流果なり。亦未來の道之士用果なり。相應と俱有との因は三世に通ずるが故に。彼れは士用果を以つて其の果と爲すが故に。諸の無爲法は三世を越ゆるが故に沙門果と名づくるに何の理か能く遮せん。此れによつて、彼れ、根本靜慮に八遍知の果ありと執する、その理還つて成ず。然るに實に彼の證を成ぜず。非なるが故に。且らく、彼の所説の第四定と謂ふは、見道現前すれば唯未來の六地の見道を修す。修道現起して修する所は異れば、此れ證を成ぜず。謂はく、修する所の地、復不同なりと雖も、然も俱に唯上界の治を修するが故に、修する所の地に少しく不同有りと雖も、何の理あつてか、即ち餘の對治を修せしめんや。有頂を離るゝ治道起る時、未來の九地に依れる道を修すると雖も、而も以つて、修する所異なる可からざるを以つての故に。即ち彼れをして能く餘の對治を修せしむ。爾らざれば、彼れ應に世俗道を修すべし。又即ち此れに由つて、見道

の斷對治のみなるが故に。根本地の道は既に、欲の斷對治を爲すこと能はず。彼の現起の位、如何ぞ能く欲の斷對治の道を修せん。彼に由つて修する所の未至の斷對治は、唯上界のみ治するが故に、果は唯、五なり。復、如何ぞ餘の對治を起すことを知らん。必らず餘の對對治道を修する能はず。宗の所説なるが故に。謂はく、思擇に於て先に色染を離れて見諦に入れる者も、修位の中に至つて、色盡遍知の得、處を得ずとは如是説なるが故に。有るが言はく、「既に、空處の染を離るゝの時亦未來の諸の靜慮地を修すと説くが故に。豈、已に餘の治あつて、餘を修すと説くに不ずや」と。此の責は然らず。誠證に非ざるが故に。空處を斷じて靜慮を修する時は、但未來の無色の對治のみを修して、色の對治に非ずと説くを證となす。豈、此は乃ち、餘あつて餘の治を修せざるを證すと成ずるに不ずや。有るが是の説を作さく、「此の證俱に成ぜず。見と修との道中に修する所の相、異なるが故に。謂はく、第四定の見道現前すれば、唯、未來六地の見道を修す。修道現起して修する所は然らず。又見道中、一の無間道は、頓に八地を斷ず。修道は然らず。又彼の修する所の同と不同との分智の行相異なる。是の故に、見道と彼の修道との修する所は各別なり。又修道中、亦餘の治有つて、現在前する位は、餘の治道を修す。離欲の時、諸の類智を修し、色無色を離るゝの時、苦集の法智を修するが如きの故に。見道の位も、理として亦然るべし。又根本靜慮も亦能く欲界を治す。世尊の言ふが如し、『六の出離の依は喜を因・依・住と爲して、便ち能く捨離す。六の出離の依は憂を、乃至廣説。』と。此の捨離の言は、欲染を離るゝを説く、宗は、邊地と喜根有りと許すには非ず。此れに由つて、根本靜慮は能く欲界を治するを極成す。是の故に根本靜慮地の果に八遍知あり。」と。此の中、有餘は是くの如きの斥を作さく、「現起せざる對對治の道力、能く無漏の離繫得を引いて生ずるを、遍知を得と名づくるには非ず。沙門果の如し。世俗道も二果を得る時の如きは、未來の無漏の斷對治を修すと雖も、而も名づけて沙門果を得たりとは曰はず。是くの如く根本靜慮現前して、縱

欲界の見惑の斷對治になると言ふなり。而るに修惑の斷對治にはならぬ故に、五順下分結盡通知を除く、修惑の斷對治は未至定に限るなり。

【七】以下妙音の説を出してのその反駁なり。

【六】俱舍三・二左にも引用す。善心と相應する喜と憂と捨が色等の六境を緣じて愛著を生ぜざるは、生死を出離する所依たりとの意味にて之を出離の依と言ふ、六とはその所緣の境に約して言ふなり。

【八】論者が註釋的に附加したるものゝ如し邊地とは未至定を指す。

第七節 六 對 果

是くの如く立つる所の九種の遍知は、中に於て、幾何の道の果なるかを辯すべし。頌に曰はく、

中に於て忍の果に六有り。

餘の三は、是れ、智の果なり。

未至の果は一切なり。

根本は五、或は八なり。

無色の邊の果は、一なり。

三根本も、亦、爾なり。

俗の果は二なり、聖は九なり。

法智は三なり。類は二なり。

法智品の果は、六なり。

類智品の果は五なり。

論じて曰はく、此の九の中に於て、且らく、應に、先づ忍と智との道の與めに果と爲る差別を辯すべし。忍の果に六有り。謂はく、三界繫の見斷法の斷の六種の遍知なり。智の果に三有り。謂は

く、順下分と色愛と一切結との盡遍知なり。此の三遍知は、是れ、修道の果なるに依るが故なり。

此れに由つて、已に、見と修との道の果を辯じたり。靜慮地の與めに果と爲る別とは、未至靜慮の

果に、具さに九あり。謂はく、此れを依と爲して、一切を斷するが故に。根本靜慮の果に、五或は

八有り。言ふ所の五とは、毘婆沙師の説かく、「根本靜慮は欲の斷治に非ざるが故に。」と。言ふ所

の八とは、尊者妙音の説かく、「根本靜慮も亦欲の斷治なるが故に。順下分結盡遍知を除くは、彼れ

は唯、是れ、未至の果なるを以つての故に、彼の斷對治を修す容きこと無きが故なり。」と。中間靜

慮は根本に説くが如し。

一豈、根本靜慮に依止して、見諦に入るの時、亦未來の未至地に依れる欲の斷治の道を修するに不

ずや。斷治を得るが故に、亦彼の欲の見斷法の斷の無漏の離繫得を證す應し。寧ろ根本は唯五果の

み得すと説かんや。」と。此の責は然らず。爾の時に修する所の未至地に依れる斷對治は、唯色無色

妄がある。それを明に知つて四諦の理を諦觀するのが見道であるから見道の對象は無事なり。従つてそれに對する對治も色界無色界共に一樣なり。【七】等至 samāpatti 俱舍二

十八・五左。

【七五】この一段は九遍知論の續きにして六對の道を以つてその一對づゝが幾何の遍知を生ずるかを説けるもの。

【七六】忍とは苦法智忍乃至道類智忍の八忍なり。見道の特相は忍なるが故に見惑の擇滅なる六遍知が忍の果なり。

【七七】修道の擇滅なる三の遍知なり。修道の無間道の智が煩惱を斷じて此の擇滅の遍知を得るが故なり。

【七八】毘婆沙師の言ふ所は色界の根本定は欲界の惑を斷ずる斷對治には非ず。唯色無色の惑を斷ずるものなり。故に欲界の見惑の擇滅の三つの遍知と欲界修惑の擇滅の一遍知とは根本定の果に非ず、餘の五を果となすとすなり。

【七九】妙音の説では根本地の果に八遍知あり。四根本定は

論じて曰はく、諸の斷に總じて九種の遍知を立つ。唯九のみ立つる縁は、後に當に辯ずるが如し。何等をか名づけて九種の遍知と言ふや。且らく三界繫の見諦所斷の煩惱等の斷に六遍知を立つ。謂はく、欲界繫の初の二部の斷に、一の遍知を立つ。「初の二部」の言は、即ち見苦と見集との所斷を顯はす。次の二部の斷に、各一の遍知を立つ。「次の二部」の言は、見滅道の斷を顯はす。欲界の三の如く上界も亦爾り。謂はく、色無色の二界の所繫にも、亦、初の二の斷に一と、二に各一と、合して三あり。餘の三界繫の修道所斷の煩惱等の斷に、三の遍知を立つ。謂はく、欲界繫の修道所斷の煩惱等の斷に、一の遍知を立つ。應に知るべし。即ち是れ、五順下分結盡遍知なり。前を併せて立つるが故なり。色界所繫の修道所斷の煩惱等の斷に、一の遍知を立つ。應に知るべし。此れは即ち是れ、色愛盡遍知なり。無色界繫の修道所斷の煩惱等の斷に、一の遍知を立つ。即ち一切結永盡遍知なり。此れも亦、前を併せて、合して一と立つるが故なり。此の三と前の六とにて、總じて九遍知なり。

見道中、唯見所斷の煩惱等の斷のみ遍知の名を得るが如く、是くの如く、修道中、亦、唯、修斷のみなるや。不や、一つには唯、修斷のみなり。二つには見修に通ず。已に「前を併せて建立す」と説くが故に。二時に遍知を集むと説くべきが故に。若し之に異ならば、則ち五順下分盡と一切盡との遍知を説く應からず。

何の因縁を以つて、色無色界の見斷の法の斷には合して遍知を立つるに、修斷の斷中、各別に建立するや。對治の起るが如くにして、建立するが故なり。謂はく、色界の諸蘊は無我なるが如く、無色の諸蘊も無我なること亦然り。彼の見所斷は事無くして同じきを以つての故に、等しく身と俱なるに非ざるが故に、對治も亦同じ。無色中、等至殊勝なるが如く、色界の等至は則ち是くの如くならず。彼の修所斷は、事、有つて別なるが故に、對治不同なり。是の故に別に立つ。

【六五】 九種の遍知とは
 欲界見苦集斷遍知
 欲界見道斷遍知
 色無色界見苦集斷遍知
 色無色界見道斷遍知
 五順下分結盡遍知
 色愛盡遍知
 一切結永盡遍知
 修惡の擇滅

【六六】 煩惱と相應する心心所、俱有の四相等をも含む。

【六七】 二とは見苦と見集とな

【六八】 二とは見滅と見道とな

【六九】 前とは見惡の擇滅なり、五順下分結盡遍知は正しくは欲界修惡の擇滅の事なれ共兼ねては前に證せる三界の見惡の擇滅をも併せ取つて五順下分結盡遍知とするなり。

【七〇】 見斷の法の斷とは見道所斷の煩惱の擇滅の事、即ち遍知なり。

【七一】 事 Yatha とは土臺、實體、依り所と言ふ程の意、色界の諸蘊も無色界の諸蘊も始めより無我であるがそれを無我と知らざる所に凡夫の迷

未だ苦の盡を障ふるものを遍知せざるに依つて密に説くれば、過無し。故に定んで無漏慧のみ、方に遍知の名を得。斷遍知は體は即ち離繫なり。能く遍知するが故に名づけて遍知と爲す。是は智の異名なり。如何んが斷と目くるや。是は智の果なるが故に。業と解との果の如し。謂はく、契經に説かく。「六處を業と名づく。是業果なるが故に。」と。又、無爲の應果を解と名づく、と説くは是れ解の果なるが故なり。是くの如く遍知を斷と目くるに失無し。若し爾らば、忍の果は遍知に非ざるべし。毘婆沙師は是くの如きの釋を作さく。「諸の忍は皆、是れ、智の眷屬なるが故に、忍の所作に於て智作の名を立つ。臣の爲す所をも亦王作と名づくるが如し。」と。有餘師は釋すらく。「諸の解脫道は、所得の斷に於て、亦功能有り。斷の得に於て、能く任持するを以ての故に。諸の繫の得をして、復生ぜざらしむるが故に。此れに由つて、忍の果には智の果の義有り。」と。此の釋は然らず。「諸の斷は唯是れ諸の無間道の離繫と土用との果なり。」と説くを以つての故に。或は、金剛喻等持相應の無漏の叡智力、能く總じて諸の斷の無漏の離繫得を集むるが故に。忍の果は爾の時亦智の果を成す。漸く得果して、等しく一來不還の忍果の無爲を得已つて、智果を成するが故に。身見等の三順下結、永く斷する無爲を、智果と名くと許すが故に。當に餘の三は是れ智果なりと説くべきが故に。

一一の斷道所得の離繫の爲めに、各、一遍知を立つ、(と言ふも)一切の斷道所得の離繫の爲めに、總じて一遍知を立つ、(と言ふも)二俱に然らず。極めて廣なると、極めて略なるとの過、有るを以つての故に。若し彌らば如何ぞ。頌に曰はく、

斷遍知に九有り。

欲の初の二斷に一と、

二に各一と、合して三あり。

上界の三も亦爾なり。

餘の五順下分と、

色と、一切の斷とに三あり。

【六二】忍 *Kṣanti* とは智の準備行爲にして大體に於て眞理の姿を認めてはゐるが未だ決斷に至らざるもの。

【六三】金剛喻等持 *Vajro ānāsamāpatti* 通常金剛喻定 *Vajropama-samadhi* と言はる。阿羅漢向の中にて有頂の第九品の惑を斷する所の無間道なり、こゝにては斷が無間道の果なる事の證明として引けるなり俱舍二十四・十左、

【六四】五下分結中の身見戒取疑なり通常三結と言はる。

【六五】見惑修惑合して九十八品あり、この九十八の煩惱の一一の斷に各々の遍知を立つるか或は總じて唯一つの遍知のみ立つるかと言ふに何れにも非ず。見修に涉つて唯九遍知を立て、これより多にも非ず少にも非ざるなり。

隨つて亦諸の世俗道を得。世出世の道、相繫屬するが故に。若し先に染を離れて、其の所應に隨つて、後に見道生じ、住果の位に至つて、必らず亦、勝果道を獲得せば、預流を得るの時俗智を修すべし。同じき對治の故に。等しき離障の故に。此に由つて我は離繫を得する等を説く。教に符し理に順するを善き安立と爲す。

第六節 九遍知

^{五九} 卽ち諸の離繫は彼々の位の中に、遍知の名を得。勝に隨つて立つるが故に。遍知に二有り。一つには智遍知。二つには斷遍知なり。智遍知は體は卽ち是れ慧なり。有るが説かく、「此は有漏無漏に通ず。有漏の慧とは謂はく、勝解作意相應を除いて、所餘の世間の法性を分別して、能く諸法の自相共相を取る、聞、思所成と及び煖・頂・忍、世第一法等の修所成慧となり。無漏の慧とは謂はく、出世間の見道・修道・無學道の慧なり。前の有漏慧は無漏智に順じて、現觀性の故に亦遍知と名づくるなり。契經に説くが如し。『我れ是くの如きの如理の思を作すの時、實なる現觀生じて便ち老死は生に由るが故に有りと知る。』と。又言はく、『一法に於て未だ達せず、未だ遍知せざれば、我れは苦の邊際を作すこと能はずと説く。』と。無漏慧は一切法を遍知するに非ざるが故に、智遍智は亦有漏慧に通ずるなり。」と。「唯無漏慧を智遍知と爲す。」とは、是れ我が宗の中、正しく意の許す所なり。説くが如し。未現觀の法に於て、現觀を起すが爲の故なり。取蘊を思惟するは、聞等所成の俗慧に由つて證す可きに非ず。預流を得して阿羅漢果に至るを、預流等の九根得と説くが故に。又轉法輪契經中に説けり。『無漏慧を以つて苦等を遍知す。』と。應に知るべし。此は卽ち是、未知當知根なり。然るに菩薩、實なる現觀生ずと言ふは、世間の慧に於て、假に現觀の名を立つるなり。彼の行相の轉ずるは、現觀に似たるが故に。『一法に於て未だ達せず等』と言ふは、此の法に於て若しは

【五九】 遍知 Parijñāna とは之に二種あり。無漏智は四諦の境を遍ねく知るが故に遍知と言はる。之は智遍知なり。斷遍知とは其の體擇滅なり。擇滅は斷に依つて顯はるゝが故に擇滅の事を斷と言ふ。

【六〇】 前に二經を引いて智遍知が亦有漏に通ずるを證したるを一一反駁す。

斷遍知の得有りと説くが故に。菩薩は何に縁つてか亦是くの如くならざるや。加行に由れる一切の功德、能く現前せざるが故なり。滅定等の如し。謂はく、聲聞、獨覺には自在の功力の、能く間を超へ諸の對治道を起すものなし。後の道を證せんと欲するには、必らず前の道を藉る。加行を爲して方に能く證するを以つての故に。菩薩は亦超起の功力あり。諸法の相ひ連接する中に於て、殊勝の智と加行の廣とを得るを以つての故に。若し爾らば、菩薩は見道中、^五法智品を起さず、唯類智品のみ起す應し。前に同するに因るが故に、是くの如きの事なし。色無色の蘊に於て無我智の生ずる有り。必らず有執受の蘊は無我智を先と爲すを以つての故に。或は初業地は法類品の次第觀の中に於て會て極めて申習して後、次に苦を觀ず。世第一法は苦の現觀有り。見道續いて生ず。一切は前の如く任運に起るが故に。或は異生位は無始よりこのかた數^{しよく}世間の有欺誑智を以つて、欲色の苦・集・滅・道を觀察す。故に、已に欲色二界の見所斷の惑を斷ずと雖も、出世の無欺誑智を以つて、重ねて遍ねく觀察して、菩薩も亦彼の對治道を修するなり。諸の先に染を離れたるもの、其の所應に隨つて、後に見道生じて住果の位に至る。勝果道の障、既に先に已に除けるも、勝果道を得るに斯れ何の失か有らん。是くの如きの義を許せば、便ち善く通ずと爲す。十門品の說亦善く安立す。菩薩は下の修斷の無爲を成ずとは理、然る應からず。且^よらく、果に住する者にして果に非ざるの道を得れば毘婆沙に違す。果に住するに非ざる時は未だ後の果に趣かず。已に果に非ざるの道を得るの義有る可し。又理、必ず然り。此の斷治の現在前する位には非ず。如何が彼れに由つて能く未來の此の斷治道を得んや。又具縛の漸く果を得する者は、後に勝果道を成就する時に於て、果所攝の道は必らず行ぜざるを見るが故に。諸の先に染を離れたるもの、得果の時に至つて、若し亦勝果道を得するの理有らば、彼の果に攝する道は永く行ぜざる應し。又有頂に住して、見道斷斷の斷對治の時に、亦欲界の諸の修所斷の斷對治を得るの理有るに非ず。又諸の勝果道を獲得するの時、應に

【七】 法智品とは欲界に關する智なり、類智品は上二界に對する智なり。

【五】 初業地、初めて修行する地位。初習業地。

欲の治の三の中、初の斷對治は、唯未至の攝のみ。餘は六地に通ず。上治の三種皆六地に通ず。然れども上二界の斷治の見道は、唯能く自と上地との染を對治す。餘治の見道は亦下地を治す。上地は下地の斷治に非ずと雖も、而も上の見道現在前するの時、遍ねく未來の下地の見道を修す。下と上との地は所治を同じくするが故に。欲界の斷治の見道にして、能く根本と同一所治なるもの有ること無し。根本地の見道現前すれば、能く未來の未至地の攝なる欲の見斷の法の斷治の見道を修す可し。彼の道力に由つて、能く欲界の見斷の離繫に於て、無漏の得を得するが故にとは彼の所引を例と爲す、齊しからず。

諸の根本地の欲界の厭患と遠分との對治と、色無色界の三種の對治とは、見道現前すれば、還つて未來の未至地の攝なる是くの如きの二種三種の對治を修するも、未來の欲界の厭と遠との對治の力に由るが故に、便ち欲界の見斷の離繫に於て、無漏の得を得するに非ず。唯斷對治の力のみ能く繫の得を斷するが故に。諸の先に離欲せるもの、若し未至に依つて見諦に入らば、欲界の厭患と遠分との對治は、見道現前すれば亦未來の欲の斷對治を修す。欲の斷治の地の道、正しく現在前するが故に。是くの如きの理に由つて、先に離欲して見諦に入れる者、皆欲界の見斷の離繫に於て、無漏の得を得するに非ず。諸の先に離欲して見諦に入れる者、畢竟して欲の修斷の所有の離繫に於て、無漏の得を得す容きもの無し。未至の攝なる欲界の修斷の斷對治は、無漏の修道を收めて、不還果の身中に於て現前すると、及び未來修と、俱に理に非ざるを以つての故に。理として不還果の身中、一來不還の二の向道有る容き無し。故に諸有の先に無所有の染を離れて、聖道に入れる者、唯菩薩を除いて、餘は亦定んで二界の一切修斷の離繫に於て、無漏の得を得す。彼は皆必らず二界の修斷に於て、自の勝果道、遍く現前するが故に。是くの如きの理趣は何を以つて證知するや。聖者第四靜慮以上の諸地に生じては、定んで樂根を成すと説くと、及び聖者無色に生じては、定んで色貪盡

【四七】 斷對治なり。
【四八】 見道所斷の煩惱の事なり。

【四九】 第四定地と四無色定地となり。一一の諦を見る時頓に斷するなり。

【五〇】 四禪四無色定地なり。
【五一】 前の外難に對する答なり。

【五二】 無學位に非ざるか。
【五三】 欲は唯未至地の見道の所斷なりと言ふに對しての外難なり。

【五四】 四根本靜慮の事なり。
【五五】 前出、俱舍二十一、十一右。

【五六】 通知の事は次の節にあ

未來の下地の道を修するが故に。下靜慮は遍ねく能く上の斷治と爲るが故に。豈、已に無所有處の染を離れて、第三定等に依つて、見諦に入るの時、未來上地の見道を修す應きに不ずや。同じく有頂の斷對治と爲るが故に。爾らず。未だ此の地の染を離れざる者は、即ち此の地に依つて、見諦に入るの時、自と及び上の諸地の見諦所斷は、一一の諦を見るの時、能く頓に斷ずるが故に。未だ第四定の染を離れざる有り、第四定に依つて、見諦に入るの時、頓に五地の見所斷の染を斷ず。乃至、未だ初靜慮の染を離れず。初靜慮に依つて、見諦に入るの時、頓に八地の見所斷の染を斷ずるが如し。上地は會つて下地を斷ずること無きが故に。第四等は第三等と、所對治の法一切皆同じきに非ず。是れに由つて、已に第三等の染を離れて、第三等に依つて、見諦に入るの時、上地は能く自と上地とを治すと雖も、而れども、下と所治、恒に同じきに非ず。故に下に依るの時、上を修する能はず。諸の異生の位は、世俗道を以つて、見所斷を斷ず。所有の離繫は唯下地に由る。見道の勢力は、自と上地とに於て、無漏の得起る。謂はく、上地に依つて見道現前すれば、必らず未來下地の見道を修す。彼の勢力、下の離繫に於て、無漏の得を得して、上地に非ざるに由るが故に。此の學位は定んで色無色の攝に遍す應きに由つて、見斷の離繫は無漏の得を得して、欲に非ざるの理成ず。欲は唯、未至地の見道の所斷なるが故に。

三、第四定等は第三等の下地の對治に非ず。然れども第四等の見道現前すれば、能く未來の下地の所攝なる一切の見道を修す。彼の道力に由つて、諸の下地の見斷の離繫に於て、無漏の得を得するが如く、走くの如く、根本は欲の治に非すと雖も、然れども、根本地の見道現前すれば、未來の未至地の攝なる一切の見道を修す應し。彼の道力に由つて、欲界の見斷の離繫に於て、無漏の得を得す應きに不ずや。此の例は齊しからず。見道に二有あり。一つには欲界對治、二つには上界對治なり。欲の治に三有り。謂はく、斷對治・厭患對治・遠分對治なり。色無色の治の三種も亦然り。

時なり。

【一七】 不還果なり。

【一八】 無漏の對治道生ずる時

即ち阿羅漢果を得る故に阿羅漢果を得る時の一得なり。

【一九】 以上并記に引用せられたり。

【二〇】 見道位に於て一旦得たる所の法智を阿羅漢果に到つて再び得るが故に離繫に重得ありとなり。

【二一】 註二五、二九、三十を指す。

【二二】 難に對する答へなるが如し、即ち欲界九品の惑の中第六品と第九品とに對しては先きに無漏の斷繫得を得してゐないから阿羅漢を證得して之等に對して無漏の離繫得を得する事はないとなり。

【二三】 註二九にあたり。

【二四】 欲の第六品、第九品の惑に對する如き無漏の離繫得を得する事無き場合は唯厭患對治の一因のみを以つて解脱の言を釋す。

【二五】 二界とは色無色界なり。

【二六】 異生の位に有漏の六行觀を以つて下八地の煩惱を斷ずるなり。有頂地のみは有漏にては斷ずる能はず。かくの如く下八地の中何れかの染を離れて見道に入る場合と離れずして入る場合と所説異る。注意すべし。

得す應きを知る。前に、欲の六品九品を斷じて、見諦に入れる者と言へり。彼は先に斷を修するも、六と九の離繫に無漏の得なし。永く得せずと爲すや。暫く得せざる耶。決定して言ふ應し。彼れ永く得せずと。豈、阿羅漢を證得するの時、必らず先の時の見修所斷の一切の離繫の諸の無漏の得を得るに不ずや。若し彼れの先の時の所斷の離繫に、無漏の得有つて、今の時捨すれば、彼れに於て、今無漏の得を得ず應し。若し先きに無くんば、今の時亦無けん。離繫を得するの時は、唯自らの治起ると、及び劣道を捨て、勝を得るの時との故に。諸有の、先きに根本靜慮に依つて、見諦に入れる者、無學を得るの時、寧ぞ欲漏より、心、解脫することを得んや。未至に依つて見諦に入れる者、及び次第者に就いて説くが故に、失無し。或は諸の、阿羅漢を證得する者は、定んで無學の法智品の攝なる厭患對治を得。此に由つて數能く欲界を厭患して、欲界の結をして復繫の能無からしむ。此に依るが故に、『彼は欲漏より、心、解脫することを得』と言へるなり。此に由つて即ち契經に言ふ所を釋す。阿羅漢果は永く瞋恚を斷ずとは、彼を厭患するに就いて、説いて斷と爲すが故なり。若し爾らば、何が故に此の契經を引いて、後の果の時、前の離繫を得することを證するや。經に言はく、『欲漏より、心、解脫することを得る者。』と。二因を具する有ると、一因あるとの故に。謂はく、欲の離繫得に於て、無漏の得は、二因の故に、心、欲漏を脫すと言ふ。一つには、彼の無學の離繫得を得するが故に。二つには、彼の無學の厭患治を得するが故に。若し得せざれば唯一因に由る。故に此の契經の義皆成立す。此の中の理趣は前に已に辯するが如し。

復、如何んが、阿羅漢を得するに 二界の離繫、必らず受の得を捨し無學の得を得して欲界に非ざることを知るや。學位は定んで先に彼れを得す應きが故なり。謂はく、設し先に無所有の染を離れて、隨つて何れかの地に依つて、見諦に入るの時、必らず二界の諸の見所斷の無漏の斷治を得。彼の見所斷は是れ一つの斷治にして、頓に斷する所なるが故に。上地の見道現在前するの時、必らず

智の位なり。この二つの治生の時と四つの得果の時にて六時の得あるなり。

【四】 預流果を除くなり。以下之に準じて知るべし。

【五】 之は無漏の對治道を起さぬ故に後の得果の時の重得もなし。唯有漏の對治道生ずる時の一時得なり。

【六】 有漏無漏の二つの對治道の生ずる時と第三果と第四果との二つの得果の時との四時得なり。

【七】 初禪の近分定なり。

【八】 近分定に對す。

【九】 根本定は欲の斷對治道に非ざるが故に欲の見惑の無漏の離繫得を起さず、故に之は前の異生の位の有漏道による一時得なり。

【一〇】 不還に住せる人なるが故に不還果の向道の無漏は起さず、從つて有漏道による一時得のみ。

【一一】 有漏の對治生なり。

【一二】 不還果と阿羅漢果となり。

【一三】 有漏と無漏との二の對治生なり。

【一四】 阿羅漢果なり。

【一五】 不還と阿羅漢との二時なり、之は無漏の對治道の生ずる時は即ち不還果を得る時なるを以つて除く。

【一六】 無漏の對治道の生ずる

向道を起すに非ず。勝果に住して、劣を起さざるを以つての故に。先に八品を斷じて、見諦に入れる者、彼の見所斷の八品の離繫は、亦五時得なり。一を除いて前の如し。彼の修所斷の前の六の離繫は、唯一時得なり。前の如く、應に知るべし。七八の離繫は、唯四時得なり。謂はく、二の治生と及び二の得果となり。先に九品を斷じて、未至地に依つて、見諦に入れる者、彼の見所斷の九品の離繫は、亦四時得なり。前の如く、應に知るべし。根本地に依つて、見諦に入れる者、彼の見所斷の九品の離繫は、亦一時得なり。前の如く、應に知るべし。根本は欲の斷對治に非ざるが故に。若しは未至に依るも、若しは根本に依るも、彼の修所斷の九品の離繫は、亦一時得なり。前の如く、應に知るべし、必らず彼の無漏の對治を起さず。是れ不還果向道の攝なるが故に。先に上七地を斷じて、見諦に入れる者、彼の見三諦斷の七地の離繫は、亦四時得なり。前の如く、應に知るべし。見道斷の七地の離繫は、唯三時得なり。謂はく、一の治生と、及び二の得果となり。無漏の治生は、即ち得果なるが故に。彼の修所斷の七地の離繫は、唯三時得なり。謂はく、二の治生と、及び一の得果となり。具さに八地を離れて、聖道に入れる者は、見修の位の中に、有頂の惑を斷ず。見三諦斷の離繫は三時なり。謂はく、一の治生と、及び二の得果となり。見道斷の離繫は二時なり。治生の時即ち得果するに由るが故に。修斷の八品の離繫は二時なり。謂はく、一の治生と、及び一の得果となり。第九の離繫は、唯一時得なり。治生の時即ち得果するを以つての故に。諸の分離架の見修の位の中、進んで斷ずる所餘は、此に准じて、應に説くべし。

何の因を以つて、後の果を得するの時、重ねて先の時、斷ずる所の離繫を得する事を證するや。至教に由るが故なり。謂はく、契經中、正しく阿羅漢果を證得するに依つて、是くの如きの言を説く。『應に是くの如く知るべし。應に是くの如く見るべし。彼は欲漏より、心、解脱する事を得。乃至廣説』と。此の位の中、亦欲界の厭患對治等の無學の法智を得るに由るが故に、彼の離繫、亦重

證するのであるが之は對治道に依るが故に治道を除かず。

【二】 第九品の惑を斷じたる解脫道は第三果なるが故に。

【三】 治道の生ずる時と、第四果を得する時と練根の時との三時なり。之は不還果の人が進んで上界の修惑を斷ずる故に前の三果を除くなり。

【四】 有頂の第九品の惑を斷ずる解脫道は即ち第四果なり。故に對治道の起る時と得果の時とは同時なり。従つて第四果を得する時と練根の時との二時得なり。

【五】 利根の者は練根の必要なきが故に之を除くなり。

【六】 以上は世親の俱舍論と略同じ。以下外難なり。三界九地の中下八地の修惑は、有漏道でも無漏道でも斷ずる事が出来る。従つて對治道に斷ずるとは異生の位に有漏の六行觀を以つて斷ずるなり。以下光記に引用す。答に有礙の人が見道に入つて先づ見惑を斷じ次に修道に入つて修惑を斷ずると言ふ順序なり。

【七】 越次とは超越證の事。

【八】 正理では超越は唯利根のみとす。俱舍は然らず。

【九】 有漏の對治道の生ずるは前の異生の位にあり。無漏の對治道の生ずるは見道四法

必らず得果するを以つての故に。何ぞ勞はしく長く此の練根の言を説かん。練根は斷惑得果に異なる事を顯はさんが爲の故なれば、得果の外に、練根を説くも失なし。

然るに、離繫を得するは、其の所應に隨つて、具さに六時、乃至、唯二有り。謂はく、欲界繫の見四諦斷と、及び色無色の見三諦斷との、所得の離繫得は六時を具す。色無色界の見道諦斷の所得の離繫得は唯五時なり。治の生ずる時、即ち得果するに由るが故に。得果を説く已みにして、治生を説かず。欲界修斷の五品の離繫も、亦、五時得なり。預流果を除く。第六の離繫は唯四時に得す。得果と治生と、時に別無きが故に。第七八品も亦、唯四時なり。得果の四の中にて、前の二を除くが故なり。第九の離繫は、唯三時に得す。亦治生の時、即ち得果するが故に。色無色界の修所斷の中、唯有頂の第九の離繫を除ける所餘の離繫も亦、唯三時なり。得果の四の中にて、前の三を除くが故に。有頂の第九は唯二時に得す。得果と治生と、同一時なるが故に。此は鈍に約して説けるなり。若し利根に就けば、前の諸位の中、練根の得を除く。

三。豈八地の世俗道斷なる容きは、二種の對治生する時の、得を分つ應きに不ずや。爾らず。此は漸次の得を説くが故に。或は此は唯無漏の得に約するが故に。若し、越次に依らば、有漏の得に通ず。則ち世俗道の八地の染の中、隨つて少多を離れて、聖道に入る者、彼れ離繫を得するに、其の所應に隨つて、六時を具するより、乃至、唯一なる有り。利根を以つての故に、練根の時を除く。謂はく、欲界中、先に五品を斷じて、見諦に入れる者、彼の見所斷の五品の離繫は、六時の得を具す。謂はく、二種の自らの治有つて生ずる時と、及び得果の時の、復四とにて六を成す。彼の修所斷の五品の離繫は、唯五時の得なり。預流果を除く。先に六品を斷じて、見諦に入れる者、彼の見所斷の六品の離繫も、亦五時なり。一を除いて前の如し。彼の修所斷の六品の離繫は、唯世俗道なれば治生の時の得は必らず起らず。彼の無漏對治は、是れ一來果向道に攝するが故に、住果の時、彼の

【九】離繫得を重ねて得するに六つの場合あるも總てに通ずるに非ず、あるものは六乃至あるものは二なり。

【一〇】離繫得を得する時の所斷の煩惱は見道を八品、修道を八十一品として計算す。見道の八品は欲界と色無色界とに就いて各々四諦下の煩惱を立て、八品とし、修所斷の煩惱は九地に九品あつて八十一品なり。

【一一】見苦、見集、見滅の三諦斷なり。

【一二】この對治道の生ずる位は道類智の生ずる位にして直ちに預流果を得するが故なり。

【一三】欲界修所斷の惑に九品ある中の前五品なり。この五品を斷するまでは預流果なり。然るに預流果は前の、見道十五心を終つて第十六心の時即ち對治道の生ずるとき已に得し已つて居れば預流果の一を除いて五時得なり。

【一四】更に一來果を除く。

【一五】預流果と一來果なり。之は第二果を得し已つて夫から進んで第七、八品の惑を斷じて其の解脫道の位に擇滅を

卷の第五十六

〔辯隨眠品第五の十二〕

第五節 惑の再斷と離繫の重得

是くの如く已に諸惑の對治を辯じたり。能對治を修するに、勝進位の中に、所斷の諸惑は再斷すと爲すや。否や。所得の離繫は重得する事ありや。頌に曰はく。

諸の惑には、再斷なし。離繫には重得あり。

謂はく、治生と得果と。練根との六時の中なり。

論じて曰はく。所斷の諸惑は、自分の無間道を得るに由るが故に、便ち頓に永斷す。離退して後の時再斷するの義なし。斷じ已つて、復斷すれば則ち唐捐と爲らん。所得の離繫は、道に隨つて漸く勝進するの理なしと雖も、而も道進むの時、重ねて彼の勝れたる得を起すの理あるべし。離繫得は道の所攝なるを以つての故に、道を捨得するの時、彼れ亦捨得す。故に諸の離繫には重ねて得するの理あり。此れは容有に依るに、時に總じて、六あり。謂はく、治道の起ると、得果と、練根となり。

治生の言を説くは、通じて二義に目く。若し此に住して、能く離繫を證するに據らば、無間道に目くるなり。若し此に住して、正しく離繫を證するに據らば、解脱道に目くるなり。得果と言ふは、謂はく、預流・一來・不還・阿羅漢の果を得するなり。練根と言ふは、謂はく、根を増進するなり。此の六時に、未曾の道を得するに由つて、會道を捨する事あり。離繫を得するが故に。

得果を説くの言、既に差別無ければ、四果を攝するが如く、應に練根をも攝すべし。轉根の時、

【一】 惑を斷じ滅を得する事を明かにする一段なり。即ち惑は一度斷ずれば重ねて斷ずる事なきも、離繫得は重ねて得する事となり。

【二】 俱舍論二十五・十一左。

【三】 唐捐とはむだなる事。

【四】 無間道(Amanuraya-mārga) 正しく斷惑する位なり。

【五】 解脱道(Vimukī-mārga) 無間道の結果として得する勝道にして、茲に正しく擇滅涅槃を得す。

【六】 練根とは鈍根のものが利根となる時の事なり。

【七】 得果の外に練根を説く理由。

【八】 四果とは預流・一來・不還・阿羅漢の四沙門果の事。

いて近と名づくと許すも失無きが如く、是くの如く去來は、時分に約するに作用無きが故に皆時遠と名づくと雖も、而も餘の理に依つて、少分を説いて近と名づくと許すも失無きなり。餘の理に依つて名づけて遠と爲すに非ざるが故に、相と時分との遠の義は相違す。有餘師の言はく、「近の勝解に由つて證得する所なるが故に、解脫を近と名づく。謂はく、現の勝解もて解脫を觀する時、目前に對するが如くにして證得するが故に。如何んが現世を説いて名づけて近と爲さん。時、遠きと、相に異り有るとを以つての故なり。謂はく、現在世は普ねく一切の識の境と爲ること有る可し。作用有るが故に」と。經主は此の中に是くの如きの説を作す。「若し正理に依らば、應に去來は法の自相を離るゝが故に名づけて遠と爲すと説くべし。未來は未だ法の自相を得ざるが故に。過去は已に法の自相を捨するが故に」と。彼の説は偏へに正理と相違す。諸の自相は、皆遠性に非ざるもの無し。此れ遠性を成すれば必らず自相有り、遠性の攝なるが故に。餘の遠性の如し。謂はく、所謂の相遠性等を見るに、是れ遠性の攝ならば自相は無に非ず。既に去來は是れ遠性の攝なりと許す。必らず應に、彼の自相は無に非ずと許すべし。自相は無なりと説いて、而も遠性と名づく。故に彼れは偏へに正理と相違するなり。「等」⁺の聲は法を擧ぐることの未だ盡さざるを明さんが爲なり。

【七】等の聲とは頌中に二世等と言へるを指すなり。

處遠性、海の兩岸は復俱に一大海の邊に在りと雖も、方處隔るが故に、亦名づけて遠と爲すが如し。四には時遠性、去來世は復俱に一法の上に依つて立つと雖も、時分隔たるが故に、亦名づけて遠と爲すが如し。

何に望めて遠と説くや。現在世に望めてなり。無間の已滅と及び正生の時とは、現と相隣る。

如何んが遠と名づけんや。彼れは一切の五識の境に非ざるが故に、亦一分の意識の境に非ざるが故に。或は時分申作用有らば説いて名づけて近と爲す。過去と未來は定んで作用無きが故に説いて遠と名づく。諸の無爲法は永く作用無ければ應に名づけて遠と爲すべし、と難じて言ふべからず。時の遠近は時に依つて立つるを以つての故に、三時に於て若し作用有らば説いて名づけて近と爲す。若し作用無ければ説いて名づけて遠と爲す。諸の無爲法は一切の時を越ゆ。如何んが時に約して難じて遠を成ぜしめんや。處の遠近は處に依つて而つ、非處は然らざるが如し。若し、無爲は相に異り有るが故に應に相は遠なることを成すべし、と難ぜば理亦遮すること無し。相の遠は一切法に貫き通するが故に。若し爾らば何が故に無爲は近と名づくるや。且らく虚空の體は一切處に遍し。相無礙なるが故に説いて名づけて近と爲す。非擇滅の體は功用に由らず。一切の體と一切の處時に於て、皆得す可きが故に、説いて名づけて近と爲す。擇滅無爲は、諸有の精進して正しく修行する者が、諸惑を斷する時、一切の體に於て差別有ること無く、速に證得するが故に説いて名づけて近と爲す。無爲を近と名づくること、理趣既に然り。而るに經主の説かく、「去來の二世も例して亦應に然るべし」と。謂はく、去來の靜慮等の法に在つても、無爲法の如く、等しく速かに得するが故に、亦應に近なるべし、とは先の釋理に由つて例と爲すこと成ぜず。多くの有情が一切の體に於て差別有ること無く共に得するの義無きが故なり。或は例は然りと許すも亦失有ること無し。一切の法は互ひに相ひ望むるに相に異り有るが故に、皆相遠と名づくと雖も、而も餘の理に依つて、少分を説

【六六】 處遠性 *Dosa-duranta*。

【六七】 時遠性 *Kala-duranta*。

【六八】 無間の已滅とは今過去に滅して現在との中間に一法も障へるものなき位なり。

【六九】 正生とは即ち未來生相の位なり。

れば、此の境を縁する惑と、及び此の惑力を因として引起する所の餘境を縁する惑との、引く所の去來の惑の果因の得は、現の相續中に無間にして轉ず。若し少境に於ても遍知を得る時は、惑所引の得は便ち復轉ぜざるを以つての故に、惑の斷は定んで所縁に従ふことを知る。

然るに此の中に於て、惑と道とは俱行するの理無しと雖も、而も道もて苦等の境を觀見するが故に、諸惑便ち斷ず。此の義了し難ければ、應に喩を擧げて明にせん。譬へば人有り、鼠の爲に齧まる。熱悶迷亂等の時無しと雖も、而も熱等が毒を因として身に在るに由るが故に、恒に有病者と名づけて、無病人には非ざるが如し。要らず服毒が、阿揭陀藥と相違するを、方に無病者と名づけて、有病人には非ざるなり。阿揭陀は熱等の病と俱時に一身中に在つて行ぜずと雖も、而も阿揭陀の威力の故に、身中の毒を滅して熱等生ぜざるを、阿揭陀能く衆病を除くと説く。是くの如く聖道は、諸惑と俱時に一身中に在つて行ぜずと雖も、而も聖道は威徳力を生ずるが故に、果因の得を滅して諸惑生ぜず。能く行者をして身器清淨ならしむ。惑續かざるが故に説いて名づけて斷と爲す。

第四節 遠生の四種

已に諸惑の永斷の從ふ所を説きたり。前に言ふ所の遠分對治の如き、一切の遠性に總じて幾種有りや。頌に曰はく、

遠性に四種有り。 謂はく、相と治と處と時となり。

大種と尸羅と、 異方と二世等との如し。

論じて曰はく、一切の遠性に總じて四種有り。一には相遠性、四大種は復俱に一聚の中に在つて生ずと雖も、相異なるを以つての故に、亦名づけて遠と爲すが如し。二には治遠性、持犯戒は復俱に一身の中に在つて行ぜずと雖も、相治するを以つての故に、亦名づけて遠と爲すが如し。三には

【三】阿揭陀 Agada 不死藥丸藥なり。

【六三】遠性 Dūrita 遠い事なり。

【六四】相遠性 Lakṣaṇa-dūriti。

【六五】治遠性 Vipakṣa-dūriti。

の所縁ならば、未だ會つて時有つて所縁に非ざることなきが故に。亦斷は相應に従ふと説く可からず。謂はく、相應の法は互ひに因と爲るが故に、此の法は時として因性に非ざること無きが故なり。又此の惑に由つて心をして染を成ぜしむ。此の心は時として不染を成ずること無きが故なり。亦斷は自性に從ふと説く可からず。謂はく、法は自性を捨す容きこと無きが故に、斷惑の時、彼の所斷の諸法をして所斷の性を失はしむ可からざるを以つてなり。是の故に應に思ふべし、惑は何れに従つて斷ずるか。頌に曰はく、

應に知るべし、所縁に従つて、諸惑をして斷ぜしむ可し。

論じて曰はく、諸惑の永斷は定んで所縁に従ふ。所縁に於て遍知する力を以つての故に、惑をして永斷せしむること、前に已に説くが如し。然るに惑の所縁に總じて二種有り。謂はく、有繫事と及び無繫事となり。有繫事を縁じて境と爲す諸惑と、及び此の惑力より引生ずる所に於て、此の事を縁じて境と爲さざる諸惑と、是くの如きの二惑は一有情の現に相續する中に於て、諸得を引起す設ひ無染汚心、現在前するも、此の得は恒に行じて間斷有ること無く、去來世の諸惑の果因と爲る。是くの如く應に知るべし、無繫事を縁じて境と爲す諸惑と、及び此の惑の勢力を因として、引く所にして、隨つて後に現行する、此の事を縁じて境と爲さざる諸惑との、引起する所の得の類も亦前に同じ。去來の惑の果因と爲ると言ふは、謂はく、此の諸得が現世に在る時は、是れ過去の惑の等流の性なるが故に、之を説いて果と爲す。是れ未來の惑の生ずる縁の性なるが故に、之を説いて因と爲す。然るに此の諸得は、斷對治の等流の諸得の現行と相違す。能く去來の所得の諸惑を持するが故に、一切の此の事を縁する惑と、及び餘を縁する惑とをして相續して轉ぜしむ。此の事の境を縁する諸の斷對治の等流起る時惑の得は便ち絶す。所得の諸惑は自の所縁に於て、體は猶有なりと雖も、而も因果が永絶を得るに由るが故に、説いて斷と名づく可し。少境に於ても若し未だ遍知せざ

【六】 心は惑の相應法なり。

【六二】 諸得とは諸の惑の得なり。

三には、^{五七}遠分對治、謂はく、道にして能く前の所斷の惑の得をして轉た更に遠ざくることを成ぜしむ。即ち勝進道なり。解脫道より後に起る所の道を名づけて勝進と爲す。乃至彼の得と俱起する生等も亦道の名を得。惑の得と相違する諸得をして相續して増せしむるが故なり。四には、^{五八}厭患對治、謂はく、道にして隨つて何れの界何れの地中に於けるも、諸の過失を見て深く厭患を生ず。即ち是れ彼れに於て種種の門を以つて、過失を見るの義なり。此れは唯諸の厭の作意の聚の攝なり。此の勢力に由つて、設ひ後時に於て妙境界に屬するも、亦貪著せず。應に知るべし多分は是れ加行道なり。若し爾らば何に緣つてか最後に於て説けるや。阿毘達磨は次第求に非ず。豈、會つて聞かずや。何ぞ煩はしく徴詰せん。或は不定の故に説いて初に在らず。謂はく、彼れは無間道の後に定んで解脫(道)有り、解脫道の後に方に勝進(道)有るが如くには非ず。是の故に不定なり。加行道は或は起つて無間道の前に在る有り、或は勝進道の後に生ずる有つて、決定に非ざるを以つての故に。又不定とは、謂はく、或は二種特伽羅が一加行に由つて乃至阿羅漢果を證得する有り。或は二、或は多、是の故に不定なり。又不定とは無間道等は前の加行の如く、亦能く後の與(カ)に加行と爲るが故なり。定んで、唯爾所(そこ)のみ是れ加行道の攝なりとは言ふ可からず。多分の言を説くは、應に知るべし、無間と解脫と勝進との道の中、苦集諦を緣する者も亦厭患對治なることを顯はさんが爲なり。

第三節 斷惑の處

已に^{五九}惑の對治を説けり。當に斷惑の理を辯ずべし。諸惑の永斷は定んで何れに従ふと爲すや。所緣に従ふと爲すや。相應に従ふと爲すや。自性に従ふと爲すや。何が故に疑を生ずるか。此の三種に於て皆過を見るが故なり。且らく斷は所緣に従ふと説くべからず。謂はく若し此の法が是れ彼

【七】 遠分對治 Daridhava-pantipaksu.

【五八】 厭患對治 Vidus u-t-p-atij-aksu.

【五九】 この一段は何の上に於て煩惱を斷じて離れさすかを明すなり。

謂はく、彼れは但治起るに由るが故に斷するなり。若し此の品の對治道生ずれば、即ち此の品の中の諸惑は頓に斷するを以つてなり。下下品の治道起る時上上品の惑は即ち皆頓に斷じ、(乃)至、上品の治道起る時下下品の惑は即ち皆頓に斷するが如し。是くの如きの理趣は^{五三}後に當に廣く辯ずべし。豈、一切の見所斷の惑の斷する時も、亦對治道起るに由つてに不ずや。若し此の部の對治道生ずれば、則ち此の部の中の諸惑は斷するを以つての故に。理實には應に爾るべし。然るに此の中に於ては、三界の修所斷の惑は、皆九品の道に由らざるもの無きことを顯はさんが爲なり。斷治道決定するが故に、此の言を説けるなり。見所斷の中には唯有頂の惑のみ對治の決定せること前に已に辯するが如し。或は見所斷の諸惑斷する時の方便は定んで三なるが故に、別に就いて説く。修所斷の惑の能斷の方便は、決定せざるが故に、總に就いて説けるなり。豈、明かす所の第四の方便は、前の宗の義と相ひ關せざること有るに不ずや。謂はく、修位の中、滅道智を以つて能く三界の修所斷の惑を斷するも、慧は此の惑の所縁を見るに非ざるが故に。此れと宗義と實に相ひ關せず。前の宗は唯、見所斷を辯するのみなるが故に。^{五四}彼の總攝を設くるも亦相違せず。彼の惑の所縁を見ると、此の惑の治生するが故なり。

第二節 四種の對治

言ふ所の對治に總じて幾種有りや。頌に曰はく、

對治に四種有り。 謂はく、斷と持と遠と厭となり。

論じて曰はく、諸の對治門に總じて四種有り。一には斷對治、謂はく道にして親しく能く諸惑の得を斷ず、即ち無間道なり。二には^{五六}持對治、謂はく、道にして初めて斷の得と俱生す、即ち解脱道なり。是くの如きの道に由つて、斷の得を持するが故に、諸惑の得をして相續して生ぜざらしむ。

【五三】 後にとは正理六十四卷を指す(大正藏經廿九、六九二頁以下)。

【五四】 彼の總攝云云は答へなり。彼の總攝とは先に掲げたる宗なり。

【五五】 斷對治 Prāhāṅga-pṛnti-

īpukṣṇa-

【五六】 持對治 Adhāra-pṛnti-

paṅka-

由つて欲界所繫の見苦集斷の自界縁の惑の所縁の境を觀見するが故に、一切の欲界の見苦と見集との所斷の諸惑皆永斷を得ると、慧に由つて上二界繫の見苦集斷の所有の諸惑の所縁の境を觀見するが故に、一切の上界の見苦集斷の諸惑永斷すると、慧に由つて三界所繫の見滅道斷の無漏縁の惑の所縁の境を觀見するが故に、一切の見滅と見道との所斷の諸惑永斷するとを顯はせるなり。此の意は所有の惑の斷を顯はすには非ず。^{五二}二つに、慧に由つて彼の所縁を見る（と言ひて）、而して後に復「我れは諸惑の永斷の方便に多種の別有ることを許す」と言ひたり。如何んが、我が先に宗を立つると、後に解釋すると言義各異ると説く可けんや。故に前後相違すと謂ふべからず。或は我れ但「慧に由つて彼の所縁を觀見するが故に諸惑斷ず」と言へるは、餘は兼ねて斷ずることを顯はす。

自ら成ずとは説かず。謂はく、若し但能く、慧に由つて彼の所縁を觀見するが故に彼の惑斷する時、所餘の諸惑は能緣斷するが故に、所緣斷するが故に、斷ぜざるの理無し。是の故に首めより且らく略して宗を立てたるなり。若し慧に由つて少惑の所縁を見れば、則ち一切の惑は皆隨つて斷ずとならば、何が故に乃ち、我れは諸惑の永斷の方便に多種の別有ることを許すと言はんや、但應に立て、一のみ有るべし、謂はく、所縁を遍知するなり。唯、所縁を遍知するが故に斷するといふを立るのみに非ざるは、即ち能く所斷の惑に二類有ることを顯はせるなり。一には謂はく、慧と所縁の境同じ。二には謂はく、慧と所縁の境別なり。此れに由つて必らず是くの如きの疑を生ずること有り。諸惑の、所縁が慧と同じき者は、慧が彼の境を見るとき、彼れ斷ずること然る可し。餘惑の、所縁が慧と異なる者は、彼の惑の永斷は何の方便に由るや。と。此れに由るが故に、「多方便」の言を説けるなり、理、疑を遣り、深く有用を成ずることを顯はす。或は復、斷惑に定んで多門有り。然るに宗を立つる中には、且らく勝なる者を擧ぐ。餘は皆此の初門に屬することを顯はすが故なり。

已に三方便もて見所斷の惑を斷ずることを説きたり。修所斷の惑を斷ずるは第四の方便に由る。

【五二】外難に對する答への第二なり。

説けるなり。唯他界縁のみ此の因を斷するに由つて彼れ便ち隨つて斷することを、了し易から令めんと欲するなり。三には彼の所縁を斷するに由るが故に斷す。謂はく、見滅道斷の諸の有漏縁の惑なり。無漏縁の惑は能く彼の所縁と爲るを以つて、所縁斷する時彼れも隨つて斷するが故なり。羸病者^{五〇} 杖策して行くに、彼れの杖を去る時、彼れ隨つて倒るゝが如きの故に。

何に縁つてか（是くの如くなるや。即ち）此の所斷の惑中に於て、能縁を斷するが故に所縁も斷すと説けるもの有り、欲の苦集を縁じて現觀を起す時の如し。所縁を斷するが故に能縁も斷すと説けるもの有り、諸の滅道を縁じて現觀を起す時の如し。實には爾の時此れと彼れと俱に斷すと雖も、而も所斷に勝有り劣有るに由るが故に、勝斷する時、劣も隨つて斷すと言ふなり。謂はく、若し彼の惑の所縁の中に於て、無漏の慧生じて能く對治を爲さば、彼の惑を勝と名づけ、所餘を劣と名づく。何に縁つてか彼の惑は偏へに勝の名を得るや。彼の所縁に於て無漏の慧起りて、専ら彼れに敵する爲に功用を發すが故なり。是くの如きの義に依るが故に説いて言ふ可し。欲の苦集を縁じて起す所の現觀は、自の所斷の煩惱等の中に於て、自界縁を以つて勝れたる怨敵と爲す。諸の滅道を縁じて起す所の現觀は、自の所斷の煩惱等の中に於て、無漏縁を以つて勝れたる怨敵と爲す。勝斷するに由るが故に餘の劣は隨つて斷す。

若し惑の斷の方便に多有りと許す、能縁斷するに由るが故に隨つて斷するもの有り、所縁斷するに由るが故に隨つて斷するもの有りとならば、何が故に前には、慧に由つて彼の所縁を觀見するに由るが故に、隨眠等斷すと説けるや。但應に此に於て先に宗を立て、言ふべし。諸惑を永斷するは多の方便に由ると。先に宗を立つると、後に解釋すると、言義各異つて前後相違すること勿れ。先に宗を立つるが如く、後の釋は異なる無し。^{五一}寧んぞ我れは前後相違せるを説けると謂はんや。謂はく我が宗に、「慧に由つて彼の所縁を觀見するが故に諸惑斷す」と言ふは、此の言の意は、慧に

【五〇】杖策とは鞭を杖につくこと。

【五一】寧んぞ以下は答なり。

今應に思擇すべし、諸の隨眠等は何に由つて而も斷ずるや。慧に由つて彼の所縁を觀見するが故に、隨眠等斷ずるなり。若し爾らば欲界の他界の遍行と、及び三界中見滅道斷の有漏縁の惑とは應に斷の義無かるべし。苦集諦を縁する法智忍生ずるも、唯欲界の苦集諦を縁するのみなるが故なり。^{四三}滅道諦を縁する諸智忍生ずるも、唯無漏を縁じて境と爲すが故なり。是くの如きの失無し。我れは、諸の惑の永斷の方便に多種有りと許すが故に。幾種有りと爲すや。總じて四種有り。何等をか四と爲す。頌に曰はく、

所縁を遍知するが故に、
彼の能縁を斷ずるが故に、

彼の所縁を斷ずるが故に、
對治起るが故に斷ず。

論じて曰はく、見所斷の惑を斷ずるは前の三方便に由る。一には、^{四五}所縁を遍知するに由るが故に斷ず。謂はく、欲界繫の見苦集斷の自界縁の惑と、色無色界の見苦集斷の所有の諸惑、此れの然る所以は^{四六}上二界の他界地縁も亦所縁を遍知するに由つて斷ずるを以つての故に、苦集諦を縁する類智忍生ずるとき、俱に能く頓に二界の境を觀するが故に。(之等と)及び通じて三界の見滅道斷の無漏縁の惑と、是くの如きの諸惑は、皆所縁を遍知するに由つて斷ずるが故なり。二には彼の能縁を斷ずるに由るが故に斷ず。謂はく、欲界繫の他界縁の惑なり。欲界繫の見苦集斷の自界縁の惑は能く彼れを縁するを以つて、^{四七}此の惑は彼れに於て能く依持と作る。依持斷ずる時彼れも隨つて斷ずるが故に。羸病者却き倚つて立つに、倚に所を去る時彼れ隨つて倒るゝが如きの故に。如何んが彼れに於て能く依持と作るや。此れは彼れに於て能く因と爲るに由るが故なり。豈、此れは即ち因を害するに由るが故に斷ずと説くに不すや。實に爾り。^{四八}此れと彼れとは但是れ異名のみ。然るに濫るゝを止めんが爲の故に是の説を作せるなり。謂はく、欲界の惑は自と他との界縁、^{四九}皆此れと彼れと互ひに因と爲るの義有り。然るに此れと彼れと展轉して相縁すること無し。故に此の中に於て「能縁斷ず」と

【四二】 他界の遍行とは九上縁の惑のことなり。

【四三】 苦集諦を縁する法智忍の位に九上縁の惑を斷ずるも、その時九上縁の惑の對象たる上界の苦集を知らず。

【四四】 滅道諦を縁する法智忍と類智忍の位に見滅道斷の有漏縁の惑を斷ずるも、その時その惑の對象たる滅道諦下の邪見、疑、無明を知らず。

【四五】 所縁とは四諦を言ふなり。

【四六】 上二界の他界地縁と言ふは、色界の他界縁と無色界中非想非非想處を除く下三地の他地縁となり上二界は類智忍の位に色無色合して知るが故にこの言あるなり。(婆沙十八、大正藏廿七、九三中參照)

【四七】 此の惑とは自界縁の方、彼れとは他界縁の方を指す。

【四八】 此れと彼れとは、と言ふは依持と因のこと。

【四九】 此れと彼れと言ふは自界縁と他界縁なり。

る位に、惛眠掉悔何ぞ現前す容けんや。若し現前せざれば寧ぞ止觀を障へん。如何んが彼れの説は經の理と相違するや。謂はく、彼れの言ふ所なる、惛眠と掉悔とは其の次第の如く、奢摩他と毘鉢舍那とを障ふとは前の教理に違す。故に彼の所説なる、唯五因を立つるは、蓋が唯五なることを證するに功能有ること無し。此れに由つて前説は、理として善く依る可し。

何が故に無明は、立て、蓋と爲さざるや。説成ぜざるが故なり。契經に説くが如き、「無明に覆は」とは覆は即ち是れ蓋なり。有餘師の説かく、「等しく持擔する者は諸の蓋の中に立つ。無明は中に於て所荷偏に重し。是の故に説かず。若し無明を立て、一の蓋と爲さば、一切の煩惱の所荷の障能を合して、無明に比するに、猶及ぶ能はず。故に立て、諸蓋の聚中に在らざるなり。慢は復何に緣て立て、蓋と爲さざるや。慢に由つて能く勝法を修すること有るを以つてなり。蓋の義、劣なるが爲に蓋の中に立てざるなり。有餘師の言はく、「夫れ蓋たる者は心をして下に趣かしむ。慢は則ち然らず。能く心をして上法に趣かしむるを以つての故なり。慢は力有つて能く心を壓伏し其れをして下に趣かしむるには非ず。故に蓋と立てざるなり。諸見は何が故に蓋中に立てざるや。諸の有情を見て、無我の見を闕く者は、我有りと執すと雖も而も能く染を離るゝが故に。有るが説かく、「諸見は慧を體と爲すが故に、性捷利なるが故に、蓋の義に順ぜず。蓋を爲すは必らず此の義と相違す」と。隨煩惱の中餘は蓋と立てざること、前の所説に准じて應に理の如く思ふべし。上二界の惑を蓋と立てざるは、三界の染を離るゝに初め障に非ざるが故なり。初め障を爲すが故に。蓋の名を建立す。又上界の惑は唯無記なるが故に。蓋は唯不善なること前に已に説くが如し。

第五章 煩惱の斷滅

第一節 煩惱の滅と斷惑の四因

謂はゞ、則ち説かざれば障の義既に無し。便ち應に蓋に非ざるべし。勝法を障へずして蓋の義成す可きには非ず。此れに由つて應に知るべし。俱に俱障と爲らば、俱に俱治と爲ること、其の理必ず然り。但此の中に於ては近の障と治とに就くが故に是くの如きの差別を作して説けるなり。

有餘師は別に説いて唯五因を立つ。彼れの説は云何。謂はく、行位に在つて先づ色等の種種の境の中に於て、愛憎す可き二種の相を取るが故に、後に住位に在つて、先を因と爲すに由つて、便ち欲貪と瞋恚との二蓋を起す。此の二は能く、將に定に入らんとする心を障ふ。此れに由つて後時に正しく定に入る位に、止と及び觀とに正しく習ふこと能はず。此れに由つて便ち昏眠と掉悔とを起して、其の次第の如く奢摩他と毘鉢舍那とを障へて起ることを得ざらしむ。此れに由つて後の出定の位の中に於て、法を思擇する時、疑復障を爲す。故に蓋を建立すること唯此の五のみ有り、と。
乍たちまに當の聖慈尊を枉謗す可し。聖慈尊は猶一生隔つて、未だ無等の大我智を證せざるを以つての故に。寧んぞ現に能く寂なる尊を枉謗す可けんや。彼れの説は何に縁つて、佛を枉謗すと名づくるや。彼の所説は前後相違すると、及び契經の理と相違するとを以つての故なり。如何んが彼れの説は前後相違するや。謂はく、若し欲貪と瞋恚との二蓋が、現起して能く將に定に入らんとする心を障ふれば、障既に現前す。何ぞ能く定に入らん。若し別に治を修して伏し已つて入るとならば、則ち正しく定に入る位に、止と及び觀とに於て正しく習ふこと能はずとは言ふべからず。又止と及び觀とを習ふこと能はずんば、云何んが名づけて、正しく定に入る位と爲すや。又彼れの所説の、正しく入れる定の言は、聞思所成(の定)と爲すや。修所成の定と爲すや。若し、我れは聞思所成(の定)を説いて、正しく入れる定と名づくと言はゞ、則ち、後の出定の位に法を思擇する時、とは説くべからず。聞思所成は分別有るが故に、即ち法を思擇すること、何ぞ出時を待たんや。若し、我れは修所成の定を言ひて正しく入れる定と名づく、と説かば、理亦然らず。修所成の心の正しく現前す

【天】 行位とは乞食等を行じて道を歩む時なり。
【五九】 住位とは定室に入る位なり。

【四〇】 當の聖慈等とは彌勒菩薩のこと。

【四一】 止と及び云云とは、已に二蓋を伏し已つて入れるが故にこの言あるなり。

中、佛は正理に依つて、惛眠蓋は毘鉢舍那のみ能く治して止に非すと説きたまふ。掉悔蓋は唯奢摩他のみ能く治して觀に非すと説きたまふ。此れは伏斷に依つて、觀止の門が別に惛眠と掉悔の二蓋を治することを説けるなり。若し永斷に依らば、此の觀止の門の對治の一切の用は差別無し。此の理を顯はさんが爲の故に次第を壞す。^{三三}豈、契經に是くの如きの説を作さずや。『等持を修する者は惛眠を怖畏す。擇法を修する者は掉悔を怖畏す。』と。此れに由つて、惛眠は定を障へ、掉悔は慧を障ふる其の^{三三}理必らず然ることを證知す」と。理必らず然らず。互ひに相順するが故に。惛沈は定に順す。^{三六}順上分中、言に因みて已に辯ぜり。掉擧は慧に順す。性捷利にして擇法に似るを以つての故なり。彼の法に順するものは、彼れを障ふと言ふ可きには非す。又若し惛眠が能く定を障ふれば、則ち應に定は能く惛眠を治すと許すべし。契經に是くの如きの説を作すべからず。『惛眠の對治とは、謂はく光明想なり。』と。掉悔が慧を障ふるといふも難を爲すこと亦然り。故に彼れの所言は唯自執を陳ぶるのみ。然るに契經に、『等持を修する者は惛眠を怖畏す。擇法を修する者は掉悔を怖畏す。』と説ける此の言の意は別なり。謂はく、惛眠蓋は等持に相ひ順す。等持を修せんと欲せば惛眠起り易し。故に定を修する者は惛眠を怖畏するなり。惛眠は近く能く定を障ふと謂ふには非す。掉悔を怖畏するも此れに准じて應に知るべし。若し、契經に是くの如き説を作す、『心味劣の位は定を修するに非時なり。心輕躁の位は慧を修するに非時なり』と。故に、惛眠は近く能く定を障へ、掉悔は慧を障ふること、理必らず應に然るべきを知ると謂はゞ、理亦然らず。近に就いて説くが故に。謂はく、此の經の意は、正に、惛眠が法相中に於て簡擇すること能はざるを説く。是の故に擇法は彼れの爲に近治なり。惛眠も亦能く近く擇法を障ふ。故に味劣の位は定を修するに非時なり。定は惛眠の近對治に非ざるが故に。掉悔の慧に於けるも此れに准じて應に知るべし。若し、經は『彼の現起の位は、此れを修するに非時なり』と説くが故に、唯彼れのみ但此れが障と爲ることを知ると

【三三】 豈以下は外難なり。

【三六】 理必ず爾らず云云は答なり。

【三六】 順上分とは五上分結なり。

【三七】 彼の現起の位とは惛眠の現起の位なり即ち心味劣の位と言へるを指す。此れを修するとは定を修するなり。

不平性、五には^{二九}心昧劣性なり。此の蓋の對治とは、謂はく光明想なり。此の蓋の事用とは、謂はく俱に能く能く心性をして沈昧ならしむ。掉悔蓋の食とは、謂はく四種の法なり。一には^{三〇}親里の尋、二には國土の尋、三には^{三一}不死の尋、四には隨つて昔の種種の更る所の戲笑・歡娛・承奉等の事を念す。此の蓋の對治とは、謂はく奢摩他なり。此の蓋の事用とは、謂はく俱に能く心をして寂靜ならざらしむ。此れに由つて、食と治と用と同じきが故に昏眠と掉悔と二を合して一と爲すと説けるなり。或は貪と瞋と疑とは是れ滿煩惱なり。一一に能く、一の覆蓋の用を荷ふ。昏眠掉悔は滿煩惱に非ず。二合して方に、一の覆蓋の用を荷ふ。

此の五を蓋と名づくる其の義は云何ぞ。謂はく、決定して能く聖道と聖道の加行とを覆障するが故に、蓋の名を立つ。若し爾らば則ち應に諸の煩惱等も、皆蓋と名づくることを得べし。一切は皆能く聖道と及び加行とを覆障するが故に。世尊の諸の苾芻に告げて言ふが如し、『若し一法の爲に覆障せらるれば、則ち、眼は是れ無常なりと了する能はず。一法とは謂はく、貪なり。乃至廣説』と。一別別に説くこと^{三二}。雜事の中の如し。何が故に世尊は、蓋は唯五なりと説きたまふや。理實には應に爾るべし。然るに佛世尊が立蓋門に於て唯五を説きたまふは、唯此れのみ^{三三}。五蘊に於て能く勝障と爲るが故なり。謂はく、貪と慧との蓋は能く戒蘊を障ふ。次の如く欲と惡とを離るゝを遠ざからしむるが故なり。昏沈と隨眠とは能く慧蘊を障ふ。此の二は俱に毘鉢舍那を遠ざからしむるが故なり。掉擧と^{三四}惡作とは能く定蘊を障ふ。此れは俱に奢摩他を遠ざからしむるが故なり。是くの如く四蓋は漸次に離の白法を超へしむ。此れに由つて後に於て、業果に於て四諦に疑を生ぜしむ。疑ふが故に能く乃至解脫と解脫智見とをして、皆起ることを得ざらしむ。故に唯此の五のみ建立して蓋と爲せるなり。若し爾らば掉悔蓋は應に昏眠の前に説くべし。戒と定と慧との蘊の次第に順じて説くが故に。爾らず。此の中次第を壞するは、世尊の意欲、別義を顯はすが故なり。謂はく、契經

【二八】 心昧劣性とは明らかかなる感知のないこと。

【二九】 親里の尋とは親屬の里のことを尋伺するなり、以下準じて思ふべし。

【三〇】 不死の尋とは若し我れ死なずば是くの如きことを爲さん等と尋伺するなり。

【三一】 雜事とは法蘊足論九の雜事品なり。(大正二六・四九四下)。

【三二】 五蘊とは無漏の五蘊のこと、即ち戒、定、慧、解脫、解脫智見なり。

【三四】 惡作とは追悔なり。

蓋の相は云何。頌に曰はく、

蓋に五あり。唯欲に在り。 食と治と用と同じきが故に、

二なりと雖も一蓋と立つ。 蘊を障ふるが故に唯五あり。

論じて曰はく、契經に言ふが如し、『若し五蓋を説いて不善聚と爲さば、是れを正説と爲す。所以は何ぞや。是くの如きの五種は、純ら是れ圓滿せる不善聚なるが故なり。其の五とは何ぞや。一には欲貪蓋、二には瞋恚蓋、三には惛眠蓋、四には掉悔蓋、五には疑蓋なり』と。契經に既に蓋は唯不善なりと説く。故に知る、唯欲にのみ在つて色と無色との界には非ず。此れを證と爲すに由つて、惛と掉と疑とは體は皆欲と色と無色とに通ずと雖も、而も但欲界のみ蓋の名を得ること有るを知る。惛沈と掉擧との二種は唯欲界なる者のみ立て、蓋と爲すこと有るを顯はさんが爲の故に眠、悔と和合して立てたるなり。眠と悔とは唯是れ欲界繋なるが故なり。眠と悔とは唯染汚なるもののみ、蓋の名を得ること有るを顯はさんが爲の故に、惛沈、掉擧の二種と和合して立てたるなり。惛と掉とは唯是れ染汚の性なるが故なり。疑は前の四に准するに、欲に在ること知る可し。

何に縁つてか欲貪と瞋恚と疑との蓋は、各一體に於て別に蓋の名を立つるに、而も彼の惛眠と掉悔との二蓋は、各二體に於て合して蓋の名を立つるや。欲貪と瞋と疑とは、食と治と各別なり。是の故に一一別に蓋の名を立つ。惛と眠と及び掉と悔とは、所食と能治と事用と皆同じきに由るが故に、體は殊りと雖も俱に合して一と立つ。欲貪蓋の食とは、謂はく可愛の相なり。此の蓋の對治とは、謂はく不淨想なり。瞋恚蓋の食とは、謂はく可憎の相なり。此の蓋の對治とは、謂はく慈善根なり。疑蓋の食とは、謂はく三世なり。契經に説くが如し、『過去世に於て是くの如きの疑を生ず。乃至廣説』と。此の蓋の對治とは、謂はく若しは能有つて如實に緣性と緣起とを觀察することなり。惛眠蓋の食とは、謂はく五種の法なり。一には 憂鬱二四、二には 不悅二五、三には 頻申二六、四には 食二七

【二】契經とは雜二十七（大正藏二、一九五頁中）。

【三】欲貪蓋云云以下は雜廿七（大正藏二、一九二頁中）に出づ。

【四】契經とは雜廿七（大正藏二、一九二頁中）。

【五】憂鬱とは眼の明かならぬこと。

【六】不悅とは心がうき／＼しないこと。

【七】頻申とは疲れて起る惡心のこと。

【八】食不淨性とは飲食が過ぎたること。

ての故なり。有餘師の説かく、「惱は喜と相應す。見取の等流なれば應に歡行なるべきが故なり」と。慳は喜と相應す。歡行に轉じて唯意地なるを以つての故なり。歡行に轉ずとは、慳の相は貪と極めて相似せるが故なり。詔と誑と眠と覆とは憂と喜とに相應す。歡と感との行に轉じて唯意地なるが故なり。歡と感との行とは、謂はく、或は時有つて歡喜心を以つて詔等を行じ、或は時に憂感の心を以つて行すること有るなり。有餘師の言はく、「既に誑は是れ貪の等流なりと説くが故に、但應に歡行なるべし。憂根と相應すと説くべからず。是れ歡の等流にして感なるべからざるが故なり。又正に誑する時は感なるべからざるが故なり。或は應に誑は是れ^{一九}癡の等流なりと説く應し。」と。慳は喜と樂とに相應す。歡行にして唯意なるが故なり。第三靜慮に在つては樂と相應し、若し下の諸地に在つては喜と相應す。此の上の所説の諸の隨煩惱は、一切皆捨受と相應す。相續の斷する時には皆捨に住するが故なり。(又)通行にして唯捨地に在るもの有るが故に、捨は一切に於て相應すること遮すること無し。譬へば無明の遍ねく相應するが如くなるが故なり。餘の無慚愧と惛沈と掉擧との四は皆遍ねく五受と相應す。前の二は是れ大不善地法の攝なるが故なり。後の二は是れ大煩惱地法の攝なるが故なり。二の「及」の聲を説いて難と及び釋とを顯はす。謂はく、惱と誑とに於て難を設けたることは前の如し。理應に釋して、果と因との相別なりと言ふべし。無慚と掉との如きも、貪の等流なりと雖も、而も憂と苦とに相應するの義有り。故に知る、所説の受と相應するとは、唯因を同じくするのみならず、但相の別なるに據る。憂感にして誑を行する者有りと許すは、情に憂ふる所有つて誑を行するが故なり。

第五節 五蓋

所説の煩惱と隨煩惱との中、異門に依つて、佛は説いて蓋と爲すこと有り。今次に應に辯すべし。

【一九】癡は歡と感との行に轉ずるが故なり。

【二〇】通行とは歡と感との行に通すること、慳は第四定以上の捨地にも通ずる故にこの言あり。

隨つて諸地の中の所有の煩惱は、應の如く彼の識の受と相應す。何に緣つてか、二疑は俱に決定せざるものなるに、而も上は喜樂と相應することを得て、欲界の疑は喜受と俱起するに非ざるや。

諸の煩惱は離欲地に在つては決定せずと雖も亦憂感ならず。疑網を懷くと雖も、情怡を廢すること無きを以つてなり。人間に在つて求めて所愛を得るが如し。勞倦多しと雖も而も樂想を生ず。有る

が説かく、「色界の喜樂が疑と相應することを得るは、俱に寂靜なるが故なり。平等の義に依つて相應を建立す。既に等しく寂靜なれば、相應するも失無し。欲の喜根の如きは、非處に生ずるが故に、相寂靜ならず。疑は則ち然らず。此れに由つて喜と疑とは相應するの理無し。謂はく、世、現

見するに、貧賤の人有り。頭面身支、垢膩臭穢に、手足、皴裂して匱食乏衣なり。復重擔の爲に鎮壓せらる。此等の種種の艱辛に遭ふと雖も、而も歡娛歌舞嘯詠有り。或は他の苦を見て而して及つて歡を生ず。是くの如く喜根は非處に起ること有り。疑は則ち爾らず。故に等の義無し。不等に由るが故に相應の理無し」と。有るが説かく、「色界は復疑を懷くと雖も、而も疑中に於て善品の想を生ず。故に彼れは喜樂と相應することを得。謂はく、彼れ、現見するに、諸の離欲者は多分に疑を

因として能く正定を引く。」と。有るが説かく、「初と二と三との靜慮の中、疑と俱生すれば、應に全く受無かるべし。故に但應に本性の受と俱なるべし」と。

已に、煩惱の諸受と相應することを辯じたり。今次に復應に隨煩惱を辯ずべし。頌に曰はく、

諸の隨煩惱の中、
嫉と悔と忿と及び惱と、
慳は喜受と相應す。

害と恨とは憂と俱起す。
詔と誑と及び眠と覆とは、
憂と喜とに通じて俱起す。

橋は喜と樂と、皆捨となり。
餘の四は遍ねく相應す。

論じて曰はく、隨煩惱の中、嫉等の六種は一切皆憂根と相應す。感行に轉じて唯意地なるを以つ

【三】二疑とは上界の疑と欲界の疑なり。

【五】怡とは喜び楽しむことなり。

【五】俱にとは喜樂と疑となり。

【六】非處とは生ず可からざる所に生ずとなり。

【七】皴とは、ひび、あかぎれの切れること匱とは乏しきことなり。

【八】受相應門の第二、隨煩惱と五受根との相應を明す一段なり。

なる苦事を縁じて愁感を生ずるなり。若し苦行を執して淨勝と爲すの時は、必らず應に歡を生ずべし。彼の徳を見るが故なり。他の爲に輕陵せられて感を生ずる者は、是くの如きの憂感は必らず異心に在り。誰れか、他の爲に輕陵せられて感を生じ、而して即ち慢を起して他を侮蔑するもの有らんや。故に五は喜と俱なりといふを誠に善説と爲す。

是くの如く別して、欲界の隨眠が歡感行殊なりて四受と俱なることを説き已んぬ。通じて説かば皆捨受と相應す。所以は何ぞや。捨受は癡隨増すと説くを以ての故なり。無明は遍ねく煩惱と相應して簡別無きが故なり。煩惱相續して究竟に至るの時、境を取ること、^九 賒緩にして處中の欲を起す。漸漸に衰微して相續便ち斷す。爾の時煩惱は捨と相順す。是の故に皆捨受と相應するなり。豈、捨根は非歡非感に不ずや。如何んが歡感の煩惱と相應せんや。處中の人の如し。俱に違無きが故に。謂はく、歡と感と俱起せば相ひ違す。捨は兩邊に於て俱に能く隨順す。是の故に捨受は通じて歡感の煩惱と相應するも、亦過有ること無し。又貪瞋の性は即ち歡感なるには非ず。歡感の法と相ひ隨順するが故に、彼の歡感の法と相應すべし。彼の相應に由つて説いて歡感行と爲す。是くの如く捨受の性は即ち歡感なるには非ず。歡感品の法と相隨順するが故に、彼の歡感品と相應すべし。彼の相應に由つて説いて歡感行と爲す。

欲界は既に爾り。上地は云何。皆所應に隨つて、遍ねく自地の自識と俱起する諸受と相應す。謂はく、若し地の中に具さに^二 四識有るときは、彼の一一の識の起す所の煩惱は、各遍ねく自識の諸受と相應す。若し諸地の中に、唯意識のみ有るときは、即ち彼の意識の起す所の煩惱は、遍ねく意識の諸受と相應す。上の諸地の中、識に多少有り。謂はく、初靜慮に四を具す。餘は^三 一なり。受到に多少有り。謂はく、初と二と三と四等とは、次の如く、喜樂捨と、喜捨と、樂捨と、唯捨のみとを具するなり。應に知るべし。

【九】 賒とは遙かなること。

【二】 歡感品は本文に欣感品とあるも異本によりて改む。

【二】 四識とは眼耳心意なり。香味なきが故に二識を除く。

【三】 一なりとは意識なり。

疑は憂なり。餘の五は喜なり。一切は捨と相應す。

上地は皆、應に隨つて、自識の諸受に漏ず。

論じて曰はく、欲界所繫の諸の煩惱中、貪は喜と樂とに相應す。歡行に轉じて、六識に漏ずるを以つての故なり。瞋は憂と苦とに相應す。感行に轉じて、六識に漏ずるを以つての故なり。無明は遍ねく前の四と相應す。歡と感との行に轉じて、六識に漏ずるが故なり。餘の煩惱と遍ねく相應するが故なり。邪見は通じて憂と喜とに相應す。歡と感との行に轉じて、唯意地なるが故なり。何に緣つてか邪見は歡感行に轉ずるや。次の如く先に罪と福との業を造るが故なり。疑は憂と相應す。感行轉にして、唯意地なるを以つての故なり。猶豫を懷ける者は決定して知らん事を求めて心に愁感するが故なり。餘の四見と慢とは喜と相應す。歡行轉にして、唯意地なるを以つての故なり。

有餘師の説かく、「此の五は唯喜と相應するのみなるべからず。現見するに此の五の現行する位の中、亦憂有るが故なり。謂はく、世、現見するに、我有りと執する者は亦自ら我れは苦を受くと感傷するが故に。我は斷ずと執する者は亦憂感を生ず。故に契經に言はく、「諸の愚夫の類は、我の斷壞に於て心に驚恐を生ず」と。自らの苦行を執して淨勝なりと爲す者は、内心に必らず極(大)なる愁感を懷くが故に。已に之れ 聞智は族等下劣にして、毎に他人の爲に輕陵せらるれば、慢と俱起するもの必らず感有るが故に。是れに由つて、此の五は亦憂と相應す」と。彼の説は然らず。異心にして起るが故なり。謂はく、自ら、我れは苦を受くと感傷する者は、此れは但苦を緣じて而して自ら感傷するなり。當に爾の時に於て我有りと執せざるべし。若し我見を起して現在前する時は、我に於て必らず應に歡行に轉すること有るべし。斷見を懷ける者は斷の徳を見るが故に、斷の相を因として驚恐を生ずるには不ず。常見を懷ける者は斷生ずるに於て怖る。然れども怖を生ずる位は則ち常を計せず。自らの苦行を執して淨勝なりと爲す者は、必らず異心の中、自らの所受の種種

【五】歡行に轉ずるとは可意の境に對して喜びを相として起る事なり。六識・漏ずるとは前五識に關係する所より樂受と相應し、意識に關係する所より喜受と相應す。

【六】次の如く云云とは罪業を造つて後邪見に墮せるものは歡行轉にして、福業を造つて後邪見に墮せる者は感行轉なり。それ、自己の造れる業に對する果報なしとの邪見に陥れるが故なり。

【七】聞智とは附いて知ること。

【八】異心にしてとは同時に起るに非ざるが故にとの意。

卷の第五十五

〔辯隨眠品第五の十一〕

第四項 六識相應門

辯ずる所の隨眠と及び隨煩惱とは、中に於て幾く有つてか唯意地に依つて（起り）、幾く有つてか通じて六識地に依つて起るや。頌に曰はく、

見所斷と慢と眠と、自在の隨煩惱とは、

皆唯意地に起る。餘は通じて六識に依る。

論じて曰はく、略して説くに應に知るべし、諸の見所斷と、及び修所斷の一切の慢と眠と、隨煩惱の中の自在起の者と、是くの如き一切は皆意識に依（つて起る）。五識身に依つては起る容きこと無きが故なり。所餘の一切は通じて六識に依る。謂はく、修所斷の貪と瞋と無明と、及び彼の相應の諸の隨煩惱、即ち無慚と（無）愧と悟と掉と及び餘の大煩惱地法所攝の隨煩惱、即ち是れ放逸と懈怠と不信とは、六識身に依つて皆起る容きが故なり。理、應に通じて諸の隨煩惱を説くべきも、今此れは且らく龜顯なる者に依つて説けるなり。

第五項 受相應門

復、應に思擇すべし。先に辯ずる所の樂等の五受根の如きは、今此の中辯ずる所の一切の煩惱、隨煩惱に對して、何れの煩惱等は何れの根と相應するや。此に於て先づ應に諸の煩惱を辯すべし。頌に曰はく、

欲界の諸の煩惱は、貪は喜と樂とに相應し、

瞋は憂と苦となり。癡は遍す。邪見は憂と及び喜となり。

【一】前の續きの諸門分別門の第四なり。

【二】隨煩惱云とは十纏の中嫉、慳、忿、覆、悔の纏と及び大垢なり。

【三】諸門分別の第五なり。

【四】先づ應に云云とは始めに根本感と五受根との相應を辯じ次に隨感と五受根との相應を辯ずるなり。

欲の三は二なり。餘は惡なり。上界は皆無記なり。

論じて曰はく、欲界の所繫の眠と惛と掉との三は皆不善と無記の二性に通ず。所餘の一切は皆唯不善なり。即ち欲界繫の七纏と六垢なり。上二界の中には應に隨つて所有の一切は唯是れ無記性の攝なり。即ち詔と誑と憍と惛沈と掉擧となり。

第三項 界 繫 門

^{八三}此の諸の纏と垢とは誰か何の界の繫なるや。頌に曰はく

詔と誑とは、欲と初定とにあり、 三は三界なり。餘は欲なり。

論じて曰はく、詔と誑とは唯欲界と初定とにあり。寧ぞ梵世に詔と誑と有ることを知るや。大梵王は已情の事を匿し、相を現じて、^{八五}馬勝苾芻を誑惑せしを以てなり。傳へ聞く、此れは唯異生の起す所にして、諸の聖者の亦現前すべきに非ずと、惛と掉と憍との三は通じて三界繫なり。所餘の一切は皆唯欲に在り。謂はく、^{八六}十六の中の 五は前に辯ぜしが如し。所餘の十一に唯欲界繫なり。

【八三】 諸門分別の中の第三の界繫門なり。

【八四】 長阿含二四堅固經(大正一・一〇二)・D. II. Kavāṇṇasū. 一比丘四大種の滅する所を知らんとして大梵天に來る。大梵天これを知らず、誑惑せんとす。

【八五】 馬勝 Astvaji, Assaji 阿説示とも寫す。前註の經にはこの比丘の名を出さず。

【八六】 五とは詔、誑、憍、惛、掉。

の諸行に於て、耽染するを先と爲し、他を顧みず、己を謂つて勝と爲し、心自ら擧持するを説いて名けて憍と爲す。他を顧みざるに由りて慢と異有り。

是くの如き六種は煩惱より生じ、穢汚の相麁なるを煩惱の垢と生ず。此の六種の煩惱の垢の中に於て、誑と憍とは是れ貪の等流なり。害と恨とは是れ瞋の等流なり。惱は是れ見取の等流なり。詔は是れ諸見の等流なり。何か曲なる、謂はく、諸の悪見なりと言ふが如きの故に、詔は定んで是れ諸見の等流なり。此の六は亦煩惱より生ずるが故に、纏の如く亦隨煩惱の名を得。

第四節 隨煩惱の諸門分別

第一項 三斷門

已に諸の纏と及び煩惱の垢を説けり。今次に彼の斷對治を辯すべし。諸の纏と垢の中、誰か何の所斷なりや。頌に曰はく、

纏の無慚愧と眠と、 悟と掉とは見と修との斷なり。

餘と及び煩惱の垢とは、 自在なるが故に唯修なり。

論じて曰はく、且らく、十纏の中無慚無愧とは、通じて一切の不善心と俱なり。眠は欲界中通じて、一切の意識と俱に起る。惜沈と掉擧は通じて、一切の染汚心と俱なり。故に五は皆見修所斷に通ず。餘の嫉と慳と悔と忿と覆と並びに垢とは、自在に起るが故に唯修所斷なり。唯修斷の【八】他力の無明と共に相應するが故に自在起と名く。自在起の纏と垢と相應する所有の無明は唯修斷なるが故に。

第二項 三性門

此の諸の纏と垢とは、誰か何の性に通ずるや。頌に曰はく、

【八〇】 以下隨煩惱の十纏と六垢 就いて五段の諸門分別をなす。今はその第一の三斷門なり。

【八一】 他力の無明とは不共の無明に非ざる無明。忿覆等に引き起されたる無明の謂なり。

【八二】 諸門分別の第二の三性門なり。

面上に於て慘色を發するに易からしめ、美しき談話、慶慰の輓言に於て、心をして悵悵し、都て顧みる所無からしむ。事免かるゝことを獲ざれば歡娛有ることを示す。是れ諸の賢良の所遠離の處なり。能く株杓と爲つて實の福田を壞す。此れ等を名けて恨の所有の法と爲す。

恨と忿と相に差別有りとは、樺の皮の火は其の相猛利にして、餘勢の弱きが如きを説いて名けて忿と爲し、冬室の熱の其の相輕微にして餘勢の強きが如きを説いて名けて恨と爲す。此れに由るが故に有るは恨の相を説いて言はく、「忿息み已つて續いて生じ、心をして濁らしむるを恨と名く」と。已情じじやうの事に於て方便して隱匿し、矯たげて謀略を以てし、他情を誘惑し、實智と相違し心の曲れるを詔まことと名く。名利等に於て、貪を先と爲すが故に、他をして惑はしめんと欲して、邪に示現し、正定と相違するに因り心の險しきを誑たぶと名く。此の名を釋する者は、「先きに籌度し、此の方便を設け、彼をして後時に顛倒の解を生ぜしざるが故に名けて誑と爲す」と。然るに世間は利の爲めに、名の爲めに、相を現して、他を惑はすを誑事と爲すと説く。誑の所引の身語の業事を説くなり。是れ誑果なるが故に、假りに誑の名を立つ。通の名を以て通の果事を説くが如し。心の險と心の曲の相の差別は、道の如く杖の如し。他に於て自に於て、貪に因り見に因るが故に差別有り。謂はく、險道の諸の有情の餘方に趣かんと欲するに於て能く損礙を爲すが如く、是くの如く行者が涅槃に趣かんと欲するに、心、誑と俱に能く損礙を爲す。卷曲の杖の其の根を斷つと雖も、而も稠林に於て挽いて出さしむること難きが如く、是くの如く信缺けて詔曲有る者は、方便を以て欲界の根を斷つと雖も、仍引接して生死を出さしむること難し。又他を幻惑するを説いて名けて誑と爲す。自情の事を誑すを説いて名けて詔と爲す。又誑と詔と次の如く是れ貪と諸見の等流なり。後に辯すべきが如し。憍たうの相は前に已に廣く分別せしが如し。有餘師は説く、「貪より生ずる所の、己れの少年なると無病なると壽等の諸の興盛の事を持ち、心傲るを憍と名く」と。有餘師は言はく、「自の相續の興盛

【七】 詔 *Māya*.

【八】 誑 *Satya, Satheyya*.

【九】 憍 *Māda*.

り。猶豫に因つて生ずるが故に。覆は有るは是れ貪の等流なりと説き、有るは是れ俱の等流なりと説く。諸の有^{七二}知は愛に因つて生ずるが故に、諸の無知は癡に因つて生ずるが故に、即ち此の相に由るが故に、有るが説いて言はく、「心が稱譽利養恭敬に著し、惡行の招く所の當果を了せず、是れは自罪に於て隱匿する欲因を愛と無明の二の等流果と爲し、隨つて心を惱ます法を名けて覆と爲す。是くの如き十種は煩惱より生ず。是れ煩惱の等流なるが故に隨煩惱と名く。

第三節 煩惱の垢

^{七三}餘の煩惱の垢は其の相云何ぞ。頌に曰はく、

煩惱の垢に六あり。 惱と害と恨と詔と誑と憍となり。

誑と憍とは貪より生ず。 害と恨とは瞋より起る。

惱は見取より起る。 詔は諸見より生ず。

論じて曰はく、毀つべき事に於て決定して堅く執し、捨てしめ難き因を説いて名けて^{七四}惱と爲す。此れ有るに由るが故に、世間は説いて導引すべからず。惡の執する所を執すと爲す。他の有情に於て全く顧みざるに非ず。重ねて攝受するに擬して損惱の因を爲し、悲障して心を惱ますを説いて名けて^{七五}害と爲す。非愛の相に於て、隨念分別し、忿に續いて後起の心を生じ怨を結ぶを^{七六}恨と名く。有餘師は言はく、「怨結を捨せんと欲して解脱する能はず。此の因を恨と名く。此れ有るに由るが故に、怨は結んで心に纏はり、自ら惱むこと長時、空にして果有ること無し。可愛の境に於て隨順せざらしめ、策勵の事に於て心をして妄失せしめ、諸有の恩に於て報ゆること能はざらしめ、喜事に於て憂うる所有るに似せしめ、友朋に於て相委寄せざらしめ、親屬に於て棄捨の心を懷かしめ、

【七二】 有知とは世に知られたる人をいふ有名な人は名利の貪より罪を覆はんとし、無知即ち無名の人は罪を懺悔するを知らずして無知より覆す。

【七三】 この節は纏に次いで煩惱の垢 Mala を即す。六種あり、皆根本煩惱の等流なり。

【七四】 惱 Pradisa, Pāṭisa.

【七五】 害 Vihiṇi.

【七六】 恨 Ujanha.

しく善く思擇し、諸の誦習者は勞役すること長時にして、施主は多時、他を益する事を行じて、此れ等の加行の憩息位の中に引く所の睡眠は皆名けて善と爲す。然るに加行の聞思の善心に眠は現行せず。性相違するが故に。此れは加行の修所成の心に於ても亦現行せず。彼れは能治の故なり。唯一類の生得の善心に於て、眠は現行すべし。性羸劣なるが故なり。諸の屠羊等の不律儀の人が、專心に久しく不善の加行を行じ、諸の耽欲者が欲境の中に於て、專心に久しく不善の加行を行じ、諸の餘の一切の習悪行者が、長時に數不善の加行を起し、此れ等の加行の憩息位の中に、引く所の睡眠は皆不善と名く。一切の煩惱は睡眠の中に於て、皆現在前す容からざる無きが故に。有覆無記は此れに准じて釋すべし。無覆無記は唯異熟生にして、工巧等を起すを眠は便ち壞するが故に。有餘師は説く。「眠位の中に於ても亦威儀工巧心有りて起る。然も初位の彼れ行すべきに非ず。後の夢中に於て方に行すべきが故に」と。

自と友の損と怨の益とに因りて生じ、瞋恚を、先と爲して心憤るを六九 忿と名く。有餘師は説く、「處非處違逆に因りて生じ、力能く心をして顧みること無くして轉せしめ、乃至、子上、心をして憤發せしむるを説いて名けて忿と爲す。自の罪を隱藏するを説いて名けて七一 覆と爲す。罪とは謂はく、訶すべきなり。即ち是れ尸羅軌則及び諸の淨命を毀犯するなり。隱藏とは即ち是れ罪を匿す欲因なり。有餘は釋して言はく、「拭拭を覆と爲す。謂はく、内に惡を懷き、外邊を拭拭す。是れ他をして覺察せざらしめんと欲する義なり」と。

前には、若しは法、煩惱より起るを、方に建立して隨煩惱と名くべしと説けり。此の中何の法か何の煩惱より起るや。無慚と慳と掉擧とは是れ貪の等流なり。要らず不貪を近因と爲して、方に生ずることを得るが故に。無愧と眠と惛沈とは是れ無明の等流なり。此れは無明と相極めて相隣近するが故に。嫉と忿とは是れ瞋の等流なり。此の相は瞋に同じきに由るが故に。悔は是れ疑の等流な

【六九】 忿 Krodha, Koṭṭha.

【七一】 意味不明。

【七一】 覆 Mankṣa, Mankha.

乃至廣説」と。後當に略して辯すべし。

第二節 纏

纏スと煩惱垢との攝なるものを、且らく應に先に辯すべし。纏の相は云何ぞ。頌に曰はく、

纏に八あり、無慚愧と、

及び掉舉と昏沈となり。或は十なり。忿と覆とを加ふ。

無慚と慳と掉舉とは、皆貪より生ずる所なり。

無愧と眠と昏沈とは、無明より起る所なり。

嫉と忿とは瞋より起る。悔は疑よりす。覆は諍あり。

論じて曰はく、根本煩惱をも亦名けて纏スと爲す。經に『欲貪纏を緣と爲す』と説くが故なり。若し此れに異ならば貪等は、云何が名けて圓滿煩惱と爲すことを得べけんや。然るに諸の論者は、諸の隨眠を離れて、勝に就て纏スは或は八或は十と説く。謂はく、品類足六三は八纏有りと説き、毘婆沙宗は纏スに十有りと説く。即ち前の八に於て更に忿と覆を加ふ。是くの如き十種は含識を繫縛して、生死の獄に置くが故に、名けて纏スと爲す。或は十は因と爲りて、諸の悪行を起し、惡趣に拘せしむるが故に名けて纏スと爲す。無慚、無愧、嫉、慳、並びに悔、掉舉、昏沈は、前に已に辯ぜしが如し六五。心をして昧略ならしめ、昏沈と相應し、身を持つ能はず。是れを眠相と爲す。眠六六は亦昏と不相應有りと雖も、此れは唯纏スを辯するが故に是の説を爲す。此に頌に眠の三相を説くは、此の三は眠の義と相順するが故なり。字義を解する者は是の釋言を作す。眠とは身に於て能く滋潤を爲すを謂ふ。即ち是れ有力にして能く身を長養し、心の安き眠に由つて身増益するが故なり。

此れは善等、別して略して四種あり。謂はく、善と不善と有覆と無覆となり。諸の瑜伽師は久

【六〇】隨煩惱の中、先づ纏を明し、次に六垢を明す中、茲には第一 Paṇāyasaṅghaṃ, Parīyupphāna 纏を明す。

【六一】纏は元來煩惱の異名あるを以て根本煩惱をも纏と名くることは當然なり。

【六二】雜阿含三五・八（大正二・一五三上）、S. S. 31

【六三】品類足論一（大正二六・六九三下）。

【六四】婆沙論四七（大正二七・二四三下）同五〇（大正二七・二五八下二五九上）。

【六五】八纏の中眠を釋し、眠の三相を出す。

【六六】眠 *Middha*。

【六七】三相とは（一）心をして昧略ならしむること、（二）昏沈と相應すること、（三）身を持つ能はざることこれなり。

【六八】婆沙論五〇（大正二七・三五九上）「瞋眠通善不善無記」。

由つて行蘊の言を説く。受等を簡ばんが爲めに煩惱と同蘊なるを隨煩惱と名く(との言)を要するが故に。此れに由りて【五七】本論に是くの如き言を作す。諸の煩惱を除いて、餘の染の心所の行蘊の所攝を隨煩惱と名く」と。或は若し法有りて煩惱より起り、煩惱と相應の行蘊の所攝にて、諸の煩惱と相極めて相隣ゆる。方に建立して隨煩惱と名くべし。然るに兼ねて、隨煩惱の中に、有る異論師が謬つて是の解を作す。慳は即ち是れ愛、沈は即ち無明、忿は即ち瞋等」と。(これを)遣らんが爲めに、「此の餘」の言を説いて、彼れは皆是れ「此の餘」なる義を顯はす。有るが此の義に於て仍復疑を生ず。謂はく、「此の餘」の言も亦應に「受を攝すべし」と。彼れを遮せんが爲めの故に「行蘊」の言を説く。爾らずば但、「此の餘の染の心所」と言ふべし。本論に「行蘊」の所攝の言を説くべからず。決定して餘の蘊の所攝の煩惱より起ること無きを以てなり。是の故に此に「行蘊」の言を説くは、還つて此の義を顯はす。此れに由りて若し法が諸の煩惱と要らず三義相似すれば、隨煩惱の名を得。一は是れ煩惱の垢、二は煩惱相應、三は煩惱と同蘊なり。故に我は此に於て明かに頌中に是くの如き義有るを見る。謂はく、此の煩惱を亦隨煩惱と名く。及び此の餘の染の心所の行蘊なり。「此の餘」とは相屬の義を顯はす。意は若し餘は是れ此の所起なれば、方に隨煩惱の名を建立すべし。然るに兼ねて「慳は即ち愛」等を遮せんが爲めなり。若し爾らば何が故に行蘊の言を説くや。「此の餘」の言を説いて義已に成するが故に、爾らず、濫を遮して行蘊の言を説く。謂はく、貪瞋癡が次の如く起す所の染の樂苦捨は「此の餘」に濫す容きが故に、行蘊の言は還、餘蘊の攝は是れ煩惱の垢たること無きを顯示せんが爲めなり。若し爾らずば但、「此の餘」と説いて、何の言を以て前に説く所の濫を遮するや。故に復「行蘊の攝」の言を説くを須ゆ。

隨煩惱の名は幾くの法に目くと爲んや。經に種々に説くが故に、衆多有り。謂はく、憤發、不忍、起無言の類なり。世尊の婆羅門に告げて言ふが如し。【二十一】の諸の隨煩惱有りて能く心を惱亂す。

【五七】 足類足論一(大正二六・六九三下)

【五八】 此の餘の言は根本煩惱の餘といふことなるが故に受想等を含むべしとなり。

【五九】 法蘊足論九(大正二六・四九四下)にこの三の名出づ。

第十五節 隨眠の分類

^{五三} 已に縛を分別せり。隨眠は云何ぞ。頌に曰はく、
隨眠は前に已に説けり。

論じて曰はく、隨眠に六、或は七、或は十、或は九十八有ること、前に已に説くが如し。

第四章 隨 煩 惱

第一節 總 說

隨眠は既に已に説けり。^{五四} 隨煩惱は云何ぞ。頌に曰はく、

隨煩惱は此の餘の、 染の心所の行蘊なり。

論じて曰はく、能く擾亂を爲すが故に煩惱と名く。諸の煩惱に隨つて轉じ、隨煩惱の名を得。

有る古師は言はく、「若し法の滿の煩惱の相を具せざれば隨煩惱と名く。月の滿たざるが隨月の名を得るが如し」と。然るに諸の^{五五} 隨眠は名けて煩惱と爲す。即ち此れも亦隨煩惱の名を得。是れ圓滿なる煩惱の品なるを以ての故に。此れに由るが故に説く、即ち諸の煩惱は、結、縛、隨眠、隨煩惱、纏の義有り。所餘の染汚の心所の行蘊の隨煩惱は起りて隨つて心を惱ますが故に隨煩惱の名を得。煩惱と名くることを得ず。圓滿なる煩惱の相を缺くを以ての故に。

若し爾らば^{五六} 染汚の思等の心所は、一切應に是れ隨煩惱の攝なるべし。理は實に然るべし。若し爾らば何が故に行蘊と説くや。思等の如く受想も亦隨煩惱の攝なるべきこと勿れとなり。此れと彼れと何の別ぞ、別義なきに非ず。謂はく、煩惱相應と煩惱と同蘊の法となり。二義の相似に由つて隨煩惱の名を得、「染の心所」の言は染思等が隨煩惱と名くることを得ることを顯はす。煩惱相應に

【五三】 順序として隨眠を出したるまでにて、隨眠のことは已に前に詳説せり。

【五四】 已に隨眠を説き已れるを以て次にそれに從ふ隨煩惱 Uparāga を説かんとするなり。

【五五】 前に明した根本煩惱たる六種の隨眠も亦隨煩惱の名を得ることを明す。但し、この場合は心に隨つて惱亂する義なり。他の隨煩惱の場合は根本煩惱に隨ふ義なり。

【五六】 以下隨煩惱と名くるに就いての「此の餘の染の心所の行蘊」といふ言を釋す。

す。敬を貪ほり、名を五二徇ひ、大屑耐苦し、親友を五三少き、風範とするに薄し。心廣く大志勇決にして少しく憂感を懷く。多く出家を樂うて、言論に量を知り、所爲躁がしからず。知足にて大欲なり。妙辯才を具へて詔らず、柔かならず、廻轉すべきこと難し。大勝解有りて摧伏すべからず。言を發して質直、曲げて情に順はず。此れ等を名けて慢行者の相と爲す。

諸の見る行者には是くの如き相有り。謂はく、執すること堅固にして鈍根詔曲なり。惡を樂しみ福を喜び、輕爾に言を發す。談論を好み思擇を愛し、屈伏し難く、強く習誦す。凡そ所作有るも他の縁に隨はず。意懷を得難く、喜を生ぜしむること難し。少しく厭捨し正信を缺き、好んで齋戒を持ち、報の災祥を厭ふ。惡朋に親しみ、善友を疎んじ、性に慈悲なく、聰叡の慢を懷き、亂りに慘たる姿顔を顧視し、惡夢多く、分別多く、喜んで猜阻を懷き、心恒に擾亂す。惡の所作に耽り、性尋思することを好み、施を樂しみ少しく憂ひ、堅守厭ひ難し。見行の共相は總じて述ぶることは是くの如し。別相の一一は理の如く思ふべし。

諸の疑行者には是くの如き相有り。謂はく、多く會せずして漏く過失を見、喜んで愁感を懷き、志性剛決、善無く懈怠にして、睡眠に樂著し、不定の言を好み、事專一無し。數追悔を生じ、意懷を得難し。少しく語り遠く尋ね、私を營んで堪忍し、恒に謀略を爲し尠しく歡娛有り。躁がしからず、明かならず、方便を知らず。交友壞し易く、喜ばし難く恩を忘る。凝視低睛にて多く信順せず。習ふ所の論の智、根源を究めず。微しく枝條の狀を覽て遍悉するが如し。凡て所作有るも多く成功せず。此れ等を名けて疑行者の相と爲す。若し是くの如き六種の相の中に於て、二三を具する有り。乃至皆具する有り。應に知るべし。此の類を雜行者と名く。餘の隨煩惱の諸の行者の相は、此の等流なるが故に、此れに准じて應に釋すべし。

【五二】本文殉に作る。今異本に従ふ。
【五三】正しくいかに讀むべきかを知らず。

の處に過を見、觸事猜疑嫉妬す、形殘諸の病惱多く、友の饒むことを知ること寡なく、怨結んで容色を慘め、信すること堅固にして少しく驚き、無畏大勇にして多く愁ふ。頭項臂鹿にして摧伏すべきこと難し。強額多力にして性佞戻と爲す。巧術聞智、習はんと欲して成じ易く、既に成ずることを得已つて卒に忘失し難し。財と法と友欲捨し已つて追はず。此れ等を名けて瞋行者の相と爲す。

諸の癡行者には是くの如き相有り。謂はく、多く猶豫し、説くを樂しんで宗無し。能無しと雖も而も多く高擧して敬はず、信を缺いて闇を樂しみ多く沈み、審かに觀することを樂はず、伏眠して覺め難し。多く外道邪天に敬奉することを樂ひ、所作凶勃、所作左僻なり。勝解劣り多く妄失し、懶情無策、心味く麁膏なり。法橋を破壊し、常に喜んで目を閉ぢ、所作了せず、面を蹙め眉を顰む。聰明ならず、相委せず、相信せず、機を別たず、賢良を憎嫉し、所爲に専ら執す。善惡の説に於て是非を鑿みず、戻若しくは狡四七、狼四七、卒かに開曉し難し。怨と親と處中とを了別すること能はず。鬚髮毛爪多長く堅利なり。眼口衣服眇めまと垢と厭ふべし。花鬘嚴具莊飾を好まず。所作昧略にして輕るがるしく所爲有り。多食多愁にして少慚少愧なり。教へざるを便ち作し、作さしむるを爲さず。怖るべきに情安く、安んずべきに反つて怖る。傷むべきに反つて悦び、悦ぶべきに反つて傷む。笑ふべきに反つて啼き、啼くべきに反つて笑ふ。作すべき所に於て修行を勸め難く、作すべからざる中に止息せしむること難し。福德を少き煩惱に羸かしむ。酢淡等の味を別知すること能はず。多く諛語し、睡つて四八、齧齒し、好く唇を舐り、齒穢密なり。能く久しく身の四威儀を安住す。此等を名けて癡行者の相と爲す。

諸の慢行者には是くの如きの相有り。謂はく、心高く身四九、小なり。體實堅韌にして物を好み譽に參じ、遵崇すべきに於て敬重すること能はず。自の徳を誇り街つて、他の能を毀たんことを樂ひ、引導すべからず五〇。所愛を堅持し、師友の教勅を聽聞することを樂はず。他の所有に於て多く印順せ

【四六】本文墮に作る。他本に依り情に改む。

【四七】本文貌に作るも貌の誤植なるべし。戻は狼にてはりねずみの一種、狡貌は獅子、狼と狡貌の區別のつかぬことを言ふなるべし。

【四八】齧ぎしる。

【四九】短小に同じ。

【五〇】本文受に作る。異本に依り愛に改む。

に異ならば皆三を成するが故に。則ち應に畢竟して離染に趣くを遮すべし。若し爾らば諸有の一切智に非ざるもの、有情の爲めに對治を説かんと欲する者、如何が方便して、如實に所化の有情の貪等の行別を知ることを得て、如實に對治門を説くと爲んや。如何が貪等の行別を知らざるや。諸の貪行者には是くの如きの相有り。謂はく、言論多く、面色熙怡、笑を含み、先に言うて多く、愛語を爲し、忿を離れ能く忍び黠慧にして奇を好み、話に耽り、詩を樂しみ、歌を愛し、舞に著し、喜んで粧服嚴具を以て身を瑩り、好んで朋徒に事へ、數沐浴（四三）を加ふ。性多く姪逸にして輕躁歡娛、多笑にして顔を舒べ、輕心にして物を慙れみ、錄德鄙惰、怯弱にして隨ひ媚び、多くの知友を欣び、寂靜を厭背し、性に沈密なく、所作を察せず、輕がるしく悲哀多く、無義語多く、肌膚軟膩容貌端嚴、巧みに怨傷を爲し、樂を好み苦を忌む。輕交薄行にして多汗體溫なり。身は臭く、處形は纖軟にして爪齒鮮かなり。鬚髮美にして、面は皺み易く髮は早く白し。巧明術に於て、性好んで功を存し、欣んで有宗を説き、多く樂と福を喜び、好んで衆首に居り、明鑒を愛集し、喜んで自ら顧瞻し、近づき尋いて分賞し、恭しく施し愛視し、目送し、淺く觀じ俗に通じ、機を別ち多く少志を覺ゆ。久しく身の四威儀を制すること能はず。輕るがるしく能く財と法と友欲とを棄捨して、而して復斯れに因つて尋いで追悔を生ず。聞智巧術、習はんと欲して速に成じ、纒に成ずることを得已つて尋いで復妄失す。此れ等を貪行者の相と爲す。

諸の瞋行者には是くの如き相有り。謂はく、性躁烈にして、卒暴凶險、多く忿恨を懷いて與（四四）共に居り難し。他を譏ることを樂しみて多く憂感し、慈無く鬪を喜び、怒目低（四五）睛にして、少しく睡り少しく言ひ、沈思喜ばし難く、愛する所を堅持し、友に固く怨に固く、所爲急躁にして、黠慧沈密にして壞し難し。恩を知り剛決動勇なるも、悲無く斷を樂しみ、志猛く念強く堅銳にして當り難し。好んで多く觀察し性出離を欣び、施を樂しみ利根にして、正直の言多し。意に懷くこと得難く、是

【四三】本文從に作る。今異本に依り徒に改む。

【四四】本文籍に作る。今異本に依り睛に改む。
【四五】本文受に作る。今異本に依り愛に改む。

は説いて結と爲さず。掉擧は三摩地を擾惱するが故に、順上分に於て建立して結と爲す。即ち此の理に由りて、順上分の中に三六 昏沈を説かず。等持に順するが故なり。

第十四節 縛の分類

三八 已に結を辯ぜり。縛は云何ぞ。頌に曰はく、

縛に三あり、三受に由る。

論じて曰はく、能く繫縛するを以ての故に縛の名を立つ。即ち是れ能く離染に趣くを遮するの義なり。結と縛との二の相は差別無しと雖も、而も三九 本母に依りて縛に三有りと説く。一には貪縛、二には瞋縛、三には癡縛なり。四〇 所餘の諸結は品類同じきが故に三の中に攝在す。謂はく、五見と疑は癡の品類に同じ。慢慳の二結は貪の品類に同じ。嫉結は瞋に同じ。故に皆三に攝す。又已に諦を見たる者は餘の作すべき所なるを顯示せんが爲めに、三縛を説く。通じて六識身を縛して生死の獄に置くが故に。又佛は偏に覺慧の劣る者の爲めに、鹿相の煩惱を顯はすが故に但四一、三縛を説く。

四二 有餘師は説く。「三受の勢力に隨つて引く所なるに由りて縛を説いて三と爲す。謂はく、貪は多分、自の樂受に於て、所緣と相應と二種隨増し、少分は亦不苦不樂に於て、自他の苦、及び他の樂捨に於て、唯一種の所緣隨増有り。瞋も亦多分、自の苦受に於て自緣と、相應と二種隨増し、少分は亦不苦不樂に於て、自他の樂と及び他の苦捨に於て、唯一種の所緣隨増有り、癡も亦多分は、自の捨受に於て、所緣相應の二種の隨増有り、少分は亦樂受苦受に於て、他の一切の受に於て唯所緣隨増す。是の故に世尊は多分の理に依つて、三受到隨つて三縛を建立すと説く。

何の類の貪等か、離染に趣くを遮して説いて名けて縛と爲すや。謂はく、唯現行なり。若し此れ

【三七】 掉擧は三摩地を擾亂するが故に順上分に入るれども、昏沈は三摩地を擾亂せざる故に入れずとなり。

【三八】 已に結を説き終れる故に次に縛 Bandhanam を説く。

【三九】 本母 Mātṛka, Mātṛka 麻低迦なり。

【四〇】 貪縛 Rāgo Bandhanam, 瞋縛 D. ego Bandhanam, 癡縛 Mōho Bandhanam.

【四一】 以下は縛をただ貪瞋癡の三として他を縛とせざる理由を説く。

【四二】 俱舍論二十一・三左一 四右に此の説を簡単に説く。

て涅槃に至らず。疑に由りて、善く自ら觀察すること能はず。諸の邪道に多人の修するを見、便ち正道に於て心に猶豫を懷く。解脱に趣くに於て是と爲んや非と爲んやと。佛は豫流が永く是くの如き解脱に趣く障を斷するを顯はすが故に、三を斷ずと説く。行の常を見ると雖も解脱に趣かず。世道の勝を見て亦正道を迷失し、聖道を撥無する者も亦正道を信ぜず。而も前の三種は是れ後の三の根なり。後の三は必ず前の三に隨つて轉するが故に、本を擧げて末を攝して、但、前の三を説く。

第十三節 五上分結

佛は餘經に於て、順下分の如く、順上分にも亦五種有りと説く。頌に曰はく、

順上分にも亦五あり、色々無色との二食と

掉舉と慢と無明となり、上を超えざらしむるが故に。

論じて曰はく、是くの如き五種は體に八物有り。掉舉等の三も亦界別なるが故に。唯修所斷なるを順上分と名く。上分を順益するが故に順上分結と名く。要らず見所斷を斷じて、彼方に現行するが故に。見所斷の惑は未だ永斷せざる時、亦能く彼れを資して下分に順ぜしむるが故に、要らず見所斷の惑を永斷して方に現行する者を順上分と名く。此の中既に色無色の食及び順上の言を説く。掉舉等も亦色無色にして欲界繫に非ざるを知る。品類足論に既に是の言を作す。結法とは云何ぞ。謂はく九結なり。非結法とは云何ぞ。謂はく、九結を除いて所餘の法なり」と。此れに由りて證成す。掉舉の一種の少分は是れ結、謂はく、二界繫なり。少分に非結、謂はく、欲界繫なり。少分に於て是れ結、謂はく、聖者なり、少に於て非結、謂はく、異生なり。有位は是れ結、謂はく、已離欲貪なり。有位は非結、謂はく、未離欲貪なり。是くの如き等の差別の不定に由りて、品類足論

【七】 身見、戒取、疑の三なり。

【八】 邊執見を指す。

【九】 見取を指す。

【一〇】 邪見を指す。

【一一】 前の身見、戒取、疑の三見。

【一二】 邊執、見取、邪の三見。

【一三】 此の節にては、前の五下分結に對して五上分結を説く。

【一四】 五種とは色無色の二食と掉舉と慢と無明にして掉舉と慢と無明も色無色の界に依りて別なるが故に體は八種となる。

【一五】 品類足論六(大正二六、七一五下)

【一六】 九結の中に掉舉はなく、而も今上分結と云はるる故、欲界繫の掉舉は非結にして色無色と繫の掉舉は結なりとの義なり。

若し唯此の五を順下分結と名くれば、何が故に世尊は具壽^{二二}大母を訶するや。癡人よ、何が故に是くの如く、唯爾所を立て、下分結と名くと受持するや」と。彼れは唯是くの如き五種が正しく現行する時、下分結と名くと立て、世尊の意は設ひ現行せざるも亦順下分と立つるを以て、是の故に彼れを訶して、身見等、若しは行不行、但未斷の時皆順下分となることを顯はす。是くの如き理に依るが故に、彼れを責めて言はく、「若し爾らば汝は嬰兒外道に同じく解する所庸淺なり。乃至廣説」と。若し已に斷すれば便ち順下分の性を失ふや。順下分の相は斷すと雖も失はず。然れども若し斷ぜらるれば彼の結の名を失ふ。若し已斷の時結と名けずば、三結先に斷じて已に結の名を失ふ。契經に是くの如き説を作すべからず。「五下分結を斷じて不還果を成ずることを得」と。不還果に總じて説いて二有るを以てなり。一には次第證、二は超越成なり。二を斷じ、三を斷じ、次の如く果を得。不定に由るが故に五を説くも失無し。容有に約して五を斷すべし説くが故に、「諸の預流を得するものは六煩惱を斷す。何に縁つて但、三結を斷すと説くや」。此れも亦前の攝門根の如きが故に。但、一有りと雖も二部に通ず。即ち彼の相を擧げて以て彼の體を顯はす。此れに由るが故に彼の三門を攝すと説く。

或は有餘師は是くの如き釋を作す。^{三三}異方に趣く者は三種の障あり。一には發することを欲せず。謂はく、此れと餘方との功德と過失とを見るが故に、息心して往かず。二には正道に迷ふ。謂はく、發趣すと雖も而も邪路に依つて彼方に至らず。三には正道を疑ふ。謂はく、諳悉せず、二路有りて人の皆數遊ぶを見、便ち正道に於て、心に猶豫を懷く。此れは彼れに趣くに於て是と爲んや非と爲んやと。是くの如く應に知るべし。解脫に趣く者も亦是くの如き相似の三障有り。謂はく身見に由りて、蘊と涅槃に於て、執我と斷の功德と過失とを見るが故に。解脫に於て發趣せんことを欲せず。戒禁取に由りて、解脫を求むと雖も、而も正路に迷うて、世間道に依り、徒らに辛苦を経

【四】大母 Mahākyaputta、
靈童子と譯せり。中阿含二〇
五經五下分結經(大正一・七七
八下) M. 64

【五】前の註(二〇)のところ
を見よ。

【三三】異方、他の地方。

佛は餘處に於て、差別門に依りて、即ち結の聲を以て五種有りと説く。頌に曰はく、

又五順下分といふあり、

三に由りて復下に還へる。

門と根とを攝するが故に三なり。

或は發趣せんと欲せず、

道に迷ひ、及び道を疑ふことは、

能く解脱に趣くことを障ゆ。

論じて曰はく、何等をか五と爲す。謂はく、有身見、戒禁取、疑、欲貪、瞋恚なり。是くの如き

五種は、下分の法に於て能く順益を爲すが故に、下分と名く。然るに下分の法に二種有り。一は下

界、謂はく、欲界なり。二は下の有情、謂はく、諸の異生なり。聖法を得と雖も、而も下の分界を

超ゆる能はざる者は、欲貪と瞋恚の二結の爲めに繫縛せらるゝに由るが故に、欲貪を離ると雖も、

而も越ゆる能はず。下の有情は身見と戒取と疑との爲めに繫縛せらるゝに由るが故に、諸の有情は

欲界の獄の中に住するに、欲貪と及び瞋とは猶し獄卒の如し。彼の禁約に由つて獄を越えざるが

故に。身見等の三は防邏者の如し。設ひ方便有りて欲界の獄を越ゆるも、彼の三は執つて還獄中に

置くが故に。順下分結は此れに由りて唯五なり。已に諦を見る者も、欲貪と瞋とに由りて下界を超

えず、其の義爾るべし。唯此れは但欲界繫なるが故に。欲貪を離るる者も、見斷の一切皆下分の有

情を超えざらしむ。何が故に世尊は唯三種を説くや。此の責有りと雖も、而も佛世尊は門根を略

攝して、且らく三種を説く。攝門と言ふは、見所斷の惑の類は總じて三有り。唯一と、二に通ずる

と、四部に通ずるとなり。故に此の三種を説けば、彼の三門類を攝し彼れを顯はすが故に。攝根

と言ふは、身見等の三は是れ餘の三根なり。邊執見、見取、邪見は其の次第の如く、有身見、戒禁

取、疑の三種の勝根に隨つて轉ずることを得るが故に。此の三種を以て彼の三根に攝す。故に順下

【七】この節に於ては五下分結を明す。中阿含二〇五經五

下分結經(大正一・七七八下以下)、長阿含九經衆集經(大正

五〇)、雜阿含十八・一(大正

二・二七)等に出づ。

【八】上二界を上分界と云ふに對し欲界を下分界と稱す。

【九】獄卒は門の番人にて出づることを得ざしむ。欲貪と瞋恚に喩ふ、防邏者は外を護るものにて逃亡者を引き戻す身見と戒取と疑とに喩ふ。

【一〇】俱舍論二十一・三右には諸得預流六煩惱斷、何緣但

說斷三結耶とせり。六煩惱とは五見と疑なり。この問難は正理はこの後に出す。

【一一】門根の攝し方に依り三種を斷すと説くの意なり。即ち上記の六煩惱は斷門より、

三種となる。身邊二は苦諦下一種の煩惱、戒禁取は苦道の

二に通じ、身見邪見疑は四諦に通じ三種となる。故に三種と説くは六煩惱のすべてを攝

することとなる。

【一二】本文二に作る。他本に依り三に改む。俱舍論二十一・

【一三】邊根は身見を根とし、見取は戒禁取を根とし、邪見は疑を根とす、故に勝根たる三を擧げてそれより生ずる三を攝すとの意なり。

ことを欲せざるが故に悟著と名く。此れは是れ欲貪の等流性なるが故に、專心に己が資具等を護るが故に、唯欲界繫にして色無色に非ず。

何が故に纏の中、嫉慳の二種を建立して結と爲し、餘の纏に非ざるや。若し八纏を立つれば應に是の釋を作すべし。二は唯不善にして自在に起るが故に。謂はく、唯此の二のみ兩義具足して、餘の六は一も兩義を具するものなし。無慚無愧は唯不善なりと雖も、自在に起るに非ず。悔は自在に起るも唯不善に非ず。餘は兩つながら皆無し。若し十纏を立つれば應に是の釋を作すべし。唯嫉慳の二のみ過失尤も重きが故に、十纏中二を立て、結と爲す。此の二は數々現行するに由るが故に、謂はく、欲界に生ずるは、九六三の結無結有りと雖も、而も經には唯嫉慳の二結人天を惱亂すと説き、勝趣中二數行するを以ての故に。又二は能く賤と貪との因と爲るが故に。謂はく、生れて二善趣の中に在りと雖も、而も賤と貪との重苦の輓る所と爲る。卑賤にして及び諸の乏財、乃至極親も亦敬愛せざるを現見す。又二は遍ねく隨煩惱を顯はすが故に。謂はく、隨煩惱に總じて二種有り。一は感しやくと俱行すると、二は歡と俱行するとなり。嫉と慳とは遍ねく是くの如き二相を顯はす。又此の二は能く二部を惱ますが故に。謂はく、在家衆は財位の中に於て、嫉と及び慳とに由りて極めて惱亂と爲す。若し出家衆は教行の中に於て、嫉と及び慳に由つて極めて惱亂と爲す。或は能く天と阿素洛衆とを惱ます。謂はく、色味に因つて極めて相惱亂す。或は此れは能く人天二衆を惱ます。世尊の橋戸迦に告げて言ふが如し。『嫉と慳の結に由つて人天惱亂す』と。或は此の二は能く自他衆を惱ます。謂はく、嫉に由るが故に他の朋に惱亂す。内に慳を懷くに由つて自侶を惱亂す。故に十纏の内に二を立て、結と爲す。

第十二節 五下分結

【五】纏を立つるに八纏説と十纏説とあり、八纏とは慳、嫉、惱、害、恨、諍、誑、惱にして、十纏とはこれに忿と覆とを加ふ。

【六】隨煩惱に感、俱行するものあり、歡と俱行するものあり、嫉慳はこの二相を顯はすなり。

及び取は各十八物にて、共に一結と立て、方に貪等に敵するなり。若し爾らば、身見邊見見取十八物有り。戒取邪見十八も亦然なり。豈、物等しきに非ずや。爾らず、本の釋其の理決定す。所以は何ぞ。取等しきを以ての故に。三見は等しく所取、二取は等しき能取にして、所取能取差別有るが故に。謂はく、諸行に於て我と斷と常を計し、或は撥して無と爲し、後に二取を起し、見を第一と執じ、或は執じて淨と爲す。雜亂せざるが故に、本釋を善と爲す。

有るが説く「物と及び聲と等しきに由るが故に」と。有るが説く、「有と及び財とに貪著すれば見結、彼れに於て繫の用増上す。若し涅槃の樂に貪著すること有れば、取結、彼れに於て繫の用増上す」と。

疑結は謂はく、四諦に於て猶豫するなり。此れは慧に異なりて、別の法の體有り。四諦に於てとは謂はく、苦諦に於て心に猶豫を懷き、苦を非苦と爲す。乃至道に於て猶豫すること亦然なり。前の四は能く正決定を牽いて起し、後の四は能く邪決定を引いて生ず。自と外との事の中に邪まなる猶豫轉するも、諦に迷ふに非ざるが故に名けて疑と爲さず。已に諦を見るものにも、彼れ猶未だ滅せず。彼れに簡ぶが故に諦に於て猶豫と言ふ。

心をして喜ばざらしむるを、説いて名けて嫉と爲す。此れは瞋に異なりて、別の法の體有り。故に有るが釋す。「嫉は他の榮に耐えざるなり」と。謂はく、此れは他の諸の興盛の事に於て、専ら方便を求めて、破壊を先と爲し、心をして焦熱せしむるが故に不喜と名く。是れは瞋隨眠の等流果なるが故に。専心に他を損壞せんと欲する爲めの故に。正しく憂根に隨つて現行するが故に。唯欲界繫にして色無色に非ず。欲界の諸處に皆通じて二三現成す。唯三四北州の成じて現せざるを除く。

心をして悟著せしむるを説いて名けて慳と爲す。謂はく、斯れをして我を捨離せしむる勿れと、心をして堅く執ぜしむるが故に名けて慳と爲す。法財に耽著するを以て十首と爲し、己れを離るゝ

【三】現成。成就と現行にて、成就は具足してゐること、現行は顯はれること。

【四】くはしくば北俱流洲。Utara Kuru 四大洲の一なり。

は、此れは邪見に屬す。亦是れ同行くして體差別するなり。此の斷常見は何に由りて生ずるや。且らく、斷見の生ずるは、或は尋伺に由り、諸の行法の窮盡あるを見るが故に、緣起の理に於て覺せざるが故に。或は定力に由り、他の有情の煩惱有りと許すに於て、彼れの命終の後、中と生の二有の續くを見ざるが故に。宿住隨念智に礙有るが故に。是くの如きに由りて、斷見有りて生ず。若し常見の生ずるは、或は尋伺に由り、行相の似て相續して轉ずるを見るが故に、能く先の時の更る所の事を憶ふが故に、外道の常見の論を受持するが故に。或は定力に由りて宿住に更る所の事を隨念するが故に。有る頌に言ふが如し。

死生を觀見するに由り、
或は前際を憶念し、

正道を缺くを以ての故に、
外仙の我見増す。

此の中三見を名けて見結と爲す。見(取)と戒禁取を名けて取結と爲す。是くの如き理に由るが故に、有るが説いて言はく、「頗し、見相應の法にして、愛結の爲めに繋せられ、見結の繋に非ずして、(而も)見隨眠の隨増有らざるに非ざる有りや。曰はく、有り。云何ぞ。集智已に生じ、滅智未だ生ぜざる、見滅道所斷の二取相應の法なり。自部の愛結の所緣繋と爲りて、見結繋に非ず。遍行の見結が已に永斷せるが故に。自部の見結には所緣と相應の二俱に無きが故なり。(然も)見隨眠の隨増有らざるに非ず。二取の見隨眠が彼れに於て隨増するが故なり」と。

何に緣りて三見を別に見結と立て、二取を別立して取結と爲すや。三見と二取とは物と取と等しきが故に。謂はく、彼の三見^二に十八物あり、二取も亦然なり。故に物等しと名く。此の物等しと説くは義に於て何の益ありや。結の義の中に於て、益あるを見るが故に。此の言の意は説く。貪瞋等の如きは、一一獨り能く一の結の事を成す。三見二取は各十八物、和合して各一結の事を成するが故に。若し此れに異ならば、應に五見各一結を爲すと説くべし。貪瞋の如く等しきが故に。見と

【九】身見、邊執見、邪見の

【一〇】見に相應する法にして、愛結即ち貪のため繋せられ見結即ち身、邊、邪の三見に縛せられず、而もその法に見隨眠の相應隨増するものがあるかとの問意なり。

答の意は、集智の生じ滅智の未だ生ぜざる時の見滅道所斷の二取相應の法がそれにあてはまる法にして、滅道所斷の愛結貪のための所緣繋となり苦集諦下の隨眠は斷じ終れるが故にその遍行の三見の所緣繋とならず滅道所斷の見結は猶存するもこれはただ無漏を緣するを以て、その二取相應の法に對して所緣相應の二の關係なく、而もその相應法は二取の見隨眠の相應隨増する所なるを以てなり。

【二】身見邊見の二は唯見苦斷、邪見は四諦に通ずるが故に合せて六、この六が三界各にあるが故に十八となる。

【三】戒禁取は唯苦道所斷、見取は四諦に通ずるが故に合せて六、三界各六なるが故に十八となる。

縛の能有るが故に名けて結と爲す。契經に説くが如し。『苾芻、當に知るべし。眼、色を繫するに非ず。色、眼を繫するに非ず。繫とは謂はく、此の中の所有の欲貪なり』と。又契經に説く。『諸の愚夫の類、無聞の異生は結縛の故に生ず、結縛の故に死す。結縛に由るが故に、此の世間より彼の世間に往く』と。或は此れ有るが故に、諸の有情をして、衆多の苦に合せしむるが故に名けて結と爲す。是れ衆の苦惱の安足處なるが故に。

此の中愛結は謂はく、三界の貪なり。此れは所依と及び所縁に約するが故に。言ふ所の貪とは謂はく、心に樂ふ所有り、可意の想の攝受する所の行にて、即ち諸有と及び諸有の具に於て、起す所の樂着を説いて名けて貪と爲す。何に縁つて此の貪を説いて名けて愛と爲すや。此の染心の隨樂する所の境なるが故に。

悲は謂はく、違相及び別離欲に於て、攝受する所の行中、心をして憎背せしむるなり。慢とは謂はく、七慢なり。前に已に釋せしが如し。無明結と言ふは、謂はく、三界の無知なり。此れは所依に約す。所縁に非ざるが故に。諸の無漏の法は界に墮せざるを以ての故に。無明も亦彼れを以て所縁と爲すが故に。此れは廣く分別すること。緣起中の如し。見結と取結とは俱に邪に推度する相なり。別に彼の相を顯はすこと、廣く、五見中の如し。前に、邊執見を分別する處に於て、見の計して我と爲す有漏行の中、斷を計し常を計するを邊執見と名く、中に於て斷見とは何の所目に名くるや。死後行續生せずと執するなり。豈、此れは即ち是れ後有を撥する邪見ならずや。此の責有りと雖も、現見するに世間には行相同じくして體の差別する有り。慈と愛と體異にして行相しきが如し。如何が行同じくして體差別するや。加行を起し他を饒益せんと欲し、若し染心に屬すれば、愛より起る所なり。若し慈より起れば不染心に屬するが如し。是れを行同じくして體差別すと謂ふ。是くの如く行に於て不續生を見、邪より方に便ち生ずるは、此れは斷見に屬す。方便を離れて起る

【五】順正理論四十七（大正二九・六〇九下）

【六】順正理論二八（大正二九・四九九以下）。

【七】順正理論四六（大正二九・六〇一上）。

【八】順正理論四七（大正二九・六〇六上）。

卷の第五十四

〔辯隨眠品第五の十〕

第十節 結等の五種

是くの如く已に隨眠と並びに纏とを、世尊は説きて漏、瀑流等と爲すことを辯ぜり。唯爾所そのよと爲んや、更に餘有りと爲んや。頌に曰はく、

結等の差別に由りて、復五種有りと説く。

論じて曰はく、即ち諸の煩惱は、結二と、縛と、隨眠と、隨煩惱と、纏と、義に別有るが故に、復五種を説く。

第十一節 結

且らく三結とは云何ぞ。頌に曰はく、

結に九あり、物と取と等しければ、

二は唯不善と及び、

纏の中に唯嫉と慳とを、

或は二は數行そくぎやうなるが故に、

遍く隨惑を顯はすが故に、

論じて曰はく、結四に九種あり、一には愛結、二には悲結、三には慢結、四には無明結、五には見

結、六には取結、七には疑結、八には嫉結、九には慳結なり。此の九種は境に於て、生に於て、繫

見と取との二結を立つ。

自在起なるとに由るが故に。

建立して二結と爲す。

賤と貪との因と爲るが故に。

二部を憒亂するが故に。

【一】前卷に引きつづいて煩惱の種類の分類を示し、結等に就て細釋す。

【二】結 Samyojana.
縛 Bandhana.
隨眠 Anusaya.
隨煩惱 Uppaklesa.
纏 Parva yasthana.

【三】五種の分類中、先づ結を明す。

【四】九種の結。

一、愛結 Anamaya Samyojana.
二、取結 Pattiḅha Samyojana.
三、慢結 Mana Samyojana.
四、無明結 Avidiya Samyojana.
五、見結 Diṅhi Samyojana.
六、取結 Parāmaṅsa Samyojana.
七、疑結 Vicikitsā Samyojana.
八、嫉結 Išsā Samyojana.
九、慳結 Mātsarya Samyojana.

ち我が宗は、彼の相續は六瘡門に於て、過を泄して窮り無きに由るが故に名けて漏と爲すと説く。諸漏を離れて別の相續有るに非ず。彼れの勢力に由つて境に於て過を泄し、即ち諸の煩惱が或は總或は別、流注して絶えずして相續の名を得。六瘡門を説き、即ち六境を説く。彼れの絶えずと言ふは即ち我が無窮なり。我と何の殊ことなりありて獨り彼れを善しと言ふや。彼れの「勢の増上するを説いて瀑流と名く」とは、即ち我が宗は極めて善品を漂はすと云ふなり。我と何の別ありて彼れ獨り善なるや。現行の時極めて増上に非ざるを説いて名けて輓と爲す。種々の苦と和合せしむるが故に」と言ふは、此れは理と違す。現行の時若し増上に非ざれば、何ぞ能く種々の苦と合せしめんや。如何が彼の釋を善と爲すと説くべけんや。又諸の善法は數々現行して、亦衆生をして衆苦と合せしむ。應に煩惱と俱に輓の名を立つべし。若し「我が釋も亦此の過に同じ」と言はゞ、此の難は理に非ず。我れは煩惱は發業門に由りて、此の能有りと説くが故に。釋する所の取の義も亦理と違す。謂はく、若し取の名が唯愛に因らば、取に緣つて有の義如何が成すと説くや。應に但ただ、説いて愛に緣つて有と言ふべし。又實際後際の業縁の如き、亦應に通じて一切の煩惱を攝すべし。緣起の中に已に廣く思擇せしが如し。彼れの所釋は正理に違するに由るが故に、毘婆沙師は是の說を作さず。

眠るが故に隨眠と名く。即ち是れ加實の解に趣入する位に昏迷を爲す義なり。或は獄中に有り長時隨逐し、有情の類を覆ふが故に隨眠と名く。

何に緣つて隨眠は唯貪等の十にして、餘の忿等に非ざるや。唯此の十種の習氣堅牢にして、忿等に非ざるが故に。謂はく、唯此の十の習氣堅牢なり。起れば便ち歇み難く、山を擔ふ火の如し。或は怨結の如し。故に隨眠と名く。若し爾らば恨は應に是れ隨眠の性たるべし。爾らず。隨眠は任運に轉ずるが故に。要らず功用を設けて、恨は方に隨轉す。然るに諸の隨眠は性尤も重きが故に、功用を設けずして亦堅固に轉ず。或は恨は瞋に隨つて所作有るが故に。謂はく、諸の恨の垢は是れ瞋の等流なり。瞋の所爲に隨つて方に所作有り。種々の瞋恚の相を憶念する時、瞋の所爲に隨つて恨を結んで捨てず。故に恨垢の隨眠と成る失無し。是れ訓釋して隨眠を建立するなり。

有情を稽留し、生死に久住せしめ、或は生死の中に流轉せしめ、有頂天より無間獄に至る。彼の相續は六瘡門に於て、泄るゝ過窮り無きに由るが故に名けて漏と爲す。極めて善品を漂はすが故に瀑流と名く。界趣生に於て和合するを輓と名く。彼々の自體を執取するを取と名く。

經主は此の中、復是の説を作す。「若し善釋せば應に是の言を作すべし。諸の境界の中に相續を流注し、過を泄して絶えず、故に名けて漏と爲す。若し勢の増上するを説いて瀑流と名く。謂はく、諸の有情は若し彼れに墮ちては唯隨順すべく、能く違逆することなし。湧泛漂激して違拒し難きが故なり。現行の時に於て、極めて増上に非ざるを説いて名けて輓と爲す。但、有情をして種々の類の苦と和合せしむるが故に、或は數々現行するが故に名けて輓と爲す。欲等を執するが故に説いて名けて取と爲す」と。

彼れに何の善有りや。四名を釋する中、二は我れと同じく、二は理に違するが故に。謂はく、彼れの説く所の「諸の境界の中に、相續を流注し、過を泄して絶えず、故に名けて漏と爲す」とは、即

【八七】 漏 Yāraṇa は āraṇa と いふ字原より來れるをそれに似たる āraṇi (住せしむ)より來れるものとしてこの解釋をなす。

【八八】 これは洩るゝ āraṇi の使役法 āraṇāhi より來れる形と見て解したるもの。

【八九】 此れは正しく漏の字義を解釋したるものなり。

【九〇】 六瘡門。六根をいふ。

【九一】 俱舍論二十・十六右。

第九節 隨眠等の名義

^{八五}是くの如く已に隨眠と並びに纏を、經に説いて漏・瀑流・軛・取と爲すを辯ぜり。此の隨眠等の名は何の義有るや。頌に曰はく、

微細と二隨増と、
隨逐と隨縛と、

住と流と漂と合と執と、
是れ隨眠等の義なり。

論じて曰はく、根本煩惱の現在前する時、行相知り難きが故に^{八六}微細と名く。是の故に聖者阿難陀は言はく、「我れ今同梵行に於て、慢心を起すや不やを知らず」と。全く無しと説かず、慢隨眠の行相は微細なるを以てなり。彼れにして尙慢心の有無を知らず、況んや諸の異生をや。餘例は應に爾るべし。有るが釋す。「一刹那の極微に於ても隨増有るが故に微細と名く」と。

二に隨増とは、謂はく、所縁及び所相應に於て、皆隨増するが故に。如何が煩惱は所縁と相應に於て隨増有るや。前に已に辯するが如し。或は怨害の瑕隙を伺求し、及び毒を見るが如し。應に知るべし。煩惱は自の所縁に於て隨増の義有り。熱鐵丸の能く水を熱せしめ、及び毒に觸るゝが如く、應に知るべし。煩惱は自の相應に於て隨増の義有り。二は皆乳母の嬰兒をして隨増せしめ、乳母の能く嬰兒をして增長せしめ、及び伎藝をして漸次積集せしむるに同じく、所縁と相應と諸の煩惱の相續をして增長せしめ、及び積集を得せしむ。隨逐と言ふは、謂はく、無始より來、^{八七}相續の中に起りて隨逐を得。隨縛と言ふは、極めて離し難きが故なり。四日瘡と及び鼠毒等の如し。有るが説く、隨縛は謂はく、互隨を得るなり。海水の行くに空の行く影に隨ふが如し。此の所説の諸の因縁に由るが故に、十種の煩惱に隨眠の名を立つ。訓詞門に依つて此の名を釋すれば、謂はく、隨流とは相續中眠るが故に隨眠と名く。即ち順流とは身中に安住して昏滯を増す義なり。或は隨勝とは相續中

【八五】この下は煩惱の異名を釋す。

【八六】隨眠の原語 Anu-savya
の Anu、微細の義、
Ain
に見て解釋したるなり。

心を纏歴す。是れを欲輓と名く。右輓、見輓も應に知るべし。亦爾なり」と。此れは愛の體に於て三輓の名を説くなり。又餘經に欲貪を取と名くることを説く。此れに由るが故に、欲等の四に於て起す所の欲貪を欲等の取と名くることを知る。如何が具に諸の煩惱を攝せんや。此れは相違せず、經意別なるが故に。所化者の機行の差別に就て、密意に説くが故に。猶し瀑流の如し。謂はく、契經に説く、『四瀑流有り』と。然るに餘の經の中には、佛は所化の機行の差別を觀て、是くの如き言を説く。『苾芻よ、若し能く多く此に住すれば、便ち已に前の五瀑流を渡ると爲す。第六の瀑流も亦當に能く渡るべし』と。「云何が此れは是れ密意の言にして、唯愛を以て三輓の體と爲すに非ざるを知るや」。契經の中に九結有りと言くを以てなり。結と輓と義類相似たり。故に煩惱は皆輓相有るを知る。佛は所依の機行の須ゆる所を觀じ、多體の中に於て且らく略して一を擧ぐるなり。又經に説くが如し。『若し一法を斷すれば、我れ能く汝が不還果を得することを保す。一法とは謂はく、薩伽耶見なり』と。唯此れを斷じて不還果を得するに非ず。又經に説くが如し。『忿を斷害すべし』と。餘の煩惱の斷害すべからざるに非ず。又説くが如し。『無明能く有情の類を蓋ふ』と。然も餘處に於ては、蓋に五有りと説く。此の經も亦爾なり。所化の現相續の中に生じて、愛の爲めに惱まざるに隨ふが故に、略して彼れの爲めに愛を説くも失無し。欲に二輓有るも、略して愛を擧ぐべし。愛は彼れの攝なるが故に。

見輓は云何ぞ。愛と見輓とは性各別なるが故に、擧ぐるも亦失無し。見輓の名は訓釋門に依るに二義に通ずるが故に。若し見即ち輓なるを名けて見輓と爲せば、無明輓の如し。若し見に於ての輓を名けて見輓と爲せば、猶し有輓の如し。佛、弟子をして二義を知らしむるが故に、亦愛に於て見輓の名を立つと雖も、而も亦法性に違する失有ること無し。

然らしめず。此の三門に由りて、異生は聖に異なる。中に於て見勝る。是の故に別立す。

有餘師は説く、「見は躁利なるが故に、住せしむる義に於て、獨り辯すること能はず。故に漏門に於ては餘と合立す。若し餘と合立すれば便ち住の能有り。象王を調するに於て、生象子を繫縛するが如し」と。

是くの如く已に^七二十九物を欲瀑流と名くることを顯はす。謂はく、^七貪瞋慢に各五種有り。疑に

四、纏に十あればなり。二十八物を有瀑流と名く。謂はく、^七貪と慢と各十、疑に八あり。三十六物を見瀑流と名く。謂はく、三界の中に各十二見あり。十五物を無明瀑流と名く。謂はく、三界の無明に各五あり。應に知るべし。四転と瀑流と同じ。四取は應に知るべし。體は四転と同じ。然るに^八欲と我語とは各無明を併せると、見を分ちて二と爲すは、前の転と別なり。即ち前の欲転並びに

欲の無明の三十四物を總じて欲取と名く。謂はく、貪瞋慢無明の各の五、疑に四有り、並びに十纏なり。即ち前の有転と並びに二界の無明三十八物を總じて我語取と名く。謂はく、貪慢無明に各十、疑に八有り。見転の中に於て戒禁取を除いて、餘の三十物を總じて見取と名け、除く所の六物を戒禁取と名く。此れに由りて獨り聖道の怨となるが故に。雙べて在家出家の衆を誑ろかすが故に。

何に縁つて無明は別に取と立てざるや。能取の義に依つて取の名を建立す。然るに諸の無明は能取に非ざるが故に。謂はく、不了の相を説いて無明と名く。彼れは能取に非ず、猛利ならざるが故に。但、餘と合せて立て、取と爲す。餘の取を建立すると及び廣く決擇するは縁起の中の如し。應に理の如く解すべし。

^八「瀑流と転と取と若し能く總じて一切の煩惱を攝すれば便ち契經に違す。契經に言ふが如し。云何が欲転なるや。謂はく、愚夫類無聞の異生、如實に諸欲の^{八三}集沒愛味過患と及び出離を知らず、乃至廣説。彼れは^{八四}諸の欲・欲貪・欲欲・欲親・欲愛・欲樂・欲悶・欲耽・欲嗜・欲意・欲藏・欲隨・欲著に於て

【七】 四十一の欲漏の中より十二の見を析出するが故に殘りの二十九が欲瀑流なり。
【七五】 見修五部にわたるが故に三五の十五種となる。疑の四とは修道になきが故に四なり。

【七六】 上界には瞋なきが故に除く。

【八二】 四取と四転は體同じきも、立て方異なりて、欲取は欲轉の二十九に欲界の五の無明を加へて三十四、我語取は有轉の二十八に十の無明を加へて三十八となる。又見轉を分ちて見取と戒禁取の二となす。

【八三】 瀑流、轉、取は一切の煩惱を攝せざるべしとの難なり。俱舍論二十・一五左。俱舍にはこれに對する答なし。

【八四】 集異門足論八(大正二六・三九九上)に引用す。俱舍論二十・十五左引用。

【八五】 集沒は生と滅となり。及び味と息と離の三面を知らず。

【八六】 五欲に種種に耽着する相を顯はす。この經典は欲轉は要するに欲貪であり、有轉、見轉も同様なるを示すものなり。

已に三漏を辯ぜり。復應に思擇すべし。本論に説くが如し。『結・縛・隨眠・隨煩惱・纏を前の二漏と爲す』と。若し五義を具すれば方に漏の名を得。是れ則ち十纏は應に漏の體に非ざるべし。若し隨つて一を具して便ち漏の名を得れば、染思、恨等も亦應に漏と名くべし。則ち上に結ぶ所の物の數唐捐ならん。今此の中に於て、唯勝に據つて一百八の諸惑を顯説して漏と爲す。謂はく、非染汚の思等恨等は漏の所攝に非ず。唯此の諸惑は有情を稽留して、生死に久住せしめ、或は生死の中に流轉し、有頂天より無間獄に至らしむる用強く了し易し。是の故に偏に説く。瀑流と及び輓との體は漏と同じ。然も其の中に於て見は亦別立す。謂はく、前の欲漏は即ち欲瀑流及び欲輓なり。是くの如く有漏は即ち有瀑流及び有輓なり。諸見を析出して、見瀑流及見輓と爲すは、猛利なるを以ての故なり。謂はく、漂と合と執との義に瀑流と輓と取を立つ。餘の煩惱の如きは、但、無明を除いて總じて互に能く漂・合・執するを相資く。諸見も亦爾なり。猛利なるに由るが故に、餘相を離れて、能く漂・合・執するを助く。故に亦、瀑流と輓と取とを別立す。又諸の煩惱は皆衆生をして染法に漂淪し、諸の善品を離れしむ。無解と邪解とは、波濤を涌泛し、衆生を漂激し、善に於て更に遠きが故に、無明と見とを此に別立するなり。

若し爾らば何ぞ見漏を立てざるや。住せしむるを漏と名く。後に當に説くべきが如し。見は彼れに順ぜず、義に別有るが故に。謂はく、異生と及び諸の聖者をして、等しく生死に住せしむるが故に名けて漏と爲す。諸見は聖をして住せしむる能有ることなし。漏の義全たからざるが故に別立せず。漂と合と執との義は聖と異生と殊なるが故に、後の三門に皆見を別立す。謂はく、此の諸惑は能く異生を漂はし、一切の善品を離れしむること有るべし。諸の聖者を漂はすことは則ち然るべからず。漂はし已つて能く諸の異生の類をして、非愛の界と趣と生と合せしむ。聖者を合せしむることとは則ち然るべからず。合し已つて能く諸の異生の類をして依執せざることを無からしむ。聖をして

【七三】 上二界の煩惱は(一)三性門にては無記性、(二)内外門にては内門轉、即ち自身を緣じ、(三)定散二地の中にては定地に依る。

【七四】 俱舍十九・三左。順正理論四五(大正二九・五九九下)。

【七五】 欲漏、有漏を立て、無明を除きたるを以て、その所除の三界五部の十五の無明を無明漏となすことは解り易きが故に頌に説かず。

【七六】 瀑流に漂溺、輓の義に結合、取の義に取執の意味を當つるものなり。次下の頌に出づ。

【七七】 無解は無明、邪解は見を云ふ。

無明を別に立てざることは、能取に非ざるを以ての故なり。

論じて曰はく、欲界の煩惱と並びに纏に、癡を除いて、四十一物を總じて欲漏と名く。謂はく、欲界繫の根本煩惱の三十一と並びに十纏なり。色無色界の煩惱の癡を除いて五十二物を、總じて有漏と名く。謂はく、上二界の根本煩惱に各二十六あるなり。色無色界にも復亦憍沈掉擧有りりと雖も、而も纏は界に依つて分別すべからず。上界の纏は少なくして自在ならざるが故に、是れに由りて有漏は唯煩惱を説く。若し纏も亦界に依つて分別すれば、則ち有漏の體は五十六有り。故に

品類足には是くの如き言を作す。「去何が有漏なるや。謂はく、無明を除いて、餘の色無色二界の所繫の結と縛と、隨眠と隨煩惱と纏となり」と。

何に緣りて二界の煩惱を合説して、一有漏と爲すや。同じく無記の性にして、内門に於て轉じ、定地に依りて生ず。三義同じきに由るが故に合して一と爲す。彼の界の煩惱も亦外門の有縁の色聲觸の境に於て轉ずるが故に、應に更に別に第二の合因を説くべし。謂はく、彼の隨眠は同一對治なり。設ひ此の義に依るも頌文を壞するなし。謂はく、此れは應に言ふべし。「何に緣りて二界の煩惱を合説して、一有漏と爲すや。無記と對治と定地を同じくするが故に合一す」と。

何に緣つて唯彼れのみ有漏の名を得るや。此れは即ち前に有貪と名くる釋の如し。義准じて三

界の十五の無明を無明漏の體と爲すが故に、頌に別に説かず。

何に緣りて唯此れに別して漏の名を立つるや。無明の過患勝ることを顯はさんが爲めの故なり。謂はく、獨り能く生死の根本と作る。契經に説くが如し。「無明を因と爲して貪染を生ず。乃至廣説」と。又頌に曰ふが如し。

諸の所有の興趣、
此れと及び他の世間と
皆無明を根と爲し、
貪欲の等しく起す所なり。

【六二】 欲界見取斷の意に三十二ある中、四諦の各の下の無明四を去りて二十八、これに修所斷の四より無明を除きたる三を加へて三十一となす。

【六三】 この有漏の有の漏にして (Bhavaṅgaṇi) 普通有漏 (Sāraṇa) と云はれるものと異なる。

【六四】 上二界の見修惑より無明を除きて各二十六となる。合して五十二なり。

【六五】 上記の五十二に色無色二界の各々の憍沈掉擧の四纏を加ふるが故なり。

【六六】 品類足論六(大正二六、七一七中)。

【六七】 結。九結の中、無明を除き、八結中、上界になき恚、嫉、慳を除きたる愛、慢、疑、見、取の五結。

【六八】 縛、三縛の中無明縛を除き、上二界になき瞋縛を除き殘りの食縛。

【六九】 十隨眠の中瞋と無明を除きたる八。

【七〇】 隨煩惱 (malakā) 、放逸、懈怠、不信、昏沈、掉擧、誑、誑、橋の八にして、根本煩惱に對する附隨の煩惱なり。

【七一】 纏。昏沈、掉擧の二なり。

一刹那に色等を取り已つて、後の相續に異の分別を起すに由るが故に」と。此れも亦應に總聚に就て遮遣すべし。謂はく、過去の可愛聚の中に於て、可憎の境有り、能く瞋恚を起す。先に可愛を緣じ、聚に於て食を生じ、後に可憎を憶し、聚に於て悲を生ず。是の故に意志の起す所の煩惱の所緣の境界は成實ならざるに非ず。

第八節 隨眠の異名

第一項 漏瀑流軛取等

即ち上の所説の隨眠と并に^{五七} 伴とを、佛は説いて漏・瀑流・軛・取と爲す。漏とは謂はく、三漏なり。一には欲漏、二には有漏、三には無明漏なり。^{五九} 瀑流と言ふは、謂はく、四瀑流なり。一には欲瀑流、二には有瀑流、三には見瀑流、四には無明瀑流なり。軛とは謂はく、四軛なり。瀑流に説くが如し。取とは謂はく、四取なり。一には欲取、二には見取、三には戒禁取、四には我語取なり。

第二項 漏等の體

是くの如き漏等の其の體は云何ぞ。頌に曰はく、

欲の煩惱と並びに纏とに、
癡を除きて欲漏と名く。

有漏は上二界の、
唯煩惱にして癡を除く。

同じく無記にして内門なり。
定地なるが故に合して一とす。

無明は諸の有の本なり。
故に別に一漏と爲す。

瀑流と軛とも亦然なり。
別に見を立つることは利なるが故なり。

見は住に順ぜざるが故に、
漏に於て獨り立つるに非ず。

欲と有との軛に癡を并す。
見を二に分ちて取と名く。

【一五】 本文增に作る。異本に依り憎に改む。

【五〇】 以下上説の隨眠煩惱の異名と分類を明す。

【五一】 俱舍論二十・十三左は纏とす。眠懈、無愧、嫉、慳、悔、眠、掉舉、昏沈、忿、覆の十なり。下に出づ。

【五二】 漏 *Asrava, Abhaya, Kama-sirava, Bhava-sirava, Avidya-sirava.*

有漏 *Bhava-sirava.*

無明漏 *Avidya-sirava.*

【五三】 瀑流 *Ogha.*

欲瀑流 *Kama-oghha.*

有瀑流 *Bhava-oghha.*

見瀑流 *Drishtyoghha.*

無明瀑流 *Avidya-oghha.*

【五四】 軛 *Yoga.*

【五五】 取 *Upadana.*

欲取 *Kamopadana.*

見取 *Drishtyopadana.*

戒禁取 *Silavratopadana.*

我語取 *Atma vado padana.*

於て淨を計して、顛倒是應に成ぜざるべきが故に。謂はく、若し都て成實せる不淨無ければ、設ひ取つて淨と爲すも、如何が不淨の中に於て淨想の顛倒を成ずることを得んや。既に一境も亦淨不淨と許す。中に於て想を起すも何ぞ倒と非倒とならんや。又非常に於て常想の倒を成ずるが如し。故に不淨性決定して成實なるを知る。或は有漏法に於て通じて常非常を取れば、非常性も亦成實ならざるべし。或は非常性の如く不淨性も亦爾なり。故に淨不淨は成實ならざるに非ず。

又「別の生趣の同分の有情は、一事の中に於て、淨穢を取ることに異なる、成實の淨穢の淨無きを知る」とは、理亦然らず。前に一聚に二の境有る容きを釋して義已に成ぜるが故に。「淨穢の相は定んで可得に非ず。故に成實の淨穢の境無し」と言ふは理亦然らず。前に准じて説くが故に。謂はく、相に淨穢の性有ること無きに非ず。性若し無ければ顛倒成ぜず。故に相は不可得なるを、便ち淨穢の成實せざる因と爲すと言ふべからず。又佛世尊は有漏法に於て決定して不淨性有りと成立す。其の義如何ぞ。謂はく、有漏法の煩惱の爲めに染せらるゝを勝義不淨と名く。故に淨穢は成實せざるに非ざるを知る。若し爾らば豈、諸の有漏法は皆是れ不淨ならずや」。或は中に於て淨妙の覺を起すこと有り。此の覺の境界は既に成實ならず。餘の例は應に然るべし。此の覺の増する所は成實ならずと雖も、而も不淨の境は是れ成實なるが故に、中に於て淨と謂ふは、顛倒の義成ず。後に食起る時、此の淨見に隨ふが故に、所増の相は成實ならずと雖も、而も所緣は成實に非ざる過無し。又先に已に不淨聚の中に少しき淨種有りと説く。淨種と淨性と異體無きが故に、淨境に無きに非ず。但、中に於て總じて増するに由りて倒を成ずるなり。又色等の法には淨の自體有り、但、有漏に由りて不淨の名を立つ。故に一切の境は成實ならざるに非ず。

有餘師は説く、「五識身に依つて起す所の煩惱の境界は成實す。一境に二心轉するに非ざるが故に。五識は唯現在の境を取るが故に。所取の色等は刹那性なるが故に。所餘の煩惱の境は成實ならず。

樂等は境界に於て生じて決定有ること無きが故に。境は成實なりと雖も、而も顛倒の體は成(實)を得ざるに非ず。若し爾らば善心も亦倒を成すべし。可意の境を取りて、不可意と爲すこと有るが故に」と。爾らず、是くの如き勝解の作意は、能く煩惱を斷するが故に顛倒に非ず。有る善の作意は勝解の力に依つて、境界の中に於て唯淨相を取る。云何が倒に非ざるや。此の勝解は諸の煩惱に於て斷の力有るに非ざるが故に、彼れは自ら貪の已斷に於て勢力有るや不やを觀することを爲す。故に境に於て淨相を取つて轉ずと雖も而も顛倒に非ず。或は今但、昔染心の取る所の境相の如きを念じ、所得の修果が成不成と爲んやを自ら觀察を爲す。別の増益無きが故に顛倒に非ず。或は善の作意は諸事の中に於て、應に隨つて但、淨不淨相を緣するが故に顛倒に非ず。貪等の作意は諸事の中に於て、應に隨つて總じて緣じて淨不淨と爲すが故に善に同じからず。

然るに彼れの言ふ所の「分別の力に由つて、苦樂生ずるが故に境成實ならず」と、摩建地迦經を證と爲すは理必ず然らず。現見する所に非ざる境に於ても亦貪を生ずること有るが故に。爾らずば便ち境界を撥する力と爲んや。又現見するに根の過に由るが故に、甘等の味に於て顛倒して取ること有り。冷煖等に於ての顛倒も亦然なり。彼れは此れは境界の成實ならざるに由るが故に遂に是くの如きを致すと言ふべからず。

又「一色は一有情に於て可意の境と名く。餘に非ざるが故に、諸の境界は成實ならずと説くは、理亦然らず。前に已に説くが故に。前に一聚に二境有る容しと説く。謂はく、一聚の中、可意不可意の種有る容し。中に於て増益して遂に總じて不可意と爲す」と謂ふ。

有るが説く、「位に約して境體成實す。謂はく、此の時に於て境は可意を成じ、不可意に非ず。餘位は相違すと。

又「淨穢の如き成實せざるが故に、成實せる淨穢の境無きを知る」とは理亦然らず。不淨の中に

こと無し。

【五三】若し爾らば既に成實の淨相有り。淨を隨觀する見は應に皆如實なるべし。如實の見に乗じて食を生ぜざるべし。然るに境の中に於て、實の淨相なく、妄りに計して淨と爲し、此れに乗じて食を生ず。故に諸境は皆成實ならざるを知る」と。爾らず、境成實に非すと説かば、不淨を取る見も此の失に同じきが故に。謂はく、成實の不淨相無き中に、不淨を隨觀するは如實に非ざるべし。此れは復如何が能く煩惱を伏せん。若し煩惱を伏するは勝解の力に由るとせば、是れ則ち是くの如き計を作すべからず。要らず如實の見方に能く食を離る。食を起すは要らず不如實の見に由ると。然るに境事は亦實に少分の淨相有りと雖も、勝解の力に由りて、觀じて不淨と爲し能く煩惱を伏す。亦實の少分の不淨有りと雖も、而も増益するが故に中に於て食を起す。又若し諸の法が成實の性無く、但、分別の力に由りて食を起し、或は食を離るれば、聖教は如何が是の説を作すべけんや。『此の事厭ふべし、此の事欣ふべし。此の事は順結、此れは不順結、此の事は修すべし、此れは修すべからず』と。又若し一事に、或は愛を起し、恚を起し、癡を起す有り、即ち境の中に可愛等の相成實せずと言はゞ、豈、曾て聞かずや。有るが僻見を懷き、作る所の頌の義理も亦應に成すべし。彼の論の中に是くの如き頌有るが如し。

一事に於て常を見、

無常を見、

俱を見俱非を見る有るを以ての故に、

法は皆無性なり。

【五四】若し爾らば顛倒も亦應に成ぜざるべし。實の淨の中に於て取つて淨と爲すが故に」と。爾らず、此の中に少しき淨種有り、作意の力に由りて増益して轉ずるが故に。謂はく、可意不可意の境に於て、作意して不淨と淨の相を増益し、此れに由りて顛倒して瞋を起し食を起す。増益の依も亦成實ならざるに非ず。故に少種に於て作意の力に由りて、増益して轉ず。顛倒ならざるに非ず。又貪等

【五三】若 境が成實して淨相あらば、淨見は顛倒ならず、如實見なるが故に食を生ぜざるべしとの經部師の難なり。

【五四】若し境事成實ならば四顛倒無かるべしとの經部の難なり。

説くを以ての故に。又「一色は一有情に於て可意の境と名く。餘には非ず」と説くが故に。又淨穢の如き成實ならざるが故に。謂はく、別の生趣の同分の有情は、一事の中に於て淨穢を取ること異なる。既に淨穢の相は定んで可得に非ず。故に成實の淨穢の二境無し」と。

正理論者は是くの如き言を作す。一切の境界は成實せざることを無し。經に「有色には樂隨行す」と説くが故に。又「可愛の色を貪著す」と説くが故に。又「可愛の眼所識の色有り」と言ふが故に。又意近行の境は決定するが故に。又契經に「是くの如き色の中、淨妙の相没して過患の相現す」と説く。然も貪を斷ぜんが爲めに、可愛可瞋癡の事に於て、貪を斷ずべしと説くは、此れは不淨に依つて淨界を了知するなり。此の中に於て淨界有るに由るが故に。諸の母邑を可愛の相と爲すと説く。又離貪者は彼れを觀ぜざるが故に。又契經に「諸の色聚の中、皆愛味過患の相有り」と説くが故に。理も亦應に爾るべし。諸事の中に諸の煩惱の生ずるに差別有るを見るが故に。謂はく、可意の諸の境事の中に於て、瞋を生ずること有りと雖も、貪の如く重きに非ず。未だ貪を離れざる者は、可意の事に遇ふ時、任運に貪を生ず。分別して瞋を起すが故に。因の加行に差別無しと雖も、而も煩惱の現行の別なるを見るを以ての故に、諸の境の體の成實ならざるに非ざるを知る。境界の力に由りて、彼れをして別ならしむるが故に。

五三 一豈、已に境の成實ならざるを顯はさずや。一事の中に貪と瞋とを起すと許すが故に」と。爾らず、一聚の中、二境有る容きが故に。謂はく、可意の聚の中、少しく可瞋の相有り。妙の衣服が少しく糞を塗られ、諸の淨を樂ふ人が總て憎惡を生ずるが如し。又蒜に於て其の香を憎む者は、其の味等に於て亦總じて嫌を生じ、彼の味の中に於て、貪を生ずること有る者は、彼の香等に於ても亦總じて愛を生ずるが如し、故に諸法は同聚俱生するを知る。謂はく、一聚の中、可貪等の法有り、故に一聚に於て貪瞋癡を起す容し、貪を起す境に即ち餘の二を起すに非ず。故に諸の境界は成實ならざる

〔五三〕 一境に對して貪と瞋と反對の心を起すとせば、境は成實せざるべしとの經部師の難なり。

如く欲貪の境は定無きが故に。順境の現前有りと説くべからず。若し可意を貪に順ずる境と名くと謂はゞ、此の可意の境も亦決定に非ず。一の所愛の境を餘は愛せざるが故に。若し「遍へに一相續に依つて説く、決定せざるに非ず」と謂はゞ、亦理に應ぜず。現見するに、一色は一有情に於て、有る時は情に順じ、有る時は違するが故に。然も必ず定まれる境界有りて、彼れを縁じて方に欲貪の現前有り、此れに由るが故に貪に順ずる境現すと云ふと許すべし。向に説くるところの難は後に當に通釋すべし。此れは則ち隨眠が境界の力に由りて起ることを説く。

彼れを縁する非理の作意起るとは、謂はく、木の如き境界の現前すること有り、及び鑽燧の如き非理の作意の起ること有り。境界の木を鑽りて欲貪の火生ず。此の中何をか非理の作意と名くるや。謂はく、上妙の衣服花鬘の嚴具、塗香彫粧彩飾の嬌姿顯はす所の女想糞聚に於て、有情の想を起し、住持する所の心と俱なる顛倒の警覺を非理の作意と名く。此れは則ち隨眠が加行の力に由りて起ることを説くなり。

若し諸の隨眠の起るに皆三因縁を具すれば、云何が阿羅漢の退有りと許すや。阿羅漢は隨眠未だ斷ぜざるに非ず。且らく、定んで煩惱の現前して、方に名けて阿羅漢の退と爲すことを得と許すに非ず。或は此れは且らく、従前の煩惱の無間に引生ずるに據るが故に説くも過無し。煩惱の生ずるに總じて二種有るを以てなり。一は煩惱より無間に引生ず。二は次の所餘にして煩惱より起るに非ず。若し此れに異ならば、善無記心の無間に煩惱の起ること有るべからず。此の中次の所餘の生に據らず、是の故に退を擧げて難と爲すべからず。或は此れは且らく、因縁を具ふるに據つて説く。實には唯境界の力にのみ托して生ずる有り。

譬喩部師は是くの如き説を作す。「分別の力に由りて、苦樂生ずるが故に、諸の境界の體成實ならざるを知る。佛の彼の摩竭地迦契經の中に、「諸の癩病者は苦火に觸るゝ時以て樂しみと爲す」と

【四】 三因縁を具して隨眠生ずといふに就き、阿羅漢の退を以て難じ、後に之を會通す。

【四】 因縁を具せずして隨眠の生ずる場合もあるも、これは因縁を具する場合をいふと通ず。
【五】 阿羅漢の退は煩惱を已斷已遍知し非理の作意なければども、只境界に引かれて煩惱を起すことあり。

【五】 前に擧げし第二緣に對する難に就いて、更に譬喩部の説を出し、これを會通するなり。

愚癡轉た盛んなり。若し正法を聞けば煩惱生ぜず。生死を怖れ貪等息むに由るが故に。或は寡聞は是れ此の起の因縁なり。謂はく、無知の人は煩惱熾盛なり。諸の多聞者は煩惱輕微なり。多聞を習うて煩惱を伏するを以ての故に。或は多眠は是れ此の起の因縁なり。謂はく、多く睡眠すれば煩惱增長す。或は樂等は是れ此の起の因縁なり。謂はく、樂増せば貪ほり、苦増せば瞋る等なり。或は飲食は是れ此の起の因縁なり。謂はく、飲酒等は煩惱熾盛なり。或は年位は是れ此の起の因縁なり。謂はく、少と壯と老と煩惱を起すこと異なる。或は數習は是れ此の起の因縁なり。謂はく、此れを習へば、此れに惑ふこと便ち增長す。或は身境は是れ此の起の因縁なり。謂はく、身と相稱ふ境界に遇へば、應に隨つて便ち此の類の煩惱を發す。或は時分は是れ此の起の因縁なり。謂はく、有る有情は此の時分に於て、應に隨つて便ち此の類の煩惱を起す。是くの如き等の類の因縁無邊なり。然も其の中に於て勝なるものは唯三種なり。頌に曰はく、

未だ隨眠を斷ぜず、

及び隨應の境現すると

非理の作意に由りて起る。

惑に因縁を具するを説く。

論じて曰はく、三の因縁に由りて、諸の煩惱起る。且らく、欲貪隨眠を起さんとするが如きは、
欲貪隨眠を四五未だ斷ぜず、未だ四六遍知せざるが故に、欲貪に順する境現在前するが故に、彼れを縁する非理の作意起るが故なり。餘の隨眠の起るも、此れに類して應に知るべし。欲貪隨眠を未斷未遍知とは、三縁の故に未斷遍知と説く。謂はく、未斷を得するが故に、對治未生の故に、未遍知境の故に。又斷に二有り、一は有分斷、二は無分斷なり。故に未斷未遍知の言を説く。此れは隨眠が因力に由りて起ることを説く。

四七欲貪に順する境が現在前するとは、且らく應に徵問すべし。此の境は此れ何ぞ。若し中に於て欲貪繋有りと謂はゞ、亦瞋の所繋も應に瞋境と名くべし。則ち瞋に順する境も亦欲貪に順す。是くの

【四五】未斷とは無間道にて未だ斷ぜざるをいふ。

【四六】未遍知とは解脱道にて未だ擇滅を得せざるをいふ。

【四七】俱舍論の第二緣に就いて論難を加ふるなり。

諦を觀ずることを欲せず。了せざるに由るが故に觀察の能無く、既に二途を聞いて便ち猶豫を懷く。苦と爲んや、非苦とせんやと、乃至廣說。若し邪說に遇へば便ち邪見を生じ、苦諦を撥無す、乃至廣說。取蘊の中に於て既に苦を撥無し、此れに因りて便ち薩伽耶見を起し、此れより復我に斷常有りと執し、隨つて一邊を執じ計して三九能淨と爲す。是くの如き計に於て執じて第一と爲し、己が見の德を見、之を緣じて貪を起し、此れは他に勝ると謂ひ、恃んで慢を生ず。他の起す所の違見に於て瞋を生ず。我を執する徒の無我見を憎むが如し。或は己が見に於て、取捨の位の中に、必ず應に瞋を起し、所捨を憎嫌すべし。

此れは一類に依つて、十隨眠の相牽いて現行する前後の次第を辯するなり。現實には煩惱の行相は無邊なり。所待の緣に差別有るを以ての故なり。決定して次第にして生ずること有ること無し。故に上の所論は略して、一二を標するなり。

第七節 煩惱生起の因緣

諸の煩惱の起ることは幾くの四三因緣に由るか。此の起の四四因緣に乃し多種有り。或は同分は是れ此の起の因緣なり。謂はく、有情の衆同分に隨つて、定んで此の類の煩惱の現行有るを見る。鴿、鴛鴦は貪最も猛盛にして、蚯蚓・蝮・蠍は瞋最も熾然なるが如し。是くの如く所餘は類に隨つて應に説くべし。或は富樂は是れ此の起の因緣なり。謂はく、多くの有情は善の意樂を具へ、殊勝に逮るに堪ゆ。富樂を獲るに由りて、諸の煩惱を起し、便ち堪能なし。要らず富樂を捨て、方に勝に逮るに堪ゆ。或は方域は是れ此の起の因緣なり。謂はく、南方に生ずれば貪多く猛盛にして、北方に生ずる者は瞋多く熾然なり。是くの如く餘方は應に隨つて當に説くべし。或は邪論は是れ此の起の因緣なり。謂はく、兵書を習へば便ち瞋恚を増し、倡逸論を聽けば便ち欲貪を長す。外道の書を學べば

【三九】 戒禁取見なり。
【四〇】 見取見なり。
【四一】 本文已に作る已と改む。

【四二】 此の段は起惑の因緣を明す。
【四三】 本文同に作る。課植なり。今因に改む。
【四四】 以下煩惱の生起する原因を種種擧ぐ。俱舍論二十、十三右に三緣を擧ぐ。正理は先づ多種の緣を擧げて後にその三緣を説く。

離れんが爲めの故に、自在等に事へ、勝生の因と及び解脱道を修め、戒取を起し已りて、諸の邪師に於て、因道の中に差別有りと執するが故に、師の決を爲す無く、遂に復疑を生ず。諸の所執の中に誰か眞誰か妄なるやと。随つて一を勝と謂ひ、彼れに於て貪を起し、計して己が朋と爲し恃んで慢を生ず。他の朋に於て陵蔑を見て瞋を起す。若し其の中に於て眞妄を決せざれば、疑に擾亂せられて觀に於て勞を生じ、厭怠の心を起し、便ち自ら諫止す。終に決定し難し、何ぞ觀察を用ひんや。勝仙能く了し、我が所知に非すと。彼れ既に自ら勤めて觀察する志を摧き、便ち觀察に背いて無知を愛樂す。此れに由りて心を息め無明の室に憩ふ。是れを一類の十種の隨眠の相牽いて現行する前後の次第と爲す。

復モト 一類の稟性愚癡なるもの有り。諸の沙門梵志の所説に於て、勝劣こたはらに殊ことわり有ることを審察する能はず。遂に復疑を起す。此の中誰れか勝るゝやと。此れに因りて觀察して我見に墮する者は、我見の力に由りて便ち斷常を執す。我が當來に樂を得、苦を離るゝが爲めに、便ち妄計して顛倒の果因を計す。若し觀察する時無我に墮する者は、眞實の無我の理を了せざるが故に、便ち施等の果因有ること無しと撥し、此の見の中に於て執して最勝と爲す。勝徳を見るに由りて、中に於て貪を起し、此れに因りて、中に於て他を陵へ蔑へして慢を起し、餘の見趣に於て憎背して瞋を起す。彼れは斯くの如き順違歡感に由りて、便ち無量の煩惱雜染を起し、正等覺の所説の聖教に遠かり、苦海に沈淪して拔濟を難しと爲す。

復斯に於て次第を別立する有り。頌に曰はく、

無明と疑と邪と身と、
邊見と戒と見取と

貪と慢と瞋と次の如く、
前に由りて後を引いて生ず。

論じて曰はく、諸の煩惱の次第生を謂ふ時には、先づ無明が諦に於て了せざるに由り、苦乃至道

【七】又一類の順序を出す。
無明—疑—身見—邊見—邪見—
見取—貪—慢—憤

【三八】十種の隨眠の起る前後
次第の一として出す。

無明—疑—邪見—身見—邊見—
戒禁取見—見取—貪—慢—瞋

俱非の故に有彼に非ず。餘の修所斷の煩惱と俱なる心は、其の所應の例の如く應に思擇すべし。諸の修所斷の不染汚心は、自部の攝の隨眠と及び遍との唯隨増性に由つて有隨眠と名く。是くの如き所論は皆未斷に約す。彼れ若し斷じ已つて(助)伴の性有る者は、唯(助)伴の性に由りて有隨眠と名く。此の義門に依つて、應に是の説を作すべし。頌に曰はく、

有隨眠の心に二あり、^{三三} 謂はく、有染と無染となり。

有染心は二に通ず。無染は隨増に局る。

論じて曰はく、有隨眠の心に總じて二種あり。^{三三} 有染と無染との心に差別あるが故なり。中に於て有染の所有の隨眠は、若し未斷の時は、相應は二を具し、所縁は唯一なり。若し已斷の時は、相應は一有り、所縁は都て無し。彼の無染心の所有の煩惱は、唯未斷の位を有隨眠と名く。斷じ已れば都て無し。助作に非ざるが故に。此の無染を縁する所有の隨眠は有心の前に在り、或は俱時に斷ず。染を縁するを斷するは前と後と俱に通ず。相應は心と必ず俱時に斷ず。故に染は二に通じて有隨眠と名け、無染は一に局りて隨増の性有り。

第六節 十隨眠生起の次第

上に辯する所の如き十種の隨眠の次第に生ずる時、誰か前にして誰が後なるや。^{三五} 諸の隨眠の起るには定まれる次第無し。一切の後に一切生ずべきが故なり。然れども一類の煩惱の現行有り、前後相牽き次第無きに非ず。今且らく、彼れに就いて次第を辯すれば、謂はく、^{三六} 一類の不善の觀察有り。邪聞力の宿習力に由るが故に、因縁の引く所の無我的行中に、最初に欸かに我我所の見を生ず。次に是くの如き所計の行の中に於て、因に迷うて常と謂ひ、果に迷うて斷と謂ふ。斷邊に墮する者は、便ち邪見を増し、執して最勝と爲す。即ち是れ見取なり。常邊に墮する者は、我が樂を得、衆苦を

【三二】この頌は前に説く所を總結して説くなり。

【三三】有染は不善と有覆無記にして、無染は善と無覆無記なり。

【三四】既に前にこの義を出せり。

【三五】十種隨眠の次第を明す一段なり。

【三六】俱舍論二十・十三左には十隨眠の生起の前後次第を明す後に「説越次起者前後定無」とあり、今その一二を茲に説く。

【三七】この下十隨眠生起の順序は左の如しとなす。
身見—邊見—斷見—邪見—見取

常見—戒取—疑—貪—慢—瞋—邪見

と爲すが故に。隨眠に由るが故に有隨眠と名く。相應隨眠は斷と未斷とに通ず。所縁は唯未斷の心を有隨眠と名く。云何が心と相應する煩惱、乃し未斷に至るまで、心に於て隨増するや。謂はく、彼の隨眠能く得を引起し、心の相續に於て、能く拘礙を爲す。又來世の與めに同類因と爲り、相續の中の心の等流起を引くが故に。乃し未斷に至るまで心に於て隨増す。斷すれば則ち然らず。隨増の義なし。斷に由るが故に、彼れをして心を離れしむるに非ず。故に已斷なりと雖も而も有彼と名く。助伴の性は不可壞なるを以ての故に。謂はく、對治の力は相續の中に於て、能く隨眠を遮して、現起せざらしめ、及び能く彼れの引起する所の得を遮し、心の相續に於て拘礙を爲さず。故に已斷の相應の隨眠は隨増の理なし、對治の力が能く隨眠の俱行伴の性を壞するに非ざるが故に、彼れは已斷なりと雖も、心を有隨眠と名くと説く。若し諸の隨眠の心を縁するもの未だ斷ぜず、心の斷未斷に隨つて、心に於て隨増するが故に、恒に心をして有隨眠の名を得せしむ。若し彼の心を縁する隨眠已に斷すれば、心は彼れに由つて有隨眠と名けず。道力が心をして隨眠を離れしむるが故に、

三九

助伴と及び能所縁と爲ると雖も、俱に道力の能く相離れしむるに非ず。而も助伴に對して能所縁は疏なるが故に。此の有は唯未斷に據つて名く。助伴の性は親しく、斷も亦有と名く。此の中身見相應の心は、所相應の無明と身見の隨増と(助)伴の性とに由つて有隨眠と名く。自部の餘の見集斷の遍の、唯隨増の性に由つて有隨眠と名く。所餘は俱非の故に有彼に非ず。其餘の見苦見集所斷の遍不遍の心は理の如く應に思ふべし。見滅所斷の邪見と俱なる心は、所相應の無明と邪見の隨増と(助)伴の性に由りて有隨眠と名く。自部の攝の有漏縁の遍の唯隨増性に由りて有隨眠と名く。所餘は俱有の故に有彼に非ず。其餘の見滅見道所斷、若しは無漏を縁じ有漏を縁する心は、其所應の例の如く、應に思擇すべし。修道所斷の貪相應の心は、所相應の無明及び愛の隨増と(助)伴との性に由りて有隨眠と名く。自部の餘及び諸の遍行との唯隨増の性に由りて有隨眠と名く。所餘は

【二九】相應隨眠は已斷の場合

隨増の義なしと雖も、助伴の義あるが故にその心と有隨眠と云ふとならば、所縁隨眠も已斷の場合猶能所縁の關係あり、その心を有隨眠と名くべきに非ずやとの難を含んで説くなり。婆沙論二二(大正二七・一一一、下)

【三〇】助伴の關係は親、能所縁の關係は疎なるが故にと上の難に對して答ふるなり。

此の識は三界の所繫爲る容く、見道所斷の無漏縁の識、修所斷の善と無漏の識と此れを縁す。諸の能く眼根を縁する(識)を縁する識は、應に隨つて三界の見道所斷と修所斷の遍の隨眠隨増す。若し別に疎條せば、十二種、各爾所そとの隨眠隨増すること有り。應に言ふべし。欲界の見苦所斷の諸の縁するを縁する識には、欲の見苦斷、見集斷の遍の隨眠隨増す。此れに翻じて應に知るべし。見集斷の識、修所斷の識には、欲の修所斷及び諸の遍行の隨眠隨増す。見道斷の識には、欲の見道斷及び諸の遍行の隨眠隨増す。然るに無漏縁は唯相應縛のみにして、所餘は所縁隨増を作す。此れに准じて色無色界の差別有る者を知るべし。見道斷の識は、欲界上界次の如く、應に知るべし。法類品の眼根を縁する識を縁す。餘の所繫の事は眼に例して應に思ふべし。

第五節 有隨眠心

今此の中に於て復應に思擇すべし。若し二四心が彼れに由るを、有隨眠と名く。彼れは三五此の心に於て、定んで隨増するや、不や。此れは決定せず。謂はく、彼の隨眠の未だ斷ぜざるは隨増す。已斷に非ざるが故に。二六本論に説くが如し、「彼れは此の心に於て或は隨増すること有り。或は隨増せず。云何が隨増するや。謂はく、彼の隨眠、此の心と相應すると、及び心を縁するものとの未だ斷ぜざるとなり。云何が隨増せざるや。謂はく、彼の隨眠、此の心と相應し、已に永斷を得るなり」と。

二七何等をか名けて有隨眠の心と曰ふや。有隨眠の名は何の義に依つて立つるや。復何等に由りて有隨眠と名くるや。且らく前に言ふ所の三界の各五部の十五種の識を有隨眠心と名く。是くの如き諸心は各二種有り。謂はく、遍と非遍行、有漏と無漏となり。染と不染を縁する心に差別有るが故なり。二八二義に依つて有隨眠の名を立つ。一は是れ隨眠の隨増する所なるが故に。二は隨眠を以て助伴

【二四】有隨眠 Samskṛta とは隨眠に由る心のこと。

【二五】隨眠はこの有隨眠の心に於て隨増するかと問ふなり。

【二六】發菩提論一(大正二六、九二一上)婆沙論二二(大正二七、二〇七)

【二七】此の處は有隨眠心の體を明し、三界五部十五種の心となす。

【二八】有隨眠の名は隨増と助伴との二義に依ることを説き、從つて以下に相應隨眠は斷未斷に通じて、その心を有隨眠と名け、所縁隨眠は未斷の場合のみ有隨眠と名くることを明す。婆沙二二(大正二七、一一下)。

應に前に略して建立する所の十六法の識を以て、蘊んで心中に在き、隨眠の隨増する所の事を思
擇すべし。文の煩廣なることを恐れて、略して方隅を示す。

且らく、有るが問うて曰はく、所繫の事の肉の眼根に幾くの隨眠隨増すること有りやと。應に眼
根に總じて唯二有りと觀すべし。謂はく、欲と色の界の各修所斷なり。此れは所應に隨つて、欲色
の修斷と及び彼の遍行の隨眠隨増す。

若し有るが問うて曰はく、眼根を緣する識に、復幾種の隨眠隨増有りや。應に此の識に總じて八
種有りと觀すべし。謂はく、欲色界に各三識有り。即ち見苦集所斷の遍と俱なると、及び修所斷と
合して六を成す。無色界は一、即ち修所斷の空處の近分所攝の善識なり。無漏は第八なり。皆眼根
を緣す。且らく、應に一切の無漏は決定して隨眠隨増を爲さずと了知すべし。前の七は應に隨つて、
欲色の各三部と無色の修斷の遍の隨眠隨増す。謂はく、欲界繫の見苦所斷の遍行と俱なる識に、欲
の見苦斷、見集斷の遍の隨眠隨増す。此れに翻して應に知るべし。見集斷の識、修所斷の識に欲の
修所斷と及び諸の遍行の隨眠隨増す。此れに准じて應に知るべし。色界の三識、無色の善識は能く
第四靜慮の眼根を緣す。無色の修斷及び彼の遍行の隨眠隨増す。

若し復有るが問うて曰はく、眼根を緣する識を緣じて、復幾くの種の隨眠隨増すること有りや。

應に觀すべし。此の識に十三種有り。謂はく、三界に於て各四識有り。見滅斷を除く。合して十二
を成す。并に諸の無漏の識能く眼根を緣するを緣す。此れは所應に隨つて、三界の四部、見滅斷を
除き、隨眠隨増す。謂はく、欲界繫の見苦所斷の遍行と俱なる識能く眼根を緣す。此の識は欲の見
苦斷たる容く、見集斷の遍、修道所斷の善と無記の識、並びに法智品の無漏識此れを緣す。諸の能
く眼根を緣する〔識〕を緣する識に、應に隨つて、欲界の見苦・見集・修道所斷・色の修所斷と、及び彼
の遍行の隨眠隨増す。餘は所應に隨つて、當に理の如く釋すべし。乃至無漏の、眼根を緣する識、

覆無記の識。

【六】無色界の空處の近分定の善の識。

【七】類智品の無漏識。即ち苦類智忍と苦類智、集類智忍と集類智。

【八】三界の三とは三界の苦、集、修の各三をいふ。

【九】これまでに見苦見集所斷の法を云ひしを以て次に見滅見道所斷に就て語るなり。

【一〇】色界の時は前の見苦集及び修の三部法の場合の八に見滅見道の各一を加へて九。無色界の時は前所説の十に見滅見道の各一を加へて十一となる。

【一一】眼根は眼識相應なるを以て修所斷にして見所斷の四部に通ぜず。

【一二】眼根を緣する識を隨増する隨眠を説く。發智論六(大正二六、九四四上)

【一三】重緣隨増と云ひ、眼根を緣する識を緣じて識を隨増する隨眠なり。發智論六(大正二六、九四四上)

見滅道の所斷は、皆、自識の行を増す。

無漏は三界の中の、後の三と淨識との境なり。

論じて曰はく、若し欲界繫の見苦と見修と修所斷の法は各五識縁す。謂はく、自界の三は即ち前に説くが如し。及び色界の一は即ち修所斷にして、無漏は第五なり。皆縁す容きが故なり。

且らく、欲界繫の見苦斷の法が、自界の三識の所縁と爲るとは、謂はく、欲の見苦所斷の一切と及び欲の見集所斷の遍行と、欲の修所斷の善と無記の識となり。色は修所斷の善の識にして餘に非ず。無漏の識の中唯法樂品なり。見集所斷は應の如く應に知るべし。

若し色界繫の即ち前に説く所の三部の諸法ならば、各八識の縁なり。謂はく、自と下との三は、皆前に説くが如し。及び上界の一は、即ち修所斷にして、無漏は第八なり。皆縁す容きが故なり。

且らく色界繫の見苦斷の法が、自界の三と及び上界の一識の所縁と爲るとは、前に准じて知るべし。下界の三識の所縁と爲るとは、謂はく、欲の見苦見集所斷の上縁の相應の修斷の善の識なり。

若し無漏識に唯類智品なり。見集所斷は應の如く當に知るべし。

若し無色繫の即ち前の所説の三部の諸法ならば、各十識の縁なり。謂はく、三界の(各三)は皆前に説くが如く、無漏は第十なり。皆縁す容きが故なり。色界繫に准じて應の如く當に知るべし。

見滅見道の所斷の諸法は、應に知るべし。一一に自識の縁を増す。此れは復云何ぞ。謂はく、欲界繫の見滅所斷は六識の縁と爲る。五識は即ち前の如く、欲の見滅斷を増す。見道所斷の義は准じて知るべし。色無色繫の見滅道斷は應に隨つて、九と十一との識の縁と爲る。八十は前の如く各自識を増す。若し無漏法ならば十識の縁と爲る。謂はく、三界中の各後の三部、即ち見滅道修所斷の識、無漏は第十なり。皆縁すべきが故に。委しく釋せざれば應の如く應に思ふべし。

第二項 事の隨眠隨増

合せて十五、それに無漏の法、合せて十六なり。諸法をすべて十六にて攝するなり。

【一】欲界の苦、集、修の識と、色界の識と、無漏識をいふ。

【二】自界の三とは一に欲界苦諦下の遍行の惑と相應する識。

二は欲界集諦下の遍行の惑と相應する識。

三に欲界修所斷の善の識と無覆無記の識。

【三】色界修所斷の善の識無覆無記の識は欲界苦諦下の煩惱を縁す。

【四】無漏とは苦集法智品の無漏識即ち苦法智忍、苦法智、集法智忍、集法智は見道位に於て、滅道法智品の無漏の識は修道位に於て各能く欲を治す。

【五】自と下との三とは自とは下界、下は欲界なり。合せて六となる。

【六】欲界 苦諦下の上界を縁する識。此れは他界縁の煩惱と相應する識なり。

【七】欲界の集諦下の上界縁の惑と相應する識。

【八】欲界の修所斷の善の識。

【九】色界苦諦下の一切の識。

【十】色界集諦下の遍行の惑と相應する識。

【十一】色界修所斷の善の識と無

言ふ所の「前品の已斷」とは、世俗道に約して、其の所應に隨ひ、總して見修所斷の煩惱を分ち、以て九品と爲し、漸次に斷除し、前品の已斷の中、餘の未斷の品有り、遍行の煩惱亦能く繫を爲す。他地を緣する遍行の煩惱を簡んで、「此れを緣する」の言を説く。有用を成すべし」と。然るに前に「餘の遍行」と説く中に於て、「此れを緣する」の言を缺き、義成立せず。或は應に後に説く所の「及び」の聲を以て、兼ねて前文の「此れを緣する」の義を攝するを顯はす。謂はく、前に説く「見苦の已斷」と及び此の「前品の已斷」の事中、皆所餘の此れを緣する有れば猶繫するなり。此の文雜亂す。見位の中の餘、及び遍行に於て、應に隨つて一を去るべし。然も此れは煩はしく説いて、「此れを緣する」の言を缺く。應に慈尊に自言の意趣を問ふべし。

第四節 隨眠の隨増

第一項 法と識との關係

何の事に、幾くの隨眠有りて隨増するや。此の中、但、應に所緣の相を辯すべし。謂はく、何の法が何の識の所緣なるかを辯すれば、則ち此の所繫の事に、定んで爾所の隨眠隨増有るかを了知し易し。且らく法と識と數各幾く有りや。諸法は多しと雖も略して十六と爲す。三界の五部と及び諸の無漏となり。能く彼れを緣する識の名數も亦然なり。此の中、何の法か幾くの識の境と爲るや。頌に曰はく、

見若と集と修との斷にして、

若し欲界の所繫ならば

自界の三と色の一と、

無漏と識との所行なり。

色は自と下との各の三と、

上の一と淨識との境なり。

無色は通じて三界の、

各三と淨識緣す。

り。それに當る。

【五】、暫らく、これを見道位の例をとりて明せば、見道十五心中、苦法智生ずる時は苦諦の下、諸事は繫縛を斷するも、集法智の生ぜざる限り、集諦下の煩惱有り、その中の遍行の隨眠は苦諦を緣じて間接に之を繫縛するなり。

【六】、修道に於て云へば三界九地各々上品乃至下品の九品の煩惱有り、これを上品より斷じて漸次に下品に及ぶ。故に上品を斷すればその限り斷なれども、上中品以下の煩惱残りて、上々品を緣じ猶繫縛するなり。

【七】、この段の偈頌中第四句目の「緣此」の二字を不用として難するなり。

【八】、事とは對境にして、いかなる對境にいかなる隨眠が隨増するかを説く。

【九】、此の事と惑との關係は極めて複雑にして説くこと容易ならず、これに緣つて、識と所緣の關係を説けばこの問題に答へ易きを以てその方面より説くといふことなり。俱舍論二十・九左には略毘婆沙を作りて説くとなす。

【一〇】、此の見地から説けば法と稱せらるるものは多しと雖も、合して十六となる譯なり。即ち三界に各見四修一の五部

卷の第五十三

〔辯隨眠品第五の九〕

第三節 事の斷と繫の斷との關係

隨眠の是くの如き位に於て、是くの如き事を繫するを辯するに因める傍論已に了る。今此の中に於て、復應に思擇すべし。諸事未だ斷ぜず、彼れ必ず繫せらるゝや。設ひ、事繫せらるゝも、彼れ必ず未だ斷ぜざるや。若し事未だ斷ぜず、彼れ必ず繫せらる。事繫せられて、而も未だ斷ぜざるに非ざる有り。繫して未斷に非ずとは其の相如何ぞ。頌に曰はく、

見若の、已斷なるに於て、餘の遍行の隨眠と、

及び前品の已斷に於て、餘の此れを緣するは猶繫す。

論じて曰はく、且らく、見道位の苦智已に生じて、集智未だ生ぜず。見苦所斷の諸事は已に斷ずるも、見集所斷の遍行の隨眠は、若し未だ永斷せざるときは、能く此れを緣すれば、此れに於て猶繫す。及び修道の位に隨つて、何れの道の生ずるも、九品の事の中に於て、前品は已に斷ずるも、餘の未だ斷ぜざる品の所有の隨眠の、能く此れを緣するもの、此れに於て猶繫す。「及び」の聲は兼ねて、前々已に斷じて、後々未だ斷ぜざれば、皆能く繫する義を明す。此の中、何の用ぞ。「此れを緣する」の言を説くや。修斷の九品は必ず相緣するが故に。是れ所緣に非ざれば、有時に所緣に非ず。故に「此れを緣する」の言は定んで無用と爲す。若し「別に緣する能はざるもの有りと説く。即ち遍行中亦應に簡別すべし。見集所斷の遍行の見苦所斷の事を緣せざるもの有るが故に」と謂はゞ、經主は何の意か此れを簡んで彼れに非ざるや。今詳かにするに、經主は或は是の思を作す。「此の中

【一】順正理論卷第五十の初め(大正二九・六二〇下)に、このことを辯じ、それ因みに、三世實有論を引き起し、五十一卷、五十二卷と續いて論じ來れるなり。

【二】先きには世に約して繫を論じ、今はそれに引き續いて斷に約して繫を論ずるなり。

【三】斷と離繫の關係を問ふものにして、斷とは得を離るるに因り、或る對境が直接に自身を縛する煩惱より脱すること、離繫とは能緣の煩惱の斷ずるに因り、直接に又間接に之を縛する繫縛を離るるをいふ。斷は狭く離繫は廣し。この關係を事未斷なれば必ず繫せらるるやと問ひ、然りと答ひ、事繫せられて未斷なりやと問ひ然らず、繫せられて而も已斷なるありと答へたるなり。

【四】俱舍論二十・九左には「有事已斷而非離繫」とある。

べし。若し然らざれば、體は燈に非ざるべし」と。此の責は然らず。唯體有るが故に。謂はく、去來世は體有りて用無し。體とは謂はく、去來の所知法の性なり。所知性有るが故に説いて有と爲す。去來に然ゆる等の用有りと謂ふに非ず。或は識の如く是れ實有なりと許すべし。汝が無所縁の識有り、所了別無くして、而も體無に非ずと許すが如く、我が未來の燈も亦復是くの如し。然ゆる用無しと雖も而も體は無に非ず。

又「去來は眼の取に非ざるが故に。若し去來の色は是れ實有ならば、何が故に眼の所取と爲らざるや」と言ふは、此れも亦然らず。眼根は唯勝用有る色を以て境界と爲すが故に。三世の諸法は體相同じと雖も、而も性の異有り。前に已に辯するが如し。眼が色を境と爲すを以ての故に、便ち抑難して、一切の色を取らしむべからず。一極微の色は取るべからざるが故に。此れに由りて現を取りて去來を取らず。位別にして用殊なる。難と爲すべからず。

又「彼れに有爲の相無きが故に、謂はく、去來世には有爲相無し。又無爲に非ず。故に實有に非ず」と言ふは、此れも亦理に非ず。彼の法の性の故なり。謂はく、未來は是れ可滅の法性なり。現在世は是れ正滅の法性なり。過去世は是れ已滅の法性なり。故に皆有爲の相を離るゝに非ず。諸の可生の法は因力の故に生ず。此の法の生の義は前に已に辯ぜしが如し。諸の不生法は是れ生法の種類なり。故に彼れも亦可生の法性の名を受く。生ぜざる所以は緣闕くるに由るが故なり。此の緣闕の義は前に已に辯ぜしが如し。或は識を以て同法喩と爲すべし。汝が有縁無境の識の了別する所無くして、而も體無に非ずと許すが如く、是くの如く汝の心は、去來世に有爲相無きも、何ぞ是れ有なることを妨げんやと謂ふ。又汝の現在は生有るべからず。體已に生ぜるが故に。什異有るに非ず、纔に生じて無間に即ち滅すと許すが故に。亦滅有ること無し。汝の宗とする所は、減を名けて無と爲し、現は是れ有なるを以ての故に。又汝の宗は諸の有爲相は相續に依つて立ち、一刹那に非ずと許すが故に、汝の刹那は亦應に有に非ざるべし。

【七】 順正理論十三（大正二九・四〇五下）。國譯毘曇部二七・三一八一—九頁參照。

【七】 順正理論十七（大正二九・四三三四中）。國譯毘曇部二七・四三二頁以下。

【七】 順正理論十三（大正二九・四〇八中初行）。國譯毘曇部二七・三二九頁。

【七】 順正理論十三（大正二九・四〇七下）。國譯毘曇部二七・三二六頁。

法體をして、異の分位の差別有りて生ぜしむ。此の差別の生ずるは法體に異なるに非ず。故に彼の法體を假りに生の義を説く。是くの如き義に依るが故に、有る頌に言はく、

衆縁より方に有り、
此の有は是れ世俗なり。

生ずと雖も體に別無し。
此の有は是れ勝義なり。

又「未來なし。受用無盡の故に。未來世の受用盡すべきに非ず」と言ふは、此れも亦理に非ず。生死の法は用盡期なく、有極成するが如きの故に。有情の類は本無くして生ずること無し。無数の有情は久しく已に滅度して、而も生死の法の受用無盡なり。此の現在を以て、未來を比知するに、盡期無しと雖も而も有らざるに非ず。

又「去來は有相無きが故に。謂はく、變礙の故に説いて名けて色と爲す。未來は然らず、故に實有に非ず」と言ふは、此れも亦理に非ず。少分に約するが故に。謂はく、一切の現在の諸色皆變礙有るに非ず。然も是れ無に非ず。或は應に識の如く是れ實有なりと許すべし。契經に言ふが如し。『了別し了別するが故に名けて識と爲す』と。何の所了別ぞ。謂はく、色を了別し、(乃)至法を了別す。汝の宗とする所は、識が過未を緣じ、所了別有り、然も識體是れ有にして無に非ずと許すに非ず。現在有の故に。此れに由りて彼れの説の有を遮するは成ぜず。

又「去來の體は實有に非ず。若し是れ實有ならば障礙すべきが故に。謂はく、色物有れば必ず處所に據りて互に相障礙す。已滅と未生の色若し實有ならば應に障礙有るべし。既に障礙なし。應に是れ色に非ざるべし。此の失有るに由るが故に、實無なりと知る」と言ふは、此れも亦理に非ず。汝の宗に説くが如し。有に非ずして生ず。彼の法闕くが故に。謂はく、汝の説くが如し。有に非ずして生ず。唯未來生じて定んで過去に非ず。是くの如く我れは説く。有法は障礙す。唯現のみ礙有りて定んで去來に非ず。現在位の中に別用有るが故に。

有餘師は説く。「未來世の燈は已に然ゆと爲んや不や。若し已に然ゆれば、現在の燈と差別無かる

て名けて後と爲す未來も亦是れ初有り。法の性類の故に難と爲すべからず。

又言はく、「去來若し是れ實有ならば、已斷未斷は應に差別なかるべし。爾らずば現在も亦同じかるべきが故に。謂はく、現在世は已斷未斷既に差別なし、亦應に是れ無なるべし」と。然るに諸の染法は不染の一分斷じ已つて成ぜず。不染の一分斷じ已つて成ずと雖も而も無く。愚縛の已斷未斷は是れを差別と謂ふ。

又言はく、「去來有りとは便ち教に違す。謂はく、聖教に『此れ有りて彼れ有り、此れ無くして彼れ無し』と説く。現有の故に未來有るべからず。過無きが故に現在無かるべからず。去來の體恒有と執するを以ての故に、唯現在或は有或は無なるべし。此れに由りて去來は定んで實有に非ず」と。今應に經の『彼れ有り』の言を審察すべし。有體を顯はすと爲んや。有生の義を顯はすと「爲んや」。若し有體を顯はさば汝が宗は失有り。謂はく、前の經に『此れ有りて彼れ有り』と言ふ。汝の彼の現有りて此の過去無しとは、行滅無して識現有なりと許すが故に。後の經の説く所は『此れ無くして彼れ無し』汝の彼の未無くして此の現在有りとは、現の行有りて識猶無しと許すが故に。汝は此の經を引いて我が宗を破せんと欲す。起屍を呪して自ら害を被むる者の如し。若し「彼の有は有生の義を顯はす。謂はく、此の因有るが故に、方に彼の果の生有り、此の因にて彼の舍利有り」と説くが如し、有體を顯はさず、但有生を顯はす」と謂はゞ、此れは我が宗に於て全く難有ること無し。故に去來世の實有の理成ず。對法の諸師の彼の有を釋するは、謂はく、此れ有るが故に彼の有をして生ぜしむ。因能く法體をして有と成らしむるに非ず。但、能く法をして作用の生有らしむるなり。若し衆縁の有らしむる所とは、唯此れは是れ果にして、法の體に非ざるべしと謂はゞ、此の難は然らず。異體無きが故に。若し爾らば體用は俱因にて成すべしとは此れも亦然らず。先きに已に説くが如し。先きに何の説く所ぞ。作用と體と別體無しと雖も而も差別有り。謂はく、衆縁合して能く

有なるが故に、是くの如き過難は極めて彼の宗に切なり。我が宗の諸因は恒に現に非ざるが故に。

有るが言はく、「過去は決定して實無なり。已に現在の行の自相を捨するが故に。爾らずは諸行の體は是れ常なるべく、此れに由りて解脱するの理無かるべし」と。此れも亦理に非ず。若し過去が行の自相を捨すと言はば、應に行の攝に非ざるべし。非體ならば今名けて行と爲すべき無し。既に是れ行と許す。則ち行の自相を捨すと言ふべからず。自相を離れて別に行の體有り、説いて已に自相を捨し、唯行體有りと言ふことを得べきに非ず。又先きに已に説けり。先きに説くとは何ぞ。

全無の中無常性有るに非ず。過去無體なれば無常に非ざるべし。我が宗は何が故に解脱の理ならんや。契經には但、現の苦已に滅して餘苦續かず先づ涅槃を取ると言ふ。涅槃は要らず法相を捨つると言はず。法相を捨てずして而も行の滅有るを名けて涅槃と爲す。先きに已に辯するが如し。

又「過去若し實有ならば涅槃無かるべし。阿羅漢に諸蘊有る時涅槃無しと説くが故に、又若し過去の苦常有ならば、則ち諸の有情は解脱無かるべし」と言ふは、此れも亦理に非ず。若し過去の苦蘊有るが故に則ち涅槃無しと言はゞ、汝の宗は既に未來は無體なりと言ふ。苦蘊無きが故に應に恒に涅槃なるべし。或は諸の有情は本解脱なるべし。過去の衆苦皆有ること無きが故に。若し但、現の苦既に滅し、餘苦續かざるに由りて、即ち涅槃と名くと謂はゞ、則ち過去の衆苦蘊有るに由りて、涅槃無かるべしと言ふべからず。

又「未來は定んで實有に非ず、行相無きが故に。行相とは何ぞや。謂はく初後有るなり。未來の二世は各一を缺くに由るが故に行相無し」と言はゞ、此れも亦然らず。譬へば生死は一種を缺くと雖も、行相成するが如きの故に。有情の生死は復初め無しと雖も、而も彼れは行相なしと言ふべからず。又彼れの現在の過も亦同じかるべし。謂はく、實に去來無しと撥する論者の、執する所の現在は初後無きが故に。又我が過去は具に初後有り、過去の初は作用已に生ずるなり。此れより後時を説い

【六】この段又同じく過未無體論者の論難を擧ぐ。

立つる所は、世に雜亂なし。謂はく、作用有るは唯現の刹那にして、此の位は定んで二世の攝に非ざるが故に。^{六五}因果條然として相作さざるが故に、諸法滅し已つて還生ぜざるが故に。果は隠れて自性の中に入らざるが故に。因始め無きが故に、多因生ずるが故に、因果は我が住持する所に非ざるが故に。是くの如き等の差別無邊なり。寧ぞ我が執は黃仙の執に同じと謂ふや。

有餘は復定んで去來は無し。契經に會當有と爲すと説くが故にと説く。謂はく、「世尊は諸の聰慧者は過去世に於て猶豫を懷く時、應に決して過去を會有と言ふと爲すべし。未來に於て猶豫を懷く時、應に決して未來を當有と言ふと爲すべし」と説く。會て彼れに於て實有の言を説かざるが故に、去來は定んで實有に非ざるを知る」と。此れも亦理に非ず。會當の聲は、有る時は現在に於て説くを見るが故に。然も現在も亦無しと説くべからず。又勝功能は過去に會有なり。唯現在に於て作用有るが故に。此れに由りて過去は應に二名を得べし。自相の實有と用の會有の故に。此れに由りて准じて未來の二名を釋す。現在は應に實有と現有と名くべし。現は實體に於て作用有るが故に。然るに三世の事は皆是れ言依なり。且らく去來に於て、不共の義を説き、雜亂無からんがための故に是の説を作す。豈、此れに由りて、實有成ずるに非すと説かんや。

^{六六}有餘は復言はく、「若し去來世是れ實有ならば、何に緣つて染淨の二識俱時にして生ずと許さざるや。此の二識の因は皆實有なるが故に」と。此れも亦理に非ず。諸識生ずる時、要らず所依と所緣とに託して合するが故に。設ひ一切の識が所依と所緣と俱に和合するも、亦眼等の諸識は俱時にして生ずと許すべからず。彼の理趣の如く此の中も亦爾なり。又汝は亦此の責に同じかるべきが故に。汝の宗は既に本無くして而も生ずと許す。染淨相違して何ぞ俱起せざるや。若し是の説を作す、因有る者生ずと。豈、前に俱に本無しと言はずや。故に有因と無因とを分別すべからず。差別の因緣は會て未だ説かざるが故に。又過未無體を説く論者は、舊隨界等の染淨の二因、現相續中に恒に俱

【六五】 因果差別して亂れざること。

【六六】 前に出づ。俱舍論二十、六右、七右。

【六七】 三世皆是れ言依なりの經を先に引用せり。

【六八】 以下同じく過未無體の論者の主張を擧げて之を破す。

經主は此に六二於て詭つて誘言を設く。「毘婆沙師は是くの如き説を作す。現の如く、實に過去未來有るなり。(然れども)所有の中に於て、通釋すること能はざるは、諸の六三自愛の者は、應に是くの如く知るべし。法性甚深にして、尋思の境に非すと。豈、釋すること能はずとて、即ち撥して無と爲さんや」と。今定んで謂ふ。仁、竊に自ら論を造り、矯つて題を託するに毘婆沙の名を以てす。眞の毘婆沙は都て此の語なし。又彼れが自ら己が情を率ひ、妄りに去來は現の如く實有なりと説くが如くならず。三世の實有の性は各別なるが故に。彼れの意を詳かにするに、聖教の災を爲さんと欲して、詭つて虚言を設け、正論者を誘る。豈、是くの如く説くる所の誘言に由りて、我が義宗をして虧損する所有らしめんや。寧んぞ、我が部の諸大論師、聖教の正理に博究精通し、具に衆徳を包み名聲普ねく聞ゆるもの、小難の中に於て、通釋すること能はざるものあらんや。故に非處に於て詭つて誘言を設け、既に己が情を率いて、妄りに宗教を標す。未だ眞の毘婆沙を披覽せざるに似たり。説くる所の難詞は我れ已に通釋せり。更に何の難ありて通すること能はずと言ふや。我は前來正しく經主に對して過未を決擇し、彼れの能くする所を盡し、彼れの言詞に隨つて皆已に徵遣し、兼ねて上座の言詞を徵遣せり。然るに文の廣きに隨つて徵遣せざるは、彼れの所說少しく依倚有り、前來の義に准じて徵遣すべきを以ての故に、或は極めて浮淺にして推究に任へざるもの有るが故なり。或は唯聖賢を誘つて妄りに自ら誇誕するが故に、若し彼れの説に隨つて、一一酬言すれば、誰か有智の人、聞いて嗤笑せざらんや。設ひ鑿みざる者は、復彼の宗に託し、文詞を矯飾し、妄りに過難を興すも、諸有の達鑿好觀の論者は、今應に詳審に心を留めて諦かに聽くべし。我れ今より(以)去還、舊宗に依り、彼の言ふ所の縱辯に隨つて酬遣せん。且らく一類の鑿智の盲徒有り、我が宗とする所は六四黃仙の執に同じと謂ふ。此れは理に應ぜず。彼れの宗とする所は、因轉變じて即ち果體と爲る。果還隱没して自性の中に入ると執するを以ての故に、去來今は其の體是れ一なり。我が宗の

【六二】 俱舍論二十・九右。

【六三】 諸の自愛の者。自分の宗義を愛樂する者の義にて有部宗のものを指す。

【六四】 前の(四七)の註に出づる雨衆外道即ち數論に同じ。黃仙に迦維羅(Kāśyapa)仙のことなり。俱舍論二十・八左。

ば、今の時彼れ猶用有りと云ふべからず。今用有るは唯是れ隨眠なり。過去の煩惱は何の所用を成するや。^{五九}設ひ現の未來の煩惱の所因の隨眠有りと許すも、亦未來の能繫の煩惱を成就すと説くべからず。此れに因りて非愛の過有ること勿きが故に。謂はく、若し、^{六〇}因有るを果を成すと説かば、諸有の已に善根を斷ぜざる有情は、能く善根を生ずる因有りと許すが故に、亦彼れは善根を成就すと説くべし。既に彼れの善根亦は成じ亦は斷ず。應に定んで彼れは是れ何の有情なりやと説くべし。善根を斷すと爲んや、斷ぜざる者と爲んや。又有學の者に無學の因あり、應に彼れは阿羅漢果を成すと説くべし。則ち應に有學は是れ阿羅漢なるべし。若し彼れは阿羅漢果を成すと雖も、而も彼れを説いて阿羅漢と名けざれば、則ち阿羅漢が無學果を成するも、亦應に説いて阿羅漢と名けざるべし。或は阿羅漢は反つて應に阿羅漢果を成ぜざるべし。差別なきが故に。是れ則ち一切の聖教の正理、彼れの言ふ所に由りて皆彼れ違害するなり。是の故に若し去來を撥して無と爲せば、定んで去來の煩惱を成すべからず。如何が去來の能繫（の煩惱）有りと説かんや。

又彼れの言ふ所の、「彼れを緣する煩惱の隨眠有るが故に、去來の所繫縛の事有りと説く」とは、此れも亦彼れの立つる所の義宗に違ふ。彼れは去來の體は實有に非ず、事成せずと執するが故に。去來は有に非ずして而も名けて事と爲す。是くの如き言義は曾て未だ聞かざる所なり。設ひ、彼の宗は現の相續に於て、彼の事を緣する煩惱の隨眠有りと許すも、此れは應に條然として煩惱と異なるべし。能引の煩惱は久しく已に滅せるが故に。所引の隨眠は現在に有るが故に。既に條然として異なるを、如何が現の隨眠に由りて、過未の事に繫すと言ふべけんや。過未の事を緣する現在の隨眠は曾て未だ已生せず、能繫に非ざるが故に。又諸の現在の善無記の心は是れ結に非ず。能く過去未來の所繫の事の境を繫すること能はず。心を離れて、隨眠の得べきこと有ること無し。故に彼れの所説は都て義有ること無し。

【五九】 未來の煩惱の因たる現在の隨眠即ち種子有りと雖も、未來の能繫の煩惱有りと云ふべからずとなり。

【六〇】 因有ることがその儘果を成すとせば、斷善根の者が不斷善根の者であり、有學の者がその儘阿羅漢となるべしと難するなり。

【六一】 過未が無體なれば事と云ふべからず。然れば未來の所繫事有りと云ふべからずとなり。

若し無が有と成るべく、及び有が無と成るべく、色より色生ずと許さば、寧ぞ馬角と受に非ざるや。

馬角と受の因果、相屬に非ざるが如く、因の色と果の色と、相屬無きことも亦然なり。

相屬の理同じく無くして、色より色生ずと許して受と馬角とに非ず。此れ眞の自在の作なり。

是の故に決定して無體の法は必ず因有ること無く、又生ずる理無し。何ぞ去來の有を憎背する宗に有りては、因果の感赴相屬有るべけんや。

又若し五三 去來實有に非ざれば、能繫所繫如何が成ずることを得るや。經主五四 此に於て是の釋の言を作す五五 彼れの所生と因との隨眠有るが故に。去來の能繫の煩惱有りと説く五六 彼れを緣する煩惱の

隨眠有るが故に、去來の所繫縛の事有りと説く」と。此の釋の意は言はく、過去の煩惱の所生の隨眠、現在に有るが故に過去の能繫の煩惱有りと説き、未來の煩惱の所因の隨眠、現在に有なるが故に、未來の能繫の煩惱有りと説く。過未の事を緣する煩惱の隨眠、現在に有なるが故に、去來の所

繫縛の事有りと説く。是くの如く一切は皆無義の言なり。相續の中、過去の煩惱の所生の現在の煩惱の隨眠は、理實に都て無なること、前に已に辯ぜるが如きを以て、如何が彼れに由つて、過

去の能繫の煩惱を成就すと説いて言ふことを得べけんや。設ひ現在に彼五六 隨眠有りと許すも、寧

んぞ有法に由つて無の成就を説かんや。有と無と相屬せざるを以ての故に。又若し果有るを、因を成就すと説かば、異熟果の生ずる因も應に成就すべし。然るに汝は許さず。汝の宗は諸の異熟因の

所引の能く諸の異熟果を與ふる現在の功能は、異熟生する時、已に滅して無しと言ふを以ての故に。若し用無きが故に成就せざれば、彼れも亦爾るべし。如何が成就せんや。過去の煩惱は已に無なれ

【五三】 俱舍論二十・九右に此の難を出す。

【五四】 俱舍論二十・九右。過去の煩惱の生ぜる隨眠即ち種子あるが故に。又未來の煩惱の因と爲す隨眠即ち種子有るが故に、過去未來の能繫の煩惱有り。

【五六】 過未の境を緣する煩惱の隨眠今有るが故に、有情はその煩惱に依つて去來の境に繫縛らるるなり。

【五七】 經部の所立の種子は已に前に幾度も衆賢の否定し來れるところなり。

【五八】 設ひその種子ありと許すも過去は無體なるを以て無體のもの成就する義無し。

故に謂はく、去來世の色等の諸法は有生滅の所知の法性有り、及び前生の俱行の果性有り。而も現在の能く果を引く果性無し。果を引く用有るを名けて現在と爲す。過夫未來には是くの如き性無し。此れ豈、彼の雨衆の所説に同じからんや。唯五〇 現在一念論の宗有り、必定して彼れに同する過を離るゝこと能はず。現世は決定して唯有り、過未の二世は決定して唯無しと説き、去來は亦是れ有なる容しと許すに非ず、現在は亦是れ無なる容しと許すに非ざるを以ての故に、彼の宗に同する過極めて離れ難し。若し現の有は轉じて過の無と成り、未來の無より轉じて現の有と成ると謂はゞ、此れも亦理に非ず。有と無と別なるが故に。非有と無と轉じて一と成るべし。如何が現の有轉じて過の無と成り、如何が未の無轉じて現の有と成らんや。汝の現在は是れ有亦無に非ず。汝の去來は是無亦有に非ず。現在は唯有にして去來は唯無なり。有無條然たり。寧んぞ相轉作せんや。是の故に唯汝は雨衆宗に同じ。

然るに我が所宗は決定して唯有なり。定んで唯無ならば皆生すべからず。現在の馬角は生すべからざるが故に。若し「馬角は無因に由るが故に生すべからず」と謂はゞ、理亦然らず。五一 馬の果を招く業は是れ角の因なるべし。角と及び身と俱に本無しと許すが故に。無と無とは差別有るべきに非ず。彼の因何が故に一は有り一は無きや。

經主は此の中五二 復是の説を作す。「若し實に過去未來有りと執ずれば、則ち一切の時に、果の體は常有なるべし。業は彼の果に於て何の功能有りや」と。此れも亦然らず。體は恒有なりと雖も、而も位の別に於て功能有るが故に。謂はく、業は能く果をして起らしむ。殊勝の引果の作用は是れ業の功能なり。作用已に生ずるを現在位と名く。故に位の別に於て業に功能有り。若し業は能く無をして轉じて有と成らしむれば、馬の果を招く業は何ぞ因と爲り、能く本無の馬角をして有と成らしめざるや。是くの如き義に依るが故に、有る頌に曰はく、

【五〇】 經部の現在一念のみ有と因執する方が却つて數論に同する過有りと反駁するなり。

【五一】 過未無體の主張に依つて云へば、馬身も角も未來は無なるが故に、馬身を生ずる因有りて馬角を生ずる因無き謂れなしと難するなり。

【五二】 俱舍論二十・八右左。

に「三世は皆是れ言依」と説くが故に、去來も亦實有の體なることを知る。

彼れは又對法四四を輕調して曰はく、「體は恒有なりと許しながら、性は非常なりと説く。是くの如き義言は未だ會て有らざる所なり。是くの如き義に依るが故に、有る頌に曰はく、

四五 法體は恒有と許して、而も性は非常と説くも

性と體とは復別無し。此れ眞の自在の作なり」と。

彼れは四六非處に於て輕調の言を爲す。佛世尊は亦是の説を作すを以てなり。「如來世に出づるも若しは世に出でざるも、是くの如き緣起は法性常住なり」と。而も佛は復緣起無常を説く。豈、佛世尊は亦輕調すべけんや。法の常住を許して復無常と説く。是くの如き義言は未だ會て有らざる所なり。若し別義に據らば常無常と説く。是の故に佛を輕調すべからざれば、豈、此の例に於て亦然るべからずや。法の體は恒存し、法の性は變異す。謂はく、有爲法が世に行する時、自體を捨せず、緣に隨つて用を起す。此れより無間に起す所の用息む。此れに由るが故に、法の體恒有にして、而も是れ常性に非ず、變異するが故に、如何が是れ自在の所爲と譏らんや。

對法の諸師は是の調を作す四七。三世有りと許して去來を撥無す。是くの如き義言は未だ會て有らざる所なり。過未の有は會當に據ると言ふと雖も、而も但四八異門に現在の有を説き、過未に關するに非ず。先きに已に説くが如し。是くの如き義に依るが故に、有る頌に曰はく、

四九 三世有りと許すと雖も、已滅と未生とを撥す。

有は更に第三無し。豈、天の幻惑に非ざらんや。

經主は此に於て復是の言を作す。「又應に五〇雨衆外道の所黨の邪論を顯成すべし。彼れは是の説を作す。有は必ず常有なり。無は必ず常無なるべし。無は必ず生ぜず、有は必ず滅ぜず」と。此れも亦非處に貶斥の言を置くなり。已滅と未生は五一異門に約して説く。俱に有と非有とに通ずと許すが

【四四】 俱舍論二十・五左。

【四五】 體と性とは同一の事に於て、法體は常有にして無常に非ざるに、性が無常なりとは、これ自在天の所作なるべしと皮肉に言ひし語なり。

【四六】 輕調すべからざるとに輕調をなすの意なり。

【四七】 俱舍論二十・八左。

【四八】 雨衆外道。Yaragana 婆沙乾若と寫す。數論のことなり。數論は因中有果を主張し、自性の中に含有せられたるものが果として顯はるものにて有は必ず有、無は必ず無となす。三世恆有と云へば、この數論に同ずる過有りと難するなり。

【四九】 有部の方からは過未は見方に依りて有と非有とに通ずと許すが故にこの過なしと通ずるなり。

べからず。古昔の大仙は皆是れ一切智者ならざるは無し。垂るゝ所の光明は善く契經を釋し、諸の愚闇を破して、一切の智の名稱をして普く聞えしむ。大徳は何に緣つて、聖教と及び正理に迷ふ者と共に惡朋を結び、斯くの如き勝れたる功德を具ふる増上覺慧の佛の聖弟子を訕謗し、無量の衆を陥しいれて、惡見の坑に置くや。幸に願くば今より、無義の語を絶て。其の絶たざるが如くんば、深く損傷有らん。牟尼の至教の理に違逆するが故に。定んで諸法の眞實を證すること能はず。

又未だ汝が如何が我が現在の義を解するかを審かに知らず。「現在の法體の實有なるが如く、去來も亦然なり」と言ふ。然るに我が宗は、諸の有爲法の能く果を引く位を名けて現在と爲す。此の果を引く位は先きにも無く後にも無し。前に已に斯れに約して三世の異を立つと言ふ。寧んぞ「過未は現の實有なるが如し」と言はんや。又略して説かば、諸の有爲の實體は同じと雖も、而も功能は別なるが如し。是くの如く三世の實體は同じと雖も、中に於て作用の差別無きに非ず。有性類に無量種有りて以ての故に、我が宗に於て難を爲すべからず。是くの如き義に依るが故に有る頌に言はく、

色等皆苦にして、
多苦の性の異なるを許すが如く、

三世の有も亦然なり。
未生に差別有り。

是の故に現在過去未來の三種の有性、條然として差別す。寧んぞ現在の如く去來も亦然らんや。有に依つて四二未生滅有りと言ふべし。所無に約するが故に未生滅成ず。謂はく、有の中に於て、先きに作用を闕き、彼れ未だ有らざるが故に、未已生と名く。有法が後に復作用を缺く。彼れ已に無きが故に名けて已滅と爲す。故に唯有の中に未生滅有り、斯れに由りて三世の理成ず。無の中に如何が三世を立つべけんや。謂はく、若し過未其の體都て無ならば、誰か未已生なるや、誰か復已滅なるや。故に彼れに依つて三世を立つることは成ぜず。又無は四三言依と名くべからざるが故に。經

【四二】未生滅は未已生と已滅即ち未來と過去なり。

【四三】有の中に於て、缺無する所に依つて未已生と已滅とあり、これに依つて未來と過去を立つるの義なり。

【四四】言依(Kath. vān)我等の言を以て表詮しうるもの義にて有爲法を指す。國譯毘曇部二七・二〇、二七註(一四六)を見よ。

刹那刹那に無間にして生ずるを、名けて相續と爲すが如く、此れは法に異するに非ず。別體無きが故に。法に即するに非ず。一刹那に相續有ること勿きが故に。無と説くべからず。相續に所作有るを見るが故にと（爲すが）如く、是くの如く現在の差別の作用は法に異なるに非ず。別體無きが故に。亦法に即するに非ず。有る有體の時作用無きが故に。無と説くべからず。作用起り已つて能く果を引くが故に。是くの如き義に依るが故に、有る頌に曰はく、

相續は異體なし 別に所作有りと許す。

作用の理も亦然なり。 故に世の義成立す。

因果相屬和合相應、心淨性等皆喩と爲すべし。是の故に過去現在未來の體相同じと雖も、性類各別なり。是れに由りて所立の三世の義成す。

經主は此の中復是の説三五を作す。「彼れは復應に説くべし。若し現在の法體の實有なるが如く、去來も亦然らば、誰か三六未已生なるや、誰か復三七已滅なるやを。謂はく、有爲法の體にして實に恒有ならば、如何にして未已生と已滅を成ずることを得べきや。先きに何の闕くる所ありて、彼れ未有なるが故に、未已生と名け、後復何をか缺いて、彼れの已に無きが故に、名けて已滅と爲すか。故に法の三八本無くして今有り、有り已りて還無なることを、則ち三世の義なりと許さずんば、一切種皆成立せざるべし」と。

奇なる哉、尠福にして是くの如き果を感じ、發す所の覺慧、三九太だ聰明ならず。數四〇無義の語を諦觀すること能はず。寧ろ實義と及び聖教の中に於て、劬勞を設けず、思惟簡擇して能く隴戾を懷き、實義の中に於て勇悍心を發し、違逆を指存し、屢正理を申ぶること曾て似聞せず。今更に聲を勵まして經を啓滅する者をや。諸大徳は我が宗が過去未來は現の實有なるが如しと言ふに非ざるを聽す。三世の實行の性は各別なるが故に。大徳、己が所解に隨つて、如理に佛教を釋する師を訕謗す

【三九】 俱舍論二十・五右。

【四〇】 未已生 || 未來。
已滅 || 過去。

【三九】 本無今有は現在。
【四〇】 有已還無は過去。從つて今有の前の本無が未來なり。
【四一】 一切種とは畢竟といふが如し。

引く所の喩は、法の相續、自相同なりと雖も、而も其の中に於て差別無きに非ず。自相は差別するも體異なること無きを謂ふ。且らく、自相の相續の恒存を擧げて、法體の住と不住とを論ぜず。其の中差別は縁を待つて有り、故に恒時差別有り^と許すに非ず。汝は法は本無くして生ずと許すと雖も、念々別相有りて起ると許さず。如何が同法喩と爲すべからざらんや。然も汝は法の前後の刹那自相同じと雖も、而も差別有り^と許す。我れも亦法の前後の位の中、自相同じと雖も、而も差別有り^と許す。故に同喩と爲す其の理善く成ず。此れに由りて已に作用と體と異なること無しと雖も、而も此の作用は縁を待つて生じ、法の自體が縁を待つて生ずるに非ざるが故に、本無くして今有り、有り已つて還無きことを成ず。亦善く契經の説く所の本有今無を釋通す。亦善く去來有り^と説く[」]經に符順す。亦善く常住なるべしとの難を遣除す。有爲法の體は恒存すと雖も、而も位の差別にて變異あるを以ての故に。此の位の差別は縁に従りて生ず。一刹那の後必ず住有ること無し。此れに由りて[」]法體も亦是れ無常なり。差別と體異無きが故に。要らず有法に於て變異成すべし。無の中に於て變異有るべきに非ず。是くの如く所立の世の義善く成ず。

經主は ^{三三} 中に於て復是の説を作す[」]。若し爾らば所立の世の義は便ち壞せん。謂はく、若し作用即ち是れ法體ならば、體既に恒有なるをもつて、用も亦然るべし。何ぞ有る時は名けて過未と爲すことを得んや。故に彼れの所立の世の義は成ぜず[」]と。

此れと我が宗と相關預せず。謂はく、我れは作用即體と説かず。如何が用と體と俱に恒ならしめんや。又我れは用の附する所の體、一切時に有りて、即ち過未と名くと言はず。如何が立つる所の世の義成ぜざらんや。汝の説は云何が我が宗の説くが如くならんや。諸の有爲法の差別の作用の、未だ已に生ぜざる位を名けて未來と爲す。此の纔かに已に生ずるを名けて現在と爲す。此れの若し已に息むを名けて過去と爲す。差別の作用と所附の體を異と説くべからず。法の相續が、有爲法の

【三三】 俱舍論二十・五右。

【三三】 體と用と不離にして、體即用なれば所立の世の義成せずとの難なり。

【三四】 經部師の言ふ法の相續に就いて云はれうることを作用に當てて説くなり。即ち法に異なるとも、法そのものに即するとも、又無とも云ふべからずとなり。

用は唯現在に於て有るが故に。「若し三二爾らば作用は是れ法の差別なり。應に説くべし。法と異と爲んや不異と爲んやと。若し異ならば應に別に自體有り、本無くして今有り、有り已つて還無しと言ふべし。諸行も亦應に此の作用に同じかるべし。若し不異と言はば、應に如何が、法の體に異なるに非ずして差別有り、又寧んぞ作用は本無くして、今有り、有り已つて還無しと説くべけんや」と。

三三彼の法の體に非ずして、我れ作用は是れ法の差別なり。而も法の體と異なると言ふべからずと許す。如何が不異にして差別有りや。三四如何が汝の宗は善心の内に於て、不善等の別類の諸法の引く所の差別の種子の功能有り、善心に異なるに非ずして差別有りや。又何の種子か同品類に非ざるや。又彼の上座は即ち苦受の體を如何か有攝益の差別と説くや。又諸の受の如き領納の相は同じきも、中に於て樂等の差別無きに非ず。又汝等の如き相續住に於て、前後念、法相殊ならず、外縁亦同じと雖も而も前後異なる、若し爾らずば、異相應に無かるべし、火等の縁の合する所の物、前後念の處住の相同じと雖も、而も諸の刹那は細異なきに非ざるが如く、我が宗も亦爾なり。法體任すと雖も、而も別縁に遇ひ、或は法爾の力として、法體の上に差別の用起り、本無くして今有り、有り已つて還無し。法體は前の如く自相恒に住す。此れは理と教とに於て何の相違か有らんや。前に已に體相異無く、諸の法性の類差別無きに非ず、體相性類異に非ず、一に非ず、故に有爲法は自相恒存し、而も勝功能は起有り息有ることを辯成せり。

若し「我れは法の相續の時、刹那刹那、自相差別し、本無くして今有り、有り已りて還無しと許す。汝は有爲の自相恒に住して、唯差別有りて、本無くして今有り。有り已りて還無しと許す。如何が喩と爲さん」と謂はゞ、若し我れも亦自相本無しと許し、或は汝も亦自相本有りと云ひ、義則ち是れ一ならば、豈喩と爲すべけんや。喩とは彼れと此れと分異同なるを謂ふ。今此の中に於て

【三二】經部側の難なり。作用を以て世を立つとせば作用は法の差別か。若し爾らば作用と法と異とせんか、不異と爲んか、何れも非なりと難するなり。

【三三】有部の釋難にて、作用は註の差別にして法と異と云ふべからずと答ふ。

【三四】法の體と異ならずして差別有とは矛盾ならずやと經部師側の難なり。

【三五】有部側より種子説にも同様の難ありと反詰するなり。

からず。衆縁は常に和合すべからざるが故に。

又我れ未だ^{二六}具壽の言ふ所を了せず。意、何を取つて名けて作用と爲さんと欲するか。而も今過去未來は何か礙へて、其の作用をして有るに非ざらしむるやと徴詰す。即ち未來法は衆縁合する時、勝功德を起すを名けて作用と爲す。此れは作用有るを名けて現在と爲す。此の作用息むを名けて過去と爲す。彼の法體前後殊り有るに非ず。如何が難じて、何の礙の力に由りてか、去來世の作用をして有るに非ざらしむるやと言ふや。此の義意の言はく、即ち未來の法、衆縁の合する位に作用の起る有り。作用起り已りて未來と名けず、此れは爾の時に於て已來と名くるが故に。作用息む位を現在と名けず、此れは爾の時に於て、已に過去するが故に。若し作用猶在れば、未だ過去の名を得ず。此の法は爾の時現在と名くるが故に。此の作用に約するに由りて、三世の差別を辯す。故に彼れの難を設くるは未だ宗を了せざるに由る。是くの如く我が宗は善く安立し已り、彼れは猶了せず。又「作用は云何が説いて去來今と爲すことを得るや」と責む。此の難の意は言はく、「法は作用に由りて建立して、未來今と爲すことを得べし。作用は誰に由りて三世の別有りや。豈、此れ復作用有りと言ふべけんや。若し此の作用去來今に非ず。而も復説いて作用は是れ有と言はゞ、則ち無爲なるが故に、常に無に非ざるべし。故に作用已に滅す、及び此の未有の法を去來と名くと言ふべからず」と。對法の諸師豈、亦曾て作用を去來と爲すと成立すること有らんや。而も汝今の時、非なりと責むる理無し。即ち未來の法作用已に生ずるを名けて現在と爲し、即ち現在の法の作用已に息むを名けて過去と爲す。中に於て彼れの難は、豈、理と相應せんや。我れは去來も亦作用有りと言ふに非ず。如何が作用に去來有ることを得と責むるや。「若し去來に作用有ること無しと説けば、應に説くべし。作用は本無にして今有り、有り已つて還^{また}無し」と。仁^{なんぢ}の言ふ所の如く、我れ決定して説く、諸法の作用は本無にして今有り、有り已つて還^{また}無しと。作

【二六】具壽 'Aryasamaṇa' 尊者の意。世親を指す。

【二七】俱舍論二十・四左。

の刹那差別無きが故に。何の縁か礙を爲して、後をして前に異ならしむるや。若し有爲法の性、爾るべしと謂はゞ、如何が作用も亦然りと許さざるや。又受は縁に異有りと雖も而も損益の相は差別有ること無かるべからず。餘の心心所の例も亦然るべし。薪と糠等と縁に差別有りと雖も、而も現見するに火の煖相に異無し。故に有爲法の體類多途なり。責めて總じて一例と爲し、一切の位に於て性類に差無からしむべからず。又衆縁は常有と許すが故に、所生の作用も常有なるべしと言ふは亦理に應ぜず。縁は常に合すと雖も、而も有る時には縁の果無きを見るが故に。汝の靈習の如く、或は眼等の如し。謂はく、汝は已滅の因より、中間の時を隔て、果有りて起ることを許さず。多因の引く所の種子の差別、相續の中に於て同時に現有にして、彼の果恒に俱時に生ずるに非ず。然るに或は有因の引く所の種子、多劫を経て、後に方に果有りて生ず。設ひ中間に於て果有りて生ずる者も、生ずる時、及び果は俱に決定せず、既に一切時一切因、何の礙有りて、諸果恒に俱に生ぜず、而も或る一因、此の時果を生じ此の時生ぜざるや。或は有る一時、此の因は果を生じ此の因は生ぜざるや。又眼等の縁は恒に現有なりと雖も、而も眼等の識は恒時に生ぜず。是の故に是くの如き難を作すべからず。既に縁常有なりと許す。作用も亦常なるべし。若し「我が宗の相續の轉變は別縁を待つが故に、方に能く果を生ず」と謂はゞ、是れ則ち作用も亦然りと許すべし。

諸の引果の縁に總じて二種有り。一には俱生、二には前生なり。俱生縁の中に復二種有り。一には同聚生、二には異聚生なり。異聚生の縁に復二種有り、一には有情數、二には無情數なり。前生縁の中に亦二種有り、一には同相續、二には異相續なり。異相續の縁に復二種有り。一には同相續聚生、二には不同相續聚生なり。不同相續聚生に復二種有り。一には有情數、二には無情數なり。是くの如き等の同不同の時の自他相續の衆縁の力を待つが故に、諸法は乃ち引果の功能有り。是くの如きの機能を名けて作用と爲すが故に、常に縁有り、作用も亦一切時に有るべしと許すと説くべし。

【五】
引果縁二種

一、俱生
同聚生

異聚生
有情數
無情數

二、前生

同相續
同相續聚生

異相續
異相續聚生
有情數
無情數

何れか用を礙ゆる、(用とは)云何ぞ。

異無くは世便ち壞せん。

誰の未生と滅と有らん。

此れは法性の甚深なるなり。

論じて曰はく、彼れ言はく、^{三〇}若し法の自體恆有ならば、應に一切の時に能く作用を起すべし。何の礙力を以てか、此の法體より起る所の作用をして、時に有り時に無からしめんや」と。この難意の言はく、諸法の體相既に恆にして別無くんば、何の礙力を以てか、一切時に唯一の性類に非ざるやと。此の難は理に非ず。體相の別無きは、性類の一なるに於て證因に非ざるが故に。謂はく、體相の別無きを以て、性類の一なるに於て、能く證する因と爲すべからず。世間を現見するに、體相の別無く、性類の別有るは、前に^{三一}已に辯ぜしが如し。謂はく、^{三二}地界等、受等、眼等なり。或は難意の言はく、^{三三}我が宗は、諸行は衆縁和合にして本無くして生ず。然るに彼の衆縁は種々に差別し、時有りて和合し、合せざる時有り。法は恆に生ぜざるも過失無かるべし。汝が宗の諸行及び彼の衆縁は、一切時に於て常に有體なりと許す。諸法を本無今有と許すなし。應に常に現在なるべし。何か能く礙を爲すや」と。此れも亦然らず、前義成するが故に。謂はく、且らく前に體相同なりと雖も、而も性類の異なる義已に成立すと説く。而も諸行の自體と衆縁と、一切の時に於て常に有體なりと許す。何の礙か彼の作用をして恆に非ず、一切時常に現在に非ざらしむるやと言ふは、若し前義を解すれば此の難無かるべし。體同なりと雖も、而も性類の別なることは、能く作用の恆に非ざるを成立するに足るを以ての故に。彼れ是くの如き難を作すべからず。若し猶固執せば應に反詰して言ふべし。汝が宗の衆縁及び所生の行は、亦前後有りて、體相差無し。而も刹那刹那に漸々異有りと許す。既に前後念、彼の縁差無し。何の礙か其れをして異無くして起るに非ざらしむるや。而も後々轉々異有りと許す。謂はく、前念の行は縁と俱生す。體相虧くること無く、縁と俱に滅す。此の因力に由りて、後念の果生ず。應に前因と品類別無かるべし。別に別類の二種の生縁なし。前後

【二〇】若し法體恆有なれば(作用も體に伴ふもの故に恆有ならざるべからず、過去未來にその作用なしとは何の礙力に依るかとの難なり。

【二二】前々卷の終り即ち正理論五〇(六正二九・六二五上)出づ。

【二三】地界等内外性異、受等自他樂等性別、眼等具聞等功能別。

【三三】俱舍論二十・四左。「若謂衆縁不和合者、此救非理、許常有故」。

【三四】三世恆有を難じて作用に別なかるべしといふと同じく、經部の如く刹那の現在のみ實有なりと言ふ時も同じ難ありとの意なり。

智者應に斥けて迷理の人と爲すべし。諸有の實に三世無しと誘る者は、無量種の過失の塗るゝ所と爲る。多く劬勞を設けて解脱せしむること難し。諸の三世の實有を説く論師は、設ひ小違有るも解脱せしむること易し。故に有智者は誘つて無と言ふこと勿れ。然るに我れ且らく、尊者世友の作用に約して、三世に殊り有るを立つるに依り、己が堪能するに隨つて諸の過難を排す。且らく彼の經主は、^{一五}是の難の言を作す。「若し作用に約して三世の別を立つれば、彼同分の攝の眼等の諸根は、現在前の時、何の作用有りや。若し、^{一七}彼れは能く取果與果すと謂はゞ、是れ則ち過去の同類因等既に能く與果す。應に作用有るべし。半作用有りて、世相雜(亂)すべし」と。此の難は都て法性を了せざるに由る。諸法の勢力に總じて二種有り。一は作用と名け、二は功能と謂ふ。引果の機能を名けて作用と爲す。唯作用が總じて機能を攝するに非ず。亦功能の作用に異なる有り。且らく闇中の眼の色を見る功能は、闇の違する所となる。作用を違するに非ず。謂はく闇障有りて、身の功能に違す。故に眼は闇中に色を見ること能はず。引果の作用は闇の違する所に非ず。故に眼は闇中にも亦能く引果す。現在の位に作用闕くること有るに非ず。現在は唯作用に依つて立つるが故に。諸の作用減して無爲に至らず。餘の性の生に於て、能く因性と爲る。此れは作用に非ず、但是れ功能なり。唯現在の時能く引果するが故に。無爲は自果を引くこと能はざるが故に。唯引自果を作用と名ぐるが故に。此れに由りて經主の擧ぐる所の釋中、「與果の功能は亦是れ作用なり」とは、良に未だ對法の宗とする所を善くせざるに由る。過去の因は能く與果すと雖も作用無きを以ての故に、世相雜(亂)無し。

第四項 三世實有論の破について

然るに彼の經主は此の義の中に於て、迷執の情深く、復廣く難を興す。謂はく廣論者は善く通ずること能はず、矯つて我が宗の爲めに理の窮する釋を作す。頌に曰はく、

【四】 正理はこれを然らずとし、法救の説は世友の説と略と同じく力勞作用の上に就て云ふものなるが故に數論に同ずることなしとなせり。

【五】 俱舍論二十・四左。

【六】 現在の彼同分の攝の眼等には發識取境の作用なし。現在と名くべからず。

【七】 若し取果與果する作用有りとは謂はば、過去の同類因も與果の用有り、即ち半作用有り、過去が現在となるべしとの難なり。

【八】 本文闇に作る。闇の眼植なり。

【九】 以下俱舍論二十・四左。俱舍論にては以下三世實有論を破する段にて、正理論はそれをかかけて會通すと論難するなり。

謂はく、「諸法世に行ずる時、前後相待して、名を立つるに異有り。體に非ず、類に非ず、相に殊り有るに非ず。一女人を前に待し、後に待し、其の次第の如く、女と名け、母と名くるが如し。是くの如く諸法の世に行ずる時、現と未とに待して過去と名け、過と現とに待して未來と名け、過と未とに待して現在と名く」と。

此の四種、説一切有宗に傳説するうち、^一最初は法の轉變を執するが故に、^二數論の朋中に置在すべし」と。今、謂はく、然らず。彼の尊者は有爲法は其の體是れ常にして、三世を歴る時、法隠れ法顯はると説くに非ず。但、諸法の世に行ずる時、體相同なりと雖も、性類異なることを説くなり。此れと尊者世友と分同なり。何ぞ數論外道に同じと判すべけんや。第一と第四は世を立つる相雜（亂）す。故に此の四の中第三最も善し。作用に約するを以て位に差別有り、位の不同に由りて、世を立つること異有り。我が辯ずる所の如く、實に去來有り、法性に違せず、聖教の許す所なり。若し去來を撥すれば便ち法性に違し、聖教を毀謗し、多くの過失有り。此れに由りて應に知るべし。尊者世友の所立は實に過去未來有り、理に符ひ經に順じ、能く傾動すること無し。謂はく、彼の尊者は是くの如き言を作す。「佛、經中に於て三世有り」と説く。此の三世の異は如何が建立するか。作用に約して、三世を立つること異有り。謂はく、一切行の作用未だ有らざるを名けて未來と爲し、作用有る時を名けて現在と爲し、作用已に滅するを名けて過去と爲す。體に殊り有るに非ず。此の作用とは名けて何の目くる所と爲すや。有爲法の果を引く功能に目く。即ち餘性の生ずる時、能く因性と爲る義なり。若し能此れに依りて、世に殊り有るを立て、或は能く餘を作せば過無し。辯異の智者應に鑒理の人と名くと許すべし。若し有るが、世の別を立つる理に迷ふに由り、他難を怖るるが故に、聖言を棄捨し、或は了義經を撥して不了と爲し、現在有りと許して、去來無しと言ひ、或は唯現も仍是れ假有なりと許し、或は總じて三世皆無と非撥す。此れ等は皆正教と正理に違す。

【六】 姫賤、女部屋。一人の婦人に染ずるときには、他の女に赴かざれども全然心を離れたるに非ざるが如しとの意なり。

【七】 世友 Yasumitra。同じく四評家の一人にて位の不同に依りて三世を分つ。

【八】 位 (Avastha) の不同。法に過去位、未來位、現在位ありとし、この位に依りて三世を立つとなすものなり。然しこの位とは作用の位にて、已作用、未作用、正作用に依りて立つるものなり。

【九】 籌は籤なり。今は一本の竹の棒と見て差支なし。宛かも十露盤に於けるが如く、それを一の位に置けば一と云ひ、百の位に置けば百といふが如しといふ意なり。

【一〇】 覺天 Buddhadewa。同じく四評家の一にて、待の不同に依りて三世の別を立つ。

【一】 待 (Apariśi) の不同。三世は相待的に眺め比べて名けたるものなりとの説なり。

【二】 體や類や相に殊り有るに非ずとの意なり。

【三】 法救の説は前に云ふが如く、法の状態の變化に依りて三世を立つるが故に、數論の轉變説に同ずる嫌あるをいふ。俱舍論二十・三左には數論に同ずるものとして示せり。

卷の第五十一

「辯隨眠品第五の八」

第三項 三世の別に關する四論師の異說

是くの如く許す所の一切有宗は、古より師承の差別幾く有りや。誰の所立の世最も善く依るべきや。頌に曰はく、

此の中に四種有り、類と相と住と待との異なり。

第三は作用に約して、世を立つる最も善と爲す。

論じて曰はく、尊者 法救は是くの如き説を作す。「類の不同に由りて三世に異有り」と。彼れは謂はく、「諸法の世に行ずる時、類に殊り有るに由り、體異有るに非ず。金器を破して餘の物と作す時、形に殊り有りと雖も、而も體に異無きが如し。又乳の變じて酪と成る時、味勢等を捨して、顯色を捨するに非ざるが如し。是くの如く諸法の世に行ずる時、未來より現在に至り、現在より過去に入り、類を捨得すと雖も、體を捨得するに非ず」と。尊者 妙音は是くの如き説を作す。「相に別有るに由りて三世に異有り」と。彼れは謂はく、「諸法の世に行ずる時、過去は正しく過去の相と合す。而も名けて現未の相を離ると爲さず。未來は正しく未來の相と合す。而も名けて過現の相と離ると爲さず。現在に正しく現在の相と合す。而も名けて過未の相と離ると爲さず、人の正しく一の妻室に染する時、餘の 姫媵に於て、染を離るとは名けざるが如し」と。

尊者 世友は是くの如き説を作す。「位の不同に由りて、三世に異有り」と。彼れは謂はく、「諸法の世に行ずる時、(三世の)位位の中に至りて、(三世の)異々の説を作す。位に別有るに由り、體に異有るに非ず。一籌を運びて、一に置くを一と名け、百に置くを百と名け、千に置くを千と名くるが如し」と。尊者 覺天は是くの如き説を作す。「待に別有るに由りて、三世に異あり」と。彼れは

【一】以上、一切有に關して論争し來りて、三世有を成立し、茲に更めて、この三世の別に就いて右よりの師承四説を擧ぐるなり。婆沙論七七(大正二七・三九六)。俱舍論二十・三右。

【二】法救 Dharmatrāta。所謂婆沙四評家の一にして、類の不同に依りて世を分つ。

【三】類 (bhava)。類の譯語のために意味を取ること困難なるかの如くなれども、狀態力勢的狀態といふことにて、體に恆有にして、その力勢的狀態に依つて三世を分つといふ説なり。

【四】妙音 Hoṣa。同じく四評家の一人にて、この人は相の不同に依りて三世を分つ。

【五】相 (kārāṇa) の不同。相は相狀にて、法の相狀が過去の的なるとき、未來的なるとき、現在のなるとき、三世有りとなすものなり。光の記がこれを三世相の所立となすは當らざるべし。

故に補特伽羅有り(と爲す)を遮せんが爲めに、及び總じて有の所知の法を隔せんが爲めに、佛、梵志の爲めに此の契經を説く。唯現在一刹那の頃十二處の法有りと顯成せんが爲めに非ず。故に諸の實有の去來を憎厭するものは自ら一切有を説くと稱すべからず^{八二}。此れと彼の都無論宗と、唯一刹那を隔て、見未だ全く同じからざるが故に。

【八二】此の現在一刹那の有を主張する經部と、一切都無を主張する般若皆空宗と殆んど同じきをいふ。

其の當生なる者も亦礙ゆべからず、都て有ること無きが故に。過去は已滅なり。殺の義成ぜず。故に去來無ければ定んで殺の理無し。

又去來世の體は實に無に非ず。能く彼れを緣する覺に差別有るが故に。現在世の色聲等の法の如し。諸の非有の法は差別無きが故に、彼れを緣じて差別の覺を起すこと能はず。諸有の處俗と及び出家の人と、前に辯ずる所の如く、三世有り、及び眞實の三種の無爲有りと信じ、方に自ら説一切有部と稱すべし。唯是くの如き法有りと説くを以ての故に、彼れは是れ説一切有宗と許す。餘は則ち然らず。増減有るが故に。謂はく、増益論者は、眞實の補特伽羅及び前の諸法有りと説く。分別論者は唯現と及び過去世の未だ與果せざる業有りと説き、刹那論者は唯現の一刹那の中の十二處の體有りと説き、假有論者は現在世の所有の諸法亦唯假有なりと説き、都無論者は一切法は都て自性無く皆空花に似たりと説く。此れ等は皆説一切有に非ず。經主は、この中に、是くの如き謗を爲す。若し實に過去未來有りと説けば、聖教の中に於て、善説と爲すに非ず。若し善く一切有を説かんと欲すれば、應に契經の所説の如くにして説くべし。經は如何が説く。契經に言ふが如し。『梵志當に知るべし。一切有とは唯十二處、或は唯三世、其の有る所の如く有の語を説く』と。

彼の經中、唯現の十二處の體有り、過去に非ずと説くと爲んや。爾らず。若し爾らば餘處に於て明教有りて過去を遮すると爲すや、處々の經に去來の二世亦是れ有と説くを見ずや聞かずや。我れ聞く、何に緣つて聖教に違背して、有と説く者を誘つて善説に非ずと爲すと説くや。又汝等現の十二處の少分實有にして少分實無なりと説く。上座宗の色聲觸法の如き、如何が是れ一切有を説く宗ならんや。有餘は但、煩惱の増上に由りて、一切法は唯是れ假有なりと説く。豈、亦是れ一切有を説く宗ならんや。有餘は復邪見の増上に由り、一切法は自性都無なりと説く。彼れも亦説いて現は虛幻有なりと言ふ。豈、此の有の如くにして、有言を説き、亦名けて一切有を説くと爲さんや。

【七二】多部と比較して説一切有部の根本義を示す。

【七三】犍子部を云ふ。

【七四】分別論者。この論者の都派名に就ては議論あれども、俱舍論二十・三右にもこの文を出し、光記はこれを飲光部とせり。

【七五】刹那論者は經量部及び世親なり。

【七六】説假部の如きこれなり。【七七】恐らく大乘の般若經系のものゝ指すものなるべし。

【七八】俱舍論二十・八左。

【七九】雜阿含十三・一七一―九(大正二・九一上中)の三經あれども今の文に多少の異あり。

【八〇】有にも假有實有等種種あるに就き、その有るが如く説くの義なり。

【八一】以下經量部始め説假部都無論者等皆、經意に添ふ一切有を説くものに非ずと難するなり。

現に體有るが故に。此れを證と爲すに由り、現無體に非ざるが故に、是れ無常なること、彼此極成す。現在有體にして無常なるが故に理必ず應に爾るべし。契經に諸行無常と言ふを以て、生滅有る法は無法に非ず。佛は無常と説く。然るに諸の去來の體は實有なりと雖も、而も是れ生滅有る法と説くべし。是くの如き理趣は、我れ後に當に辯すべし。且らく無體に非ざるも、亦無常相有りと説くことを得べきこと、其の理極成す。是の故に應に知るべし。去來は實有なり。又、布刺拏契經に説くが故に、去來世は決定して實有なることを知る。謂はく、彼の契經に説く『此の滿苾芻、眼に色を見已りて能く色を了知し、色貪を了知し、彼れに内眼の所識の色貪有るに於て、能く如實に我に内眼所識の色貪有りと了知し、乃至廣説』と、如實の見と貪と俱生するに非ず。謂はく、見の相續中、貪隨眠有るとは此れ亦理に非ず。有成せざるが故に。設し、有成すれば見亦成ぜず。實に見と隨眠と體別無きが故に。智の自體の境を緣する有りと許すに非ず。如何が能く隨眠を見ると説くべけんや。若し未だ貪對治を修せざるが故に、貪有りと信すと謂はゞ、理亦然らず。應に説くべし。此の貪は何の位に在りやと。故に設ひ彼れは貪有りと信知すと許すと謂ふも、應に貪が何の位に有るか信すと説くべし。若し貪の有は去來今に非ずと言はゞ、應に如何が貪を有と爲すと信するかを説くべし。常法を説いて名けて貪と爲すべからず。是の故に必ず應に去來の有を信すべし。又契經に説く、『内受の中に於て隨現して住す、乃至廣説』と。是くの如き等の衆多の至教有り。能く去來の決定して是れ有なることを證す。

復別の理證有りて去來有ることを證す。謂はく、彼れ若し無ければ殺生の理なし。現在世の命根は利那なるを以て、劬勞を設くるを離れて滅相能く滅す。若し未來世の其の體實に無なれば、應に説くべし。如何が殺生の事を成するや。能く何の法を礙えて、其れをして有に非ざらしむるや。已生者と爲んや。當生と爲んや、且らく法の已生なるは、必ず礙ゆべからず。前に説くが如きが故に。

【七〇】雜阿含一〇・六（大正二・六六上）に非ざるか。これを雜阿含の目次には富留那經とせり。内容少しく異なる。
【七一】若し前の註の如しとせば、滿苾芻とは Punna-man-tani-putta 即ち滿慈子のことなり。

なるべし。業は彼の果に於て、何の功能有りや」と。此の難は時に至つて、當に如理に釋すべし。且らく汝の業果の感赴成ぜず。然るに去來は定んで是れ實有なるべし。有相と説くが故に。猶現在の如し。^{六七}契經に説くが如し。『過去未來の色すら尙無常なり。何ぞ況んや現在をや』と。無常は即ち是れ有爲の相なるが故に。現に彼の相有り、實有極成す。若し去來實有に非ずと執すれば、應に現在の如く有爲相有りと説くに非ざるべし。畢竟無なる空花馬角は亦彼れを説いて、無常有りと説く容きに非ず。故に去來は定んで是れ實有なることを知る。會當に據つて有相と説くと謂ふは、此れ亦理に非ず。言に別無きが故に。契經に過去未來の色、會無常當無常と説くに非ざるが故に。此れに由りて彼れの救は、但、己が情を率ゆるのみ。又彼れの言ふ所の會無常等は、但、方便して現在の無常を説く、謂はく、會當現の無常を説くが故に。若し爾らば已に現在の無常を説く。復「何ぞ況んや現在をや」と言ふべからず。或は應に唯、現在無常と説くべし。去來無常は此れに由りて已に了す。即ち現已に滅して、未だ生ぜざる位の故に。若し一切時に體恆有ならば、則ち無常性は成ずることを得べからず。^{六九}世別を辯ずる中に、當に理の如く釋すべし。

且らく無法を無常と説くべからず。上座は此の中に是くの如き釋を作す。「即ち體無なるが故に無常と名く。若し體無に非ざれば、無常の理なし」と。若し爾らば現在に體是れ常なるべし。若し現無に非ずして是れ無常ならば、則ち無の故に無常と説くべからず。彼れ復難じて言はく、若し復難して言はく、「若し三世を経て自性恒住なるを説いて常と爲すべし」と。此の難は然らず。如何が等しく別法有りて三世を經と爲んや。自性恒住なるを共に是れ常と許す。一切是れ常なるは皆世を經す。又性恒住の言を説くべからず。去來今の有性異なりと許すが故に。此れに由りて、彼れの説くる過難は成ぜず。又彼れが經の『去來の色は無常と説くは現、體無きが故にと釋するは、此の釋は然らず。次に『何ぞ況んや現在をや』と説くに由り、應に現在の色は無常に非ずと許すべし。

【六八】 俱舍論二十・五右、この有部の説を出して破す。

【六七】 雜阿含一・八（大正二・一下）。

【六八】 俱舍論二十・五左、會當有の義に依つて過去未來を有と名くと説く。

【六九】 次卷の初を指す。

なり。既に花に種子の功能有り、と執すれば、芽等の功能も花に亦有るべし。此彼の差別不可得なるが故に。是れ則ち芽等及び種の功能、一切、花と別體無きが故に。既に花の中の所有の功能より、花を助縁と爲して能く果を生ず。即ち此れに由るが故に芽等も應に生ずべし。然も、爾の時に於て唯能く果を生じて芽等を生ぜず。此れは何の因有るや。華の中に於て、細分の種等の引かるる功能の別居有るべきに非ず。此れに由りて、爾の時、唯種の引かるる花を縁助と爲して、能く果の生を引く。花の中に於て芽等引かるるに非ず。若し芽等の引かるる功能、華の中に住すと雖も、而も要らず、果或は芽等の起るを待つて、芽等正に生ずと謂はゞ、若し爾らば、先きの種子の引く所、自果を生じ已つて、復因と爲つて、後の芽等の中の種子相續を生ずるが如く、則ち應に、先業の引く所の功能、自の招く所の異熟果を生じ已つて、復因と爲つて、後の業の相續を起すべし。然るに汝の宗は異熟の後邊を説く。別業を因と爲して業の相續を引く。前業の種が後業の能を引くに非ず。是の故に種の相續を以て、業の相續の能く果を生ずるを喩ふべからず。又種芽等は無始の時より來、一一の種類、各一の相續なり。初めより未だ會て、稻の種芽等、展轉して乃至稗の果の生を引きしを聞かず。然るに汝の宗とする所は、一業相續して愛と非愛の果を俱に能く引生ずるが故に、彼れは同法喩と爲すべからず。

又若し識の體、思の功能を帶し、思の體復識の功能を帶すれば、功能と法と別體なきが故に、此の識と此の思と何に由つて相別なるや。又若し爾らば順現等の業雜亂を成すべし。是くの如き過處處の文に於て、我れ數々説けり。此れに由りて、去來の有を憎背する者は、業果の感赴其の理定んで無きが故に、諸の愚蒙にして經を隱滅する者、相續の轉變し差別し、能く當果を招くこと有りと計するも理必ず成ぜず。

經主は此の中に又、^五是の難を作す。若し實に過去未來有りと執すれば、則ち一切の時に果體常有

因皆異有るが故に。體に異有とは相各別なるが故に。類に異有りとは、心所法類各別なるが故に。因に異有りとは、二に因り、三に因りて生を得するが故に。此れは既に異有り。如何が後の心の續いて生ずる、是れ業の相續と言ふべけんや。又心と業と俱時にして生ず。俱有因を辯(する處)、及び餘處に於て已に廣く成立せり。思の相續、識の相續の中に於て、曾て自類の相續俱時にして起るもの有るを見ず。故に業と心と一相續に非ざるを知る。

又汝の宗は、滅定が有心ありと執す。佛は滅定は諸の意行滅すと云ふ。如何が心と業と一相續ならんや。若し業と心と相一の相續なりと許さば、心の滅せざるが如く、意行も應に然るべし。意行の滅するが如く、心も亦爾るべし。然るに滅定に在りては必ず心有ることなし。不相應中、已に廣く成立せり。業の相續斷するが故に、後の果は生ぜざるべし。種芽等の次第に相續して、後の果の生ずる中に是くの如き理有るに非ず。故に彼れは唯虚妄分別有り。又彼れの説く所の果が華より生ずる理は極成ぜず。諸の已に滅せる種の體猶實有なり。我が宗許すが故に。設ひ極成すと許すも、彼の相續の如く、此の業の相續する理亦成ぜず。前に辯する所の差別の理に由るが故に。又愛非愛の果の因は定まるが故に。謂はく、諸の悪行は決定して因と爲りて、非愛の果を招く。若し諸の愛果は決定して妙行を以て因と爲すべし。若し華が是れ種の相續の轉變し差別し能く果を生ずるが如しと執すれば、何か定理有りて、妙悪行の因、各別に能く愛非愛の果を招き、悪行は愛果を感じる能ること無く、妙行は能く非愛の果を感ずること無く、無記は二に於て俱に感ずる能無きや。應に説くべし。此の中、何の定理有りて、是くの如き三種の所有の功能の一切、心と體異ならざるや。故に亦種類に異有りと説くべからず。別種類にして而も別體有ること無しと説いて言ふべからず。曾て見ざるが故に。又華と芽等の相續と、種子の功能有りて執すべく、功能と華と別體無きに由るが故に。善と不善と體別無きに非ず。此の中大過失有ること勿きが故に。又種芽等は是れ一の相續

【六一】心は根境の因二、心所は三に因りて生ず。

【六二】正理論十五(大正二九、四一八上)毘曇部二七・三六八—三六九頁。

【六三】滅定即ち滅盡定(Mayo, *Maya Samāpatti*)は一切の心想滅盡す。これ有部の所立にして、經部に有心なりとなす。

【六四】正理論十二(大正二九、四〇一)、國譯毘曇部二七・三〇一頁以下。

故に。謂はく、先きに造る所の善不善の業は、縁を待つて當の愛非愛の果を招く。業を思擇する處に、已に廣く成立せり。業の無間に異熟果生ずるに非ず。當果の生ずる時に、異熟因の現在若しくは過去の法其の體已に無なるに非ず。^{五六}（然らざれば）則ち因無くして果の生ずる義有るべし。或は彼の果畢竟不生なるべし。此れに由りて應に知るべし。過去は實有なり。

經主は此に^{五七}於て斯くの如き言を作す。「經部の師は是くの如き説を作すに非ず。^{五八}即ち過去の業能く當果を生ずと。然るに業を先きと爲して、引く所の相續の轉變し差別して當果を生ぜしむるなり。^{五九}譬へば世間の種の當果を生ずるが如し。謂はく、種より當果の生有るが如し。當果の生は已に壞せる種よりするに非ず。種の無間に當果の生有るに非ず。然るに種を先と爲して、引く所の相續の轉變し差別して能く當果を生ずるなり。謂はく、初め種より次に芽の生有り、葉乃至華、後々續いて起り、華より次第に方に果の生ずる有りて、而も果種より生ずと言ふは、種の引く所の展轉傳來するに由る。華の中の功能、果を生ずるが故に、若し華に種の引く所の功能無ければ、是くの如き類の果を生ずること能はざるべし。是くの如く業より當果の生ずる有るも、當果の生が已に壞せる業よりするに非ず。業の無間に當果の生有るに非ず。然るに業を先きと爲して、引く所の相續の、轉變し差別して能く當果を生ずるなり。業の相續とは、謂はく、業を先きと爲して後々に、刹那の心相續して起る。即ち此の相續、後々の刹那に異々にして生ずるを名けて轉變と爲す。即ち此の轉變、最後の時に於て、勝功德有りて、無間に果を生ず。餘の轉變に異なるが故に差別と名く。是くの如き等の理、前に准じて應に知るべし」と。

此の説は^{六〇}前に業を思擇せし處に、已に曾て遮遣せしが如し。今義の便に因りて理の未だ盡さざるものを復應に廣く破すべし。且らく、業を先きとし、心の後に續いて起るを、業相續と名くとは、理必ず然らず。業と心と差別有るを以ての故に。差別と言ふは、謂はく、業と心と、體と類と及び

【五五】 正理論三三（大正二九・五三〇上）、國譯毘曇部二八・三三八頁。

【五六】 今假りにこの一句を挿入して讀む。

【五七】 俱舍論二〇・八右。

【五八】 經部師の説は、過去の業に實體ありてそれが果を引くに非ず。過去の業が引き起したる現在の身にその業の種子を生じ、その種子が轉變差別して當來の果を生ずとなすなり。

【五九】 以下は俱舍論三〇・一三左—一四右に出づ。

【六〇】 正理論三十四（大正二九・五三四下—五三五中）國譯毘曇部二十八・三五六一八頁。

且らく應に詰るべし。彼れの自ら釋難する中、相續の中心定して應に因智果智有り、先きの時已に生じ、今の智生する時、亦彼の智の會ての所緣の境を以て其の所緣と爲すべしと言ふは、何をか已に生ぜざる因智果智と謂ふや。而も今の智彼の所緣を緣すと言ふ。即ち會て今の智の境を緣すと爲んや。更に別に餘境を緣する智有りと爲んや。若し即ち會て今の智の境を緣すと爲さば、此の境は既に昔の智の所緣たり。如何が名けて會て未だ取らざる境と爲さん。若し更に別に餘境を緣する智有らば、即ち彼の境を今の所緣と爲すと執す。今の智を如何が、過未の會て未だ取らざる境を以て、其の所緣と爲すと名けん。謂はく、先きに已に生ぜざる因智果智の所緣の因果を今の所緣と爲す。此の境先きの時已に智の取る(所と)爲す。如何が復會て未だ取らざる境と名けん。會は即ち未曾にして、正理に應ぜず。又設ひ、彼れに五二、舊隨界有り、因果展轉相續の力の故に、多劫を経て、久しく已に滅せる境と雖も、而も今の時取る理、違無かるべしと許すも、若し未來萬千劫の後の當有の境界は今如何が取るや。因果展轉相續の力の故と説いて言ふべからず。彼れは亦未來の體無なるをも取るべし。馬角の如きが故に。相續の中に於て隨界無きが故に。又若し展轉して過去の因を尋ね、會取の境の中に於て識有りて生ずれば、則ち近遠會取の境の中に於て速遲有り、取る時差別すべし。身五三現に波吒釐城に住し、昔更る所の縛喝國の事を憶ふに、因を尋ね展轉して、方に識有りて生ずるに非ず。率爾に便ち彼れを緣する識を生ずるが故に。又耳識より無間に便ち先きの時に會て取る所を緣する識を生ず。是くの如き識の起用は何を因と爲すや。且らく當時の隨界に因るべからず。耳識は彼の境界を緣せざるが故に。又會て彼れを取る識に因るべからず。會て彼れを取る識は爾の時無きが故に。無法を因と爲して無を生ずべからず。馬角等は亦生有ること勿きが故に。五三四緣を辯ずる中に已に廣く徵遣せり。故に唯一刹那有りと説く宗には、去來を緣する識生じて必ず二の決定なし。若し實有の過去未來を信すれば、二の決定の義方に成立すべし。又已識の業には當果有るが

【五二】舊隨界、隨界、經部の所立にして種子の異名なり。

【五三】波吒釐城 Pataliputra 華氏城。阿闍世王以後に建立せられ、摩揭陀國の首都となる。

【五四】縛喝 Bokharu。西域の觀貨羅國の首都なり。

【五五】正理論十八(大正二九・四四二上)、國譯毘婆沙部二七・四六一頁。

現の是くの如き果は、是くの如き類の過去の因より生ず。此の因は復是くの如き因より起ると推尋す。乃至久遠、其の所應に隨ふ。皆推尋に由りて現の如く證得す。或は現の是くの如き類の因は、能く未來の是くの如き類の果を生ず。此の果は復是くの如き果を引いて生ずと推尋す。其の所應に隨ひ乃し久遠に至る。皆推尋するが故に現の如く證得す。是くの如く展轉して、過去の因を觀じて、其の所應に隨つて乃し久遠に至る。現の如く證得して皆顛倒無し。此の位に於て境の體非有なりと雖も、而も智は二種の決定無きに非ず」と。彼れは謂はく、「是くの如き因の智生ずる時、自の相續の中に因縁有るが故に。謂はく、昔曾て是くの如き智有りて生ず。傳因して、今の是くの如き相の智を生ず。故に今智生じて、昔の如にして解す。即ち昔の境を以て今の所縁と爲す。然も彼の所縁は今時非有なり。今非有なりと雖も、而も所縁と成る。故に二決定無しと言ふべからず。是くの如く展轉して未來の果を觀するも、傳々して生ずること前に准じて説くべし」と。上座は此に於て自ら難釋して言はく、「若し智が前の曾て取る所の境を縁すれば、昔の境を以て今の所縁と爲すべし。若し過去の曾て未だ取らざる境を縁じ、或は逆に未來世の事を思惟すれば、寧ぞ昔の境を以て其の所縁と爲さんや。相續の中に於て必定、應に因智果智有り、先きの時已に生じ、今の智生ずる時、亦彼の智の曾ての所縁の境を以て其の所縁と爲すべし。彼の智を因と爲して今の智を生ずるが故に、今の智も彼れの如く亦能く推尋す。是くの如き因より、是くの如き果を生ず。或は是くの如き果は、是くの如き因より(生ず)。其の所應に隨つて皆能く證得す。證得する所に隨つて皆顛倒無し。此の位に於ては境體非有なりと雖も、而も智は二種の決定無きに非ず」と。是くの如く、一切上座の言ふ所は皆痴人の夢に説く所有るが如し。^{五〇}四縁を辯ずる處に已に廣く推徵せり。應に彼の文例に准じて此の説を破すべし。此の説は但愚蒙を誘誑すべし。智者推尋するに都て實義なし。今仍、此に於て略して重ねて思擇せん。

【五〇】正理論十八(大正二九、四四〇中、四四二上)、國譯毘曇部二七、四五二頁、四六一頁。

縁と成るが如くなるべけんや。故に去來に於ては縁異なり有異なり。彼れは有なること所縁と成るが如くなるべからず。有は會當に據り、縁は現に據るが故に。又彼れは自ら前後相違を語る。謂はく、先きには既に、『過去の色受等を憶する時、現の如く分明に彼れを觀じて有と爲すに非ずして、但、彼の會有の相を追憶するのみ』と説き、後には應に會て現在の領する所の色相の如く、是くの如く過去を追憶して有と爲す』と言ふべからず。現在色相を領する時、會有の相を領するに非ず。唯現有を領し、亦過去の色を追憶する時、現有の相を憶するに非ず、唯會有を憶するが故に。現在を領すると、過去を憶すると、現と會の有相と條然として差別するを以てなり。若し現有の如く過去を追憶して、彼れは有なること所縁と成るが如しと説かば、是れ則ち過去の實有を極成するなり。現在實有の相を領するが如く、是くの如く過去を追憶して有と爲し、既に彼れの有なること、追憶する所の如しと許して、如何が過去の體は實有に非ざるや。故に彼れの後説は自ら前宗に違す。又彼れの言ふ所の『若し現の如く有ならば應に現世と成るべし。若し體現に無ならば、則ち應に無境を縁する識有りと許すべし』とは、此れは先きに已に説きつ。先きに説くとは何ぞ。謂はく、去來の有は現在の如きに非ず。一切の同じく實の有の中に於て、種々の有の性の別有りと許すを以ての故に。又一切の識は必ず境有るが故に。謂はく、有の境を見て、識方に生ずることを得。世尊の言ふが如し。『彼々の境相を各々に了別するを識取蘊と名く』と。所了とは何ぞや。謂はく、色より法に至る、彼の經は有識無境を説くに非ず。此れに由りて、應に知るべし。去來を縁する識は定んで境有るが故に、實に去來有り。此の中經主と諍ふべき所は、前に已に辯ぜしが如きの故に、重ねて述べず。

此の中上座は是くの如きの言を作す。『智は非有を縁じ、亦二決定す。因果展轉の理を推尋するが故に。其の義如何ぞ。要らず現を取り已りて、前後際に於て、能く速かに推尋す。謂はく、能く、

【四八】 俱舍論二十・七右。

【四九】 俱舍論二十・七右。

中、善逝決定して判して言ふ、所依所縁皆能く識を生ずと。各別の相續も亦是れ能生の母なり。是れ能生の世極成するが故に。又彼れの説く所の、如何が未來百千劫の彼の當有の諸法が能生の縁と爲つて、今の識を生ずとは、亦彼れを詰るべし、如何が未來の近き當生の法、能く今識を生ずるやと。因果、染離染の事、若しは遠、若しは近、性皆等しきに據るを以ての故に。又一切法の自性、皆作者の作用なし。此に於て、定んで能生所生の差別を執すべからざるが故に。一切法の自體有る者、皆但、識の所依所縁と爲る。但の聲は能く識が無體の法を以て所縁の境と爲すこと有るを顯はすと説くに非ず。

經主は四五此に於て自ら難釋して言はく、「若し無ならば如何にして所縁の境と成らんか。我れは説く、四六彼れは有なること、所縁と成るが如しと。如何にして所縁と爲るか。謂はく、會有と當有となり。過去の色受等を憶ふ時、現の如く、分明に彼れを觀じて有と爲すに非ずして、但、彼の會有の相を追憶するのみ。逆に未來の當有を觀することも亦爾り。謂はく、曾て現在の領する所の色相の如く、是くの如く、過去を追憶して有と爲す。亦當の現在の領する所の色相の如く、是くの如く、逆に未來を觀じて有と爲すなり。若し現の如く有ならば、應に現世と成るべし。若し體現に無ならば則ち應に無境を縁する識有りと許すべきことも、其の理自ら成すと。」

譬喩師の徒は情、世俗に參ず。所有の慧解、但鹿淺なるが故なり。是くの如き類の四七爾焰の稠林は世間の淺智を以て量と爲すべきに非ず。唯是れ清淨覺を成就する者は、境に稱ふ妙覺の所觀の境なるが故に。若し諸の世間の覺の不淨なるは、要らず曾て領受して方に能く追憶す。此れに因つて去來世の異を尋思するは、理必ず爾るべし。彼れは未來に於ては、未だ領納せざるに由りて、觀極めて闇昧なり。清淨覺者は、去來を觀じ、未領納を脱して、觀極めて明了なり。若し過未が有なること、所縁と成るが如くならば、杌に於て人を縁じ、塊に於て鴿を縁ず。豈、彼れは有なること、所

【四四】「法但爲二所縁境このこの但の字を指して云ふ。俱舍論二十・六左。

【四五】俱舍論二十・六左。

【四六】彼れとは過去未來を指す。過去未來は現在の如く實有に非ざれども、次の會有當有の義に依りて所縁となる義ありとの意なり。

【四七】爾焰 Jherya 所知の原語なり。是くの如き知るに困難なる所知はの意味なり。

今時の識を生ぜん。又、**涅槃**の性は一切の生に違す。立て、能生と爲さば、正理に應ぜず。若し法にして但能く所縁の境と爲らば、我れも過未は亦是れ所縁なりと説く」と。

經主の此の言は論道に乖く。謂はく、對法者は是くの如き言を作す。佛は二縁能く識を生ずと説く。此れは則ち唯實及び假の依を根と爲し、境と爲して、方に能く識を生ずと説く。二は唯彼れを用て自性と爲すが故に、無が二縁の所攝と爲るべきに非ず。此れに由りて、佛が已に方便して、無を所縁と爲して識も亦起ることを得るを遮するを知る。既に過未を縁する識が亦生ずることを得るが故に、去來の體が是れ實有なることを知る。宗承既に爾り。而も經主が有の如く無も亦能く所縁の境と爲ると言ふは、但、佛に違戻するのみに非ず、對法の宗に非ず。對法の諸師は佛の意旨を承けて、心首に置き、咸是の言を作す。過去未來は決定して實有なり」と。

言ふ所の「此の義應に共に尋思すべし」とは、應に共に何の法を尋思すべきや。意は意識の所依の生縁と爲り、法は所縁と爲りて能く意識を生ず。所依(所)縁別にして生縁の義は同じ。佛は二縁能く識を生ずと説くが故に。所依闕くれば識定んで生ぜざるが如く、所縁若し無ければ識も亦起らず。二種俱に是れ識の生縁なるが故に。明了の義に於て何の尋思する所ぞ。若し**意根**と所生の識と、一類の相續にして無間に引生ずるを能生と名くべく、法は爾らずと謂はゞ、**眼根**と及び**色**と**眼識**の生ずるに望めて能生に非ざるべし。彼れは眼識の一類の相續の無間に引くに非ざるが故に。又未來世の近き當生の法も、意識に望めて亦能生に非ざるべし。彼れも亦所生の識と、一類の相續の無間に引くに非ざるが故に。然も彼れは自ら亦是れ能生なりと許す。彼れ自ら百千劫の後の當有と、非有と、及び**涅槃**と、如何が縁となつて、能く今の識を生ずと言ふに由る。若し未來世の近き當生の法が、今の意識に望めて、亦能生に非ざれば、如何が但、百千劫の後の當有と、非有と、及び**涅槃**と、如何が縁と爲つて能く今の識を生ずと言ふや。故に彼れの説く所の語は亦過有り。此の

【四二】 擲滅無爲の涅槃は證得すべき法にして、能生の縁となりて第六意識を生ずることなし。

【四三】 俱舍論二十・六左の文。前に已に闡說せり。

【四四】 以下は能生の意義に就いて論議す。經部は能生は一類の相續について云ふことなりとし、有部は各別の相續に就ても云ふこととなりとなす。

經を擾亂す。豈、名けて經の意趣を釋すと爲すことを得んや。又若し爾らば、經には但應に言ふべし。『若し過去の色、過去に非ず』と。『若し過去の色有に非ず』に非ず。又經の次後に應に是の言を作すべし。『過去の色是れ過去なるを以て』と。『過去の色是れ有なるを以て』に非ず。文既に爾らず。彼の釋は定んで非なり。若し「前經に是くの如き義有り、若し過去の色に過去有るに非ざれば、中に於て厭捨を勤修すべからず、無法に於て厭捨を修すべきに非ず。要らず過去の色に過去性ありて、方に中に於て、厭捨を勤修すべし。現在の色に現在性有りて、方に中に於て離滅を勤厭すべきが如し」と謂はゞ、則ち我が釋と其の義差無し。彌いよく更に過去の實有を顯成す。此れに由りて、彼れの釋は徒らに劬勞を設けて、定んで過去の實有を遮すること能はざるなり。

彼れの第二の、前の所引の經を釋するは、少しく彼の經の所説の義趣有り。謂はく、「會領納は厭捨を勤むべし。未だ會て領納せざるは何の厭捨する所ぞ」と。然も知らず、彼れは是の釋經を作して、如何が過去の實有を遮せんと欲するや。若し實有に非ざれば厭捨は唐捐なり。

杖髻經を釋するも亦理に應ぜず。無法は因縁性を成ぜざるが故に。彼の隨界の言は所詮無きが故に。一刹那の宗には相續なきが故に。無法は異熟を招く能はざるが故に、爾らずば生死は無窮なるべきが故に。此れに由りて我れは實に去來有りと説く。

又二縁を具して識は方に生ずるが故に。謂はく、契經に説く、識は二縁にて生ず。契經に言ふが如し。『眼と色とを縁と爲して眼識を生ず。是くの如く乃至、意と法とを縁と爲して意識を生ず』と。若し去來世實有に非ざれば、能く彼れを縁する識は應に二縁を闕くべし。經主は三九此の中、是くの如き説を作す。「今此の義に於て應に共に尋思すべし。意と法とを縁と爲して意識を生ずとは、法は意の如く能生の縁と作ると爲んや。法は但能く所縁の境と作ると爲んや。若し法が意の如く能生の縁と作らば、如何ぞ未來萬千劫の後、三九當有の彼の法と或は四〇當に亦無なると、能生の縁と爲つて、

【三五】 上の經文の第二の解釋に對する有部の破なり。

【三六】 上の杖髻經の解釋に對する有部の破なり。

【三七】 三世實有を證明する文證の一なり。俱舍論二十・六左に出してこれを破す。今その反駁なり。

【三八】 俱舍論二十・六左

【三九】 未來可生の法。
【四〇】 緣缺不生の法。

の如き義に依るが故に有る頌に言はく。

諸法の體相は一なり。 功能と有の性とは多なり。

若し如實に知らざれば、 佛敎の外に居すと名く。

然も彼れの引く所の勝義空經は、前に通釋するが如く、彼れに於て證に非ず。又彼の宗は實有の過去業を許さず。而も經は有り已つて還無しと説かず。如何が引いて彼の義を證成すべけんや。故に己情を率ひ、巧みに謬釋を爲すも、去來の實有を違害すること能はず。

上座は此に於て。前の經を釋して言はく、『若し過去の色有に非ざれば、多聞の聖弟子衆、過去の色に於て厭捨を勤修、乃至廣説』とは、此の説の意は言はく、若し過去の色過去に非ざれば、多聞の聖弟子衆、過去の色に於て厭捨を勤修すべからず。應に現在の如く、離滅を勤厭すべし。或は若し過去の色、自他の相續中、曾領納に非ざれば、多聞の聖弟子衆、厭捨を勤修すべからず。要らず曾領納は方に默捨すべし。未だ曾て領納せざるをば何の厭捨する所ぞ。彼の色は是れ過去及び過去の曾領受なるを以ての故に、應に多聞の聖弟子衆、過去の色に於て厭捨を勤修すべし』と。又第二の杖鬘經を釋して言はく、『彼の過去の業も亦有と説くべし。因縁有るが故に、隨界有るが故に、未だ能く彼の相續を遮すること有らざるが故に、彼の異熟果は未だ成熟せざるが故に、最後が方に能く異熟を牽くが故に、然も去來世に實有の體に非ず』と。是くの如く經の義を解釋するを笑ふべし。此れは豈、能く去來の實有を遮せんや。是くの如く一切智の經を謬釋す。豈、能く印度の方域を莊嚴せんや。且らく、彼れの初めに前の所引の經を釋し、若し前經に是くの如き義有り、若し過去の色是れ過去に非ざれば、中に於て厭捨を勤修すべからず應に現在の如く離滅を勤厭すべしと謂ふは、此れは經意に非ず、徒らに劬勞を設くるのみなり。若し彼の色是れ過去に非ざれば、應に是れ現在、或は是れ未來なるべきを以て、是れ則ち但現在の如くなるべからず。此の言は翻つて是れ契

【三〇】この經文、この卷の初めに引用す。俱舍論二十・二右引用。今この文を上座は二様に解釋するなり。

【三一】その第一の解釋なり、有部はこの解釋を下に破す。

【三二】その第二の解釋なり。有部の破下に出づ。

【三三】この杖鬘經の解釋も有部下に破す。

【三四】上の經文の第一の解釋に對する有部の破なり。

經を捨つ(べき)に非ず。故に應に去來は實有なりと信知すべし。

經主は^{三五}又杖譬經を釋して言はく、「業は過去すと雖も而も猶有なりとは、彼の所引の現相續の中の與果の功能に依りて密に説いて有と爲す。若し爾らずば、彼の過去の業が現に實有性にして、過去は豈成ぜんや。理として必ず應に爾るべし。薄伽梵は、^{三六}勝義空契經の中に於て、『眼根の生ずる位に從來する所無く、乃至廣説』と説くを以てなり」と。此れは愚者が駛流の中に於て、船を以て乗船者の足に繋ぎ、船の停止を望むも、終に是の處無きが如し。且らく、彼れの執する所の現の相續の中の與果の功德とは、智者は審諦に其の相を推尋して、竟に不可得なり。如何が過去の業の自體已に無くして、與果の功能に依りて、説いて有と爲すべけんや。諸の巧僞者の執する所の隨界、功能、熏習、種子、増長、不失法等、處々に已に破せり。彼れ豈、能く此の了義經の所説の有の言を障へ、不了と成らしめんや。設ひ彼れの引く所の功能有るを許すも、亦斯れに由りて無法を説いて有と爲すべからず。彼の因の無の故に、亦功能の無を説くこと勿れ。差別の因縁は不可得なるが故なり。又世尊の説と彼れと同じからず。謂はく、佛は明かに言はく、「業に過去し盡し滅し變易すと雖も、而も猶是れ有なり」と。彼の業の引く所の與果の機能が、相續の中に於て設ひ現有なりと許すも、體、過去し盡し滅し變壞するに非ず。如何が彼れに依つて是の言を説くべけんや。若し必定して然らば、佛は應に明かに『業は過去し盡し、滅し、變壞すと雖も、而も相續に於て、彼の功能有り』と説くべし。佛既に但、彼の業猶有なりと言ふが故に、實に彼の過去の業有ることを知る。

又佛は但、過去は有なりの言を説く。如何が定んで功能に約して説くと知るや。豈、已に説かずや。「若し爾らずんば、彼の過去の業の現の實有の性ならば過去豈成ぜんや」と。^{三七}我れ前文に於て豈已に説かずや。^{三八}前文に何を説くぞ。謂はく、體相は復差なしと雖も、而も其の中に於て有の性の別を見る。是くの如く説く所の有の性同じからず。汝等中に於て、誰か能く過を説くや。是く

【三五】 俱舍論二十・六右。

【三六】 前に已に引用せり。

【三七】 經部師の難なり。俱舍論二十・六右。

【三八】 有部の答なり。

【三九】 前卷の種々の有を説くるところを指す。

會當を説くべきを現見す。曾て非實有の法に於て、會當の義を説くを見ず。舍利子が世尊に白して言ふが如し。『闍陀苾芻、昔し曾て一婆羅門邑に於て、往いて家に乞食す』と。此の語を説く時、彼の家は現有なり。世尊亦説く、『慶喜よ、苾芻は當に上座の爲めに、乃至廣説』と。此の語を説く時、慶喜は現有なり。故に實有の過大未來に於て、有の會當を説く理善く成立す。又若し實の過去未來無ければ、則ち因果を誘る見を遮する所無し。謂はく、若し實有の過去を因と爲して、能く未來の實有を感じて果と爲し、而も撥して無と爲さば、因果を誘る見と名く。若し去來世の因果實に無ならば、無に於て無を見るも、豈、名けて誘と爲さんや。寧んぞ。彼れを遮して、去來有りと説くを爲さんや。豈、先に言はずや。會當は是れ有なりと。我れも亦先きに有無に通ずべしと説く。又此の中に於て、何の別の理有りて、唯會當の有に據りて去來有りと説くや。非會當に據りて現在無しと説き、此れを説いて常見を遮する能有るに非ず。故に彼れの言ふ所は深き理趣なし。

又我れ先きに、會當の有の言は、但、異門を以て現在の有を説き、過未に關するに非ずと説く。

如何が能く遮するや。有の聲は通じて有無を顯はすと云ふは、此れも亦理に非ず。極成せざるが故に。能く通じて顯はすと執すれば、應に誠言を説くべし。然るに世は有は唯有を顯はすと極成す。曾て有の聲の無を顯はすと有るを見ず。如何が乃ち有の聲は通じて顯はすと云ふや、而も世間に燈の先きに無きこと有り、燈の後に無きこと有りと言ふは、聲の理の釋の如し。此れは前に已に説けり。後に當に更に辯すべし。若し爾らずば去來の性成ぜずと言ふは、理亦然らず。彼れ成ぜざるが故に。彼れの過去は過去の性有るに非ず。彼の未來は未來の性有るに非ず。自體無くして性の名を立つべきに非ざるが故に、彼の去來の性は成立せず。或に彼れは種々の勦勞を設けて、去來は是れ實有の性なりと成立すべし。爾らずば二世の性必ず成ぜず。是くの如く且らく、彼の宗の所説の如くんば、定んで去來有の經を釋する能はず。彼の宗が釋すること能はざるの故を以て、便ち善逝の所説の契

【三】舍利子 Śariputra, Śāriputra.

【四】闍陀 Chanda, Chianna.

【五】慶喜 Ananda.

【經主は】^一中に於て、強力を以て、通つて非了たらしめんと欲して、是の釋を作して言はく、「我等も亦去來世有り」と説く。謂はく、過去世の曾有を有と名く、未來は常有なり。果因を有するが故に。是くの如き義に依りて、去來有り」と説く。去來は現の實有の如しと謂ふに非ず。故に彼の有を説くは、但、會當の因果の二性に據る。體の實有に非ず。世尊は因果を誘する見を遮せんが爲めに、會當の義に據つて去來有り」と説く。有の聲は通じて有無の法を顯はすが故なり。世間に燈の先きに無きこと有り、燈の後に無きこと有り」と説くが如く、又、有るが、燈の已に滅すること有り、^二我れの今滅するに非ずと言ふが如く、去來有り」と説くことも、其の義亦應に爾るべし。若し爾らずんば去來の性は成ぜず」と。

此の釋の有の言は定んで善説に非ず。實に去來世有り」と許さざるが故に。^三假有は前の如く理成ぜるが故に。更に餘の有の義有る容べきこと無きが故に。如何が經中の有の言を決判して、而も我れも去來世有り」と説くと言ふや。「過去の曾有を有と名く、未來は常有なり。果因有るが故に」と言ふと雖も、而も實に方便して矯つて異門を以て説くなり。現在の有は何ぞ過未に關せんや。故に彼れの言ふ所の、「我れ等も亦去來有り」と説く」とは、但、^四虚言有りて、竟に去來の有の義を伸ぶること能はず。若し去來世が但、是れ會當にして、法の體實に無ければ有と名くべからず。或は若し有と許さば、則ち應に去來の二世は但、^五是れ會當なり」と説くべからず。又若し實に無なるも、曾有を以ての故に、亦過去も實有と爲すと説かば、則ち現在も實有の性なりと雖も、曾有に非ざるが故に、應に執じて無と爲すべし。過去も應に會有と非有に通ずべし。即ち此の理に由り、未來を類説するに、彼れも亦當有と非有とに通ずべし。然るに實有の過去の體の上に、亦少分の曾有と名くべき有り。此れに由りて過去の有性を成ずることを得。是くの如く實有の未來の體の上に、亦少分の當有と名くべき有り、此れに由りて、未來の有性を成ずることを得るなり。世間に、實有の法に於て、

【一五】 俱舍論二十・五左。

【二】 燈は已に消えて有り、自分が今消したに非ずとの意なり。

【三】 去來の假有は前に「假有は所持有りて中に於て覺を生ずるもの」と釋せし。照して成立せずとの意なり。前卷ニケ所參照。

とを許さざるを知る。汝が宗とする所の過去の有を許して、唯未來の眼根有ること無しと言ふに非ず。如何が斯の契經を引いて證と爲すや。

是の語を説き已りて、世尊は復、當に斯の契經の意趣に迷うて、便ち過去未來有ること無しと謂ひ、謗因謗果の邪見を増長することを觀じ、彼れを遮せんが爲めの故に、復是の言を作す。『業有り、異熟有り、作者不可得なり』と。此れは要らず過去の業因有りて、方に未來の異熟果起る、更に別に作者の作用有るに非ざることを顯はす。故に實我有ること無く、唯決定して因果相屬有ることを顯示せんが爲めに、如來此の勝義空經を説く。去來の實有を遮せんと欲するが爲めに非ず。前の所引の經の義と違ふること無し。故に前の契經は是れ了義の説なり。

有るが説く、「定んで去來を遮する經有り。契經に言ふが如し。『内の眼の結の無きに於て、如實に我れに内の眼の結無しと了知す』と。又契經に説く、『此れ無く彼無し』と。又契經に言はく、『彼の二媛無し』と。彼の經は證に非ず。即ち彼の經の中に文有りて去來の有を證成するが故に。彼の經に言ふが如し。内の眼の結有るに於て、如實に我れに内の眼の結有り」と了知す」と。善心の位に結の現行有るに非ず。故に知る。彼の經は過未有ることを説く。又彼の經に説く、行有り識有りと、異熟果と異熟因と俱なるに非ず。故に彼の經が過未有ることを説くを知る。又彼の經に説いて、二苾芻に四句の法門有ることを告ぐ。我れ當に汝の爲めに説くべしと。此れは身内に定んで未來有ることを證するなり。語文等の體、當の爲めの所説なり。故に彼の經が過未有ることを説くを知る。然るに彼の經に結等の無を説くは、不成就、不造、不得を顯はす。決定して去來有りと説く經の如く、決定して遮する經は曾て有ることを見ざるが故に、我が引く所の去來有り」と説く」經は、理として應に眞の了義説と爲と許すべし。前の所引の眞の了義經に於て、已に正しく非了義の執を遺除す。此れと彼の計と決定して相違す。

を遮する言は、能く去來は是れ實有なることを遮するに非ざるが故に。然も此の「眼根の生ずる位に從來する所無し」等の言は、應に審に尋思すべし。此の言は何の義ぞ。若し眼根の生ずる位に、體是れ有と許さば、則ち未來の有の其の義は已に成ず。若し猶無なりと執すれば、何の疑慮する所ありて、而も生ずる位に從來する所無しと言ふや。諸體無なれば從來する所有るに非ず。何ぞ勞はしく此に於て從來する所を遮するや。但、應に明かに生ずる位は有に非ずと言ふべし。既に生ずる位に從來する所を遮す。故に知んぬ。大師は、別に現の積集する處有り、眼が彼より來ることを許さざるなり。次後に「滅する時造集する所無し」と説くが故に。世間に邪論者有り、眼根の生ずる位に、火輪より來り、眼根滅する時、還つて彼に造集すと説くを以て、彼れを遮するが故に此の兩句經を説く。或は眼根が、自性より出で、没して彼れに還歸することを遮するが故に、此の言を説く。或は眼根が、自在の所作なることを遮するが故に、是くの如き兩句の經文を説く。謂はく、眼根に勝作者有ることを遮するなり。彼れは唯因果相屬有ることを顯はす。已に他宗を遮し自意を顯はさんが爲めの故に、次に復、「本無くして今有り、有り已りて還去る」の兩句經の文を説くなり。謂はく、此の中言ふ所の「本無くして今有り」とは、「本集まる處無く、自の因縁より生ずることを顯はす。或は因は是れ果の藏たらしめんと欲するもの有るが故に、佛、果は因中に本無く、但、彼の因に由りて別の果有りて起ることを説く、或は此れは眼根生ずる時、能く本來、未だ至らざる所の位に至ることを顯はさんがために、此の義に依りて、「本無くして今有り」と説く。此の經の文意は理必ず然るべし。故に次に復、「有り已りて還去る」と言ふ。此れは作用を起し、自果を牽き已つて、還去つて、本の如き作用無き位に至ることを顯はすなり。若し佛、去來の是れ有なることを遮せんがために、方便して此の本無今有等の言を説かば、前句に本無今有と言ふが如く、後句も應に「有り已りて還無し」と説くべし。既に「無」と言はず、但、「還去」と言ふ。則ち過去は是れ無なるこ

【二六】以下すべて眼根以外に何者かありて、その處より眼根來り、眼根還り去るといふ異説を出し、佛の教に遷流する眼根ありて過現未に遷しといふことありと説く。

【二七】數論派の説を出す。

【二八】大自在大外道の説を出す。

又 契經に説く、『舍利子に告ぐ。杖髻外道、恍惚として發言し、不善に尋求し、審かに思擇せず、彼れ愚慳にして、不明不善にして、是くの如き言を作す。『若し業過去し盡滅し變壞すれば都て所有無し。所以は何ぞ。業は過去し盡滅し變壞すと雖も、而も猶是れ有るは何に縁つて知るや』と。』此の引く所の契經は、去來有ることを説く。定んで是れ了義なり。曾て餘所に決定して遮止すること無し。猶補特伽羅等の如くなるが故に。謂はく、處々に補特伽羅有りと言くと雖も、而も説いて實に體有ること無しと爲すべし。又契經等に分明に遮するが故に。此れに由りて、補特伽羅有りと説く所有の契經は皆了義に非ず。又經に應に父母を害すべしと説くが如きは、理として亦應に是れ不了義の經なるべし。餘經には是れ無間業にして、無間は必ず捺落迦に墮すと云ふを以ての故に。又經に諸の習欲者は、惡業の而も作す能はざるもの有ること無しと説くが如きは、此れ亦應に是れ不了義の經なるべし。餘經の中に、諸の聖者の故思に由りて諸の惡業を造ることを遮するを以ての故に。是くの如き等の類に隨つて、應に當に、此れは分明に決定して、去來世有りと説くに非ず。已に復餘處に於て、分明に決定して去來有りと遮す。以て此れは了義に非ずと准知すべし。』

然れども此れは決定して是れ了義の説なり。餘經の不了の相を越ゆるを以ての故に。恍惚論者は何ぞ太だ輕がるしく言ふや。但、己宗に違する經を便ち判じて不了と爲す。

「豈、亦去來を遮する經有らずや。勝義空契經の中に言ふが如し。『眼根の生ずる位に、從來する所無く、眼根の滅する時、造集する所無し。本無くして今有り、有り已りて還去る』と。若し未來世に、先きに眼根有らば、則ち本無くして今有りと云ふべからず。奇なるかな、凡鄙、明執して心を覆ひ、鹿淺の義中、明見すること能はず、且らく我が釋を置け、汝云何が、後の契經に由つて、前(の契經)が了義に非ざるを成するを知るや。前に由るが故に後經不了を成するに非ず。然も此れが勝義空經を説くに依つて、此れに依つて去來の有を遮すること能はず。行を離れて作者有る

【六】 冠頭俱舍にては中阿含四・八丁とすれど當らず、今見出されず。

【七】 杖髻外道 Tāgūstika-tyāhita.

【八】 以下過去未來の有の否定論者の論難として讀むべきが如し。

【九】 本文人に作る。今他本に依りて又に改む。

【一〇】 雜阿含十三・三四(大正二・九二下) 俱舍論二〇・六右引用。

【一一】 經文には、眼根の生ずる時、來る處なく滅する時に去る處なしとあり。

【一二】 何處に集まり至るといふことなしとの意なり。

【一三】 俱舍論引用には「去」を「無」に作る。

【一四】 こゝに前後の契經とは、前とは前引の雜阿含十三・三四。後とは勝義空經なり。

【一五】 勝義空經の語は行を離れて作者有るを遮するものにて去來の有を遮するに非ずと難を添ずるなり。

卷の第五十一

〔辯隨眠品第五の七〕

第二項 頌文に就て宗趣を顯はす

是くの如く略して、三世の有無の理趣、正邪に差別有ることを述べ已んぬ。此の義をして、決定し一明を増さしめんが爲めに、復頌文に依つて、廣く宗趣を顯はす。頌に曰はく、

三世の有は説に由る。 二と境と果と有するが故なり。

三世有りと言くが故に、 説一切有と許す。

論じて曰はく、實に過去未來現在有り。了教と正理と俱に極成するが故に。若し爾らば三世は何に由つて別有るや。是くの如き徵責は、起すこと何ぞ次に非ざらんや。且らく、應に詰問すべし。何をか教と理と謂ふや。我れ教と理とを引いて、己が宗を成立せり。過去未來現在は實有なりと。

有の義は既に顯はる、別に思擇し易し。既に爾らば、現在の實有は極成す。何の教と理とにて、去來の實有を證するや。且らく經中に世尊の説くに由るが故に、謂はく、世尊は説く。『過去未來の色は尙無常なり。何ぞ況んや現在をや。若し能く是くの如く、色の無常を觀すれば、則ち諸の多聞の聖弟子衆、過去の色に於て、勤めて厭捨を修し、未來の色に於て勤めて欣求を斷す。現在の色の

中に勤めて厭うて離滅す』と。若し過去の色有に非ざれば、多聞の聖弟子衆、過去の色に於て、厭捨を勤修すべからず。過去の色は是れ有なるを以ての故に、應に多聞の聖弟子衆、過去の色に於て

厭捨を勤修すべし。若し未來の色有に非ざれば、多聞の聖弟子衆、未來の色に於て欣求を勤斷すべからず。未來の色は是れ有なるを以ての故に、多聞の聖弟子衆、未來の色に於て、

欣求を勤斷すべし。

【一】 以上既に三實有に就て大體に於て論證し來れるも、以下更にこの義を明かならしむるために世親の頌に就いて説明し行くものなり。

【二】 三世は實有として然らばその三世は何に依つて別有るやとの問を出し、次にこの問を後廻しにして、その三世實有の教理證如何を問ふべしといふなり。

【三】 有のことは前項に説明し終り、このことは知り易きが故に現在有は問題に非ず、去來の有の教理證いかんと問ふべしとなり。

【四】 雜阿含三・二九―三〇（大正二・二〇上）俱舍論二十、二右引用。

【五】 此の一句俱舍論の引用文に缺く。經文の「於現在色厭離」に當る。

も、而も説いて内外の性別なりと爲すべし。受等領等體相同なりと雖も、而も説いて樂等の性別なりと爲すべし。又眼等は一相續に在り、清淨の所造にして、色の體相同にして、而も其の中に於て性別の別有るが如し。見聞等の功能別なるを以ての故に。此の中に於て功能、有に異なるに非ず。性等の功能の差別有るべし。然も見等の機能は即ち眼等に有り。功能の別に由るが故に、性定んで別有り。故に知んぬ。諸法は同一時に有りて、體相差なく、性別別有り。既に法有り、體同時に、體相差なく性別の別有るを現見す。故に知んぬ。諸法三世を経る時、體相差無く、性別別有り。是くの如く善く對法の義宗を立つ。

經主は中に於て上座に朋附し、所立の宗趣に、是の 三 語言を作す。「過去未來若し俱に是れ有ならば、如何が是れ去來の性と説くべけんや」と。此の詰は義に於て都て相關せず。同じく實有の中種々有りと許す。性の差別有ること、理極成するが故に、三世は有なり。論は亦詰つて言ふべし。「過去未來若し俱に有に非ざれば、如何が此の去此の來と説くべけんや」と。常有を説く宗は有體の法に依り、自性の異と因縁の不同に由り、種類の差別有りと立つべし。去來世の無體を説く論者は、去來世の體既に決定して無なり。自性と因縁と異と説くべからず。如何が去來世の別を分判せんや。彼れの如きは唯、實の無體の中に託して、矯つて言詞を立て、尙能く去來世の異ありと説く。況んや此れは實有の體中に憑託して正しき道理を以て、去來世の別有りと説く能はざらんや。

【五】 俱舍論二十・六右。

と執するが故に、二受等の俱に現行すること無きが故に、是れ則ち聖道が、諸の有爲に於て遍知すること能はず。便ち經に、『若し一法に於て、未だ達せず未だ知らず、我れ苦の邊際を作す能はずと説く』と説くに違す。是の故に聖道は必ず去來を緣ず。

應知に就て、去來世の、唯假有に非ず、所知を成すべきが如く、是くの如く餘の應斷應證及び應修等の差別の法門に就ても、其の所應に隨つて、皆過未が假有に非ざる義を成ずることを得べし。假法は定んで所斷等に非ざるが故に。

又假と實と定んで、是れ一、是れ異、世の伊字の三點の所成の一異説き難きが如しと言ふべからず。去來今の世の前後の位殊る。如何が去來の二世は體唯是假にして、現在に依つて立つと言ふべけんや。是の故に彼れの論は理と相違す。聖言に順ぜず、收採すべき無し。

既に定んで過去未來有りと説く。云何が應に彼の定有の相を知るべきや。對法者の説く所の如く應に知るべし。對法の諸師は如何が有と説くや。因果、染離染の事有り、自性虚に非ざるに由りて、説いて實有と爲す。現在の實有の名を得るが如きに非ず。謂はく、彼の去來は、馬の角、及び空花等の是れ畢竟無なるが如きに非ず。瓶・衣・軍・林・車・室・數取數等の唯是れ假有なるが如きに非ず。現在の是れ實有性なるが故に非ず。所以は何ぞ。馬角、及び空華等の諸の畢竟して無にして、瓶・衣・軍・林・車・室等は假りに因果等の性有りとかくるを得べきが如きに非ず。又已滅及び未已生は、説いて現に同じく實有なりと言ふことを得べきに非ず。是くの如き理を以て蘊んで心中に在り、應に固く去來定有なりと立宗すべし。

諸の有爲法は三世を歴る時、體相差無し、性寧んぞ別有らんや。豈、現見せずや、有る法は同時に體相差無くして而も性別有り。地界等の内外の性殊なるが如し。受等は自他と樂等の性別なり。此の性と有と理定んで差無し。性既に殊有り、有必ず別有り。是れに由りて、地等の體相同じと雖

前の決擇に由りて其の理極成す。此の覺既に無きこと、我れの先きに説く所なり。境と爲つて覺を生ずる有相理成す。若し諸師有りて、此の有相を以て、心首に標すれば、應に固く宗を立すべし。過去未來決定して是れ有なりと。能く境と爲りて諸覺を生ずるを以ての故なり。

復應に思擇すべし。上に言ふ所の如く、實有假有俱に能く覺を生ず。既に過未を緣じて亦覺有りて生ず。過去未來は實と爲んや。假と爲んや。有るが説く、「唯假なり」と。彼れの説は然らず。假法の所依は去來に無きが故に。若し現在は是れ彼の所依なりと謂はゞ、理亦然らず。相待せざるが故に。謂はく、現に待ぜず。亦有るは能く去來を緣じて境と爲して諸智轉するが故に。先きに是の説を作す。若し所持有り、中に於て覺生すれば、是れ假有の相なり。又世に諸の假の所依、若し都て盡くる時、假轉ぜざるを現見するが故に。謂はく、世に、補特伽羅・瓶・衣・車等の諸の假有の法の所依盡くる時、彼れ則ち轉ぜざるを現見し、然も現在の諸法盡くる時、過去未來の猶施設すべきを見るが故に、彼の救ふ所の理は定んで然らず。又假の所依と能依の假と、展轉して相違せざるを現見するが故に。諸の有爲法の世に行する時、過去未來は現と並ばず。如何が現に依つて去來を假立せんや。是の故に去來は唯假有に非ず。又未だ曾て、前後の位の中、假を轉じて實と爲し、實を假と爲すを見ざるが故に。若し去來は唯是れ假有なりと執せば、應に現在も亦假にして實に非ずと許すべし。或は現在は是れ實有と許すが故に、過去も亦實にして假に非ずと許すべし。是くの如く、彼れの言は極めて理に違するが故に、宜しく速かに捨棄して固執すべからず。又假は定んで聖道の境に非ざるが故に。謂はく、假有の補特伽羅・瓶・衣等の事は是れ聖道の境に非ず。然るに諸の聖道は亦去來の諸の有爲法を所緣の境と爲す。若し此れに異ならば、過去未來の諸の有爲法は、則ち應に現觀忍智の了知する所と爲るべからず。又現觀の時、若し去來の受等を以て、其の所緣と爲すと許さずば、則ち自身の中の受等の諸法は、畢竟、現觀の所緣と爲らず。彼れは過未を緣する能はず

理に非ず。前に涅槃の體を思擇する中に於て、已に辯釋せるが故に。彼れは彼處に於て已に^{五二}是の言を作す。「此の聲は先きに非有なるあり、後に非有なるあり、乃至廣説と説くが如し」と。我れ^{五三}先きに已に釋す。「畢竟して、非有の物の上に於て、此の有の言を説くと爲んや。此の有の言は即ち有の上に於て、餘を遮して立つと爲んや。若し別有の物、聲の先きに居り、後に聲を遮すべきが故に、非有の言を説く。謂はく、彼の物の中、此の聲は、非有なり。諸の互の非有は、定んで有に依りて説く。若し畢竟の非有の物の中に於て、有の言を説かば、何ぞ理に違せざらんや」と。既に爾らば經主は復「若し即ち彼の聲を縁じて境と爲すと謂はゞ、斯れに乗じて展轉して起る」と言ふべからず。多の釋難は、先きに釋する所の有と非有との言に准ず。此の中、聲の先きに非有なるを縁する識は、聲の依處を縁じ、即ち聲を縁するに非ず。謂はく、但聲の所依の衆具を縁するのみ。未だ聲を發せざる位を聲の非有と爲す。非有に於て了知して無と爲すが如し。即ち有法の餘を遮し一起るを縁す。此れも亦應に爾るべし。寧んぞ別釋と爲んや。設ひ、即ち彼の聲を縁じて境と爲すと許すも、設くる所の過難は理亦成ぜず。去來は體は是れ有なりと雖も、而も現在の有の義と同じからずと許すを以てなり。然も即ち本無今有を成ぜず。作用と體と一異に非ざるが故に。是くの如き等の義、後當に廣く辯すべし。

又如何が聲の先に非有なるは、未生なるを以ての故に、此れも亦同疑なりと知るや。謂はく、此の中に於て、正しく共に思擇せよ。聲の未生の位は有と爲んや無と爲んや。故に問ふ、寧んぞ聲の先きに非有なるを知るやと。如何が但、聲の未生を以て答ふるや。未生と先「の非有」の義と別無きが故に。既に未生の故に因と爲ること能はず。聲の未生は都て體有ること無きを證す。如何が聲の未生無を以て、能縁の識の無を以て境と爲すことを證せんや。又後に當に辯すべし。

一切の識の生ずるは、皆有法を縁じて境と爲さざるはなし。且つ非有を所縁と爲す覺無きこと。

【五二】順正理論卷第十七（國譯毘曇部二七・四一六頁）に出づ。
【五三】同上。

は但能詮を縁じ、便ち能く所遮の非有を了知す。後の起は亦能く所詮を縁する有り。彼の體中、所遮の非有を知る。無所詮に因つて智の生ずるは、初起後起但能詮を縁じ、中に於て所遮の非有を了知す。然るに非有等の能詮の名言は、都て所詮無きも亦失有ること無し。非有等は都て無體なるを以ての故に。若し都て無體なるも、亦是の所詮なれば、則ち應に世間に無義の語無かるべし。

有るが是の説を作さく、「一切の名言は皆所詮有り。能詮と名くるが故に」と。若し爾らば、非有、無物等の言、及び第二頭、第三头等、能く無法を表はす所有の名言は何の所詮と爲すや。「而も皆〔所詮〕有りと言ふ。此れを縁する想を以て、此の所詮と爲す。若し所詮無くして能詮有れば、應に所覺無くして能覺の生ずる有るべし。此れは既に然らず、彼れ云何が爾らんや」。此の例は等しきに非ず。覺の生ずる時は、要らず所縁に託するを以てなり。羸の杖に憑るが如し。諸の心心所の法は爾なり。生ずる時、必ず四縁に託す。色等の如きに非ず。諸の能詮の起るは所詮に託するに非ず。因刹那等起の力に由りて發り、自の心想の所欲に隨つて生ず。要らず。所詮に憑託して方に起るに非ず。故に經に無義の言聲有りと説く。心心所の法の起るは、必ず境に託するが故に。經に彼れを説いて、有所縁と名く。非有は名けて有と爲すと説くべからず。無我に了達し、正覺生ずる時、此の覺即ち諸法を縁じて境と爲す。契經に説くが如し。『爾の時に當り、慧を以て正しく諸法の無我を觀す』と。

五。

經主は彼の設くる所の難を叙して言はく、「若し聲の先きには有に非ざりしと縁するときは、此の能縁の識は何を所縁と爲すや。若し即ち彼の聲を縁じて境と爲すと謂はゞ、聲の無を求むる者は、應に更に聲を發すべし。若し聲の無は、未來の位に住すと謂はゞ、未來は、實有なり、如何が無と謂はん。若し去來に現世無しと謂はゞ、此れも亦理に非ず、其の體一なるが故なり。若し少分だも體の差別有らば、本無今有は其の理自ら成ず。故に識は通じて有と非有との境を縁す」とは、此れ亦

【五】 俱舍論二十・七左。

ず。根に譬あり、境を取ること不明なるに由るが故に、境の中に於て顛倒の解を起す。行相は倒なりと雖も、境は實に無に非ず。譬目の人は要す色處有るを以て、種々の相を見る。色が全く無なるに非ず。此れに異ならば則ち應に色處の見無かるべし。多月を緣する識の境も亦無に非ず。謂はく、眼識の生じて但一月を見る。根の變異に由りて、識を發すこと明かならず、迷亂の覺生じて、多月有りと謂ふ。此の覺は非有を緣じて生ずと謂ふに非ず。即ち月輪を以て所緣の境と爲す。若し爾らずば、一月無き處に應に見るべし。既に月無き處に、此の識は生ぜず。故に此れは即ち月輪を緣じて境と爲す。然も夢等の識は、有の境を緣じて生じ、行相分明にして差別有るが故に、覺等の位の青等を緣する心の如し。寧んぞ證を引いて無を緣する識有ることを證せんや。非有に於て了知して無と爲す、此の覺は何を以て所緣と爲すと言ふは、此れは有を遮する能詮に緣つて生じ、即ち無を以て所緣の境と爲すに非ず。謂はく、有を遮する能詮の名言は、即ち是れ無を説く能詮の差別なり。故に非有の能詮の名言に於て、了覺生すれば便ち無の解を爲す。是の故に此の覺は無を緣じて生ずるに非ず。豈、無の能詮は是れ有と説かずや。如何が了覺、彼れを撥して無と爲すや。了覺生じて名言の體を撥するに非ず。但能く彼の所詮を無と爲すと了するなり。謂はく、了覺生じて有境を遮するを緣するなり。非有を以て境と爲して生ぜず。何等をか名けて、能く有を遮する境と爲すや、謂はく、非有に於て起す所の能詮なり。此の覺既に能詮を緣じて境と爲す。此れは無の境を緣じて生ずと執すべからず。理必ず應に爾るべし。世間に非婆羅門及び無常等と説くが如し。餘の有を遮すと雖も、而も體無に非ず。此の中、智の生ずるは梵志及び常等の性を遮する能詮所詮を緣するなり。即ち此の能詮は能く梵志及び常等の性を遮し、自の所詮に於て、刹帝利身諸行等轉ず。然も諸の所有の遮詮の名言は或は所詮有る有り、所詮無き者有り。所詮有る者は、非梵志無常等の言の如し。所詮無き者は非有無物等の言を説くが如し。有所詮に依つて智の生ずるは、此の智の初めの起

相を起し、是くの如き覺を生ず。此の覺は即ち諸蘊を緣じて境と爲し、四九空閑に住する者、是くの如き言を作す。「是くの如き相生ず」と。是れ勝定の果なり。謂はく、勝定の力、定位の中に於て廣相を引いて生ず。所變化の如し。又彼れの言ふ所の幻網(經)の中に「非有を緣する見」と説くも、理亦然らず。即ち彼の經の中には、「有を緣す」と説くが故に。謂はく、彼の經に幻事を見ると説くは、所執は無なりと雖も、幻相無きに非ず。若し爾りと許さずば、幻相無かるべし。幻相とは是れ何ぞ。謂はく、幻術の果なり。神通者の化存する所の色の如し。是くの如き幻相は實の顯形有り、幻術より生じて能く見の境と爲る。所執の實事は是れ畢竟無なるが故に、彼の經中に説いて非有と爲す。諸の幻事の相有りて實無く、能く他を感亂するに由り、能亂眼と名く。又「經の非有を知ると説くが故に、契經に言ふが如し、「無に於て欲せんと欲す。則ち能く如實に無を了知す」と(との文)」を引くは、此れも亦然らず。對治を知るが故に、又斷滅に約して説いて無と爲すが故に、謂はく、彼れの永斷を説いて、彼れの無と爲す。此の無の言は體性無きことを顯はすに非ず。又世間の夢中、四九瞽目、多月の識等の境に非有なりと説くは、理亦然らず。且らく、夢中の識は非有の境を緣すとは極成に非ざるが故に。謂はく、將に睡らんとして、計度思惟し、或は正しく睡る時、天神加被するに由り、或は身内の諸界互に違するに由るが故に、睡位の中、過去の境に於て、追念の覺を起す。之を説いて夢と爲す。過去の非有の理極成せず。如何が引いて、無を緣する覺有ることを證せんや。夢に見る所の境は皆曾て更る所なり。然るに曾て更る所は唯所見のみに非ず。菩薩の夢は是れ曾て聞く所なるが如し。而も夢中に兎角を見ること有るは、曾て異處に於て、兎を見、角を見、夢の中に於て、心の昏倒するに由り、謂はく、一處に於て和合し追憶せしむ。或は大海に此の形の獸有り、曾て見聞するが故に、今夢に追憶す。所餘の夢境は此れに准じて應に思ふべし。故に夢は無を緣する覺を證する能はず。瞽目に依る識の境も亦無に非ず。謂はく、此の識の生ずるは亦形顯を緣

【四九】 森住者 Arambhaka.

無を縁する識に於て證を爲すること成ぜず。故に定無知見無と説く。故に無を縁する覺無き、其の理極成す。

又彼れの言ふ所は自ら相違害す。謂はく、「覺有り、非有を境と爲す」と説く。若し覺が有境ならば、則ち此の境は非有なりと言ふべからず。若し境非有なれば、則ち此の覺有境と言ふべからず。非有は是れ都無なるを以ての故なり。若し此の覺と境と體都て無なりと謂はゞ、應に直に此の覺は無境なりと言ふべし。何ぞ怯怖する所ぞ。詔詐の心を懷き、矯つて、覺有りて非有を境と爲すと説く。是の故に定んで非有を縁する覺無し。

又彼れの説く覺所の旋火輪と我の二覺生する時、境非有なりとは、亦應に理として許すべからず。二覺の生するは、人等の覺の如く、亦境有るが故に。謂はく、世間に、遠闇の處に於て、柺色を見已りて、便ち人覺を起し、是くの如き説を作す。我れ今人を見ると、所見は人に非ざるも、少しく實體有り、所起の覺は無境を縁じて生するに非ず。即ち柺色を以て所縁と爲すが故に。若し爾らずば、何ぞ柺等の無き處に於て此の人の覺を起さざるや。旋火輪の覺も理として亦然るべし。謂はく、輪の覺生するは全く境無きに非ず。即ち火燄の色速に餘方に周旋して生じて、此の覺の境と爲る。然も火燄の色は體實に輪に非ずして覺生する時、謂うて輪と爲すは、是れ覺が境に於て行相轉倒するなり。此の輪の覺が無境を縁じて生するに非ず。我の覺も亦此れに准じて釋すべし。謂はく、此の我の覺は即ち色等の蘊を縁じて境と爲すが故に。唯行相有りて、我に非ずして我と謂ひ、顛倒して生するなり。所縁も亦顛倒有りてと謂ふに非ず。故に契經に説く、苾芻當に知るべし。世間沙門婆羅門等、諸有の我等を執するは、一切を隨觀見し、唯五取蘊に於て起る。理として必ず蘊に縁つて我見を起す。諸蘊に於て如實に見る時、一切の我見皆永斷するを以ての故に。勝解の作意も此れに准じて應に知るべし。謂はく、瑜伽師少相を見已りて、自の勝解の力にて、所見の中に於て、廣き行

【四六】前の經部師の難を出してこれを通ずるなり。

をして顛倒無かく、妙と不妙とに於て能く如實に知らしむ。是くの如きを名けて、此の中の經の意と爲す。理必ず應に爾るべきが故に。次に復四四、「有上は是れ有上、無上は是れ無上」と言ふは、上とは薩と非薩とを知る言にして、正しく弟子の有と非有との義を知る義を顯はすと謂ふこと有ると勿れ。故に次後に復、有上無上を知ると説く。上は薩と非薩とを知る言にして、正しく弟子の妙と非妙との義を知るを顯はすを解せしめんが爲めなり。妙非妙と言ふは是れ無失有失なり、有失は是れ有上、無失は是れ無上なり。故に有上無上は、妙と非妙の義を顯はすなり。或は此の妙と非妙との中に、勝有り、劣有るを顯はさんが爲めの故に、復有上無上を説いて、其れをして了解せしむと爲す。若し斯くの如く、經の義を釋することを作せば、佛の説法に大義利有ることを顯はす。謂はく、弟子をして諸法の中に於て、妙と非妙の勝と劣との差別を了せしめ、能く諸法に於て、大正勤を發し、斷有り修有り、殊勝の法に逮ばしむ。唯有と及び非有とを知らしめ、説法に大義利有りと名くべきに非ず。又此の經文の前後の所説は、皆我が釋と相符せざるは無し。謂はく、此の經の中に、前四五に是の説を作す。「若し諸法有りて、諸の有情をして、彼々の勝解述を能く證し、能く證せざらしむれば、如來は中に於て無所畏を得、能く正しく是くの如き諸法を了知す」と。云何が此れに於て能く正しく了知するや。謂はく、正しく是くの如く諸法を了知すとは、此れは彼々の勝解述の中に於て、能く作證するもの有り、能はざる者有り、正しく了知するに於て、無畏を得るとは、善く諸の法性に通達するを以ての故なり。此の中の意は、佛が諸法の、此れは是れ能く障礙し、此れは是れ出離の道なりと知り、是くの如き法に於て、無倒に了知するを顯はすなり。經に次に復言はく四六、「若し、我が正しく師子吼するに於て、惑有り、疑有ること有らば善く來れよ、苾芻よ、乃至廣説」と。此の經の後に於て復四七、是の言を作す。「苾芻よ、當に知るべし。此れは是れ定の道、此れは定の道に非ず、乃至廣説」と。是の故に經主の經の義を釋する所は、極めて迷謬と爲す。意趣鹿淺、

【四四】 先きの經典の續きなり。俱舍論二〇・八右には一連に引用す。

【四五】 前記の雜阿含の文の次に「若所有法彼々意解作證、悉皆如來無畏智所生」の文なり、今の所見と異なる所多し。

【四六】 此の文先きの俱舍論の所見につながらるものなるが、今の經文に缺く。
【四七】 此の所引の經の最終の處非處智力を説明する文なり。

は増上慢を懐いて、亦非有の現相に於て、有りと謂ふも、我れは唯、有に於いて方に觀じて有と爲すのみと。若し此れに異ならば、則ち一切の覺は皆所緣有り、何に緣りてか境に於て三九猶豫有ることを得んや。或は「差別有らんや」と。是くの如き解釋は、但己が情を率ゆるのみ。非有に於て所現の相有るに非ず。如何が増上慢の人、亦非有の現相に於て有と觀ずと説くべけんや。若し非有に於て、現相を得べくんば、第十三處の應現相に於て、是くの如き所説の非有の相を得べし。十二處の所知の聚を越ゆるが故に。定んで能く彼の相を觀する者有ること無し。理趣闕くるが故に。經意は然らず。現實に言ふべし。増上慢の者は、亦未現の相に於て、已現の相と謂ふ。我れは唯、現相に於て觀じて現相と爲す。理として應に、顛倒の境智有る容し。必ず智の境無くして生ずるもの有ること無し。故に一切の覺は皆有境を緣ず。此れが境に於て猶豫有ることを得るに由りて、我れは此の所見の境の中に於て、是れを正知と爲す、是れを顛倒と爲すと謂ふ。即ち此れに由るが故に、差別の理成す。同じき有相の中、見に別有るが故に。無と有と少しく相の同じきもの有るに非ず。如何が中に於て差別有ることを得んや。但有境に於てのみ、覺に差別有るが故に。唯有境の覺が差別有る理成す。有と無に於て差別を辯すべきに非ず。

經主は 此に於て、重ねて決斷して言はく、「理として必ず應に然るべし。薄伽梵は餘の處に於て「善く來れよ、苾芻よ、汝等若し能く、我が弟子と爲りて、詔無く、誑無く、信有り、勤有らば我れは且に汝を教へて、暮に勝を得せしめ、我れ暮に汝に教へて、且に勝を獲せしめんと説くを以て、便ち知る、薩は是れ薩、非薩は是れ非薩なりと知る」と。彼れは此れは有と無とを顯知する義と謂ふ。詳審せざるに由るが故に是の言を作す。此の中薩の聲は正しく妙の義を顯はす。非薩の聲は非妙の義を顯はすが故に。謂はく、世間に、邪教の力に依つて、其の弟子をして顛倒の解を起し、非妙を妙と謂ひ、妙を非妙と謂はしむる有り。佛は則ち然らず、正教の力に由りて、諸の弟子の解

【三七】 外道が道を得ずして得たりと増上慢を懐き、不清淨の空の境界に於て假現の幻影を實有なるが如く見るをいふ。
【三八】 經に云ふが如く世間に無き所を我れ知り我れ見る處なしといふが如き猶豫踟躕あらんやとの意。

【三九】 すべて境が皆實有ならば他人の見ると、菩薩の見ると、差別なしとなり。

【四〇】 十三處とは十二處以外の處の意味にして、佛教にては十二處を立て、十二處以外に處を許さざるを以て、無體のものゝ義となるなり。

【四一】 俱舍論二〇・八右。

【四二】 雜阿含二六・六五(大正二・一八九上)、巴利。この經典なし。

【四三】 薩は非薩 *āpatti* 俱舍論二〇・八右引用にては、これを有と無として翻し、經部師に都合よく、その引卷となるが、こゝには後の解釋の如くこれを妙とて非妙を意味するものとして見るが故に翻譯せず、原音のまま出せしなり。雜阿含にてはこれを實と非實として譯せり。

過失無かるべし。少分も無所縁の覺を見ず。彼此極成す。如何が能く有覺無境が、過失無かるべきを證せんや。然も譬喩者は先きに是の語を作す。「有と非有と皆能く境と爲つて覺を生ず」とは、此れは理に應ぜず。覺は所覺に對し、要らず所覺有りて覺方に成するが故に。謂はく、能く境を得て、方に覺の名を立つ。所得若し無ければ誰の能得ぞ。又能く境を了するは是れ識の自性なり。所識若し無ければ、識は何の了する所ぞ。故に彼れの許す所の無所縁の識は識と名けざるべし。所了無きが故に。夫れ非有と言ふは、體の都無なるを謂ふ。無は必ず自相共相を越ゆ。何ぞ所覺或は所識と名けんや。若し即無是れ所覺なりと謂はく、識は爾らず。覺識は必ず境有るが故に。謂はく、諸の所有の心心所法は唯自相共相を以て境と爲す。都て無法を境と爲して生ずるに非ず。辯涅槃の中に略して顯示せり。又有る覺は無境を緣じて生ずと執すれば、此の覺は應に是れ狂亂性なるが故に。謂はく、有覺無境を執する論者、彼れの執する所の、無境を緣する覺有りとは、此の覺は定んで應に狂亂を性と爲すべし。世尊の説き給ふが如し。『世間の無とする所、我れ若し之を觀すれば、我れ應に狂亂すべし』と。薄伽梵に狂亂の理有るに非ず。故に知んぬ。定んで無境を緣する覺無し。理として少分の、心を生ずべき處にして、佛の所縁に非ざること有る容しと説くべからず。又必定して無境を緣する覺無し。無を不可知及び不可得と説くが故に。契經に説くが如し。『實際は不可知なり』と。又契經に言はく、『作者は不可得なり』と。此の意は、覺は必定して境有ることを顯はす。彼れは無なるを以ての故に知得すべからず。若し覺の無境を緣じて生ずる有りと許さば、實際は應に可知なるべし。作者は應に可得なるべし。無所有の中障礙無きが故に。亦非有の中、少分は是れ境、少分は境に非すと説くべからず。此の非有と彼の非有と、説いて勝劣有りと言ふべからざるが故に。又定んで無なるは、知見も無しと説くが故に。契經に説くが如し。『世間に無き所を、我れ知り、我れ見るとは、是の處चित्त有ること無し』三六經主は此の契經の義を釋して言はく、「意に説く、他人

【三六】 順正理十七（國譯毘曇部二七・四二四頁）のこと。

【三五】 薄伽梵(Bhagavat)。譯して世尊とす。

【三六】 俱舍論二〇・八右

又契經に「非有を知る」と説くが故に。契經に言ふが如し。無に於て欲を欲し、則ち能く如實に了知して無と爲す。又諸の世間の夢^{三二}の中、瞽目、多目の識等の境有に非ざるが故に。又非有に於て了知して無と爲す。此の覺は何を以て所縁の境と爲すや。又^{三三}若し聲の先に有に非ざりしと縁するときは、此の能縁の覺は何を所縁と爲すや。是の故に應に知るべし。有と及び非有と、二種皆能く境と爲りて覺を生ずるが故に、此の所説は眞の有の相に非ず」と。

對法の諸師は是くの如き説を作す。無境の覺無し。二縁定まるが故に。契經の中に六種の覺は皆決定して所依所縁有りと説くを以ての故に。謂はく、眼覺の生ずるは、眼に依り色を縁す。乃至、意の覺の生ずるは意に依り法を縁す。第七覺の境を離れて生じ、彼れを無の境を縁する覺と執すべきなし。若し覺有りて、境を離れて生ずと許さば、亦所依を離れての覺有りと許すべし。則ち生育等に眼等有るべし。覺の生ずる差別の因縁不可得の故に。又無法を説いて名けて、是れ六境中の隨一の所攝と爲すべきに非ず。故に覺有りて無を縁じて生ずと執するは、理に違し、教に乖き、極めて疎野と爲す。

有餘は此に於て是の難の言を作す。「若し少分の有所縁の覺を見て、一切の覺は皆所縁有りと謂はば、既に少分の去來を縁する覺を見、應に眼等の覺も亦去來を縁すべし。若し然りと許さずば、亦少分の有所縁の覺を見るを以て、一切の覺は皆所縁有りと謂ふを許すべからず。是の故に斯の比量を立てべからず。或は立するも便ち不定の過失有り。故に無境の覺の實有なること極成す」と。

此れは但言のみ有りて、都て理趣なし。要らず、有境を別の所縁と爲すに由りて、覺方に殊有り。眼等の覺の如し。謂はく、現在の差別の境中に眼等の覺生じて、一切皆一切の現在を以て境と爲すに非ざるが如し。是くの如く、有差別の境の中に於て、一切の覺生じて、一切皆一切の有法を以て境と爲すに非ず。又少分の有所縁の覺を見、彼此極成す。此れを以て餘に例し、皆應に境有るべし。

【三二】 夢中の識、瞽目の識、多月の識の義なり。
【三三】 俱舍論二十七左に此の難を出す。

【三】 眼、耳、鼻、舌、身、意識の六種の覺。

し。又彼れの執する所は契經に違す。契經に唯二有有りと云ふが故に。

實有に復二有有り。其の二とは何ぞや。一は唯有體、二は有作用なり。此の有作用に復二種有有り。

一は有功能、二は功能闕なり。此れに由りて已に唯有體なる者をも釋す。假有に亦二なり。其の二とは何ぞ。一には實に依るもの、二には假に依るもの。此の二は次の如く、瓶の如く、軍の如し。

諸の聖教中、總じて一切の有を説く言教を集むるに、略して四種あり。一には實物有、二には緣合有、三には成就有、四には因性有なり。契經に説くが如し。『有色無常、我れ其の中に於て、等隨知見す』と。又經に説くが如し。『世間に無き所を、我れ知り我れ見るとは此の處有ること無し』と。是くの如き等の文は實物有を説く。契經に説くが如し。『要らず、樹有るに由りて方に影有ることを得。汝等苾芻、若し和合有れば、更に師の我れと等しき者有ること無し』と。是くの如き等の文は緣合有を説く。契經に説くが如し。『隨俱行の善根の未斷なる有り』と。又經に言ふが如し。『内の眼の結有り』と。又經に説くが如し。『彼の二煖無し』と。又經に説くが如し。『非有愛の者を有眼人と名く』と。是くの如き等の文は成就有を説く。契經に説くが如し。『此れ有りて彼れ無し。此れ無くして彼れ無し』と。是くの如き等の文は因性有を説く。契經に説くが如し。『游泥の、諸の欲するが如き者有ること無し。設ひ、施設せんと欲するも遂に理趣無し』と。是くの如き等の教は畢竟無を説く、諸の唯、有の現世を執するもの、能く具に正しく、聖教の有の言を辯するに非ず。教の如き理趣は後當に具に顯はすべし。是れを我が宗の辯する所の有の相と爲さず。

譬喩論者は是くの如き言を作す。『此れも亦未だ眞實の有相と爲さず。非有も亦能く境と爲りて覺を生ずと許すが故に。謂はく、必ず應に非有も亦境と爲りて覺を生ずと許すべし。旋火輪と我の二の覺生ずる時、境は有に非ざるが故なり。又遍處等の勝解の作意有るが故に。若し一切の覺が皆所縁有らば、是れ則ち應に勝解の作意無かるべし。又幻網經の中に『非有を縁する見』と説く故に。

【五】 有に關してその有の種あることを説く。

實有 唯有體 有功能
有作用 功能闕

假有 實に依るもの
假に假るもの

【六】 四種の有を出す。

一、實物有

二、緣々有

三、成就有

四、因性有

【七】 俱舍論二十・七左引用、下にも又出す。

【八】 以下經部師の無も能く境となるといふ難に對し、教を出す。

【九】 旋火輪と我は無境にしてしかも覺を生ずとの難なり。

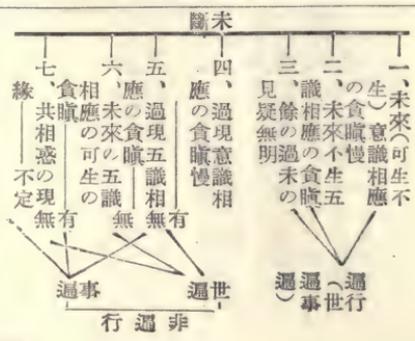
【一〇】 十遍處のこと。十遍處も無境に覺を生ずるものなりとの難なり。

第一項 三世實有論の根據

今^三 應に思擇すべし。過去未來、實に有無にして、方に繫を辯すべしと爲んや。然るに過未の實の有無中、古よりの諸師、朋黨を懷き、互に相彈斥し、競うて論道を興し、俱に教理を申べ、己が宗を成立す。處々に斯くの如き諍論を傳聞す。實有論者は廣く理教を引き、種々に方便して、無を破し有を立て、實無論者も廣く理教を引き、種々に方便して、有を破し無を立つ。是れに由りて俱に大過失聚を生ず。故に我れ今は大正勤を發し、如理に思惟して去來世は現在に異なるも、畢竟無に非ざることを立つ。謂はく、去來は現有の如きに非ず。亦彼の馬角等の如く無に非ずと立す。而も去來の體は^三 俱に是れ有と立す。唯此れのみ對法の正宗に符會す。

此に於て先づ諸有の相を辯すべし。此の有相を以て、蘊んで心中に在り、方に去來定んで有なることを了知すべし。辯する所の相を顯了に知り易からしむるに由り、固執者をして亦能く實に契はしむ。

此の中一類が是くの如き言を作す。「已に生じて未だ滅せざる、是れを有相と爲す」と。彼れの説は然らず。已に生じて未だ滅せざるは、即ち是れ現在の差別の名なるが故なり。若し現世を説いて有相と爲さば、義准するに、已に去來は是れ無なる理を説く。此の中に於て復應に徵責すべし。何に縁つて有相は唯現にして餘に非ざるや。故に彼れの辯する所は眞の有相に非ず。我れは此の中に於て、是くの如き説を作す。境と爲りて覺を生ずるは是れ眞の有相なり。此れに總じて二有り、一には實有、二には假有なり。世俗と及び勝義諦に依つて安立するを以ての故に。若し^三 所持無くして、中に於て覺を生ずるは、是れ實有の相なり。色受等の如し。若し所持有りて中に於て覺を生ずるは、是れ假有の相なり。瓶、軍等の如し^二 有餘は此に於て更に第三を立つ。謂はく、「相待有、此彼岸の如し」と。此れは即ち前の二有の中に攝在す。名は殊^二 有りと雖も、目くる所異なることな



【一】前に惑の三世に繫すること説きたるに依り、こゝに因みに三世實有論を説くなり。
 【二】過未實有にして繫すといふか過未假有にして繫すといふかと問ふなり。
 【三】本文具に作る。他本に依り俱に改む。

【三】所持とは瓶の土に於けるが如く、土ありて瓶あり、これ假有の相にして、然らざるを實有となすなり。
 【四】この説は實有假有、相待有と三有を立つるなり。

の隨眠能く此の事に繫すること有る容く、未だ永斷を得ず。未來世の^{二八}意識相應の貪と瞋と慢の三は遍ねく三世を緣するを以て、此の事に於て、或は生じ(或は)生せずと雖も、但^{二九}未斷の時皆能く繫すと名く。未來の^{三〇}五識相應の貪と瞋とは、若し未斷可生なるもの、唯未來世を繫す。此れに由りて已に五識相應の可生の隨眠が、若し過去に至れば唯過去を繫し、現に至るも亦爾なることを顯はす。義准するに、若し意識と相應する可生の隨眠、若し過現に至るも、未斷は自世に非ざる法を繫すべし。唯意識相應の隨眠、若し未來に在るもの、能く三世を縛するのみに非ず、諸の五識と相應する隨眠、若し定んで不生なるは亦三世を縛す。謂はく、彼の境界或は未來に在り、或は現在に在り、或は過去に在り、彼れ已に畢竟不生を得と雖も、而も未斷の時、性として能く繫縛す。所餘の一切の見と疑と無明と、去來未斷なるは遍ねく三世に縛す。此の三種は是れ共相の惑なるに由りて、一切の有情を俱に遍ねく縛すが故なり。若し現在世にて、正しく境を緣する時は、其の所應に隨つて能く此の事を縛す。

何を以て證と爲して、貪等の惑が過去等の三世の境を緣じて生じ、即ち其の中に於て能く繫縛を爲すと知るや。聖教の證に由るが故に。契經に言はく、「欲貪處の法に總じて三種有り、一には過去の欲貪處の法、二には未來の欲貪處の法、三には現在の欲貪處の法なり。若し過去の欲貪處の法を緣じて、欲貪を生ずれば、此の欲貪の生は、當に言ふべし。彼の過去の諸法に於て繫す。離繫に非すと。乃至廣説」。又契經に言はく、「若し過去未來現在の所見の色の中に於て、愛を起し、恚を起せば、應に知るべし。此れに於て、色・眼を繫するに非ず、眼・色を繫するに非ず、此の中、欲貪是れ眞の能繫あり」と。是くの如き等の聖教は一に非ず。

第二節 三世實有論

繫縛すれども、對境は制限あり、自相惑なるが故に、一切に就て起ること能はざるが故なり。

【二六】過現の二世の貪瞋慢は三世に亘りて繫する力あれども、事に制限あり、これを今過起するに非ずと云ふ。茲に通行に世遍と事遍とあり、世遍はあれども事遍なしとなり。

【二七】發智論四(大正二六・九三六以下)

【二八】意識相應の貪瞋慢は五識相應の貪瞋と異なり、三世を繫すと共に自所緣の一切に繫するの力あり、即ち世遍と共に事遍あり。

【二九】五識相應のものには慢なし。故に除く。五識は必ず境と俱なるを以て一時に三世を繫せず、故に只自世を繫す。但し、それが畢竟不生法なれば、可能性として三世を繫するものなるが故に、今未斷可生のものといふ、このこと後に出づ。

【三〇】共相の惑は過去未來未斷なるは世遍なると共に事遍なり。意識相應法なるが故に三世を緣すると共に、自の所緣の一切に縛するなり。されどその共相の惑の現在世に起るものは、その緣するだけの事に繫す。

餘の過未は遍行なり。

現に正しく縁するは能く繋す。

論じて曰はく、若し有情類の、此の事の中に於て、隨眠の隨増するを、此の事に繋すと名く。夫れ能繋を爲すに必ず未だ斷ぜざるが故なり。初めの未斷〔の字〕は、應の如く遍流す。且らく諸の隨眠に總じて二種有り、一には 自相、謂はく、食と瞋と慢なり。二には 共相、謂はく、見と疑と癡となり、食と瞋と慢との三、是れ自相惑なること、前に已に辯ぜしが如し。諸の聖教中、處々に分明の文證有るを見る。且らく 經に言ふが如し、『衣袋母に告ぐ、汝眼、色に於て若し見ざる時、彼の色を縁と爲して欲食を起すや、不や。爾らず、大徳、乃至廣説。』又 契經に説く、『佛、大母に告ぐ、汝の意に〔於て〕云何ぞ。諸の所有の色、汝の眼の見に非ず、汝の會見に非ず、汝の當見に非ず、希求見に非ずして、汝は此れに因つて、欲を起し、食を起し、親を起し、愛を起し、阿賴耶を起し、尼延底を起し、耽著を起すと爲すや、不や。爾らず、大徳、乃至廣説。』故に 此の事の中、食と瞋と慢と有り、過去世に於て、已に生じて未だ斷ぜざると、現在已に生ずるとは、能く此の事に繋す。食と瞋と慢とは、是れ自相惑なるを以て、諸の有情 定んで遍起するに非ざるが故に。『豈、已斷は繋の義便ち無からずや。既に繋の言を説く、已に未斷を顯はす。何に縁つて、此れが未斷に繋せらるゝを説くや。復過去已生未斷と説く。此の未斷の言應に無用を成すべし。』無用の過なし。此の未斷の言は、品別の漸次の斷有ることを顯はすが故に。即ち此の論の次下の文の中に於て、亦未來の意遍行等を説く。謂はく、彼の食等の九品の不同あり。修道斷の時、九品別斷にて、此の事を縁する有り。上品の隨眠已に起り、已に滅し已に永斷を得るも、彼れ此の事に於て尙未來の餘品の隨眠有り、未だ起らず、未だ滅せず、未だ永斷を得ず、猶能く繋を爲す。是の故に 本論に此の義の中に於て、未來の愛等の所繋を説くと雖も、而も過去に於て未斷の言を説く。故に未斷の言深く有用を成す。然も過去世の此の品の隨眠が永斷を得る時、未來も亦斷するも、餘品の未來

【五】 婆沙論五八(大正二八・二一九)。

【六】 自相 *Sva-laksana-Kli-*

【七】 自相に迷ふ惑の意味にて

【八】 不可意の境に對し、瞋が不可意の境に對するやうにその境の一定したるものを云ふ。

【九】 共相 *Samanya-laksana-Klesha* 境の一定せざるものにて、共受樂受可意不可意何れにも起る惑をいふ。

【一〇】 順正理卷四八(大正二九・六一一下)、第二章の下なり。

【一一】 この經不明、雜一三・六(大正二・八八下) 35.63に非ざるか。

【一二】 衣袋母。不明 *M. igajala* 鹿紐に非ざるか。

【一三】 雜阿含一三・九(大正二・八九下) 35.95

【一四】 大母 *Mānu-kyaputta* 童子、摩訶羅男等と譯せり。

【一五】 希求見、希求法の動詞變化にて、「見るかも知れぬ」。

【一六】 尼延底。雜阿含一三・九(大正二・九〇上)には念と譯せり。 *Anuṃaya?*

【一七】 第六識相應の食瞋慢は、過去及び現在に生じたるものは時間の上よりは三世の事に

卷 第 五 十

〔辯隨眠品第五の六〕

第三章 根本隨眠餘論

第一節 隨眠の繫

因みに隨眠の不善と無記を辯ずる傍論已に了る。今應に思擇すべし。何等の隨眠は何の事に於て繫するや。何をか名けて事と爲す。事は一に非ずと雖も、而も此の中に於て、所繫の事を辯ずるに、此れ復二有り。其の二とは何ぞや。謂はく、依縁と及び部類に就て辯ず。依縁に就てとは、謂はく、眼識と俱なる所有の隨眠は、唯色處に於て所緣繫と爲り、自の相應の諸の心心所法意處法處に於て、相應繫と爲る。是くの如く乃至、若しは身識と俱なる所有の隨眠は、唯觸處に於て所緣繫と爲り、自の相應の諸の心心所意處法處に於て相應繫と爲る。若し意識と俱なる所有の隨眠は、十二處に於て所緣繫と爲り、自の相應の諸の心心所意處法處に於て、相應繫と爲る。部類に就てとは、謂はく、見苦斷遍行の隨眠は五部の法に於て所緣繫と爲り、自の相應の諸の心心所に於て相應繫と爲る。見苦所斷非遍(行)の隨眠は唯自部に於て所緣繫と爲り、自の相應の諸の心心所に於て相應繫と爲る。是くの如く一切應に隨つて當に説くべし。

三世に就て辯ず。何等の有情、何の隨眠有りて能く何の事に繫するか。頌に曰はく、
若し此の事の中に於て、
未斷の貪・瞋・慢の

過現に、若くは、已に起るなり。

未來の意は遍行なり。

五の可生は自世なり、

不生も亦遍行なり

【一】 以下隨眠の繫縛の相を明かにせんとするものなり。第一に三世に約し、第二に斷惑に約してこれを明す。

【二】 事とは惑に繫縛する對境のことなれども、又煩惱に繫縛せらるゝ心心所法をさして云ふ。このこと次にも出づ。即ち前者は所緣繫、後者は相應繫なり。

【三】 事は一に非ずとは、事に

一、自體事

二、所緣事

三、繫事

四、因事

五、攝受事

あり、婆沙論五六(大正二七・二八八上)に説明あり。この五事の中今は第三の繫事ありとなり。

【四】 第一段の三世に就て繫を論ずるものなり。即ち三世に於て、種々の煩惱がいかに繫るかを明にするなり。

の數幾く有りや。佛苾芻に告ぐ、過去の諸劫の數爾所有りて易く説くべからずと。此の中、苾芻は劫の數を知らざるが故に、以て佛に問ふ。世尊は彼の過去の劫數の了知すべからざるを答ふ。應捨置の如くにして而も記別を爲す。是の故に此れを説いて應捨置と名く。此の中何ぞ二に依りて遮すと無きこと有らんや。而も汝は斯に於て問相有りと許す。世尊未だ説かず、何の未だ遮せざること有らんや。説くべきを問と爲し、世尊説き已り、何の遮する所有らんや。説くべきを記と爲す。苾芻先きに問ふは總じて知らざるに由る。世尊説き已つて仍未だ了達せず。此に於て何の問記の二相有らんや。而も汝は亦問記を成すと許すや。及び契經には四問記有りと言ふ。然も彼れ自ら説く、即ち此の因に由りて、四名を列する中、前の三に記有り、唯第四に於ては記の聲を説かずと。若し爾らば何に緣つて先きに是の解を作すや。應捨置の如くにして而も記別を爲すと。豈、前後自ら互に相違せずや。若し應捨置に隨つて記を爲さば、應に第四も亦記の聲有りと許すべし。若し、此の中記相なきが故に、列名の處に於て記の聲を説かずと謂はば、如何が復、應捨置に隨つて記別を爲すと言ふや。故に自ら相違す。又他宗に於て難を説くべからず。既に全く蘊と有情と、若しは異若しは一なることを記せず。記と名くべからず。是の故に彼の宗は極めて惡立と爲す。諸の問記の相は前釋依るべし。

【七】本文可に作る。他本に依り何に改む。

告げて言はく、苾芻よ、汝等若し此の法は我なりと謂はゞ、當に言ふべし。此の我は無常にして恆なし。廣説乃至。苾芻よ。汝等の意に謂ふに、此の眼は常と爲んや、無常と(爲ん)や。白して言はく、大徳よ、是れ無常性なり。既に是れ無常ならば、苦と爲んや、非苦と爲んや。白して言はく、大徳よ、亦是れ苦性なり。既に無常にして苦なれば即ち變易の法なり。多聞の諸の聖弟子有りて、此に於て、我我所有りと執すと爲んや。苾芻白して言はく、爾らず、大徳よ」と。此の中の意は説く、若し無常の法を執じて無常(我)と爲んか。我れ應に我は是れ有なりと言ふべし。若し眼等諸の無常法を執じて、以て常我と爲さば、應に我は無なりと言ふべし。又斯くの如き眼等の法を離れて外に、別に少分の常住の法の計して我と爲すべき無きが故に、常我無し。此れに由りて、餘經にも亦是の説を作す。所有の諸行は皆空にして無常なり。恆無く住なく、變易せざる無く。亦復空にして、我我所の性なし。又前に我は常なく恆なしと説く。變易有る法を保信すべからず。餘處に復説く。『苾芻よ、汝今亦是生亦是老、乃至廣説』此れ等の意は、常住の我は空にして、無常(の我)は不空なることを顯はすが故に、是の説を作す。上に引く所の經に説くが如し。世尊苾芻に反詰す。汝等の意に謂ふ。此の眼等の界に^{七五}常とや爲ん、無常とや爲んと。此れを以て問を爲し、後に於て方に無常(我)と常我と是れ有是れ無と記す。又^{七六}閻莫迦、^{七七}西膩迦等の契經に亦説く。苾芻に諸蘊の常無常を反詰し、我を無有と爲すことを記す。此れを以て彼れを准するに、理亦然るべし。謂はく、此の中に於て、有るが是の問を作す。「我の體有と爲んや、是れ無と爲んや」と。應に反詰して言ふべし。言ふ所の我とは常我を問ふと爲んや、無常(我)を(問ふと)爲んやと。若し無常(我)を問はば、應に記して有と言ふべし。若し常我を問はゞ、應に記して無と言ふべし。故に彼の言の所皆理に應ぜず。

應捨置とは、彼れは謂はく、「苾芻、世尊に問うて言はく、大徳應に説くべし。過去の諸劫の其

【七五】 本文は眼等界無常無常とあれども、爲常無常の誤植なり。

【七六】 閻莫迦 Yamaka。雜五。

二(大正二・三〇下)の2285

【七七】 西膩迦 Sanyā。雜五。

三(大正二・三一下)

應反詰記とは、彼れ謂はく、「若し我に常なりや無常なりやと問はゞ、應に反詰して言ふべし。何の我に依つて問ふや。若し色我乃至識我に依らば、應に無常と答ふべし。若し有るが我は有なりや無なりや問はゞ、應に反詰して言ふべし。何の我に依つて問ふや。若し彼の十二處の中の隨一の我に依つて問ふと言はゞ、應に答へて有りと言ふべし。若し餘に依つて問はゞ、應に答へ無しと言ふべし」。

今謂はく、此の中の反詰は理に非ず。且らく初めに、我は常なりや無常なりやと問はゞ、應に一向に是れ無常性なりと答ふべし。唯、蘊に於て我有りと執するを以ての故に。諸蘊は唯是れ無常性なるが故に。契經に「苾芻よ、當に知るべし。世間の沙門婆羅門等、諸有の我等を執するは、一切を隨觀見するに、唯五取蘊に於て起ると説くを以て、更に第二の記有る容きこと無きが故に。應一向記にして反詰すべからず。設ひ、彼れ答へて、色我乃至識我に依らずと言ふも、當に如何が記すべきや。蘊を離れて必ず我見を起す者無し。問ふ所理に非ず。當に如何が記すべきや。常無常に非ずと記すべからざるを以てなり。亦我は是れ常性なりと言ふべからず。必ず是くの如き種類の蘊無きが故に。蘊を離れて必ず我見を起すこと無きが故に。此れに由りて定んで是れ應一向起なり」。

第二問の我有りや無きやも亦、汝は何の我に依つて問ふやと反詰すべからず。諸の我見は必定して、唯十二處中の隨一處に於て起るを以てなり。此れを離れて我見有る容きこと無きが故に。唯應に一向に答へて是れ有りと答ふべし。然も此の中に於て反詰すべし。汝の向きに問ふ所の、我的有無とは、常我を問ふと爲んや。無常(我)を問ふと爲んや。若し無常(我)を問はゞ、應に記して有りと答ふべし。彼れは取蘊に於て我の聲を説くが故に。若し常我を問はゞ、應に記して無と言ふべし。諸の取蘊中皆無常なるが故に。是くの如き理趣は聖教の所顯なり。故に拊掌喩契經の中に説く。「苾芻、我を尋伺す。我は是れ何ぞと。佛、其の心を知り、廣く爲めに十八界を標釋し已つて、

【七〇】 實我の觀念から有りと云ふに非ず、世間の通途に依つて我と云ふに依る。

【七一】 上の二難の中の初難を破す。

【七二】 上の二難の中の第二難を破す。

【七三】 今見當らず。

は反詰即ち名けて記と爲すに由る。二は反詰を方便と爲し已りて、方に彼の問を記するに由る。

問と問相と相應せずとは、此れも亦理に非ず。二に依つて遮する無き」が問相の名を得るとは、
 我れの許す所に非ざるが故に。汝は爾りと許すと雖も、然も自ら宗に違す。彼の宗を叙する中、當
 に違理を顯はすべし。有るは二道を以て依と爲さずと雖も、而も但諸の道相を知ること并希望し、
 是くの如き問を爲す。我が爲めに道を説けと。此れ豈、是れ道相を問はずや。此れは何の二の言に
 依つて遮する所無きや。故に汝の言ふ所は、唯能く己が他の善説を憎み、自の妄計を愛することを
 顯はす、豈、此れに由るが故に能く我が宗を破らんや。

又彼れは云何が問記を安立するや。彼れも亦少分正宗を採取し、兼ねて己情を率へて是くの如き
 説を爲す。「若し諸行は常なりや無常なりやと問はゞ、應に一向に記して、皆是れ無常性なりと言ふ
 べし。問には兩向あり、謂はく、常と無常となり。然も記の中に於ては、唯一向あり。是くの如く、
 一切皆應に准知すべし。是くの如きを名けて應一向記と爲す。應分別記とは、生聞梵志の世尊に
 問うて言ふが如し。「喬答摩氏、我れに親愛なるもの有り、先に已に命終す。今其の爲めに所信食
 を施さんと欲す。彼れ此の所施の食を得と爲んや」と。世尊告げて言はく、「此れは一向に非ず、趣
 に五種あり。謂はく、那落迦、傍生、餓鬼、天、人別なるが故に。若し汝の親愛なるもの地獄の中
 に生ずれば、爾の時唯應に地獄の食を食すべし。汝の所施の食を彼れは受くる能はず。廣説乃至。
 若し人中に生るれば、爾の時唯人中の食を食すべし。汝の施す所の食を亦受くること能はず。然る
 に處所有るを餓鬼族と名く。若し汝の親愛なるもの、彼の族の中に生ずれば、則ち能く汝の施す所
 の飲食を受く」と。若し我が宗に據らば、是くの如きの所問は應分別記なること、理實に違すること
 となし。然も汝の宗に據らば、是くの如き所問は、應一向記にして分別すべからず。進退推徴する
 こと前に已に辯ぜしが如し。

【六七】 第二難を釋す。

【六八】 以下經部師の説を出してこれを破す。

【六九】 生聞のこと近くはこの註の(四九)に出づ。

【七〇】 異説を述ぶる中に挿んで自宗の意を述ぶるなり。

は、唯後の前を離れざる義を顯はさんが爲めなり。世間に山を度りて河に至ると説くが如し。此れは山が前にして河が後なるを明す爲めに非ず。但、山を度るを離れて、河に至る義有るに非ざるを解せしめんと欲するなり。訖埤縁を置くは是くの如く、此の中、要らず分別有りて方に記を成する義有り。分別を離るゝに非ざるが故に、唯、後の前に離れざるを顯はさんが爲めなり。前後の別義を顯成せんが爲めに非ず。

反詰記とは、若し有るが詔心に請うて言ふ。願くは我が爲めに法を説けと。應に彼れに反詰すべし。法に衆多有り、何者を説かんと欲するや。過去未來現在等の異を分別すべからず。然る所以は、記する者、其の心に詔曲を懷き、非を求むるを知るが故に。問ふも、彼れの爲めに諸法を分別すべからず。但、應に分別して、默然として住せしむべし。或は自ら記して、非を求むる便無からしむべし。反詰し終る時、已に能く説く所の義を影顯するが故に、是れに由つて亦、此の反詰を即ち名けて記と爲すと許すべし。反詰の言に由つて、彼の問を記するが故に。

有るが此の難を作す。「此の記も亦、記を成せず。後に餘の記の言有る容きこと無きが故に。問は俱に問相と相應せず。請うて言ふ。願くは尊、我が爲めに説法せよと。此れは問を成せず、但、請と名くべし。此の中、前難は前に准じて遮すべし。然も此れと前と差別有るは、謂はく、若し反詰して彼れをして自然に、正解の生ずること有らしめば、方に記と名くることを得。契經に説くが如し。『我れ還つて汝に問ふ。汝の忍する所の如く、應に如實に答ふべし』。又經に説くが如し。『汝の意（に於て）如何ぞ。色を無常と爲んや、是れ常と爲んや』等と。佛、此に於て自ら分別を爲すに非ず。但、反詰に由つて彼をして自ら解せしむ。「豈、此の中、佛を名けて記と爲さずや。若し能記者默して言ふ所無く、他をして解を生ぜしむれば最勝記と名く。又此の中反詰記を説くは、反詰を以て記の方便と爲す有り、是くの如く應に知るべし。二義に依つて反詰記の名を釋す。一

【六三】 本文被に作る。他本の彼に改む。

【六四】 此の難に二あり、一はこの反詰記の記を成せざること、二はその問が問になつて居らざること。

【六五】 本文詰に作る。然れどもその意味から見て記なること明かなり。

【六六】 前の二難の中、初難を釋す。

何をか 問相と謂ふや。有るが是の説を爲す。 二に依つて遮する無きを、是れを問相と謂ふ。

と。此れは問相に非ず。是れ 扇帙略の造る所の論の中の所説の疑相なり。實の問相とは、謂はく、相違有り、或は相違なし。未だ了せざる所の義を了達せんと欲するが爲めに、陳請する所有り。設ひ、陳請すること無きも、但、二義の隨觀に依つて一を遮するなり。躊躇する所有りて、未だ決了すること能はざるを是れを疑相と名く。實の問相を以て藪んで心中に在り。

對法の諸師、問記を安立す。一向記とは、若し、有るが問うて、行は無常なるやと言はゞ、應に一向記すべし。分別記とは、若し、有るが 直心にて請うて願くは尊、我が爲めに法を説けと言はば、應に分別を爲すべし。法に衆多有り。謂はく、 古來今なり。今何者を説くことを欲するやと。若し我が爲めに過去法を説けと言はゞ、應に復分別すべし。過去法の中亦衆多の色乃至識有りと。若し色を説けと説はゞ、應に分別して言ふべし。色の中に三有り、善と惡と無記なりと。若し善を説けと請はゞ、應に分別して言ふべし。善の中に七有り、謂はく、離殺生、廣説乃至離雜穢語なりと。若し彼れ復、離殺生を説けと請はゞ、應に分別して言ふべし。此れに三種有り、謂はく、無貪(無)願無癡三善根の發する所なりと。若し彼れ無貪發を説けと請はゞ、應に分別して言ふべし。此れに復二種有り、謂はく、表と無表となり。何者を説かんことを欲するやと。是くの如く分別して、究竟に至る時、便ち問者をして問ふ所の義を了せしむ。故に此の分別記の相即ち成ず。此れに由つて、已に有るが是の難を作すを遮す。「分別の後に於て既に更に餘の記する言有る容き無し。記を成すべからず」と。即ち分別説を以て記と爲すが故に。謂はく、分別する時、問者自ら問はんと欲する所の義を了す。分別し終る時、已に能く記する所の義を影顯するが故に。是れに由つて分別記の相成ずることを得。未だ分別せざる時、彼れ未だ解すること能はず。分別し已つて解するが故に、名けて記と爲す。此れは能記に於て立つるに記の名を以てす。然るに此の中に於て 訖埵を置く

【五〇】 前に四問記共に問は一相なりと云ひしを以て次に問と疑の相違を説くなり。

【五七】 此の説に經部師の説にて、後に再び出して破せり。

【五九】 扇帙略 *śākhālakṣaṇa* の人のこと婆沙論十五(大正二七・七六下—七七上)に出づ。外道にて迦濕彌羅國に來り、筏婆羅 (*Vāṣṭī*)、阿羅漢と問答して敗る。

【五九】 俱舍論十九・十八左、「對法諸師如如是説」として次下を出す。婆沙論十五(大正二七・七五中下)等を指す。

【六〇】 正直の心、正しく佛法を聞かん。する心にての意なり。下の有諦心語言に對す。

【六一】 過去法、未來法、現在法の三種の別あるをいふ。

【六二】 訖埵縁 *Kṛtya pṛatyāyān Vāṣṭīya-ry karṇam* の二語の前の語が接尾語をつけて分詞となり、後の語と關聯す。この接尾語のことをいふ。

豈、彼の生聞梵志の世尊に問うて言ふが如くならずや、(謂はく)、喬答摩氏、我れに親愛なるもの有りて、先きに已に命終す。今其の爲めに、所信食を施さんと欲す。彼れは此の所施の食を得ると爲んやと。世尊告げて言はく、此れは一向に非ず。若し汝の親愛なるもの、是くの如き餓鬼族の中に於て生ずれば、有るは此の食を得しと。既に彼れは是れ應分別記なりと許す。此の中亦、一切の死する者皆當に生ずべきやと問ふも、此に於て亦應に一向に記せざるべし。應に煩惱有る者は生じ、煩惱無き者は(生ずる)に非ずと分別を爲すべし。如何が此れは應分別記に非ざるや。一向に問を爲して、一向に答ふるに非ず。此れと經説と文義既に同じ。俱に應に名けて應一向記と爲すべし。或は應に俱に應分別記と名くべし。理の通る所なるが故に、必ず應に同なりと許すべし。人趣の中に於て差別して問ふが故に、應に差別して記すべし。謂はく、有るが問うて言はく、人趣は勝と爲んやと。此れは應に反詰すべし。汝は何の方ぶる所ぞと。劣を問ふも亦應に是くの如く反詰すべし。若し雙べて問はゞ、應に一向に亦勝なり、亦劣なりと記すべし。此の中に於て、勝劣を雙べて問ふに非ず。但、一を問ふに隨つて一を説く。「爲んや」の聲は、意別に問ふを顯はす。勝と爲んや、劣と爲んやと。故に此の問は反詰記を成す。應捨置の中、難定んで有るに非ず。問記の四種は經の所説なるが故に。爾らずば問記は應に但三と説くべし。

「若し爾らば、何に緣つて經に四處を列して、前の三には記有りて、第四には無きや」。問者の意の問ふ所を記せざるが故なり。「若し爾らば何が故に亦記の名を立て、以て説くや」。此の中所應の如きが故に。謂はく、此れも亦應捨置の言を説く。應置の問中、應に應置と言ふべし。若し餘の語を作さば記便ち成せず。

「此の中如何が四問有りと説くや」。誰か此の問に於て四有りと云ふや。問は唯一相にして別無きを以ての故に。但、四記に約して、問に殊有るを顯はす。是の故に説いて四應記問と爲す。

【四七】 偈文には我とあり、我の異名なり。

【四八】 俱舍論十九・十八右は、「如石女兒白曇等性」と爲す。無なるもの、白曇利鈍は問題に非ざるをいふ。

【四九】 異説を擧ぐ。

【五〇】 右の異説を破す。

【五一】 生聞 Jambuson 闍奴蘇仁と音譯せらる。佛陀當時の舍衛城の婆羅門にて、屢々佛に問を爲す。

【五二】 所信施 Suddha-deyya。云ふべからずとの意なり。

【五三】 第四の捨置記は只捨置して記せざるをいふ。

【五四】 捨置して記せざるに何が故に捨置記と名くるやとの難なり。俱舍十九・十八右、婆沙論十五(大正二七・七六下)にも出づ。

と名くと爲んや。爾らず。云何ぞ。捨置すべきが故に。謂はく、問記論に總じて四種有り。其の四とは何ぞ。頌に曰はく、

應一向と、分別と、反詰と、捨置との記なり。

死と生と殊勝と、我と蘊とは一か異か等との如し。

論じて曰はく、等の言は、異門に約して且らく問ふこと有ることを攝せんが爲めなり。四とは一應一向記、二に 應分別記、三に 應反詰記、四に 應捨置記なり。此の四は次の如く、問者有り、死と 生と 勝と、我の一か異かを問ふが如し。記に四有りとは、謂はく、四問に答ふ。若し是の問を作す。一切の生者は皆當に死すべきか。應に一向に記すべし。一切の生者は皆定んで當に死すべし。若し是の問を作す。一切の死者は皆生すべきか。應に分別して記すべし。煩惱有る者は死し已つて當に生すべし。煩惱無き者は死し已つて生ぜず。若し是の問を作す。人は勝と爲んや劣と(爲ん)やと。應に反詰して記すべし。何れに方ぶる所と爲んか。諸天に方ぶると爲んか。惡趣に方ぶると爲んか。若し天に方ぶると言はゞ、應に人は劣ると記すべし。若し惡(趣)に方ぶると言はゞ、應に人は勝ると記すべし。若し是の問を作す。蘊は有情と一と爲んや異と爲んやと。應に捨置して記すべし。有情は實なきが故に、一異の性成ぜず、馬角等の利鈍の性の如し。

有るが此の説を作す。彼の第二問も分別すべからず、應に一向に記すべし。謂はく、死する者は皆當に生すべきやと問はゞ、應に一向に煩惱有る者を記すべし。或は彼れ復、誰か當に生ぜざるべきやと問はゞ、應に一向に煩惱無き者を記すべし。彼の第三の問は反詰すべからず、應に一向に亦勝なり亦劣なりと記すべし。待する所異なるが故に。有るが識は果と爲んや因と(爲ん)やと問ふが如し。應に一向に亦果なり亦因なりと記すべし。待する所異なるが故に。彼の第四の問は、既に全く、蘊と有情と若しは異なりとも若しは一なりとも記せず、記と名くべからず。

【元】 應一向記 Ekimsā-vyākaraṇaṭṭhi

【四〇】 應分別記 Vithayya-vākaranaṭṭhi

【四一】 應反詰記 Pariprocā-vākaranaṭṭhi

【四二】 應捨置記 Sthāpaya-vākaranaṭṭhi

【四三】 有情は死するか、これは一向記の問にして、然り有情は死すと答ふべきもの。

【四四】 有情は生ずるか、これは分別して生ずるものもあり生ぜざるものもありと答ふべきもの。

【四五】 勝とは有情に勝なりやとの問にて、これは何に比して云ふや反詰して答ふべきもの。

【四六】 本文劣とあれども他本の我可なるべし。俱舍論十九十八右に我とあり、我の一か異かは十四無記の中の十三、十四に當り捨置すべきものなり。

惡を遮するが故に。何に縁りて此の四に無記根を立つるや。諸の愚夫の上定を修する者、愛と見と慢との三に依託するに過ぎず、此の三は皆無明の力に依つて轉ずるを以ての故に、此の四を立て、無記根と爲す。彼れは是の言を作さく、「無覆無記の慧力は劣るが故に無記根に非ず。根の義は必ず堅牢に依つて立つが故に。慢の力に由るが故に、諸の瑜伽師は百千の殊勝の功德を退失す。故に慢の力勝るゝを無記根と立つ。此の四能く無記の染法を生ずるなり」と。

三六 上座は此に於て是くの如き言を作す。「無記根無し。聖教に無きが故に。善惡は猛利にして起る。必ず根に由る。無記は羸劣にして功用に由らず、任運にして起る。何ぞ根を藉らんや」と。「聖教に無し」の言を爲すは且らく非理と爲す。無記の煩惱の有ること極成するが故に。謂はく、何に縁るが故に、少分の染起るは同類根を藉るや。少分は爾らざるも無記の染法は同類根有り。是れ染法の故に。不善法の如し。又何ぞ定んで此れは聖教に無しと執するや。彼の上座の耳に未だ聞かざる所を便ち撥して此れは聖教に非ずと言ふべきに非ず。無量の聖教皆已に滅没す。上座は聞かざるも、豈、聖教に非ざらんや。然るに古昔に於て、諸大論師皆共に無記根の義を詳論す。故に必ず聖教の明文有るを知るなり。標するに總名を以てし、別の名數無し。斯れに由りて或は四、或は三と諍論す。又聖教中、處々に有記無記の法を説く。又處々に記無記の法は根より生ずと説く。有る處には亦、有記の根の上の方便に依りて無記根の名を建立す。故に此れは聖教に無しと言ふべからず。又羸劣の法の轉ずるは、應に計して根の力に由りて生ずと爲すべし。猛利の者には非ず。是の故に彼の所立日の理趣は能く我等の無記根を立つるを遮するに非ず。

第六節 傍論、世尊の無記

三七 諸の契經の中に、十四の諸の無記の事有るを説く。彼れは此れに同じく、善不善に非ざるを無記

【三六】 經部師は無記根を立てず。

【三七】 上段に無記根を明したるが故に於て、問答分別に無記に非ずして、問答分別に關する無記を因みに説き、つづいて問答する場合の四種の答を擧ぐるなり。

【三八】 十四無記、十四置答とも云ふ、雜阿含三十二、(大正二・二六上)等處々に出づ。左の十四は記答する要なしとある。

一、世は常か二、世は無常か三、世は亦常亦無常か四、世は非常非無常か五、世は有邊か六、世は無邊か七、世は亦有邊亦無邊か八、世は非有邊非無邊か九、如來死後有るか十、如來死後無るか十一、如來死後亦有亦無るか十二、如來死後非有非無るか十三、命と身は一か十四、命と身は異か、

根と名く。宗義是くの如し。豈、一切は已に惡法を生じ、皆後の因と爲る。唯三種に非ざるにあらずや。三を越ゆる理なし。不善根を以て善根に翻對して建立するが故に。「何に緣りて不慢等の善根を建立せざるや」。佛は法の中に知りて建立するなり。有餘師は説く、「五識身の中、惡慢等の翻對すべきもの無きが故に」と。又五義を具して不善根を立つ。謂はく、五部に通ず。遍く六識に依る。是れ隨眠性なり。惡の身語を發す。斷善根の時強き加行と爲る。慢等は爾らず。不善根に非ず。義准するに已に成するが故に頌に説かず。

第二項 無記根

不善の惑に不善根有るが如く、無記の惑中是れ根有りや不いなや。亦有らば何を謂ふぞ。頌に曰はく、

無記の根に三有り、

無記の愛と、癡と慧となり。

餘に非ず、二と高との故なり。

外方には四種を立つ。

中の愛と見と慢と癡となり。

三は定なり、皆癡なるが故なり。

論じて曰はく、迦濕彌羅國の諸の毗婆沙師は、無記の根も亦三種有りと説く。謂はく、諸の無記の愛と癡と慧の三なり。一切は應に知るべし。無記根に攝せらる。慧根は通じて有覆無覆を攝す。根は是れ因の義なり。無覆無記の慧も亦能く因と爲るが故に、無記根に攝す。此の三力有りて諸の無記を生ず。何に緣つて疑と慢とは無記の根に非ざるや。疑は二趣に轉じ、慢は高三三く轉ずるが故に。謂はく、疑と猶豫は二趣に動轉するが故に根と立てず。根は堅住の故に。慢は高舉の相にして五に向つて轉ずるが故に根と立てず。根は下に趣くが故に。世間の共に見る根の相は是くの如し。土の下に隠るゝが故に名けて根と爲す。是れは體下に垂れて上に苗を生ずる義なり。此の三は彼れの如きが故に亦根と名く。餘は隨眠に非ず、或は勝用無きが故に、彼れを立てて無記根と爲さず。外方の諸師は此れに四有りと立つ。謂はく、諸の無記の愛と見と慢と癡となり。無記の名の中善

【三】根に善と不善とあるが如く無記根もあることを示す。

【三二】無記の愛とは無記の貪愛、色無色の五部の食愛、無記の癡とは有覆無記の無明、及び上界五部の無明、欲界の身邊二身と相應する無明、及び上界五部の無明、無記の慧とは有覆無記の慧と無覆無記の慧に分れ、前者は欲界の身邊二見及び上二界の五部の染汚の慧、後者は威儀路、工巧處、異熟生、變化心等と俱生する慧なり。

【三三】二趣とは二股になること無か有かと疑ふこと。

【三四】心の高舉すること。

【三五】或の字、本文惑に作る。他本に依り或に改む。

因に三有り。一には起因、二には生因、三には異熟因なり。起因に由るが故に界地を越えず。生因に由るが故に受生を得せしむ。異熟因に因るが故に生じ已りて異熟を受く。身邊の二見は是れ起と生との因なり。異熟因に非ず。生死の本と名くるが故に。本論に説く、「身見は能く三有をして相續せしむ。乃至廣説」と。

然るに經主は、「俱生の身見は是れ無記性なり。禽獸等も身見の現行するが如し。若し分別より生ぜば是れ不善性なり」と。此れは理に應ぜず。分別すること能はずして、而も見の攝にして、見道所斷と言ふこと理成ぜざるが故に。此れは是れ修所斷と言ふべからず。無我の解と正しく相違するが故に。應に知るべし。但是れ修道所斷にして、不染無記の邪智の所攝なりと。若し然りと許されば太過失有り。謂はく、禽獸等、前際等の中、分別すること能はずして、亦疑等有りて現行することを得べし。有身見の如し。色無色界等も亦分別の煩惱の現行有り、應に是れ不善なるべし、彼に不善有ることは前に已に遮せるが如し。故に欲界の中の身邊二見は、唯是れ有覆無記性の攝なり。餘の欲界繫の一切の隨眠は上と相違し、皆不善性なり。「此の」とは謂はく、欲界なり。欲界の中の上に説く所を顯はす。餘は皆不善なり。頌は煩説すること無し。此の餘は皆不善なるが故に。

第五節 根非根

第一項 不善根

三〇。上に説く所の不善の惑の中に於て、幾くか能く不善根の體と爲るもの有りや。頌に曰はく、不善根は欲界の、貪と瞋と不善の癡となり。

論じて曰はく、唯欲界繫の一切の貪と瞋と及び不善の癡は不善根の攝なり。其の次第の如し。世尊は説いて貪瞋癡の三の不善根と爲せばなり。體は唯不善の煩惱なり。不善の法の根を爲すを不善

【二八】 俱舍論十九・十六左先の軌範師の説として出す。即ち經部の説なり。
【二九】 無分別は見の反對なるもの故その無分別のものが見の攝にして見道所斷なる理なし、然し又無我の解と正反對なるもの故に修所斷の理もなしとなり。

【三〇】 九十八隨眠の諸門分別の中、第五の根非根を分別するなり。

不善に非ず。世尊の説くが如し。『若し此の見、^{二二}我れ一切に於て皆忍受せず(との見)を起せば、當に知るべし。此の見は貪欲に順はず、無貪に隨順す。乃至廣説』。又世尊は説く、『諸の外道の諸の見趣の中に於て、此の見は最勝なり。謂はく、我は有らず、我所も亦有らず、我は當に有らざるべし。我所も當に有らざるべし』と。又此れは大怖處を怖れざるが故に。契經に説くが如し。『愚夫異生の正聞無き者は、能く大可怖處を畏れざる有り。謂はく、『我れは有らず、我所も亦有らず、我は當に有らざるべし、我所も當に有らざるべし』と。而も驚怖せず』と。

^{三三}上座は此に於て是くの如き言を作す。『何ぞ斯くの如き下劣の邊見が能く解脫に順ぜんや。諸の有情の一切の妄見は皆此の攝に入るを以てなり。然るに我れは何の意趣有りて、此の邊見が能く解脫に順ずと執するかを知らず』と。此見の下劣なるは誠に言ふ所の如し。方便門に非ずして生の斷を執するが故に。然れども此の行相を、世尊は有る時には、諸の苾芻の爲めに無問自説す。『或は一類有り、此の思惟を作す。謂はく、我は有らず、我所も亦有らず、我は當に有らざるべし。我所も有らざるべしと。是くの如き勝解は時に便ち下分結を斷す。故に此の見能く解脫に順ず』と。是れに由りて應に知るべし。不善性に非ず。又是くの如き邊執見の中に於て、方便に非ざる中に於て執じて方便と爲す見無く、下劣に於て執して勝と爲す見無し。實有に於て撥して無と爲す見無し。非我と常に非ざるを我と常と執する見無し。如何が乃ち「諸の有情の一切の妄見を以て、皆此の攝に入る」と説くや。常と執する邊見に我見に順じて生ず。是れ無記なり。理は我見に説くが如し。然れども^{三六}彼れは未だ眞理を證する智を得ず。又未だ眞理に達する師を承奉せず。恆に我れ能く梯蹬と爲るとの慢を起し自らは是の説を作す。『然れども我れは何の意趣有りて此の邊見は能く解脫に順ずと執するかを知らず』と。^{三七}實に言ふ所の如し。

有餘は復言はく、『身邊の二見は生死の本なるが故に應に是れ不善なるべし』と。彼の説は然らず。

【三三】 雜阿含三十四・三十一(大正二・二四九中)

【三四】 中阿含一一〇〇阿梨吒經(大正一・七六四下)六見處を明す中の第一、

【三五】 見趣Dhammā, gati, ditthi-
等。この趣は品類の義なり。

【三六】 經部の難を出す。

【三七】 經部師を指す。

【三九】 汝の知らずといふは誠にその通りとなり皮肉に言ひし語なり。

性にして無智に攝受せらると雖も、而も其の中に差別有り」と許すが故に。汝の如く不善性に同じと許すと雖も、而も苦受の因に望むるに因異なるに非ず。又彼の學法も不善と成るべし。謂はく、彼れは自ら「諸の有學の法は不善巧の所攝の隨眠に望むるに、亦名けて有隨眠と爲すことを得」と許すが故に。又彼れは諸の煩惱は皆非善巧にして無知に攝受せらると説くべからず。自體を攝受することは理として成ぜざるが故に。理として二思同時に起ること無きが故に。若し「引生するを名けて攝受と爲す」と謂はゞ、則ち諸の善行は應に不善と成るべし。無明を縁と爲して彼の生を引くが故に。此れに由りて彼れを以て因と爲し、色無色の纏煩惱是れ不善なりと證すべからず。

身と邊との二見と及び相應の癡との欲界繫なるも亦無記性なり。「顛倒に轉するが故に寧ぞ不善に非ざるや」。且らく有身見は善行に順するが故に、斷善に違するが故に定んで不善に非ず。若し「亦不善に順するが故に不善と成るべし。身見の後一切の煩惱現行す容きを以ての故に」と謂はゞ、此れに由りて但是れ有覆無記なり。我れは彼れは善行に順するが故に即ち善性と成ると説くに非ず。如何が難じて不善に順するが故に不善性を成すと言ふや。有漏善の如きは兩邊に順すと雖も善性を失はず。此れも亦爾るべし。若し「天上の快樂を貪求し、福行に順するが故に無記なるべし」と謂ふは、此の例は然らず。即ち我見の力が天の快樂に於て希求を起すが故に。謂はく、我れは當に天の快樂を受くべし。即ち此れを門と爲して能く福行を造る。然るに貪は彼れが斷善根の時に於て、説いて強因と爲すが故に是れは不善なり。或は我見に由りて天の愛方に行ず。謂はく、我れ當に天樂を受くべしと見るに由り、方に彼の樂に於て貪求を起すが故に。我慢も亦身見の後に隨つて起り、心をして高擧ならしむるが故に、善業を順修せず、又親近する善友等に違するが故に。謂はく、我慢の心に由り自ら舉恃して、善友に近づく等皆成ずることを得難し。

邊執見の中、斷の邊を執する者は生の斷を計するが故に、涅槃に違せず、厭離門に順するが故に

【10】 有隨眠 *Samskaya*

【11】 俱舍論十九・十六右「爲我當樂」現在勤修施戒等故」の世親の説を破す。

して諸の煩惱を離るゝに非ず。彼れは有學の法尙隨眠有りと許すが故に。契經に既に「初靜慮に入りて諸の欲惡不善法を離る」との言を説くが故に、上一界は定んで不善無し。若し此れに異ならば、異生現に初靜慮に入る時、應に欲界の如く、自地の惡不善の法を離るゝに非ざるべし。又此の界に生じて上界の煩惱亦現行す容し。應に定位の中亦惡不善の法を離れざるもの有るべし。惑の起す所の業能く後有を招くが故に、此に生じて後の惑を起す容きを知る。既に會て彼れ離れずの言を説くこと無し。此れに由りて定んで知る。彼の釋は理に非ず。

又言はく、「上界の煩惱も亦應に非愛の果を感ずべし。欲界の惑の如し。謂はく、欲界の不善の煩惱は、施等を助けて人天の生を感ずと雖も、然れども彼れは招く所の異熟無きに非ざるが如く、色と無色界との煩惱も亦然なり。煩惱の功德差別有るが故に、唯能く苦受の異熟を感ずるのみに非ず」と。理も亦然らず。欲界の中に諸の惡趣有るが故に。諸處は皆同一隨眠の故に。他化自在の煩惱も亦能く惡趣の果を招く。色と無色とは別の處所有りて、煩惱の非愛の異熟を受くべきに非ざるが故に。彼れは應に惡の異熟因に果無き者有りと執すべし。或は彼れは應に上界に非愛の果を受くる處有りと執すべし。又欲界の人天趣の中に於て、不善の圓滿の果を受くる義有り、色無色は此れと同じかるべきに非ず。又汝の宗の如きは、一切の煩惱は同じく不善なりと雖も功能別なるが故に、功能を感ずる有り、感ずる能無き有り。是くの如く亦應に諸の煩惱は同じく境に於て亂倒して緣ずと雖も、而も彼の功能に差別有るが故に、是れを無記なる有り、是れ不善なる有りと許すべし。又彼の煩惱は若し不善性にして、既に苦受の異熟を招くと許さずば、彼れは能く樂の異熟を感ずと許すや。爾らず。若し然らば無記と成るべし。諸の有漏業は若し愛非愛の果を招く能はざれば、一切皆是れ無記性と許す。寧で獨り非ずと言はんや。又「無知性は非善巧にして、一切の煩惱は彼れに攝受せらるゝが故に、此れに由りて皆是れ不善なるべし」とは亦理に應ぜず。彼れは「皆同じく非善巧

【四】 厭壞對治、四種對治の一にて、惡身になきもたゞそれを厭うて近づかぬ意味にて云ふ。

【五】 遠分對治、同じく四種對治の一にて、既に惡を離れたるも、それを愈々遠ざからしむるをいふ。

【六】 契經には初禪地にて既に欲惡不善の法を離ると説くが故に難ずるが如き第三禪以前には不善ある難なしとなり。

【七】 經部の説は不善を離ると云ふは空位に就いて云ふことにて散位に就いて云ふに非ずとして上界の煩惱は不善なりとなすなり。

【八】 次に經部は上界の煩惱も非愛の果を感ずること欲界の煩惱の如きが故に、上界の煩惱は無記に非ずといふ。

【九】 上界に不善の惑ありとすれば、その不善の異熟因に果なしとするか、又は上界にもその異熟果を受くる惡趣ありとするかなざるべからずとの難なり。

爾らば、亦我性及び瓶等の性の蘊の色等に異なるもの有りと執すべし。是くの如き僻執は宜しく自ら隠覆すべし。

第四節 性分別

九十八の隨眠の中、幾くか不善にして、幾くか無記なるや。頌に曰はく、

上二界の隨眠と、及び欲の身邊見と

彼れと俱なる癡とは無記なり。此の餘は皆不善なり。

論じて曰はく、色と無色界の一切の隨眠は、四支五支の定んで伏する所なるが故に、勢力の異熟果を招くもの有ること無きが故に、彼れは皆是れ無記性の攝なり。若し彼れは能く異熟果を招くと謂はゞ、應に上二界に非愛の果有るべし。染の愛受を招く理成ぜざるが故に。然も、聖道は無記と成る失なし。唯有漏法に異熟有るが故なり。此の種類の中、異熟無き者を、方に説いて無記性と爲すべきが故に。「經に言はずや。『諸の聖弟子若し能く、第四靜慮に入ること有れば、能く不善を捨て、善法を修習す』と。此れは亦何の失ぞ。契經に言ふが如し。『諸の聖弟子已に不動心善解脫を證し、末尼寶を具し、能く不善を捨て善法を修習す』と。諸の阿羅漢は不善有りて捨つべきに非ず。又已に永く諸の不善を斷ずる者も、亦四正斷を勤修すと許すが故に、當に知るべし。皆、厭壞對法^{二五}、遠分對治に約して説き失有ること無し。云何が然ることを知るや。契經に「諸の欲惡不善の法を離る」と説くを以ての故なり。

上座は釋して、言はく、「定位に約して説く」と。彼の釋は理に非ず。欲界も亦應に彼れの如く説くべきが故に。欲界にも亦善の三摩地有り。應に欲惡不善の法を離ると言ふべし。差別無きが故に。又諸の異生は初靜慮に入りて亦欲惡不善の法を離ると説く。汝が宗とする所は、諸の異生類有漏に

【八】有部これを評して、それは五蘊を離れて我性と瓶等の性有りと執するが如しと難するなり。

【九】九十八隨眠の諸門分別の中第四に不善無記の二性分別をなす。

【一〇】初禪以上の離生喜樂等の諸の支分をいふ。

初禪に尋、伺、喜、樂、心一境性の五支。

二禪は內淨等、喜、樂、心一境性の五支。

三禪は捨、念、慧、樂、心一境性の五支。

四禪は行捨清淨、念清淨、非苦樂受、心一境性の四支。

【一一】苦の異熟を招くは不善にして上二界にはかくの如き勢力のものなきが故に。

【一二】聖道は苦の異熟を招かざるも無記に非ず。無漏の善法なり。異熟有るは唯有漏法に限る。

【一三】この經文に依れば「第四靜慮に入りて不善を捨て」とあるは第三靜慮まで不善があるが如くならずやとの難なり。

有餘は此に於て復是の説を作す。「酒に毒を雜ゆれば酷烈にして轉た毒勢も亦増すが如し。功能等しきが故に。是くの如く有漏と諸の煩惱と相助けて俱に増す。功能等しきが故に。良藥を以て諸の毒の中に置くに、毒の功能をして損有りて益なからしむるが如く、是くの如く、無漏は惑に縁せらるゝ雖も、惑の功能をして損有りて益無からしむるが故に、無漏を縁する邪見生ずること有るも、而も彼れは能く善根を斷ずる力無し」と。亦至教有りて諸の隨眠は無漏縁有るも隨増の理なしと顯はす。契經に説くが如し。「苾芻よ、當に知るべし。疑の食は何ぞ。所謂三世なり。過去世に惑有り疑有り、現在未來に説くことも亦是くの如し」と。無爲は是れ煩惱の所縁なりと雖も、隨増する所に非ざるが故に、此に説かず。既に此の無漏有爲を説かざるも、此れに准して亦應に疑の所食に非ざるべし。經に總じて諸行無常と説くが如し。理實に中に於て唯有漏法を説く。後に彼の寂を樂と爲すと説くを以ての故に。本論にも亦「無漏縁煩惱隨増」と言ふも、唯相應有りて所縁に非ず。去來の隨眠に隨増有り、定んで能發得有りと言ふべからざるが故に。若し此れに異ならば、諸の異生の類は無染心の位に隨眠を離るべし。然るに世尊は幼稚の童子嬰孩眠病染欲無しと雖も、而も欲貪隨眠の隨増有りと言ふ。故に隨増乃至未斷と説く。若し彼れ已に斷ずれば、則ち所縁と相應と隨増する隨眠無し。寧ぞ彼れ猶隨眠の相を失はざる有らんや。故に對治に由りて其の勢力を壞するが故に隨増せずと謂ふ。然れども彼の隨眠の體相失はざるが故に猶有りと言ふ。或は會と當に此の用有るに據るが故に、今用無しと雖も亦隨眠と號く。國を失へたる王が猶王の號を存し、工匠が作を停むるも其の名尙存するが如し。

上座は此の中是くの如き説を作す。「隨眠に相應と所縁との二隨増の義有ること無し。但自性有り。相續の中に於て隨縛して捨てざるを有性有り」と。相續を隨縛するを自性有りと爲んや、自體無し(と爲ん)や。彼れ自ら答へて言はく、「唯有性有り。諸纏は相應と所縁と有るべし。」若し

【五】發智論五(大正二六・九四三下)

【六】經部師の説、相應所縁二隨増の義なし、但自性有りと爲す。經部は隨眠を煩惱の種子なりと解し、煩惱の眠れる位を隨眠となすが故なり。

【七】經部の説に依れば纏は煩惱の覺めたる位なるが故に經には相應と所縁の二隨増の義あるべしとなり。

見と愛の爲めに攝せられて己おのが有と爲さるゝに非ざるが故に。彼れを縁する下の惑は所縁隨増に非ず。隨縛せられて昏滯を増さざるを以ての故なり。若し下地の生が上地等を求むるは、是れ善法の欲にして染汚と謂ふに非ず。離染を求めて此こゝに生れんと欲するが爲めの故に。聖道と涅槃と及び上地の法とは能く彼れを縁する下の惑と相違するが故に、彼の二は所縁隨増の理無し。炎石に於て足が隨つて住せざるが如し。火焰の中の鵝が増長せざるが如し。此の隨眠の起るは親しく所依に由る。然も正しく起る時、兼ねて彼の境に託す。是くの如く己に所縁隨増を辯ぜり。隨つて何れいつの隨眠も、相應の法に於て、相應に由るが故に彼れに於て隨増す。説く所の隨増は謂はく、未斷に至るが故に、初めの頌の首に未斷の言を標せり。此れに由りて應に知るべし。諸の無漏を縁する他界地の煩惱は唯相應隨増なり。諸の有漏を縁する自界地の遍は具に所縁と相應との隨増を有す。

如何が隨眠は相應の法と及び所縁の境に於て隨増の義有るや。先の軌範師は是くの如き説を作す。城邑の側に雜穢聚有り。糞水土等の共に合成する所なり。此の聚の中に於て、糞の過失に由りて水土等をして亦不淨と成らしめ、水等の力に由りて糞をして轉た増さしめ、更に互に相依り皆甚だ惡むべし。是くの如く煩惱の相應聚の中、煩惱の力に由りて心心所を染め、煩惱は彼の勢力に由りて轉た増し、更に互に相依り皆穢汚と成る。此の聚相續して穢汚漸く増し、亦隨行の生等をして染と成らしむ。猪犬等が雜穢聚に居し極耽樂を生じ、其の中に眠戲し、糞穢に塗られ轉た不淨を増し、復猪等に由り穢聚漸やく増すが如し。是くの如く所縁の自地の有漏、煩惱の力に由りて、有漏の義成ず。彼れは復能く煩惱の力に順する有りて、其の三品をして相次いで漸やく増さしむ。滑淨の人は誤つて穢聚に墮し、糞穢に觸ると雖も、而も所増に非ず。人も亦能く彼の穢聚を増すこと無し。是くの如く無漏と異界地の法は亦煩惱に所縁とせらるゝこと有りと雖も、而も彼れは相望むるに互に増す義なし。此の無漏と異地を縁する隨眠は但相應たゞに由りて隨増の理有り。

緣相應の二隨増共にあり遍行の他界地にして無漏縁なるもの所縁相應の二隨増共になし。
【三】 非遍行の無漏縁なるものは、攝受なり又相違す。身見と愛とが攝して己が有とすることなく又無漏と煩惱と相違するが故に。
【四】 遍行中の他界縁なるものは、攝受なく又相違す。身見と愛とが攝して己が有とすることなく、又上地の境はその能縁の惑と相違するが故に。

卷の第四十九

〔辯隨眠品第五の五〕

第三節 二種隨増

上の義を顯はさんが爲めに復た應に思擇すべし。九十八の隨眠中、幾くか所縁に依るが故に隨増し、幾くか相應に由るが故に隨増するや。頌に曰はく、

未斷の漏隨眠は、
自他の一切に於いて

非漏は自部に於て、
所縁の故に隨増す。

無漏と上縁とに非ず、
攝して有とすることなく違するが故に。

隨つて相應の法に於ては、
相應の故に隨増す。

論じて曰はく、^一遍行の隨眠の差別に二有り。謂はく、自界地他界地に於ける遍行なり。不遍の隨

眠の差別に亦二有り。謂はく、有漏(縁)と無漏縁となり。且らく遍行の中の自界地なるは、普ねく

五部の自界地の法に於て所縁隨増す。不遍行中の有漏縁なるは、唯自部自界地の法に於て所縁隨増

す。不遍行中の無漏縁なる者と、及び遍行中の他界縁なる者とは、所縁の境に於て隨増の義なし。

所以は何ぞ。彼の所縁の境は攝受する所に非ず。及び^二相違するが故に。謂はく、若し法の、此の

地の中の身見と及び愛の爲めに攝せられて、己が有とせらるゝこと有らば、此の身見と愛との地の

中の所有の隨眠の爲めに、所縁隨増せらるゝ理有るべし。隨増と言ふは謂はく、諸の隨眠が此の法

の中に於て隨つて住し増長するなり。即ち是れ隨縛して昏滯を増す義なり。衣に潤有れば塵が隨つ

て中に住するが如し。潤有る田に種子が増長するが如し。諸の無漏と及び上地の法は、諸の下の身

【一】 九十八隨眠の諸門分別の中、第三に二種の隨増を明す。隨増に二種あり、

一、所縁隨増 *Ekābhanṭonu*

Sevate

二、相應隨増 *Sampratyogata*

nu Sevate

所縁隨増とは所縁の境と能縁の惑とか互に相緣りてその煩惱の力を増すこと、相應隨増とは、その煩惱とそれと相應する心々所が互に相緣りてその煩惱力を増すことなり。

【二】 遍行不遍行の隨眠は各二種を分つ遍行の自界地なるもの、五部の自界地の法に於て所縁隨増あり相應隨増あり

遍行の他界地なるもの、所縁隨増なし、相應隨増あり、不遍行の有漏縁なるもの、自部自界地の法に於て所縁隨増す、相應隨増あり不遍行の無漏縁なるもの、所縁隨増なし、相應隨増あり、猶この外に次に記すが如く、遍行の自界地にして有漏縁なるもの、所

を攝するに非ずと説く容し。異説すべしとは、謂はく、若し世尊總相に依つて諸の煩惱を説かんと欲すれば、此に於て貪と瞋とを説くべからず。但無明を説くべし。『無明に縁つて行』の如し。此れは能く總じて一切の煩惱を攝す。諸の煩惱と相隨行するが故に。若し貪瞋唯能く自ら攝すと説かば、彼れの前に説く所の、「是れ則ち有るは彼の事の中に於て求得する所有れば、煩惱を起すべし」とは此の言は何の義有るや。我が宗は要す境の中に於て求得する所有りて、方に煩惱を起すと説くに非ず。但境に於て了知すること能はざるに由り、背を起し求を起し、中に煩惱を起す。若し爾らば寧ぞ「惑に魅せらるの言を説かんや。謂はく、若し境の中に惑自在を得れば、能く境を攝受して、順じて生増せしむ。惑生ずる時境を攝取するに非ず。心首五九に置く寶玩を魅と名く。但是れ境の中に惑が自在を得て、攝して己れに順じて生増を得せしむる義なり。若し魅せらるゝに非ざれば、惑が境の中に於て、彼れを縁じて生ずと雖も而も増長せず。人の目を舉げて日月輪を觀、能く眼根をして損減増長せしむるが如し。是の故に貪等は無漏を緣せず。其の理極成す。滅道は邪見等の境と爲ると雖も而も有漏に非ず。

【五九】 自分の欲する寶玉が常に頭にこびりついて離れざる状態を魅せらるといふ。

るを即ち名けて瞋と爲すに非ず。佛弟子が外道の説く五三自性、士夫、時、方、我等に於て亦忍許せざるが如し。豈、即ち是れ瞋ならんや。又彼れの言ふ所の總相に依つて説くは、貪瞋は一切の煩惱を總攝す。邪見等は滅道を緣するを以ての故に、滅道は則ち瞋事の所攝にして有漏と成るべしとは理も亦然らず。自意に違するが故に。太過失の故に、決定せざるが故に、異説すべきが故に。謂はく、彼の上座は處々に自ら世尊は迷謬の説を作すべからずと言ふ。若し佛此に於て但貪瞋を擧げて、意一切の煩惱を總攝せんと欲すれば、豈、此の言は極めて迷謬と爲さずや。或は若し二を擧げて便ち能く餘を攝すれば、則ち後に餘を説くは便ち無用と爲るが故に。彼の所説自意と相違す。如何が彼の言に太過失有りと言ふや。謂はく、先に已に貪と慢と二取とは滅道を緣せず。其の理極成せりと説けり。汝の言ふ所に准するに緣する義有るべし。有る邪見は樂と相應するを以て、滅道も亦應に貪事と成るべきが故に。或は二は諸惑を總攝すと許すと雖も、而も總じて能く滅道を緣するに非ざれば、則ち應に唯邪見等緣すと許すべし。瞋は怨相を離ると許すべからざるが故に、又餘義に約するに太過失有り。謂はく、五七應に但大病に二有りと説くべし。貪瞋は諸惑を總攝すと許すを以て。五八業の因緣集は三有ること無かるべし。是くの如き等の門の數皆應に滅すべし。不決定とは謂はく、彼れの言ふ所、唯貪瞋能く諸惑を攝すと説く。隨眠等の少能く多を攝するが如し。此れは定んで然らず。有る處には少は唯名の如く攝して餘を攝せずと説くが故に、有るは總は別を攝するを許すに名くと説くが故に。緣起の處に愛に緣つて取と説くが如し。彼の宗は唯愛は取の緣と爲ると許す。所餘の樂相應の惑を攝するに非ず。取の名は總なりと雖も唯愛を攝すと許す。又契經に言はく、『吾れ當に汝の爲めに諸の愛の網を説くべし』と。此の中唯貪求の相を説くが故に、愛を攝して餘に非ず。又餘經を見るに總じて煩惱を説いて見を攝せず。五濁中或は別名を擧げて而も總じて惑を攝するが如し。契經に『無明に緣つて行』と説くが如し。又此の中に於て三隨眠等亦彼れは一切

【五三】

自性
Prakṛti
士夫
Puruṣa時
Kāla
方
Dīśa
我
Atma

【五七】 大病に三有りとは先に引く經文にして、これ貪瞋癡の三毒を指す。

【五八】 惡業の根本に就いて貪瞋癡の三ありといふを、これも二となすべし。

に有漏と成るべし。若し滅道は惑の魅する所に非ず、要す有漏の事は惑の魅する所なりと謂はゞ、是れ則ち若し有るが彼の事の中に於て求得する所有れば煩惱を起すべし」と。定んで滅道は有漏と成る失なし。彼れは有漏の相を成ぜざるに由るが故に、佛は有漏は唯是れ愛恚の事と説き、滅道は既に愛恚の事の攝に非ざるを以ての故に、彼れは邪見等に縁ぜらると雖も、而も決定して有漏と成る失無し。「若し爾らば貪と瞋との隨眠は是れ共相の惑なりと許さず。一切の境は皆貪と瞋との所繫縛と爲るに非ざるが故に、應に有漏の事も亦無漏と成る失有るべし」。彼れは定んで對法の義宗を了ぜざるなり。未來の自相の煩惱は定んで能く諸の有漏事を繫縛すと許すを以てなり。滅道諦は三時中の貪瞋隨眠の與ために依と爲り境と爲るに非ざるが故に、彼の事と例た同すべからず。「豈世間の諸の外道の類は現に無漏に於て亦瞋を起すこと有らずや。謂はく、現に他の正見等と、眞の涅槃道と及び涅槃の中に於て、極憎嫌を起すもの有り。經中に處々に亦滅道を憎む者を廣説するを見る。

又諸の煩惱は總相に依つて説くに皆貪瞋二品の攝に入るが故に。三隨眠と説き、復七隨眠と説くが如し。有るは三結と説き復九結と説く。三隨眠は七隨眠を攝せざるに非ず。三結は九結を攝せざるに非ず。又經に説くが如し。「大病に三有り」と。豈、身見等は大病の攝に非ずや。若し彼の品に攝すれば亦大病と名く。貪瞋も亦然なり。總じて攝するに失無し。謂はく、貪は能く樂相應の煩惱を總攝す。瞋は復能く苦相應の煩惱を總攝す。故に邪見と疑と二無明と能く滅道を縁すと許さば則ち應に滅道は亦是れ瞋事にして有漏の失を成すべし」と。

是くの如き所説の理は皆然らず。且らく、初めに言ふ所の諸の外道の類、現に無漏に於て瞋を起す者有りと、無漏の相を了せざるに由るが故に。但樂欲たぐを缺く。瞋を起すと謂ふに非ず。謂はく、彼れ深心にて生死に樂著し出離を樂しまざるが故に邪見を起す。滅道を誘するに非ず。豈、即ち瞋と名けんや。彼れ或は撥無す。或は有過と謂ふ。故に無漏に於て唯忍許せざるなり。忍許せざ

を起す。是の故に要す眞の滅の相に愚なる者は、方に滅を謗する邪見等の上に於て、極めて憎背を起すなり。見滅は瞋を斷するなり。^{五三} 諸有の眞の滅相に愚ならざる者は、能く滅を謗する邪見等の上に於て、若し厭背を生ずるも瞋隨眠に非ず。乃ち是れ無貪の善根の所攝なり。又腹の内に多を積む病者の如し。汝命の爲めに美食を食すと雖も、病に難らるゝが故に皆衰損と成る。腹に病無き者は凡そ食する所有れば、一切身に於て益有りて損無し。是くの如く若し非滅の中に於て、妄りに是れは滅と謂ひ、貪愛を生ずる者あれば、相續穢なるが故に、邪見等に於て起す所の憎嫌は、皆説いて名けて、見滅斷を緣する邪見等の法の起す所の瞋恚と爲す。若し如理に眞滅の中に於て、是れ眞滅と知り、貪愛無き者有れば、相續淨なるが故に、能く滅を謗する邪見等の中に於て生ずる所の厭背は皆過失無し。

^{五四}「若し涅槃有りと知る正見に於て起す所の瞋恚は、何を見ての所斷なりや」。此れは責むべからず。見所斷の瞋は理として必ず善法を緣すべきこと無きが故に。此の正見を緣する(瞋)は定んで修所斷なり。然るに已に諦を見る者は此れは復行ぜず。滅を謗する見を緣する貪は已に永く斷するが故に。「寧ろ無漏を緣する瞋有ることを信ぜざるや。豈、此の瞋は世に現に有ることを知らずや。謂はく、有る外道は言はく、「涅槃中、永く諸根を滅す。是れは大衰損なるが故に、我れは此れに於て定んで欣求せず」と。此れは本、瞋に非ず。乃ち是れ邪見なるが故に。本論に説かく、「樂に於て苦と計するは、是れは見滅斷の邪見の所攝なり」と。理として必ず然るべし。一切の苦は極樂處に至つて方に永滅を得るを以てなり。極樂處とは唯眞の涅槃なり。此の極樂の言は勝義の樂を顯はす。彼れは此の樂相を了すること能はざるが故に、又生死の過を知ること能はざるが故に、諸有に耽著して出離を樂はず。故に邪見を起して涅槃を非撥す。寧ろ此れを執して滅を緣する瞋恚と爲さんや。

然るに^{五五}上座は説かく、「邪見と疑と及び二無明の無漏を緣することを許さば、則に應に滅道は俱

【五三】 聖者が他の邪見を起すを以て厭背するは瞋に非ずして、無貪善根の延長なりとなり。

【五四】 上と反對に涅槃を肯定する正見を見て起す瞋は見所斷に非ざるべし、何故なれば涅槃を肯定して、肯定せざる邪見を見て瞋を起すもの故に肯定しても斷せざるが故にとなり。

【五五】 經部の難を擧ぐ。若し邪見を疑と二無明を無漏緣の惑をなせば、その緣せらるゝ滅道は有漏となるべきに非ずやとの難なり。

何が故に貪と瞋と慢と及び^{四六}二取の見は^{四七}無漏斷にして無漏を縁ぜざるや。諸の眞の解脱を欣

求する者は貪煩惱に於て定んで捨離すべし。若し無漏を縁すれば、善法欲が涅槃と及び聖道とを希

求するが如きの故に、解脱を求むる者(この)貪を離るべからず、又滅道諦は是れ所斷なるべし。

佛は離貪の境を説いて斷と名くるが故に。契經に説くが如し。『汝色中に於て、若し能く貪を斷ずれば色も亦斷と名く』と。又貪の境に於て過失を見るが故に方に離貪を得。若し貪の無漏を縁する者

有りと許せば、應に滅道に於て過失を見る時、貪方に離るゝことを得べし。此の見は淨に非ず。豈、能く惑を盡さんや。又貪の境に於て功德を見るが故に、貪方に生ずることを得。若し貪が無漏を縁

すること有り^{四九}と許せば、滅淨等の行が無漏を觀する時、貪應に増長すべし。如何が此れに因りて能く諸惑を盡さん。既に俱に惑を盡さず。生死應に無窮なるべし。是の故に貪は無漏を縁ぜざることを知る。怨害の事を縁じて方に瞋を生ずることを得。無漏の事中怨害の相を離る。故に無漏を縁

する瞋は必ず生ぜず。又瞋隨眠は其の相麁にして、諸の無漏法は最も極めて微妙なるが故に、瞋は彼れに於て行することを得容きこと無し。諸の慢隨眠は高擧の相なるが故に、性寂靜ならず。諸の無漏法は極めて寂靜なるが故に高擧を生ぜず。又慢を生ずる者は是の念言を作す。我れ此の法

を得と。無漏法の力は能く縁と爲りて、是くの如き慢を起すに非ず。無漏法は能く慢を治するを以ての故に。二取若し能く無漏を縁せば、是れ即ち正見と相が同じかるべし。無漏は是れ眞淨勝の性なるが故に、二取既に倒無し。應に見所斷に非ざるべし。是の故に二取は無漏縁に非ず。

若し爾らば涅槃を誘する者の邪見等の上に於て、瞋隨眠を起すもの有り。既に所縁に稱うて、過有ること無かるべし。有過の法に於て憎背の心を起すは正に其の儀に合す。應に遠離すべきが故に。則ち瞋恚は見滅斷に非ざるべし。是くの如き失無し。滅の相に愚なる者は、能誘者に於て方に瞋を起すが故に。謂はく、餘處に於て解脱を執じ已りて、眞の解脱を誘するに於て、方に不忍の心

【四三】 見取と戒禁取の二取なり。

【四四】 無漏斷とは滅道の無漏を見て斷ぜらるゝを云ふ。滅道諦の下の邪見疑無明は無漏斷にて無漏縁なり。滅道諦下の貪瞋慢見取、道諦下の戒禁取の五は無漏斷なるが無漏縁に非ず。その理由を見るなり。

【四五】 眞の解脱を欣求するものは貪を捨離すべく、貪か無漏を縁するといふことはなくあれはそれは善法欲 (Saddhāraṇa cōhandā) にして貪に非ざるが故となり。

【四六】 この善法欲なる貪の意味。善法欲なるが故に捨離すべからずとなり。

【四七】 瞋の無漏縁なきことを明す。

【四八】 慢の無漏縁なきことを明す。

【四九】 見取と戒禁取が無漏縁に非ざるを明す。

【五〇】 他の邪見を起すを見て瞋を起すは所縁の境が邪なるが故に過なきかの間なり。過なければ瞋は見滅斷に非ざるべしとなり。

道を誘する邪見は、應に亦能く法智品道を縁すべし。法智品道の色無色を治する有るが故なり。若し法智は全く彼れを治するに非ず、苦集の法智品は彼れの對治に非ざるが故に、亦全く能く色と無色とを治するに非ず、彼の見所斷を治すること能はず、故に初品の法智は彼の初品の煩惱を治すること能はず、此の所治に非ざるが故に、法智品は彼の所縁に非ずと謂はゞ、是れは則ち應に色と無色との邪見は總じて九地の類智品を縁すること能はずと許すべし。類智品は總じて能く上の二界の中の諸の煩惱を對治するに非ざるが故に。謂はく、第二靜慮地等の類智品道も亦能く初靜慮地等の煩惱の爲めの對治に非ず。初靜慮等も亦全に非ず。兩節にて推徴するに前に説くが如し。又道諦を縁する三界の隨眠は苦集滅の忍の所對治に非ざるが故に。道を誘する(邪)見は理として應に能く下上總じて六と九の地の道を縁すること無かるべし。

是くの如き過の網は理實に皆無し。法類相望むに種類別なるが故に。法類智品の治の類同じきが故に。互に相因るが故に。互に相縁するが故に。謂はく、法智品道は同じく是れ欲界の中の道諦を縁する惑の對治の種類なり。此の同類の道は互に相因り、互に相縁するに由るが故に、設ひ對治に非ざるも亦欲の道を縁する煩惱の所縁なり。類智品道は法智品と互に相因ると雖も、對治門の種類別なるに由るが故に、相縁せざるが故に、欲の道を縁する煩惱の所縁に非ず。此れに准じて、已に色無色界の道を縁する煩惱が、亦應に能く色と無色を治する法智品を縁する過を遮す。謂はく、此の中に於て少分の法智品道有り、能く上界の少分の煩惱を治し、亦互に相因ると雖も、而も治門の種類別なるに由るが故に、類智品と相縁らざるが故に、上の道を縁する煩惱の所縁に非ず。九地の中の類智品道に於て、一種類にして展轉して相因るに由り、更に互に相縁り、治類同じきが故に、對治に非ずと雖も、而も總じて上の八地の中の道を縁する惑の境と爲るべし。是の故に頌の説く所の如き理成す。

【四二】法智は普通欲界を治するものなるも、滅法智、道法智が色無色の修惑を斷ずることあり。

【四三】法智の中滅法智道法智は色無色の修惑を斷ずるも、見所斷の惑を斷ずることは絶對になし。

【四四】次上の問難に對する答なり。法智類智は種類も別、治も別にして、法智は法智同志、類智は類智同志相因り相縁るが故に頌の如く六と九の地を縁す。

頓に多地の滅を縁すべからず。此の二の所縁の理別無きが故に。且らく、善智の一地の滅を縁する有り、然れども頓に多地の滅を縁する有るは、前の理に於て邪見と異なるに由る。謂はく、前に已に説く。若し諸行中耽著有る者は、此の行の滅を聞いて、便ち此の地の邪見を起して撥無す。上行の中、下の耽著有るに非ず。寧ぞ下の邪見彼の滅無を撥せんや。

善智に耽著に由りて引起するに非ず。多地の滅を縁するも理に於て何ぞ違せんや。然も善智の生ずるは、諸行の過を觀じ、審かに過を觀じ已りて、彼の滅を希求するが故なり。一地の智、多地の境を縁す。且らく煖等の如し。總の行相を以て諸行の過を觀じ、彼の滅を欣求す。彼れは邪見に同じく、所縁の境に於て分限縁有りと執すべからず。迷悟の理殊なる。例と爲すべからず。謂はく、修觀者は自地の中の過失に惱まざるを觀じ、自地の滅を欣ぶ。此れに由りて亦能く他地の諸行の出離と過失と功德とを觀するが故に、善智起りて境を悟る。理として頓に多地の行の滅を縁すること有る容し。諸の邪見の起るは境に於て迷謬す。固執に隔てられて、總じて縁すること能はざるなり。何に緣りて邪見は苦集滅を縁するに、通なると唯別なると有りて、道を縁するに然らざるや。治に殊有り互に相因るに由るが故なり。謂はく、所縁の道は諸地別なりと雖も、而も展轉して相屬し、互に因果と爲るが故に。此れに由りて邪見は六と九總じて縁す。滅は相因らず。唯自地を縁するのみなり。

「豈、法類二智の品道も亦互に相因る。下上の邪見應に俱に能く法類品道を縁すること、苦集を縁するが如く、諸地遮すること無かるべからずや」。此の責は然らず。對治に非ざるが故に。「若し爾らば六地の法智品道は應に欲界の邪見が總じて縁するに非ざるべし。上の五地の中の法智品道は欲界の法に於て對治に非ざるが故に。未至地も亦全に非ず。上地に屬する者は欲の治に非ざるが故なり。欲を治する者も亦全に非ず。邪見は唯是れ忍の治する所なるが故なり。色と無色界との

【三七】善智はこの邪見に反して多界の滅を縁す。

【三八】邪見が苦集を縁するはたゞ上に通し、滅を縁するはその自地なるのみなるに道を縁する場合のみ上下の同類に相通ずるやとの問なり。俱舍論十九、十四右、は唯緣滅のみを出し、何故緣滅自地非餘緣道便通六九同類となす。

【三九】法智は欲界を治し類智は上界を治すといふも、互に相似相因る。然らば法智相互類智相互の如く類同じきが故に下上の邪見は互に能く法智類智兩品道を縁せずやと問ふなり。而して對治に非ざるが故に」との答を受けて次下の兩頭論法を以て問難するなり。

【四〇】六地の中未至の法智品道は欲するも中間四根本の法智品道は欲界を治せず。

【四一】法智を指す。法智は欲を治するも、法智忍が邪見を治し、法智は然らざるが故に全に非ずといふ。

三 此の無漏縁は一一の地に於て、各幾くの地の滅道を縁じて境と爲すや。諸の滅を縁するは自地の滅を縁す。謂はく、欲界繫の滅を縁する隨眠は唯欲界の諸行の擇滅を縁す。乃至、有頂の滅を縁する隨眠は、唯有頂の諸行の擇滅を縁す。諸の道を縁するは六と、九地を縁す。謂はく、欲界繫の道を縁する隨眠は唯六地の法智品の道を縁す。若しは欲界を治し、若しは能く餘を治する諸法智品を皆能く縁するが故に。色無色界の八地の所有の道を縁する隨眠は一一唯能く通じて九地の類智品の道を縁す。若しは自地を治し、若しは能く餘を治する諸類智品を皆能く縁するが故に。

「何に縁りて苦を謗し集を謗する邪見の欲界繫なるは能く九地を縁し、初靜慮なるは能く八地を縁し、乃至、有頂なるは唯彼の地を縁じ、滅を謗する邪見は九地の中に於て、一一唯能く自地の滅を縁するのみなるや」。此れは所以有り。所以は何ぞ。謂はく、若し法有りて、此の地の愛の潤ほす所なれば、此の地の身見は執して我々所と爲す。彼の諸法の滅も還此の地の見滅所斷の邪見の所縁と爲す。「此の所以は非なり。未だ疑を遣らざるが故に。謂はく、何の理の故に、邪見の滅を縁するは、縁苦集の通じて自他地を縁するが如きに非ず、或は諸の邪見の苦集を縁するは何ぞ滅を縁するが但自地を縁する如くならざるや。故に上の所以は未だ此の疑を遣らず」。未だ疑を遣らざるに非ず。但意を了せざるのみ。然るに上の意は顯はす。若し諸行中、此の地の我愛我見轉すれば、彼れは此の地の行に耽著するに由るが故に、若し此の地の行の滅有るを説くを聞けば、便ち此の地の邪見を起して撥無す。上行の中下の耽著有るに非ず。寧ぞ下の邪見彼の滅を撥無せんや。「界地相望むるに因果隔絶すと雖も、而も九地の苦集展轉して相牽き、又生の依立の因更互に因と爲るが故に、一地の邪見多の滅を縁すること有る谷し」。相牽くと及び相因るとの理無きが故に滅を謗する邪見は、唯自地の滅を縁するのみなり。

若し爾らば善智が滅諦を縁する時、應に分齊して縁じ、滅を謗する見の如くなるべし。一念の智

【三】 俱舍論十九・十四右。

【三】 有漏法を斷じて得る擇滅。

【三】 欲界繫の道を縁する隨眠は未至、中間、四根本の六地の法智品道を縁す。未至の法智品道は欲界を治し、中間四根本の法智品道は上地の修惑を治す。そこに欲を觀じて起す智として類同じきが故なり。

【四】 八地は四禪四無色なり、この八地の三隨眠は、中間四根本三無色八地の、上界の四諦を觀じて起す道類智品道を縁す。同じく類智といふその類同じきに依るなり。

【三】 邪見はたゞ自地の滅を縁するを明す。

【三】 問答を以て、一地の邪見の多の滅を縁せざることを相索く(各地の苦集の如く)ことなく、相因る(生の相因るが如く)ことなしとの二由に依つて明す。

をして見取に同じからしむるを訪ぬるを須えんや。「何に緣りて此の中、見所斷を緣じて起す所の一切の不共の無明が、見苦集の時悉く皆永斷し、修斷を緣する不共の無明が、見苦集の時、一切永斷するに非ざるや」。此に於て重ねて其の緣を責むべからず。不共の無明に修所斷有りと許せば、彼れは必ず應に不共の無明は唯修所斷の法を緣するのみ有り。苦集二聖諦の理に迷ふに非ずと許すべし。此の無明が見斷の法と及び無漏法を緣せずと説く理は成ぜざるが故に。又必ず應に許すべし。聖が思法の時染患を離ると。高く染の障有るが故に。謂はく、彼れは正法觀を修習する時、應に昏迷有りて行の轉ずるを欲せざるべし。眠の昏昧にして其の心を障蔽するが如し。不共の無明は是れ修所斷なり。故に知んぬ、聖者は集智已に生じて、猶唯修所斷の法を緣する、正法を思ふを障ゆる不共の無明有りと。見苦集の時此れは何ぞ斷ぜざるや。此の無明は是れ智の所害なるが故に。諸の忍は彼れの對治道に非ざるが故に。苦集二諦の理に迷はざるが故に。親しく諦理に迷ふ法を緣ぜざるが故に。「滅を誘ふ邪見に滅を見ると爲んや。滅を見ざるや。若し滅を見れば如何が滅を見て誘つて滅無しと言ふや。若し滅を見ざれば如何が無漏緣ならんや。又如何が此の物は有に非ずと言ふや」。應に滅を見ると言ふべし。但教を尋ぬる見が即ち是くの如き所説の滅無しと誘するなり。豈、此の見は親しく能く滅を緣せずや。如何が即ち此の滅を撥して無と爲すや。有目者が机多き處に於て、遙かに人の立つを見て、撥して人に非ずと爲す。親しく人を緣すと雖も而も誘せざるに非ざるが故に。有るは滅を見て而も撥して無と爲す。然れども所有の滅道を誘する慧が、皆是れ見滅見道の所斷なるに非ず。謂はく、若し慧有りて審察して生ずるに非ず、滅道を説くを聞いて便ち誹謗を生ずるは、唯名を緣するが故に見彼斷に非ず。若し慧が境に於て因み審かに尋伺し推度して生じ、決定して説く所の滅道を撥無するは、方に見彼斷なり。離繫の爲めに是くの如き言を説くが如し。「若し能く、風が水の爲めに鎮めらるゝと知れば、即ち尋伺所引の諸見の生起息むべし」と知る。乃至廣説」と

心所を障えて境の中に取ること能はざらしむれば、則ち心心所は永く不生なるべし。相續中恒に現有なるべきが故に。無心定と無想の異熟の如し。彼れを説いて所縁に迷ふと名くべからず。外の黒闇は心心所を障えて、諸境に於て皆生ずることを得ざらしむるに非ず。色處の所攝にして識の境なるが故に、但餘の境に於て見の能を損する有るのみ。無明も亦然なり。但苦等の四聖諦の理に於て眞の見の生ずることを障ゆ。境中に於て我等の見を障ゆるに非ず。既に一切の見の生ずるを障ゆること能はず。故に知んぬ。無明は所縁の境有り。又眠の體の如く所縁有るべし。眠は但能く智の用を損覆し、智と與に境に於て俱に轉ぜざるに非ず。眠も亦取境の用有るを以ての故に。然も所縁に於て心をして味鈍ならしむるが如く、無明も亦爾なり。所縁無きに非ず。何が故に、見滅道斷を緣すること無きや。「見滅道斷の不共の無明は見苦集の時、彼れ皆斷す。故に謂はく、見取が諸の有漏法に於て、因果門に由りて樂淨の行等に轉するが如し。是くの如く見取は亦能く見滅道斷を緣すと雖も、而も眞實に見苦集諦の時、一時に永斷す。因果の理に迷ふ對治生ずるが故に。是くの如く能く八行の覺の生ずるを障ゆる不共の無明は、苦集の現觀に、對治生ずるが故に一切皆斷す。此れを除いて更に見所斷の諸法を緣じて境と爲す不共の無明無し」。豈、此れは彼の見取の如かるべかざらんや。全く彼れの行相の別なるが如くに非ざるが故に。謂はく、有漏に於て見取生ずる時、行相衆多にして迷謬にして轉ず。觀行を修する者、見苦集の時、見滅道斷の諸法に於て見て苦等と爲す。已に能く樂淨等と計する因果に迷ふ行に違すと雖も、而も見滅見道の所斷に於て、見と功德と爲す。餘の最勝行の所有の見取猶未だ違すること能はず。是の故に苦集の二諦に於て已に現觀を得と雖も、猶見滅見道の所斷の見取有りて、未だ除かれず。不共の無明は別の行相無し。唯惛重にして行の轉するを欲せざる有り。四聖諦に於て各別に親迷す。此れを除いて更に餘の別の行相無し。見所斷を緣じて苦集に迷ふに非ず。何ぞ固より不共の無明に別の行相有りて見滅道斷を緣じ、見滅道斷

同一果なるが故なり。然るに隨行中唯^三諸得を除く。得と所得と一果に非ざるが故なり。是れに由りて遍行因と隨眠と相對して具さに四句の差別を成す。

第二節 有漏縁無漏縁

九十八の^三隨眠の中、幾らか有漏を縁じ、幾らか無漏を縁するや。頌に曰はく、

見滅道所斷の、

邪見と疑と相應と、

及び不共との無明との六は

能く無漏を縁す。

中に於て滅を縁する者は、

唯自地の滅を縁す。

道を縁するは六九地なり。

別治と相因とに由る。

貪と瞋と慢と二取とは、

並びに無漏縁に非ず。

應に離すべきと、境の怨に非ざると、

靜と淨と勝との性なるが故なり。

論じて曰はく、唯見滅道所斷の邪見と疑と彼の相應と不共の無明との各三は六を成じ、能く無漏を縁す。謂はく、見滅道斷の二邪見と二疑と、相應の無明は即ち彼の不共を攝屬して二有るが故に合して六を成す。是くの如き六種は諸の界地の中、能く滅道を縁す。無漏を縁すと名く。^{三〇}餘の有漏を縁することに説かざるも自ら成す、有るが説かく、「無明には所縁なきが故に無漏を縁するに非ず。何に縁つて此れが定んで所縁無きを知るや。無智の性なるが故なり。無智の性に非ざれば境を縁すと説くべし。譬へば世間の非智外圍の如し。謂はく、外圍が見の能を損する有りて、彼れ能く境を取ると説いて言ふべからざるが如し、無智も亦爾なり。解境の智を障えて、説いて智と俱に轉ずと言ふべからず。是の故に此れは定んで所縁無しと知る」と。定んで所縁有り、心相應なるが故なり。且らく已に無明の實有を成立せり。若し無明の體心相應に非ずして、譬へば外圍の如く、心

【三〇】 四相等は隨眠と離れざるが故に同一果になるも、得は種々の得ある上に、隨眠とその得とは同一果に非ざるが故に遍行に非ず。婆沙論十八大正二七・九二上

【三二】 この節は隨眠の有漏縁無漏縁を明す。見滅道所斷の二邪見二疑二無明は無漏を縁するが故にこれを六無漏縁の惑と云ひ又これを親迷の惑といふ。

【三三】 上の六無漏縁の惑を除きたる五部の惑をいふ。

大梵の受も此れに同する失有るに非ず。惑は頓に自上の地を縁すること無きが故に。身見は唯自界自地の遍行なるが故に。

經主は此に於て是の責言を作す。^{二五}「何に縁りて^{二六}所餘は彼れを縁じては是れ見にして、此れは亦彼れを縁じて見に非ざるや」と。欲界の生は是の執を作さず。我れ是れ大梵なりと。亦梵は是れ我所と執して言はざるが故に、身見に非ず。身見無きが故に邊見も亦無し。邊見は必ず身見に隨つて起るが故に。餘見有りて此の行相を爲すに非ざるが故に是れは身見の引く所の邪智なり。諸は是の説を作す。「欲界の中に生じて梵を縁じて常と計するは此れは邊見に非ず。劣に於て勝と計するは是れ見取の攝なり」と。彼の説は理に非ず。本論に違するが故に。本論に説くが如し。「無常なるを常と見るは、是れ邊見中の常邊見の攝なり」と。上座は應に此の我と常との見は樂淨の見の如く邪見の所攝なりと計すべし。上座は四倒の中に於て樂淨の二倒は邪見を體と爲すと執するを以てなり。彼れは自の釋して言はく、「若し生死に於て、樂と計し淨と計するは、彼れは定んで眞の阿羅漢の正至正行を撥無するなり。是の故に苦と不淨の境の中に於て、樂と計し淨と計するは是れ邪見の攝なり」と。今彼の説を詳にするに理も亦許すべし。若し生死に於て我と計し常と計するは、彼れは定んで眞の阿羅漢を撥無するなり。差別の因無きが故に、亦邪見の攝なるべし。然るに彼れの所説は理定んで然らず。事の増減に於て是れ別の見なるが故に。謂はく、諸の邪見は實有の事の中、定んで撥して無と爲す。寧ぞ樂淨なりと執せんや。樂と淨との二見は實無の事の中に定んで執して有と爲す。寧ぞ是れ邪見ならんや。是の故に上座は諸の法相の中、理に背く凶言にも收採すべからず。

第四項 遍行と隨行

傍論已に了る、正に正論を申ぶべし。^{二七}遍行の體は唯是れ隨眠なりと爲んや。爾らず。云何ぞ。並びに隨行の法なり。謂はく、上に説く所の遍行隨眠と、並びに彼の隨行の受等生等皆遍行の攝なり。

【二五】 俱舍論十九・十三右。

【二六】 見取、戒禁取、邪見の大梵天を縁するは見にして、此の身邊二見に似たるが大梵天を縁するは見とせざるかとの難なり。

【二七】 遍行には隨眠のみに非ず隨行の法あるを明す。

縁の境なるも、所隨眠に非ざるを以て、一念の煩惱、境を緣じて隨眠する所有り、隨眠せざるところ有るべからず。相應に於ても亦爾ること有る勿きが故に。上界地に於て必ず頓に緣するや。必ず頓に緣するに非ず、或は別或は總なり。故に三三本論に説く。「諸の隨眠有り、是れ欲界繫にして色界繫を緣す。諸の隨眠有り、是れ欲界繫にして無色界繫を緣す。諸の隨眠有り、是れ欲界繫にして色無色界繫を緣す。諸の隨眠有り、是れ色界繫にして無色界繫を緣す」と。地に約して分別すること、界に准じて思ふべし。

三四身と邊との見は何に緣つて上界地を緣せざるや。他の界地を緣じて我我所と執じ、及び斷常を計する理成ぜざるが故に。謂はく、此の界此の地の中に於て生じ、他の界地の蘊中に、計して我と爲す有り、二我有りと執する理成ぜざるが故に。我を執すること成ぜざるが故に、我所を執すること成ぜず。所執は必ず我執に依つて起るが故なり。邊見は有身見に隨從して生ずるが故に、亦他の界地を緣す容きこと無し。此れに由りて唯九が上を緣する理成ず。有餘師の言はく、「身と邊との二見は愛の力にて起るが故に、有執受を取りて己の有と爲すが故に、現見の法を以て境界と爲すが故に必ず上緣せず」と。

欲界の中に生じ、若しは大梵を緣じて有情と常との見を起すに、何の見に攝すと爲んや。理實に應に言ふべし。此の二は見に非ず。是れは身と邊との見の引く所の邪智なり。現見する蘊の中に我常と執するのみ、不現見に於ては比して斯くの如しと謂ふのみなるが故なり。有るが先きに有執受の蘊を觀じて無我と爲し已る。後亦彼の非執受の蘊に於て無我の智生ず。一一の身皆我有ること無しと知る。若し爾らば身見は遍行に非ざるべし。唯執受の蘊に於て方に計して我と爲すが故に。他の相續は自の執受する所に非ず。爾らず、亦種類の法を取るが故に。謂はく、受の中に於て計して我と爲す者は、我は受是れなり、我は餘に非ずと言はず。但是の思を作す。此の受は是れ我なりと。

【三】 品類品論第五（大正二六・七一—上）俱舍論十九・十三右引用。

【四】 婆娑論十八（大正二七・九三上）にこの説明出づ。

第二項 五部を縁すといふことの意義

若し「有身見と戒取と見取と頤に五部を縁するを名けて遍行と爲せば、是れ則ち遍行は唯ⁿ爾所に非ず。是の處に於て、我見有りて行すれば、是の處に必ず應に我の愛と慢とを起すべし。若し是の處に於て淨と勝との見の行するときは、是の處に必ず應に希求し高擧すべし。是れ則ち愛と慢とも亦遍行なるべし」。此の難は爾らず。見の力にて起ると雖も、而も此の二種はⁿ分限縁の故に。謂はく、是の處に我見等行じ、是の處に必ず應に我の愛と慢とを起すべしと雖も、而も愛と慢とは頤に縁すと説くべからず。先に已に説いて自相惑と爲すが故なり。是の故に遍行は唯此の十一なり。餘は非ざること。此れに准じて説かざるも自ら成す。

第三項 九上縁の惑

前に十一は諸の界地の中に於て、各能く自界地の五部を遍行すと説けり。他界他地の遍行有りと爲んや。彼れに簡ぶが故に自界自地と言ふ。亦他界他地の遍行有り、謂はく、十一の中、身と邊との見を除いて、所餘の九種は亦能く上縁す。上の言は正しくは上界上地を明し、兼ねて下を縁する隨眠有ること無きを顯はす。下を縁すれば則ち應に遍知の界壞すべし。上境は勝るが故に縁するも此の失無し。且らく、欲の見苦所斷の邪見は、色無色を苦果を誘りて無と爲す。見取は中に於て執じて最勝と爲す。戒取は彼れに於て因に非ざるを因と計し疑うて猶豫を懷く。無明は見集所斷を了せず。應の如く當に色は無色を縁すと説くべし。此れを倒にするは應に知るべし。界に准じて應に地に約する分別を思ふべし。然るに諸の界地の決定して異なるは、欲界乃至第四靜慮は上界上地を縁する遍行有り。三無色中には上界を縁するを缺く。有頂の一地は二種俱に無し。

隨眠は迪じて自上を縁する有りと雖も、然も理として自上を頤に縁すること有ること無し。自地の中の諸の境界の事は、是れ所縁の境にして亦所隨眠なり、若し上地の中の諸の境界の事は、是れ所

【七】この段は俱舍論十九・十二左にては五部を縁する意味が頤縁か漸縁かを明かにするものなるも、正理はそれを略せり。漸縁とすれば一切皆漸縁の義あるべく、故に漸縁に非ず、頤縁なるも自界地の一切を頤に縁する意味に非ず、頤に五部の少分を縁する義なりとなす。

【八】遍行は只これらの見のみに非ず。我愛も慢も遍行なるべしとの難なり。俱舍論十九・十二左、光師はこれを經部の難とす。

【九】愛は希求し、慢は高擧す、この愛と慢は自相惑にして各法個別の分限縁なるが故に遍行の惑と異なる。

【一〇】此れとは愛と慢とを指す愛と慢とに準じて他は知るべしとなり。

【一一】遍行とは自界自地の五部を遍行することなれども、この遍行の十一の惑の中九は上界上地を縁することを明す。

【一二】婆沙論十八(大正二七・九三中)には、下を縁ぜざるに就いて三理由を出す中の第三の理由、「若隨增界、雜亂」に當る。

するは然らず。少法に於て餘の少法を觀じ、計して勝と爲すが故に。此れに由りて身見隨行の見取は、見滅道所斷の法を緣じて生ずと雖も、鹿なるが故に、身見の如く見苦斷なり。修道所斷の法を緣じて生ずる、滅道を誘ふ見に隨行する見取は、亦彼の所斷の法を緣じて生ずと雖も、而も彼れを前に望むるに極めて微細なるが故に、樂淨の行解に攝せざる所なるが故に、親しく滅道を欲せざる無明の引く所の邪見を執じて最勝と爲すが故に、見苦の位に所緣を遍知すと雖も、而も要す所緣永く斷じて方に斷ず。是の故に見取は身見の如く、唯見苦の時即ち全く永く斷ずるに非ず。故に説く所の斷の差別の理成ず。或は見滅見道の所斷を緣する見取各三なり。謂はく、見苦集と及び見滅道の隨一の斷なるが故に。若し見滅見道の所斷に於て、果分の勝るを執すれば是れ見苦斷なり。因分の勝るを執すれば是れ見集斷なり。若し唯彼れを執して眞實覺と爲し、不偏に彼の因分果分を執すれば、何を緣じて生ずるに隨つても彼れと俱に斷ず。故に見取の斷は身見の如きに非ず。

爾りと雖も應に見苦見集の所斷の見取の差別を説くべし。云何が所緣と行相の別有るに由るに非ざるや。俱に一切の有漏を緣じて境と爲し、並びに第一と執じて行相轉するが故に。有るが是の言を作さく。「若し見苦見集所斷を緣する見を最勝と爲すに、其の次第の如く見苦集斷なり」と。彼れは宗とする所を越えて遍行を許すが故に。若し必ず爾らば應に見苦所斷の見取に見集斷有り、見集所斷に見苦斷有りと許すべし。然れども爾りと許さざるが故に依るべからず。今此の二に差別有るを詳かにすれば、若し常樂我淨等の見の力に由りて近く引生し、諸行の中に於て執じて最勝と爲せば是れ見苦斷なり。若し後有の因を撥無する見の力に由りて近く引生し、諸行の中に於て執じて最勝と爲せば是れ見集斷なり。有餘師の言はく、「所有の見取若し異熟果を門と爲して入り、諸行の中に於て執じて最勝と爲せば是れ見苦斷なり。若し業煩惱を門と爲して入り、諸行の中に於て執じて最勝と爲せば是れ見集斷なり」と。

【六】見取各三とは
一、果分の勝るを執する、これは見苦斷。
二、因分の勝るを執する、これは見集斷。
三、不遍に因分果分を執する、これは二斷に通ず。

爲んや。若し見若斷ならば貪等も亦五部を縁すべきが故に、唯見苦斷なり。又見取に見滅道所斷を縁に、能く無漏の境を縁すれば、彼の親迷は滅道に迷ふを以ての故に、亦是れ見滅見道の所斷なるが如く、是くの如く身見も亦是れ親迷にして滅道に迷ふが故に、彼れを見て斷すべし。或は此の差別の因縁を辯すべし。又見滅見道斷の見取が、要す境の所縁を遍知するに由るが故に斷するが如く、是くの如く身見も例すること亦應に然るべし。復身見が所縁を遍知して斷するが如く、是くの如く見取も例すること亦然るべし。是くの如き二途は宗皆許さず。是の故に所立は理に於て然らず。理は必ず應に然るべし。義に別有るが故に。且らく、初めに例する所の「貪等も亦五部を縁すべきが故に唯見苦斷のみ、或は且らく、此れを擧げて反つて身見を例し、理として亦五部の攝に通すべし」とは、此の例の理に非ず。「貪等も亦一念に頓に五部の法を縁すべきが故に。有身見は一刹那の中、頓に五部を縁じ、受乃至識を我我所と爲す」と謂ふは、理として言ふべからず。一念の身見の體五部に分る。貪等は皆是れ自相惑なるが故に、尙一念に頓に二部を縁すること無し。況んや能く五を縁ぜんや。故に例は成ぜず。

後に例とする所の言の「見滅道所斷の見取の如く、身見も亦然なり。俱に是れ親迷にして滅道に迷ふが故に亦見滅見道斷なるべし」とは、亦理に應ぜず。薄伽耶見は^五彼れを誘るところの見を稱譽すること能はざるが故に、又所縁の境に分限無きが故に。有身見は要す先づ滅道を誘る見を稱譽して、方に計して我と爲すに非ず。亦境に於て分限の縁を作すに非ず。見取は必ず能く滅道を誘る邪見を稱譽して方に第一と計し、所縁の境に於て分限縁を作す。義に既に殊有り、例と爲すべからず。然るに「有身見は見苦諦の時、所縁を遍知して即ち全く永く斷す。見取に非ず」とは、此れは別因有りて所縁行解等しからざるが故に。謂はく、三界見苦所斷の諸蘊の無我乃至修斷の諸蘊の無我の如き其の相亦然なり。故に見苦の時我見起ること無く、所見の苦を縁じて我^の皆除こる。勝を計

【五】彼れとは滅道をいふ。有身見は滅道を誘る見を稱譽して第一と計するものに非ず。

す。謂はく、五部に於て遍縁すると、隨眠すると、及び能く因と爲りて遍ねく染法を生ずるとなり。彼の相應の法は二遍の義を具す。謂はく、三義に於て唯隨眠を缺くなり。彼の俱有法は一遍の義を具す。謂はく、但因と爲りて遍ねく染法を生ずるあり。故に前に釋する所は缺滅の過無し。

二、爾りと雖も一能遍の隨眠無し。自體等に於て隨眠せざるが故に。則ち應に遍行の隨眠有ること無かるべし。此の難は然らず。五部に於て無礙に轉ずるを以ての故に遍行の名を立つ。頗に諸の有漏に隨眠するを以ての故に、又自體の俱有法の中に於て、去來の彼の種類の法に於て、隨眠有るに由るが故に、遍の義亦成するに非ず。

何に因りて 無明の修所斷なるは、唯自相惑と名け、見所斷に非ざるや。此の無明は所縁少なきに由るが故に、見所斷の法は所縁に非ざるが故に、又此れは但貪等に隨つて轉ずるが故に。貪等は唯是れ自相惑なるが故に。見斷の無明は是れ不共なる有り。彼れは唯行じて異生の身中に在り。聞思の位の中、觀行を修する者、苦等の行を以て諸行を觀する時、彼の無明に由りて慧眼を損翳せられ、多品の諸の顛倒の見を起さしむるが故に。喩を擧げて彼の過失を顯はすべし。日の初めて没するに、一丈夫有り、遙かに怨家を見、便ち量の念を作す。彼に怨家有り、我れ往くべからず。正しく思念し已りて、黄昏の時に至り夜、前に行く。闇其の目を損瞽し、怨の相狀を記憶すること能はず。故に便ち怨の所に於て是れ杌の覺を起し、或は怨に非すと謂ひ、或は親友と謂ふ。是くの如く不共の無明を了すべし。修斷の無明は是くの如くならず。但因力に由り、或は境逼るが故に、貪瞋等を以て上首と爲して生じ、能く啖味過患出離の覺を遮障す。逼る所の境に於て唯知ること能はず。諸の境の中に於て皆行じ轉ずることを欲すること無く、珊若娑病の如く、愒重にして動搖無きに非ざるが故に。此の無明は唯自相惑なり。

二、若し遍行の惑、能く五部を縁じ、薩伽耶見の見滅道所斷の法を縁じて生ずるは、何を見て斷すと

【二】 自體に隨眠せざるが故に遍行の隨眠なるべしとの難。

【三】 修所斷の無明を自相惑と名け、見所斷の無明には名けざるかを問ふなり。自想惑とは各法個別の自相を緣ずる惑といふことなり。これに反して苦空無常無我等多法を賣きて苦相を緣ずる惑が遍行の惑なり。

【四】 一、遍行の惑の中、薩伽耶見が見苦斷なれば、貪等も見苦斷なるべしとの難。
二、見取見が見滅見道所斷なるが如く薩伽耶見も然るべしとの難。以上の二難を出して、これに答ふ。

一。若し遍行因、修斷の染を生ずるに、已斷と未斷と何の差別有るや。彼れ已斷の時も、修所斷の染亦現起することを得。未斷の如きが故に」。又若し「一切の修所斷の染が、皆見斷を用て遍行因と爲せば、已斷の時修所斷の染既に現起を得るに因り、何故に聖者の慢類等の法必ず現行せざるや」。且らく、初めの難に已斷未斷何の差別有りやと言ふは、甚だ差別有り。謂はく、未斷の位は、自身の中に於て能く遍因と爲りて取果與果す。後已斷の位は、能く因と爲ると雖も取果すること能はず。唯先の時に已に取果する者を除く。今與の義有り。又已斷の位には能く因と爲ると雖も聖道を障えず。此れと相違するは是れ未斷の位なり。「何が故に聖者の慢類等の法必ず行ぜず」とは前に已に因を説けり。「修斷既に同じ。寧ぞ起と不起と有らんや」。此の難は理に非ず。因に遠近有るが故に。謂はく、修斷の染は見と疑を以て隣近因と爲し、連續して起ること有り、見と疑と若し斷すれば彼れ必ず行ぜず。彼れと相違すれば起る義有る容し。又非擇滅の得と未得とは殊なるが故に、現行と不現行と有りとは、此の所説に由りて二過俱に無し。

二。此の遍行の名は何の義に目くと爲すや。但一切の有漏の法の中に於て、能く周遍して縁すること、是れ遍行の義なり。謂はく、上に説く所の三十三隨眠は、自界地の中各能く五部を縁す。受に於て偏へに我執を起すこと有りと雖も、而も此れは唯自身の受を縁するのみに非ず。兼ねて此の種類の法を縁するを以ての故に。若し邪見を起す。謂はく、修むる所の行は妙行も惡行も皆空にして果無しと。此れも亦唯自身の業を縁するのみに非ず。總じて一切の業の果を生ずる能を撥す。此れに由りて餘の遍縁の義を准知すべし。食等の煩惱は唯見聞と所思量の事に托して方に現起することを得。妻等に於て貪等を起す時、顯を縁じて形に非ず、形を縁じて顯に非ざるを以ての故に、貪等は皆遍縁に非ざるを知る。且らく隨眠の能遍縁の義に據つて、遍行の義を釋するが故に是の説を作す。若し隨眠と同聚の諸法の所有の遍の義に據つて、遍行の名を釋すれば、則ち諸の隨眠は三遍の義を具

【一〇】 見苦集所斷の煩惱が遍行因として修所斷の染を生ずとせば、その煩惱の已斷未斷の區別なきに非ずや、又先には聖者には慢類現行せずと云へし、何故に現行せざるやとの二難を出す。

【一一】 次に遍行の名義を釋す。初めに遍縁即ち周遍して縁する義を出し、次に

一、遍縁。

二、隨眠。

三、爲因過生染法。

の三義を出す。この後の三義は俱舍論十九・十二右に出づ。

は見苦集所斷にして、是れ遍に非ざる有るに非ず。是の故に但た、三十三是れ遍と言ふ。此の説を善と爲す。

^七何の義に依りて此の不共の名を立つるや。如是説は相雜はるを共と名け、共に非ざるを以ての故に不共の名を立つ。即ち是れ彼此各別を義と爲す。契經に『不共佛僧』と説くが如し。此れは佛僧二寶の各別なるを顯はすなり。不共行を以ての故に不共の無明と名く。餘の隨眠の相雜して行するに非ざるが故なり。或は普を共と名く。即ち是れ遍の義なり。共に非ざるに由るが故に不共の名を立つ。此の不共の名は共有に非ざることを顯はす。即ち是れは諸の煩惱に遍ねからざるの義なり。諸の隨眠と相應せざるが故なり。有餘師の説かく、「餘の煩惱と相關涉せざるを名けて不共と爲す」と。即ち是れ愍重にして動搖無きの義なり。相應の無明は餘の煩惱と共に相應するが故に相に警動有り。不共の無明は自力に由りて起り、諸の事業に於て皆爲すことを欲せず。愍重にして動搖なし。珊若婆病の如し。是の故に名けて不共無明と爲す。

^九何が故に唯見苦集斷の諸の隨眠の内に於て遍行有るや。唯此れは普ねく諸の有漏法を緣する意樂にして別の勢力無く、堅牢なるが故に、能く因と爲りて遍く五部を生ず。見滅見道の所斷の隨眠は唯能く有漏の一分の所緣を緣する有り、別の勢有りて堅牢ならず、因と爲りて遍ねく五部を生ずること能はざるが故に。唯前の二部に遍行隨眠有り。何に緣りて修斷の染法は見所斷の遍行を以て因と爲すことを知ることを得るや。如何が知らざるや。世間現見するに、我見有る者は我見の力に由りて、外境の貪増し、我見若し無ければ、便ち外境に於て貪微薄なるが故に。又至教に由る。説くが如し。「云何が見斷を因と爲す法なるや。謂はく、諸の染汚の法なり」と。又説く、「云何が無記を因と爲す法なるや。謂はく、不善法と無記有爲法となり」と。此れ等の證に由りて、彼れを因と爲すことを知る。

【七】 以下不共の義を明す。
一、不相雜の義。
二、不共有の義。
三、不關涉の義(有餘師説)。

【八】 珊若婆病 Sanjivanā ?
【九】 見苦集所斷にのみ何が故に遍行の惑あるかを明す。

卷の第四十八

〔辯隨眠品第五の四〕

第二章 九十八隨眠の諸門分別

第一節 遍行非遍行

第一項 九十八隨眠の分類

九十八隨眠の中幾くか是れ遍行にして、幾くか非遍行なるや。頌に曰はく、

見苦集所斷の、

諸見と疑と相應と

及び不共との無明とは、

自の界地に遍行す。

中に於て二見を除きて、

餘の九は能く上縁す。

得を除きて餘の隨行も、

亦是れ遍行の攝なり。

論じて曰はく、^一唯見苦集所斷の隨眠の力は能く遍行す。然れども一切に非ず。謂はく、唯諸の見と疑と彼の相應と不共との無明なり。餘の貪等に非ず。見にて七見有り、疑にて二疑有り、相應の無明は即ち彼の^二不共を攝屬して二有り。故に十一と成る。是くの如く十一は^三諸の界地の中に於て、各能く自の界地の五部に遍行す。謂はく、自の界地の五部の法中、^四遍ねく縁じて隨眠し、因と爲りて染を生ず。是の故に唯此れに遍行の名を立つ。且らく界に約して説けば、^五三十三是れ遍と言ふ。然るに有師は説く。「三十三の中、二十七は是れ遍にして餘の六は應に分別すべし」と。彼の師は此に於て唐らに^六劬勞を設く。相應の無明は所相應の惑の如きを以て、遍非遍は理として説かざるも成するが故に。是れに由りて此の中別數を標するは、自力にて起る不共の無明を取るなり。此の無明

【一】この章に於て九十八隨眠の諸門分別をなす。諸門分別とは左の如し。

第一、遍行非遍行。

第二、漏無漏縁。

第三、二種の障増。

第四、二性分別。

第五、根非根。

第六、六惑の能繫。

第七、惑の障増。

第八、惑の起る次第。

今は第一にその遍行非遍行を明す。

【二】四諦修道の五部の煩惱の内、五部を縁する力あるものは唯苦集二諦下の煩惱、即ち見苦集所斷の煩惱のみなり。この煩惱は現實の迷界の煩惱なるが故に力強きが故なり。然れどもすべての見苦集所斷の煩惱に非ず、苦諦の下の五見と疑と無明の七と、集諦下の見取見、邪見の二と疑と無明の相應して十一なり。

【三】相應の無明 (Samparisaṅkha) 見疑と相應する無明なり。

【四】不共の無明 (Avevikiya vidhā) 獨立して起る無明にてこれを獨頭の無明とも云ふ。

【五】三界九地の各々に於ての義なり。

【六】三界なるが故に十一の三倍にて三十三となる。

論じて言はく、等の言は殺等の諸纏と無有愛の全と有愛の一分とを顯はさんが爲めなり。諸の聖者は善く空を修するを以ての故に、業果相續の理を知るが故に、此の慢類等と我慢と惡の悔とは、聖は未斷なりと雖も而も定んで行ぜず。又此れは^{八七}見と疑との親しく増する所なるが故に。見と疑已に斷するが故に復行ぜず。謂はく、慢類と我慢とは有身見の所増なり。殺生等の纏は邪見の所増なり。諸の無有愛は斷見の所増なり。有愛の一分は常見の所増なり。不善の惡作は是れ疑の所増なるが故に、聖の身中、未だ斷ぜざる有りと雖も、而も^{八八}背折に由りて皆定んで行ぜざるなり。

【八七】この慢類等は下に説明するが如く見と疑とに依つて資けられて起るものあるが故に、見と疑と斷ずれば起らず。
【八八】その資けて起らしむるものを斷ぜられたるが故に起り得ざることを云ふ。

斷なりと雖も、而も諸の聖者は定んで現行せず。

此の^{八二}修斷不行の言は無用を成ず。當に「聖には有にして起らず」と説くべきを以ての故に。若し聖の身中現起す容き有りて遮して起らずと言はゞ、是れは有用の言なり。聖の身中、見所斷の現起す容きもの有りて更に遮を須え、既に有にして遮するに非ず。已に修斷と及び不行の義を知る。何ぞ煩はしく預じめ説かんや。若し「前に慢は見修に通ずと説く。殺等の纏は亦見斷に通ずること無きが故に、修斷を説く」と謂はゞ、此れも亦然らず。殺纏等の言を説くは已に見斷を簡ぶが故に。又^{八三}後釋を觀るに、義知るべきに足んぬ。慢類等の如きは、見の所増なるが故に、是れに由つて此の言は但法に在るべし。又釋の中に、「此の諸の纏愛は一切皆修所斷を緣するが故に、唯修斷なり」と言ふは、此れは定因に非ず。見所斷も亦修所斷の法を緣するが故に。若し是の釋を作す。「此れは^{八五}唯の言を含む。是れ則ち此の因能く定證と爲す」と。豈、見所斷も亦無常無有愛有らずや。何に緣つて唯修所斷のみならんや。實に亦見斷なり。且らく、經説に隨ふに、謂はく、契經の中に「三愛有り、欲愛と有愛と非有愛との三なりと説く」。此の經の中に於て、無有愛は衆同分の無常を取緣して境と爲すと説くは、異熟の相續の斷を貪求するが故なり。契經に言ふが如し。「一類は苦逼りて是くの如き念を作す。「願くは我れ死後斷壞して無病の樂も有ること無からんかな」と。今且らく斯れに依りて唯修斷と説く。見所斷に無有愛無きに非ず。

第二項 未斷の聖者に慢の起らざる理由

前に已に説けるが如く、慢類の我慢には修所斷有り。聖者に猶有るは説かざるも自ら成ず。何に緣りて聖者は猶有りて現起せざるや。頌に曰はく、

慢類等と我慢と、

惡作の中の不善とは

聖には有りて而も起らず、

見と疑との所増なるが故なり。

欲せざるが故に、一分と云ふなり。

【七六】 萬羅筏象大龍王 *Ara*
Vindya, *Edavinda* 伊羅婆那等と

寫す。帝釋天の乘用の象なり。象と龍との原語が同じきが故に茲に大龍土とあり。

【七九】 阿素洛 *Asura* 阿修羅のこと。

【八〇】 北俱盧州 *Uttara-Kuru*
四洲の一。

【八一】 無想大 *Asaniñj-satt-*
vidya 色界三禪の最上にあ

りとせらるゝ大にて、外道の無想空を修して生れ、五百劫の間無心あり。

【八二】 偈頌の「有修斷不行」とあるに就いて、聖なる以上見斷なければ他は修斷なること明かなるが故に但不起とあれば十分なりとの意なり。

【八三】 俱舍論十九・十一左。慢類等を見の所増となす。

【八四】 俱舍論十九・十一左。

【八五】 「唯修斷あり」とある故に修所斷の法を緣することが定因にてみな唯修所斷なることを證す。

【八六】 見所斷の無常無有愛もあるに非ずやとの意なり。

然るに^{七四}本論に慢の類を説くに九有り、類は是れ品類の義なり。即ち慢の差別なり。九類とは何ぞ。一に我勝慢の類、二に我等慢の類、三に我劣慢の類、四に有勝我慢の類、五に有等我慢の類、六に有劣我慢の類、七に無勝我慢の類、八に無等我慢の類、九に無劣我慢の類なり。此の九は皆有身見に依りて起る。我勝とは是れ過慢の類なり。我等とは是れ慢の類なり。我劣とは是れ卑慢の類なり。有等我とは是れ慢の類なり。無等我とは是れ過慢の類なり。無劣我とは是れ卑慢の類なり。是の故に此の九は三慢より出づ。謂はく、慢と過慢と卑慢となり。三、行次に殊ありて、三三の類と成る。無劣我慢の類の高擧は如何にして成ずるや。謂はく、斯くの如きもの有り、自の樂しましむる所の勝有情の聚に於て、己身は極めて下劣なるを知ると雖も、而も自ら尊重して瑞を呈するが如き者あり、或は旃陀羅は彼れは自ら世の共に惡む所なるを知ると雖も、然も瑞を呈し所作を執る時、自身を尊重するが故に高擧を成ず。

是くの如き七慢は何の所斷なるや。有餘師の言はく、我慢邪慢は唯見所斷なり。餘は見修に通ず。理としては實に七皆二に通ずと言ふべし。故に能く安穩は是くの如き言を作す。『我れは色等の中、我を隨執せず、然も是くの如き五取蘊の中に於て我慢と愛隨眠の未だ斷ぜざるあり』と。謂はく、修所斷は聖未だ斷ぜざる時、定んで現行すべきや。此れは決定せず。謂はく、已斷にして而も現行すべき有り、已離欲貪の信苦と眠眼等の如し。未斷なりと雖も而も定んで行ぜざる有り。未離欲貪の聖者の殺縛等の如し。殺縛と言ふは、謂はく、此の纏に由りて故思を發起し、衆生の命を斷つなり。等とは盜・姪・誑の纏と^{七五}無有愛の全と^{七六}有愛の一分を等取す。無有とは何の法に名くるや。謂はく、三界の無常なり。此れに於て貪求するを無有愛と名く。此れに由りて已に無漏無常を簡ぶ。彼れは定んで貪の安息處に非ざるが故に。有愛の一分とは謂はく、願はくば當に^{七八}蕩羅筏拏大龍王等と爲るべしと。等の言は^{七九}阿素洛王・北俱盧洲・無想天を顯はさんが爲めなり。此の殺縛等は修所

【七四】發智論二十(大正二六・一〇二八中)

一、我勝慢類 *Sreyāṃ abhāṃ smṛti mānavīdhi*

二、我等慢類 *Sadyō Sadyami mānavīdhi*

三、我劣慢類 *Hmo smṛti mānavīdhi*

四、有勝我慢類 *Asi me sreyāṃ hi mānavīdhi*

五、有等我慢類 *Asi me svaṛṣa hi mānavīdhi*

六、有劣我慢類 *Aṭi me hiṃ hi mānavīdhi*

七、無勝我慢類 *Nāti me sreyāṃ hi mānavīdhi*

八、無等我慢類 *Nāti me Sadya hi mānavīdhi*

九、無劣我慢類 *Nāti me hiṃ hi mānavīdhi*

【七五】安隱 *Kesamaki, Khe-maka* この經前卷註四六に出づ。

【七六】無有愛 *Vibhava tpsa vibhava tadhā* 備無を欲する

欲、自殺せんと欲するが如きを云ふ。

【七七】有愛 *Bhava tpsā, Bhava tadhā* 生存を存する欲あり。生存の中も惡趣の生を

得すと謂ふを増上慢と名く。^{七三}「未だ得を得ざるの言は全の義何の別ぞ。前得後得義異なること無きが故に」。此の言は未だ徳の得を得せざることを顯はさんが爲めなり。得に復得有るは宗の許す所なるが故なり。諸有の在家或は出家者が、他の工巧、尸羅等の徳の多分に勝る中に於て、己れを少劣と謂つて、心に高學を生ずるを名けて卑慢と爲す。此の中己れに於て心高學すとは、他の多勝に於て己れの少劣を謂ふも、己れを増すこと有るが故に、亦説いて高と爲す。有餘師の言はく、「己れの功力に於て信ぜず、劣と謂ふを名けて卑慢と爲す」と。是くの如く劣と謂ふも高學は成ぜず。是の故に應に知るべし、前説を勝と爲す、無徳の中に於て己れを有徳と謂ふを名けて邪慢と爲す。無徳と言ふは謂はく、諸の悪行が功徳に違するが故に無徳の名を立つ。猶し不善の如し、彼れは此の無徳を成する法の中に於て、己れに斯の殊勝の功徳有りと謂ひて、惡を恃んで高學するが故に邪慢と名く。若し「無徳は、是れ有徳を遮するの言あり。實の無徳の中に於て、有と謂ふを邪慢と名く」と謂はば、彼の増上と邪慢との別を辯ずる中に、無種子を説いて増上慢と名け、有種子を名けて邪慢と爲し、或は全増益を増上慢と名け、少分の増益を名けて邪慢と爲すと、是くの如き差別の理應に成せざるべし。是の故に應に知るべし。前説を勝と爲す。有るが説く、「唯我と我所見を除き、餘の邪見を先となし生ずる所の、心を高學ならしむるを名けて邪慢と爲す」と。

^{七三}有餘師の説かく、「全の實事を恃んで高學するを慢と名く。少の實事を恃んで心に高學を生ずるを名けて過慢と爲す。無實事を恃んで心に高學を生ずるを名けて慢過慢と爲す。五取蘊に於て我愛を先と爲し、我を恃んで高學するを名けて我慢と爲す。證の少なき徳に於て己に證多しと謂ひ、心に高學を生ずるを増上慢と名け、少事を攝受して心に足ると爲すと謂ひ、恃んで高學を生ずるを名けて卑慢と爲す。實に鄙惡の類にして自ら有徳と謂ひ、心に高學を生ずるを名けて邪慢と爲す」と。

【七三】未得得。「殊勝の得を證得せざる」といふが故にかくの如く問ふ。

【七三】七慢の全く異なる解釋を出す。

第九節 特に慢につきて

第一項 慢の種類

見隨眠の差別の相を辯じ已る。餘も亦差別の相有りと爲んや。亦有り。云何ぞ。頌に曰はく、
慢に七あり、九は三に従ふ。 皆見修斷に通ず。

聖には殺纏等の如く、 修斷にして行ぜざる有り。

論じて曰はく、有る愚癡者は先きに有事非有事の中に於て、自他を校量し心に高擧を生ずるを、
説いて名けて慢と爲す。行の轉すること異なるに由りて分つて七種と爲す。一に慢、二に過慢、
三に慢過慢、四に我慢、五に増上慢、六に卑慢、七に邪慢なり。他の劣と等との族朋等の中に於
て、己を勝と等と謂ひて高擧するを慢と名く、「豈、此の二は俱に境の中に於て如實に轉じ、慢を成
すべからざるにあらずや。方に劣れるに勝と言ひ、方に等しきに等と言ひ、稱量して知り、何の失
ありてか慢と名けんや」。可愛の事に於て心に愛染を生じ如實にして轉ず。如何が食を成せん。此れ
は既に諸の可意の事を耽求するも顛倒有ること無し。煩惱に非ざるべし。然るに此れが起るに由り
て能く心を染惱す。既に食を成じ是れ煩惱性なることを許す。是くの如く實の勝劣の處に於て生ず
と雖も、而も能く心をして高擧し染惱せしむるを慢煩惱と名くるに理に於て何の失ぞ。故に先に略
して慢の總相を述する中に説き訖れり。有と非有と、理俱に慢を起す容し。處と非處に於て憤恚を
俱に瞋と名くるが如し。他の等と勝との族朋等の中、己を勝る、等しと謂ふを名けて過慢と爲す。他
の殊勝の族朋等の中、己れを彼れに勝ると謂ふを慢過慢と爲す。五取蘊に於て我々所を執し心便ち
高擧するを名けて我慢と爲す。此れに由りて未だ缺減せざる有身見の位に於て我の想と心との二倒
有りと言ふべく、缺減の時に非ざるを證知す。未だ地・道・斷等の殊勝の得を證得せざる中、己に證

【六七】 以下慢の種類、慢の斷等を明す。慢の種類を明す。

【六八】 一、慢 *Māna*

二、過慢 *Atmāna*

三、慢過慢 *Māritmāna*

四、我慢 *Asmāna*

五、増上慢 *Abhimāna*

六、卑慢 *Upanāna*

七、邪慢 *Mithyamāna, Mi-*
ochānāna

【六九】 劣れる人を見て自己を勝れりと思ひ、等しき人を見て自己を等しと思ふこと、これは事實その通りなることなれども慢する心に於て過あるをいふ。

【七〇】 他の等に對し勝と思ふ一過慢
他の勝に對し等と思ひ一過慢
他の勝に對し勝と思ふ一慢過

【七一】 有見身即ち我見に依りて心高擧するを我慢と名くるが故に、我の心と想の倒は我見の缺減せざる所にありといふべしとなり。前の四倒の斷に關して云ふなり。

べからずや。想と心とに同じく見諦斷と説くが故に。若し「諸見は餘の經の中に修所斷を遮するもの有るが故に、但想と心との二倒のみ修斷に通ず」と謂はゞ、餘經には心と想と見の三に四倒有りと合説するが故に、何に縁つて見の倒を離るゝ時、心と想と倒に非すと許さざるや。若し「經に有學の聖者は想の亂倒有りと説く」と謂はゞ、此れは前に已に釋す。前に釋するとは何ぞ。謂はく、亂倒を皆顛倒と名くるに非ず。或は彼の經は辯自在の定んで學位に居することを説くに非ず。理に

六六

違すと云ふは、且らく有學の聖は樂を求めんが爲めの故に、境を受用する時、境の中に諦理の樂淨無しと雖も、而も事の樂淨有りて、能く想と心とを引くが故に、樂淨の想と心とは聖にも現起す容し。都て常と我との無き諸の行聚の中に常と我との想と心と何ぞ現起す容けんや。樂淨の倒は有事に托しても生じ、無事に托しても生ず、常我の二倒は樂受有るに由るを以て、是れ勝義の攝なること、此の義決定す。後に當に辯すべきが如し。有漏法の中には少分の淨有り。契經に「三淨業有り」と説くが故に。淨解脱境經の説く所なるが故に、樂淨の實有なることは世極成す。諸の行聚中若しは事若しは理、都て常我の實體の得べき無きが故に、未だ諦を見ざる者は、諸行の中に於て妄りに執を起し、常と我との想と心と見との倒あり。亦少分事の樂淨の中に託して一向に執じて理實の樂淨と爲すが故に、樂淨を執する想と心と見の倒の成すること有り。已に諦を見る者は、行聚の中に於て畢竟常我の事無きを以ての故に、亦定んで常と我との想と心とを起さず。此れに由りて應に知るべし。聖者の相續には常と我と二倒は決定して有に非ず。樂淨の想と心とは有事に託するが故に、聖の相續に於て亦現行することを得。亂倒の名を得ること有るも、顛倒と名くる者なし。倒は唯迷理の分別より起るが故に。然れば彼れの引く所の安隱契經は聖にも常と我との想と心との倒有ることを證すること能はず。倒の義を成せざることは前に已に辯せしが如し。是くの如く詳に上座の言ふ所を察するに、聖教の理に於て違害せざる無きが故に、彼れの所説は信依すべからず。

【六六】 以下常我と樂淨と性質の區別を明す。樂淨には事の樂淨あり、常我には事の常我なし。

を釋する理に同じ。故に彼れの所説は唯妄計の憑むのみなり。

彼の^{六三}上座は言はく、「諸の預流者は見の倒已に全く斷ず。心と想との倒は餘有り。常樂我淨無きに於て想志失せざれば、煩惱は行すべきに非ず。故に^{六四}安隱經に是くの如き説を作す。『聖者安隱、是くの如き言を作す。我れ色等の中隨つて我を執せず。然も是くの如き五取蘊の中に於て我慢と愛隨眠未だ斷ぜざる有り』と。故に知る。聖者に我の想と心有り。常樂淨の三も准ずるに亦定んで有り」と、^{六五}上座の此の説は自の意趣に違し、經に違し理に違し信依すべからず。彼の説の自の意趣に違すと云ふは、且らく彼れは自ら^{六六}倒經の起因を釋して言はく、「流轉還滅の次第に愚なる者有り、彼れに於て、解をして顛倒なからしめんと欲するが爲めの故に此の經を説く。善く四聖諦の理を遍知し、諸の生死に於て已に分齊を作し、諸の煩惱障極少を餘と爲し、將に涅槃を得んとすること至尊に臨むが如き、是くの如き徳を具する補特伽羅、流轉還滅の次第の理趣に於て愚にして顛倒を起すもの有るに非ず。聖智照明して身中に在るが故に」と。又彼れは自ら諸の倒の體を辯する中、問うて言はく、「見の倒は何の見を體と爲すや」。即ち自ら答へて言はく、「且らく苦を樂と謂ひ、不淨を淨と謂ふ邪見を體と爲す」と。復自ら問うて言はく、「豈、邪見は施與を撥無せずや。乃至廣説」。還自ら答へて言はく、「若し生死に於て樂を計し淨を計すれば彼れは定んで眞の阿羅漢の正至正行を撥無す」と。豈、此の言は便ち聖者の既に生死に於て樂淨の想有ることを顯はさすや。彼れは定んで阿羅漢の正至正行を撥する邪想現行すること有るべし。若し聖者は邪見斷するが故に邪想無しと謂はゞ、則ち聖者は見の倒斷するが故に顛倒の想無かるべし。經に違すると言ふは、謂はく、契經に説く、『想と心と見の倒は皆見諦の斷なり』と。二經此れを證す。具に引くこと前の如し。若し「此の八の想と心との顛倒は修位の中に於て、終に如實の見に由り、聖諦を知りて方に永斷を得、此れを離れて餘の永斷の方便無きが故に、此の所説經に違せず」と謂はゞ、豈、見の倒は彼れの執に同じかる

【六三】 俱舍論十九・十右に有餘師復作是説、八想心倒學未全斷、如是八種纏由如實見知聖諦、方得永斷、離此無餘永斷、方便故此所説不違彼經とあり、經部師の説なり。

【六四】 安隱經。上に出づ。雜阿含五・一(大正二・二九下)三〇。

【六五】 以下如上の經部師の説を破するなり。

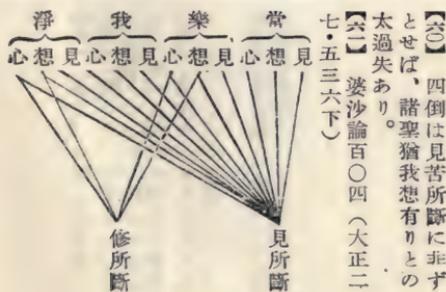
【六六】 上註五一の大集法門經及び七處三觀經の中の一經に非ずして、上註五五の本文の經文を含む經典なるべし。

「若し諸の有情、此の四種の想と心と見との倒の爲めに其の心を亂倒すれば、彼の心便ち彼々に於て迷亂す。乃至廣説」と。此の中、想と見との倒に由りて其の心を亂倒すと説くべし。心は相應の故に。如何が心の倒能く心を亂倒せんや。是の故に彼の經は應に密意を觀すべし。説の如く、定と爲すと執すべからず。引く所の伽他に依るに對法の理に於て亦違害無し。所以は何ぞ。我等は欲貪に映蔽せらるゝ想に亂倒無しと言ふに非ず。但、是の言を作す。諸の亂倒は皆顛倒と名くるに非ず。

然る所以は、見の倒と俱行する亂倒の想と心を方に倒と名くるが故に。若し諸の亂倒を皆倒と成せば、則ち諸の煩惱は皆應に倒と成るべし。諸の阿羅漢衢路に遊ぶ時、想の亂倒の力にて心便ち迷謬す。或は想亂倒して繩を見て蛇と謂ふ。故に亂倒の中少分に倒を立つ。要す最勝を以て方に倒の名を立つ。最勝の因縁は先に已に辯ぜしが如し。故に有染想の學位に現行するも何の違害する所ぞ。又經には彼の辯自在は定んで學位に居すと説かず。證と爲すこと成せず。論に預流已に倒を斷すと説くは、疑を除かんが爲めの故に是くの如きの言を作す。諸の世間、預流者の花を以て體を蔽り、香を用つて衣を薰じ、珍財を貯蓄し、姪に耽り味を嗜むを見て、便ち顛倒仍未だ全く除かれず、無智心を覆ふが故に、此の事を爲すと疑ふこと勿れ。是くの如き世間の疑ふ所を除かんが爲めの故に、預流の諸倒已に斷すと説く。或は預流者は已に斷じて別無し。隨信法行は斷と未斷とあり。定んで已に斷ずることを顯はすが故に預流を説く。正理は違ふこと無し。伽他に釋するが如し。或は太過

失あり。謂はく、何ぞ諸聖猶應に我想現起すべしと言はざるや。女等に於て及び自身に於て、有情の想と心とを離れて、欲貪を起すこと有るに非ざるが故に、聖に我の想と心と有りと許すべからず。唯無法に於て智已に生ずるが故に。此れに由りて顛倒は唯見苦斷なり。

分別論者は是くの如き言を作す。「常と我との各三と樂と淨との見の倒、是くの如き八倒は唯見所斷なり。四は見修斷に通ず。謂はく、樂と淨との想と心となり」と。此れを破することは前の伽陀



【六〇】四倒は見苦所斷に非ずとせば、諸聖猶我想有りとの太過失あり。
 【六一】婆沙論百〇四（大正二七・五三六下）

りて便ち能く永く常等の四倒を斷ず」と。諸の顛倒は唯見苦斷なれば佛彼れを斷ぜんが爲めに、餘の三の見集等の覺の彼れの治に非ざるを説くべきに非ざるが故に。又慶喜は辯自在に告げて言はく、

想の亂倒有るに由るが故に、
汝の心焦熱す。

彼の想を遠離し已りて、
貪息み心便ち淨からん。

論に違ると言ふは、本論に言ふが如し。「此の四顛倒を諸の預流者は、幾くの種を已に斷じ幾くは未だ斷ぜざるや。應に是の言を作すべし。一切已に斷すと。若し四顛倒唯見苦斷にして、則ち隨信法行も亦已斷有らば、何が故に唯預流は已に斷すと説くや。正理に違すと云ふは、未離欲の聖に若し樂淨の想を離るれば如何が欲貪を起さんや」と。

我が宗は三に於て皆違害すること無し。且らく我れ今初めの經の義を見れば、若し聖弟子四聖諦に於て現觀を得る時、無始の時より來、集むる所の四倒皆已に永く斷ず。此れに由りて便ち四倒の一一、皆四諦を見るに由りて斷すと證すべからず。前に已に身邊の二見は唯見苦斷なることを成立す。常我の倒の體は即ち是れ身邊二見の所攝なり。如何が見集等が常我の倒を斷ぜんや。然るに此の經の中、「具に諦を見るに於て已に永く斷ず」と説く。何の相違する所ぞ。第二の經に於て違害無しとは、薄伽梵は四諦の法を唯、斯の四種の顛倒を斷ぜんが爲めに説くに非ず。總じて畢竟衆苦を靜息せんが爲めなり。然るに有るは聞き已りて對治力に隨ひ、永く四倒を斷ず。何の相違する所ぞ。理實に然るべし。故に彼の經に説く、

佛此の法を説く時、
永く衆苦を寂めんが爲めなり。

有るは聞き已りて
實に常樂我淨無きを知る。

四顛倒は總じて衆苦を攝むるに非ず。故に彼の經の義は我が釋の如きを知る。又彼の經に説く。

【五九】慶喜。阿難 Ananda

【五七】辯自在。波耆舍 Yajña-
Yogish のこと。詩才あるもの、第一と云はれし人なり。

【五六】維阿舍四・一五（大正二・三三・一上）に出づ。

【五九】發智論八（大正二六・九五七上中）

以てす。眞實の倒の名は所由の見なうに目く。汝の宗も應に亦然るべし、作意の力に由りて想等の實に倒に非ざるに假りに倒の名を立つ。則ち眞實の倒の名は所由の作意なうに目く。倒に非ざる諸法の勢力に由りて、餘の倒に非ざる法をして倒の名を得せしむべからざるが故に。又何ぞ想の勢力に由りて能く作意をして顛倒の體と成らしむと許さざるや。要かたらす、妄想の取相の勢力に由りて、方に俱生の非理の作意を起すが故に。契經に説く、『取相の勢力に由りて、能く貪等の惡不善の法をして生ぜしむ』と。又契經に言はく、『想の亂倒に由るが故に心焦熱す』と。

心熱は非理の作意に由るが故に生ずと言はず。又理として勝れたる倒の法の力に由り、想と心との體をして亦顛倒と名けしむべし。理として作意の倒が想等に勝るに非ず。如何が但作意の力に由りて想等倒を成じ、想等の力能く作意をして顛倒を成ぜしむるに非ずと言ふや。故に彼れの言ふ所は唯自の執を憑むなり。又經も亦『欲を法本と爲す』と説く。或は『煩惱は無明を根と爲す』と説く。如何が彼れの勢力に由りて、能く想等をして亦顛倒を成ぜしむと言はず、但顛倒は作意に由りて成ずと説くや。是の故に應に知るべし。對法の理に依りて顛倒の體を立つること最も殊勝と爲す。

第三項 十二顛倒に關する有部の見所斷論

五 是くの如き諸倒は何の所斷なるや。正理論者は唯見苦所斷なりと言ふ。常顛倒等は唯苦に於て轉ずるを以ての故に。無常等を了する覺は唯苦を緣じて生ずるが故に、後に集滅道を見る時、方に常樂我淨の見を捨すべからざるが故にと。若し爾らば便ち經論と正理とに違す。且らく經に違するとは、謂はく、契經五に言はく、『若し多聞の諸の聖弟子有り、苦聖諦に於て如實に見知し、是くの如く、集滅道聖諦に於て如實に見知し、爾の時に當りて、彼の聖弟子の無常を常と計する想と心と見の倒皆已に永く斷ず。乃至廣説』と。若し諸の顛倒唯見苦斷なれば、經は如實に集等の諦を見知する時、皆已に永く斷ずと説くべからず。又契經に説く、『若し如來の苦集滅道の四聖諦の法を説くを聞き已

【五】 諸顛倒の何の所斷なるかを説く。

【五】 この契經は後下に倒經を呼ぶものならんも所在明かならず。

由るが故に此れは倒の體と成る」と。

今彼れの説を観るに、前後相違す。是れに由りて定んで契經の義に非ざることを知る。若し想と心と見と、非理の作意等より生ずるに由り、彼れ顛倒の故に此れ倒の體を成ずれば、受も亦非理の作意等より生じて、何に緣りて倒に非ざるや。若し受が倒の作意等より生じて顛倒に非ざれば、想と心と見の三は應に倒の體に非ざるべし。別因なきが故に。又言はく、不可愛も亦倒の攝なり。觸を因と爲して生じ應の如く領するが故に。豈、想の倒も成ぜざるべからずや。觸を因と爲して生じ應の如く想するが故に。想等の倒は無明の觸の所生なりと説くに由り、豈、觸を因と爲して應の如く領せずや。故に彌いよく能く受の體は是れ顛倒の攝なることを證す。受も亦無明觸の所生なるが故に。此れに由りて彼れは唯爾所そとほの倒を成すべき有りと説く。故に倒に唯三有り、増減せずとは言成りて義無し。又若し非理の作意の力の故に想等倒を成ぜば、非理の作意も亦是れ倒なるべし。然れども會て説かざるが故に。彼れの言ふ所は自の執より起る。或は彼れの體は是れ顛倒なりと許すと雖も、而も説いて顛倒の體と爲さざれば、則ち想等も亦倒と説かざるべし。是れ則ち經の倒の名を説くに違害す。

「若し仁なんぢの如く別因有るが故に、見の力に由りて諸の心心所は皆倒の義有り」と雖も、而も經は但想と心との倒の名を説く。餘の受等に非ず。我が宗も亦爾り。即ち此の因に由り、是の故に定んで想等の倒に非ず、或は餘の是れ倒にして經に違する過失なし」と謂はゞ、此れも亦理に非ず。相似ざるが故に。謂はく、我が宗の如きは、見の勢力に由りて、心心所皆倒の義有りと雖も、別因に由るが故に、唯想と心とに於て顛倒の名を立つ。受等に非ず。然るに由る所の見に正しく倒の名を立つ。是くの如く汝の宗は作意の力に由りて、心心所をして皆倒の義有らしむ。由る所の作意は應に倒の名を立つべし。又我が宗の如きは想等の體は倒に非ず。但見の力に由りて假りに立つるに倒の名を

と邪見とは妄りに増益するに非ず。^{五〇}壞事門に於て此の二轉するが故に。餘部の見取は増勝に非ざるが故に。所餘の煩惱は推度するに非ざるが故に。此れに由りて顛倒は唯四にして餘に非ず。豈、經中諸の顛倒は總じて十二有りと説かずや。^{五一}契經に言ふが如し。『無常に於て常と計するに、想と心と見との倒有り。苦と不淨と無我に於ても亦然なり』と。爾らず。想と心とは推度するに非ざるが故に、見の倒の力に隨つて亦倒の名を立つるなり。見と相應し行同じきが故に。然るに受等も亦、想と心との如く倒の名を立つべきに非ず。別因有るが故に。謂はく、無常等に於て、常等の見を起す時、必ず境の中に常等の相を取るに由る。能く相を取るは是れ想にして餘に非ず。故に倒の名を立つるは受等に非ず。又倒を治する慧も亦想の名を立つ。謂はく、無常等の行中、説いて無常等の想と爲す。慧と想と近く相資するに由るが故に、相従つて名を立つ。受等は爾らず。所依の力に倒推増有るに由りて、取境の相成するが故に心を倒と名く。契經に説くが如し。『心は世間を引き、惑の瀑流に於て處々に漂溺す』と。^{五二}毘婆沙は説く。「唯想と心とに倒の名を立つべし。世極成するが故に」と。謂はく、心と想との倒は世間に極成す。受等は然らず。故に經に説かざるなり。此れに由りて心と想とは見の倒の力に隨つて顛倒の名を立つ。受等には非ず。

^{五三}上座は此に於て言はく、何の縁を以て、顛倒は唯三にして不増不減なりや。唯爾所^{さば}の倒を成すべき有るが故に。謂はく、此の三の倒は、想の倒は想を攝し、心の倒は識を攝し、見の倒は行を攝す。受も亦倒の所攝なりと説くべからず。觸を因と爲して生じ、應の如く領するが故に。豈、行蘊には更に所餘の作意等の法有らずや。彼れは何ぞ倒に非ざるや。爾らず。但彼れの顛倒に由るが故に、心と想と見として顛倒の體と成らしむるが故に。契經に言はく、『所有の無量の惡不善の法は一切皆非理の作意を根本と爲すに由りて起る。廣説乃至、一切皆是れ作意の所生にして觸を其の集と爲す』と。此れに由りて證知す。想と心と見の倒は皆非理の作意と無明の觸の生ずる所なり。彼れの倒に

矢張り我見に攝せらる。故に我見は我そのものと、衣服の我所とに轉起すと意なり。【四】特に四を顛倒とする理由を出す。

一、一向倒故、一向に顛倒二、推度性故、推度量に依りて生ず。

三、劣増益故、ものゝ上になきものに主觀的に増益す。

【五〇】ものを常なり樂なりと増益するに非ずして反對に否定し破壞するをいふ。

【五一】大集法門經(大正二・二九下)七處三觀經(大正二・八七六下)A. IV. 49 Vipassīṇa

【五二】婆沙論百〇四(大正二・七・五三六下)

【五三】以下經部の非理の作意の顛倒に依りて心と想と見の倒を成すといふ説を擧げて、これを破す。

第一項 四顛倒の體

前に説く所の如く、(戒禁取は)常と我との倒より生ず。但斯の二種の顛倒有りとなんや。爾らず。顛倒に總じて四種有り、一には無常に於て、常と執する顛倒、二には諸の苦に於て樂と執する顛倒、三には不淨に於て淨と執する顛倒、四には無我に於て我と執する顛倒なり。是くの如き四倒は其の體如何ぞ。頌に曰はく、

四顛倒の自體は、
謂はく、三見に従ふ。

唯倒と推と増との故なり。
想と心とは見の力に隨ふ。

論じて曰はく、三見に従つて四倒の體を立つ。謂はく、邊見の中には唯常見を取り、以て常倒と爲し、諸の見取の中には、樂と淨とを計するを取りて樂淨倒と爲し、有身見の中には唯我見を取りて以て我倒と爲す。是くの如き所説は是れ一師の宗なり。然るに毘婆沙の決定の義は、部の分別に約して十二見中、唯二見半是れ顛倒の體なり。謂はく、有身身と苦見とは全を取る。邊執見の中にて常を計する分を取る。斷常の二見は行相互に違ふが故に説いて二體各別なりと言ふべし。諸の計我論者は即ち我は彼れに於て自在力有り、是れ我所見なりと執す。此れ即ち我見は二門に由りて轉するなり。

第二項 顛倒の條件と廢立

豈、諸の煩惱は皆顛倒して轉するが故に皆是れ倒なるべく、唯四種に非ざるにあらずや。爾らず。倒相を建立すること異なるが故に。何をか倒相と謂ふや。謂はく、三因を具す。何をか三因と謂ふや。一向に倒なるが故に。推度の性なるが故に。妄りに増益するが故にとなり。増の聲は亦體の増勝を顯はすが故に。餘の煩惱は此の三因を具するに非ず。謂はく、戒禁取は一向倒の計する所に非ず。能く欲染等を離るゝもの有る容きが故に。少しく分別する時、清淨を得るが故なり。斷見

【四一】前に戒禁取は常と我の二顛倒より起ると説きしに次いで、四顛倒を説く。

四顛倒は
常顛倒 (Añña-viparyāsa)

樂顛倒 (Sukha-viparyāsa)

我顛倒 (Ātma-viparyāsa)

淨顛倒 (Śuci-viparyāsa)

【四二】此の説は婆沙論百〇四 (大正二七・五三七上) に有説として出す。

【四三】邊見には斷常の二方面ある中、今常を取りて常倒とする。

【四四】見取見は劣を勝と執するものなるか、今その中、苦を樂と執し、不淨を淨と執するを取りて二倒を立つ。

【四五】有身見には我見と我所見とある中、今は我見を取りて我顛倒を立つ。

【四六】此の説は婆沙論百〇四 (大正二七・五三七上) に出づ。有身見と見取見の全と邊執見の半とす。今は苦見の全となす點異なる。

【四七】五見を聞いて十二とするものなるべし。

【四八】我所見とは「我」が衣服等の物に轉じ起れるものにて、

或は應に遍知の建立の理壞すべし。謂はく、若し見道所斷の隨眠、能く見苦所斷を緣じて境と爲せば、誰か遍知の建立の壞の失を遮せんや。現觀の位に苦智已に生じて、集智未だ生ぜず、見苦所斷猶見集所斷の爲めに緣縛せらる。已に永く斷すと雖も未だ遍知を立てず。是くの如く乃至、滅智已に生じて道智未だ生ぜず、見苦所斷猶見道所斷の爲めに緣縛せらる。亦應に斷すと雖も、未だ遍知を立てざるべし。然も許す所に非ず。應に理趣を辯すべし。我が宗は二俱に見苦斷なりと説く。

三九 本論に言ふが如し。「諸の外道有り、具くの如き見を起し、是くの如き論を立つ。若し士夫補特伽羅有りて、牛戒・鹿戒・狗戒を受持すれば、便ち清淨解脱出離を得、永く衆苦樂を超え、苦樂を超ゆる處に至る。是くの如き等の類の、因に非ざるを因と執する一切は、應に知るべし。是れ戒禁取にして見苦所斷なり」と。彼れに廣く説くが如し。

此れは復何に因りて見苦所斷なりや。唯見苦所斷の緣の牛戒等なるが故に。但鹿果を計して彼の因と爲すが故なり。此れに由りて已に經主の^{三〇}所難の「苦諦に迷ふが故に。太過失有り、有漏を緣する惑は皆苦に迷ふが故に」を遮す。一切の有漏を緣する惑は皆果苦を以て所緣と爲すに非ざるを以ての故に。如何が太過失有るを得んや。二俱に見苦所斷にして見道所斷は便ち畢竟して無しと許すに非ず。非道を道と計するに二類有るが故に。一には戒禁等を緣すると、二には親迷道を緣するとなり。戒禁等を緣するは悟の道と信に違する力、親迷道を緣する者に加かず。戒禁等を緣するは行相極麁なるが故に、遠く隨逐せざるが故に、意樂堅からざるが故に。少しく劬勞を設けて即便ち^{三十一}斷滅す。親迷道を緣するは此れと相違す。此れに由りて應に知るべし。非道を道と計する諸の戒禁取に、二類別有り、一には見苦斷、二には見道斷なり。

第八節 四 顛 倒

【三九】 俱舍論十九・七左引用
發智論二〇（大正二六・一〇二
九上）

【四〇】 俱舍論十九・八右

すべし。若し許さざれば、爾らば希求すべからず。正法の中、涅槃の體に於て、實と謂ひ、非實と謂ひ、異有りりと雖も、而も同じく彼れは是れ常、是れ寂と許すが如きが故に。俱三五を非撥する見に於て過を爲すことも是くの如し。若し有るが餘の解脱を心中に蘊在するを以て、彼れ必ず總じて涅槃の常寂を許す。此れに由りて解脱を誘する見を如理解と爲すと執せず。故に見滅所斷の戒禁取は定んで無し。

又三六天授の如し。總じて常寂の涅槃有りと許すと雖も、而も三七八支を離れて別に三八五法を解脱道と爲すと計す。外道の計する所の理も亦應に然るべし。是の故に八支聖道に於て能く誘する邪見を如理解と謂ふもの有り。滅を誘するに於て如理解と謂ふもの無し。戒禁等の自體の行相は聖道と殊なり、涅槃の常寂の體相に差別有りと謂ふ者無きを以てなり。是の故に滅と道と同じき義無し。有餘師の言はく、「有るが道に於て非道と謂ふ邪見を執するを道の戒禁取と爲す。此れは是れ彼の滅の道と言はざるが故に。設ひ滅に於て非滅と謂ふ邪見を執するも、此れは是れ道の戒禁取と言ふは成ぜず。此れを所撥の滅の道と爲すと執すと謂ふは定んで理に應ぜず。適三九撥無するが故に。若し此れを餘の涅槃の道と爲すと執せば、則ち一體に二解有るべし。能く此れは是れ彼れの得る方便と見るが故に。又見滅所斷の諸法は、餘部の法を用つて所縁と爲す義なし。然るに彼の外道は、必ず應に餘の苦の差別を計度して解脱と爲すべきが故に」と。

今應に非道を道と計するを思擇すべし。謂はく、戒禁を解脱の因と爲すと執じ、或は我見能く解脱を證すと執す。此れを見苦斷と爲んや、見道斷と爲んや、若し二俱に見苦斷と執せば、則ち見道斷は畢竟無かるべし。或は應に別因を説くべし。等しく非道を道と計す。何に縁つて此の二は見苦所斷にして、所餘は乃ち是れ見道斷なるや。若し二俱に見道斷と執せば應に説くべし。何が故に見道斷なるや。見道の時、能く彼の境を了し、或は彼の自體を了し、或は彼の所縁を斷するに非ず。

【三五】俱とは涅槃と解脱道の二を云ふ。

【三六】天授、提婆達多のこと。

【三七】八支。八支聖道、八正道のことなり。

【三八】五法。提婆達多が主張したるもの。

一、生涯森住。

二、生涯行乞不受招待。

三、生涯着糞掃衣。

四、生涯住樹下。

五、生涯不食魚肉。

(猶この五法には種々の異説あり)

あらずや。如何が滅諦を撥無する見が後に滅の方便は唐捐ならざるに非すと計せんや。是くの如く戒禁取の體を成ぜずして而も言のみ有るべきが故に。「^{三〇}彼れは難に非ず。」如何が難に非ざるや。「見道所斷の戒禁取の體も亦成ぜざるべし。道諦を撥無する見に於て、後に即ち道有りと計することは成ぜざるべきを以ての故に。謂はく、^{三一}道諦を緣する邪見と及び疑との、若しは撥し、若しは解脱道無しと疑ふを、如何が即ち此れを能く永く清淨を得すと執ぜんや」。此の戒禁取の體は成ぜざるに非ず。有るが、道を誘ふ邪見に於て執じて能く永く清淨を證する道と爲すと許すを以てなり。彼れの計して如理の解と爲すに由るが故に。謂はく、彼れは先に餘の解脱道を以て心中に蘊在し後に執す。眞道を誘ふ邪見を如理覺と爲すに非ず。如理と言ふは、彼れは眞の解脱道を撥し疑ひ、^{三二}是れは顛倒ならず、如理なるを以ての故に執して淨因と爲すを謂ふ。此れに由りて戒禁取の體を成ずるところを得るなり。「彼れの心に蘊む所の餘の解脱道に見道所斷の戒禁取の所緣に非ず。彼れは唯自部の法を緣するを以ての故に」。道に多類有り、理に於て失無し。此れに由りて經主の作す所の是の言、^{三四}「若し彼れ眞の解脱道を撥無して、妄りに別に餘の清淨の因有りと執するには、是れ則ち餘能く清淨を得すと執するものにして、邪見等には非ず。此れが見道所斷の諸法を緣する理も亦成ぜず」とは、彼れは全く未だ對法の宗義を詳にせざるなり。

「若し爾らば見滅諦の所斷の戒禁取の體も亦應に成すべし。道と同じきが故に。謂はく、有るが先に餘の解脱處を以て心中に蘊在し、後に執じ、眞の解脱を誘する邪見を如理覺と爲し、如理を以ての故に執じて淨因と爲す。前の如く戒禁取の體を成すべし」。是くの如き理なし、總じて解脱は是れ常是れ寂なりと計し、彼れを誘する心を清淨の因と爲すと執することは理成ぜざるが故に。涅槃の體は實にして實に非すと計するが如し。謂はく、若し解脱の方便を希求すれば、彼れは應に必定して解脱有りと許すべし。諸の解脱は決定して有りと許す者は、必ず應に彼の體は是れ常寂なりと許

【三〇】 見滅所斷の戒禁取が體を成せずとの非難は當らず、然らば見道所斷の戒禁取も同様に體を成せざるべしとの難なり。

【三一】 俱舍論十九・八右の世親論主の難を引く。

【三二】 上の難に對し、此の道を誘する戒禁取の體の成ずることを説く。

【三三】 自分の抱いてゐるものを不顛倒如理として、眞解脱道を撥し疑ふとなり。

【三四】 俱舍論十九・八右。

漏の行を以て、苦諦を見る時二見既に滅す。自在等の因に非ざるに於て因と計し、随つて二見生じ又俱時に滅す。故に^{三七}因を計する執は唯見苦所斷なりと説く。然るに非道に於て計して道と爲す中、若し見に違して道強ければ則ち見道所斷なり。

「^{三九}豈、自在等を計して因と爲し、苦を執じて因と爲すは、唯見苦斷にして見集斷に非すと許すが如く、是くの如く亦非道に於て道と計し、苦を執して道と爲すも唯見苦斷にして見道斷に非すと許すべからずや。」此の難は然らず。苦諦に於いて見て無常等と爲すは彼れの對治に非ざるを以ての故に。謂はく、若し有るか自在等を執じて因と爲す。必ず先づ計して無始無終等と爲すが故に。此の因の執は唯見苦斷なり。無常等の想は常等の想を治するを以ての故に。苦諦の無常等を見る時、能く非道を計して道と爲す執を治するに非ず。故に彼の道の執は見苦斷に非ず。此れに由りて亦見集所斷を遮す。因等を見るは彼れの治に非ざるが故に。謂はく、集に於て因等を見る時、能く非道を計して道と爲す執を治するに非ず。要らず道諦に於て道等を見る時、方に能く彼の非道の道の執を治するが故に。彼の道の執は應に見道斷なるべし。

「若し爾らば是くの如き非道の道の執は理として必ず應に見集滅斷に通すべし。謂はく、邪見にして眞の道を撥無しして後、此れは能く清淨を得すと計す。此の戒禁取に見道斷と許すが如く、是くの如く、邪見にして集滅を撥無し、後に亦計して能く清淨を得すと爲す、彼の二の戒禁取は應に見集滅斷なるべし。」此の難は然らず。體成ぜざるが故に。謂はく、戒禁取は其の體二有り。一は因に非ざるを因と計し、二は道に非ざるを道と計す、若し有るが彼の集を謗する邪見、能く清淨を得すと計すれば、豈、此の見は集を斷する用無く、則ち生ずべからざるにあらずや。都て心に因有りと信すること無きを以ての故に。又苦と集と別物無きが故に。自在等の蘊も亦撥せらるべし。若し有るが彼の滅を謗る邪見能く清淨を得と計すれば、豈此の見は滅を證する用無く、則ち生ずべからざるに

【三七】畢竟苦諦、即ち現實の事實に迷ふものなるが故に、現實の事實即ち苦諦を知れば滅すとして見苦所斷となすなり。

【三八】戒禁取は見苦所斷なると共に見道所斷なることを明す。俱舍論十九・八右の「復有何相別戒禁取可說彼爲見道所斷」の論主の難に對す。

【三九】以上上の會通に對し、一非道に於て道と計するも、見苦所斷なるべし」との難を擧げてこれを會通す。

見の自體は是くの如し。

第七節 特に戒禁取見に就て(其の見集斷に非ざる所以)

若し自在等の非因に於て因を計さば、是くの如き戒禁取は因の義に迷ふなり。此の見は何か故に見集斷に非ざるや。頌に曰はく、

大自在等に於て、
非因を妄みだりに因と執するは、

常と我との倒より生ず、
故に唯見苦斷なり。

論じて曰はく、自在等の非因に於て因と計するは、彼れは必ず深理を觀察すること能はず。但自在等の諸蘊の麁果の義に於て、妄りに是れ常なり、一なり、我なり、作者なりと謂ひ、此れを上首と爲し、方に執じて因と爲す。是の故に此の執は見苦所斷なり。謂はく、我を執するは是れ有身見なり。苦果の義に於て妄りに執じて我と爲すが故に、苦を現觀すれば我見即ち除くる。無我の智の生ずるは後の位に於てに非ず。若し有身見が見集等の斷なれば、相續の中に於て我見隨ふが故に、則ち無我の智生ずることを得ざるべし。唯法を見る時我見則ち滅するを以ての故に。無我の智起りて我見已に除くる。然るに有身見は自在等の相續の法の中に於て一なり我なりと計し已りて、次に即ち彼の相續の法の上に於て邊執見を起して計度して常と爲す。此れに由りて應に知るべし。自在等の法に於ての常我の二執は唯見苦斷なり。故に有る頌に言はく、

未だ如實に苦を見ざるより、
便ち彼れを見て我と爲す。

若し如實に苦を見れば、
則ち見て我と爲さず。

此れに由りて已に邊執見を滅することを顯はす。無我論宗には、斷見は是れ正見の攝にして、執有我論者には斷見は是れ邊執見なるを以ての故に、二見は俱に見苦斷なるを知る。無常等の諸の無

の取と云ふべしとあり。

【二〇】次に戒禁取を釋す。

【二一】宇宙生成の創造主として大自在天(Mahesvara)生主(Prasanna)を考へたり、又原理として時性を考へたりすること。

【二二】水に入りて苦行し、火に依りて苦行し、生天の因となさんとする邪執なり。

【二三】狗禁戒、鷄禁戒を持つが如きこと、性(自性)と士夫(補特伽羅)を立つる數論の智とを解脱の因となすは誤なりとの意也。

【二四】除の字、本文際に作る。但し、他本の除可なり。戒禁等取の等を除く意味なり。戒禁のみを解脱の因として執取するに非ず。他の宗教の見をも同様に執取するが故に等の字を入るべきもこれを略すとの意なり。

【二五】前に見集所斷のところには欲界七上二界六として有身見、邊執見、戒禁取見を略せり。今その所以を説き見集所斷に非ざるを明す。

【二六】斷見は勿論正見に非ざるも、我の否定に近く、有我見に遠きが故にかくの如く云ふ。

【二七】我と計する有身見と、常と計する邊執見の二見なり。

【二八】苦空を等取す。

建立せざることを無かるべし。

經主は此の中、是くの如き釋を作す。「壞するが故に薩と名け、聚を迦耶と謂ふ。即ち是れ無常和合蘊の義なり。迦耶即ち薩なるを薩迦耶と名く。此の薩迦耶は即ち五取蘊なり。常一の想を遮せんが爲めの故に此の名を立つ。要す此の想を先と爲して方に我を執するが故に」と。若し爾らば何の用か標するに薩の聲を以てするや。但、迦耶の聲常を遮するに足るが故に。則ち應に但迦耶の見の名を立つべし。法として是れ常にして而も聚むべき無し。何を用つてか身の上に標するに壞の聲を以てするや。

一 即ち所執の我我所の事に於て、斷を執じ常を執するを邊執見と名く。妄に斷常の邊を執取するを以ての故なり。

二 實に體ある苦等の諦の中に於て、見を起して撥無するを名けて邪見と爲す。五種の妄見は皆顛倒に轉ず。並に應に邪と名くべし。而も但撥無するを邪見と名くるは過甚しきを以ての故なり。臭蘇、惡執惡等と説くが如し。此れは唯損減し餘は増益するが故なり。

三 劣に於て勝と謂ふを名けて見取と爲す。有漏を劣と名く。聖の所斷なるが故に。劣を執じて勝と爲すを總じて見取と名く。理實に應に見等取の名を立つべし。等の言を略去して但見取と名く。或は見勝るが故に但見の名を擧ぐ。見を初めと爲して餘法を取るを以ての故なり。

四 因と道とに非ざるに於て因道と謂ふ見を、一切總じて説いて戒禁取と名く。謂はく、大自在と、時性と、或は餘の實に苦の因に非ざるに妄に因の執を起す。道に二種あり。一に増上生道、二に決定勝道なり。水火等に投ずる種々の邪行の生天の因に非ざるを妄りに執じて因と爲すを、第一道と名く。唯、戒禁を受持すると、性と士夫との智等の解脱の因に非ざるを妄に執して因と爲すを第二道と名く。前の如く等を、除く。或は戒禁勝る。是の故に但戒禁取の名を立つ。應に知るべし。五

【七】 俱舍論十九・六右これは經部師の釋なり。

【八】 薩の Sita を graha と見て壞の義なりとしたるものあり。迦耶は前の義に同じく Kaya 即ち聚なり。

【九】 壞する聚なるが故に無常和合蘊の義なりとせしなり。

【一〇】 別に壞の字なくとも迦耶 Kaya のみにて無常の意味十分なりとなり。

【一一】 次に邊執見を釋す。

【一二】 次に邪見を釋す。

【一三】 臭蘇。蘇は紫蘇にて、その中の臭氣の甚しきを臭蘇といふ。

【一四】 惡執惡。執惡は旃陀羅 (Candala) の譯にて印度の最下層の人々のこと。その旃陀羅中の惡人を惡執惡といふ。

【一五】 見取見を釋す。

【一六】 上の身見邊見邪見等の劣れるを勝れりと取り、又他の有漏法の劣れるを勝れりとすをいふ。

【一七】 故に此の見取見は劣れる見を勝れりと執取するのみに非ず、劣れる天界の榮華の如きを勝れる證果と執取するものなるが故に正しくは見等

卷の第四十七

〔辯隨眠品第五の三〕

第六節 五 見

前に辯ずる所の如く、六隨眠の中、行の殊ること有るに由りて、見を分ちて五と爲す。名は先に已に列す。自體は如何ぞ。頌に曰はく、

我々所と、斷と、常と、 撥無と、劣を勝と謂ふと

因と道とに非ざるを妄に謂ふと、 是れ五見の自體なり。

論じて曰はく、^一因と教との力に依りて、諸の愚夫有り、五取蘊の中に我我所を執す。此の見を名けて薩伽耶見と爲す。^二有の故に薩と名く。聚を迦耶と名く。卽ち是れ和合積聚を義と爲す。迦耶卽ち薩を薩迦耶と名く。^三卽ち是れ實有にして一に非ざるを義と爲す。此の見は我を執す。然るに我は實に無し。所緣無くして此の見を起すこと勿し。故に見の境に於て立つるに有の聲を以てす。復斯の執に因つて、是の我有りと執せんことを恐る。彼の執を遮せんが爲めに復身の聲を立つ。謂はく、我と執する者は、一相續、或は多相續に於て一我有りと計す。此れ皆身に非ず。身は一に非ざるが故に。是くの如き見は薩迦耶を緣するに由るが故に、説いて名けて薩迦耶見と爲す。卽ち是れ唯五取蘊を緣する義なり。^四契經に説くが如し。『苾芻よ、當に知るべし。世間の沙門婆羅門等の諸有の我を執するを等隨觀見するに、一切、唯五取蘊に於て起すのみ』と。此れに由りて但我々所の見に於て、世尊、別の薩迦耶の名を標するなり。我は無なるを以て、智は無境を緣すとも、或は智は有を緣す、我體無に非ずとも執することを許すこと勿れ。爾らずば則ち有漏を緣する見は薩迦耶の名を

【一】 十隨眠の中、五見を別説す。

【二】 我見と我所見とを起すに至るが如き種々の因あり、又教あり、それに依つてこの見を起す。

【三】 薩伽耶の義。迦耶は聚の義。五取蘊は一に非ず、和合積聚の有なり、この有の境に我を計するを薩迦耶見となすとの意なり。

【四】 迦耶は實有のものなれども五蘊なるが故に聚にして一に非ずとなり。

【五】 雜阿含二・二六(大正二・一九九)

【六】 等隨觀見 Samanupāśīdanā によく周ねく見渡すにの意なり。

は全常を執する有り。一分(常)を執する有り。諸法は因無くして生ずる等と執する有り。色界の惑は欲界を縁じて生ずるに非ず。欲界の境に於て已に食を離るゝが故に。定んで是れ欲界の諸見は未だ斷ぜざるなり」と。此の説は然らず。^{八四}見修所斷皆能く連續して欲界に生ずるが故に。一分を斷ずと雖も餘の分は亦應に續いて自界に生ずべし。^{八五}預流等の如し。然れとも諸の外道は亦乃至有頂天に生ずる有り。彼はに欲界の煩惱有りて現行すること必ず理に應ぜず。又何の理有りて彼の諸の外仙は修惑を斷するに由りて離欲者と名け、見所斷の惑を斷ぜざるに由りて、亦説いて不離欲者と爲すに非ざるや。又先に能く^{八六}安隱經を釋するに因つて、已に斯くの如き所説の理趣を顯はせり。故に彼れの引く所の二種の契經は理と相違して不了義を成ず。毘婆沙者は彼の經を釋して言はく、彼れ見を起す時、離欲より暫らく退す。猶し^{八七}天授の如し。暫らく退し已つて還得^{また}。

若し唯二十八は定んで見所斷ならば、何に縁つて處々の經に八十八と説くや。彼の文は遍ねく次第者に依つて説き、此れは盡理に據るが故に相違せず。又彼の意は聖道の用の勝ることを明す。又設ひ下の八地の食を離るゝも、要す見道に由つて無漏の得を起し、彼の擇滅を得するが故に、説くも過無し。

見修所斷の異なる相は云何ぞ。若し唯見慧に由りて斷する所の惑を見所斷と名け、若し見と智の慧に由りて斷する所の惑を修所斷と名く。是くの如く若しは一品に由りて頓斷し、若しは九品に由りて漸々にして斷す。若しは聖が斷じ已りて畢竟して退せず。若しは聖が斷じ已りて或は退し退せず。若しは斷じて四三二果を證すべし。若しは斷じて三二一果を證すべし。若しは聖が斷する時彼の非擇滅、必定して應に擇滅の前に在りて證すべし。若しは前或は後或は俱時に證す。是くの如きの類の異相衆多なり。

【八四】 三界の見修所斷の惑皆連續して、その爲めに退墮して欲界に生れるとの意なり。

【八五】 豫流果の聖者が人間天上を經歷するが如し。

【八六】 前に出づ。

【八七】 天授 Devadatta 提婆達多は四根本定を得し神通ありしも、阿闍世王の與ふる利養に惑うて退墮す。

【八八】 一應は八十八を見所斷となし得べきも更に理をつむれば二十八のみ完全に見斷なり。又世俗智にて修練することにより下地八地の惑を離れ得るも、最後の第九地有頂の惑は必ず見道無漏智に依つて見斷するものなる故に八十八見所斷といふは聖道の用の勝れたることを顯はしたるものなり。

て現ぜず。又彼の慶喜、^{七五} 涅槃經の中に、^{七六} 無滅に白して言はく、『我れ會て佛の所に是くの如き法門を親しく聞き親しく受く。佛世尊、無動寂靜第四靜慮に依つて明眼に涅槃す』と。彼の經も今の時亦隱没す。是くの如き等の無量の契經有りて、皆今の時に於て隱没して現はれず。本經集する所多分に凋零す。上座何ぞ輒すく是の説を作すべきや。『佛會て九十八隨眠を説く處無し』と。^{七七} 已に隨眠の差別の理趣を辯ぜり。本説く所の義今次に應に辯すべし。前に八十八は見所斷等と説けり。此の見修所斷は定んで爾りと爲んや。爾らず。云何ぞ。頌に言はく、

忍所害の隨眠も、
有頂は唯見斷なり。

餘は見修斷に通ず、
智所害は唯修なり。

論じて言はく、忍所害の諸の隨眠の中に於て、^{七八} 有頂地の攝は唯見所斷なり。唯^{七九} 類智方に能く斷するが故なり。餘の^{八〇} 八地の攝は見修斷に通ず。謂はく、聖者の斷は唯見にして修に非ず。法と類との智の忍が應の如く斷するが故なり。若し異生の斷するは唯修にして見に非ず。^{八一} 數世俗智を習うて斷する所なるが故なり。

智所害の諸の隨眠は、一切地の攝唯修所斷なり。諸の聖者及び諸の異生は、其の所應の如く、皆^{八二} 數無漏と世俗との智を習うて斷する所なるを以ての故なり。頌に「餘は見修斷に通ず」と言ふは、此の言は説かざるも義准して知るべし。云何が知るべきや。前後に由るが故に。謂はく、前には別に忍所害の隨眠の有頂なるは唯見斷なりと説き、後には復總じて智所害の唯修なることを説く。餘の通ずるは准じて知るが故に。義をして顯はしむるが故に正説するも失無し。

有餘師の説かく、「外道の諸仙は見所斷の惑を伏斷すること能はず。大分別諸業契經に説くが如し。『欲貪を離るゝ諸の外道の類には、欲界を緣する邪見の現行すること有り』と。及び^{八三} 梵網經に是亦。『彼の類は欲界を緣する諸見の現行すること有り』と説く。謂はく、前際に於て分別する論者

經。 M. 16 Mahābhāṣya S. 【七】 無滅 Aniruddha, Aniruddha. 阿那律。

【七七】 以下正しく隨眠のいかなる修養に依つて斷滅せらるるかを明す。

【七八】 有頂 三界二十五有の最頂非想非非想天のこと。

【七九】 四類智忍、即ち苦類智忍から道類智忍の斷する所なり。

【八〇】 無所有處より以下欲界に至る八地。

【八一】 法智忍にて欲界の惑を斷じ類智忍にて色界無色界の惑を斷ず。

【八二】 中阿含一七一 大業分別經 (大正一、七〇七)

【八三】 長阿含二一 梵網經 (大正一、二六八上中)

す。『我れ往昔に於て一時、佛、釋種の大城に住し、彼の營む所の大客館内に居し、時に我れに告げて曰はく、汝阿難陀よ、我が住する所の空を汝知らんと欲するや不や。我れ便ち請問す。佛我が爲めに説く。我れ尋いて佛の説く所の義趣を解す』と。彼の經も今は亦已に隱沒す。又佛彼の 卍 卍 卍 經に於て是くの如き言を作す。『我れ往昔に於て四受有りて更化に現前すと説く』と。彼の經今の時亦已に隱沒す。又薄伽梵他經の中に於て是くの如き言を作す。『我れ往昔に於て一時、王舍大城に住し山谷に遊ぶ。時に衆多の出家外道有りて、我が所に來至し、我が義を請問す。乃至廣説』と。彼の經も今は亦沒して現ぜず。又佛、彼の 卍 卍 卍 出愛王經に於て告げて言はく、『大王よ、我れ憶ふ、往昔會て是の説を作す。『去來今、諸の沙門婆羅門等、一切の法に於て頗に見頗に知るもの有るに非ず。能く頗に見頗に知るは是の處有ることなし』と。彼の經も今は亦已に隱沒す。又 卍 卍 卍 兩相外道、瞿博迦經に於て是くの如き言を作す。『我れ憶ふ、往昔會て、釋氏喬答摩尊の 卍 卍 卍 那地迦城、郡市迦林内に住し、靜慮等一切法門を讚するを見る』と。彼の經も今の時亦沒して現ぜず。又彼の慶喜、滿經の中に於て言はく、『我れ幼時、 卍 卍 卍 滿慈子の衆の爲めに甚深の法門を廣説せしを見る』と。彼の經も今の時亦已に隱沒す。又佛、彼の 卍 卍 卍 藍薄迦經に於て是くの如き言を作す。『我れ往昔一時、會て五比丘に告げて言はく、我れ未だ出家せざりしとき、恒に觀察を樂しむ。家に居るは迫近にして諸の過患多し。應に速に厭離すべし。乃至廣説』と。彼の經も今は亦沒して顯はれず。又彼の聖者、護國經中、彼れ言はく、『大王よ、四厭道有り。唯薄伽梵正見知す。諸の如來應正等覺會て廣く宣説すと雖も、而も諸の世間精勤に厭離の行を修むること能はず。當に知るべし。定んではれ 卍 卍 卍 竭愛の 卍 卍 卍 駄婆なり』と。彼の經今の時亦已に隱沒す。又 卍 卍 卍 給孤獨趣經の中に言はく、『我れ會て薄伽梵の所に於て、是くの如き法門を親しく聞き親しく受く。若し有情有りて、園林等を施せば、此の因力に由り、身壞し命終り、天中に生れ妙なる快樂を受く。廣説乃至、法施を因と爲す』と。彼の經今の時亦沒し

【一七】 雜一七・三二(大正二・二四上)に當るが。四受を出せり。

【一八】 出愛王 Udyana, Udana Varana, Varana 國の橋賞彌城の王なり。

【一九】 兩相外道 Varsakara, Varsakara 阿闍世王の大臣にして普通兩行大臣と云ふ。

【二〇】 瞿博迦經、此の經は中阿含一四五瞿博目捷連經(大正一・六五三) M. 108 Gopakamoggallana S. に當る。

【二一】 那地迦 Nāḍakentha, Nāḍika, Nāḍika 村なり。

【二二】 郡市迦林 Gṛhnikavyāghra 煉瓦の家のことなり。

【二三】 滿經。此の經は雜阿含十・六(大正二・六六上) S. 221-23 なり。

【二四】 滿慈 Pūrṇa-mānā-īpatta

【二五】 藍薄迦 Rumbhaka? Rumbhaka? 此の經を見ず。

【二六】 護國經。此の經は中阿含百三十二類吒和羅經にして M. 83 Rakkhitaṅga S. に當る。この引用の文正しく(大正一・六二七下)にあり。

【二七】 竭愛 Tṛṣṇā, Tṛṣṇā 駄婆 Dāṣa, dāsa 奴隷。

【二八】 給孤獨趣經 M. 143 Anāpāpādiya S. 增阿含五一(八・二一八・一九中)に當る。

【二九】 涅槃經。長阿含二遊行

唐捐ならずや。法爾として自ら應に能く集等を見るべし。佛は但應に見苦智を習へと説くべし。又四聖諦は其の相不同なり。如何が餘諦を解して、餘諦に迷ふ惑を斷ぜんや。故に見苦は頓に隨眠を斷するに非ず。又彼れの説く所の「會て佛の隨眠に九十八有りと説く處有ること無し。若し佛に説く處有りと説くべき有らば我れ則ち信ぜん」とは、此れも亦然らず。我れは汝曹の佛の教相を信するもの有るを見ず。我れは先きに聖教の正理に據つて隨眠に九十八有りと建立するに、汝等都て信受する心無きを以ての故なり。又復汝等は吉祥論を具へ、今時何れより殊勝智に逮び、佛隨眠は行と部と界と殊にして九十八有りと説く處無しと知るや。傳へ聞く。「増一阿笈摩の中、一法より増して乃し百法に至る。佛滅度の後、此土の有情、内の慧と念と命と日日損減し、外の藥草等の味勢熱德漸々に衰退し功能尠少にして、人多く惡事業を爲し牽纏す。豈、能く如來の聖教を具持せんや。故に今増一阿笈摩の中、唯一より増して十法に至り、中に於て猶多分の零落有り。況んや十を過ぐるに於て、能く受持するもの有らんや。故に知る、經の中に隨眠を説く處に、定んで具さに九十八を説く文有り」と。是くの如き傳聞は理必ず爾るべきが故に。佛は彼の十應經の中に、「甚深經は漸やく、當に隱没し乃至最後に隱没して餘無かるべし」と説く。又古來よりの諸聖の造る論に處處皆九十八隨眠有りと説く。兼ねて明文有り、釋に理趣有り。故に知る。根本阿笈摩中定んで誠文有りて此の名數を標す。今更に略して諸の阿笈摩を引いて、多くの契經の今已に隱没せるを證せん。佛が彼の婆陀黎經に於て「婆陀黎に告ぐるが如し。我れ往昔に於て、苾芻衆の爲めに少年賢良馬の法を宣説す。爾の時汝の類此の法門に於て少しく實に有らず」と。彼の經は今已に没して現せず。又佛、彼の苦蘊經の中に於て釋種大名の爲に説く、「我れ往昔一時、王舍大城に住し、廣脇山に遊ぶ。諸の離繫の皆高く手を擧げ、自ら苦しめて常を求むるを見、便ち之に告げて言はく、乃至廣説」と。彼の經今は已に没して現せず。又彼の慶喜は大空經の中に是くの如き言を作

【五三】餘諦を見て餘諦に迷ふ惑を斷ぜんや。

【五四】本文倫とあり、他本に依り論に改む。

【五五】婆陀黎 Bhaddali 中阿舍一九四(大正一・七四九中)に此れに類したる經典あり。

【五六】大名 Mahanama 佛の從弟にして又佛の在家の弟子なり。

【五七】廣脇山 Vohāra 王舍城の五山の一なり。

【五八】離繫 Nigraha Nigraha 尼乾子外道のことなり。

【五九】この經は苦陰經にして現存中阿舍一〇〇(大正一・五八六中—五八七下)にあり M. 14 Cūḍa-Dukkakkehanudha S.

【六〇】慶喜 Ananda 佛の侍者。

【六一】この經は中阿舍一九〇小空經(大・七三七)に當るが如し。M. 12 Cūḍa suttāṭṭhā-

【六二】前の註に出づ。この文

現起せず、應に已拔と言ふべくんば、則ち見苦の時斷すと説くべからず。若し未だ苦を見ざる時、既に見苦所斷の一切の隨眠を抜く能はざれば、餘も亦然るべし。未だ集等を見ざるも亦彼の所斷の得を斷する能はず。能く彼の得を治する道も未だ生ぜざるが故に。或は彼れは應に二の差別の因を辯すべし。何が故に隨眠等現起せず、而も一は未だ抜かず、餘は已に抜くや。故に彼れの所詰は言有りて理なし。又「汝が煩惱は相緣す。所緣を見ずして永く斷するを得と(執するが)如く、是くの如く煩惱は三諦を緣すと雖も、見苦諦の時頓斷す容し」と言ふは、我が宗諸の煩惱は相緣す。皆所緣を見ずして永く斷することを得と許すところに非ず。見滅道所斷の惑の中、五二有漏緣の隨眠は所緣を見ずして斷すと雖も、而も彼の煩惱は滅道に依つて生じ、明無漏緣の諸の煩惱起る。是れは彼の煩惱の長養する所なるが故に。義説して亦滅道に迷ふと名く。故に是れは彼の道を緣する力の滅する所なり。三諦を緣する所有の隨眠が苦等の有る中に計して樂等と爲すに非ず。亦無明は迷苦の惑に託して生ず。寧んぞ苦を見る時彼れは便ち頓斷せんや。故に彼れの此れを引いて彼れに例するは齊しからず。又彼れの言ふ所の「彼れは此の位に於て集等を見ることを求めず。隨眠を斷ずることを欲せず。然れども先の智の展轉引發するに由りて、法爾に次第に集等を見る」とは、此れも無理なし。彼れは此の位に於て、亦苦を見ることを求めず、隨眠を斷ずることを欲せず。然れども先の時の煖等の位の智が展轉引發するに由りて、法爾に苦を見るなり。爾の時に見苦斷の隨眠を斷ぜざるべし。此れ既に隨眠を斷ずれば餘を見るも亦應に爾るべし。又我等は現觀の時、加行の心を起し見を求め斷を求むと説くに非ず。然れども我れも亦現觀位の中、集等を見るに於て別の加行を離る。但先きの智の展轉引發するに由りて、法爾に次第に集等を見ると説く。即ち見る時に於て斷有り證有り。深く有用を成す。汝の宗に類するに非ず。若し定んで餘の三諦を見て、斷する所の煩惱無しと謂はゞ、則ち見集等の彼の境の智を習ふことは全く無用となるべし。大師の此れを説く、豈、

【五二】 無漏を緣ずる滅道二諦の下の邪見疑無明の三合せて六を無漏緣の惑と云ひ他の五部の總ての惑を有漏緣の惑と云ふなり。

此れを證と爲すに由りて、六隨眠は部の不同に約して二十八と成ることを知る。部と行と合して分つて三十六と成る。部界と合して分つて七十四と成る。部と行と界とに約して總じて隨眠を分つて九十八と成ること前に已に辯ぜしが如し。故に對法者は佛の聖教に隨ひ、正理を推求し、隨眠を分別して九十八を立つること傾動すべからず。

然るに彼の朽味の上座は復言はく、經は所引の名相無きに非ずと雖も、而も曾て處として此の隨眠は是れ見苦所斷乃至修所斷と説く處無し。今應に徵詰すべし。見道に入る時、已に苦諦を見て、未だ集等を見ず、現起の見所斷の惑有りと爲し、而も未だ彼の隨眠を抜かずと言ふや。兩らざれば何ぞ煩はしく戲論の網を張るや。又汝が煩惱は相縁す。所縁を見ずして永く斷するを得と執するが如く、是くの如く煩惱は三諦を縁すと雖も、苦諦を見る時何で頓斷を妨げんや。然るに微難有り、若し見苦の時便ち能く頓に見所斷の惑を斷すれば、後の三諦を見ること無用なるべしとは理も亦然らず。彼れは此の位に於て見集等を求めず、隨眠を斷することを求めず。然るに先きの智の展轉引發するに由りて法爾に次第に集等を見る。若し兩らざれば現觀の中間に、見を求むる等の心間雜を爲すべし。又曾て佛の隨眠は九十八有りと説く處無し。若し有らば佛説く所有りと説くべし。我れ則ち信受せん」と。

上座は是くの如く徵詰し、隨眠を巨細に推尋するも、未だ切中と爲さず。且らく先きに已に佛は經中に於て諸の隨眠の見苦斷等を説けることを辯ぜり。謂はく、契經に説く、『四諦を見ず、久しく生死を渉る。見便ち都て滅す』と。如何が佛曾て隨眠の見苦斷等有りと説く處無しと説くべけんや。『又苦等に於て四無智有り』と説く。如何が四無智は唯見苦斷ならんや。故に定んで五部の隨眠あるを知る。又彼れは詰つて言ふ。「已に苦諦を見て、未だ集等を見ず。現起の見所斷の惑有りと爲し、而も未だ彼の隨眠を抜かずと言ふや」とは、此れは甚だ浮詞なり。未だ苦を見ざる時、見苦斷の惑亦

【五】 經部師の難を擧ぐ。

る一類は見苦斷に由り、有るは見集滅道に由るも亦然なり。有るは後時に一智の數々修習するに隨つて増勝するに由るが故に斷ず。若し此れに異ならば四諦の見と及び後果智を立つること則ち唐捐と爲る。然るに見道の中、四聖諦に於て必ず漸現觀すること後に當に辯すべきが如し。是くの如く五部は決定して差別す。佛は經中に於て自ら正しく顯示す四八。世尊の言ふが如し。

我れ昔汝等と、

生死の長途を涉りしは

如實に四聖諦を見ること

能はざりしに由るが故なり。

若し能く四諦を見れば、

永く諸有の縛を斷じ。

則ち生死都て滅し、

便ち後の諸有無し。

此の中「若し能く四諦を見れば」とは、見四諦の所斷の四無明を斷ずることを顯はす。復「永く諸の有縛を斷ず」と言ふは、修道所斷の無明を斷ずることを顯はす。豈、此の中の有縛は愛あひを説かずや。如何ぞ五部の無明を引證するや。此の中無明は説かざるも成ずるが故に。謂はく、諸の世間には一物の愛結の所繫にして、無明に非ざるもの有ること無し。但、修所斷には愛結有り、無明結有りと許す。豈、更に成ずることを須えんや。不愚癡には愛の生ずること有るに非ざるが故に。復別の證有りて諸の煩惱の諸部の差別を顯はす。契經に四九「言ふが如し。『苦に於ける無智、集に於ける無智、滅に於ける無智、道に於ける無智』と。此の中に總じて前際の愚等を收む。四諦の境に約して四無智を立つ。應に知るべし。此の處にては無明の聲を以て一切の隨眠を顯はす。五〇緣起中に辯するが如し。故に諸の煩惱に部の差別有り。然れども無明は五部有るが故に、類して餘の惑も皆五部有ることを顯はすに非ず。餘の煩惱は遮説有るを以ての故に。謂はく、世尊は永く見と疑とを斷じて預流果を得と説く。此れを證と爲すに由りて、見と及び疑が是れ修所斷なることを遮す。又經は但往惡趣の貪瞋癡慢を斷じて預流果を説くが故に、預流果には見と及び疑無く、修所斷の貪瞋癡慢有り。

【四八】 雜阿含十五・四四(大正二・一〇八上)

【四九】 雜阿含十五・三〇・三一(大正二・一〇五下) 四諦の一に就て不如實知の言を出す。
【五〇】 正理二五(大正二九・四八四上) 無明聲總說煩惱。

此れは慢等の如く上も亦有なりと説くに非ざるが故に。是くの如き教に由りて、已に隨眠は其の所應に隨つて、定散の界別なることを顯はす。佛は餘處に復有貪の異門に約して、定界の隨眠も亦差別有ることを顯はす。謂はく、世尊は上分結の中、色無色の貪を別立して二と爲す。貪の差別に由りて類して餘を解すべし。隨眠は諸の定界の色無色に於て異なることを顯はさんが爲めの故に是の説を作す。然れども上分結は唯修所斷に非ざるが故に、則ち唯修所斷の有貪は界に別有り。見所斷の惑は修所斷の種類と既に同じく、必ず亦異なるが故に、前には總じて見修所斷の定散の界別なることを顯示し、今は別して唯修所斷の色無色の殊なることを顯示す。無漏道を以て是くの如く斷ずるが故なり。謂はく、色無色の見所斷の貪は同一對治にして、修所斷の貪は各別の對治なり。故に定界の見所斷の貪に於ては界の別を顯はさず。修所斷の貪は則ち界の別を顯はす。是くの如く別に二經を引いて貪に三界の殊有ることを證し、餘も亦別なることを顯はす。今復總じて一經を引いて證と爲す。契經に四五言ふが如し。『愛に三種有り。一には欲愛、二には色愛、三には無色愛なり』と。愛の差別に由りて類して餘を解すべし。隨眠に欲色無色の界の差別あることを顯はさんが爲めの故に是くの如き説を作す。已に聖教を擧げて、諸の隨眠に界に差別有ることを證す。理も亦異有り。謂はく、一類の補特伽羅有り、欲界の法に於て總じて離繫を得し、色無色に非ず。彼れは此の諸の隨眠を斷ずるに由るが故に欲界に生せず。此の所斷の隨眠は應に知るべし。欲界繫なり。色無色界も此れに類して知るべし。是の故に隨眠は聖教と理に由り、界に定んで異有り、數十六と成る。

四六已に界の別を顯はす。行の異は云何ぞ。即ち六隨眠の見は行に由りて異なる。世尊は處々に見に五有りと説く。有身見等前に已に列せるが如し。故に六隨眠は行に約して異有り、數積んで十と成る。前に已に辯せしが如し。行と界と合して分つて二十八と成る。

四七已に行の別を顯はす。部の異は云何ぞ。部とは謂はく、隨眠を別對治に約するなり。謂はく、有

【四四】四 雜阿含三・二

三(大正二・一九上)參照。

四 雜阿含三・一七一

八(大正二・一八上)參照。

增二五・四(大正二・六三一下)

【四六】 次の行の異を擧ぐ。

【四七】 次に部の異を擧ぐ。

りと説き、及び四等と説く。又經に説くが如し。『智に二種有り。盡と無生』と。餘智無きに非ず。又經に説くが如し。『心に二種有り。謂はく、善と不善』と。無記無きに非ず。是くの如き等の類の無量の契經は、佛、機に順じて宣説し、意各別なり。聖教の理趣に了達すること能はず、唯他宗を損壞するを徳と爲すと計す。此の類は豈、能く善説の果に違はんや。世尊の【四】 耶陀夷に告げて言ふが如し。『若し如來の異門の所説の一切一切物、一切一切種に於て、中に於て義解を求むることを欲せざる者は、汝當に知るべし。彼れは聖教の中に於て鬪諍住を求むるなり。乃至廣説』と。又彼れの所説は則ち應に無量の隨眠有りと許すべし。『許すも亦何の失ぞ。依身の別に約して數無量なるが故に』。然れども體類に就いて隨眠を分別して但【五】六種を成す。此の六、門の異に約して十六、或は十、或は二十八、或は三十六、或は七十四、或は九十八と成る。謂はく、佛は處々に界と行と部の諸門の差別に約して隨眠を顯示す。正理論師は佛の所説に隨ひ、界等の異に約して九十八隨眠を立つ。且らく諸の隨眠の體類に六有り。謂はく、貪、瞋、慢、無明、見、疑なり。體類別なるが故に。前に已に辯ぜざるが如し。薄伽梵は契經の中に於て、『三界の貪を總じて愛結と名く』と説くを以ての故に、體類は唯六隨眠なりと知る。即ち六隨眠を界の差別に約し、世尊は且らく貪を二種に分つと説く。謂はく、欲と有の貪隨眠異なるが故に。貪の差別に由りて類して餘を解すべし。隨眠の定と不定との界とにて各二と成ることを顯はさんが爲めの故に是くの如き説を作す。然るに唯貪の界の差別を説くは、多處に貪を説いて首と爲すを以ての故なり。謂はく、諸の煩惱を建立する教の中、處々に貪を説いて以て上首と爲す。九結、三不善根、五蓋、上分、三業道、縛業、緣集等無量を説くが如し。契經は貪隨眠は是れ生死の本なるを以ての故に、諸處に於て、多く説いて初めに在く。既に最初に分つて二種と爲すと説く。此の類に由りて餘を顯はすことも亦應に然るべし。然れども瞋も亦界に約して二に分つと説くべからず。欲と有の貪に由りて餘の差別を顯はすも、

【四】 耶陀夷 Uṭṭari. 此の經は雜一七・三二(大正二・一二三下) S. 36, 19
 【五】 M. 5, 9. Bahuvedaniya S.

に轉するが故に」と。今觀するに、具壽は聖教の理に於て審諦に如實に觀察すること能はず。此の所立の理教極成せる隨眠の數中に於て、能く固く非撥す。且らく彼の引く所の七隨眠經は數を證定する能有るに非ず。了義に非ざるが故に。謂はく、餘の經に言はく、「若し色に於て厭離せんと欲し、滅して永く解脫せんと欲すれば、應に我が所に於て梵行を勤修すべし。乃至識に於て説くも亦是くの如し」と。此の經は唯隨眠を斷ぜんと欲すれば應に我所に於て梵行を勤修すべきことを説く。故に此の經は了義の説に非ざることを知る。又餘所に於ても亦唯、一界の染一隨眠の少分を離れんと欲するに依つて、應に我所に於て梵行を勤修すべしの言を説く有り。契經に言ふが如し。「若し樂受に於て永く貪隨眠を害せんと欲すれば、我所に於て梵行を勤修すべし」と。又契經に言はく、「若し苦受到に於て永く瞋隨眠を害せんと欲すれば、應に我所に於て梵行を勤修すべし」と。豈、彼の經の所説極少なるを以て、便ち應に七隨眠を説くを非撥すべけんや。故に知んぬ。此の經文は彼れに同じく了義に非ず。

今應に詳かに辯すべし。此の契經の中、七隨眠を斷ぜんと欲すれば應に梵行を修すべしとは、意は謂はく、此の經の意は隨眠の種類は殊有るが故に七數を標することを顯はさんが爲めなり。契經に説くが如し。「法に二種有り。二種を離れて別に餘法有るに非ず」と。豈、此れに由つて十八界を説くを許さざるや。然るに意類の中餘の六界を説くが故に二と十八と互に相違せず。又經の中に蓋に五有りと説くが如し。無明の體は蓋の所攝に非ざるに非ず。經には「無明能く覆蓋す」と説くが故に。又即ち五蓋を餘經には十と説く。契經に説くが如し。「苾芻よ當に知るべし。貪欲蓋の體の差別に二有り。一には内二には外なり。乃至廣説」。又經に説くが如し。「四因に由るが故に大地振動す」と。餘因無きに非ず。又經に言ふが如し。「世に三法有り。宜しく應に開發すべし」と。然るに有るは四と説く。又經に言ふが如し。「諦は唯一有りて更に第二無し」と。然るに梵志の爲めに諦に三有

同一縛なれば、諸の上地の貪は下地の愛に於て、亦應に能作因及び所緣たるべし。又受生の時を除いて等無間と爲るべし。又初定の愛は乃至應に第四定の貪の與めに等無間と爲るべし。又應に初味定從り無間に乃至第四淨定現前すべし。又受生を除き、應に第四淨定より無間に初味定起るべし。是くの如く上下等無間緣にて、展轉相生じて應に多難を立つべし。又第四の業の内に於て、四の思能く白白異熟業を斷すと説くべからず。又上の近分定能く下惑を斷すと説くべからず。同一縛なるが故に。又初定を得る諸の不還者は四定を得ると所斷同じかるべし。是の故に定んで應に上下地は界の如く業惑の因果皆殊なりと許すべし。理は不同一の繫縛に由るが故に。

前に説く所の如く、上界は瞋を除く。何の因緣を以て彼には瞋有るに非ざるや。彼の瞋の隨眠の事有に非ざるが故に。謂はく、苦受に於て瞋の隨増有り。苦受彼に無きが故に瞋有るに非ず。又瞋隨眠は乾澁の相なるが故に。謂はく、此の煩惱の其の相乾澁にして猶し風病の如し。彼の有情の類は奢摩他に由つて潤滑に相續するが故に、彼には乾澁の相の瞋有ること無し。又彼には瞋の異熟因無きが故に。謂はく、瞋は必ず非愛の異熟を感ず。上二界には諸の非愛の事無し。外には毒刺芽友等の緣無く、内には熱風癩癘等無きが故に。有るが説く、「彼には惱害の事無きが故に、慈等の善根の所居の處なるが故に、諸の攝受する所を皆遠離するが故に」と。有餘師の説かく、「瞋は性躁急にして速に遠離すべし。故に瑜伽師は欲貪を離るゝ時、即ち能く止息す。居穴せざれば諸の乾澁の垢は、纔かに洗拭を加へて速に遣除すべきが如し」と。

分別論師は是くの如き説を作す。「九十八の所立の隨眠無し。經に隨眠は唯七有り」と説くが故に。謂はく、契經に説く、「若し永く七種の隨眠を斷ぜんと欲すれば、汝等今より應に我が所に於て梵行を勤修すべし」と。此れに由るが故に知んぬ。正理論者は唯自の計に依つて九十八隨眠を立つ。若し聖言を離れ自の計に依つて立つれば、則ち應に無量の隨眠有りと許すべし。無量の有情の身中

【四〇】 第四の業とは非黑非白無異熟業即ち無漏業のことにて、白白異熟業は色界繫善業なり。四の思とは四禪の第九無間道相應の四の學思のことなり。婆沙論百十四（大正二七・五九一）下、參照。

【四一】 色無色二界に瞋なき理由を説く。

【四二】 分別論者の異説を擧げこれを破して九十八隨眠を立つる理由を説く。

【四三】 增一阿含三四（四十の三・大正二・七三九上）には、若欲捨七使者當念修行七覺意法」とあり。

又尋等漸次に息むと説くが故に。謂はく、契經に説く。「若し瑜伽師第二定に入れば、尋伺便ち息む。廣説乃至、無邊虚空處定に入ることを得れば色想便ち息む」と。色界の諸地若し同一縛なれば、諸の瑜伽者は既に力の能く頗に尋伺、喜樂、色想を捨すること無し。心の怖怯は極めて重擔なるを以ての故に、應に畢竟して尋等を捨する者無かるべし。又「喜を離れ樂を斷ずる」の言を説くが故に。謂はく、契經に言はく。「喜を離れ樂を斷ず」と。同一縛に非ず。

欲界の諸處に、毛端の量の未だ食を離るゝことを得ざる有るも、説いて名けて全離欲繫と爲すべし。唯已に見所斷の法を斷ざるを除き、未だ永く修所斷の食を離れずと雖も、而も離傳と名く。彼の境に非ざるが故に、色界の諸地が若し同一縛なれば、應に餘縛有れば離斷成ぜざるべし。此等を名けて經の相違と爲すが故に。

次に論文を引いて四靜慮の同一繫に非ざるを證す。本論に言ふが如し。「誰か樂根を成ずるや。謂はく、遍淨に生ずると、若しは下地に生ずると、若しは聖の上生となり。誰か此に於て成ぜざるや。謂はく、異生の上に生じ、下地に非ず」と。法として上地に生ずる時、不成と曰ふと雖も而も斷に由らず。同一の縛に於て、欲界等の中、斯くの如き定んで成ずる等の理を見ず。然るに本論に於て「遍行因を因と爲して能く自界の染を生ず」と説くは、且らく、界に約して隨眠を建立するに就いて遍行因を辯するが故に是の説を作す。亦有本には「自地の染を生ず」と説く。此等を名けて論の相違と爲すが故に。如何が一繫は理と相違するや。且らく經に隨ふ理と相違するとは、二定に於て、

内等淨の支を説くべからず。未だ尋伺と俱なる諸の煩惱を斷ぜざるが故に。又第四靜慮に生ずる有情も亦染の尋伺喜樂を成ずべし。然るに契經に「尋等息む」の言を説く。又契經に「喜を離れ樂を斷ず」と言ふ。本論に隨ふ理と相違すとは、謂はく、本論の中に説く、「第二等の味相應定は能く初等の味相應定の與めに唯二緣と爲る。謂はく、増上緣と及び等無間となり」と。色界の諸地若し

なり。

【三】發智論一(大正二六・九二〇下)。

【四】自地の過患に非ず。それ故に云々の意なり。

【七】内等淨 *Ahīyamāṇa* *Samprāptatvā cetasā* 第二禪の四支の一なり。

【八】發智論十七(大正二六・一〇一二下)には「與餘爲一増上」とし婆沙論百六十五(大正二七・八三四下)に釋して餘とは味相應初靜慮等とす。然れども二緣となるとは云はず、婆沙は同處に二緣とするは有餘の説なりとせり。

【九】味相應空 *śarādaṅga* *rasaprayukta-dhyanā* とは愛と相應する靜慮を云ふ。

然るに古昔の正理論師は亦隨眠を地に約して建立することを許す。故に是くの如き假りの問答を設けて言はく、^{二九}頗し異生の九十八隨眠の永斷に於て、具に成就するもの有りや。有り。謂はく、異生の欲界に生在し、第三定を得、未だ彼の貪を離れざるなり。頗し異生の第三定を得て、向に説く所の九十八種の隨眠の永斷に於て、具に成ぜざるもの有りや。有り。謂はく、彼の異生欲界より已に歿するなり。頗し^{三〇}見道の苦法智忍の位に住し、九十八隨眠の永斷を具成するもの有りや。有り。謂はく、彼の異生の正決定に入るを得るなり。頗る諸の聖補特伽羅の十智の中に於て唯^{三一}四を成就して^{三二}八十二隨眠の永斷を得るもの有りや。有り。謂はく、具縛、正決定に入り、正しく苦類智に住する時に於てなり。^{三三}「若し色界の中、四靜慮の地同一繫縛なること、欲(界)の如くんば何の過ぞ。此れ則ち善く界の貪を斷するに約して遍知と及び沙門果を建立するに順するなり。又^{三四}本論の遍行因を因と爲して能く自界の染法を生ずと説くに順するなり。」爾らず。經と論と理と相違するが故に。且らく經文を引いて、四靜慮同一繫に非ざることを證す。契經に言ふが如し。『彼れ是の思を作さく、我れ當に尋伺寂靜の第二定の中に安住すべし。是の思を作すと雖も、而も入ること能はず。復是の念を作さく、何の因何の緣にて、我れ此の中に於て心入ること能はざるや。是の念を作し已りて、便ち自ら了知す。我れ猶尋伺の過患に於て未だ識らず未だ達せず、無尋無伺の靜慮の功德に於て未だ見ず未だ知らず、未だ能く修習多修習せざるが故に、第二定に於て心入ること能はず、廣説乃至、我れ此に住し勤々尋伺を發動するに由りて、俱行の諸想作意の過患をして起らしむ。今定んで應に斷すべし。乃至廣説と。此の中の意は欲界を越ゆるが如く、是くの如く當に靜慮地等を越ゆべきことを顯はす。下地の所有の諸想作意は能く離染を障え、及び能く退するが故に、説いて過患と爲す、^{三五}自地に非ずとは、故に知んぬ。色界は一繫縛に非ず。又過患を見るを能く厭因と爲す。厭と離因と爲す。離するが故に解脱す。若し同一の縛なれば此れは應に唐捐あるべし。

【二八】 以下隨眠を地に約して建立し得ることを述ぶ。色界無色界の各地の同一繫に非ざる點からすれば地に約して建立するを可とするなり。
 【二九】 婆沙論五十四(大正二七・二八一下)於九十八隨眠未離欲染苦法智未已生皆成就(發智の文)に當る。
 【三〇】 永斷の二字、讀み方明かならず。此の譯の如く譯して永斷すべきものに於てと讀むべきか、又は不の一字の脱誤あるものとして「九十八の隨眠に於て永く斷ぜず」と讀むべきか。
 【三一】 婆沙論五四(大正二七・二八二下)間頗有聖者成就九十八隨眠耶。答有、謂具縛者入正性離生生住苦法智忍時に當る。
 【三二】 世俗智と法智と類智と苦智なり。
 【三三】 八十二に非ずして二十八なるべし。苦類智に住する時は、欲界の見苦所斷の十隨眠、上二界の見苦所斷の各九合せて二十八隨眠を斷するなり。
 【三四】 茲に問難を設け、四靜慮を同一繫とする時は遍知と沙門果の建立にも順し、本論の語にも順し正しからずやと云ひ、然らず、同一繫とするは文と理に合はずして破する

宿舊師は言はく、「佛は法性に於て明了に通達して能く他に説示す。定んで應に善く四靜慮地の諸の煩惱の法性少しく相似たるを觀じ、而も合して一と説くべし。四無色に於て合して説くも亦然なり。經には但色貪無色貪等を説くが故に」と。此の義に由るが故に、正理論師は隨眠を建立するに界に約し地に非ず。

如何が四地の性、少しく相似たるや。有るが説かか、「同じく是れ攝支の地なるが故に」と。此の釋は理に非ず。所以は何ぞ。諸の近分地の中煩惱を生ずること有るが故に。有るが説かか、「同じく是れ遍照の地の攝なるが故に」と。有るが説かか、「等しく是れ色貪の類の惑なるが故に」と。我れは説く、「此の中少しく相似たりとは、唯薄伽梵のみ明了に通達し、要す永く第四靜慮の下々品の惑を斷するに於て、方に遍知を立つ。下位は然らず。故に四地には必ず少分の性類の相似有るを知る。」

「上地の煩惱は能く下地を緣縛するに非ず。下の三靜慮離繫を得する時、寧ぞ斷遍知の體を別立せざるや」。定んで一類の煩惱の未だ除かざるを知る。已に離繫と繫と相似たりと雖も、要す同類の惑の永く斷じて餘無きを、方に名けて究竟離繫と爲すことを得。故に唯界に約して隨眠を建立し、地に約して立てざること、理に於て勝ると爲す。

有餘師の説かか、有るが怨の爲めに禁ぜられて、囹圄に有るが如し。方便して走り出で、乃至怨城の林田空閑等と、相似ざる處に到らざるに至るまで、怨獄を越ゆと雖も、未だ大安穩ならず。是くの如く若し下の三定の貪を斷じ、未だ彼の貪と相似ざる處に到らず。少分を越ゆと雖も未だ大安穩ならず。故に唯界に約して隨眠を建立す。有餘師の言はく、「若し欲界を越ゆれば便ち已に、多趣多生の大蘊處界無量の苦の法を越ゆと爲す。若し色界を越ゆれば、便ち已に一取蘊の全と多趣多界を越ゆと爲す。若し無色界を越ゆれば便ち已に一切生死に攝する蘊處界を越え盡すと爲す。下の三定を離るゝも越ゆる所然らざるが故に、隨眠を立つるは界に約して地に非ず」と。

云ひこれを修所斷といふ。

【五】 行と部と界の不同に約して九十八隨眠を立つるは善しとしても、これを更に九地（欲界地と四靜慮地と四無色地）の別に約すれば猶大數となる。このことは可能なりやとの問なり。

【六】 欲界一地三十六、色界四靜慮地合計三十一の四倍にて百二十四、無色界の四地も合計三十一の四倍にて百二十四。合せて二百四十八隨眠なり。

【七】 界の不同に就て九十八隨眠を立つる理由は、界の貪を離れて上界に入る、この差別あると、斷遍知に就いて、斷遍知は九地に約して説かず三界に約して説くが故に、沙門果も同様に大きく三界と約して説くが故に、斷隨眠といふ點より三界の不同の約して説くとの説明なり。

是れ見集苦等の所斷に通ずべし。又見滅道所斷の隨眠は非所斷の法を緣す。當に何の所斷と言ふべきや。故に彼れは善く所斷の相を立つるに非ず。應に言ふべし。若し見が、苦を緣じて境と爲すを、名けて見苦と爲す。即ち是れ苦法苦類智忍なり。此の二の所斷を總じて説いて名けて見苦所斷と爲す。乃至、見道所斷も亦然なり。數習を修と名く。謂はく、見迹とは上を得する義と爲す。苦等の智に於て數々熏習するを説いて名けて修と爲す。此の道の除く所を修所斷と名く。是れを善く所斷の相を立つと名く。

色無色界の五部は各瞋を除く。餘は欲と同じ。故に各三十一なり。是れに由つて一切の正理論師は、六隨眠を行と部と界との門の差別に約するを以ての故に九十八と立つ。

第五節 隨眠と見修斷

三 此の辯ずる所の九十八の中に於て、八十八は見所斷なり。忍の害する所なるが故に。十隨眠は修所斷なり。智の害する所なるが故に。

三 何に緣つて、此の界の不同に約するに於て隨眠を建立し、地の異に約するに非ざるや。初と二の靜慮の地を異にするも亦然なり。若し地は殊なりと雖も同對治有り、欲色界の對治は同有るに非ずと謂はゞ、是れ則ち別に無色を立つべからず。無色と色と同對治有るを以ての故に。若し修所斷の對治漸やく生ずるが故に、色と無色と應に別に立つべくば、諸地も亦爾なり。何ぞ別に説かざるや。

故に應に二百八十四隨眠を立つべし。設ひ斯くの如く許すも亦過有ること無し。且らく界の異に約して九十八を立つ。然る所以は界の食を離るゝに由り、遍知と沙門果を建立するが故に。謂は

く、此の二を立つるは斷隨眠に由る。此の斷隨眠は界に約して地に非ず。故に地に約して隨眠を建立せず。

一は修所斷にて五見と疑を除いて他の四を具す。

【二五】【二四】中に説明す。

【二六】見は五見なり、疑と合せて六を除く。

【二七】貪、瞋、癡、慢の四は見修二道斷の五に通ず。

【二八】俱舍論十九・五右。

【二九】「緣見此所斷爲」。正しくは此れを見て斷ぜらるゝものを緣じて境と爲すと譯すべきか。此れとは苦集滅道の四諦にして、四諦を見れば直に無くなる煩惱即ち五見と疑及びそれを緣じて境となして起る貪斷癡慢を合せて見道所斷の煩惱といふ。

【三〇】見此所斷。見諦所斷の義にして略して普通見所斷といふ。

【三一】十一遍行の隨眠、七見二疑二無明なり。

【三二】以下上説の隨眠と如何なる修行に依りて斷滅すべきやを説く。

【三三】忍は認可にて眞理を認めること、眞理を認めることに依つて滅せらるゝを忍所害のもの云ふ。これを見所斷といふ。

【三四】智は忍に對して、幾度も修練を重ねて、それが自己の性格にまでなれるといふ。かゝる訓練修養に依つて滅せらるゝを智所害のものと

色無色には瞋を除く、餘は等し、欲に説くが如し。

論じて曰はく、六種の隨眠は、行と部と界の門の差別に由るが故に九十八と成る。謂はく、六の中に於て、見の行の異に由つて、建立して十と爲ることは前に已に辯ぜしが如し。即ち此に辯ずる所の十種の隨眠が、部と界と不同にして九十八と成り。部とは謂はく、見四諦と修の所斷の五部なり。界とは謂はく、欲、色、無色の三界なり。

且らく欲界の五部の不同に於て、十隨眠に乗じて三十六と成る。謂はく、見苦諦より修所斷に至る。次の如く十と七と七と八と四とあり。即ち上の五部が十隨眠に於て、一と二と一と一と、其の次第の如く、具すると、三見と二見と見と疑とを離するとなり。謂はく、見苦諦の所斷は十を具す。一切は皆見苦諦に違するが故に。見集滅諦の所斷は各七なり。有身見と邊見と戒取とを離す。見道諦所斷は八なり。前の七に戒取を増すなり。修所斷は四なり。見及び疑を離る。是くの如く合して三十六種と成る。前の三十二を見所斷と名く。纔に諦を見る時彼れ則ち斷するが故に。最後に四有り、修所斷と名く。四諦を見已りて、後々時中數數習道して彼れ方に斷するが故に。此れに由りて已に十隨眠中、薄伽耶見は唯一部に在ることを顯はす。謂はく、見苦所斷なり。邊執見も亦爾なり。戒禁取は通じて二部に在り。謂はく、見苦と見道との所斷なり。邪見は四部に通ず。謂はく、見苦集滅道所斷なり。見取と疑も亦爾なり。餘の食等の四は各五部に通ず。謂はく、見四諦及び修所斷なり。是くの如く總じて説いて、見を十二に分つ。疑を分つて四と爲す。餘の四は各五なり。故に欲界の中に三十六有り。

經主は此に於て自ら問答して言はく、「此の中何の相か見苦所斷にして、乃至、何の相か是れ修所斷なるや。若し見の此の所斷を緣じて境と爲すを、見此所斷と名け、餘を修所斷と名く」と。此れは理に應ぜず。所以は何ぞ。遍行の隨眠は五部を緣するが故に。則ち見苦集所斷の隨眠に亦應に

【一】 行は前に云ふ見の行に對す。隨眠を分つて十とす。

【二】 部 Pakkaṇa 見修二道五部の別に依つて類を増す。

【三】 界 Dātu 欲界色界無色界の別に依つて更に類を増し九十八となる。

見集所斷……七(有身、邊見戒取を除く)
見滅所斷……七(同上)
見道所斷……八(有身、見邊見を除く)
修所斷……四(五見と疑を除く)

色界 無色界見苦所斷……九(瞋を除く)
見集所斷……六(有身、邊、戒取、疑を除く)
見滅所斷……六(同)
見道所斷……七(有身、見邊見瞋を除く)
修所斷……三(五見と疑と瞋を除く)

各三十一
合計九十八

【四】 一は見苦所斷にて十を具す。

二は見集所斷と見道所斷の二のことにて三見(有身、邊、戒取)を除いて他の七を具す。

一は見道所斷にて、二見(有身と邊)を除いて他の八を具す。

卷の第四十六

【辯隨眠品第五の二】

第三節 十隨眠

前に説く所の如き六種隨眠を、復^ニ異門に約して建立して十と爲す。如何が十と成すや。頌に曰はく、

六は見の異なるに由りて十なり。異とは謂はく有身見と

邊執見と邪見と見取と、戒禁取となり。

論じて曰はく、六隨眠の中、見の^三行の異を五と爲す。餘は見に非ざる五なり。數を積んで總じて十と成るが故に。十の中に於て五は是れ見性なり。一には^五有身見、二には^六邊執見、三には^七邪見、四には^八見取、五は^九戒禁取なり。五は非見性なり。一には^一貪、二には^二瞋、三には^三慢、四には無明、五には疑なり。見と非見と合して十種と成る。

第四節 九十八隨眠

又即ち六種は復異門に約して建立して便ち九十八種と成る。何の門に依つて建立して九十八と成るや。頌に曰はく、

六は行と部と界と異なるが故に、九十八と成る。

欲の見苦等の斷に、十と七と七と八と四とあり。

謂はく、次の如く具すると、三と二との見と見と疑とを離するとなり。

【一】 上説の六隨眠を更に分つて十隨眠となす説あるに就て辯ず。

【二】 異門 Paryāya 他の理義の上から別説するをいふ。

【三】 行 Akāra 行の異とは相貌の異、行相の差別なり。

【四】 餘は見に非ざる貪瞋癡慢疑の五なり。

【五】 有身見 Sakkāya-diyā, Sakkāya-ditthi 薩伽耶伽見我が身體に執着するの事。

【六】 邊執見 Antogrāma-ditthi, Antogrāma-ditthi 常なり斷なりと極端論を主張する見。

【七】 邪見 Mithyatā, Mithyāditthi, 因果を撥無する見。

【八】 見取見 Dṛṣṭi-prāmaṇya, ditthi-paramāṇa 自身の思考を最上と執する見。

【九】 戒禁取見 Silavattaparāmarśā, silavattaparimāsa 誤れる宗教上の行持を眞なりと執する見。

【一〇】 次にこの六種隨眠を他の義門より九十八に分つ。

發智論五(大正二六・九四四)婆沙論四六(大正二七・二三六中)以下。

同 五〇(大正二七・二五九中)

の説を作すは偏へに最勝を擧ぐるなり。此れも亦應に然るべし。或は彼の契經は取蘊の類に約して是くの如き説を作す。然るに是くの如き五取蘊の中に於て、我慢愛隨眠ありて未だ斷ぜず。理實には但上の取蘊の中の我慢我愛有るなり。自ら釋子と稱するも必ずしも已に欲貪を離ると言ふべからず。猶欲界の我慢我愛隨眠の未だ斷ぜざる有り。況んや此の二恆に隨つて現行すと言ふをや。是の故に有貪は唯色無色なり。欲界に非ず。其の理極成す。既に有貪は上二界に在りと説く。義准するに欲界の貪を欲貪と名く。故に頌の中に別に顯示せず。

【五】釋子 *Sākyamuni* 正しくは釋徒といふべし。釋尊に歸依したるものゝ謂なり。

上地に入る容くんば、則ち欲の貪瞋を伏して、外仙方に能く色無色に入ると説くべからず。若し「現起の欲の境の貪瞋、能く外仙の色無色に入るを障ゆ、欲界繋の生身を縁する貪が、能く外仙を障ゆるに非ず」と謂はゞ、此れは何の理有りや。下の身境を厭うて方に上に生ずるが故に。彼れ復、「豈乃し阿羅漢向に至るまで欲界に住する者は、欲界の身に於て、我慢愛有るにあらずや」と言ふと雖も、必ず是の事なし。或は何ぞ阿羅漢果も亦是の事有りと言さざるや。若し欲界の染を離るゝも、欲界の貪を斷ぜざれば、有頂の染を離るゝ時、亦應に斷ずる理無かるべし。彼れは此れに於て對治に非ざるに由るが故に。或は應に一切下地の煩惱と有頂の染と俱時に斷滅し、前の治道を修むること便ち無用と爲るべし。或は應に彼の差別の因縁等、欲界の貪の斷に漸頓有りと説くべし。若し此の證は、安隱經に由ると謂はゞ爾らず。彼の經の義を了せざるが故に。謂はく、彼の具壽は已に諦理を見、修所斷の欲界の所繋の我愛我慢に依るが故に、是の言を作す。「我れ色等の中に隨つて我を執ぜず。然るに是くの如き五取蘊の中に於て、我慢愛の隨眠未だ斷ぜざる有り」と。謂はく、此の煩惱は身見に隨つて行す。身見斷するが故に、此れは現起せず。然も猶未だ斷ぜず。對治を得ざるが故に。是くの如き釋を作すと何の相違する所ぞ。「相違する所有り。謂はく、彼の經に説く。佛、彼れの爲めに此の法門を説く時、具壽安隱阿羅漢を成じ、諸漏永く盡き心善く解脱す。此れに由つて知る、彼れは先きに是れ不邊にして、會て已に阿羅漢向に進修す。出觀の位に於て、是くの如き言を作す。「我れ色等の中、乃至廣説」。佛爲めに法を説く。經に但阿羅漢果を成ずと言うて餘を言はざるが故に」。此れは證を成ぜず。彼の契經の中、偏へに得る所の最勝の果を擧ぐるが故に。拈掌喻契經等に説くが如し。諸の聖者は是の尋思を作すに非ず。「我我は何に似たるや、乃至廣説」。世尊方便して其の心を開悟す。經には但阿羅漢果を成ずと言ふ。謂はく、經には「彼れ佛の所言を悟り、阿羅漢を成じ心善く解脱す」と言ふ。諸の異生が法を聞いて頓に阿羅漢果を證するに非ず。是

【五〇】安隱經。雜阿含五・一（大正二・二九下―三〇）次の文は大正二・三〇上にあり、S. 232. 2b
【五一】この比丘の名は安隱 K-hematta なり。下に出づ。

【五二】本文説に作る。他本に依り諸に改む。

若し唯内を縁する食のみを有食と名くれば、則ち色界の中の色聲觸愛は内を縁じて起るに非されば、應に有食に非ざるべし。則ち諸の隨眠は應に立て、^{四八}八有るべし。又有と言ふは唯生身のみならず、^{三九}契經の中に業有中有を説くを以ての故に。欲有の聲は兼ねて欲境を説くが如く、是くの如く欲界の生身を縁する食も亦是れ欲貪隨眠の所攝なり。是の故に一切の欲界繫の食は、皆欲貪隨眠の聲を以て説く。「或は欲境に於ても亦有の聲を説く。欲貪隨眠の別説無用なり。(然らば)轉異なりと言ふが故に」とは理も亦ならず。多分の言を説いて爾る可容きが故に。謂ばく、多分に約すれば理則ち可なり。然るに欲界の食は多く外門轉にして、色無色の愛は多く内門に於てす。「欲貪は唯外を縁じて起り、唯内を縁じて起るを方に有食と名く、二貪の轉異なるが故に別なりと説くべし」と執するに非ず。或は彼れは應に色無色の食は、一向に外門を縁じて轉する者無しと許すべし。又諸の耽境は即ち是れ耽有なり。諸の境界は亦有と名くるを以ての故に。或は諸の耽有は即ち是れ耽境なり。諸有は亦境界の攝と爲すが故に。此れに由つて言ふ所の「又耽境と耽有と異なるが如し」とは善説と爲すに非ず。又彼れの説く所の「境身の食の對治の不同なるに由り、別立して二とす」とは、此の言は對治を別と爲んや通と爲んや。若し此の言は別對治に約すと謂はゞ、即ち境界の食は應に多種に分るべし。謂はく、色聲等の諸の境界の食の制伏對治に各異有るが故に。若し此の言は通對治に約すと謂はゞ、此の二の對治に異有り同有り。如何が定んで對治に異有りと言はんや。或は色無色の二界の中の食の治に不同有り、應に亦二と分つべし。又「欲貪と及び瞋を損伏するに、外仙は方に能く色無色に入るが故に、欲貪の體は即ち有食に非ず。彼の有情は自の相續を縁じ、我愛隨逐して恆に斷無きを以てなり」と言ふは、此の言は極めて聖教の理と違す。唯現行せざるを名けて損伏と爲す。若し欲界繫の生身を縁する食は亦有愛と名け、亦我愛と名く。若し此の我愛恆に隨つて現行すれば、彼れ定んで色無色に入る容きなし。若し下の生身の食を損伏せずして諸の外仙

【四八】 食を欲貪と有食に分けて七としたるが如く、有食を内門轉と外門轉とに分けて八となるべしとなり。
【四九】 前(四三)の註の七有經なり。

定及び生身は皆有の名を得と説くと爲す。俱に白體なるが故に。經主の釋を詳にするに、義前に異ならず、但浮詞を構へて少異有るに似たり。

上座は二類の隨眠有りと説く。「一は唯欲纏、二は三界に通ず」と。自ら疑問を興す。「豈、有食は、有る論に説いて、唯上二界と言はずや。都て聖教には色無色に於て、偏に有の聲を説くこと無し。故に依信し難し。然るに處々の諸の聖教の中に於て、皆有の聲を以て通じて三界を説く。豈、境に於て亦有の聲を説かずや。欲食隨眠は別立すべからずと。此の難は理に非ず。轉に異有るが故に。謂はく、諸の欲食は外門に於て轉ず。内門轉は説いて有食と名く。又耽境と耽有と異なるが如し。引く所の隨眠の差別も亦爾なり。又境界を緣すると、生身を緣するとの、食の對治不同なるが故に、別立して二とす。又必ず欲食と及び瞋とを損伏するに、外仙は方に能く色無色に入るが故に、欲食の體は即ち有食に非ず。彼の有情は自の相續を緣じ、我愛隨逐して恆に斷無きを以ての故なり」と。

上座は斯に於て極めて隨眠の差別を惡立すと爲す。欲食の聲は一切の欲界の食を説く容きを以ての故に。欲界の生身も亦欲界の攝なり。如何が彼れを緣する食は欲食に非ざるや。説くが如し。色食は唯色を緣するのみに非ず。總じて一切の色界を緣する食を説く。是くの如く欲食は唯欲を緣するのみに非ず、總じて一切の欲界を緣する食を説く。上座の持つ所の契經も亦説く。「若し欲界を緣じて、染を起し食を起し、阿頼耶を起し、尼延底を起し、諸の耽著を起す。是れ欲食の相なり」と。故に有食は三界に通ずと執するは善執と爲すに非ず。又佛は三界を通じて、有の聲を説くべしと説くに非ず。所以は何ぞ。有の聲は或は一界の少分、二界の少分、三界の少分を説く。七有經の極七有等の如し。應の如く配釋すべし。故に此の説く所の欲食隨眠は適じて一切の欲界の食を攝し盡し。餘の二界の愛を總じて有食と名く。立名の因縁は先に已に辯ぜしが如し。

【四二】 經部師の説にて、有食は三界に通ずとなすなり。即ち外門轉なるを欲食と云ひ、三界に通じて内門轉なるを有食となすと説くなり。

【四三】 上座所持契經。何經なるかを詳にすること能はざれども、經量部所傳の經典ありしことを知るべし。

【四四】 阿頼耶 *Alaya* 染着。

【四五】 尼延底。 *Nirvāṇa* 深入、執取とも譯し、食の異名なり。

【四六】 三界皆「有」の言にて顯はねばならぬと佛の仰せらるゝに非ずとの意なり。

【四七】 七有經。長阿含十法報經(大正一・二三六下)參前卷(毘曇部二十八)五八五頁に引用。

する宗を彈斥すること能はず。不相應隨眠論を執する者は常に無量の過難の隨ふ所と爲り、聖教の文義を釋通すること能はず、而して固く方便して正に背き邪に執す。未だ審にせず、何を蘊んで心に在るが故に爾るや。「何ぞ勞はしく徵問せんや。諸の世間の、得と及び前因と、無始にして皆等しきを以てなり。而も現見するに、有るは唯貪猛利なり。廣説乃至、有るは雜行者なり。別因なくして是くの如きこと有るに非ざるが故に。應に別に不相應の隨眠有るに由るべし」。此れも亦然らず。若し實に去來の二世有りと言すれば、別に不相應の行を立て、名けて隨眠と爲さずと雖も、貪の猛利等皆成就することを得。謂はく、近遠の二の同類因と境等の別縁の資助覺發に由つて、其の果を引く勢力をして別なからしむるが故に。且らく廣く諍ふことを止めよ。契經に言ふが如し。

有貪隨眠は此れ何を體と爲すや。色と無色との愛を佛は有貪と説く。此の名は何に因りて唯彼れに於て立つるや。彼の貪は多く内門に託して轉ずるが故に。謂はく、欲界の貪に多く欲の境の外門に於て轉ず。有貪と名けず。上二界の貪は多く定境の内門に於て轉ずるが故に有貪と名く。又有人が色無色に於て解脫の想を起すに由り、彼れを遮せんが爲めの故なり。謂はく、上二界に有るは解脫を求め、妄想して先きに彼に於て生を得ると爲すが故に、有るは彼れを計して眞解脫と爲す。佛は其の眞解脫の想を遮せんが爲めの故に、上界に於て立つるに、有の名を以てす。二界を食ぼる貪に有貪の想を立つ。夫れ有と言ふは是れ生身の義なり。此れ則ち解脫を欲求するものは、一切の有に於て希求すべからざるを顯示す。經主は、斯に於て復是の釋を作す。「此の中には、自體に立つるに有の名を以てす。彼の諸の有情、多く、等至と及び所依止とに於て、深く味着を生ずるが故に、彼れ唯自體を味着すと説く。境に味着するに非ず。欲貪を離るゝが故に。此れに由つて唯彼れにのみ、有貪の名を立つ」と。此の釋と前の義と何の別有りや。謂はく、前に已に上二界の貪は多く定境内門に於て轉ずと説く。又有人は色無色の生身の有境に於て解脫の想を起すと説く。則ち已に

【三〇】 以下正しく隨眠の中の有貪を解釋す。

【三一】 衣服飲食金錢宮殿等に向つて働くを外門轉と云ひ、自己心内の種々の得達に向つて働くを内門轉と云ふ。而して上二界の貪は少しく外境に働くものもある故に、今「多く定境の内門に於て轉ず」と云ふ。

【三二】 色界無色界の上二界は申すに及ばず欲界の天界に生れても、これを眞解脫と考ふるは外道中の上天派の常なり。

【三三】 有 *Thava*

俱舍論十九・三左。

【三四】 自體。自己の身體及び

その身體を中心としての心内の得達を指す。

【三五】 等至は自己心内の得達にして所依止は身體のことなり。

眠は是れ相應の法なりと許すべし。等しく是れ欲貪の名の差別なるが故に。此の理に由つて、欲貪隨眠の體は即ち欲貪にして能く染惱を爲すことを證す。契經に「貪は心を染惱して解脱せざらしむ」と説くを以てなり。故に隨眠は恒有にして是れ不相應なりと執すべからず。諸の善心には起位有る容きを以ての故に。隨眠の體は是れ相應なり。

經主は此の中先に尊者三三法勝の所説を叙す。「諸の隨眠は心を染惱するを以ての故に、心を覆障するが故に、能く善に違するが故に、不相應に非ず」と。後に即ち斥けて此れ皆證に非ずと言ひ、隨眠の體は是れ不相應と許し、隨眠は上の三事を爲すと許さず、但三三三事は是れ纏の所爲なりと許す。此れは都て彼の大徳の意を詳にせざるなり。彼の大徳の意は我が先に辯するが如し。若し「隨眠は煩惱の得の如く、體は恒有なりと雖も、善心を障えず」と謂はゞ、此れも亦然らず。隨眠と煩惱との差別の名體は曾て説くこと無きが故に。

且三三らく分別論は隨眠の體は是れ不相應にして少しく用有るべしと執す。彼の宗は過去未來を非撥す。煩惱の生ずるに、因有ること無きこと勿きが故に。然るに三三犢子部は去來有りと信じ、隨眠の相應法に非ざる有りと執す。是くの如きの所執は極めて無用と爲す。彼の論に言ふが如し。「諸の欲貪纏は一切皆是れ欲貪隨眠なり。欲貪隨眠にして欲貪纏に非ざる有り。謂はく、不相應行の欲貪隨眠なり」と。何に縁つて彼の部は是くの如き執を作すや。經論の文は俱に得べきを以ての故に。彼れの一切を釋することは皆前に説くが如し。若し三三但文の如くにして義を取らば、契經に説くが如し。『色隨眠有り』と。此の文も亦應に別に觀察せず、理趣を解釋すること文の如くにして取るべくば、則ち隨眠の體は唯相應性不相應性に通ずと執すべきのみに非ず、亦有色無色、有見無見等種々の差別門に通ずと執すべし。又彼れは何に縁つて諸の得を増背するや。若し得有ることを信ずれば、具に能く諸の聖教の中の幽隱の文義を釋通す。諸の邪執の類は如實に難を設けて得有りと信

【三三】 俱舍論十九・二左。

【三三】 法勝 Dharmasreṣṭhi-Dharmasreṣṭhi 阿毘曇心論の著者なり。紀元二〇〇年頃の人と思はる。

この文は阿毘曇論二（大正二八・八一七下）心爲使煩惱障礙清淨遣の偈及び長行に依る。

【三三】 犢子部 Vātsīputrīya, Vājīputrīya 古來有節よりの分派とす。されども疑ふべきものあり。小乘二大部の内にては上座部の分派に屬す。

【三三】 文は單に文相に滯りて見るべからず、若し文の如くのみ義を取るべくば、「色隨眠」の語があるが故に隨眠は有色の隨眠もあることなるべしとの意なり。

貪隨眠有り」と説く。不相應を歡悅等と名くるに非ず。又經には「隨眠は心を映蔽す」等と説くが故に。謂はく、契經には「貪は心を映蔽す。此れに由つて便ち能く身語意の惡行を行す」と説く。

若し隨眠の體是れ不相應ならば、應に一切の時諸の惡行を造るべし。又契經には「心、貪染を受く」と説く。若し隨眠の體是れ不相應ならば、應に心を染せざるべし。或は應に恒に染なるべし。若し「所引は皆是れ諸纏なり。此の中、並びに隨眠の聲無きが故に」と謂はゞ如何が皆是れ隨眠なりと謂はざるや。此の中に於て、纏の聲無きを以ての故に。又彼れの釋する所は自宗に違害す。若し隨眠の聲無く、即ち執じて纏と爲せば、契經に「無明を因と爲して貪瞋癡を生ず」と説くが如く、亦應に纏を因と爲して纏を生ず、隨眠の力に非ずと執すべし。是れ則ち先に立つる所の宗の、隨眠を因と爲して諸纏を生ずといふ義に違害す。又隨眠の體若し不相應ならば、彼れと善心と相違と爲すや不や。若し相違ならば、則ち諸の善心は應に畢竟不生なるべし。隨眠は恒有なるが故に。不相違ならば則ち諸の隨眠は應に心を染惱せざるべし。然るに經には染惱すと説く。契經に説くが如し。

「貪は心と染惱して解脱せざらしむ。無明に慧を染して清淨ならざらしむ」と。若し貪染惱は貪隨眠に非ずと謂はゞ、何の理を以て因證と爲して是くの如しと知るや。貪が染を性と爲して能く心を染惱するが如く。是くの如く貪隨眠は亦染を性と爲す。如何が能く心を染惱すと説かざるや。又愛結の體は即ち是れ愛にして能く心を染惱するが如く、應に貪隨眠の體は即ち是れ貪にして亦能く染惱すべし。或は彼れは應に差別の因縁を辯すべし。何に由つて、愛結は是れ相應性にして、貪隨眠の體は是れ不相應なるや。佛は有情の意樂の差別を觀じて、諸の煩惱に於て種々の名を立つ。一の欲貪を説いて欲漏・欲取・欲扼・欲貪隨眠・欲瀑流・貪欲蓋・愛結等種々の名を名くるが如し。一の欲貪の名の内に於て、若し隨眠の體是れ不相應にして、是れ欲貪の隨眠なりと執すれば、則ち欲漏等は應に不相應なるべし。亦應に欲の漏と爲す等と執すべし。若し欲漏等不相應に非ずば、應に隨

思の爲めに引かるゝ諸の隨眠の體、心と相應して、實に相隨眠隨増隨縛し、乃至未だ覺思等を斷ぜざる前、相續の中に於て恒に現に起得し隨増隨縛して會て間斷なし。此れに由つて亦道と惑と俱なる失無し。亦無學に非ずして煩惱無き過有ること無し。煩惱の得は煩惱に非ざるを以ての故に。此の去來の煩惱に由つて縛せらるゝが故に。汝の宗の如きは、聖者が現に煩惱を起す時、煩惱と道と俱なることなく、及び異生の過を成す。我が宗は有學が聖道を起す時、道と煩惱が俱なると、及び煩惱無き失無し。

又何を用つて、「此れは不相應なり。能く因と爲りて諸纏を生ずるが故に」と執するや。此れは理に應せず。會て説くこと無きが故に。佛は煩惱は但無明を以て根となし、不律儀、非理の作意、邪分別等を因と爲すが故に生ずと説く。隨眠を因と爲すが故に起ると説かず。然るに分別論及び經部師は、妄りに隨眠を纏の因性と爲すと執す。又此の所計は太過失有り。謂はく、若し隨眠を纏の因と爲すが故に、隨眠の體は是れ不相應なりと執すれば、經には無明の因は謂はく非理の作意なりと説く。此の非理の作意は應に是れ不相應なるべし。此れは然りと許さず、彼れ云何が爾るや。又隨眠の體を若し相應と許せば、能く纏は隨眠の因性と爲るべし。餘の妄りに不相應と計するものに非ず。契經に「諸有の或芻は彼々の事の中に於て、若し多く尋伺を起せば、此れに由つて此れに由つて心便ち沈著す」と説くを以てなり。又是くの如き理は世に現に知るべし。下(品)の欲食を先きに數現起し、後便ち數上品の欲食を起すを以てなり。又若し隨眠が相應の性に非ず、唯此れは能く貪等の纏の因と作らば、未だ欲食を離れざる諸の有情類は若し境界に遇へば纏の起ること同じかるべし。現生の因に差別無きを以ての故に。既に爾りと許さざるが故に、隨眠が纏の與に因と爲ると執するは定んで横計と爲す。然れども隨眠の體は定んで是れ相應なり。經に隨眠を歡悅等と爲すと説くを以ての故に。謂はく、前の所引の契經の中に「若し觸樂受生ずれば歡悅等。即ち樂受に於て

【〇〇】根。本文相に作る、今他本に依りて根に改む。

主の釋は定んで非理と爲す。此れに由りて已に因に於て假立することを遣る。謂はく、經に『但有隨眠』の言を説く。寧ろ因を説いて隨眠の體に非すと知らんや。又隨眠の體は爾の時に無きが故に。有に於て非有の名を立つべからず。故に隨眠は即ち欲貪等なりと知る。自の相續に於て隨増眠の故に。然れども我れ今大母經の中の欲貪隨眠は即ち欲貪の體なることを釋せり。此の意は諸の隨眠の得を辯するに非ず。欲貪隨眠の所隨増は是れ隨縛の義なり。如何が隨縛は自體に由るに非ざるや。起の得に由るが故に。強怨敵の遠方に住すと雖も密に使を遣はして隨つて瑕隙を伺求するが如し。故に二八本論は總ての隨眠の名を釋す。謂はく、「恒に隨行し及び恒に隨縛す」。此れは起の得を説いて、體を得すること二九を顯はすに非ず。又即ち彼の經に『並びに隨眠斷』と言ふは、欲貪纏の餘盡無き義を顯はすなり。謂はく、八品の修所斷を斷する時、一品の隨眠猶能く隨縛す。體の斷を顯はさんが爲めに『正しく遣除す』と説き、並びに隨眠斷の言は隨縛皆盡くることを顯はすなり。契經に説くが如し。『此の所生の無量の種類の惡不善の法に於て、餘り無く永く滅し、並びに隨縛斷す』と。此の意は亦並びに隨眠の滅することを顯はす。是の故に隨眠は即ち欲貪等にして隨界等に非ず。其の理善く成す。

二九

分別論師は是くの如き説を作す。「諸の隨眠の體は是れ不相應なり。不覺不思にして隨眠有るが故に。謂はく、契經に説く。『不覺不思にして亦隨眠の爲めに隨増隨縛せらる』と。又道と煩惱と俱時たるべきが故に。謂はく、聖道起りて心と相應し、若し心と相應する煩惱を斷すれば、則ち應に聖道は煩惱の俱なるもの有るべし。又應に無學に非ざるも亦、煩惱無かるべきが故に。謂はく、隨眠を心相應と執すれば、異生の有學の善と無記心と現在前する時應に煩惱無かるべし。然も許す所に非ず。故に知んぬ。隨眠は是れ不相應行蘊の攝なり」と。此れは經部を破すべし。我が宗に預るに非ず。我が宗は去來實體有りと許すが故に。謂はく、現在是不覺不思なりと雖も、而も去來の覺

【二八】發智論四(大正二六・九四三中)以下隨眠隨増のこと出づ、品類足論八(大正二六・七二三下)以下に出づ。婆沙論六十九(大正二七・三五五下)以下

【二九】分別論者 Vibhajjavādī 此の論者の説の屢々婆沙論等に出づ。右より說假部等種々の部派に當つる點あり。何れも首肯し難き點あり。譯者は嘗て化地部に當てたることなれども、今日にては或は飲光部に非ざるやと思ふに至れり。

又彼れの言ふ所の「隨眠の自體は説くべからざるが故に記別せず」とは、誠に言ふ所の如し。彼の宗の隨眠は猶馬角の如く説くべからざるが故なり。要を以て之れを言へば、彼の宗の執する所は、多分に實體の記すべきもの有ること無し。佛教に於て正解を求めんと欲する者は、是くの如き論師に習近すべからず。聰慧の人も彼の論を習へば、所有の覺慧皆漸やく味劣なるを以てなり。彼の論の所説多く不定なるが故に。前後の義文互に相違するが故に。詰に任へざるが故に。聖教に越するが故なり。

二四

對法の諸師は咸、是の説を爲す。欲貪等の體は即ち是れ隨眠なりと。契經に言ふが如し。『若し

二五

觸樂受便ち生ずれば、欣悅・慶慰・耽著・堅執して住す。即ち樂受に於て貪隨眠有り」と。此の中の隨眠の聲は即ち欣悅等を説く。經主は此の中に是くの如き釋を作す。「經は但「有り」と説く。『爾時』と言はず。即ち隨眠有るも何の違害する所ぞ。何の時に於て有るか。彼れの睡る時に於て。或は假りに因に於て隨眠の想を立つ」と。此の釋は理に非ず。爾の時隨眠に現有の聲を説くは、理成ぜざるが故に。謂はく、正しく貪纏を起す刹那に貪隨眠有るを現有と説くべきに非ず。即ち樂受に於て貪隨眠有りとこの言は、樂受の中に現に隨眠有るを顯はすが故に。又隨眠の自體は知るべからざるべきが故に。謂はく、經に説く所の「隨眠有り」との聲は、若しは性ニと俱に有るも、若しは即ち性の有るも、無體の法に於て、理俱に成ぜず。無は俱に有るにも及び性有るにも非ざるが故に。又經には但、隨眠有りとこの言を説く。寧ぞ爾時に非ずして、餘時に於て方に有ることを知らんや。有とは謂はく、有體なり。是れ現有の義なり。契經に説くが如し。『諸欲の中に於て若し欲貪有れば、心縛せられて住す。乃至廣説』。又經に説くが如し。『諸の有情有り、可愛の境に於て欲有り貪有り乃至廣説』と。豈、亦此の有及び縛の言を爾の時に於ては非ず。餘時の有縛なりと執ぜんや。又經に説くが如し。『此れ無きが故に彼れ無し』と。豈、亦是れ餘時の無の義なりと言ふべけんや。故に經

【二四】 以上經部の説を破して茲に正しく有部の説を出す。

【二五】 俱舍論十九・三右には六六經とす。M. 148. *Ohvedukhaya Sutt.* p. 285. 此れに相當する文あり。漢雜十三・二四二九(大正二・九二)になし。故に俱舍正理の云ふ六六經は漢譯せられざりしを知るべし中阿含八六經說處經はこれに相當するも同本に非ず。

【二六】 俱舍論十九・三右。
【二七】 有性俱・即性・性體と俱に有ること即ち屬性の有と性體そのもの有との二種の有。

纏方に斷と名く。或は應に隨眠斷じて纏方に生ぜざるべし。未斷の時に於て生ぜざる理有るに非ず。彼の隨眠の體は亦斷の義無し。別物無きが故に。空花等の如し。

又彼れの所説の「若し彼れの隨眠なれば彼れを以て體と爲す。是れは彼の法に隨ふ功能性なるが故に」とは、此れも亦善に非ず。若し欲貪纏の引く所の隨眠即ち欲貪ならば、學心は應に欲貪と體一なるべし。彼れと隨眠と別體無きが故に。學心は是れ學にして、諸の欲貪纏は學無學に非ず。如何が、若し彼れの隨眠なれば彼れを以て體と爲す」と説くべけんや。又隨眠位の諸の欲貪纏は已に滅して體無し。如何が欲貪隨眠有り、欲貪を以て體と爲すと説くべけんや。故に彼れの所説は言有りて義なし。

又彼れの言ふ所の「或は此れは通じて四蘊を用つて體と爲す。功能心心所に隨逐するが故に」とは亦理に應ぜず。欲貪と隨眠と體に差別無し。差別の法と執じて以て自體と爲すは、觀理者の喜びを生ずる處に非ざるが故に。又受想識は欲貪の隨ふ所なり。即ち説いて名けて欲貪の自體と爲すは、鑒者の喜びを生ずる處に非ざるが故なり。

又彼れの説く所の「此れは相應性にして亦不相應なり。諸の心所の如し」とは、彼れの言は有るが^三 盤豆時縛迦花と拘積羅鳥とを識らず。有るが是の間を爲す。拘積羅鳥の其の色は如何と。答へて鮮白にして正しく盤豆時縛迦花に似たりと言ふが如し。曾て説く處なく、亦理證無し。「諸の心所の體は是れ不相應なり」と。寧ろ隨眠は諸の心所の是れ相應の性にして、亦不相應なるが如しと説かぬや。若し是の言を作す。心所の自體異類なれば、行相則ち不相應なることは許す所なり。隨眠と隨眠の體と異類にして行相既に相應を得、則ち諸の隨眠の體は、諸の心所の如く亦不相應なりと言ふべからず。又諸の心所の法には不相應有りと許すべからず。相應を待つて、方に不相應有りと建立するに非ざるが故に。

【三】 盤豆時縛迦花。Bandhu
Pitakapajisa Pentapetes Ph
nicca
拘積羅鳥。Kokila 黒
色又は斑點ある黒色の鳥なり。

斷有るべきに非ず。此の「已遣」は「已遣得」の言なるに由り、得を離れて何を説いて隨眠性と爲して、纏を遣る位に並びに隨眠斷ず」と説くや。經部師は能く定んで此の隨眠性は是れ有なり可斷なりと顯示するに非ず。又隨眠の體に非ざるも、隨眠の聲を説くこと有るが故に、隨眠の性は行に名くること失無し。謂はく、佛は但七隨眠有りと説いて、而も隨眠の聲は有處には色（二〇）を説く。契經に説くが如し。「色隨眠有り。若しは覺若しは思便ち隨増するが故に」と。是くの如く隨眠の得は隨眠に非ずと雖も、而も隨眠の聲を説く理も亦善と爲す。

又彼れの釋する所は前後相違す。貪等の言は隨眠を説くと許すが故に。謂はく、彼れは先には貪等は隨眠に非ずと釋し、後には經に隨眠は即ち貪等なりと言ふと釋す。又審かに上座の宗とする所を思擇するに纏と隨眠との斷は俱に理に非ず。是の故に應に隨眠は纏と異なるとの俱に非理の因を捨すべし。後に當に辯すべきが如し。今彼れの前に引く所の經に違するを引く。謂はく、有る經に言はく、「汝今何が故に喬答摩の所に梵行を修するや。斷を求めんが爲めの故なり。何の法を斷ぜんと求むるや。貪瞋癡と及び三結等を斷ず」と。此の中別に斷隨眠と説かず。上座は此の中、是くの如き釋を作す。「此の中貪等は即ち是れ隨眠なり」。豈、前に言はずや、（二一）並に隨眠」とは是れ隨眠の得にして隨眠に目くるに非ずと。爾らずば二經は應に相違害すべし。會て説くこと無きが故に、顯はすこと已に理に非ず。經部の宗は「纏に斷の義有るは心相應の故なり。去來は無きが故に、隨眠の斷に非ざるが故に。纏の後に生ぜざるを斷と名くる」に非ず。經に「並びに斷ず」の言を説くは、二俱時に斷することを顯はすが故に。又此の經は纏が隨眠に勝ることを説く。先に纏を遣り、並に隨眠と説くが故に。爾らずば應に隨眠並に纏と説くべし。若し隨眠を斷じて纏方に斷ずれば、則ち隨眠勝る。理として應に先に説くべし。又隨眠未だ斷ぜざるも纏の生ぜざること有る容し。故に不生を即ち名けて斷と爲すに非ず。或は纏の生ぜざる位、即ち斷の名を得。隨眠斷するに非ざるが故に

【二〇】色に依つて煩惱起るが故に色に隨眠の聲を説く。

【二一】經部の先に引く所の經中の「於欲貪纏能正除遣並隨眠斷」とある「並隨眠」を指す。

し。謂はく、彼の宗の中には、「別法有りて説いて名けて行と爲す。是れ智の果因なり」と許す。然るに經主の宗は別の實物の名けて種子と爲すなし。如何が是れ煩惱の果因なりと説かんや。故に甚だ劣れりと爲す。上座は此に於て一六謂はく、「佛世尊は自ら諸纏と隨眠と異なると説く。謂はく、諸の煩惱の現起するを纏と名く、能く現前して縛相續するを以ての故に。煩惱の隨界を説いて隨眠と名く。因性にして恒に隨うて眠伏するが故に。契經に「幼稚の童子嬰孩にして眠病し、染欲無しと雖も而も欲貪有りて隨眠隨増す」と説くを以てなり。此れは唯諸の隨眠性有りて説くなり。又「一類は多時の中に於て欲貪纏の爲めに心を纏せられて住す」と説く。此の文は唯煩惱纏有りて説くなり。又「一類は多時に於て欲貪纏の爲めに心を纏せられて住するに非ず。設ひ心が暫爾に欲貪纏を起すも、尋いで實の如く、出離の方便を知らば、彼れは此れに由るが故に、欲貪纏に於て能く正しく遣除し、並びに隨眠斷ず」と説く。此の文は通じて纏と及び隨眠とを説くなり。此れに由るが故に知る。現起の煩惱と煩惱の隨界を纏隨眠と名く。若し隨眠の聲が、煩惱の得に目くれば此れは理に應ぜず。曾て説くこと無きが故に。又已に別に得有ることを除遣するが故に。是くの如く隨眠は何を以て體と爲すや。若し彼れの隨眠なれば彼れを以て體と爲す。是れは彼の法に隨ふ功能の性なるが故に、或は此れは通じて四蘊を用つて體と爲す。功能心所に隨逐するが故に。此の相應の性も亦不相應なり。諸の心所の如し。然れども其の自體は説くべからざるが故に、而も記別せず」と一七。此れを遣ることは多く、經主の義を破するに同じ。再び詳にするに仍舊過の未だ除かれざる有り。且らく彼れが前の宗の隨眠の聲は得に目くるを叙して、便ち是の斥を作すは、此れは理に應ぜず。復因を辯じ、「曾て説くこと無きが故に、又已に別に得有ることを除遣するが故に」と言ふ。此の因に能無し。隨界も同じきが故に。謂はく、曾て隨界を隨眠と名くと説く處なし。説かざるは同じと雖も、而も得を許す理は勝る。契經には「並に隨眠斷ず」と説くを以ての故に。實體無き法は與に俱

【一六】 經部師が纏の種子ありとの説を纏を以て證するなり

【一七】 契經、出所不明なるも後に大毘婆沙と指せり。

【一八】 俱舍論十九・二二左「或經於得假說隨眠如火等中立苦等想」とあり、これは有部の教を破するなり。

【一九】 有部前の經部師の説を破す。

類なるが故に。功力に由らずして恒に隨逐するが故に。彼れを遍知に由つて衆苦を息むるが故に。彼れを觀して速に能く對治に依るが故に。智者は恒に觀じて病性と爲すが故に」と。是くの如き所立は皆證因に非ず。有情の身中、五蘊の類を具すと許すが故に。或は且らく彼れは業類有りと許すが故に。心等の功能は功力に由らず、亦恒に隨ふが故に。契經の中に諸法を遍知して衆苦を息むと言ふが故に。若し現行の纏の過失を觀すれば、彼れは最も能く速に對治に依るが故に。經には「智有るものは應に常に五種の取蘊を病性と爲すと觀察すべし」と言ふが故に。誰か有鑒者は彼れの立つる所の隨眠を證する因に於て能く喜びを生ぜんや。又隨眠の體は自の相續に於て既に恒に隨逐すれば何ぞ現行に非ざるや。現行の名は現在に目くるを以ての故に。此れに由りて經主は隨眠を惡立す。又立つる所の喩の「念の種子は是れ證智より生じて能く當の念を生ずる功能差別なるが如し」とは亦相似せず。我が宗に念種子と言ふは、即ち證智の後に於て初めて重ねて緣する實念なるを以て、先きの證智と俱起する念より生じて、能く後時の憶智と俱なる念を生ずるなり。此れは即ち念の前後相引いて、能く赴感を爲す差別の功能たることを顯はすなり。彼の自體と俱生じて、別の實の煩惱無く、前の纏より起りて能く後の纏を生ずるを隨眠とも、煩惱の種子とも名くべきが故に、喩は法に於て相去ること極めて遙かなり。此れに由りて應に知るべし。彼の第二の喩は所況の法に於て亦證する能無し。謂はく、芽等の中には實の色等有り、前の果位の實の色等より生じて、後の果時の實の色等の法を生ず。彼の宗の立つる所の煩惱隨眠の差別の功能には能く是くの如き事無し。又芽等には同類相續と因果俱時無し。自體の中の煩惱の種子は纏と俱なる義有り。則ち自體の中に於ける煩惱の功能は、前に已に滅せる諸の煩惱より起る、猶し芽等の如く前の果より生ずる功能の差別なりと計すべからず。斯くの如きは乃ち是れ食米齊の宗なり。豈引き來つて聖旨に摸託するを得んや。惡說法者の妄りに執する所なるが故なり。況んや經主の論劣ること彼の宗よりも甚

【二五】芽等には同類の相續繼起と因果俱時ありとの矛盾なし。經部所立の纏の種子に纏と俱時なり。故に法を喩と合せず。

るを煩惱の種なり」と説くべからず。又彼れの執する所の煩惱の功能は、若し是れ煩惱にして生を以て性と爲さば、則ち此れを睡煩惱と説くべからず。覺煩惱を離れて別に物有ること無し。若し煩惱に非ずして生を以て性と爲さば、是くの如き生性は豈、別物に非ざらんや。又煩惱の睡る位を説いて睡眠と名くと説くべからず。若し此の功能即ち是れ煩惱にして亦煩惱に非ずとは、是くの如き言と義とは曾て未だ聞かざる所なり。若し此の功能、煩惱の性に非ず、亦餘の性に非ずして而も是の生を説かば、此れは極めて希有にして無體なり。而も是れは現在なるが故に無體の法に非ず、説いて煩惱より生じて能く煩惱を生ずと言ふことを得べしと許す。

又彼れの所立の宗因は相違す。所以は何ぞ。謂はく、彼れの説く所の、「然れども睡眠の體は心相應に非ず、不相應に非ず、別物無きが故なり」となり。今彼れの「別物無し」との言を責むべし。離覺の時を諸の纏の自體と爲んや。離睡の位を所依の自體と爲んや。異二を離れて、第三聚の法を別物なしと爲んや。然るに皆理に非ず。彼の法は此の品類の性に非ざるが故に。又此れは彼れを離れて別體無きが故に。又相應不相應を離れて外に、應に別に一有りて二法に違うて生ずべし。然るに此の第三は必ず不可得の故に、彼れの言ふ所は但虚言有るのみ。又彼れの初めの言の「然れども睡眠の體は心相應に非ず不相應に非ず」とは、此の言は誠實なり。都て體無きが故なり。後に「差別の功能なり、煩惱より生じて能く煩惱を生ず」と説くべからず。無體の法は因果に非ざるを以ての故なり。又彼れは此の中何の別理に據つて、唯「煩惱の現行せざる位の種子の隨逐するを説いて睡眠と名く、餘法の種にも亦斯の號を立つるに非ず」と執するや。彼れの所執の如くんば、亦心等の差別の功能有り、心等より生じて能く心等を生ずるを名けて種子と爲す。何ぞ亦心等の睡眠と説かざるや。

上座は此の中、多くの因を立てて證す。謂はく、「睡眠は是れ諸の有情の相續に持する所の煩惱の

第二節 七 隨眠

。若し諸の隨眠の數唯六有るのみならば、何に緣つて經に七隨眠有りと説くや。頌に曰はく、

六は食の異に由りて七なり。 有食の上二界なり。

内門に於て轉するが故なり。 解脫の想を遮せんが爲めなり。

論じて曰はく、即ち前に説く所の六隨眠の中、食を分つて二と爲すが故に經に七と説く。何等をか七と爲すや。一に欲貪隨眠、二に瞋隨眠、三に有貪隨眠、四に慢隨眠、五に無明隨眠、六に見隨眠、七に疑隨眠なり。

欲貪隨眠は何の義に依つて釋するや。欲貪の體は即ち是れ隨眠なりと爲んや。是れ欲貪の隨眠の義と爲んや。餘の六の義に於て徵問することも亦爾なり。經主は此に於て是の釋を作して言はく、「此れは是れ欲貪の隨眠の義なり。然れども隨眠の體は心相應に非ず、不相應に非ず。別物無きが故なり。煩惱の睡る位を説いて隨眠と名く。覺る位の中に於ては即ち纏と名くるが故なりと。何をか名けて睡るとするや。謂はく、現行せずして種子の隨逐するなり。何をか名けて覺とするや。謂はく、諸の煩惱の現起して心を纏することなり。何等をか名けて煩惱の種子とするや。謂はく、自體の上の差別の功能なり。煩惱より生じて、能く煩惱を生ずること、念の種子は是れ證智より生じて、能く當の念を生ずる功能の差別なるが如く、又芽等の前の果より生じて、能く後の果を生ずる功能差別有るが如し」と。今彼の釋を詳にするに理に於て然らず。自ら隨眠は諸の煩惱を離れて別物無しと許すが故に。不染汚の法を煩惱の體と爲す理成ぜざるが故に。睡を隨眠の體と爲すと説くべからず。故に少物の睡隨眠と名くるものなし。又若し隨眠は是れ煩惱の種ならば、諸の煩惱を離れて別に物有ること無し。則ち、謂はく、自體上の差別功能なり、煩惱より生じて能く煩惱を生ず

【一〇】前に六隨眠と説くも經に七隨眠と説くを會通するなり、經とは雜阿含十八(一)大正二(一七七上)七使。增一阿含三十四(七日品四十・三)大正二(七三八下)七使。長阿含一〇(十上經(大正一・五四中))七使。長阿含一(增一經(大正一・五八中))七使。

【一一】俱舍論十九・二右左。經部師の説なり。

【一二】功能の義なる種子は食等の外にあるに非ざれば別物なしといふ。

【一三】有部は煩惱と隨眠を同一のものとし、大衆部等は隨眠と纏とを別物とし、纏は現行の煩惱、隨眠は心不相應なりとし、經部は睡位を隨眠とし、覺位を煩惱とす。

【一四】念即ち記憶は證智 *Ap* *ti* *bhava-jñāna* 即ち經驗より生じ、心中に保存され、後に記憶となりて現行し來るが如し。

根を續ぐ。此れは是れ見性、此れは見性に非ず。此れは唯九品斷、此れは唯一品斷、此れは一品斷或は九品斷、此れは彼れに由るが故に成就す。此れは彼れに由るが故に成就せず。此れは彼れに由るが故に相應し、此れは彼れに由るが故に相應せず。此れは彼れの位に於て現行有る容し。此れは未斷なりと雖も而も現行せず。此れは唯欲界に在りて斷じ、此れは亦上界に在りて斷ず。此の果を成就する有り、此の果を成就せざる有り。此れは同對治、此れは別對治と。是くの如き等の衆多の義門を以て、應に能く諸の隨眠の相は是くの如しと思擇すべし。能く隨眠の相を知り已りて、方に能く決定して隨眠を除滅し、亦能く他の爲めに無倒に顯說し、自他の相續に善品更生し、能く速に遣除の方便を了知すべし。是の故に若し自他を利樂せんと欲すれば、應に隨眠に於て是くの如く思擇すべし。

隨眠の差別に略して六種有り。謂はく、貪と瞋と慢と無明と見と疑なり。經主は此に於て是くの如き釋を作す。「頌に「亦」の言を説くは意、慢等も亦貪の力に由りて、境に於て隨増することを顯はす」と。慢等も亦貪に由るが故に復「亦」と言ふ。此の釋は理に非ず。文意に非ざるが故に。謂はく、此れは本、數を標し名を列ぬるなり。此れは彼れに因つて境に於て隨増する義を明さず。今「亦」の字を詳にするに句言を滿さんが爲めなり。若し必ず此れをして別義有らしめんと欲せば、更に方便を爲して無過の釋を作すべし。「謂はく、瞋は貪の如く多類有りと雖も、而も總じて説いて一隨眠と爲すべし。慢等も亦然るが故に復「亦」と言ふ」と。或は此れは貪と瞋と行相同じからず、是の故に別立するが如く、是くの如く慢等は行相同じと雖も餘の義殊有るが故に亦別立することを顯はさんが爲めなり。「及び」の聲は、釋據の相違を顯はさんが爲めなり。或は隨眠の類を總攝し盡すことを顯はすなり。

【七】本文田に作る。今一本に依り由と讀みて譯す。

【八】六隨眠

貪 Rāga

瞋 Dveṣa, Doṣa

慢 Māna

無明 Av'ya, Avijjā

見 D'ya, D'itthi

疑 Vicikicchā, Vicikicchā

【九】俱舍論十九・一左

に、身語意業を厭訶するが故に。七には毒の^四等流を引き、能く引くこと自ら煩惱に随ふが如きが故に。八に解脱の路を擁し、親近の正説者を棄背するが故に。九には能く業有を發し、能く後有を招く業を發起するが故に。十には自の^五資糧を攝し、能く數々攝して非理の作意を起すが故に。十一には所縁に迷ひ、能く自身の正しき覺慧を害するが故に。十二には衆苦の種を殖え、能く一切生死の苦を生ずるが故に。十三には^六識流を將導して、後有の所縁に於て能く識を引發するが故に。十四には善品を遠越し、諸の善法をして皆退失せしむるが故に。十五には廣く繫縛する義にして自界自地を越ゆること能はざらしめ、能く染汚界を長養するが故に。十六には世の非愛の諸の増上果を攝して、此れに因つて外物皆衰變するが故に。是れに由りて隨眠を能く有の本と爲す。故に業は此れに因りて有を感ずる能有り。離染者も亦善業を造ると雖も而も勢力の能く後有を招くなし。是の故に智者は應に勤めて精進して隨眠を思擇し速に除滅せしむべし。

何の門義を以て隨眠を思擇せんか。謂はく、隨眠を觀するに、此れは見所斷、此れは修所斷、此れは唯一部、此れは二、此れは四、此れは五部に通ず。此れは是れ遍行、此れは非遍行、此れは自界遍、此れは他界遍、此れは有漏縁、此れは無漏縁、此れは有爲縁、此れは無爲縁、此れは云何が起るか、云何が隨増するか、此れは遍知の所縁に由るが故に斷ず、此れは斷滅の所縁に由るが故に斷ず。此れは永く助伴を害するに由るが故に斷ず、此れは清淨の相續に由るが故に斷ず。此れは彼れと相應し、此れは彼れと相應せず。此れは斷じ已りて退すべし。此れは斷じ已りて退すべからず。此れは非愛の異熟有り、此れは全く異熟無し。此れは是れ彼れの等無間、此れは是れ彼の所縁、此れは所縁に因つて斷ず、此れは所縁に因つて斷ぜず。此の體は已に斷ずと雖も而も所縁の故に縛す。此れは定地に於て有ることを得容き無し。此れは世間の治道の滅する所に非ず。此れは唯意識身、此れは六識身に通ず。此れは能く身語の二業を等起す。此れは能く善根を斷ず、此れは能く善

【四】 隨煩惱を引き起すこと。

【五】 自ら資糧となりて不理の作意を引き起すこと。

【六】 後の識を導に出す。父母に愛念を生ぜしむる續生の識、所縁の境に觸れて緣する觸縁の識、皆この煩惱に依りて色染められ引き起さる。

卷の第四十五

〔辯隨眠品第五の一〕

本論第五隨眠品第一

第一章 隨 眠

第一節 隨眠の性能と根本隨眠

廣く諸業を辯じ並びに決擇し已れり。諸の契經の中に、有を感じる處を説き、皆諸業能く引因を爲すと云へり。然るに世間を見るに、離染者有りて亦善の身語意業を造ると雖も、功能の後有の果を招くものなし。故に有を感じるに於て業は因に非ざるべし。業を獨り因と爲すは我が許す所に非ず。要す隨眠の助ありて方に感ずる能有り、隨眠を離れて業獨り能く感ずるに非ず。故に緣起の教は初めに隨眠を説く。此れ復何の因ぞ。隨眠に幾く有りや。頌に曰はく、

隨眠は諸有の本なり。 此れが差別に六有り、

謂はく、 貪と瞋と亦慢と無明と見と及び疑なり。

論じて曰はく、此の隨眠は是れ諸有の本なるに由るが故に、業は此れを離れて有を感じる能なし。何が故に隨眠は能く有の本と爲るや。諸の煩惱現起すれば、十六事を爲すが故に。一には根本を堅固にして堅牢を得せしめ、對治遠きが故に。煩惱の根本とは謂はく、煩惱の得なり。二には生依處重にして、能く所依を辯ずる中無堪忍の性なるが故に。三には相續を建立し、能く數餘をして連續して起らしむるが故に。四には、自田を修治して所依止をして、彼れに順して住せしむるが故に。五には功德の性相に憎背して能く諸の功德に違するが故に。六には本の發智の所を厭訶するが爲め

【一】既に業を論じ終り次にこの業を助けて生長せしめ果を感ぜしむる隨眠を明さんとするなり。

【二】俱舍論十九・一右には十事となす。即ちこの十六より左の(二)、(五)、(六)(八)、(十一)、(十六)を缺く。

【三】自田とは煩惱を生ずる依身のこと。

第二節 諸法の異名

一〇^九 應に聖教の諸法相の中の少分の異名を辯じて迷謬せざらしむべし。頌に曰はく、

善の無漏を妙と名け、 染を有罪・覆・劣といひ、

善の有爲は應習、

解脫を無上と名く。

論じて曰はく、善の無漏法を亦名けて 妙^{一〇}と爲す。染と無記と及び有漏法とに勝るが故に、唯此の法獨り妙の名を受く。諸の染汚の法を亦名けて 有罪と名く。是れは諸の智者の訶厭する所なるが故に。亦 有覆^{一一}と名く。能く解脫道を覆障するが故に。亦名けて 劣^{一二}と爲す。極めて鄙穢なるが故に。應に棄捨すべきが故に。此の妙と劣とに准じて餘の中は已に成するが故に頌には辯せず。即ち有漏善と無覆無記を總じて名けて中と爲す。諸の有爲の善を亦 應習^{一三}と名く。餘は應習に非ざる義は准じて已に成す。何か故に無爲は應習と名けざるや。相續の中に在りて數習^{一四}して増さしむと説くべからず、及び果無きを以ての故に。謂はく、若し法が相續の中に有れば數^{一五}生ぜしめ、習うて増長せしむべし。聖道等の應習と名くべきが如し。無爲は爾らざるが故に應習の名を立てず。然るに涅槃を以て心中に置在せよと勸むるは、有情の類に教へて涅槃に趣かしめ、勸めて數^{一六}涅槃を緣する善智を現起せしめんが故に是の言を作し、應習と謂ふに非ず。又果と爲すが故に。無爲を習ふも果無きが故に。不善と無記とは應習に非ずとは、彼の體は昇進の法に非ざるを以てなり。解脫と涅槃を亦 無上^{一七}と名く。一法も能く涅槃に勝るもの無く、是れ善是れ常にして、衆法に超ゆるを以ての故に。涅槃は是れ善とは何の理ぞ。應に知るべし。契經に極安穩と言ふを以ての故に、又安穩は是れ善の義なりと説くが故に。餘の法の有上の義は准じて已に成す。即ち一切の有爲と虚空と非擇滅なり。

【一〇】業論の最後に、諸法の異名を擧ぐ。無漏と染と善の有爲と解脫の異名なり。

【一一】妙 Prañīta, Panīta

【一二】有罪 Saṃvāṛā, Saṃvāṛī

【一三】有覆 Nivṛtā, Nivṛtā

【一四】劣 Hīna.

【一五】應習 Sevya

【一七】無上 Anuttara

前に¹⁰⁵ 已に別して三の福業事を辯ぜり。今經中の順三分の善を釋すべし。頌に曰はく、

順福と順解脱と順決擇との分の三なり。

愛果と涅槃と聖道とを感ずる善なり。次の如し。

論じて曰はく、順福分の善とは、謂はく、世間人天等の中の愛果を感ずる種子なり。此の力に依るが故に、能く世間の高族大宗大富妙色、輪王帝釋魔王梵王、是くの如き等の類の諸の可愛の果を感ずるなり。順解脱分の善とは、謂はく、解脱の善の阿世耶を安立して傾動なからしめ、此れに由つて決定して當に般涅槃すべし。此の善根の自性地を辯ずるは、應に知るべし。賢聖を辯ずる處に説くが如し。順決擇分の善とは謂はく煩等の四なり。此れも亦後に賢聖を辯ずる處に説くが如し。

第八章 業品餘論

第一節 書印算文數の自體

¹⁰⁶ 世間に説く所の書印算文數の如き、此の五の自體は云何が應に知るべきや。頌に曰はく、

諸の如理に起す所の、 三業と並びに能發とを

次の如く、

書と印と算と文と數との自體と爲す。

論じて曰はく、¹⁰⁶ 如理に起すとは、正加行の生なり。三業とは應に知るべし。即ち身語意なり。能發とは即ち是れ能く此の三を起すなり。其所應の如く受想等の法なり。此の中書と印とは前の身業と及び彼の能發の五蘊を體と爲す。¹⁰⁷ 諸の字像を即ち名けて書と爲し、雕る所の印文を即ち名けて印と爲すに非ず。然るに業に由つて字像印文を造るを、應に知るべし。名けて此の中の書印と爲す。次に算及び文は前の語業と及び彼の能發の五蘊を體と爲す。後の數は應に知るべし。前の意業と及び彼の能發の四蘊を體と爲す。但意思のみ能く法を數ふるに由るが故なり。

【105】三福業事を明し終りて、今次の順三分の善を説く。

順福分の善。Punya bhāgīyam Kusalam

順解脱分の善。Mokṣa bhāgiyam Kusalam

順決擇分の善。Nirvedhabhāgiyam Kusalam

【106】以上種々に業を論じ來りて最後に、世間日常生活の上の仕事の體を明さんとするなり。

【107】如理に起す。正しく、書を書き、印を彫る加行を起すこと。

【108】書印の果の名を以て因に名く。

世間の法を説く。此れに由つて能く正しく三乗の希有を顯はすが故に。有餘師は説かく、「三寶を辯する言は世の罕に聞く所あるが故に希法と名く」と。論議と言ふは謂はく、上に説く諸の分義の中に於て、無倒に顯示し難を釋し決擇するなり。有るが説かく、「經の所説の深義に於て已に眞を見る者、或は餘の智人の理に隨つて辯釋するを亦論議と名く」と。即ち此れを名けて、摩怛理迦と曰ふ。餘の經の義を釋する時、此れを本母と爲すが故に。此れを又名けて、阿毘達磨と爲す。能く諸の法相に現對するを以ての故に。無倒に諸の法相を顯示するが故に。

是くの如き所説の十二分教を略説すれば應に知るべし。三藏の所攝なり。三藏と言ふは、一に素怛纒藏、二に毘奈耶藏、三に阿毘達磨藏なり。是くの如き三藏の差別は云何ぞ。未だ善根を種えず、未だ勝義を欣ばざるものは、種えしめ欣ばしめんが故に、爲めに契經を説く。已に種え已に欣ぶものに、熟して相續し、所作を作さしめんが故に、爲めに調伏を説く。已に熟し已に作すものに悟りて解脱せしむる正方便の故に、爲めに對法を説く。或は廣略清妙の文詞を以て、雜染と清淨の法を綴緝し、解了し易からしむるを名けて契經と爲し、修行と尸羅と軌則と淨命の方便を宣説するを名けて調伏と爲し、善く能く諸の契經の中の深き義趣の言を顯示するを名けて對法と爲す。或は増上心と戒と慧との學の興す所の論道を其の次第に名けて、契經・調伏・對法と爲す。或は素怛纒藏は是れ力の等流なり。諸經の中に説く所の義理は畢竟能く屈伏するもの有ること無きが故に。毘奈耶藏は是れ大悲の等流なり。尸羅の惡趣を濟ふを辯説するが故に、阿毘達磨藏は是れ無畏の等流なり。眞の法相中能く善く安立し、問答決擇して畏るゝ所無きが故に。是くの如き等の類の三藏同じからず。毘婆沙中已に廣く分別せり。

第十五節 順三分の善

【01】論議 Upadāsa, Upadāsa

【02】摩怛理迦 Mātṛika, Mātṛika 本母と譯す。

【03】阿毘達磨 Abhidharma

【04】三藏 Tripiṭaka

素怛纒藏 經藏なり
毘奈耶藏 律藏なり
阿毘達磨藏 論藏なり

爲る。契經等とは餘の十一を等す。即ち契經乃至論議を顯はす。契經と言ふは謂はく、能く世俗と勝義との堅實の理言を總攝し容納し隨順するなり。是くの如き契經は是れ佛の所説にして、或は佛弟子が佛の許すが故に説くなり。應頌と言ふは謂はく、勝妙の緝句言詞を以て前の契經の所説を隨述し讚するなり。有るが説く、「亦是れ不了義經なり」と。記別と言ふは謂はく、餘の間に隨つて酬答し辯析するなり。波羅衍拏等の中に辯するが如し。或は諸の所有の會當現の眞實義を辯する言を皆記別と名く。有るが説く、「是れ佛説にして了義經なり」と。諷頌と言ふは、謂はく、勝妙の緝句言詞を以て、前を隨述するに非ずして讚詠を爲すなり。或は二三四五六句等なり。自説と言ふは謂はく、請に因らず、世尊正法をして久住せしめんと欲して、希奇の事を觀、悦意して自説する妙辯の等流なり。「此の那伽は彼の那伽に由る」等と説くが如し。緣起と言ふは謂はく、一切の起説の所由を説くなり。多くは是れ調伏相應論道なり。彼れは緣起の所顯に由るが故に。譬喩と言ふは、謂はく、所説の義宗を曉悟せしめんが爲めに、廣く多門を引いて比例開示す。長喩等の契經の説く所の如し。有るが説く、「此れは是れ諸の菩薩を除き、餘の本行の能く所證有るを説き、所化の言を示すなり」と。本事と言ふは謂はく、昔より屢轉傳來せるを説き、説人を顯はさず、所説の事を談るなり。本生と言ふは謂はく、菩薩の本行する所の行を説くなり。或は過去の事に依つて諸の言論を起す。即ち過去の事に由つて言論究竟するを是れを本事と名く。曼駄多經の如し。若し現在の事に依つて諸の言論を起し、要す過去の事に由つて言論究竟するを是れを本生と名く。邏利私經の如し。方廣と言ふは謂はく、正理を以て廣く諸法を辯するなり。一切の法の性相は衆多なるを以て、廣き言詞に非ざれば辯すること能はざるが故に。亦廣破と名く。此の廣言に由つて能く極堅の無智の闇を破するが故に。或は無比と名く。此の廣言に由つて、理趣幽博にして餘に比無きが故に。有るが説く、「此れは廣く大菩提の資糧を辯す」と。希法と言ふは謂はく、此の中に於て唯希奇の出

【八七】 以下所同十二部經を略説す。

【八八】 契經 Sūtra

【八九】 應頌 Geyya

【九〇】 記別 Vyākaraṇa

【九一】 説。本文に諸とあり、異本の説の字可なるべし、

【九二】 諷頌 Gāthā

【九三】 自説 Udāna

【九四】 緣起 Nidāna

【九五】 調伏相應論道。戒律に關したることなりとの字。

【九六】 譬喩 Avadāna, Apotāna

【九七】 本事 Itivuttaka, Itivuttaka

【九八】 本生 Jātaka

【九九】 方廣 Vyūḍḍhya, Vepullā

【一〇〇】 希法 Adbhuta dharmā, Abb: uta dharmā.

に同じきが故なり。餘部に於て有る伽陀に言ふを以てなり。

信正見有る人の、^(一)十勝行を修する者は、

便ち梵福を生ずと爲す。^(二)劫の天樂を感じるが故なり。

已に欲を離れたる者は、^(三)四無量を修し、上界の天に生れて、^(四)劫壽の樂を受く。若し未だ欲を離れざる者は、^(五)窣堵波を建て、寺を造り、僧を和し、能く勤めて慈等の加行を修習し、彼も亦、^(六)無量の根本を修むるが如く、^(七)劫の天樂を感ず。

豈に前に説かずや。欲界には善業の能く一劫の異熟を招くもの有ること無しと。一善業も猶不善の如く、唯一刹那にて能く、^(八)劫壽を招くものなし。是くの如き理に依るが故に、是の説を作す。然るに一事に於て多思を發起し、次第に能く劫量の天樂を招くと。謂はく、彼に於て死して復中に於て生ずるが故に、^(九)劫樂の言は前に違する失無し。有餘師の説かく、「此れは辯する所の妙相業の中の説く所の福量の如し」と。謂はく、唯、^(一〇)最後有の菩薩を除き、所有の一切の有情の所修の富樂の果を感じる業は是れ一福量等なりと説くなり。

第十四節 法 施

^(一一)契經に説く、「施に略して二種有り、一には財施、二には法施」と。財施は已に辯ぜり。法施は云何ぞ。頌に曰はく、

法施は謂はく、實の如く、無染に經等を辯するなり。

論じて曰はく、若し能く如實に諸の有情の爲めに、無染心を以て契經等を辯じ、正解を生ぜしむるを名けて法施と爲す。「如實」の言を説くは、法施の主が契經等に於て、解に顛倒無きことを顯はす。「無染」の言を説くは、法施の主が利養恭敬名譽を希はざるを顯はす。爾らずは便ち自他俱損と

【八】上の四梵福に、父、母、如來を救はんがために身を捨つ(三)、正法の中に自ら出家し他を出家せしむ(二)、無数の地に初めて法輪を轉ず(一)の六を加ふ。

【九】慈無量心、悲無量心、喜無量心、捨無量心。

【一〇】他本に、最後有とあるは正し。補處の菩薩、次生に必ず佛となる菩薩のことなり。

【一一】上に財施を説くが故に今法施を説く。

論じて曰はく、等引の善とは謂はく、定中に於ける七六 等持の自性と及び彼の俱有、即ち此れを修七七と名く。極めて心に熏するが故に。修は是れ熏の義なり。花の麻に熏するが如し。謂はく、諸の定の善は心相續に於て、極めて能く熏習し徳類を成ぜしむ。不定の善に非ざるが故に獨り修と名く。

第十二節 戒修二福業事の果

前に施七八の福は能く大富を招くと辯ぜり。戒修の二類の感ずる所は云何ぞ。頌に曰はく、

戒修は勝れて次の如く、
生天と解脱とを感ず。

論じて曰はく、戒は生天を感ず。修は解脱を感ず。勝の言は勝に就て言を爲すことを顯はさんが爲めなり。謂はく、施も亦能く生天の果を感ずるも、勝に就て戒を説く。持戒も亦能く離繫果を感ずるも勝に就て修を説く。是くの如く戒修も亦大富を感ずるも勝に就て施を説く。例に准じて應に知るべし。

第十三節 梵 福

經に七九 四人能く梵福を生ずと説く。一には如來の八〇 馱都を供養せんが爲めに、八一 宰堵波を未だ會て八二 (有らざる)處に建つ。二には四方の僧伽を供養せんが爲めに、寺を造り園を施し、四事供給す。三には佛弟子の破せるを已に能く和せしむ。四には有情に於て普ねく慈等を修む。是くの如く梵福は其の量云何ぞ。頌に曰はく、

劫の生天を感ずる等を、
一の梵福の量と爲す。

論じて曰はく、有餘師の説かく、「福の能く一劫の生天を感じ、諸の快樂を受くるに隨ひ、是れに齊つて、名けて一梵福の量と爲す。彼れの感ずる所によつて、快樂を受くる時、梵輔天の一劫の壽

【七六】 等引 Samāhita
【七七】 等持の自性、三昧の自性即ち心一境性と及びそれと俱有の心心所法なり。

【七八】 此の段は先に施の福を説きたるを以て、今は戒と修の福を説く。

【七九】 この段は經に説く梵福を明す。經とは增一阿含二十一・若藥品廿九・三(大正二・六五六中)なり。

【八〇】 馱都 Dhātu 遺身即ち舍利のことあり。

【八一】 宰堵婆 Stūpa, Thūpa. 舍利を奉安する塔。

【八二】 四事。飲食、衣服、座臥具、湯藥なり。

犯戒と因とに壊せらるゝに非ざると、治の滅とに依るとにて淨なる等なり。

論じて曰はく、犯戒と言ふは、謂はく、諸の不善の色なり。即ち殺より生ず。乃至雜穢語なり。此中性罪に犯戒の名を立つ。遮は謂はく、佛の遮する所にて、即ち非時食等なり。性罪に非ずと雖も、而も佛が正法と有情を護らんが爲めに、別意にて遮止せるものなり。受戒せる者の犯せるも、亦犯戒と名くるも、性罪を簡ばん(が爲めの)故に但遮の名を立つ。性及び遮を離るゝを俱に説いて戒と名く。此れに各二有り。謂はく、表と無表となり。身語業を自性と爲すを以ての故なり。

戒は四徳を具して清淨の名を得。滅する所有るに隨つて清淨と名けず。四徳と言ふは、一には犯戒の爲めに壊せられず。犯戒と言ふは謂はく、審思犯なり。二には彼の因の爲めに壊せられず。彼の因とは謂はく、貪等の煩惱隨煩惱なり。三には治に依る。謂はく、念住等に依るなり。此れは能く犯戒と及び因とを對治するが故に。四には滅に依る。謂はく、涅槃に依る。涅槃に廻向して有財に非ざるが故に。等の言は復異説有ることを顯はさんが爲めなり。有るは説く、「戒淨は五種の因に由る。一には根本淨、二には眷族淨、三には非尋害、四には念攝受、五には寂に廻向す」と。有餘師の説く、「戒に四種有り、一に怖畏戒、謂はく、不活と惡名と治罰と惡趣の畏とを怖るゝが故に尸羅を受護す。二には希望戒、謂はく、諸有の勝位と多財の恭敬と稱譽とを貪つて淨戒を受持す。三には願覺支戒、謂はく、解脱と及び止觀とを求めんが爲めの故に淨戒を受持す。四には清淨戒、謂はく、無漏戒なり。彼れは能く永く業惑の垢を離るゝが故なり」と。

第十一節 修類の福業事

已に戒類を辯せり。修類を當に辯すべし。頌に曰はく、
等引の善を修と名く、極めて能く心に熏するが故なり。

【七〇】身三口四のそれ自身不善なる色、即ちそれ自身罪惡なるもの、性罪を今犯戒と名く。

【七一】不用意にて犯すに非ず思慮決定して犯すをいふ。俱舍論十八・十六左には「犯戒謂前諸不善色」とせり。

【七二】念住等。四念住四正斷等の修行の法を云ふ。

【七三】涅槃を目的とし涅槃を得るために持戒するをいふ。財利を得んがために持戒するに非ず。俱舍論十八・十七右には「廻向涅槃非勝生故」とせり。

【七四】根本淨。惡の根本業道を離る。眷族淨、その根本業道の方便を離る。非尋害。惡覺を離る。

念攝受。三寶の憶念をなすことと廻向寂。涅槃を目的とし、涅槃にさしむける。

【七五】次に修福業事を明す。

て生ず。悲等の定を修めて福を得るも亦爾なり。制多に施す福類も亦應に然るべし。有徳の田に於て追て勝解を生じ極尊敬を起し、制多に奉施す。受者なく亦攝益無しと雖も、自の思力に由つて多福有りて生ず。然も唐捐に施と敬の業を起さず。要す業を起すに因つて方に勝思を起す。勝思方に能く勝福を生ずるが故に。一類有り、怨家を害せんと欲するとき、怨の命終ると雖も、猶怨想を懷き、種々の惡の身語業を發起すれば、多くの非福を生じ、但心を起すのみに非ざるが如く、是くの如く大師已に過去すと雖も、追て敬養を申べて身語業を起すとき、方に多福を生じ、但心を起すのみに非ず。

第九節 施業の果は心に依存す

^{六六} 有るが難を設けて言はく、「善の田所に於て施業の種を殖うるときは、既に愛果生ず。殖うること惡田に在らば果は應に非愛なるべし」と。此の難は理に非ず。所以は何で。頌に曰はく、

惡田には愛果有り、 種果無倒なるが故なり。

論じて曰はく、現見するに、田の中には種と果と無倒なり。未度迦の種よりは苦果終に生ぜず。^{六八} 質婆の種の中には甘果を生ぜず。田の力に由りて種果倒有るに非ず。然るに田の過に由つて、殖ゆる所の種をして、或は生ずる果を少、或は果を全無ならしむ。是くの如く惡田に於て施を殖ゆと雖も、而も施主の利樂他の心に由つて、唯愛果生じて非愛を招かず。

第十節 戒類の福業事

^{六九} 已に施類を辯ぜり。戒類を當に辯すべし。頌に曰はく、

犯戒と及び遮とを離るゝを、

戒と名け、各二有り。

【六六】 相手が惡田にても施には必ず善果あることを示す。

【六七】 未度迦 *Mṛtyukā Mī-*

dhukā? *Basin Inticūlin* 蜜樹、

【六八】 質婆 *Nimba Azadirac-*
hta Indica

【六九】 以下三福業事中、戒を論ず。

り。伴有るに由るが故にとは、謂はく、不善の業を作し不善を助伴と爲す。他の財を盗み、復他寶を汚し他子を殺す等の如し。異熟に由るが故にとは、謂はく、時不定業は定んで異熟を興ふ。善は上と相違す。此れに異なるに唯造作と名く。

第八節 制多に施す福

^{一四}上に説く所の如く、未だ欲を離れざる等のものが、制多に奉施するは唯自益の爲めなり。既に受用者無し。施福は如何が成するや。頌に曰はく、

制多は捨類の福なり。 慈等の受無きが如し。

論じて曰はく、我れは唯捨する所の財物を許すのみに非ず。受者の施と受用する福も方に成すべし。許す所とは何の謂ぞ。諸の施の福に略して二類あり。一には捨、二には受なり。捨類の福とは、謂はく、善心に由りて但資財を捨するに施の福便ち起るなり。受類の福とは、謂はく、所施の田が施物を受用して施の福方に起るなり。制多に於て奉施する所の供具は、受類なしと雖も、捨類の福有り。然るに捨類の福は初めに資財を捨し、此の福即ち對治貪を成するが故に。無貪と俱なる思の等起する所なるが故に。資財を捨し已つて所施の田の受用するに隨ふ。或は、^{六五}不施も福は失ふなし、若し爾らずば併に施す有り、或は別人等の諸の資生具、或は彼れ未だ用ひず、物便ち壞失す。是くの如く施主の物應に唐捐にして施の福生ぜざるべし。當果無きが故に。彼れ既に未だ用ひず、福何に由つて生ぜん。用の福無しと雖も而も受の福有り。制多は受なし。福何に由つて生ぜんや。復何に因つて福の生ずるは要す受に由ると證知するや。「受けざれば彼れに於て攝益無きが故に」。此れは定證に非ず。所以は何ぞ。慈等を修めて福亦生ずるが如きが故に。謂はく、慈定を修め、諸の有情に於て、平等に興樂の意樂を發起す。受者なく、亦攝益なしと雖も、而も勝解力にて多福有り

【六四】再び施論に戻りて未離欲者が制多に施するは自益なりと前に出でたるを承けて論ずるなり。

【六五】これは不施の施は受に非ざるか、「受けざるも福は失ふなし」と讀むに非ざるか。

一切の業をして輕重の品を成ぜしむ。其の六とは何ぞ。頌に曰はく、

後起と田と根本と、

加行と思と意樂と

此れに下上あるに由るが故に、

業は下上の品を成す。

論じて曰はく、後起とは謂はく、此の業を作し已つて、或は頓に或は數、前に隨つて作すなり。田とは謂はく、彼れに於て善を造り惡を造るなり。根本とは謂はく、根本の業道なり。加行とは彼れを引く身語なり。思とは謂はく、彼れに由つて業道の究竟するなり。意樂とは謂はく、所有る意趣なり。我れ應に如是如是を造るべしと。若し六因有れば皆是れ上品、此の業最も重し。此れに翻するもの最も輕し。此れを除いての中間は最輕重に非ず。謂はく、或は業の唯後起に攝受せらるゝに由るが故に、重品と成ることを得るあり。定んで彼の異熟果を安立するが故なり。乃至或は唯意樂に由る有り。二三等に由るも理の如く知るべし。

第二項 因としての完全不完全に基づく輕重

契經に言ふが如し。『審思して業を作すを、名けて造作と爲し、亦增長と名く』と。何に因りて業を説いて增長と名くるや。五種の因に由る。何等をか五と爲す。頌に曰はく、

審思と圓滿と、

惡作と對治と無く、

伴と異熟と有るが故に、

此の業を增長と名く。

論じて曰はく、審思に由るが故にとは、謂はく、審思して作し、率爾の思にて作すに非ず。亦全く思はざるに非ず。圓滿に由るが故にとは、謂はく、此の量の業に齊つて應に惡趣に墮すべし。此の業の圓滿を名けて增長と爲す。餘は唯造作なり。一類有りて惡行の中に於て、一を因と爲すに因つて便ち惡趣に墮す、或は一類有りて乃至三に由る。十業道の中、或は有るは一に由り、或は乃至十にして方に惡趣を墮す。惡作と對治の無きに由るが故にとは、謂はく、追悔無く對治の業無きな

【六】後起に攝めらるゝが故に重品となるとは、業をなして後の仕方に依りて重くなることありとの意にて、例へば物を盗みても、盗みたる後に仕方にて重輕が出て來る譯にて、佛像を盗みても、禮拜のためなれば輕く、鑄つばせば重きが如きこれなり。

【七】その後起にて結果が大いに異なる、佛像を盗みても禮拜すれば異熟果は輕く、鑄つばせば異熟果は重きが如し。

【八】業の輕重に關し、次に果報を得る因の完不全に就て述ぶ。因の完なるを增長業 Upacihā Karma と云ひ、因の不完なるを造作業と云ふ。その完とは次の五なり、一、審思。不用意になしたるものに非ざること。二、圓滿。一業にて十分の結果を招く程に圓滿してゐること。三、惡作。その業をなして追悔なきこと。四、對治。その業に對する對治の道なきこと。五、伴有り、他の不善業の助件あること。

【九】異熟有、必ず異熟果を招く如き業なること。

【一〇】右の五因の具さに備はりたるを增長業と云ひ、然らざるを造作業と云ふ。

て乃し心一境性に至るなり。上義を得るとは、謂はく、涅槃を得るなり。初め財を捨し乃至展轉して一切の生死皆能く捨するに由るが故に。又惠施を行ずるは是れ勝生の因なり。此れに依つて能く涅槃を證する法を引發するが故に。餘の施は了し易きが故に別に釋せず。

第六節 非聖福田と果の量

^{五九} 世尊の説くが如し。『聖に施す果は無量なり』と。頗し非聖に施して果亦無量なるや。頌に曰はく、

父と母と病と法師と、

最後生の菩薩とは

設ひ證聖の者に非ざれども、

施の果亦無量なり。

論じて曰はく、是くの如き五種は設ひ是れ異生に施す者なりとも、亦能く無量の果を招く。最後に住するを最後生と名く。

^{五九} 法師は四田の中にて是れ何れの田に攝せらるゝか。是れ恩田に攝す、所以は何ぞ。説法師は能く將に諸の惡趣に墮せんとする者に、安穩の城門を示し、生天と解脱の道を開示するが故に。能く已に非理の行を作すものをして、轉じて如理の所作の中に於て行ぜしめ、能く善く黑白品の法の自性と及び果對治を宣揚するが故に。能く無智の盲者に慧眼を施し、説法師の説く所の教力に由りて、無倒に染淨品を觀察するが故に。要を以て説かば、善く法を説く師は乃至能く佛の所作事を爲すが故に、唯此れ勝義の恩田なり。施者は必ず無量の果を招くべし。

第七節 業の輕重

第一項 業の動機に基きての輕重

^{六〇} 一切の能く無量の果を感じる業は上下の品類皆平等なるや。爾らず。云何ぞ。六因に由るが故に

【五八】 中阿含一八〇經攞曇彌

經(大正一・七二二)

施を受ける田が聖者に非ざるも無量の果あることを説く。

【五九】 法師、後に出づるが如く説法師 *Dhammakatthika* なり。

【六〇】 この段は施を論ずる中、一度もとへ戻りて、一般に業の輕重に關し六因あることを示す、この六因は業を起さるゝ源からなし終らるゝ最後までを逆に顯はしたるものなり。

徳の別に由るとは、契經に言ふが如し。『持戒の人に施さば果は百千倍なり。乃至佛に施さば果最も無量なり』と。皆無量なりと雖も亦少多有り。殞伽河と大海水滴の如し。財施に望むるに法施を尊と爲すが如し。

第五節 最上の施福

財施の中に就いて何を最勝と爲すや。頌に曰はく、

脱の脱に於てすると、菩薩と、 第八の施は最勝なり。

論じて曰はく、若し已解脱の者、已解脱の田に施さば、財施の中に於て、此れを最も勝と爲す。

若し諸の菩薩が勝の意樂等を以て、一切の有情を利益せんと欲し、大菩提の爲めにして惠施を行す。解脱が解脱の田に施すに非すと雖も、而も施福中此れを最も勝と爲す。此れを除いて八種の施有る中、第八の施福亦最も勝と爲す。

八施とは何ぞ。一に 隨至施、二に 怖畏施、三に 報恩施、四に 求報施、五に 習先施、六

に 希天施、七に 要名施、八に 心を莊嚴せんが爲め、心を資助せんが爲め、瑜伽を資けんが爲

め、上義を得んが爲めに而も惠施を行するなり。隨至施とは、謂はく、有情の投じ造るに隨つて已

來宜しきに隨つて、衣服飲食を施與し、深き敬重に非ず。怖畏施とは、謂はく、災厄を覩て靜息せ

しめんが爲めに惠施を行するなり。或は此の物の壞相の現前するを見、寧ろ施して亡びざらんが故

に惠施を行するなり。習先施とは、謂はく、先人の父祖の法に習うて、惠施を行するなり。心を

嚴らんが爲めとは、謂はく、信等の聖財を引發せんが爲めの故に惠施を行するなり。心を資助する

とは、謂はく、諸の怪格の垢を滅除せんと欲して惠施を行するなり。瑜伽を資くるとは、謂はく、

定樂の展轉し生因を求めて惠施を行するなり。謂はく、施に由るが故に、便ち悔無きを得、展轉し

【四二】 布施の第七段に布施の最上のものを示す。

【四七】 隨至施、誰れ彼れを問はず近づき來る者に施す。

【四八】 怖畏施、危難を加へられんことを恐れて或は財物の亡ぶることを恐れて施す。

【四九】 報恩施、嘗て施されたることを思ひ起し、謝恩のため

に施す。

【五〇】 求報施、施せば施さるる報酬を求めて施す。

【五一】 習先施、父祖以來の習慣に従つて施す。

【五二】 希天施、天界に生れることを願ひて施す。

【五三】 要名施、名譽を求めて施す。

【五四】 心を莊嚴せんがため、即ち信等の七聖財を發し神通を得んがため。

【五五】 心を資助せんがため、即ち怪格の垢を除かんがため。

【五六】 瑜伽を資けんがため、即ち禪定を修むる資助のため。

【五七】 上義を得んがため、即ち涅槃を得んがため。

或は缺き、或は具ふる果を得。謂はく、施す所の財が色具足の故に便ち妙色を感じ、香具足の故に便ち好名を感ず。香の芬馥たるが如く諸方に遍きが故に。味具足の故に便ち衆愛を感ず。味の美妙なるが如く衆の所愛なるが故に。觸具足の故に柔軟身を感じ、及び隨時に樂受を生ずる觸有り。若し缺くる所有れば、隨つて果減すべし。是くの如く亦色香等を具するに由るが故に、財の異と名く。財の異に由るが故に、施の體及び果皆差別有り。

第三項 田に由る別

所施の田に由つて差別有りとは、頌に曰はく、

田の異は趣と苦と、 恩と徳との差別有るに由る。

論じて曰はく、所施の田に趣と苦と恩と徳と、各差別有るに由るが故に、田異と名く。田の異に由るが故に施果に殊有り。趣の別に由るとは、世尊の説くが如し。『若し傍生に施さば百倍の果を受く。犯戒の人に施さば千倍の果を受く』と。百倍千倍の果の量は如何ぞ。所施の田の食等を受くるに由り、其の壽等をして爾所の量を増さしむるに隨ひ、施主斯れに由つて人天の中に於て、彼の百倍千倍に等過するを受く。故に世尊は『施主施す時、所施の田に壽等の五事を施す。施主は此れに由つて、人天の中に於て還りて當に壽等の五果を獲得すべし』と説く。苦の別に由るとは七の有依の福業事の中の如し。先に説く、『應に客と行と病と侍と園林と常食と、及び寒、風等、隨時の衣藥を施すべし』と。復説く、『若し淨信を具足する男子女人にして、此に説く所の七種の有依の福業事を成ずること有らば、獲る所の福德は量を取るべからず』と。今此の中に於て、縁の差別に由るが故に苦に異有り。受者の差別の苦を除くに由るが故に果に差別有り。恩の別に由るとは、父・母・師及び餘の有恩のもの、如し。熊鹿等の本生經に諸の有恩の類を説くが如し。有恩の所に於て諸の惡業を起せば果の現すること知るべし。此れに由りて報恩の善を行すれば其の果必定なることを比知す。

【三】 布施に付て第六段に受者の別を示す。

【四】 趣 Citi 五趣のこと。

【五】 中阿含七經世間福經 (大正一・四二八上)

差別の故に果に差別有り。主と財と田に差別有りと言ふは、謂はく、是くの如き類の施主と財と田の餘の主と財と田とに異なるなり。

第一項 施主の別

且らく施主に由つて差別有りとは、頌に曰はく、

主の異は信等あるに由る。 敬重等の施を行すれば

尊重と廣愛と、 應時と難奪の果を得。

論じて曰はく、或は施主有り、因果の中に於て決定の信を得、或は施主有り、因果の中に於て心に猶豫を懷く。或は施主有り、率爾に欲に隨ふ。或は施主有り、淨尸羅を具ふ。或は少しく虧違す。或は全く無戒なり。或は施主有り、佛の教法に於て多聞を具足す。或は少聞有り。或は無聞等なり。而して惠施を行す、施主の信戒聞等を具する差別の功德に由るが故に主の異と名く。主の異に由るが故に施の差別を成す。施の差別に由つて果に異なることを得。諸有の施主是くの如き徳を具へ、能く如法に敬重等の四施を行すれば、次の如く便ち尊重等の四果を得。若し自らの手にて施せば便ち能く廣大の財に於て愛樂受用することを感得す。若し應時の施は應時の財を感じ、須ゆる所時に應じ餘時に非ざるが故に。若し他を損すること無き施は便ち資財を感じ、王火等の侵壞する所と爲らず。

第二項 財に由る別

施す所の財に由つて差別有りとは頌に曰はく、

財の異は色等に由り、 妙色と好色と

衆愛と柔軟身と、 隨時に樂觸有ることを得。

論じて曰はく、施す所の財が色香味觸を或は缺き、或は具ふるに由つて、次の如く便ち妙色等を

【四〇】 布施に付て第四段に施主の別を示す。

【四一】 敬重施 Suktitya-dātr
自手施 Srahasa-dātr
應時施 Kala-dātr
無損施 Parānupatya-dātr

【四二】 布施に付て第五段は施物の別を示す。

義の資糧を得と爲す。諸有の已離欲貪の聖者は制多に奉施して、順現受を除いて大富を招かず、彼れは已に能く畢竟して彼の異熟地を超越るに由るが故に。而も上義の資糧を得すと爲す容し。是の故に亦名けて唯自益と爲す。此れは能く他根の大種を益するに非ざるが故に、他を益さず。無煩惱者は他の有情を施して唯他を益すと爲す。謂はく、能く他の諸根の大種を益して、自ら二種の善根を増長するに非ざるが故に、自ら益するに非ず。有煩惱者は他の有情に施して二俱に益を爲す。無煩惱者は制多に奉施して順現受を除いて二益を爲さず。有師は唯施が大富を招くに約して施果を分別し、彼れは是の説を作す。「此の中一切の未離欲貪及び離欲貪の諸の異生の類は、己が所有を持つて、制多に奉施す。此の施を名けて自益の爲めと爲す。彼れ此れに由つて益を獲ること有るに非ざるが故に。若し諸の聖者、已離欲貪にして諸の有情に施せば、順現受を除いて、此の施を名けて唯他を益する爲めと曰ふ。彼れは此れに由つて饒益を得るを以ての故に。自の益の爲めに非ず。果を超越る地なるが故に。若し彼れ一切未離欲貪及び離欲貪の諸の異生の類、己が所有を持つて諸の有情に施せば、此の施を名けて二俱に益を爲すと爲す。若し彼の聖者已離欲貪にして、制多に奉施すれば、順現受を除いて此の施を名けて「二を益する爲めならず」と曰ふ。此れは唯供養報恩の爲めなるを以てなり」と。

第四節 施果の別なる因

前に ^{三九} 已に、總じて施の大富を招くことを明せり。今次に當に施の果の別の因を辯ずべし。頌に曰はく、

主と財と田との異に由る。 故に施の果に差別あり。

論じて曰はく、施に差別有り、三種の因に由る。謂はく、^{三九} 主と財と田とに差別有るが故に。施の

【三九】布施に付て第三段に布施の果報に種々あることを明す。

【三九】主は施主、財は施物、田は受者なり。

但彼れを益する爲めなり。具の名は何の謂ぞ。謂はく、身語業と及び此の能發なり。能發とは何を謂ふぞ。謂はく、無貪と俱にして能く此(の身語業)を起す聚なり。即ち身語業と及び能起の心と並びに此の俱行とを總じて施の體と名く。有る頌に曰ふが如し。

若し人淨心を以て、
己を輟めて施を行ずるとき

此の刹那の善蘊に、
總じて立つるに施の名を以てす。

應に知るべし。是くの如き施類の福・業・事は解脱に廻向して亦離繫果を得。而も且らく、近き決定に就て言を爲して、但能く大財富の果を招くと説く。何に依つて此の大財富の名を立つるや。財妙廣にして奪ふべからざるを以ての故に。角勝等の施は毒刺に傷つけらる。施すと雖も而も大財富の果なし。施類の福と言ふは、施を體と爲す義を顯はす。泥類の器、木類の柱等の如し。亦類の言は體を顯はす義に非ざるを見る。聞類の智の如し。今の許す所に非ず。戒修の類の言此れに准じて釋すべし。

第三節 布施の目的

何の所益の爲めに而も施を行ずるや。頌に曰はく、

自と他と俱を益せんが爲めに、
二が爲めにせずして施を行ずるなり。

論じて曰はく、施主施す時、二益を觀す。一には自ら果を感ずる善根を益せんが爲め、二には他の諸根の大種を益せんが爲めなり。施主に二有り、一には有煩惱、二には無煩惱なり。有煩惱者に復二種有り、一には未離欲貪、二には已離欲貪なり。此の二の中に於て各二種有り、一には諸の聖者、二には諸の異生なり。此の中未離欲貪の聖者と及び已未離欲貪の異生に、制多に奉施して唯自益の爲めなり。謂はく、自ら二種の善根を増長す。一には能く大富を招いて果と爲す、二には上

【三三】 布施に就て第二段に施の目的を示す。

【三六】 未離欲貪。欲界の貪欲を未だ離れ得ざるもの、已離欲貪、欲界の貪欲を已に離れ得たるもの。

【三七】 此の中聖者ならば未離欲貪の人、異生ならば未離欲貪者、已離欲貪者兩方、この三人は猶欲界に生れ來るが故に制多に施すれば自益あり。

義名を具ふ。善の故に是れ福、作の故に亦業、是れは能く身語業の思を等起し、所依門に轉ずるが故に亦事と名く。彼の等起の思は唯福業と名く。思と俱有の法は唯福の名を受く。戒類は既に唯身語業の性なるが故に皆具に福・業・事の名を受く。修類の中にて、慈は唯福、事と名く。業の事なるが故に。慈と相應する思は慈を以て門と爲して造作するが故なり。慈と俱なる思と戒とは唯福、業と名く。餘の俱有の法は唯福の名を受く。悲等此れに准じて皆應に思擇すべし。有るが説かく、「福、業は福を作す義を顯はす。謂はく、福の加行なり。事は所依を顯はす。謂はく、施・戒・修は是れ福業の事なり。彼の三を成ぜんが爲めに福の加行を起すが故なり」と。有るが説かく、「唯思は是れ眞の福業なり。福業の事とは、謂はく、施・戒・修なり。三を以て門と爲して福業轉ずるが故なり」と。

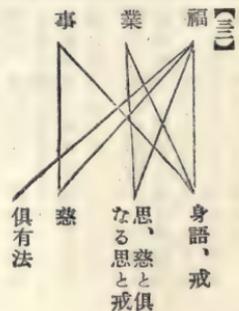
第二節 布施及び其の果

何の法を施と名くるや。施は何の果を招くや。頌に曰はく、

此れに由りて捨するを施と名く、 謂はく、供の爲め益の爲めなり。

身と語と及び能發となり。 此れは大富果を招く。

論じて曰はく、捨する所の物と及び能く捨する具を皆施と名くべしと雖も、而も此の中に於て立つる所の施の名は但捨の具に依る。謂はく、此の具に由つて捨事成ずることを得るが故に。捨の由る所是れ眞の施の體なり。所度の境は量の名を得ず。所立の量の名は能度の具に依るが如し。或は角勝・貯藏・稱譽・傳習の爲めに、他の親愛親附するに隨ひ、是くの如き等に由つて捨事亦成ず。然も此の中の正意の説く所に非ず。彼れに簡ばんが爲めの故に。供の爲め益の爲めの言を説く。已に涅槃せるに於て唯供養の爲め、餘に於ては亦益の爲めなり。彼れに大種の諸根有り、施を行する時、



【三三】 以下上の三類中、先づ布施を明し今先づ一般的に布施を釋す。

【三四】 捨する所の物も施と名くべしと雖も、施は捨を行ずる根本の無貪心及びその身語なりとの意なり。

欸ち淨心の爲めに舉體を執持し、一足にして立つて七晝夜を経、妙伽他を以て彼の佛を讚して曰はく、

天にも地にも此の界にも、^{二〇}多聞の室にも、^{二一}逝宮にも天處にも十方にも無し。

丈夫牛王の大沙門は

地と山と林と尋ぬるに遍ねく等しきものなし。

是くの如く讚し已つて便ち九劫を超え、慈氏の前に於て無上果を證す。若し時に菩薩^{二二}金剛座に處し、將に無上正等菩提に登らんとして、次で無上覺の前に金剛喻定に住す。此れに齊つて^{二三}定と慧との波羅蜜多修習圓滿す。理として應に此の位の無間に方に圓かに^{二四}盡智を得する時、此れ方に滿するが故に。別々に能く圓徳の彼岸に到るが故に、此の六を^{二五}波羅蜜多と名く。

第七章 三の福業事

第一節 福業事の體

契經に説かく、『三の福業事あり。一には施類福業事、二には戒類福業事、三には修類福業事なり』と。此れは云何が福業事の名を立つるや。頌に曰はく、

施・戒・修の三類は、

各其所應に隨ひて、

福・業・事の名を受く。

差別は業道の如し。

論じて曰はく、三類皆^{二六}福なり。或は業なり。或は事なり。其の所應に隨つて業道の如く説くべし。謂はく、十業道を分別する中、業にして亦道なる有り、道にして業に非ざるもの有るが如く、此の中福にして亦業亦事なるもの有り。福業にして事に非ざるもの有り、福事にして業に非ざるもの有り。唯是れ福にして業に非ず事に非ざるもの有り。且らく^{二七}施類の中、身語の二業は福・業・事の三種の

【二〇】 多聞の室。多聞天宮のこと。

【二一】 逝宮。梵天王の宮殿のこと。

【二二】 金剛座 Vajrasana、金剛の如く堅固なる座の意。

【二三】 定波羅蜜 Samadhi-pramita 慧波羅蜜 Prajñā-pramitā

【二四】 盡智 Kṣaye-jñāna, Kṣaya-jñāna 一切の煩惱の最後のものを斷盡して起すところの智にして、我れ已に苦を知り、我れ已に集を斷ぜり等との行相ある智なり。

【二五】 波羅蜜多 Parāmitā、普通にはパーラムは彼岸、イターは到る、到彼岸と譯す。又波羅蜜は最上、最高、多は合成せるもの、衆を顯はすものと云はる。

【二六】 既に六度を説き終りたるを以て以下その中の施と戒と定とに就て特にこれを一體めとして業品の問題として論ず。經(雜阿含一〇・九大正二・六八上)等にこれを三福業事と呼べばなり。「此は三種業報云何爲三、一者布施、二者調伏三者修道。

【二七】 福 Puṇya 業 Kriyā 事 Yaśin

但悲に由りて普く施すと、身を析かれて忿ること無きと

底沙佛を讚歎すると、次に無上菩提となり。

六波羅蜜多是、是くの如き四位に於いて、

一と二と又一と二と、次の如く修して圓滿す。

論じて曰はく、菩薩願を發して初めて施を修むる時、未だ遍ねく一切の合識に於て、一切の物を施すこと能はず。唯悲心を運ぶ。彼れ後の時に於て申習の力の故に、悲心轉た盛んにして能く遍ねく一切の有情に施與す。一切の物に非ず。若し時に菩薩普ねく一切に於て能く一切を捨するは但悲心に由る。自ら勝生の差別を希求するに非ず。此れに齊つて、布施波羅蜜の修習圓滿す。有るが説く、菩薩、諸の世間の資財を匱乏し、貧苦に逼らるゝを觀じ、饑益せんと欲するが爲めに亦悲心を帶び、發願して自ら勝生の差別を求む。諸の菩薩は曾て一時も悲心を運ばずして施を行すること無きが故なり」と。

若し時に菩薩身支を析かれ、欲貪を離れずと雖も而も心に少忿なし。此れに齊つて、戒忍波羅蜜多の修習圓滿す。忍圓滿とは彼の有情に於て心に忿なきが故に。戒圓滿とは他身を害する語業を起さざるが故に。心に忿無きが故に、身語に惡無きが故に、忿無きの時戒忍圓滿す。

若し時に菩薩勇猛精進、底沙を讚嘆し便ち九劫を超ゆ。此れに齊つて、精進波羅蜜多の修習圓滿す。謂はく、昔佛有り、號して底沙と曰ふ。彼の佛に二菩薩の弟子有り、一を釋迦牟尼と名け、一を梅怛儺藥と名く。佛、自の所化の田を觀察するに由り、分明に此の二弟子を照知す。能寂は所化先に熟して自身に非ず。慈氏は自身先に熟して所化に非ず。知り已つて復是くの如き思惟を作す。速に一身を熟する其の事は少しく易し。遂に方便を以て寶籠の中に入り、結跏趺坐す。殊勝の定に依つて、不共の佛法普ねく現在前す。能寂は行に因りて、遇、彼の佛の威光赫奕常に特異するを見、

【二〇】合識。心を有するもの、有情に同じ。

【二七】但慈悲の故に施すものにして、施して勝れたる果報を得んとするに非ず。

【二八】布施波羅蜜 *Dāna-pāramitā*

【二九】戒波羅蜜 *Śīla-pāramitā*
忍波羅蜜 *Kṣanti-pāramitā*,
Kṣanti-pīramitā.

【三〇】底沙 *Tisā, Tissa*、如來の名なり。

【三一】精進波羅蜜多 *Vīrya-pāramitā*, *vīrya-pāramitā*

【三二】梅怛儺藥 *Maitrya*, *Mehiya*、彌勒菩薩なり。慈氏と翻す。後に出づ。

【三三】能寂。釋迦牟尼 *Śakyamuni* の譯語なり。

る時の、一切の有情の大千の土を感じる業の増上力、是れ一福の量なり」と。

第三項 釋迦如來の供養佛

今、^二薄伽梵昔、菩薩たりし時、三無數劫中、各幾くの佛を供養するや。頌に曰はく、

三無數劫に於て、各七萬を供養し

又次の如く、五と六と七との千の佛を供養す。

論じて曰はく、初めの無數劫の中、七萬五千佛を供養し、次の無數劫の中、七萬六千佛を供養し、後の無數劫の中七萬七千佛を供養す。

第四項 釋迦如來の所逢の諸佛

三無數劫の一滿つる時と、及び初發心のときとは各何れの佛に逢ひしや。頌に曰はく、

三無數劫の滿つるときは、逆次に勝觀と

然燈と寶髻佛とに逢ふ。初めは釋迦牟尼なり。

論じて曰はく、「逆次」と言ふは後より前に向ふことなり。謂はく、第三の無數劫滿つるに於て、逢事する所の佛を名けて、^三勝觀と爲す。第二劫の滿に逢事する所の佛を名けて、^四然燈と曰ふ。第一劫の滿に逢事する所の佛を名けて、^五寶髻と爲す。初めの無數劫の首に釋迦牟尼に逢ふ。謂はく、我が世尊の初發心の位に、一薄伽梵の釋迦牟尼と號するに逢ふ。彼の佛出づる時正しく末劫に居す。滅後正法唯住する事千年なり。時に我が世尊、陶師の子と爲り、彼の佛の所に於て殷淨の心を起し、塗るに香油を以てし、浴するに香水を以てし、供養を設け已つて弘誓願を發す。「願くは我れ當に作佛し、一に今の世尊の如くならん」と。故に今の如來一一彼れに同じ。

第五項 釋迦如來の六度修習

我が^五釋迦菩薩何の位の中に於て、何の波羅蜜多の修習圓滿せるや。頌に曰はく、

【二】この項と次の項は供養諸佛を示す。この項はその佛の數を示す。

【三】勝觀 Vipassīn, Virasī

毘婆尸佛、

【四】然燈 Dipankara

【五】寶髻 Ratnashikha

【五】六波羅蜜修習を擧ぐ。

薄伽梵釋迦牟尼のみは精進滿つる時、能く九劫を超え、九十一劫に妙相の業成す。是の故に如來、聚落主に告ぐ。『我れ九十一劫以來を憶ふに、一家の我れに食を施すに因つて、少しの傷損有るを見ず、唯大利を成す。此れより自性に恒に宿生を憶す』と。故に説くこと斯れに齊つて、前を憶せざるに非ず。

一の妙相は百福の莊嚴するところなり。此の中百思を名けて百福と爲す。謂はく、將に一一の妙相業を造らんとする時、先づ五十思を起して身器を淨治す。其の次に方に一相を引く業を起す。後に於て復五十の善思を起して、引業を莊嚴して圓滿を得せしむ。五十思は十業道に依る。一一の業道各五思を起す。且らく最初の離殺の業道に依つて五思有りとは、一には離殺の思、二には勸導の思、三には讚美の思、四には隨喜の思、五には廻向の思なり。謂はく、修むる所を廻して解脱に向ふが故に。乃至正見の各五亦然なり。

有餘師の言はく、「十業道に依つて各下等の五品の善思を起す。前後各然なり、靜慮に熏するが如し」。有餘師の説く、「十業道に依つて各五思を起す。一に加行淨、二に根本淨、三に後起淨、四に非尋害、五に念攝受なり」。復有師の言はく、「一一の相の業は各佛を緣するが爲めに、未曾習の思、具に百現前して嚴飾を爲す」。

百福の一一の其の量は云何ぞ。有るが説かく、「三無數劫の増長の功德に依つて、集成する所の身の發起、斯くの如くなるを以て、無對無數、殊勝の福德の量は唯佛のみ知る」と。有るが説かく、「若し業の増長力に由り、輪王の位を感じ、四大洲に王となり、自在にして轉ず。是れ一福の量なり」と。有るが説かく、「若し業の増長力に依り、帝釋王と爲ることを得、二の欲天に自在にして轉ず。是れ一福の量なり」と。有るが説かく、「唯、近佛の菩薩を除きて、所餘の一切の有情の修むる所の富樂の果の業、是れ一福の量なり」と。有餘師の言はく、「此の量太だはなは少なし。世界の將に成ぜんと欲す

【九】雜阿含三十二。一〇（大正二・二三〇下）、「我憶九十一劫以來不見一人施一比丘有盡有減」云々

【一〇】三十二相の一々、各々百福にて莊嚴成就するところなり。

所と爲す。或は爾の時に於て趣と等覺と定まる。先には唯等覺決定して餘には非ず。

第二項 菩薩修相の業

何の相か應に妙相の業を修すと知るべきや。頌に曰はく、

臆部おんぶなり。男なり。佛に對す。佛の思は思所成なり。

餘は百劫に方に修す。

各百福もて嚴飾す。

論じて曰はく、菩薩は要す臆部洲の中に在りて、方に能く妙相を引く業を修む。此の洲は覺慧最も明利なるが故に。唯是れ男子にして女等の身に非ず。爾の時已に女等の位を越ゆるが故に。此れは前頌の中に於て説くべからず。恒に男身を受くる義已に顯はるゝが故に。若し「先には此の業を造り已りて恒に男身を受くるを説き、今は初め此の業を造るも亦女等に非ざるを明さんが爲めの故に説く。此れと前の義と差別有り」と謂はゞ、此の救は理に非ず。義已に成ずるが故に。謂はく、先に已に此の業を造り已りて女等の身に非ずと説き、已に造る時も亦女等に非ざること顯はる。女等が適たたく此の業を造りて即ち形を轉ずるに非ざるを以ての故に。能く善逝の殊妙の相を招く業は、必ず淨身に依つて方に能く引起するが故に。先に此れを説くに由りて義已に成ず。

此の業を造る時唯現まに佛に對す。謂はく、親しく佛の不共の色身相好の端嚴にして種々奇特なるを見、此の類を感じる思を引起せんと欲するあり。如來に對せずしては起る容べきこと無きが故に。

此の妙相業は唯佛を緣する思なり。佛は是れ欣び順ふべき徳の境なるが故に。妙相を感じる業は唯思所成にして修所成に非ず。定界に不ざるが故に、感ずる所の異熟は此の所繫なるが故に。聞所成に非ず。彼れは羸劣なるが故に。亦生得に非ず。加行の起なるが故に。謂はく、彼れは唯三無數

劫に於て、施等の波羅蜜多を修行し圓滿して、身中に方に得べきが故に。唯是れ加行にして生得の善に非ず。唯餘の百劫に造修して多に非ず。諸佛の因中には、法として應に是くの如くなるべし。唯

【四】 婆沙論百七十六(大正二七・八八七上)「要至修習妙相業、時乃於三菩提決定、趣亦決定、是故齊之方名三菩薩」

【五】 菩薩論の第二として修相の業を明す。

【六】 常に佛に對し、佛を見つてその如き妙相を得んと修す。

【七】 この佛を思念して妙相を修するは散位の思念にして、聞所成にあらず、修所成に非ず。

【八】 諸佛は皆百劫の間修相し、それよりも少に非ず多に非ず、たと釋尊のみは精進に依るが故に九劫を超越して九十一劫修相し給ふ。

卷の第四十四

〔辯業品第四の十二〕

第八節 菩薩論

第一項 菩薩の相

上に言ふ所の如き住定の菩薩は何の位より住定の名を得と爲んや。彼れは復何に於て説いて名けて定と爲すや。頌に曰はく、

妙相の業を修するより、

菩薩は定の名を得。

善趣と貴家とに生ずると、

具と男と念と堅固となり。

論じて曰はく、能く三十二大士夫の相の異熟果を感じる業を修するより、菩薩は方に住定の名を立つることを得。此の時より乃し成佛に至るまで、常に善趣及び貴家等に生ずるを以てなり。善趣に生ずるとは、謂はく人天に生ずるなり。此の趣の中多く善を行するに由るが故に。妙にして稱すべきが故に善趣の名を立つ。善趣の内に於ては常に貴家に生ず。謂はく、婆羅門と或は刹帝利と巨富の長者との^三大婆羅門の家なり。貴家の中に於て根に具缺あり。然るに彼の菩薩は恒に勝根を具す。恒に男身を受けて尙女と爲らず。何ぞ況んや扇搗等の身を受くること有らんや。生々常に宿命を憶念し、作す所の善事常に退屈無し。謂はく、一切の有情を利樂するに於て、一切時の中、一切の方便、心に厭倦無きを無退屈と名く。無退屈に由るが故に、説いて堅と爲す。「豈、妙相の業を修せざる位も菩提心退せざれば應に住定の名を立つべきに不ずや。何が故に要す妙相の業を修する位に、菩薩は方に住定位の名を受くるや」。爾の時人天方に共に知るが故に。先の時は但諸天の知る

【一】 前々節に住定の菩薩と云ひしことより、茲に菩薩論をなし、第一に住定の菩薩の位を明し、第二にその修相の業を明し、第三に供養諸佛を明し、第四に六度の修習を述ぶ。今はその第一段なり。

【二】 菩薩既に三阿僧祇劫の修行を経て、次に百劫の間三十二相を修得する時に住定の菩薩といふ。

【三】 大婆羅門家、本文に婆とあるは婆の暎植なり、Mahābrāhminya 大勢力ある名門の意なり。

す。若し七九將に無學果を得んとすること有る時は、色無色の業皆極めて障を爲す。此の八〇後の二位の八一喩説は前の如し。然るに、此の中に於ては順現受と及び順不定受の異熟と不定業と並に異熟定中の異處に熟するに非ざる者とを除く。

【七九】無學果を得れば色無色一切の有爲界を離るるが故に、この果を得んとする時この二界繋の業障障をなす。
【八〇】後の二位には同じく前の一切の債主の集り來る例を與ふべしとなり。
【八一】俱舍論十八・六左は唯順現受業を除くとす。

の善の言を説く。

第六節 無間の同類

^{七二}唯無間罪のみ定んで地獄に生ずと爲んや。諸の無間の同類も亦定んで彼に生ず。定んで無間に生ずるに非ず。無間業に非ざるが故に。無間の同類は其の相云何ぞ。頌に曰はく、

母なる無學の尼を汚すと、 住定の菩薩、及び、

有學の聖者を殺すと、 僧の和合の縁を奪ふと

窣堵波を破壊するとは、 是れ無間の同類なり。

論じて曰はく、同類と言ふは是れ相似の義なり。若し母の阿羅漢尼に於て非梵行を行するを極めたる汚辱と爲す。是れを第一同類業の相と爲す。若し ^{七三}住定の菩薩を殺害するもの有れば、是れ害父の同類業の相と爲す。若し有學の聖者を殺害するもの有れば、是れ第三同類業の相と名く。若し僧の ^{七四}和合縁を侵奪すれば是れを破壊僧の同類業相と名く。若し佛の ^{七五}窣堵波を破壊するもの有れば、是れを第五の同類業の相と名く。

第七節 三時の障

^{七六}異熟業には三時の中に於て、極めて能く障を爲す有り。三時と言ふは、頌に曰はく、
將に忍と不還と、 無學とを得んとするに業、障を爲す。

論じて曰はく、若し頂位より將に忍を得んとする時には、惡趣を感ずる業は皆極めて障を爲す。忍は彼の異熟地を超ゆるを以ての故なり。人の將に本の所居の國を離れんとするや、一切の債主皆極めて障を爲す。若し將に ^{七七}不還果を得んとすること有る時は、欲界繫の業皆極めて障を爲す。

【七二】此の段は無間罪の同類の罪を擧ぐ。

【七三】住定の菩薩のことは次の第八節の菩薩論の下に出づ。

【七四】僧伽の伽藍、資具等をいふ。それあるに依つて僧伽は離散を免かるが故なり。

【七五】窣堵波 Stūpa, thūpa 塔のことなり。

【七六】異熟業が修道に障碍をなす三時の別あるを示す。

【七七】四善根の修道位に於ては忍位に至れば再び惡趣に生ずることなきが故に、これに至る頂位の時、惡趣を感ずる異熟業が障碍をなす。

【七八】不還果を得れば欲界に還ることなきが故に、この果を得んとする時欲界繫の業障碍をなす。

論じて曰はく、破僧の爲めの故に虚誑語を發すは、諸の惡行の中、此の罪最も大なり。如何が此の罪を虚誑語に收むるや。發す所の言、異想に依るに由るが故に、謂はく、彼れは法に於て法の想有り、非法に於て非法の想有り、大師に於て大師の想有り、己身に於て一切智に非ざる想有り、然るに深固なる惡阿世耶に由りて、此の想を隱覆し別異の説を作す。設ひ異想を以ても破僧せざれば、則ち劫壽の重罪を生ずる能はざるもの有り。何に緣つて此れは罪惡行中の最たるや。此れは佛の法身を毀傷するに由るが故に、世の生天と解脱の道を障ゆるが故なり。謂はく、僧已に破して乃至未だ合せず、力能く諸の異生等を遮遏して、未だ正定に入らざるに入るを得ざらしめ、若し已に正定に入らば餘果を得ざらしめ、若し已に餘果を得るは離染を得ざらしめ、若し已に離染を得るは漏盡を證せざらしむ。習定と溫誦の思等の業止む。要を以て之を言へば、僧の破せらるゝに由つて、大千世界の法輪轉ぜず、天人龍等の身心擾亂す。此れに由つて定んで無間地獄の一劫の異熟を招く。餘の惡行に非ざるが故に、惡行中此の罪最も重し。若し爾らば何が故に世尊は或る時には諸の罪の中の邪見を重しと説き、又意業は罪の中最大なりと説くや。^{七〇}五無間に據つて破僧重しと説き、五僻見びやくけんに據つて邪見重しと説き、一切の業に據つて意業大なりと説くなり。或は修と見と俱の所斷の罪に約して、其の次第の如く説いて最重と爲す。或は廣果と斷諸善根と害多有情とに依つて次の如く重しと説くなり。

^{七〇}第一有の異熟果を感じる思を、世の善の中に於て最大の果有りと爲す。能く最も極靜の異熟を感じる故なり。異熟果に約するが故に是の説を作す。其の通じて五果に就いて説くが如くんば、是れ則ち應に金剛喻定と相應する思能く大果を得と説くべし。謂はく、此れは能く異熟果の外の諸の有爲無爲の四阿羅漢果を得す。諸の無漏無間道の思は、皆異熟を除いて、餘の四果を得すと雖も、然も此の所得最も殊勝と爲す。諸結永く斷ずるを此の果と爲すが故に。此れを簡ばんが爲めの故に世

【七〇】破僧——五無間中重、
修斷——廣果
邪見——五僻見中重、——見
斷——斷諸善根
意業——三業中重——見修斷
——害他有情

【七〇】非想非非想處なり。この處は八萬大劫の間、極寂靜の果ありと云はるるが故なり。

此れに由つて已に惡趣に墮すべし。次に加行を起し破僧せんとする時、此れに由つて已に地獄に墮すべし。次に後に妄語して破壊僧の時、此れに由つて已に無間の劫壽を招く。後に邪見を起し斷善根し已る。定んで白法を現起せしむべからず。故に此れは後に必ず治すべからずと説くなり。彼れは爾の時に方に定んで地獄に墮すと謂ふに非ず。然るに此の位に於て疑を生ずること有る容し。提婆達多に此の位に至ると雖も、佛は何ぞ療せざるや」と。六七未生怨の如し。彼れの疑を遣らんが爲めに、不療の意を陳べて、「我れ提婆達多の現身に少の白法を起さしむべきを見ず。故に我れ棄捨して療治を欲せず」と言ふなり。少の白法の言は善の悔愧を顯はす。此の中の意は、佛は諸親に、天授は斯くの如き重罪業を造り、諸の善本を斷じて都て愧づる心無し。我れ當に如何が能く彼れを救療せんやと曉すを顯はすなり。療す可しと言ふは、化して善を生ぜしむ可きを謂ふ。悔心は惡行の疾を伏す。若し未だ増さざれば其れをして増さざらしめ、若し已に増すこと有れば漸やく微薄ならしむ。要す本を絶つを方に療治と名くるに非ず。世の良醫の療病の法の如く爾り。煩惱障の喩の證も亦成ぜず。我れも亦彼れの轉す可きを許さざるが故に、謂はく、煩惱障は時定の業を發し、必ず異熟を護つて皆轉すべからず。故に譬喩者は善く經と理趣とを了知せず、六八大無義蘊を以て己が心に在り、妄りに邪辯を興すなり。

第五節 罪重と大果

六九 諸の惡行の無間業の中に於て、何の罪か最も重きや。諸の妙行の世の善業の中に於て、何か最大の果あるか。頌に曰はく、

破僧の虚誑語は、
罪の中に於て最大なり。

第一有を感ずる思は、
世の善の中にて大果あり。

【六八】 意味のないこと。

【六九】 最惡の果あるものと最善の果あるものとを示す。

【六七】 未生怨 Ajatasattu, Ajitasattu 阿闍世王のことなり。

せざることは決定の障なりと説く。故に知んぬ。世尊は一切の業皆悉く轉すべきを説くなり。又世尊は「制多を旋遶すれば、一切皆當に天に生ずることを得べし」と記するが故に。又世尊は「提婆達多是斷善根の後不可治なり」と記するが故に。又煩惱障の如く業障も轉すべし」と。

是くの如き所言は皆能立に非ず。經及び理に於て善く了せざるが故なり。且らく彼の引く所の「一類有り」の經は、意、人有りて具に五逆を造り、無間に必ず捺落迦の中に墮する有り、或は乃至唯逆を造る有り、或は造りて六四 訖多門增長する有り。或は唯造りて後更に増さざる有り、皆無間に生じて地獄に墮す。且らく初めを擧ぐるが故に一類の言を説くことを顯はすなり。或は人有りて無間に乘じて必ず捺落迦の中に墮し、有るは餘業に乗ずるが故に一類と言ふことを顯はすなり。一類とは便ち唯無間の業因に乗じて無間に生ずるを謂ふと説かず。彼の婆羅の經の意は、逆を造る人は如來所説の深義を解せず、業の障礙の故に、當に獲得せらるべき彼の異熟果の増上力の故に、諦を觀する善根の因の損せらるゝが故に、或は悔憂に損惱せらるゝもの有るが故に、佛の所説に於て深く解すること能はざるを顯はすなり。若し經の義を但其の文の如しと執すれば、是れ則ち無間不轉を極成す。無間と言ふは隔つること無きを顯はすが故に。又彼の六五 天授は龜に佛の言を解す。何に緣つて必ず無間地獄に生ずるや。故に此れは解の深きに據つて解と説くを知る。生天を記する證も、理として亦成ぜず。佛は彼の經に於て差別して説くが故に。謂はく、彼の經は諸の有依人の制多を旋遶して皆天に生ずることを説くが故に。方便有る者を有依人と名く。即ち是れ天に生ずるべき理有る義なり。然るに譬喩者は略して彼の經を引き、便ち有情の多く惡行を造るを開す。猛利極重の諸の惡行者が下善の心を起し、或は無記心にて六六 制多の所に於て、暫時旋遶して便ち總じて滅すと許すを以ての故に。斷善の後の證も理亦成ぜず。唯斷善根は亦廻轉すべし。佛は彼れは治すべからずと説くべからず。故に彼の言に更に別義有ることを知る。謂はく、彼の天授は先に惡欲を起し、

【六四】 訖多門 *Nirāya*。造作增長。

【六五】 天授、提婆達多のこと

【六六】 制多 *Caitya, Cetiya* 聖廟なり。

に已に見諦せる者は業道の罪に觸れらるゝに非ず。無間の加行は轉すべきもの有りて、而も若し彼れ(必定せば)轉すべからずと言ふや。有るが是の言を作さく。「皆轉すべからざるが故に、^{五九}本論に説く、頗し未だ生を害せず、殺生未だ滅せず、此の業異熟を受けて定んで地獄に生ずること有りや。曰はく有り。無間業の加行を作す位に命終するが如し」と。^{六〇}指鬘は母を害せんと欲する心を發すと雖も、而も未だ正しく害母の加行を興さず、世尊の所に於て害心有りと雖も、亦未だ正しく佛を害する加行を興さず、彼れ是の意を作して近方に手を下す。世尊、彼の業障を遮せんが爲めの故に、未だ信を生ぜざるに至り、近づくことを得せしめず。^{六一}室利毘多、薄伽梵に於て亦全く顧みる所無き心を起さず、以て意を發して言はく、「世尊、若し是れ一切智者ならば自ら避くることを知る」と。故に有餘師の説から、「亦轉すべき有り、^{六二}本論には無間の加行は皆轉すべからずと言はず、但加行息ますして死すれば定んで地獄に生ずと説く。加行息むは彼れの所論に非ず」と。然るに我が宗とする所は、無間の加行は總じて説くに二有り。一には近、二には遠なり。中に於て近は轉すべからざるが故に、本論は之に依つて問答を興す。謂はく、母に於て害の加行を起す有り、纔に撃つて無間に母の命未だ終らず、或は母の力強くして反つて其の子を害す、或は王等の擒捉して殺すところと爲る。或は子の壽盡きて自ら命終を致す。本論斯れに依つて是くの如き説を作す。中に於て遠とは尙未だ轉すべからざる位に至らざるに由つて、轉すべきこと有る容し。若し爾らざれば世尊は應に無間の加行も亦無間罪なりと説くべし。

譬喩者は言はく、「五無間業は猶轉すべき有り、況んや彼の加行をや。故に契經に言はく、『若し一類有り、五無間に於て造作増長すれば、無間に必ず榛落迦の中に墮す』と。此の一類の言に准じて、別に一類有りて無間を造ると雖も地獄に生ぜざるを知る。爾らざれば一類は無用の言と成る。又世尊は言はく、『^{六三}婆羅は設ひ我が説く所の義を解するも、但解する能なし』と。此の中既に唯語を解

【五九】發智論十一(大正二六・九七二上)

【六〇】指鬘 *Angulimālyā*, *Angulimāla*. 鷲擱摩羅佛弟子なり。外道を信じ千人を殺して得果せんとし、佛に救はる。

【六一】室利毘多 *Srīgṛhita*, *Srīgṛhita*. 增一阿含四五・七(大正二・七七三下)王舍城の人にて佛を火坑に陥れんとす。

【六二】前に引く發智論の箇所なり。

【六三】婆羅、本文には婆羅とあり、婆羅正しく愚人の意なるべし。

無表生じ、表は唯逆罪のみなり。無間の業の勢力強きを以ての故なり。^{五五} 妙音尊者は是くの如き言を作す。「此の位の中に於て亦二表有り。表は是れ極微を積集して成ずるが故なり」と。今彼れの意を觀するに、表に多微有りて、逆罪の收有り、餘罪の攝有り（とするなり）。有るは阿羅漢に於て阿羅漢の想無く、亦決定して此れは阿羅漢と解すること無く、^{五六} 簡別無きが故に逆罪を成ず。父母に於ては全く此れと同じきに非ず。識知し易く、而も識らざれば殺害を行すと雖も棄恩の心無し。阿羅漢と人と別の標相無し。既に識り難し。是れ亦非と知り難きが故に漫心に殺すも亦無間を成ず。若し父を害すること有らんに、父は是れ阿羅漢なるも、一の逆罪を得ず。依止一なるを以ての故なり。若し爾らば喩説は當に云何が通すべきや。佛、^{五七} 始缺持に告ぐ。「汝已に二逆を造る。所謂、害父と殺阿羅漢なり」と。彼れは一の逆が二縁に由つて成ずるを顯はす。或は二門を以て彼の罪を訶責するなり。

若し佛所に於て惡心にて出血すれば、一切皆無間罪を得するや。要らず殺心を以て方に逆罪を成ず。打心にて出血するも無間則ち無し。決定の心の福田を壞すること無きが故なり。若し殺の加行の位に、彼れ未だ無學を成ぜず。將に死せんとして阿羅漢果を得したりとせば、能く彼れを殺す者逆罪有るや。無し。無學の身に於て殺の加行無きが故なり。

第四節 加行不可轉

^{五八} 若し無間を造る加行は轉すべからず、離染及び聖果を得すること有りと爲んや。頌に曰く、造逆の定まれる加行には、離染と得果と無し。

論じて曰はく、無間の加行若し必定して成ぜば中間に決して離染、得果無し。餘の惡業道の加行は中間に若し聖道の生ずるときは業道は起らず。轉じて得したる相續は定んで彼れに違するが故

【五五】 妙音 Chospa. この説婆沙一一九(大正二七・六一九四下)に出づ俱舍十八・三左

【五六】 阿羅漢ならば殺さじとの意志なきが故に、阿羅漢と知らざるも逆罪を感ず。

【五七】 始欠持 Sikkhadi, Sikhanadi, Ronuka 國の Kandrāyana 王の王子なり。父に嗣いで王位に上り、父を殺し羅漢を殺し墮獄す。Diy. pp. 449-85 有部毘奈耶四六(大正二三・八七三下)、婆沙一一九(大正二七・六一九下)、始驚持。

【五八】 無間業の加行は不可轉なるを示す。然し、その加行を遠加行と近加行あり、これは近加行に就いて云ふ。

養母の如し。諸の所作は皆應に諮つて決すべしと雖も、而も害すれば、但無間の同類を成す。上座は此に於て是くの如き言を作す。「若し羯刺藍は命有れば墮なし。若し墮有れば必ず已に命終す。有情は必ず糞穢に住すること無きが故に。是の事無きに由つて、問を爲すこと唐損なり。設ひ斯くの如きこと有るも、後を害すれば逆を成す。重恩を棄つるが故に、前を害するは然らず、子に於て重恩に彼れに關するに非ざるが故に」と。上座は決定して業趣の中に於て審に功能差別を知ること能はず。如何が中有に金剛を穿度するも、母腹に拘せられて餘處に往かざるや、母腹の中は能く金石を消すも、而も羯刺藍は中に於て増長す。地獄の中有。母腹の中に現はれて而も燒くこと能はず。腹と及び同類と此れも亦應に爾るべし。業力は思ひ難し。此の腹中の羯刺藍墮すと雖も、何ぞ轉じて餘の腹中に至りて増するを妨げんや。會て聞く、經中に説く、尊者 五童子迦葉有り、是くの如くにして生ずと。既に産門に置くに、吸うて胎處に至るが故に、糞穢の中に住すと説くべからず。或は但口より飲んで腹に入る有り、亦業力に由つて轉じて胎處に至る。有情の業力は不可思議なり。欲心無しと雖も而も業力に由つて、吸うて腹に至り、即ち胎藏を成する有り、後の母は持養等の恩有りと雖も、而も子の身に於て能生の本に非ず。若し持養等を害して便ち逆を成すれば、養母を殺す人は無間を成すべし。故に彼れの立つる所の重恩の田を棄つる(といふ)は、便ち不成或は不定の失あり。前母は持養等の恩を缺くと雖も、而も子の身に於て是れ能生の本なり。若し持養に非ざるを害して逆を成ぜざれば、前の所説の如く、子に於て怨有り、子反つて之を害するも無間無かるべし。故に彼れの所立は彼の因に關するに非ず。亦不成及び不定の失有り。故に唯人趣の結生の勝縁を害して害母の逆を成じ、唯持養者に非ざるなり。

若し父母に於て殺の加行を起し、誤つて餘人を殺すときは無間罪無し。父母に非ざるものに於て、殺の加行を起し、誤つて父母を殺すも亦逆を成ぜず。若し一の加行にて母と及び餘を害すれば二の

【五】童子迦葉 Kumāro Ka-
śyapa Kumāra Kassapa 鳩
摩羅迦葉。母入圍出家前妊娠
し尼となりて後迦葉を生む。
「是くの如くにして生ず」と云
ふは何の經の中にあるや明か
ならず。

且らく傍論を止めて、應に逆の縁を辯すべし。頌に曰はく、

恩と徳との田を棄壞するなり。形を轉ずるも亦逆を成ず。

母は謂はく彼れの血に因る。誤等は無し。或は有り。

打心もて佛の血を出すと、後の無學を害するとは無し。

論じて曰はく、何に緣りて母を害する等は、無間を成じて餘に非ざるや。恩田を棄て徳田を壞するに由るが故なり。謂はく、父母を害するは是れ恩田を棄つるなり。如何が恩有りや。身の生する本なるが故なり。如何が彼れを棄つるや。謂はく、彼の恩を捨つるなり。徳田とは謂はく、餘の阿羅漢等なり。諸の勝徳を具し、及び能く生するが故なり。徳の所依を壞するが故に逆罪を成ず。若し父母有りて、子初めて生する時、殺の爲めに豺狼の路等に棄て、或は胎内に於て方便して殺さんと欲し、定業の力に由つて、子命終せず、彼れ何の恩有りて之を棄て、逆を成ずるや。彼れは定んで不活等の畏有るに由つて、子の事に於て急に殺さんと欲する心を起し、然も棄等の時必ず悲愍を懷き、數數子に緣りて愛戀心に纏わる。若し此の恩を棄つれば下の逆罪に觸る。逆罪に下中上有ることを顯はさんが爲めの故に、恩を棄つるは皆逆罪を成すと説く。或は母等の田の器の法に由り、然も設ひ、彼れに恩無きも但其の命を害すれば、必ず應に無間に地獄の中に生ずべし。諸の聰慧の人咸是の説を作す。世尊、法に於て根源に了達し、是くの如き言を作す。但應に深く信ずべし。

「父母の形轉ざるを殺すも逆を成ずるや」。逆罪亦成ず。依止一なるが故なり。是くの如き義に由るが故に有るが問うて言はく、^{五三}「頗し男をして、命相を離れしむるに、父と阿羅漢に非ずして無間罪に觸るゝこと有りや不や」と。有り、謂はく、母の形を轉ずるときなり。此れと相違して女を問ふも亦爾り。設し女人有りて羯刺藍墮するとき、餘の女收め取りて産門の中に置いて子を生む。何を殺して害母の逆因を成ずるや。彼れの血は生者なり。讖託して方に増するが故に。第二の女人は但

【五二】 五逆罪の縁を示す。

【五三】 父にも阿羅漢にも非ざる男を殺して無間罪に觸るることありやとの問なり。

れを過ぎて限り無きことを明さんが爲めなり。唯破羯磨のみは通じて三洲に在り、極少は八人なるも多は亦限り無し。三洲に通ずとは、聖教有り、及び出家の弟子衆有るを以ての故に。要す一界中僧分れて二部となり、別に羯磨を作すが故に八人を須ゆ。此れを過ぎて遮すること無きが故に亦等と言ふ。

第五項 破法輪僧の無き時

何れの時分に於て破僧と破羯磨僧と有る容きや。結果より後、今亦法の未だ滅せざるに至り、破法輪僧の有る迄、六時分を除く。何等をか六と爲すや。頌に曰はく、

初と後と咆と雙の前と、
未結界と

是くの如き六位に於ては、
破法輪僧無し。

論じて曰はく、初とは謂はく、世尊の成佛して未だ久しからざるときなり。有情に善の阿世耶あるが故に、惡阿世耶未だ起らざるが故なり。後とは謂はく、善逝の將に般涅槃せんとするときなり。聖教増廣して善く安住するが故なり。必ず僧和合して佛方に涅槃す。有餘師の言はく、「法性を證すること定まるが故に、衆威憂感するが故なり」と。初に非ず後に非ず、戒見の二咆若し未だ起らざる位も亦破僧無し。要す見の咆生じて方に敢て破戒す。五〇（雙とは）未だ止觀の第一雙を立てざる時なり。法爾として彼れに由りて速に還合するが故なり。佛滅後の時には他信受せず。眞佛に敵對を爲すもの有ること無きが故なり。未結界の時には、一界の内、僧分れて二部となり僧破と名くべき無し。此の六位に於ては破法輪なし。是くの如き破僧は諸佛に皆有ること兩らず。五一宿に他を破する業有るを要す。此の賢劫の迦葉波佛の時、釋迦牟尼會て他の衆を破するが故なり。

第三箭 逆罪の縁

【四九】 教團の決して破壊せられざる時を示す。

【四九】 咆とは瘡なり。故に戒見の咆は破戒と破見なり。

【五〇】 止（禪定）第一の目連、猧（智慧）第一の舍利弗の一雙を定めざる以前は、破僧なし、何故なれば破僧の再和合の縁なきが故に破僧なしこの一雙定まりて破僧あるもこの一雙の人行いて説得し再和合せしむ。

【五一】 宿世に前生に破僧の業ある時、その佛の世に破僧あり。

の故に。染淨品に於て俱に躁動するが故に。要す淨行に住して方に能く破僧す。犯戒の人は威徳なきを以ての故に、即ち此れに由つて、餘の逆を造りて後破僧すること能はざるを證す。餘の逆を造り、及び彼の果を受くれば、處に定無きを以ての故に。斯に於て且らく淨行を擧げて初類と爲し、端嚴語具圓等を顯はす。醜陋訥等は破の能無きが故に。要す異處に破して、大師に對するに非ず。

諸の如來は輕逼すべからず、言詞威肅にして對すれば必ず能無きを以てなり。唯異生を破して聖者を破するに非ず。他は證淨を得するを引くこと能はざるが故に、有るが説く、「得忍も亦破すべからず」と。決定の忍は佛の説く所なるに由るが故に。二義を忍するが爲めに愚夫の言を説く。要す

所破の僧が(その)師の佛に異なるを忍じ、佛説に異なりて餘に聖道有りと忍ず。應に僧破は是くの如き時に在りと説くべし。此の夜必ず和し、宿を経て住せず、是くの如きを名けて破法輪僧と曰ふ。能く佛の法輪を障え、僧の和合を壞するが故なり。謂はく、僧の壞するに由つて邪道轉ずる

時、聖道遮せられて暫時轉せず。邪道と言ふは提婆達多が妄に五事を説いて出離道と爲す。一には乳等を受用すべからず。二には肉を斷ず、三には鹽を斷ず、四には截らざる衣服を被るべし。五には聚落の邊の寺に居すべし。衆若し彼れの説く所を忍許する時破法輪と名け、亦僧破と名く。

第四項 破僧の最少限と其の洲

何れの洲の人の幾くの法輪僧を破り、羯磨僧を破るは何の洲の人にして幾くか、頌に曰はく、

瞻部洲なり、九等なり、
方に法輪僧を破す。

唯羯磨僧を破するは、
三洲に通ず、八等なり。

論じて曰はく、唯瞻部洲の人は少なくとも九に至り、或は復此れを過ぎて能く法輪を破る。餘の

洲に於てするに非ず。佛無きを以ての所に。要す佛有る處に異師を立つべし。要す八苾芻を分つて二衆と爲し、以て所破となし、能破は第九なり。故に衆は極少なるも猶九人なるべし。等の語は此

【一〇】 異處とは佛の在ます處の義なり。これ破僧の處なり。

【一一】 破僧の相手は異生なり。

【一二】 俱舍論十八・二右に諸聖者證法性故とあり、證淨とは四證淨なり。豫流の聖者の資格なり。

【一三】 破僧のことにありたる夜、再び和合し、一宿を経ずとの意なり。

【一四】 破法輪僧。二種の破僧ある中の一種にして佛在世の佛に敵對しこの破僧なり。

【一五】 Chulavagga, VIII, 3, 五分二五(大正二三・二五七上)、十誦三六(大正二三・二五九上)、有部破僧事一〇(大正二四・一四九中)五事の内容は各々異なる。

【一六】 此の段は破僧の僧の最少の數を示し及び二種の破僧が何れの洲にあるかを示す。

二種の破僧とは一は破法輪僧にして先に註す。二は破羯磨僧にして佛に敵對するに非ずして羯磨結果布薩を別にし分裂すること、大衆部上座部の分裂の如きこれなり。

【一七】 餘の洲には佛なきが故に破法輪僧なし。

中天無く、苦を受くること多時なり。如何が餘は果無かるべしと言ふべけんや。上座は此に於て是くの如き釋を作す。「或は地獄に於て死し已りて更に生ず」と。若し爾らば寧ぞ順後受業に非ざらんや。彼れは此の難に於て反詰して答へて言はく、「若し先に餘の不善業を作り已に地獄を引き、後に無間を造ること有らば、此れ亦云何が無間業を成ぜんや。天世、中間に於て有りと爲んや。豈、前の無間は即ち受くるに隨はざらんや」と。我れ先に已に時分定業を辯ぜり。餘位に轉じて、異熟を受くる理無し、此れに由りて是くの如き詰を作すべからず。有るが説く、「先に餘の定まれる惡業の次の地獄の生を引くを造りて、後に無間を造らず」と。有るが説く、「設ひ造るも、唯滿業を成す。多逆を造り、先に引にして後に滿なるが如し。唯能く引くを無間業と名くるに非ず」と。故に彼の反詰は答に於て能無し。然るに彼れの言ふ所の、中間に天世有りと爲んやとは、此れ極めて龜疎なり。次生を感ずるに於て無用なること同じきが故に。天世の善業の爲めに間隔せられ、惡業の次の地獄生を感ずる力無くんば、便ち説いて名けて順後受業と爲すが如く、是くの如く地獄の餘業に間てられ、能く次の地獄生を感ずる力無くんば、云何が天世に隔てらるゝが如く、後に逆を造るを順後受と成らしめざらんや。故に對法宗の釋する所は失無し。經に五逆を順生受と説くが故に。

第三項 破 僧 の 緣

誰か、何れの處に於て能く誰を破するや。破することは何れの時に在るや。幾くの時を経て破するや。頌に曰はく、

苾芻なり、見なり、淨行なり、 破は異處なり、愚夫なり。

師道と異りと忍する時を

破と名け宿を經ず。

論じて曰はく、能く僧を破る者は、要す苾芻にして、必ず在家と苾芻尼等には非ず。彼れの依止に威徳なきを以ての故に。唯見行の人にして愛行の者に非ず。惡の意樂極めて堅深なるを以て

【三八】次に能破者の資格、破僧の處、破僧の相手、破僧の時等を明す。

【三九】能破者の資格は大比丘にして見行及び淨行の人なり。

三四 若し爾らば僧破は其の體是れ何ぞ。能所破の人の誰か成就する所ぞ。頌に曰はく、

僧破は不和合にして、心不相行なり。

無覆無記の性なり。所破の僧の成する所なり。

論じて曰はく、僧破の體は是れ不和合の性なり。三五 無覆無記にして、心不相應行蘊に攝する所なり。豈無間を成ぜんや。是くの如き僧破は誑語に因つて生ずるが故に、破僧は是れ無間の果なりと説く。能破の者、此の僧破を成するに非ず。但所破の僧衆の成する所なり。

第二項、能破の成就と時及び處

四六 此の能破の人は何をか成就する所ぞ。破僧の異熟は何の處にして幾の時ぞ。頌に曰はく、

能破者は唯此の虚誑語の罪を成す

無間なり、一劫熟なり。罪の増すに隨ひ苦増す。

論じて曰はく、能破僧の人は破僧罪を成す。此の破僧罪は誑語を性と爲す。即ち僧破と俱に生ずる語の表無表業なり。此れは必ず無間の大地獄の中に、一中劫を経て極重の苦を受く。餘の逆は必ずしも無間に生ぜず。然るに此れが一大劫を経ざるは欲界には此の壽量有ること無きが故なり。一中劫の時も亦満足せず。經に『天授は人壽四萬歳の時、人中に來生して獨覺の菩提を證す』と説くが故に。然も壽一劫の言に違背せず。一劫の少分の中に一劫の名を立つるが故に。現に一分にも亦全の名を立つること有り。「此の日、我れに障礙有り」と言ふが如し。或は「賊村を燒く」等と説いて言ふが如し。

「若し多逆を造れば初めの一、已に無間の獄生を招く、餘は應に果無かるべし」。果無き失無し。多逆を造る人、唯一、能く引いて餘は助滿するが故に。彼の罪の増すに隨つて苦還増して劇し。謂はく、多逆に由つて地獄の中の大柔軟身と、多猛の苦具とを感じ、一三四五倍の重苦を受く。或は

【三四】 傍論として特に破僧に就て明す。

【三五】 不和合の破壊は不和合の缺くこと、即ち和合の非得なるが故に、それ自身は無覆無記の心不相應行蘊の所攝なり。故に僧破の體は無間に非ず。僧破は無間業たる虚誑語の果なり。

【三六】 僧破の原因たる能破者の業道異熟、處時等を明す。

【三七】 天授 Devadatta 提婆達多。Milinda p. IV. 1. 32 に提婆達多は後に At. hisara といふ辟支佛となるべしとの記事あり、有部破僧事一〇(大正二四・一五〇中下) 同記事あり。

熟を感ずること勿し。是くの如くんば則ち非業の過有るべし。又彼の先に此れを證する因を説いて身業語業は獨り異熟を招くこと成じ難き故にと言ふは、此の言は何の義ぞ。豈意業と共に異熟を招くや。即ち此彼の體類をして是れ同ならしむ。獨り思、心を離れて能く異熟を招くこと亦成じ難きが故に、則ち心は是れ無間の體、或は體は是れ思なりと許すべし。又應に推徴して説くべし。意業有りて是れ無間ならば、且らく害母は何の思の力に由つて地獄の生を引くや。思惟の思と爲んや、業道の思と爲んや。若し思惟の思ならば、如何が母に於て全く未だ損害あらざるに、定んで地獄の生を引くや。若し業道の思ならば、如何が身語業獨り能く果を感ずるに非ずと説くべけんや。思惟の思に由つて彼れ方に果を取るに非ざるが故に。又彼れは自ら先に思惟の思、後に業道の思と許す、先は是れ意業、後は身語業、前後相望するに、時と相と各異にして果を一にする理なし、如何んが身業語業獨り異熟を感ずること其の理成じ難しと言ふべけんや。故に彼れの言ふ所は聖教の外に在り、然るに我が宗とする所の決定の義は、頌に曰はく、

此の五無間の中、 四は身、一は語業なり。

三は殺、一は誑語、 一は殺生の加行なり。

論じて曰はく、五無間の中、四は是れ身業、一は是れ語業、三は是れ殺生、一は虚誑語の根本業道、一は是れ殺生の業道の加行なり。如來の身は害すべからざるを以ての故なり。破僧の無間は是れ虚誑語なり。既に是れ虚誑語なれば何に縁つて破僧と名くるや。^三因が果の名を受くるなり。或は能破の故なり。

第二節 傍論 破僧

第一項 破僧の體

【三】體は是れ虚誑語なれども、それを因として破僧の果あるが故に、果の名を因に名け、又能破は虚誑語所破は僧伽なるが故に、能破の故に破和合僧の名を説く。

想(處)と北洲とは決定して聖道を證す容き義無きが故に、唯彼に於て異熟障を立つ。有るが説く、「彼處は唯異生のみに屬し、餘處は皆聖者と共なる容きが故に是れ異熟障の攝と説かず」と。

第六章 特に業障に就きて

第一節 五無間業の體

前に辯ずる所の三重障の中に於て、五無間業を業障の體と爲すと説けり。五無間業は其の體是れ何ぞ。且らく上座は言はく、「三業を體と爲す。身業語業一獨り能く異熟果を招くこと、理成じ難きが故に、但意業の所作の事重きを以ての故に、能く殊勝の異熟を感ずと許す」と。此れは極めて疎悅なり。疎悅とは何ぞ。汝已に思は身語に依つて轉じて身語業と名くと許す。今は意業を無間の體と爲すと許す。便ち應に暫らく逆を造らんと欲する思を起して即ち無間を成すべし。又意業の所作の事重く、殊勝の異熟果を感ずと許すと言ふは、此れは唯妄りに許して自宗に違するが故に。若し思有りて身語を動發す、此の思を所作の事重しと説くべしと謂はゞ、然らば彼れは意業と爲すと説くべからず。身語の二門に依つて轉ずるを以ての故に。若し思、身語を動發すること能はず、彼れ是れ意業なりと許さば、然らば所作は重きに非ず。寧ぞ意業の所作の事重しと説かんや。若し身語の二を動發する思是れ意業の思にして、所作の重き事の故に、意業の所作重しと説くと謂はゞ此れも亦理に非ず。事重きに非ざるが故に、唯思にして身語の二業を成ぜざる意業彼の事の重きを引く。豈所作の事の重きの言は身語を動發することを顯はすを成ぜんや。故に所作の重は意業の思に非ず。若し果を觀じ思の所作重きが故に、亦意業の所作重しと説かば、意業の前の思も能く意業の果を引く。果の事重きが故に亦事重しと名くべし。是くの如くんば太過失有るべし。又意業は身語の思と因果性の故に、共に異熟を感ずるに非ず。彼の意業は彼れの前の思と亦因果の故に、同じく異

【三】此れより以下六段に分ち特に業障を説明す。

三洲には無間有り、

餘の扇搗等には非ず。

恩少なく羞耻少なればなり。

餘の障は五趣に通ず。

論じて曰はく、一切の障は諸趣に皆有るに非ず。且らく無間業は唯人の三洲に(在りて)、北俱盧と餘の趣と餘の界とに非ず。三洲の内に於ても、唯女と及び男とのみ、扇搗等に非ず。^{三〇}惡戒無きが如し。有るが説く、「父母は彼れに於て恩少なく、彼れは父母に於て羞耻少なきが故に」と。謂はく、彼れは父母不具の身を生んで愛念又微なるが故に恩少なしと言ひ、彼れ父母に於て慚愧亦微なり。要す、重き慚愧を壞して方に無間罪に觸るゝなり。然るに上座は言はく、「彼の扇搗等若し母等を害すれば、亦無間を成す。彼の愚癡の類不應作の業を作し、豈、此れに乗じて親史多天に生ず容けんや。豈但、人有りて不應作を作し、彼の天處に生ぜざるのみならんや。即ち定んで地獄に生ずるが故に」と。徵責すと雖も而も詞は理に乖く。都て思慮無くして闇に此の言を發す。又彼れは自ら、「傍生趣等亦父母を害し何ぞ無間に非ざるや」と徵し、便ち自ら釋して言ふ。「覺慧劣るが故に、想變壞するが故に、慈愛薄きが故に」と。豈此れは扇搗等も亦有ることを得容きに因り、無間無からざらんや。設ひ彼の類に無間の罪有りと許すも、上座の説は少をして信知せしむるに非ず。故に我が宗とする所、理に於て善と爲す。若し人有りて、^{三一}非人の父母を害するも亦逆罪を成せず。恩と羞耻と少なきが故に。謂はく、彼れは子に於て人の恩の如きもの無く、子は彼れに於て人の慚愧の如きものなし。

已に業障は唯人の三洲のみなることを辯ぜり。餘の(二)障は應に知るべし。五趣に皆有り。然れども煩惱障は一切處に遍し、若し異熟障ならば全の三惡趣と、人は唯北洲と、天は唯無想(處)のみなり。豈、三洲の處も、扇搗等の身は聖道の器に非ざるが故に、異熟障に攝せずや。是くの如き理なし。彼の生に於て引業の牽く所の同分の相續は男等と成り、聖道の器と爲るべく。唯三惡趣と無

【三〇】 正理四十三(前業品第三章第八節斷善根と業道の下)に「非扇搗等能斷善根」とあり(俱舍十七・四右)、又正理三九(前業品第一章十九節の下)に偈に「惡戒人除北二黃門二形」とあり、(俱舍十五・十左)

【三一】 人間が鶏又は獅子等より生れたる場合をいふ。

所有る定業の能く見諦を障ゆるもの、一切皆應に是れ業障の攝なるべし。謂はく、諸の業の造作増長して、能く惡趣、卵生、濕生、女身、人天の三第八有等を感じる有り、並に大梵を感じる順後受業、或は色無色の一處二生。此れ有るは皆見諦に入る理無し。何に緣つて是れ業障に收むと説かさるや。此の類の中定に非ざる有るを見るが故に。謂はく、是くの如き業の種類の中に於ては、皆強緣有りて廻轉せしむべく、聖道と及び道の資糧を障えざるが故に。此の中に於ては少業の轉すべからざる者有りと雖も、立て、障と爲さず。無間の種類は皆轉すべからざるが故に。唯此れに於て立て、業障と爲す。毘婆沙は説く、此の五因縁の見易く知り易きを説いて業障と爲す。謂はく、處、趣、生、果、及び補特伽羅なり。處とは謂はく、此の五は定んで母等を以て起處と爲すが故に。趣とは謂はく、此の五は定んで地獄を以て所趣と爲すが故に。生とは謂はく、此の五は定んで無間に生じて異熟を感じるが故に。果とは謂はく、此の五は決定して能く非愛の果を招くが故に。補特伽羅とは謂はく、此の五逆は重惑を行するに依り、補特伽羅は共に此の人は能く母を害す等と了す。餘業は爾らず、立て、障と爲さず。餘の障の廢立は應の如く當に知るべし。此の三障の中煩惱最も重し。能く業を發し、業は果を感じるを以ての故に。有餘師は言はく、「煩惱と業と二障皆最も重し。此れ有る者は第二生の中も、亦治すべからざるを以ての故なり」と。

無間とは何の義ぞ。この無間業は無間の生に於て必ず果を受くるが故に。餘の生の果と業と能く隔つること無きが故に。有るが説く、「造逆の補特伽羅、此れより命終して定んで地獄の中に墮し、間隔無きが故に、無間と名く。彼れは無間を有して無間の名を得、無間の法と合するが故に無間と名く。沙門(性)と合するが故に沙門と名くるが如し」と。

第二項 三障と界趣

三障は何の趣の中に有りと知るべきや。頌に曰はく、

【二】第八有 Asthava-Dhava 欲界經生の聖者は欲界の第七生にて入涅槃す。第八有に入るものは入涅槃すること能はざるが故に、この第八有の身を感じる業は入證の障よりとの意なり。

【三元】此の段は三障が何の界趣にあるかを示す。

論じて曰はく、二無心定は異熟有りと雖も、而も勢力の衆同分を引くもの無し。諸の業と俱有に非ざるを以ての故なり。一切の不善と善の有漏の得も亦勢力の衆同分を引くものなし。諸業と果を一にするに非ざるを以ての故に。諸の餘の不善と善の有漏法は皆二に通ず容し。謂はく、引と及び満となり。

第三節 三障

第一項 三障の體相

薄伽梵の説かく、『重障に三有り、謂はく、業障、煩惱障、異熟障なり。是くの如き三障は其の體是れ何ぞ。頌に曰はく、

三障とは無間業と、及び數行そくぎやうの煩惱と、

並びに一切の惡趣と、北洲の無想天となり。

論じて曰はく、業障の體とは、謂はく、五無間なり。一には母を害し、二には父を害し、三には阿羅漢を害し、四には和合僧を破り、五には惡心にて佛身の血を出すなり。煩惱障の體とは、謂はく、數行の煩惱なり。下品の煩惱も、若し數行有れば伏除せんと欲すと雖も、其の便を得難し、彼れに由つて展轉して、上品をして生ぜしむ。伏除すべきこと難きが故に、亦障と名く。上品の煩惱も若し數行せざれば、對治道の生ずること其の便を得易し。極めて猛利なりと雖も、而も障の攝に非ず。欲界に住する具縛の有情は、平等に皆一切の煩惱を成(就)すと雖も、而も現行して別に障と爲ることは同じからず。故に煩惱の中、品の上下に隨ひ、但數行するものを煩惱障と名く。

異熟障の體とは、謂はく、三惡趣の至と及び善趣の一分、即ち北洲と無想となり。何故に障と名くるや。能く聖道と及び道の資糧と並に離染を障ゆるが故なり。『唯無間のみ是れ業障の體に非ず。

【五】三障のこと發智論十一(大正二六・九七三上)に出づ。
【六】業障 *Kamma-avarana*
煩惱障 *Klesha-avarana*
異熟障 *Vipaka-avarana*

【七】先に五無間業が業障なりと云へるを以て、今それ以外にも業障あるに非ずやと問へるなり。

異熟の分位の差別を顯はさんが爲めの故に是の言を作す。或は初の基を顯はすが故に是の説を作す。彼れは一業に由つて、一生の中の大貴多財及び宿生智を感じ、斯れに乗じて更に餘生を感ずる福を造り、是くの如く展轉して、最後身に至り、富貴の家に生じて究竟果を得。^三一迦栗沙鉢拏に縁つて、方便して息利を勤求し、千倍を成ずるもの有り、我れ本、一迦栗沙鉢拏に由つて、遂に今時に至つて大富貴を成ずと言ふが如し。是の故に一業は唯一生を引く。一生は一業に由つて引くと言ふと雖も、而も圓滿は多業に由つて成ずと許す。譬へば畫師の先づ一色を以て其の形狀を圖し、後に衆彩を填むるが如しと。今此の中に於て一色の喩ふる所は一類の業と爲んや、一刹那と爲んや。若し一類に喩ふれば此の宗理に違す。一業が一生を引くの言は一類に約すべきに非ず。類は必ず多なるを以ての故に。多が一生を引くは理に應せざるが故に。若し一色は一刹那に喩ふと言はゞ、一刹那能く形狀を圖するに非ず。即ち立つる所の喩は證に於て能なし。今此の中の一類の業を喩ふるを見るに、如何が引業は類に約して成ずるを得んや。一趣を引く業は衆多有るが故に。此の言の意は一類の業の中、唯一刹那が衆同分を引く、同類異類の多刹那の業は能く圓滿の爲めの故に、説いて多と爲すが故に、一色先に形狀を圖し、後衆彩を填するが如し。此の言は理に應ず。是の故に同じく人身を稟くること有りと雖も、而も其の中に於て支體、諸根、形量、色力の莊嚴を具するも有り、或は前(の諸のもの)に於て、缺減多き者も有るなり。^三

唯業に由つて能く生を引滿すと爲んや。爾らず。一切の業と果を一にする法は勢力強きが故に、亦生を引滿す。此れと相違するは能く滿すも引には非ず。

第二項 二類の體

是く如き二類は其の體是れ何ぞ。頌に曰はく、

二無心定と得とは、引く能はず、餘は通ず。

【二】迦栗沙鉢拏 *Kaṣṣapa* *nis*, *Kaṣṣapa* 普通最底の金額を示す。一錢。

【三】業と俱有の法、即ち此の業と相應する心心所及び生等は生を引滿す。俱有ならざるものは滿たすも引かず。

【四】先の節に云ふ所の業以外の引滿する所のものがらを出す。

【五】無想定滅盡定の二定は共に異熟ある法なれども業と俱有に非ざるが故に引する能はず得も亦然り、他の不善と善の有漏法は引滿す。

俱に過有り。一の本有の中、衆多の死(有)生有るべきが故に。或は應に乃し、無餘涅槃に至るまで、中間に死及び生無きが故に。何に縁つて定んで一の趣處の中に限つて、異業の果有りて生ずれば便ち生死有り、異業の果有りて起りて而も死生なきや。一業の果終りて餘業の果起れば、理として定んで死有り生有りと立つべし。又一生は定んで多種の造作増長の業の所引と爲すと許すが故に、則ち決定して中天者無かるべし。或は果を受けずして、而も永く彼の業を業つべし。然るに先に已に説く。先に説くとは何ぞ。謂はく、理として必ず時分定の業の所感の異熟轉じて、餘時に受くること無し。又理として必ず時分定の業の造作増長に非ずして必ず異熟を受くること無きが故に。若し「有る生は定不定の多種の業の引に由り、或は復有る生は唯多種の定業の所引と爲すが故に、中天有り、及び盡壽有り」と謂はゞ、此れも亦然らず。時分の果の業の定不定受は決定無きが故に。若し一類有りて、中年老年の時分の果の業は決定して受くべく、嬰孩童子少年の果の業は不定受ならば、彼れ復如何ぞ。理として必ず前を離れて後有るべし。或は前位の所有の果の業は必ず是れ定受なるべし。定んで果を受くるが故に。然るに此の中に於て決定の理無し。前位の業をして決定して果を受けしめ、後位の業をして果を受くること不定ならしむ。故に一生は多業の所引なることなし。

後にも亦失有り、一業多生を引く。時分の定業應に雜亂を成すべきが故に。此れは雜亂無し。先に已に辯するが如し。故に一業の能く多生を引くこと無し。若し爾らば、何に縁つて尊者二九無滅は自ら言ふや。『我れ憶ふ、昔、一時に於て、殊勝の福田に於て、一たび食を施せる異熟として、茲從り七返三十三天に生じ、七度び人中に生れて轉輪聖帝と爲り、最後に生れて大釋迦家に在り、珍財を豐足して多く快樂を受く』と。毘婆沙は已に此の言を釋す。『一たび食を施すを依と爲して、多くの勝思願を起し、能く位別の多くの異熟生を引くが故に是くの如きの言を作す。』一たび食を施す異熟』と。異熟能く復生を感ずべからず。但一たび食を施す境に依つて、多くの思願を起し、招く所の

【二九】無滅。Aniruddha, Aniruddhaの譯なり。阿那律、阿尼婁駄等と音譯さる。佛の十大弟子の一人にして天眼第一と稱せらる。
【三〇】中阿含六六經說本經(大正一・五〇八下)

食等、諸有の世俗の禮儀と合せざるは、皆説いて名けて軌を壞する身業と爲す。諸有の無覆無記の語業の形と言と時と及び作者等を壞し、但、世俗の禮儀に合はざる有るを、皆説いて名けて軌を壞する語業と爲す。等しく前の二を起す思を軌を壞する意業と名く。此れと及び染業を不應作と名く。應作業は此れと相翻す。俱に前の二に違するは是れ第三の業なり。若し世俗に依れば後も亦然るべし。若し勝義に就けば前説を善と爲す。謂はく、唯善業を名けて應作と爲す。唯諸の染業を不應作と名く。無覆無記の身語意業は非應作非不應作と名く。然るに一切の不應作の業は皆惡行の攝に非ず。唯不善有りて是れ惡性なるが故に、惡行の名を得。愛果を招くを以て名けて妙行と爲す。非愛の果を招くを名けて惡行と爲す。有覆無記は是れ不應作なりと雖も、而も惡行の攝に非ず。此の所行に由つて決定して愛非愛の果を招くこと能はざるが故に。

第二節 引業と滿業

第一項 二業の相

今此の中に於て復應に思擇すべし。一業に由つて但一生を引くと爲んや、多生を引くと爲んや。又一生は但一業の引くところと爲んや、多業の引くところと爲んや。頌に曰はく、

一業は一生を引く、
多業は能く圓滿す。

論じて曰はく、若し正理に依らば應に決定して説くべし。但、一業に由つて唯一生を引くと。此の一生の語は衆同分を顯はす。同分を得るを方に説いて生と名くるを以てなり。

「若し一生は多業に由つて引くと説き、或は一業は能く多生を引くと説かば是の二の言は理に於て何の失ぞ。且らく、初めに失有り、謂はく、一生の中、前業の果終りて後業の果起る。業果別なるが故に、死生有るべし。或は多生に死生無かるべし。理として業果の終起は一生の如きが故に。二

【八】業と生との關係に於て論じ引業と滿業の差別を立つ。

初めは三、四、一有り、中は二、四、三果有り、

後は一、二、四有り、皆次の如く應に知るべし。

論じて曰はく、見所斷等の三業は次の如く、一一に因と爲りて各三法を以て果と爲す。別とは初めの見所斷の業は、見所斷の法を以て三果と爲す。異熟と及び離繫とを除く。修所斷の法を以て四果と爲す。離繫を除く。非所斷の法を以て一果と爲す。謂はく、増上なり。中の修所斷の業は見所斷の法を以て二果と爲す。謂はく、土用と及び増上なり。修所斷の法を以て四果と爲す。離繫を除く。非所斷の法を以て三果と爲す。異熟と及び等流を除く。後の非所斷の業は見所斷の法を以て一果と爲す。謂はく、増上なり。修所斷の法を以て二果と爲す。謂はく、土用と及び増上なり。非所斷の法を以て四果と爲す。異熟を除く。皆「次の如し」とは其の所應に隨つて、上の諸門に漏ず。略法應に爾るべし。

第五章 論所説の諸業

第一節 應作等の三業

諸業を辯ずるに因みて、復問うて言ふべし。本論の中に説く所の三業、謂はく、應作業、不應作業、及び非應作非不應作業の如き、其の相云何ぞ。頌に曰はく、染の業は不應作なり。有るが説く、亦軌を壞するなりと。

應作の業は此れに翻す。俱に相違するは第三なり。

論じて曰はく、有るが説く、「染汚の身業意業は不應作と名く。非理の作意より生ずるを以ての故に」と。有餘師は言はく、「諸の軌則を壞する身語意業は設ひ、是れ不染なるも亦作すべからず。彼れは世の軌則と合せざるに由るが故に。謂はく、諸の無覆無記の身業の若しは住、若しは行、若しは飲

【二六】發智論十一(大正二六・九七四上)如理所引、非理所引、

【二七】應作業 *Yoga vihita*
Kamma 不應作業 *Ayoga vihita*
Kamma 非應作非不應作業
Noyoga-nayoga vihita Kamma

同地には四果あり、異地には二、或は三なり。

論じて曰はく、諸地の中に於て、隨ひて何の地の業も、同地の法を以て四果と爲す。離繫を除く。若し是れ有漏なれば、異地の法を以て二果と爲す。謂はく、土用と及び増上なり。若し是れ無漏なれば、異地の法を以て三果と爲す。異熟と及び離繫を除く。界に墮せざるが故に等流を遮せず。

第五節 三學業と三學法との因果關係

已に^{一三} 諸地を辯ぜり。當に學等を辯すべし。頌に曰はく、

學は三に於て各三なり。 無學は一と三と二となり。

非學非無學は、

二と二と五との果有り。

論じて曰はく、學等の三業は、一一に因と爲りて、其の次第の如く、各三法を以て果と爲す。別とは謂はく、學の業は學の法を以て三果と爲す。異熟と及び離繫とを除く。無學の法を以て三と爲すことも亦爾り。非二(の法)を以て三果と爲す。異熟と及び等流を除く。無學の法は學の法を以て一果と爲す。謂はく、増上なり、理として二と言ふべし。謂はく、等流を加ふ。無學(の法)を以て三果と爲す。異熟と及び離繫とを除く。非二(の法)を以て二果と爲す。謂はく、土用と及び増上なり。非二の業は學の法を以て二果と爲す。謂はく、土用と及び増上なり。無學の法を以て二と爲すこと亦爾り。非二(の法)を以て五果と爲す。

第六節 三斷業と三斷法との因果關係

已に^{一五} 學等を辯ぜり。當に見所斷等を辯すべし。頌に曰はく、

見所斷の業等は、

一一各三に於てするに、

【二】 無漏法は界に墮せず縛せられざるが故に異地の無漏法と同類因等流果の關係にあり。

【三】 第四に有學、無學、非學非無學の三學の業が三學の法に對して持つ關係を示す。

【四】 非二の法とは非學非無學の法の謂にして一切有爲法と三無爲なり。

【五】 第五に見所斷、修所斷、非二斷の三斷の業と三斷法との關係を述ぶ。

等流と及び離繫とを除く。中の不善業は善法を以て二果と爲す。謂はく、士用と及び増上なり。不善を以て三果と爲す。異熟と及び離繫を除く。無記を以て四果と爲す。離繫を除く。等流果とは、謂はく、見苦所斷の一切の不善業と及び見集所斷の遍行の不善業は、欲界の中の身(見)と邊見との品の諸の無記法を以て等流と爲すが故に。後の無記の業は善法を以て二果と爲す。謂はく、士用と及び増上なり。不善を以て三果と爲す。異熟と及び離繫を除く。等流果とは、謂はく、身(見)と邊見との品の諸の無記の業は、五部の不善を以て等流と爲すが故なり。無記(法)を以て三果と爲す。不善の如し。

第三節 三世の業と三世の法との因果關係

已に三性を辯ぜり。當に三世を辯すべし。頌に曰はく、

過は三に於て各四なり、
現は未に於て亦爾り。

現の現に於けるは二果なり。
未は未に於て果三なり。

論じて曰はく、過去、現在、未來の三業が、一一に因と爲りて、其の所應の如く、過去等を以て果と爲す別とは、謂はく、過去の業は三世の法を以て、各四果と爲す。離繫を除く。現在世の業は未來を以て四果と爲す。前に説くが如し、現在を以て二果と爲す。謂はく、士用と及び増上なり。未來世の業は未來を以て三果と爲す。等流と及び離繫を除く、後の業に前の果ありと説かざるは、前の法は定んで後の業の果に非ざるが故なり。

第四節 諸地の業と諸地の法との因果關係

已に三世を辯ぜり。當に諸地を辯すべし。頌に曰はく、

【一〇】 第二に三世門にて三世の業を三世に當ててその因果關係を示す。

【二】 第三に業の因果を地の關係に於て見るもの。

の十隨眠の斷を苦法智忍の離繫、士用果と爲すと説き、曾て是れを増上果と説かざるや。説かざるは便ち彼の果に非ざるに由るに非ず、即ち彼の文は苦法智を苦法智忍の等流、士用果と爲すと説き曾て是れ増上果なりと説かざるを以ての故に、然も實に苦法智は是れ彼の増上果なり。而も説かざるは義極成するが故に。此れも亦應に然るべし。士用果を擧ぐれば、理として則ち已に増上果を擧ぐるが故に。唯是の増上果のみを生ずべきに非ず。非擇滅は是れ心の果なりと説くが故に。此れを離れて更に餘の果の義無きが故に。即ち斷道の中、無漏道の業は唯四果有り。謂はく、異熟を除く、

餘の有漏善及び不善業も亦四果有り。謂はく、離繫を除く。前の斷道に異なるが故に、説いて餘と爲す。次後の餘の言は此れに例して釋すべし。謂はく、餘の無漏^六及び無記の業とは唯三果有り。前の除く所を除く。謂はく、前の除く所の異熟と及び離繫とを除く。

第二節 三性業と三性法との因果關係

已に總じて諸業に果有ることを分別せり。次に、異門の業に果相有ることを辯ぜん。中に於て先づ善等の三業を辯ぜん。頌に曰はく、

善等を善等に於てするに、
初めは四と二と三と有り。

中は二と三と四と有り、
後は二と三と三との果あり。

論じて曰はく、最後に説く所の皆「次の如く」の言は所應に隨つて、前門に遍する義を顯はす。且らく、善、不善、無記の三業を一一に因と爲して、其の次第の如く、善、不善、無記に對して、果の數有ることを辯せん。後は例して應に知るべし。謂はく、初めの善業は善法を以て四果と爲す。異熟を除くなり。不善を以て二果と爲す。謂はく、士用と及び増上なり。無記を以て三果と爲す。

【四】無漏道には輪廻に關する報果なきが故に異熟なしといふ。

【五】餘の有漏善及び不善業は斷道に非ざるが故に離繫果なし。

【六】餘の無漏と無記業は斷道に非ざるが故に離繫果なく、又共に異熟因たること能はざるもの故に異熟果なし。

【七】此の段以下、前に業を有漏無漏分別を以て見たるを以て次に三性三世諸地、三學三斷等の他の五の方面より見たるものなり。今は其の第一、三性門なり。

【八】本文には果門とあれども、俱舍論十七、十一右異門 (Paripinā) とあり、果門にては義意通せず。異門の設あるべし。異門とは種種の方面よりの意味なり。

【九】「次の如く」下の三斷門の下の偈中にある言葉にて、この語が全體にかかるといふ意味なり。

卷の第四十三

(辯業品第四の十一)

第四章 業と果

第一節 有漏無漏の業と五果

前に説く所の如く、果に五種有り、何等の業に幾くの果有りや。頌に曰はく、

斷道の有漏業は、
具足して五果有り、

無漏業に四有り、謂はく、
唯異熟を除く、

餘の有漏の善惡も亦四なり。
離繫を除く。

餘の無漏と無記とは三なり。
前に除く所を除く。

論じて曰はく、道の能く斷を證し、及び能く惑を斷するに斷道の名を得、即ち無間道なり。此の道に二種有り、謂はく、有漏と無漏となり。有漏道の業には具に五果有り、等流果は、謂はく、自地の中の後の等、若しは増の諸の相似法なり。異熟果は、謂はく、自地の中の斷道の招く所の可愛の異熟なり。離繫果は、謂はく、此の道の力が惑を斷じて證する所の擇滅無爲なり。士用果は、謂はく、道の牽く所の俱有と解脫と所修と及び斷となり。俱有と言ふは、謂はく、俱生の法なり。解脫と言ふは、謂はく、無間の生、即ち解脫道なり。所修と言ふは、謂はく、未來修なり。斷は、謂はく、擇滅なり。道力に由るが故に彼の得方に起る。増上果は有るは是くの如く説く、謂はく、「自性を離れて餘の有爲法なり。唯前生を除く」と。有るが是の言を作さく、「斷も亦應に是れ道の増上果なるべし。道の増上力能く彼れを證するが故に」と。若し爾らば何が故に、毘婆沙の中、唯欲界

【一】 此の段は有漏無漏の業と五果の關係を述ぶ。

【二】 斷道の名義を釋するものにて、惑を斷する役目の道なるが故に斷道といふ。又これを無間道とも云ふ。

【三】 有漏道の業には總て五果ともあり、無漏道の業には異熟果を除いて他の四果あり。餘の有漏善及び不善業には離繫果を除いて餘の四果あり。又餘の無漏及び無記は離繫と異熟を除いて他の三果あり。

虚しく命を延ぶるが故なり。正語、(正)業、(正)命は此れに翻じて知るべし。

何に縁つて業道の中には、身を先にし、語を後にし、八道支の中には、語を先にし身を後にするや。業道の中に龜細に随つて説き、道支の次第は順に相生するに據る。故に契經の中に、「尋伺し已つて發語す」と言ふなり。

善業道の三果は且らく離殺に於て、若しは習、若しは修、若しは多所作、此の力に由るが故に、天中に生じて異熟果を受く。彼より没し已つて、人中に來生し、極長の壽の近の増上果を受く。即ち復此れに由つて諸の外具を感ず。大威光の遠の増上果有り。餘の善の三果は惡に翻じて應に説くべし。

第十二節 附論、邪命

又契經に説く、『八邪支の中にて、色業を分ちて三と爲す。謂はく、邪語と(邪)業と、邪命なり』と。邪語、(邪)業を離れて、邪命とは是れ何ぞ。彼れを離れては無しと雖も、而も別に説くは、頌に曰はく、

貪より生ずる身語業は、

邪命なり、除き難きが故に。

命の資貪より生ずと執するは、

經に違するが故に非理なり。

論じて曰はく、瞋と癡より生ずる所の語と身との二業を、次の如く唯邪語、邪業と名く。貪より生ずる所の身と語の二業を邪語、邪業と名け、亦説いて邪命と名く。除き難きを以ての故に、二に異にして別に立つ。貪に細にして能く諸の有情の心を奪ふ。極めて聰慧の人猶禁護し難し。故に此れを二に對して極めて除き難しと爲す。諸の在家の人は邪見斷じ難し。多く吉祥等を妄執するを以ての故に。諸の出家者は邪命除き難し。所有る命緣皆他に屬するが故に。正命に於て殷重に修めしめんが爲めの故に、佛は前に離れて、別に説いて一と爲す。有餘師は執す。「命の資具を緣じて貪欲の生ずる所の身語の二業を方に邪命と名く。餘の貪より生ずるものに非ず。所以は何ぞ。自らの戲樂の爲めに歌舞等を作すは命を資くるに非ざるが故に」と。此れは經に違するが故に、理定んで然らず。戒蘊の經の中に象の鬪ふを観る等も、世尊は立てて亦邪命の中に在けり。邪まに外塵を受け、

【100】雜阿含二十八・三七(大正二・二〇三上)

この段は因みに經の邪命を示す。

【101】八正道の反對の八邪道なり。

【102】八正道の中の外部に發動する身口の業のこと。

【105】長阿含二十一經梵動經(大正一、八九中)

Digha Nikāya, I. Brahmajāla.

ぜず。本心に住する人、無を説いて有果と爲すに非ず。若し是れ有ならば此れは壽に異なるに非ず。便ち所説の「壽は殺の果に非ず」に違す。理應に釋して言ふべし。人壽は是れ殺の異熟なりと説かず。但應に説いて是れは殺生の業の近の増上果なりと言ふべし。謂はく、人壽は是れ善業の招くところありと雖も、而も殺生の増上力に由るが故に、彼の相續をして唯少時を経さしむ。欲界の中は不善が善に勝るを以て、増上力の能く善を伏すること有るが故に。若し爾らば何が故に説いて等流果と名くるや。増上果の中に最近有ることを顯はすが故に。若し二、俱に増上果の名を立つれば、則ち果に近遠の別有ること顯はれず。若し然らずと謂はゞ、如何が不善は修所斷の無覆無記を以て等流果と爲すや。理と違ふこと無し。是の故に即ち人の短壽は是れ殺生の業の引く所の等流なりと言ふべし。

此の十の招く所の増上果とは、謂はく、外の所有の諸の資生の具に、殺生に由るが故に光澤尠少なり。不與取の故に多く霜雹に遭うて、稼穡微薄果實希少なり。欲邪行の故に諸の塵埃多し。虚誑語の故に諸の臭穢多し。離間語の故に所居險曲なり。龜惡語の故に諸の惡觸多く、田は荆棘に豊かにして磽确鹹鹵なり。雜穢語の故に時候變改なり。貪の故に果少なく、瞋の故に果棘し、邪見に由るが故に果少なく或は無し。是れを業道の増上果の別と名く。

一の殺業、地獄を感じ已りて、復短壽と外の惡果をも感ずと爲んや。有餘師は言はく、「即ち一の殺業は先に異熟を受け、次に近の増上、後に遠の増上の故に三果有り」と。現實に殺す時能く所殺をして苦を受け、命斷ち、威光を壞失せしむ。他をして苦しましむるが故に地獄に生ず。他の命を斷するが故に人中に壽短かし。先は是れ加行果、後は是れ根本の果なり。根本と近分と俱に殺生と命ず。威光を壞するに由つて、惡の外具を感ず。是の故に殺の業は三種の果を得ず。餘の惡業道は理の如く思ふべし。此れに由つて應に准知すべし。

穢語者は言威肅ならず。貪者は貪盛んなり。瞋者は瞋増し、邪見者は癡増上す。「何に縁つて邪見は癡をして轉た増さしむるや。習、異なれば、異をして増長せしむべからず」^{一〇〇}。經主は是の釋を作す。「彼の品は癡の増なるが故なり」と。豈、邪見は無明と相應せざらんや。相用の増は邪見に依るに非ざるが故に。今此の義を觀するに、邪見起る時、有事の中に於て、行相轉じて、現見の事を壞すること無し。此れは貪瞋と相應する無明なり。彼の癡増重なれば、貪瞋は有境に於て行相轉ずること有るが故に。或は見行者は邪見の力に由りて、能く眞智をして遠くして更に遠からしむ。癡増すれば邪見便ち増し、癡に由つて、轉、倒推して求めしむるが故に。邪見増すれば癡復轉増し、見に由つて轉、眞智を障へしむるが故に。此れに由つて邪智は是れ正智の近怨と説く。無明と明黨爲るを以ての故なり。是れを業道の等流果の別と名く。

如何が短壽は是れ殺の等流なるや。人壽は必ず是れ善業の果なるべし^{一〇一}。經主は此に於て是くの如き釋を作す。「人壽は即ち殺業の果なりとは言はず。但、殺に由りて人の壽量短しと言ふのみ。應に知るべし。殺業は人の命根の與めに障礙の因と作りて、久しく住せざらしむ」と。此の言ふ所の義極めて了知し難し。若し殺を因と爲して能く壽の短を招かば、短の名は何の法に目くるや。是れ殺の果にして壽に非すとせば、譬へば金鎚短かきも即ち是れ金なるが如く、壽も亦應に然るべし。短豈、壽に非ざらんや。如何が壽は殺の果に非すと説くべけんや。若し殺業は能く命災を感ずるが故に、殺を因と爲して壽を感ずるに非すと謂はゞ、此の中、應に辯すべし。何をか命災と謂ふや。説いて言ふべからず、謂はく、刀毒等なりと。刀等は但是れ災の緣なるが故に。又是れ殺の等流なりと説くべからず。彼れは是れ有情の増上果なるが故に。命災と命障と其の義は是れ一なり。既に殺の業は命障の因と作ると説かば、應に辯すべし。此の中、命障とは何の謂ぞ。若し命障とは即ち壽の不生なりと謂はゞ、此れ復應に思ふべし。有と爲んや、非有(と爲んや)。若し非有ならば果體成

【一〇〇】俱舍論十七・八左。

【一〇一】俱舍論十七・八左。

ぜず。故に欲天の中には殺の業道あり」と。

已に不善を説けり。善の業道の中には、無貪等の三は、三界五趣に於て、皆二種に通ず。謂はく、成就と現行となり。身語の七支は無色(界)と無想(天)とには、但成就す容きも、必ず現行せず。謂はく、聖の有情の無色界に生ぜるものは、過未の無漏律儀を成就す。無想(天)の有情は必ず過未の第四靜慮の靜慮律儀を成す。然も聖は隨つて、何の靜慮の地に依つて、無漏の尸羅を會起し會滅するも、無色に生ずる時は、彼の過去を成す。若し未來世ならば、六地皆成す。二處皆現起の義無しとは、無色(界)は唯四蘊の性有るが故に、無想(天)の有情は定心無きが故に。律儀の必ず託する大種と定心の二處互に無きが故に現起せず。餘の界と趣と處には、地獄と北洲とを除きて、七善(業道)、皆現行及び成就に通ず。然れども差別有り。謂はく、鬼と傍生とは律儀を離れたる處中の業道のみ有り、若し色界に於ては唯律儀のみ有り、三洲と欲の天とは、皆二種を具す。

第十一節 業道と果

善と惡との業の得する果は云何ぞ。頌に曰はく、

皆能く異熟と等流と

増上との果を招く。

此れは他をして苦を受け、貪を斷ち威を壞せしむるが故なり。

論じて曰はく、且らく、先づ十惡業道の各三果を招くことを分別せん。其の三とは何ぞ。異熟と等流と増上と別なるが故なり。謂はく、十種に於て、若しは習、若しは修、若しは多所作、此の力に由るが故に捺落迦に生ず。是れは異熟果なり。彼より出で已つて、此の間に來生し、人の同分中に等流果を受く。謂はく、殺生者は壽量短促なり。不與取者は資財乏匱なり。欲邪行者は妻貞良ならず。虛誑語者は多く誹謗に遭ふ。離間語者は親友乖穆す。龜患語者は恒に惡聲を聞く。雜

あり。

【七六】無色には色なきが故に無想には無心なるが故に、有色の七善業道の現起なし。

【七七】聖者の無色界に生ずる場合は、過去に於て七善業道を成就したる人にて、未來に欲色に生ずる場合も同じく七善業道を成就すべきなり。無想天に生れたる聖者もこれに入る前に第四靜慮の靜慮律儀を成就し、又無想天より出づる場合も第四禪の靜慮律儀を成就するなり。

【七八】前の無色界に生るる聖の場合を詳説したるものなり。【七九】俱舍論十七・七左、「若未來世依五地身」となす。五地は欲と四禪なり。【八〇】今六地は欲と五禪なるべし。【八一】十善惡業道の果を示す。

【七六】習 *Asavita* 加行の位。
【七七】修 *bhavitva* 根本の位。
【七九】多所作 *bandhikrta* 後起の位。

餘の處には成と現とに通ず。 地獄と北州とを除く。

論じて曰はく、且らく、不善の十業道の中に於て、那落迦の中の三は二種に通ず。謂はく、鹿患語と雜穢語と瞋との三種は皆八九現行と成就とに通ず。苦逼り相罵るが故に鹿患語有り、怨歎悲叫するが故に雜穢語有り。身心鹿強にして九〇慳戾にして調はず、互に相憎むに由るが故に瞋恚有り。貪と及び邪見とは成じて行ぜず。可愛の境無きが故なり。現に業果を見るが故なり。相害する法無きが故に殺生無し。謂はく、彼れは但業の盡くるに由るが故に死す。財と女とを攝すること無きが故に盜淫無し。用無きて以ての故に虚誑語無し。或は虚誑語は他の想をして倒まならしむ。彼の想常に例なるが故に誑語無し。彼れ常に離るゝが故に。或は無用の故に離間語なし。

北俱盧洲は貪と瞋と邪見は、皆定んで成就して現行せず。我所を攝せざるが故に、身心柔軟なるが故に、惱害の事無きが故に、惡の意樂無きが故に。唯雜穢語は九一後には現(行)と成(就)とに通ず。彼れは時有りて、染心にて歌詠するに由る。壽量定まるが故に、殺生有ること無し。財物と及び女人を攝すること無きが故に、不與取と及び欲邪行と無し。誑心無きが故に虚誑語無し。或は無用の故に、常に和穆するが故に離間語無し。言清美なるが故に鹿患語無し。彼の人は云何が非梵行を行するや。謂はく、彼の男女互に染を起す時、手を執て相牽いて樹下に往詣し、樹枝垂覆すれば、是れ行すべきを知り、樹、枝を垂れざれば、兩(人)愧ぢて別る。

前の地獄と北俱盧洲とを除いて、餘の欲界の中の十は皆二に通ず。謂はく、欲界の天と鬼と傍生と及び人の三洲は十惡の業道、皆成(就)と現(行)とに通ず。然れども差別有り。謂はく、天と鬼と傍生には、前七業道の、唯處中に攝するもののみ有りて不律儀無し。人の三洲の中には二種俱に有り、諸の天衆は天を殺すこと有ること無しと雖も、而も或は時に餘趣を殺害すること有り。有餘師の説かく、天も亦天を殺す。天身の支斷じ已つて還出づと雖も、首を斬り、中を截れば則ち更に生

の三が上の身三語一の律儀と俱轉する場合、二、惡無記心にて意の三なく、身三口四のみ俱轉する場合。

【四】 九俱轉、正見の一を除いて他の九善業道俱轉する場合。

【五】 十俱轉、善の意識が正見と相應して無貪無瞋正見の三を成就し身三口四の律儀を得する時、身、三道口に依りて定戒の七隨轉の色を得し。正見を起し意の善三を具する時。

【六】 顯相、即ち律儀に依つて云はば一と五となけれども、隱相、即ち律儀に非ず、處中の善に就て云へば一俱轉も五俱轉も八俱轉もあるなり。

【七】 惡無記心の現在前する時即ち貪瞋、邪見を離れずしてただ一支を遠離する場合なり。律儀にはただ一支を遠離するといふことはなけれども、處中の善としてはあり得るなり。

【八】 十善十惡業道を界趣に配して見るものなり。

【九】 成就は可能性として有すること、現行とは實際に實行すること。

【九〇】 慳戾、相和せず調はざること。

【九一】 中截、腰を截ること、俱舍論十七・七左には截腰と

無色定には俱に律儀無きが故に。三俱轉とは、謂はく、正見と相應する意識現在前する時には、七の色善無きなり。四俱轉とは、謂はく、惡無記心の現在前する位に近住、近事、勸策律儀を得するなり。六俱轉とは、謂はく、善の五識現在前する時には、上の三戒を得するなり。七俱轉とは、謂はく、善の意識の隨轉の色無く、正見と相應して現在前する時上の三戒を得するなり。或は惡無記心の現前する時、苾芻(七)戒を得するなり。九俱轉とは、謂はく、善の五識と及び無色に依る盡と無生との智現在前する時、苾芻戒を得するなり。或は靜慮に攝する盡と無生との智相應の意識現在前する時なり。十俱轉とは、謂はく、善の意識、隨轉の色無くして正見と相應して現在前する時、苾芻戒を得するなり。或は餘の一切の隨轉の色有りて、正見と相應する心正しく起る位なり。別して顯相に據れば、遮する所是くの如し。通じて隱顯に據らば、則ち遮する所無し。謂はく、律儀を離るゝに一、八、五有り。一俱轉とは、謂はく、惡無記心の現在前する時、一支の遠離を得するなり。五俱轉とは、謂はく、善の意識の隨轉の色無く、正見と相應して現在前する時、二支を得する等なり。八俱轉とは、謂はく、此の意識の現在前する時、五支を得する等なり。

第十節 業道の界趣處に於ける成就と現行

善惡の業道は何の界と趣と處とに於て、幾か唯成就し、幾か亦現行に通ずるや。頌に曰はく、

不善は地獄の中に、

龜語と雜と曠とは二に通ず。

貪と邪見とは成就す。

北洲には後の三を成じ、

雜語は現と成とに通ず。

餘の欲の十は二に通ず。

善は一切の處に於て、

後の三は現と成とに通ず。

無色と無想天との前の七は、

唯成就す。

【六二】 五俱轉なき所以は有色の律儀所攝の業道は最少にして離殺離盜、離非梵行、離不妄語の四を具す。善思起る時にはこれに無貪無瞋を加ふるが故に六にして五に非ざるが故なり。八俱轉なき所以は苾芻律儀は七支を具し、惡無記心の場合七俱轉し、善心の場合は無貪無瞋を加へて九俱轉するが故なり。

【七二】 二俱轉、一、善の五識起る時五識なるが故に正見なく無貪無瞋の二俱轉す。二、無色定に依りて起す盡智無生智の位には同じく正見なく無漏の無貪無瞋の二俱轉す。散善の四七なしとは身三口四なしとなり。

【八二】 三俱轉、無貪無瞋と共に正見の起の場合なり。別解脱戒を受けず定にもあらず、身三口四の七の色善なき場合也。

【九二】 四俱轉、近事等の律儀を受けて、惡無記心の起る時には、意三なくしてたゞ身三語一(離虛誑語)の四律儀俱轉す。

【一〇二】 六俱轉、前の場合に於て、善の五識起る時、正見を除いて無貪無瞋これに加はる故なり。

【一一二】 七俱轉、一、散善の意識起り、從つて無貪無瞋正見

會て聞く、菩薩女を將つて他に施し、便ち愛果を獲。然るに非梵行は不善業の攝なり。若し他を遣はして犯すも自ら作すと同じくば、豈、惡業の加行能く福果を招くと安住すべけんや。或は諸の菩薩應に邪行を犯すべし。又殺等を離るゝは、境を遮するに依つて成ず。邪姪を行するを離るゝは己身を遮するが故に。此れに由つて一切の有情を殺すに非ずして皆、他勝を成じ、隨つて一切に於て但行姪有りて皆犯重と名く。又理として必ず爾り。諸の苾芻は但遣はして人を殺し必ず他勝を成ず。媒嫁を行すと雖も、而も犯重せず。

何に緣つて離殺を遣はして離殺戒を得ず、但他の殺生を遣はして便ち殺生罪を得るや。此の例は等しきに非ず。殺の思無くして他の殺を遣はすこと有るに非ず。離殺の思無くして而も他の離殺を遣はすこと有り、義同じからざるが故に。又戒を受持することは、此の處に於て強く、尸羅を捨犯することは、他處に於て勝るが故に、犯戒に於ては他を遣はして犯すこと有れば自犯と名け、若し自戒に於ては他を遣はして持つも自持と名くること無し。又先に已に説く。先に説くとは何ぞや。謂はく、欲界中は惡勝り善劣る。又緣起の法に種々の殊有り、難と名くべからず。且らく眼識の如きは色中に住せず、亦眼に住するに非ず。眼に隨つて増損して色に隨はず。又心従り生ずる大の顯等の如きは心力に隨つて善等の性を成ぜず。而も形の善等の差別は心に隨ふ。又語業の聲性は心に隨つて轉じ、彈指の聲等の性は心に隨はず。又他命終して方に殺業を成じ、他の壞と不壞とに離間等を成ず。是くの如く戒に於て、他を遣はして受持するも自の受持なく、若し犯戒に於て他を遣はして毀犯すれば自の毀犯有り。中に於て殺を遣はせば能殺の人を成じ、他を遣はして姪を行すれば姪者を成ぜず。是くの如く已に不善の業道と思と俱轉するに數の不同あることを説けり。善業道と思と總じて聞けば十に至るべし。別して顯相に據れば一八五を遮す。二俱轉とは、謂はく、善の五識と及び無色に依る盡と無生との智現在前する時、散善の七無し。此れと相應する慧は見性に非ざるが故に、

【七】波羅夷罪 Parajika 5 譯なり。

【七】善業道の場合は一俱轉、五俱轉、八俱轉なしとなり。一俱轉なき所以は善の思は必

作すなり。理の如く思ふべし。若しくは先の加行に造る所の惡業が、貪等の餘の染及び不染心の現在前する時、隨つて三究竟するなり。若しくは貪等の餘の染心を起す時、自ら離開虚誑を攝する語業等を成じ、一等を作さしむ。理の如く思ふべし。有餘師の言はく、「二使を遣はし已つて自ら邪行を行じ俱に究竟する時と、及び語の前の三を隨つて俱に二を起すなり」と。此れも亦理に非ず。姪が究竟する時定んで貪有るが故に。語の業道を發すに、貪等の三の中、一有る容きが故に。設ひ、餘心を起すも差別すべきが故に。

四俱轉とは、謂はく、他を壞せんと欲して虚誑語或は龜惡語を説くときの、意業造の一と語業道の三となり。若しくは二使を遣はして自ら姪等を行するなり。若しくは先の加行に造る所の惡業が、貪等の起る時に隨つて三究竟するなり。是くの如き等の類、例に准じて思ふべし。有餘師の曰はく、「俱に四語を説く」と。此の説理に非ず。分別すべきが故に。是くの如く五六七皆理の如く思ふべし。

八俱轉とは、謂はく、先の加行に六惡業を作し、自ら邪欲を行じ、俱時に究竟するなり。餘例は思ふべし。後の三は俱ならざるが故に、九と十となし。

何に緣つて邪欲は要す自ら究竟し、殺等の如く、他を遣はしても亦成するに非ざるや。殺等は他を遣はしても染心定なるが故に。謂はく、若し使を遣はして、殺生等を行するも、定んで染心有り。他を遣はして姪を行するに、心に染無かる容し。女を嫁がしむる等の如し。又此の類の惑は必ず現前するが故に。謂はく、此の類の煩惱の現起に由りて、自ら殺等を行じ他をして亦然らしむ。他を遣はして姪惑必ず自の如きに非ず。又自ら行を遠離して行くべからず。他を遣はして行するは自ら犯すと名くるに非ざるが故に。謂はく、行を遠離して行すべからざる有り。女を授け、夫を與ふるは自ら犯者に非ず。若し此の境に於て自ら殺生を離るゝも、他を遣はして殺す時自ら殺者と名

【七四】四俱轉、一、意業道の一と語業道の俱起する場合、二、二使を遣はし、各一業道をなさしめ、自ら姪等をなす場合。

三、貪瞋邪見の一つ起る時、三業道の究竟する場合。

【七五】身語七支の色業中使を遣はして殺盜と語四の六業をなし、自ら貪を起して邪欲を行ふとき八俱轉なり。

【七六】後の三とは貪、瞋、邪見を云ふ。この三は各々性質を異にするが故に同時に起ることなし。

り起る業道方に成じ、簡別す容きこと無きが故に。後に是くの如き類例は應に彈斥すべし。有餘師は説かく、「身の三業道は一一思と俱轉す。謂はく、殺と盜と邪淫となり」と。理然るべからず。邪淫は必ず二なり。他を遣りて爲すこと無きが故に。必ず貪究竟するが故に。殺と盜とは自ら爲し、亦必ず二なるが故に。設ひ、他を遣はして作さしむるに據るも、應に差別して言ふべし。謂はく、究竟の時に於て貪等起らずと。又説く、雜穢語と及び貪瞋等の三の隨一現前するを一俱轉と名く」と。此れも亦理に非ず。唯の言を缺くが故に。我れの先に説くが如きを理に於て善と爲す。

二俱轉とは、謂はく、邪行を行じ、若しくは自ら殺・盜・雜穢語を行じ、或は他を遣はして爲し、隨つて一の成ずる位に、貪瞋邪見の隨一現前すると、若しくは先に加行の造る所の惡業が貪等の餘の染及び不染心の現在前する時、隨つて二究竟するなり。經主は此に於て、「是くの如き言を作す。謂はく、瞋心の時殺業を究竟するなり。若しくは貪を起す位に不與取、或は欲邪行、或は雜穢語を成ずるなり」と。此れも亦理に非ず。若し自ら究竟すれば、則ち應に殺に於て、勞して瞋を説くなし。此れは更に餘の究竟すべきこと無きが故に。盜と邪行に於て貪を説くことも亦然なり。貪を起す時、雜穢語を成ずと説くは、此の言は缺減す。三成ず容きが故に、若しくは先に加行が究竟する時に於て、一一應に貪等の隨一と言ふべし。有餘師の説かく、「他の命と財とに於て、殺盜せんと欲する心を起し、死せしむる時即ち取ると、或は他婢等の船等の中に住するに邪行を犯す時、盜んで本處を離るゝとなり」と。此れは唯二に非ず。貪瞋中、其の所應に隨つて必ず一有るを以ての故に。又説く、「虛誑と離間と龜惡と隨つて一を起す時も亦二俱轉す」と。此れも亦理に非ず。貪瞋等の三、其の所應に隨て應に一有る容きが故に、此れに依つて、先に説くを理に於て善と爲す。

三俱轉とは、謂はく、先の加行に造る所の惡業が、貪等の起る時、隨つて二究竟するなり。若しくは一使を遣はして、殺等の一を作し、自ら姪等を行じ、俱時に究竟するなり。若しくは自ら二を

【六六】邪淫は必ず二俱轉なり。使を遣はして爲さしむること能はず、必ず、貪と邪淫とが思と俱轉するが故なり。

【六七】二俱轉、二業道が思の心所と俱轉する場合にしてこれに

一、邪淫を行ずる場合。
二、自ら殺、盜、雜穢語を行ずる場合。

三、使を遣はして、殺盜雜穢語を行じその隨一の成ずる時、貪瞋邪見の一が生ずる場合。

四、先に加行にて造る所の惡業が二究竟して、その時貪瞋邪見の一が生ぜざる場合。の種類なり。

【七〇】俱舍論十七・五右。

【七一】貪を起す時、雜穢語を成せば貪と邪見と雜穢語と三俱轉となる。

【七二】三俱轉は一、先に加行に於て惡業をなしその惡業の二が貪瞋邪見の一の起る時に究竟する場合。

二、使をして殺等の一をなさしめ、自ら姪等をなす場合。

三、若しくは自ら二をなす場合。

四、貪瞋邪見の一も起らざる時に三業道の究竟する場合。

五、貪瞋邪見の一を起さず、離間、虛誑の語業をなし、他の一をなさしむる場合。

又意樂は壞し、加行は壞したるに非ざる斷善根者は、是の人は現世に能く善根を續ぐ。若し意樂も壞し、加行も亦壞したる斷善根者は、要らず身壞して後、方に善根を續ぐ。謂はく、世に人有りて後世を撥無するを意樂の壞と名く。而も彼の意樂に隨はざる所作は加行壞に非ず。見の壞して戒の壞せざる、(及び)見も壞し戒も亦壞す。斷善根者も應に知るべし、亦爾り。劫將に壞せんとし、及び劫初めて成するるとき、斷善根有るに非ず。器世間を壞する増上力の故に。相續濁ふが故に。妙行を行する者は善根を斷ぜず。心堅牢にして樂しむ所有るを以ての故に。

斷善と 邪定には四句の差別あり。謂はく、補刺拏と 未生怨王と 提婆達多と 所餘の人等、其の次第の如く差別を知るべし。斷善と邪見と破僧の妄語とは當に知るべし。定んで無間の異熟を招く。餘の無間業は或は無間を招き、或は所餘の地獄の異熟を招く。

第九節 業道と思の心所との交渉

已に義便に乗じて斷善根を辯ぜり。今應に復本業道の義を明すべし。説く所の善惡の二業道の中幾くか並生して、思と共に轉ずること有るや。頌に曰はく、

業道の思と俱に轉ずるは、 不善は一より八に至る。
善は總じて開かば十に至り、 別して一・八・五を遮す。

論じて曰はく、諸の業道の思と俱に轉ずる中に於て、且らく不善と思とは一より唯八に至る。一俱轉とは、謂はく、所餘を離れて貪等の三の中の隨一現起するなり。若しくば先の加行に造る所の惡業、貪等の餘の染と及び不染心現在前する時、隨つて一究竟するなり。經主は「唯「不染汚心」と説く。此の言太だ減なり。慢疑等の染心起る時、亦先の加行に由つて起す所の業道成するを以ての故に。又「加行に惡の色業を造る」と説く「色」の言は太だ増なり。無色にも先の加行に造る不染心よ

【六二】 邪定とは造逆罪をいふ。故に斷善と造逆罪とに就て四句を造るなり。

【六三】 補刺拏 Purika-Kāśya 六師外道の一なり。この人は斷善根にして造逆罪に非ず。

【六四】 未生怨王即阿闍世王 Ajātasattu は造逆罪にして斷善根に非ず。

【六五】 提婆達多 Devadatta は斷善根にして造逆罪なり。

【六六】 所餘の人は兩者に非ず。

【六七】 この段は十業道の轉ずる時、思の心所と俱轉する他の心所の有無を示すものなり。

【六八】 一俱轉とは業道と思の心所とのみ轉ずるを云ひ、これに二あり、一は貪、瞋、邪見の一が現起する時、その一と思とのみ俱轉するが故に一俱轉と云ひ、二は先の加行に惡業を造りて、その業道の究竟する時、貪瞋邪見の起らざる場合、即ち使を遣はしてな

さしむる如き場合、この惡業と思の心所と一俱轉なり。

【六九】 俱舍論十七・五右。

八根を成す。男根も亦爾なり」と。

何の行者か能く善根を斷すと爲んや。唯見行の人にして愛行者に非ず。諸の見行者は惡の阿世耶極めて堅深なるが故なり。彼の惡の意樂推求相續するが故に極堅と名く。見遠く隨入するが故に極深と名く。極めて堅深なるを以ての故に能く善を斷す。諸の愛行者に惡の阿世耶極めて躁動なるが故に。斯の理趣に由りて、扇撓せんち等は能く善根を斷するに非ず。又此の類の人は五九惡趣の如くなるが故なり。

此の善根の斷はその體是れ何ぞ。善斷は應に知るべし。非得を體と爲す。重き邪見現在前する時能く善根の成就得を滅せしめ、不成就得相續して生じ、此の位を名けて善根已に斷すと爲すを以ての故に、善斷の體は即ち是れ非得なり。前に已に非得の實有を成立せり。善根斷じ已つて何に由つて復續くや。六〇疑有と見とに由る。謂はく、續善の位は或は因力に由り、或は善友に依り、有るは因果に於て、歎ち復疑を生ず、招く所の後世は無と爲んや有と爲んやと。有るは因果に於て歎ち正見を生ず。定んで後世有り、先の執は是れ邪なりと。爾の時善根の成就得還起り、不成就得滅するを續善根と名く。九品の善根頓に續き、漸やく起る。頓に病を除き、氣力漸やく増すが如し。現身の中に於て能く善を續くや不や。亦能く續く有り。造逆の人を除く。有餘師は言はく、「斷見増す者は、亦現世に能く善根を續くに非ず。彼の二人に依つて經には是の説を作す。『彼れは定んで現法に於て續善根すること能はず。彼の人は定んで地獄より將に沒せんとし、或は即ち彼れに於て將に生を受けんとする時、能く善根を續ぎ、餘位に非ざるが故に』と。將に生ぜんとする位と言ふは、謂はく、中有の中なり。將に沒せんとする時とは、彼れの將に死せんとするを謂ふ。若し因力に由りて彼れ善根を斷せば、將に死せんとする時に續き、若し緣力に由りて彼れ善根を斷せば、將に生ぜんとする時に續く。自他の力に由るときも應に知るべし、亦爾なり」と。

【五九】惡趣の衆生の如く染と非染との慧堅固ならざるを云ふ。

【六〇】今迄因果なしと否定してゐたるものが有るかも知れぬと思ふが疑有にて、有ると信ずるに至るが見なり。

なり。九品の善根は順逆相望め、漸次に斷するが故に。修道の修所斷の惑を斷するが如し。謂はく、下下品は上上品を斷じ、上上品は下下品を斷す。故に五五本論に説く。「云何が微俱行の善根と名くや。謂はく斷善根の時最後に捨する所の者なり。彼れを捨するに由るが故に斷善根と名く」。若し爾らば彼の文に何の理有りてか、復説けるや。「云何が上品の諸の不善根なる。謂はく、諸の不善根の能く善根を斷するものなり」と。此れに應ぜざるなり。其の理趣を徴するに、前に乘じて問を爲す、其の理已に成す。謂はく、此れは前の所斷の微善に乗じて、即ち能斷の上の不善根を問ふなり。前の微善根は既に下品の攝なり。後の能斷は理として上品に收む。故に此の中に於て勞はしく微難せず。既に修道の修所斷の惑を斷するが如し五六。理として中間に於て起と不起とに通ず。諸の律儀の果は加行従りするものなり、生得の善心より生ずる所のものあり。若し加行の善心従り生ずるものは、律儀を先に捨して、後に善根を斷す。然るに善根を斷する加行と根本を皆斷善と名く。此れに依るが故に斷善根の位に、諸の律儀を捨すと説くなり。若し生得の善心従り生ずる者は、何れの品の能生の善根を斷するに隨つて、所生の律儀爾の時に便ち捨す。能等起を捨すれば彼れも隨つて捨するが故なり。

何れの處に在りて、能く善根を斷すと爲んや。人趣の三洲にして、惡趣に在るに非ず、亦天趣に非ず。所以は何ぞ。惡趣の中の染不染の慧は堅牢ならざるを以ての故に。天趣の中にては善惡の諸の業果を現見するを以ての故に。三洲と言ふは北俱盧を除く。彼には極惡の阿世耶無きが故に。有餘師の説かく、「唯瞻部洲なり」と。若し爾らば便ち五七本論の所説に違す。本論に説くが如し。「瞻部洲の人は極少にして八根を成す。東西の洲も亦爾なり」と。是くの如き斷善は何の類の身に依るか。唯男女の身なり。志意定まるが故なり。有餘師は説かく、「亦女身に非ず。欲動慧等皆昧鈍なるが故なり」と。若し爾らば便ち本論の所説に違す五八。本論に説くが如し。「若し女根を成せば定んで

【五五】發智論第二(大正二六、九二五上)婆沙論三五(大正二七、一八二上)。

【五六】九品の善根を斷するに連續的ならずして中止することを云ふ。俱舍論十七・三右、如是說者通出不出とあり、

【五七】發智論十五(大正二六、九九七上)。

【五八】發智論十六(大正二六、一〇〇〇下)。

五三 本論の中に、「云何が上品の諸の不善根なる。謂はく、諸の不善根にして能く善根を斷する者なり。或は離欲の位の最初に除く所なり」と説くや。不善根は能く邪見を引くに由るが故に、邪見の事を推して彼の根に在らしむ。火、村を焼けども、火の賊に由りて起るが故に、世間は賊に村を焼かると説くが如し。

何等の善根が此れが爲めに斷ぜらるゝや。謂はく、唯欲界生得の善根あり。色、無色の善は先より成ぜざるが故なり。施設足論を當に云何が通すべきや。彼の論に言ふが如し。「唯此の量に由りて、此の人已に三界の善根を斷じたり」と。上(界)の善根の得の更に遠くなるに依りて説く。此の相續をして彼の器に非ざらしむるが故に。何に緣りて唯生得の善根をのみ斷するや。加行の善根は生に已に退するが故なり。説くが如し、「是くの如き補特伽羅は善法を成就す。乃至廣説」。此の中言ふ所の善法を成ずるとは、總じて加行と生得とを成就するを説くなり。復善法の隱没を言ふは、此の言は唯加行善を説くなり。將に善を斷ぜんとする時、最初に捨するが故なり。隨俱行の善根未だ斷ぜざる者有りと云ふは、此れは猶生得の善根有ることを顯はす。彼れは後時に於て一切悉く斷するなり。此の斷に由るが故に斷善根と名く。此の斷善根は何の因、何の位なりや。謂はく、一類の先に暴惡の意樂の隨眠を成するあり。後に惡友の緣力の資くる所に逢ひ、轉た復増盛するが故に、善根減し不善根増す。後に因を撥し果を撥する邪見を起し、一切の善根をして皆悉く隱没せしむ。此の相續に由つて善を離れて住し、此の因、此の位に諸の善根を斷するなり。

何をか因を撥し果を撥する邪見と名くるや。妙惡行を誘るを名けて因を撥すと爲し、果の異熟を誘るを名けて撥果と爲す。邪見に二有り、謂はく、^{五五}自界縁と及び他界縁なり。或は有漏縁と及び無漏縁なり。誰が能く善を斷するや。應に一切能く善根を斷すと云ふべし。九品の善根は頓に斷すべく、見道の見所斷を斷するが如しと爲んや。爾らず。云何ぞ、謂なく、漸次に九品の邪見を斷する

【五三】發智論第二(大正二六、五二五上)如何増上不善根云

【五四】自界のみを緣じて起る邪見、即ち欲界の煩惱ならば、欲界を緣ずるが如きを自界縁、他界のことを緣じて起る邪見を他界縁といふ。
苦集二諦に迷つて起る邪見を、有漏縁、滅道無漏を緣じて起る邪見を無漏縁といふ。

論じて曰はく、十業道の中、後の三は唯道なり。業の道なるが故に業道の名を立つ。彼れに相應する思を説いて、名けて業と爲す。彼れ轉ずるが故に轉じ、彼れ行するが故に行す。彼れの勢力の如くにして造作するが故なり。前七は是れ業なり。身語業なるが故なり。亦業の道なり。思の遊ぶ所なるが故なり。能等起の身語業の思が身語業に托し、(之を)境と爲して轉ずるに由るが故に。業にして業の道なれば業道の名を立つ。故に此の中に於て業道と言ふは、具さに業道と業業道との義を顯はす。同類ならずと雖も、一を餘(の名)と爲すは、世記論の中に俱に極成するが故に。或は業の道の故に業道と名く。亦業亦道の故に業道と名く。具足して應に業道業道と言ふべし。一を以て餘(の名)と爲し、但業道と言ふなり。善の業道の義は此れに類して知るべし。加行と後起とは應に業道と名くべし。思も亦彼れを縁じて境と爲して轉ずるが故に。理として亦説くべくして説かざるは、本の爲めに、本に依つて彼れ方に轉ずるが故に。先に麁品を業道と爲すと説くが故に。又根本に減増有るに由るが故に内外の物をして減有り増有らしむ。二分は然らざるが故に業道に非ず。

第八節 斷善根と業道

一切の惡業道は皆現の善と相違す。諸の善根を斷ずるは何の業道に由るや。斷と續との善の相の差別は如何ぞ。頌に曰はく、

唯邪見のみ善を斷ず。

所斷の欲の生得なり。

因果を撥す。一切なり。

漸に斷ず。二俱に捨す。

人の三洲なり。男女なり。

見行なり。斷は非得なり。

續善は疑有と見となり。

頓なり、現なり。逆者を除く。

論じて曰はく、惡業道の中、唯上品の圓滿の邪見のみ能く善根を斷ず。若し爾らば何に縁りて、

【四〇】 大正藏の本文業道業道業は業道業道義の誤植なり。

【四一】 俱舍論十七・一左に世典とあり。即ち世典の義なり。

【五〇】 加行と後起を業道と名けざるに三理あり。一は加行と後起は根本業道の爲めに、又根本業道に依つて轉ずるものにして根本業道の付屬なるが故に、二には十業道は主要なるもののみを接し微細なるものを攝せず、加行と後起は微細なるが故に、三にはその業道の増減に依りて、内外の好惡事をして増減あらしむるを業道となす、加行と後起は然らざるが故に。

【五一】 十不善道の述べたる序でに、斷善根が何の業道に依るか、その斷善根の相は如何續善根の相は如何と三つの問題を出したるなり。

【五二】 極上の惡邪見のみ獨り斷善根をなす。

時)嫁娶等の言有れば雜穢語に收め、業道の攝に非ず。薄塵の類なるが故に無表を引かず。無表無ければ業道に攝むべきに非ず」と。

第六項 貪瞋癡の業道

已に三語を辯ぜり。常に意の三を辯すべし。頌に曰はく、

他の財を惡欲するは貪なり。有情を憎むは瞋恚なり。

善惡等を撥する見を、邪見業道と名く。

論じて曰はく、他の財物に於て、非理に耽求して己れに屬せしめんと欲し、或は力、或は竊、是くの如き惡欲を貪業道を名く。一豈、欲(界)の愛は皆名けて貪と爲さずや。五蓋經の如し。貪欲蓋に依りて佛は此の世間の貪を斷すべしと説けり」と。皆貪と名くと雖も、皆業道非ず。前に已に諸の惡行中、麤品を攝して、十業道と爲すと説くに由るが故なり。唯他物に於て、惡欲貪を起すを貪業道と名く。若し此れに異なれば、己が物に貪著しても業道成すべし。輪王と北洲と難と爲すことも亦爾り。

有情の類に於て憎恚の心を起し、逼迫を爲さんと欲するを、瞋の業道と名く。善惡等に於て、惡見をもて撥無する、此の見を名けて邪見の業道と爲す。初めを擧げて後を攝するが故に等の言を説く。具足は應に契經の説く所の如くあるべし。因を誘ると果を誘るとの二にて、世尊は總じて十類の邪見の不同を等(取)す。謂はく施與無し、乃至廣説。

第七節 業道の名義

是くの如く已に十業道の相を辯ぜり。何の義に依つて諸の業道の名を釋するや。頌に曰はく、

此の中、三は唯道、七は業にして亦道なるが故なり。

【四三】 以上にて身三口四を明し終るを以て、次に意三の貪瞋癡の業道成就を明す。

【四四】 有餘師の異説あり。俱舍論十六・十八右。

【四五】 雜阿含二十九・七(大正二・二〇六上)。

【四六】 雜阿含三七・十九(大正二・二七一下)一無施、二無報、三無福、四無善惡行、五善惡業果報、六無此世、七無他世、八無父母、九無衆生、

一〇無世阿羅漢等を擧ぐ。中阿含一五經思經(大正一・四三七下—四三八上)には、一

無施、二無齊、三無有呪説、四無善惡業、五無善惡業報、六無此世彼世、七無父、八無母、九世無眞人往至善處善去

善向此世彼世自知自覺自作證成就故)等を擧ぐ。六師外道

中の阿耨多翅舍欽婆羅。

Ajita Keasa Kama bhava 主等の

張せし邪論なり。

【四七】 十業道の中、後の貪瞋癡の三はたゞ業のための道にして、業に非ず、他の七は業にして同時に業のための道なることを述ぶ。

非人彼れを敬ひ、惡心有るを知り、身を動かして殺を爲し、彼れ業道を生ず。仙は何の表を以て鬼に心を知らしむるや。彼れは意憤に由りて身語必ず變ず。或は呪詛に由つて必ず身語を動かす。有餘師は説かく、「欲界に於て一切の無表は悉く表に依つて生ずるに非ず。得果の時、五苾芻等別解脱戒を得するが如し。不善も亦應に然るべし」と。然るに彼れ先の時決定して表有り、餘も亦應に爾るべし。仙は前に説くが如し。布瀝他の時妄語を得るは、謂はく、不清淨にして詐つて僧中に入り坐して威儀を現す。或は説く所有り、此れを先の表と謂ふ。餘は例して思ふべし。

第五項 その他の語の業道

已に虚誑語を辯ぜり。當に餘の三語を辯すべし。頌に曰はく、

染心をもつて他を壞する語を、

説きて離間語と名く。

非愛は鹿異語なり。

諸の染は雜穢語なり。

餘の説くは三に異なる染にして、

佞と歌と邪論と才なり。

論じて曰はく、若し染行の心にて、他を壞する語を發するときは、若し他は壞するとも壞せずとも俱に離間語を成す。解義と不誤とは流れて此の中に至る。若し染心を以て、非愛の語を發し、他を毀背するときは鹿異語と名く、前の染心の語は此の中に流至するが故に。解義も不誤も亦前と同じ。一切の染心の發す所の諸語を雜穢語と名く。皆雜穢なるが故に。唯前の語の字、此の中に流至す。有るが説かく、「前の三に異なる餘の染心の發す所の佞と歌と邪論等を方に雜穢語に收む。佞と謂はく、苾芻が邪まに名利を求め、諂愛の語を發すなり。歌とは謂はく、倡伎の染心をもつて他を悦ばして諸の詞曲を作るなり。及び染心の者が諷吟相調するなり。邪論とは謂はく、勝・數・明等の惡見を述ぶる言なり。等とは謂はく、染心の發す所の悲歎及び戲論の語なり。輪王現はるゝ時の歌詠等の語は出離に隨順して、染と相違するが故に彼れは皆雜穢語の攝に非ず」と。有るが説かく、「(その

【七】 以下離間、鹿異、雜穢の三の業道成就の條件を説く。

【八】 離間語の業道成就の條件、

一、他を壞する語を發す。

二、染心。

三、相手がその義を解す。

四、誤らず(壞せんとする對象を誤らざること)。

【九】 鹿異語の業道成就の條件、

一、染汚の心。

二、非愛語。

三、解義。

四、不誤。

【一〇】 雜穢語は一切の染心の所發の語。

【一一】 偈頌に「諸染雜穢語」とありこの染は前の「語」の語を入れて「諸染語雜穢語」の義なりと云ふなり。

【一二】 雜穢語のみに異説あるを示す。

又^三後師は釋す。「自の内の所受及び自の所證を名けて所知と爲す」と。若し爾らば見は何に縁つて、自の内の所受に非ざるや。是れ即ち所見は應に即ち所知なるべし。又所覺と知と差別無かるべし。俱に是れ意識の自の所證なるが故なり。又諸の比量は現量を先と爲す。正理に達する人の皆共許する所なり。若し比量の境を方に所覺と名くれば、所覺は所知の先に在るべからず。故に彼の二師の義は端緒なし。今謂はく、經主は僻執、心に居し、此の正理に背いて彼の邪説に黨す。

頗^{三三}し、身が異想を表する義にて、妄語を成ずること有りや不^三や。有り。故に論に曰はく、「頗し身を動かさずして、殺生罪に觸るゝこと有りや。曰はく有り。謂はく、發語なり。頗し發語せずして妄語罪に觸るゝこと有りや。曰はく、有り。謂はく、身を動かさずなり。頗し身を動かさず、發語せずして二罪に觸れらるゝこと有りや。曰はく、有り。謂はく、仙人の意に愼ると及び^{三三}長養業の時なり。

經主は此に於て是くの如き難を作す。「若し身を動かさず、亦發語せずんば、欲(界)には、無表の、表を離れて生ずること無きに、此の二のみ如何ぞ業道を成ずるを得ん。是くの如き難に於て劬勞を設くべし」と。彼れは實に表無表業無しと謂へり。豈、此の二の業道を立てざるべけんや。彼れも亦二罪に觸るゝ因を辯すべし。但惡思を起して太過失有るに非ざるが故に。若し身語の二門に依つて轉ずる思を要し、殺誑せんと欲する心を起して、即ち逆を成すべく、彼れ成ぜざれば仙等も同じかるべし。既に身を動かさず、亦語を發さず。如何んが業道を成ぜん。及び身語門に依つて、應に劬勞を設けて、是くの如き難を釋すべし。然るに我れ且らく布瀝他の時を釋せん。身を動かすに由つて能く語義を表し、語の業道を生ずるが如く、若し身動かさるも、能く語義を表すれば、業道亦生ず。然るに説戒の時、彼れ犯す所有り、默然として淨を表し、衆をして咸く知らしむ。如何が妄語の業道を生ぜざらんや。仙人の意愼も義等しく、他に彼れが有情に於て心願みる所無きを教ゆ。

【三】 俱舍論十六・十六左。

【三三】 以上付論を終りて再び虛誑語のことに返りて論ず。俱舍論十六・十六左。

【三三】 長養業。 Upravasathā, Uposathā, Posadhā 即ち布瀝の譯なり。俱舍論十六・十六左には布瀝他の時とせり。

【三三】 俱舍論十六・十六左。
【三三】 仙人の愼ると布瀝の時
の二。

故に彼の心恒時に、諸の食の爲めに害惱せらる。

是くの如く衆苦を集めて、便ち涅槃より遠し。

愛盡の故に涅槃なり。
三 日親の所説あり。

色を見已りて正念にして、愛相を増さざれば、

心に愛染を受けず、及び耽著に住ぜず。

彼れ受を起さず、衆多の相現前せざるに由り、

故に彼の心恒時に、諸の食の害惱を離る。

是くの如く衆苦を滅し、便ち涅槃に近し。

愛盡の故に涅槃なり。
 日親の所説なり。』

是くの如く聲香味觸法に於て、一一廣説す。世尊亦能く是くの如く解するを讃す。『善い哉、善い哉』と。故に經主の經の差別なりと言ふは、誠に所説の如し。經の差別なるに、經主が中に於て異分別するを以ての故なり。又何の意趣か、彼の二師の理教に違ふ釋に朋ともして、偏に毘婆沙者の理教に順する言を憎背するや。且らく彼の二師の所釋は教に違す。所見等の相を佛は經の中に於て、色等の境に於て、分明に別説す。而も彼れは棄捨して異なりて建立するが故に。亦教に隨ふ正理と相違し、五境中各四を具有し、第六の境の上に、唯三有り等と説く。然るに法は最も所見の名を立つべし。聲等の中に所見と名くべきに非ず。佛は去來世を見る等と言ふが如し。此れ皆意識の不共境なるが故なり。會て聖教に耳に聲を見、鼻に香を見る等と言ふことなし。如何んが五境は皆所見と名けて、唯第六に非ざるや。又彼れ自ら若し意の現に證するを名けて所知と爲すと説く。法既に所知なれば應に所見と名くべし。現の所證の故に猶色等の如し。此れ何の理有りて、唯五の所證にのみ所見の名を立つるや。

【三】 Aśrinus 雜阿含には
 阿種尊と譯す。

經主は撥して言はく、「此れは證を成ぜず。經の義別なるが故なり。此の經の中には、佛、四の所言の相を決判せんと欲するに非ず。然るに此の經の所説の義を見るに、謂はく、佛は彼れに、六境の中に於て、及び見等の所言の事に於て、應に知るべし。但所見等の言有り、愛非愛を増益すべからずと勸むるなり。若し爾らば何の相を所見等と名くるや。有餘師の説かく、若し是れ五根の現に證する所の境を、名けて所見と爲す。若し他の傳説なるは、名けて所聞と爲し、若し自心を運び、種々の理を以て比度して許す所ならば、名けて所覺と爲し、若し意の現に證するをば、名けて所知と爲すなり。五境の中に於て皆四を起す容し。第六の境に於ては見を除いて三有り。此れに由りて覺の名は目くるに所無きに非ず。香等の三境は言説無きに非ざるなり」と。又古師を引いて別に此の四を釋す。

今謂はく、經主は唯自執を申ぶるのみ。我れ此れを許すに非ず。經は所言の相を判するが故に、但經は三根の所取を名けて所覺と爲すと證すと言ふ。所覺の言を起すが故に。我が師宗は此の經に隨つて所見等の相を立つ。理に於て違ふことなし。彼れの愛非愛の相を増益するを遮せんが爲めに説くと雖も、理に應ぜざるに非ず。六四の別を言ふに理に於て然らず。前經後經義相似たるが故に。我れ此の經の所説の義を見るに、謂はく、大母に、三時の色等の境の中に於て、若し不見等不希求の故に、欲等生ぜざるが如く、是くの如く、若し所見等の境は唯所見等有りと知れば、欲等も亦生ぜず。欲等は但自の分別に由るが故に。我れは經の義に隨つて此の經文を解す。經主の自の分別に隨ふが如きに非ず。故に後に大母は佛の教を領して言はく、「我れ世尊の所説の義を解すれば、

色を見て已に念を失ひ、

妄りに愛相を増せば、

心便ち愛染を受け、

及び耽著に住す。

彼れ此の受を起すに由つて、

衆多の相現前す。

【三】此の偈は前の虛誑語の下の解云云より、付論として見聞覺を明す。

【三】雜阿含第十三(大正藏二・八九。一九〇b, 555a)

【四】大母、雜阿合には麻羅迦舅とあり、Mānukya putra

【五】阿賴耶 Ajna、執取と翻す。愛着すること。

【六】尼延底 Nivāṇa、執取と翻す、執着すること。

【七】此の經には、眼に就いて現見、曾見等といひ、耳に就ては聞、法に就いて知といふ。故に他に就いて覺を云はざるべからずとなり。

【八】香、味、觸の三は所見所聞所知に非ず。その香味觸の三に於て覺を云はざれば、その三境に於ては言説なきこととなる。

【九】俱舍論十六・十六右。

【一〇】俱舎と見聞等の四とは別にして此の經は見聞等の四を明すに非ず。六境の上のことを説くと云ふは然らずとなり。

に於てなり。謂はく、制多・寺中・迦處に於いてするなり。四には非時に於てなり。謂はく、懐胎の時、兒に乳を飲ましむる時、齋戒を受くる時なり。有るが説かく、「若し夫が齋戒を受くることを許して犯す所有れば、方に非時と謂ふ」と。既に不誤の言に亦流れて此に至る。若し他婦に於て是れを己が妻と謂ひ、或は己が妻に於て、謂うて他の婦と爲し、道と非道等但誤心有るときは、所行有りと雖も而も業道に非ず。若し此の他の婦に於て、餘の他の婦の想を作し、非梵行を行するときは、有るは亦成すと説く。加行受用の時、並に他の境に於てするが故に。有るは「殺業道の如く成ぜず」と説く。加行と究竟の時の前の境各別なるが故に。苾芻尼等は有戒の妻の如く、若し侵褻有らば亦業道を成す。有るが説く、「此の罪は所住の王に於てす。能護持と及び許さざるを以ての故に」。若し王が自ら犯すも業道亦成す。故に前の所説は理に於て勝ると爲す。

第四項 虚誑語の業道

已に欲邪行を辯ぜり。當に虚誑語を辯すべし。頌に曰はく、
染をもて異想し發言して、 義を解するは虚誑語なり。

論じて曰はく、説を聽との力の故に虚誑語を成す。謂はく、所説に於て、異想し發言し、及び所誑者は所説の義を解して、染心、誤らざれば方に業道を成す。所誑未だ解せざれば、雜穢語に收む。語は多字より成る。要らず、最後念の表無表業方に業道を成す。或は所誑の義を解するに隨つて即ち成す。前の字と俱行するは皆此の加行なり。此の中義を解すとは、所誑者の能解に依つて解と名け、正しく義を解することに非ず。何に齊つて名けて、能解・正解と爲すや。前は、謂はく、解者が耳識に住する時なり。後は、謂はく、正しく能く其の義を分別するなり。若し正しく義を解することは義は意識の知なり。語表は耳識と俱時に滅するが故なり。應に此の業道は唯無表のみを成すべし。是の故に、理として義言を善くする者の耳識に住する位に、業道即ち成すべし。能誑は表

なすをいふ。
【一】 本文には夫所守護境とあるも俱舍論十六・十三左に王所守護境とあり、今此れに従ふ。

【二】 非處、不相應なる處。
【三】 制多(Chitrā)。靈塔所なり。

【四】 迦所 (Aśvamedhika)。修道者の住するが如き閑靜なる處を云ふ。

【五】 虚誑語は左の四縁に依りて成す。

一、説く者がその事柄に關して意識して詐を思ひ、言に出し。

二、聞く者がそれを了得し。
三、その詐り言ふに付いて染心であり。

四、詐りあざむく目的を誤らずなし遂げる。

【六】 誑かるゝものが、その誑く者、言ふことを解せざる場合は雜穢語 Sambhinnāpattiya なり。

此の斷する所の命は誰れに屬すと爲んや。謂はく、命若し無くんば、彼れを死者と名く。即ち是れ此の命の依附する所の身は、第六の聲を標して相屬の義を顯はす。伽他に壽煖等の語を説くが如し。故に有命身を有命者と名く。實有の我に非ざること、其の理決然たり。

第二項 偷盜の業道

已に殺生を分別せり。當に不與取を辯すべし。頌に曰はく、

與へられざるに他物を取るは、力と竊とにて取りて己れに屬せしむることなり。

論じて曰はく、前の不誤等の言は、應の如く流れて後に至る。謂はく、要らず先づ盜まん^七と欲する故思を發し、他物の中に於て他物の想を起し、或は力にて、或は竊に盜の加行を起し、誤らずして取つて己が身に屬せしむ。此れに齊つて名けて不與取の罪と爲す。若し、窰堵波の物を盜み取ること有らば、佛に於て罪を得。佛將に涅槃せんとして、總じて世間の施す所の物を受くるが故に。有るが説かく、此の罪は、能護の人に於てすと。則ち彼れは自ら恣にして罪有ること無かるべし。是の故に前説を理に於て勝ると爲す。亡僧の物を盜めば、已に羯磨を作す時、界内の僧に於て、偷盜の罪を得、羯磨未だ了せざれば、一切僧に於てす。若し他人及び象馬等を盜めば、所住の處に於て業道方に成す。

第三項 欲邪行の業道

已に不與取を辯せり。當に欲邪行を辯すべし。頌に曰はく、

欲邪行に四種あり。行すべからざる所の行を行す。

論じて曰はく、總じて四種の行すべからざるを行する有り。皆名けて欲邪行の罪と爲すことを得。一は非境に於てなり。謂はく、他の護る所、或は母、或は父、或は父母の親、乃至、或は王の守護する所の境なり。二は非道に於てなり。謂はく、設し己が妻の口及び餘道なり。三は、非處

しこれを斷ずると。

【二】命根あるを生と名く、若しこれを斷ずるとを殺生と名出す。正理にその第二の答を出す。

【四】若し命根ある者と云はゞ、命根を有するものがあることになりて、我論となる、これをいかに解するかとの難なり。

【五】第六の屬格を用ゆるは、相屬する義を顯はすものにてこれに依つて直に我論となるとは云ひ難しとの答なり。

【六】俱舍論十六・十二左にはこの偈全體を引用せり。壽樂及與識 三去捨身時 所捨身儼仆 如木無思覺

【七】偷盜の場合も大體上の殺生の場合に同じ。

【八】窰堵波 *ghatika*。窰堵波のものを盜むは、佛に罪を得。

【九】有説は窰堵波を護る人に罪を得となす。この場合護る人なければ罪を得ざることある故に前説を善しとなす。

【一〇】亡くなつた比丘の物 *Parivartaka* (となす) を盜む時は、羯磨し終りたる場合は結界内の僧に罪を得、未羯磨の場合は四方僧伽に罪を得。この場合の羯磨とは、僧伽にてこの亡僧の所有物をかくかくに處分すと宣言する作法を

卷の第四十一

〔辯業品第四の十〕

第六節 業道を成ずる相

第一項 殺生業道

今應に業道を成ずる相を思擇すべし。謂はく、何の量に齊つて自の殺生と名くるや。乃至何に齊つて名けて邪見と爲すや。且らく先づ殺生の相を分別すれば、頌に曰はく、

殺生は故思と他と、 想と不誤殺に由る。

論じて曰はく、要らず先づ殺さんと欲する故思を發し、他の有情に於て、他の有情の想ありて、殺の加行を作し、誤らずして殺すに由る。謂はく、唯彼を殺して漫りに餘を殺さず。此れに齊つて名けて殺生の業道と爲す。猶豫を懷く有りて、杙と爲んか、人と爲んか、設し復是れ人ならば彼れと爲んか、彼れに非ずと爲んか。因つて決志を起して、若しは是れとするも、若しは非ずとするも、我れ定んで殺すべし。心に顧みるところ無きに由り、若し有情を殺さば亦業道を成ず。是くの如く業道は若しは定、若しは疑、但殺の縁を具すれば皆成ずる理有り。

一、刹那滅に於て殺罪を行じ、如何が成じ、如何んが成せざるや。殺の義無きが故に。謂はく、衆生の命は過去は已に滅し、現在は自ら滅し、未來は未だ至らず。是の故に生命を殺す理無し。如何が滅と説くや。燈焰鈴聲も彼れに准じて亦殺生の義に通すべし。謂はく、當の命を障へて、生ずべきを生ぜざらしむ。惡心を起して殺の加行を起し、所殺者の現の命をして滅せしむる時、因と爲りて同類の命を引く能はず、生ずべき命を永く生ぜざらしむるを以ての故に殺生と名く。斯れに由りて罪を獲。

【一】以下一一の惡業道を成ずる場合を述ぶる中、先づ殺生業道が五縁に依ることを明す。

一、故思。殺さんとする意志を有すること。

二、他。他の有情に對してその殺の加行をなすこと。

三、想。明かに他の有情といふ意識があること。

四、殺の加行をなすこと。

五、人違等なく、その有情を殺すこと。

【二】第三の想に對する一つの場合を擧ぐ。他の有情といふことに疑ある場合も、兎も角殺さんと決意して誤らず殺せば業道成ずとなす。

【三】有部の如く、もしもの刹那滅を主張すれば、殺生の差成り立たざるに非ずやとの難なり。

俱舍論十六・十二右左、にはこの間に對して二の答を擧ぐ、若一、息風あるを生と名く、若

謂はば、是れ則ち亦應に殺罪の觸るゝ所なるべし。前後の生の相續一なりと許すが故に。又説く所の因は能證の力無し。能殺者の死活ことば殊らざるを以てなり。謂はく、依身に就いて彼の活位を設く。亦念々異滅異生有り。加行を起す身、即ち能く果を滿たさしむるに非ず。何ぞ依別なるが故に殺罪の觸るゝ所に非ずと言ふや。若し死後の同分異なるが故に、活と殊有りと謂はゞ、是れ則ち還一分を缺くことと成る。問を爲すこと理に非ず。此の問は理に應じ、因に證の能有り、所以は何ぞ。義に別有るが故に。謂はく、先に問ふ者は是の問の言を作す。頗し一相續にして殺の加行を起し、亦果をして滿たさしめ、而も彼れ殺罪觸を爲さざるやと。既に前後の生の相續是れ一にして一分を缺くに非ず。後の答ふる者に於ては是の答の言を作す。前後生の身と、及び同分は是れ別業の果にして、別の依生するを以ての故に、前生の所作の罪觸を爲さすと。若し爾りと許さざれば父母に非ざる害して無間を成すべし。又非人趣は應に逆罪を成すべし。而も然りと許さざるが故に、依の別の因は能證の力有り。

第二項 主體の團體なる場合

若し多人有り、集つて軍衆を爲し、怨敵を殺さんと欲し、或は獸を獵する等は、中に於て隨つて一りの殺生すること有らん時、何人か殺生の業道を成ずることを得るや。頌に曰はく、

軍等の若し事を同じくするは、皆成すること作者の如し。

論じて曰はく、軍等の中に於て、若し隨ひて一り殺生事を作す有らば、自ら作す者の如く、一切皆殺生の業道を成す。彼れ(等)は同じく許して一事を爲すに由るが故なり。一事を爲すに、展轉して相教ゆるが如し。故に一り殺生する時は餘皆罪を得。若し他の力の通りて此の中に入ることも有らんとときも、因りて即ち同心せば亦殺罪を成す。唯若し誓を立て、要期して自の命終を救ひ、亦殺を行ぜざるもの有るを除く。殺心なきが故に殺罪を得ず。

論じて曰はく、前に説く所の如き、四品の業道は、三と三と、一と三と、其の次第に随ひて、有情等の四處に於て生ず、謂はく、殺等の三は有情處に起る。偷盜等の三は衆具處に起る。唯邪見は名色處に起る。虚誑語等の三は名身等の處に起る。

第五節 業道の主體と客體との關係

第一項 能殺者、所殺者の同時に死せる場合

何に由つて殺の業道の成(就)を建立するや。謂はく、加行に由り、及び果滿に由る。此の二分に於て随つて一を闕く時、殺生の根本の罪に觸るゝと爲さず。頗し、殺者、殺の加行を起し、及び果をして滿たさしめて、而も彼れ殺罪に觸るゝことを爲さざること有りや。曰はく有り。云何ぞ。頗に曰はく、

俱に死すると及び前に死するとは、根無し。依の別なるが故なり。

論じて曰はく、若し能殺者が殺の加行を起し、定んで他を殺さんと欲して、所殺生と俱時に捨命し、或は前に在つて死すれば、彼の能殺者の業道は成せず、所以は何ぞ。所殺者の其の命猶在るを以て、即ち能殺の有情をして殺罪に觸れしむべからず。所殺者の命未だ斷ぜざるを以ての故に。能殺者の其の命已に終りて殺罪を得べきに非ず。別の依生するが故に。謂はく、殺の加行の所依止の身今已に斷滅す。別類の身同分有りて生ずと雖も、罪の依止に非ず。此れは曾て未だ殺生の加行を起さず。殺の業道を成する理然るべからず。若し爾らば此の中、問を爲すこと理に非ず。既に殺の加行の所依止の身、即ち能く殺生の果をして滿たさしむるに非ず。前の二分に於て、便ち一を缺くと爲す。如何ぞ此れを以て心中に蘊在し、而も問ふて頗し殺者が殺の加行を起し、及び果をして滿たさしむと言ふべけんや。若し此の中一相續に約して、此に加行を起し、即ち此に果滿つと言ふと

【呪】一品、殺生、虚誑語、賦、は有情の上^九に起る。二品、偷盜、邪淫、貪欲、他の有情の受用する資具(婦女をも含む)の上^九に起る三品、邪見は五蘊の名と色の上^九に起る。四品、虚誑語、離間語、雜穢語は名句文身の上^九に起る。

【五〇】別の依とは中有身のことなり。前の殺生の加行をなしたる依身と異なるが故に別の依といふ。

貪瞋有りて能く究竟を爲すに非ず。是の故に應に貪瞋等の三は、一一皆癡根に由つて究竟すと説くべし。無癡者には此の三起るに非ざるが故に。有餘は此に於て此の釋言を作す。「即ち此の法は此れに由つて究竟すと説く。自體生ずる時、即ち業道の故なり」と。彼れは理窮なるが故に、是くの如き釋を作す。然るに實には貪等正しく現前する時、幸に癡根有りて能く究竟を爲す。何に縁つて許さずして、自體を執するや。餘の業道中他究竟するが故に。「此の義有りて雖も、而も許さざるは、業道は皆癡究竟すと四六謂ふ勿れとなり」。諸の業道成ずる時、定んで癡有りて俱なるが故に是くの如き失無し。殺盜等の時、皆癡有りて雖も、而も瞋貪強きが故に。「若し爾らば、邪見は癡に由らざるべし。邪見と俱なる癡は、強からざるを以ての故に」。爾らず邪見と俱起する癡は強し。爾の時、餘の不善根無きが故に。邪見の體は是れ不善根に非ざるが故に、此れと俱なる癡の根の義を勝ると爲す。「若し爾らば貪等は癡に由らざるべし。貪と及び瞋とは是れ根にして是れ勝るを以て、俱行の癡は劣にして、應に貪瞋の業道は癡に由つて究竟すと四七言ふべからず」。能究竟に約すれば爾の時癡強し。更に餘の根の貪等を究竟すること無し。自體は自に於て助力の能なし。寧んぞ説いて自は自を究竟すと四八言ふべけんや。故に癡が究竟すること理に於て失無し。有餘は此に於て復釋を作して言はく、「貪瞋と俱に果を一にする諸法は、皆勝に隨つて貪瞋の名を立つべし。彼れと貪瞋と俱時に生ずるが故に。亦彼れ貪瞋を究竟すと説くべし」と。此の釋の中に於ても亦微難すべきも、文の煩雜を恐るるが故に且らく止むべし。

第四節 惡業道の處

諸の惡業道は何れの處に起るか。頌に曰はく、
有情と具と名色と 名身等との處に起る。

【四七】 貪瞋等の現前する時癡根あるが故に、癡究竟すと云はれうるが如きも、若し然らばいかなる惡業道の場合も皆癡あるが故に業道は皆癡究竟すと曰はざるべからず、故にこれを許さずとなり。

【四八】 本文語に作る。他本に依りて謂に改む。

論じて曰はく、諸の善業道の所有る加行、根本、後起は皆、無貪、無瞋、無癡の善根より起る所なり。善の三位は皆是れ、善心の等起する所なるを以ての故なり。善心は必ず三種の善根と共に相應するが故なり。此の善の三位の其の相は云何ぞ。謂はく、前の不善の三位を遠離する所有る三位は應に知るべし。是れ善なり。且らく、勤策の具戒を受くる時の如し。來つて戒壇に入り、苾芻衆を禮し、至誠に發語して、親教師を請じて、乃至、一白二羯磨する等を皆名けて善の業道の加行と爲す。第三羯磨の竟る一刹那の中の表無表業を根本業道と名く。此れより以後、四依を説くに至り、及び餘の前に依りて、相續隨轉する表無表業を皆後起と名く。

第三項 業道の究竟と三不善根

先に説く所の如き諸の業道は、究竟の位に於て、皆三根に由るに非ず。應に説くべし。何の根に由りて何の業道を究竟するや。頌に曰はく、

殺と麤語と瞋恚との 究竟するは皆瞋に由る。

盜と邪行と及び貪とは 皆貪に由りて究竟す。

邪見は癡にて究竟す。 所餘は三に由ると許す。

論じて曰はく、惡業道の中、殺生と、麤語と、瞋恚との業道は、瞋に由りて究竟す。要らず四五顧みる所無き極麤惡の心の四六現在前する時、此の三は成ずるが故なり。諸の不與取と欲邪行と貪と、此の三の業道は、貪に由りて究竟す。要らず顧みる所有る極染汚の心の現在前する時、此の三成ずるが故に。邪見は究竟して要らず愚癡に由る。上品の癡の現前するに由りて成ずるが故なり。虚誑と離間と雜穢語の三は一一、三に由りて究竟す容しと許す。貪瞋等の現在前する時、一一能く此の三を成ぜしむるが故なり。貪瞋の業道は即ち貪瞋の根あり。如何が貪瞋に由つて究竟すと説くや。欲邪行の業道生ずる時、定んで貪根有りて、能く究竟を爲すが如く、貪瞋の二業道生ずる時、別に

【四四】 勤策即ち沙彌が比丘となることの授具戒に就いて善の加行根本後起の三位を説明す。

【四五】 瞋は烈しく思慮を難へざるが故に顧みる所無きといふ。貪の場合の顧みる所有るに對す。
【四六】 刹那等起にて現在前する時なり。

を求むるが爲めなり。此れ等の加行は、貪より生ずる所なり。瞋より生ずるとは、怨を除かんが爲めに、憤恚の心を發し姪の加行を起すが如し。癡より起るとは、波刺斯は母等に於て非梵行を行するを讚するが如し。又諸の外道は是くの如き言を作す。一切の女人は白・花・果・熟・食・階・路・道・路・橋船の如く、世間の衆人應に共に受用すべしと。又梵志の手祠中、諸の女男有りて、手禁を受持し、水を汲ひ草を齧み、或は住し或は行き、疎親を簡ばず、隨つて遇ひ隨つて合するを讚するが如し。此れ等の加行は癡より生ずる所なり。

虚誑語等の貪より生ずるとは、財利・恭敬・名譽と、己と、及び親を濟すくはんが爲めに、^{四三}四の加行を起すなり。瞋より生ずるとは、怨を除かんが爲めに、憤恚の心を起し、四の加行を起すが如し。癡より起るとは、邪見に因りて誑語等の四種の加行を起すが如し。又虚誑語が癡より起るとは、外論に言ふが如し。

若し人戲笑し、嫁娶し、

女と王とに對し、

及び命を救ひ財を救ふに因りて、

虚誑語するは罪無し。

又雜穢語が癡より起るとは、吠陀及び餘の邪論に依りて、習學する諷詠を、他に傳授し、罪愆無しと謂ふが如き、皆癡より起る。

貪等の加行が如何が三よりするや。三根より、無間に生ずるを以ての故なり。謂はく、貪等の三不善根より、無間に各三業道を生ずべし。此れに由りて、已に貪瞋癡より無間に、相應して三加行を生ずることを顯はす。無間の義に依りて亦業道を生ず。

第二項 三善根と三位

已に不善が三根より生ずるを説けり。善は復云何ぞ。頌に曰はく、
^{四三}善は三位の中に於て、皆三善根より起る。

【四三】 四の加行とは口四の加行のことなり。

【四三】 善は皆三善根より起り、三善根は無貪・無瞋・無癡なるが故に、その加行は惡の加行を遠離すること、善の根本は惡の根本を遠離すること、善の後起は惡の後起を遠離することなり。

貪等三根より生ず。

論じて曰はく、不善の業道の加行の生ずる時は、一一、三不善根に由りて起る。先の^{四〇}等起に由るが故に是の説を作す。殺生の加行が貪に由りて起るとは、有るが彼の齒髪ハゲの身分を貪ほり、或は財を得んが爲めに、或は戲樂の爲めに、或は親友と自身を拔濟せんが爲めに、貪より殺生の加行を引起するが如し。瞋より起るとは、怨を除かんが爲めに、憤恚の心を發し、殺の加行を起すが如し。癡より起るとは、^{四一}波刺斯波刺斯の如き、是くの如き説を作す。「父母老病、若し命を終らしむれば便ち勝福を生ず。現在の衆苦を解脱せしめ、新たに勝れたる身と明利の根を得せしむるを以ての故に」と。又是れ法なりと謂うて祠中に殺生す。又諸王等は、世の法律に依り怨敵を誅戮し、兇徒を除剪し、大福を成ずと謂うて、殺の加行を起す。又外道は蛇蠍蜂等は、人に毒害を爲す。殺せば便ち福を獲、羊鹿水牛及び餘の禽獸は本、供食に擬するが故に、殺すも罪無しと言ひ、又邪見に因つて衆生を殺害す。此等の加行は皆癡より起る。

偷盜の加行が貪より起るとは、財利・恭敬・名譽の爲めに、或は自身と親友とを救拔せんが爲めに貪より偷盜の加行を引起す。瞋より起るとは、怨を降さんが爲めに憤恚の心を發し、盜の加行を起す。癡より起るとは、諸王等の如き、世の法律に依つて悪人の財を奪ひ、法として爾るべし。偷盜の罪無しと謂ふ。又婆羅門は是くの如き説を作す。世間の財物は劫初の時に於て、大梵天王が諸の梵志に施せしものなり。後に梵志の勢力微劣なるに於て、諸の卑族の侵奪受用するところと爲る。今諸の梵志、世の他の財に於て、若しは奪ひ若しは偷み、衣に充て食に充て、或は餘の用に充て、或は轉じて他に施すも、皆己が財を用ゐて、偷盜の罪なし。然も彼れ取る時、他物の想有おもり。又邪見に因つて他の財物を盜む。此等は皆癡より起る所と名く。

邪姪の加行が貪より起るとは、他の室に於て、染習の心を起すが如し。或は財を求め、或は恭敬

【四〇】等起 Samuttiropaka.

【四一】波刺斯 Pīrasiṅka。ヤルシヤのことなるべし。

言を作す。已に生命を斷じて彼の加行未だ息まざるが如く、殺の加行に於て、殺生の聲を説く。故に説いて殺生未だ滅せずと爲すことを得るなり。

此れも亦業道の後、如何が加行と名くるや。毘婆沙師は是くの如き釋を作す。「此れは後起に於て加行の聲を説くなり。所以は何ぞ。能殺者の殺の加行の想猶未だ息まざるを以ての故に。所殺の生に於て、已に命終せりと^{三九}の想、猶未だ生ぜざるが故に加行の名を立つ。如何が但此れを後起に於て言ふや。應に是れを「及び根本に於て」説くと作すべし。所以は何ぞ。所殺者の死有に次する後の一刹那の時、及び此の後の時の多刹那の頃、能殺の加行、皆未だ息まざる容きを以てなり。是の故に此れは後起に於て及び根本に於て加行の聲を説くと言ふべし。勞はしく復、及び根本に於てと説くこと無し。「後起に於て」の聲は亦根本を攝するを以ての故に。要らず所殺の死有の後の時に於て、能殺は方に殺生の根本を成す。豈、根本と及び其の後起と、皆所殺の死有の後に生じ、俱に名けて殺生の後起と爲すべからずや。是の故に應に毘婆沙師の本論に於ける言を、極めて善釋と爲すと信ずべし。

第三節 業道の三位と三根

第一項 不善根と加行

又^{三九}經の中に説く。「苾芻、當に知るべし。殺に三種有り、一には貪より生ずるもの、二には瞋より生ずるもの、三には癡より生ずるものなり。乃至、邪見に三有ることも亦爾り」と。豈、諸の業道は究竟する時に於て、皆三根に由らんや。佛は是の説を作す。諸の業道は究竟する時に於て皆三根に由るに非ず。加行には異あり。云何が異なるや。頌に曰はく、

加行は三根より起る。 彼れの無間に生ずるが故なり。

【三九】 婆沙論百十八(大正二七・六一六下)

【三九】 雜阿含三七・二七(大正二・二七四中)

應に善く詳に定むべし」。決定して死後業道方に成ず。而も前の言ふ所の正命終とは、已往の事に於て却つて現の聲を説くなり。大王有りて、遠くより已に至りて、而も今は何の所より來るやと問ふが如し。或は此れは因に於て假りに説いて果と爲すなり。謂はく、所殺者正しく命終する時、能殺の有情の加行の表業が、殺に於て有用にして業道の表に非ず。此の業道の表は加行に續いて生じ、彼れの引く所なるが故に加行の果と名く。然るに因は殺に於て勝功能有り、是の故に因に於て假りに説いて果と爲す。實に業道に非ざるも、業道の聲を説くなり。「豈、此の時の表業は用有り、即ち應に此れを立て、業道と爲さずや」。要す能有りて方に業道を成ずるに非ず。無表業は業道の名を失ふ勿し。此れは殺の中に於て何の功用有りや。無表業の如く表も亦應に然るべし。又理として、加行の表を立て、即ち業道と爲すべからず。所殺の有情が命終の位に於て命猶有るが故に。要す加行の表は所殺生の命と俱時に滅す。彼れの死有の後、同類の命無し。一刹那の中の表無表業は業道を成すべし。此の後念の表は殺に於て能なし。尙殺生に非ず。何ぞ況んや是れ罪ならんや。但無表は業道の名を得べし。殺の能無しと雖も、是れ殺の果なるが故なり。「豈、後の表も理として亦然るべからずや。殺の表が因と爲りて引起する所なるが故に」。謂はく、加行に由りて果圓滿する時、此の二俱に根本業道を成す。他の命の斷に於て、此の二は能無しと雖も、而も當來の非愛の果を取る用有り。殺の思を暢ぶるが故に殺の業道と名く。本論に説くが如し。「頗し已に生を害して、殺生の未だ滅せざる有りや。曰はく有り、已に生命を斷じ彼の加行未だ息まざるが如し」と。此の言は何の義ぞ。此の中の義とは、殺生する時、殺の加行を起すに、總じて三種有るを以てなり。一には唯内に由る。謂はく、拳擊等なり。二には唯外に由る。謂はく、石を擲つ等なり。三は俱に二に由る。謂はく、刀を揮ふ等なり。此の三種の殺の加行の中に於て、所殺の生命は已に斷ずと雖も、而も能殺者の生想、未だ除かざる有るが故に、殺生に於て加行を捨てず。此れに由りて本論に是くの如き

【三四】 死後業道を成ずることなれども、命終の時と云ふは、已往の命終を以て現の死後を顯はすこと、已に至れるに、來るやといふが如しとなり。

【三五】 殺に於て有用なるは加行の表業にして、業道成就の時の表に非ず、業道成就の表は加行の表の果なり。今有用の因に就いて果を顯はすとなり。

【三六】 無表業は殺に於て有用有能ならざれども業道となす。

【三七】 發智論十一(大正二六・九七五上) 俱舍論十六・七右に依れば、「加行未息」の發智論の語を以て、加行息まざる間、即ち所殺の命終の時業道成すべしと難する意なり。

を破壊し、彼の怨に於て心の救護無からしめ、方便誘引して己が朋に入れしむ。或は彼れの財に於て、心に貪著を生じ、或は即ち彼れに於て瞋恚の心を起し、或は邪見を起して殺業を長養し、然る後に方に殺し、既に彼れを殺し已つて、復後時に於て、其の親しむ所を誅し、其の財物を奪ひ、其の愛する所を姪す。乃し後起の邪見現前するに至るまで、是くの如きを名けて、殺生の業道が、十惡の業道を以て加行と後起と爲すと爲す。所餘の業道は應の如く當に知るべし。

有餘師の説かく、「貪等は能く加行と爲るべからず、唯心のみ起りて加行即成するに非ず、未だ事を作さざるが故なり」と。如是説は貪等は所作業の住に非ずと雖も、然も彼の貪等が境を縁して生ずる時、力用無きに非ず、力用有るに由つて加行の名を得。方便して諸の業道を引生ずるが故に。

第二項 殺生業道と所殺生者の死時との關係

今應に詳議すべし。前の所説の如く、此の表業に隨つて、彼れの正しく命終する、此の刹那の頃の表無表業を、是れを殺生の根本業道と謂ふは、此れは理に非ざるべし。所以は何ぞ。所殺生の死有の位に住するとき、能殺生者の彼の刹那の中の表無表、即ち業道を成すと爲んや。彼れの死後業道を成すと爲んや。若し所殺生の死有の位に住するとき、能殺生者の業道即ち成すれば、前の言ふ所、且らく失無きに似たりと雖も、而も宗義三三に於て決定して相違す。所殺生と能殺者と俱時に捨命し、亦應に能殺生者の殺の業道成すと説くべく、所殺猶存し、殺の業道成すと許すべきを以ての故なり。此の能殺者死有に住する時、所殺爾の時既に正死と名く。則ち能殺者應に此の一刹那に殺生の業道を獲得すと許すべし。然るに宗は所殺生と俱時に命終して業道罪を成すと許さず。若し彼れの死後業道方に成すれば則ち前の所言は理に應ぜずと爲す。所殺者正しく命終する時、名けて彼の命已に斷すと爲すべきに非ず。如何が先には、彼れの正しく命終する此の刹那の頃の表無表業を、是れを殺生の根本業道と謂ふと説き、而も今は死後殺の業道方に成すと云ふや。是くの如き二途

【三三】 俱舍論十六・六左以下業道の正しく成ずるときに就て論難し、これに答ふ。

【三三】 有部にては能殺者と所殺者が俱時に死するとき業道を成ぜずと説く。然るに若し所殺者の死の刹那に業道成ぜずとせば、能殺者がこの刹那に死する場合も業道成ぜずとせざるべからずとの難なり。

名く。離間語を發し、他の領する利那の表無表業を本業道と名く。有餘師は説かく、「他壞して方に成ず」と。若し爾らば聖の交は深く固くして壞し難し。應に聖を壞する離間語の罪無かるべし。然るに聖を壞する者の罪を獲ることは既に深し。此れに由つて前説を善と爲すことを知るべし。此の利那の後に隨ふ無表業と及び今壞せらるゝもの再合の心無し、所有る表業を皆後起と名く。

龜惡語業に三分有りとは、且らく、一類の龜言を發さんとするが如き、憤恚の心を起し腕を扼し足を頓み、眉を揚げ目を努り、齒を齧み唇を動かし、未だ語を發さざる前を皆加行と名く。正しく龜言を發し他の領する利那の表無表業を本業道と名く。有餘師の説かく、「他惱んで方に成ず」と。若し爾らば聖人の忍力を具する者は、既に惱罵すべからず。應に過無かるべし。然るに賢聖を罵り、罪を獲ること既に深し。此れに由りて前説を善と爲すことを知るべし。此の利那の後に隨ふ無表業と及び、罵らるゝものは背いて、重ねて惡言を述ぶる所有る表業を皆後起と名く。

雜穢語業に三分有りとは、且らく、一類の戲調の心を發すが如きは、先づ他の財を取り、諸の綺論を集め、戲具を齎持し、衆中に來語し、戲言を發す前を皆加行と名く。正しく戲語を發し、衆を樂しましむる利那の表無表業を本業道と名く。此の利那の後に隨ふ無表業と、及び財利を獲、收用舉藏する所有る表業を皆後起と名く。

有餘師の説かく、「貪瞋邪見の纒かに現在前するを即ち業道と名く。故に加行と後起の差別無し」と。如是説は亦三分を具す、不善の思有りて、貪瞋等に於て能く前後助伴の事を爲すが故なり。又諸の業道は展轉して相望むるに互に加行後起を爲すこと有る容し。一類有りて怨敵を害せんと欲するが如き、諸の謀策を設け殺縁を合構し、或は衆生を殺して、助力を祈請し、或は他物を盗んで、以て殺事に資し、或は彼れの婦を姪して、其の夫を殺さしむ。或は彼の怨の親友の強盛にして、自の力は微劣、殺計の成じ難きを知り、是の故に先づ怨の親友の所に於て、^三語の四過を起し、其の心

【三】俱舍論十六・六左の世親の説なり。

【三】口四のこと即ち虛誑語、離間語、龐惡語、雜穢語なり。

の未だ處を離れざる前を、皆加行と名く。物の正しく處を離るゝ、此の刹那の中の表無表業を本業道と名く。此の刹那の後に隨ふ無表業と、及び財を持つて藏を出し、受用する等、所有の表業を皆後起と名く。

欲邪行の業に三分有りとは、且らく男子の如きは、他の女人に先づ愛心を起し、將に非禮を行はんとし、命じて瞻察し、媒媾し、往來せしめ、身を嚴りて彼れに赴き、言笑し執り觸れ、事の未だ果ざる前を皆加行と名く。事の正しく究竟する此の刹那の中の表無表業を本業道と名く。有るが説かく、「究竟とは瘡門に入るを謂ふ」と。有餘師の言はく、「不淨を泄すを謂ふ」と。此の刹那の後に隨ふ無表業と及び愧を叙し執り觸るゝと言辭と、所有の表業を皆後起と名く。

虚誑語の業に三分有りとは、且らく一類の善く誑術を行ひ、因つて財物を求めて活命するものゝ如きは、先づ情を受け、許を求めて偽證を爲す。誑意を發行して、衆中に往詣し、己身を述べて、誠證を爲すに堪ゆと爲す。言はく、「我れは彼れに於て怨に非ず、親に非ず。諸の惡の中、虚誑に過ぎたる無きを知り、衆善の中、實語に過ぎたる無きを知る。我れ既に彼れに於て希求する所無し。豈、自ら辜無くして毒刺を擔ふことを爲さんや。但賢直の濫りに刑科せらるゝを恐る」と。未だ證を成ぜざる前を皆加行と名く。若し正しく衆の背想に對し、發言し、不見等の中に見等と言ひ、誑さるゝもの領解す。此の刹那の中の表無表業を本業道と名く。有るが説かく、「誑さるゝものゝ印可方に成す」と。若し爾らば應に賢聖を誑す理無かるべし。然るに賢聖を誑し過を爲す既に深し。此れに由つて應に知るべし。前説を善と爲す。此の刹那の後に隨ふ無表業と及び財利を獲て己が親を養ふ所有る表業を皆後起と名く。

離間語業に三分有りとは、且らく、一類の他を壞せんとする心を發す如きは、使を遣はし通傳し或は身自ら往いて詐つて親附を爲し、己が言を信ぜんことを冀ふ。未だ他を壞せざる前を皆加行と

論じて曰はく、業道の加行には、必ず定んで表有るも、此の位の無表は或は有り或は無し。若し猛利の纏と淳淨の心との起すときは、則ち無表有るも、此れに異ならば則ち無し。後起は前と翻じて定んで無表有り、此の位の表業は或は有り或は無し。第二刹那の無表を始めと爲し名けて後起と爲すが故に、此れは定んで有り。若し爾の時に於て、前に隨元ふ業を起す時は、則ち亦表有り、此れに異ならば便ち無し。

第二節 加行・根本・後起とは何ぞ

第一項 三者の差別と意義

此の義の中に於て、如何が加行と根本と後起の位を建立するや。且らく不善の中、最初の殺業一に就きて云へば、屠羊者の如き、將に殺を行ぜんとする時、先づ殺す心を發し、價直けじを經求し、羊を買はんが爲めの故に、己が齋糧を食し、遠途を遊涉し、牧羊所を訪ひ、至り已りて揣觸し、直あたひに酬むかいて、索ひいて還り、繫いで養ひ肥えしめ、將つきて屠處に入り、刀を執りて、穴を求め、其の身を斫り刺し、命の未だ終らざるに至るを、皆加行と名く。此の表業に隨つて、彼れの正しく命終する、此の刹那の頃の表無表業を、是れを殺生の根本業道と謂ふ。此の刹那の後に、殺の無表業の隨轉して絶えざるを殺の後起と名く。及び後時に於て割截し、治洗し、稱はかり、賣り、利を收めて以て己おのれが親を活す。此れ等の表業をも、亦後起と名く。屠羊者の如く、三分既に然り、餘の不律儀は應の如く當に説くべし。

不與取の業に三分有りとは、且よらく竊者の如きは、將に盜を行ぜんとする時、先づ盜心を發し、人を遣はし、或は自ら往來し、他の物の所在を伺聽す。往いて食飲裝束を竊み取らんが爲めに、盜具を齋持し、密に他家に至り、壁を穿ち梯に登り、方便して入り、徐行して手を申のべ探摸し、他財

【三元】 前の業道成就の時の業に隨ふ業、即ち殺生ならば、殺して打つ、蹴る等の所作をなすをいふ。

第二章 特に十業道に就きて

第一節 十業道と表無表

第一項 根本業道と表無表

十業道の中、前の七業道は皆定んで表無表有りとなんや。爾らず。云何ぞ。頌に曰はく、

惡の六は定んで無表あり、

彼の自作と姪とは二あり

善の七の受より生ずるに二あり、 定より生ずるは唯無表のみなり。

論じて曰はく、七の惡業道の中、六は定んで無表有り。謂はく、殺生等なり。欲邪行を除く。是くの如き六は、若し他を遣はして爲さば、根本に至る時、表有りて生ずるに非ざるが故に。若し自ら彼の六業道を作すこと有らば、則ち六は皆表無表の二有り。謂はく、表を起す時彼れ便ち死する等なり。後に方に死する等は遣使と同じく、根本の成する時、唯無表のみなるが故なり。唯欲邪行は必ず二種を具す。要す是れ自身かなちの究竟なる所なるが故なり。他を遣して作し、自ら喜を生ずるが如きに非さればなり。

七善業道にして、若し〔誓〕受に従ひて生ずるときは、必ず皆二を具す。謂はく表と無表となり。

〔誓〕受より生ずる尸羅は必ず表に依るが故なり。靜慮と無漏とに攝する所の律儀を名けて、定より生ずと爲す。此れは唯無表のみなり。但、心力に依りて生ずることを得るが故なり。

第二項 加行及び後起と表無表

加行と後起と根本の如くなりや。爾らず、如何ぞ。頌に曰はく、

加行は定んで表有るも、 無表は或は有無なり。

後起は此れと相違す。

【二八】殺生・偷盜・邪淫妄語、惡口、綺語、兩舌の七惡業道の中邪姪を除き、六惡業道は他を遣はしてもなし遂げ得るを以て、他を遣はしてなし遂げたる時は表なく無表を得ず。又自らこの六をなすと、及び邪姪とは表と無表と具足す。

此の行即ち悪なるが故に悪行と名く。三妙行とは此れに翻じて知るべし。謂はく、一切の善の身語の二業の前後の近分と及び根本と並びに諸の善思を、次の如く身語意妙行と名く。然るに意妙行に復三種有り。業に非ざる無貪と無瞋と正見なり。智の讚する所なるが故に、愛果を感ずるが故に此の行即ち妙なるが故に妙行と名く。正見と邪見とは、他を益損するに非ずと雖も、而も彼れの本と爲るが故に亦善惡を成するなり。

第十一節 善惡の十業道

又經の中に十業道有り、或は善、或は惡なりと言ふ、其の相は云何ぞ。頌に曰はく、

説く所の十業道は

惡妙行の中の

麁品を攝して其の性と爲し、應の如く善惡を成す。

論じて曰はく、前の所説の惡と妙との行の中に於て、若し麁顯にして知り易きを攝して十業道と爲す。應の如く若し善ならば、前の妙行を攝し、不善業道は前の惡行を攝す。何等の惡と妙の行を攝せざるや。加行と後起等は彼れは麁顯に非ざるが故に。且らく不善の十業道の中に於て、若し身惡行の他の有情をして、命を失ひ、財を失ひ、妻妾を失はしむる等を説いて業道と爲す。遠離せしめんが〔爲めの〕故なり。若し語惡行は過失尤も重きを説いて業道と爲す。遠離せしめんが〔爲めの〕故なり。若し意惡行は重き貪瞋等を説いて業道と爲す。遠離せしめんが〔爲めの〕故なり。加行と後起と及び餘の過輕きと並びに不善の思は皆業道に非ず。善の業道中、身の善業道は身妙行に於て一分を攝せず。謂はく、加行と後起と及び餘の善の身業となり。即ち離遠酒と斷莫施等なり。語の善業道は語妙行に於て一分を攝せず、謂はく、愛語等なり。意の善業道は意妙行に於て一分を攝せず、謂はく、諸の善思なり。

【五】第十一として經所説の十業道 *Dasa Kammaṃkathā* を説く。惡の十業道は左の如し。

一、殺生 *Prajātipāṇa, Paṇātipāṇa*

二、偷盜 *Adattātāna, Adinnādāna*

三、邪淫 *Kāmanimithyācāra, Kāmesunnicocha āra*

四、兩舌 *Paśāṇya, Pisunuvācā*

五、妄語 *Māṣā-vāda, Musāvāda*

六、惡口 *Pāṇasya, Pharusavāca*

七、綺語 *Sambhinna-pretāpa, Sampappalāpa*

八、貪欲 *Abhidhya, abhiṃjha*

九、瞋恚 *Vyāpāda, vyāpāda*

十、邪見 *Mithya dṛṣṭi, mithyādṛṣṭi*

善の十業道は一々上の十業道を離ること *Vivattā, Vivattā* を云ふ。

【六】特に根本に於て業道を立つるはその惡から遠離せしめ度いためなるをいふ。

【七】俱舍論十六、五右には

【八】施供養とあり。

糧の故に亦業と名く。漏の資糧を亦漏等と名くるが如し。寧んぞ貪等は意業に非すと知るや。阿笈摩及び正理に由るが故に。阿笈摩とは謂はく、契經に『貪瞋邪見は是れ業の緣集』と言ふが故に、貪等は即ち業性に非すと知る。又契經に『諸愛は表は即ち是れ意業』と言ふが故に、愛は即ち意業の體に非すと知る。餘の例は應に然るべし。計して業は即ち業の集なりと言ふこと有ること勿れ。故に契經に『愛と業と殊あり』と説く。

然るに^{二四}經主は、「煩惱即ち是れ意業なる有り」と許さば斯れに何の失かある」と言ふ。是くの如く許す所は、前の契經と及び後の正理に違す。豈大過に非ざらんや。若し「貪に能く意をして諸の惡行を造らしむと説くが如く、此の經は貪は即ち是れ意惡行の因緣なりと説くと雖も、貪は意惡行の攝なりと許さざるに非ず。是くの如く愛を業の因と爲すと説くと雖も、此の愛は亦是れ業ならざるに非ざるべし」と謂はく、彼れの例は等しきに非ず。此の經は愛は能く心をして表業を起さしむと言はざるが故に。謂はく、彼れが貪は能く意をして諸の惡行を造らしむと説くが如く、此の經は愛は能く心をして諸の表業を起さしむと言ふに非ず。如何が彼れを引いて以て此の經を例し、表業の因たる愛も亦是れ表なりと證せんや。經の中に『諸の癡は即ち無明なり』と説くが如し。此の經は但癡は是れ無明の體なりと示し、癡に非ざる者は、即ち無明に非すと顯はす。是くの如く此の經は諸の希求は即ち愛なり、諸愛の表は即ち是れ意業なりと説くなり。辯相差別の義已に顯成す。若し希求に非ざれば、便ち是れ愛に非ず。若し表に非ざれば亦意業に非ず。唯假説を除いて則ち過有ること無し。意業を表と名くることは前に已に釋せしが如し。

正理とは何ぞ。謂はく、若し煩惱即ち是れ業ならば十二緣起と及び三障等の差別無かるべし。是れに由りて貪等は業に非ざることを證知す。是れ聰慧の者の訶厭する所なるが故に。又能く非愛の果を感得するが故なり。

【二四】 俱舍論十六・四右

「と。身語業に衆惡を離るゝに由るが故に、以て比知すべし。意業は中に於て能く比する用無し。唯能く比合する所に牟尼を立つ。何が故に牟尼は唯無學に在るや。阿羅漢は是れ實の牟尼にして、諸の煩惱の言の永く寂靜なるを以ての故なり。

諸の身語意の三種の妙行を、身語意の三種の清淨と名くべし。無漏の妙行は、永く惡行煩惱の垢を離るゝが故に清淨と名くべし。有漏の妙行は猶惡行煩惱の垢汚と名く。如何が清淨なるや。此れ亦暫時に、能く惡行煩惱の垢を離るゝが故に、清淨の名を得。或は此の力は、能く無漏の勝義の清淨を引起するが故に淨の名を立つ。若し「此れは亦能く煩惱の垢を引くが故に、謂はく、煩惱の等無間縁と作る。是れ則ち清淨と名くべからず」と謂はゞ、此れ亦理に非ず。善心起る時、染心の爲めに加行を起すに非ざるが故に。染心の無間には無漏生ぜず。有漏の善心は能く無漏を引くが故に有漏善に清淨の名を得。無漏に順する心が穢を除くが故に。此の二を説くは、有情の邪牟尼邪清淨を息めんが爲めの故なり。

第十節 三惡行と三妙行

又經の中に三惡行有りと説く。又經の中に三妙行有ると言ふ。俱に身語意なり。相各云何ぞ。頌に曰はく、

惡の身語意業を、説きて三惡行と名く。

及び貪瞋邪見なり。三妙行は此れに翻す。

論じて曰はく、一切不善の身語の二業、前後の近分と及び根本と、並びに不善の思を次の如く、身語意惡行と名く。然るに意惡行に復三種有り。謂はく、意業に非ざる貪瞋邪見なり。豈、契經に亦「貪等を名けて意業と爲す」と説かずや。如何が今貪瞋邪見は意業に非ずと説くや。是れは業の資

【一八】 妙行 *Suavriya*

【一九】 清淨 *Samoeyya, Soeeyya*

【二〇】 邪牟尼 *Mithyānanna*
外道の無言の行などをいふ。
牟尼は寂默なるが故なり。
邪清淨 *Mithyā Samoeyya* 外道
の犬戒牛戒などの邪文なる禁
戒のことをいふ。

【二一】 第十として經の中の三
惡行と三妙行を出す。

經とは長阿含九經衆集經（大
正一・五〇上）に、三惡行と三
善行を明すをいふ。

惡業 *Dussavita*
妙行 *Suavriya*

【二二】 經部師は貪瞋邪見は意
業なりと主張す。俱舍論十六
四右

【二三】 中阿含五經思經（大正
一・四三七下）

業の感に通ずるが故に、彼の受に順するを黑白業と名く」と。是くの如き所説は前に已に遮遣せり。謂はく、善は能く不善に雜ること無きが故に。有餘師の説かく、「欲の見所斷及び欲界中の所有餘業を、次の如く、名けて純黒と俱との業と爲す。謂はく、見所斷は善の雜ること無きが故に、純黒業と名く。欲の修所斷は善と不善と有るが故に俱業と名く」と。此れも亦理に非ず。二の所斷中、俱有の業は異熟果を感ずること能はざるが故に。若し「此の中に説く所の三業は、異熟有るに據つて説く、異熟無き者に非ず」と謂はゞ、簡んで欲の見所滅と言ふべからず。又強力の業は、理として必ず力劣る者の尠雜する所と爲るべからず。是の故に修所斷の諸の不善業も亦雜の名を得と説くべからず。亦欲界に善有り、力、不善に勝り、惡業を尠伏すと言ふべからず、許す所に非ざるが故に。所以は何ぞ。欲界の善は數行するに非ざるを以ての故に、能く一劫の果を感ずるもの有ること無きが故に。

第九節 三牟尼業と三清淨業

又、經の中に三牟尼有りと説く。又の中に三清淨有りと言ふ。俱に身語意なり。相各如何ぞ。頌に曰はく、

無學の身語業と

即ち意とは三牟尼なり。

三清淨は應に知るべし。

即ち諸の三妙行なり。

論じて曰はく、無學の身業を、身牟尼と名く。無學の語業を、語牟尼と名く。即ち無學の意を、意牟尼と名く。意牟尼は意業を體と爲すに非ず。何に縁つて色と識蘊の中に是の牟尼有りて、餘蘊に非ずと説くや。有餘師に説かく、「後と及び初類を擧げて、中間にも亦此の義有るを顯はすなり」と。如實義は勝義の牟尼は唯心を體と爲す。故に契經に説く、「心寂靜の故に有情寂靜なり。此の心牟尼な

の地の煩惱が全て無くなつて斷盡せらるゝもの故に第九無間道に至りて斷盡せらるゝものなり。
 【三】 黒業白業等と黒白と名くるに就ての異説を述ぶるなり。

【四】 第九に、經中所説の三年尼業三清淨業を説く。
 經とは中阿含二十一經等心經(大正一、四四九下)、身口意業寂靜

- 【五】 身牟尼 Kiyamanna
- 【六】 語牟尼 Vakamanna
- 【七】 意牟尼 Manomanna

論じて曰はく、見道の中に於ては、四の法智忍と、及び修道に於ては、欲の染を離るゝ位の前八無間と、俱に行するに、十一の思有り、唯純黒を盡す。欲界の染を離るゝ第九の無間の聖道と、俱行する一の無漏の思は、雙べて黑白及び純黒を盡さしむ。此の時總じて欲界の善を斷するが故に。亦第九の不善業を斷するが故なり。四靜慮の一一の地の染を離るゝ第九の無間道と俱行する無漏の思は、此の四は唯純白業をして盡さしむ。所餘の諸業は異熟無きが故に。所明に非ざるが故に、此に論ぜず。故に此の中に於ては唯十七を説く。無間道を俱行する聖思は、能く永く前の三有漏業を盡す。諸業を盡すは是れ聖慧の能なりと雖も、然も此の中に於ては近對治を説く。身語業も亦三を近治すと雖も、慧相應に非ざるが故に、此に説かず。

二 何に縁つて、諸地の有漏の善業は唯最後道のみ能く斷じて餘には非ざるや。諸の善法は自性斷に非ざるを以て、已に斷するも、現在前す容きこと有るが故に、然るに彼れを縁する煩惱の盡くる時を、方に説きて名けて彼の善法を斷すと爲すに由るなり。爾の時善法、離繫を得するが故に。此れに由りて乃至彼れを縁する煩惱の餘り一品だにも在んには、斷の義は成ぜず。善法は爾の時には猶縛せらるゝが故なり。

第三項 黑等四業に關する異説

頌に曰はく、

有るが説く、地獄の受と、餘の欲の業は黒と雜となりと。

有るは説く、欲の見滅と、餘の欲の業とは黒と俱なりと。

論じて曰はく、第一と第三と皆異説有り、有餘師の説かく、「順地獄受と及び欲界中の餘受に順するとの業を、次の如く、名けて純黒と雜の業と爲す。謂はく、地獄の異熟は唯不善業のみの感ずるものなるが故に、彼れの受到順するを順黒業と名く。唯地獄を除いて、餘の欲界中の異熟は皆善惡

【八】 見道の中、苦法智忍、集法智忍、滅法智忍、道法智忍の四と、修道の九無間道の中、第九を除いて前の八無間道、合せて十二思、は欲界の不善を斷ず。

【九】 第九の無間道は總じて欲界の繫縛を斷するが故に、欲の善業即ち黑白業をも斷ず。故に黑白と及び純黒を盡すと云ふ。

【一〇】 色界の善業即ち純白業を斷盡するは色界四地の一一の第九無間道と俱行する無漏思、即ちこの四思は純白業を斷盡す。

【一一】 欲界の不善業を斷ずる一、及び色界の四を加へて十七なり。

【一二】 欲界の不善を斷ずるは四法智忍と八無間道にして、欲界の善と色界の善とは何故に第九の無間道のみ斷ずるやといふ問なり。これに答へて黒業は自性斷即ちそれ自らの性質として斷せられるものなれども、善法は自性斷に非ずそれを縁する煩惱を斷ぜざるべからざるもの故に、即ち縁縛斷なるが故に、煩惱のある間に斷盡せられず、その地そ

不善は應に白黒と名くべし。善業の如く亦前の意樂と加行との白黒雜り起るが如きこと有るを以てなり。然るに許す所に非ず。前説に失無し。

諸の無漏の業の能く永く前の三業を斷盡する者を第四業と名く。此の無漏の業は染汚に非ざるが故に非黒の名を得ること、理に於て失無し。不墮界の故に、異熟を斷するが故に、無異熟と名くるも亦失有ること無し。既に是れ勝義の白なり。何が故に非白と名くるや。佛も亦彼の^五大空經の中に阿難陀に、「諸の無學の法は純善純白一向に無罪なり」と告ぐ。本論にも亦「云何が白法なるや。謂はく、諸の善法と無覆無記なりと言ふ。此れは密意有りて非白の聲を説く。密意とは何ぞ。謂はく、此の中、前の三業を治するを説いて、立てて第四と爲す。所化者は是くの如き疑を生ずる勿れ、「如何んが此の中白能く白を治す」と。能治の所治に勝ることを顯はさんが爲めの故に。異熟を招くに約して非白の名を立つ。白の異熟を招く能はざるを以ての故に。或は無學の法は一切の染身を超ゆる中に於て得べきが故に、純白の名を立つ。學法は一切の染身を超ゆるに非ざる中に得べきが故に、純白と名けざるが如きに非ず。故に彼の經中是くの如き義に依つて、無學の法に於て純白の聲を説く。今此の經中、無漏の業は愛に順するに非ざるを以ての故に、又白の異熟を感じる能はざるが故に説いて非白と名く。

第二項 無漏業と黒等三業との關係

諸の無漏の業は皆能く前の三業を盡すと爲んや不や。爾らず、云何ぞ。頌に曰はく、

四法忍と、欲を離るゝ、
前の八無間と俱なる、

十二の無漏の思は
唯純黒業を盡す。

欲と四靜慮とを離るゝ、
第九の無間の思は、

一は雜を純黒とを盡し、
四は純白をして盡さしむ。

【五】 中阿合一九一經大空經

(大正一・七三八)但しこの引文見當らざるが如し。

【六】 品類足論六(大正二六・七一五中)

【七】 上述せし無漏業の斷業を細説す。

生有の二の白性を具するが故に、獨り白の名を立つ。契經に言ふが如し。「或は男、或は女、身妙行を成じ、廣説乃至、死後有色の意成の、白衣の光、或は明月の夜の如きを得得す」と。或は色界に於ては、三業及び十業道を具足す。無色は然らず。而も契經の中に、「靜慮・無量無色、皆白々異熟業と名く」と説くもの有るは、彼れは純淨の可意の異熟に據りて、通じて白の名を立つるなり。然るに彼の契經は了義の説に非ず。上界の四蘊五蘊一切の善法に於て業の聲を説くを以ての故に。諸の異熟因は業の所顯に因るが故に、業に非ざるものにも亦業の名を立つ。彼の經の了義に非ざるを證知す。

欲界の善業を説いて名けて黑白と爲す。惡の雜まじはる所なるが故なり。異熟も亦黑白なり。愛果雜るに非ざるが故なり。此の黑白の名は相續に依つて立て、自性に據るに非ず。所以は何ぞ。一業及び一異熟の是れ黒にして亦白なること無きを以てなり。互に相違するが故に。「若し爾らば惡の業と果と善の業と果と雜るが故に、是れ則ち亦應に名けて白黒と爲すべし」。此の難は理に非ず。欲界の中の不善の數行の力は能く善を伏するを以ての故に、彼の苦果は樂の異熟に雜り、欲界の善は劣り、不善を伏する功能有ること無きが故に、彼の樂果は亦苦の異熟に雜る功能無きが故に、惡の業と果とは純黒の名を得。

有餘師の言はく、「欲界の善業は意樂いらくと加行と黑白雜起す。此れに由るが故に、黑白の二名を立つ。一業の體に善有り惡有るに非ず。云何ぞ。一の如きは他を誑害せんが爲めに、意、他をして己れに信附せしめんと欲して、先きに矯つて施を行じ、乃至出家す。是くの如きを名けて、意樂は黒なりと雖も、而も加行は白なりと爲す。或は復一有り、子門人に於て、非を遮防し、利樂事し、及び利樂事の中に安住せしめんと欲するが爲めに、憐愍の心を以て、龜なる身語を起し、有情を楚撻し訶罵し逼迫す。是くの如きを名けて、加行は黒なりと雖も而も意樂は白なりと爲す」と。若し爾らば

【四】 この欲界の善業を黑白と名くることは、善の業と果を黑白といふに非ずして、一相續の身に或る時には善、或る時には惡の業果の顯はれるに就ていふ。

卷の第四十一

〔辯業品第四の九〕

第八節 黒等の四業

第一項 黒白の四業

又經の中に説く、「業に四種有り。謂はく、或は業の黒にして、黒の異熟なる有り。或は業の白にして、白の異熟なる有り。或は復業の黒白にして、黒白の異熟なる有り。或は復業の非黒非白にして、異熟無く、業の能く諸業を盡す有り」と。經に略して示すと雖も、而も廣く釋せず、今應に彼れを釋すべし。其の相云何ぞ。頌に曰はく、

黒黒等の殊に依りて、

説く所の四種の業は、

惡と色と欲界の善と、

能く彼れを盡す無漏となり。

應に知るべし。次第の如く、

黒・白・俱・非と名く。

論じて曰はく、佛は業と果との種類の不同なると、所治と能治との殊ことなるとに依りて、黒黒等の四を説く。諸の不善業を一向に黒と名く。染汚の黒、不可意の黒を具するを以ての故に。異熟も亦黒なり。不可意なるが故なり。色界の善業を一向に白と名く。一切の不善の煩惱と、及び不善の業の歎雜する所と爲らざるが故なり。異熟も亦白なり。是れ可意なるが故なり。

何の意趣に依つて無色の善を除くや。有るが説かく、「此の中初めを擧げて後を顯はす」と。或は色界の中には可意の白及び明了の白有りて施設すべきが故に、獨り白の名を立つ。無色界の中には可意の白有るも、明了の白有りて施設すべき無きが故に白の名を立てず。或は色界の中には中(有)

【一】 中阿含一一一經達梵行經(大正一・六〇〇上)。中阿含一一二經阿奴波經(大正一・六〇〇―六〇二)にも散説す。
 一、黒業有黒業。欲界の惡業。
 二、白業有白業。色界の善業。
 三、黒白業の有黒白報。欲界の善業。
 四、不黒不白業無報。無漏の業。

【二】 種類の不同は前三業に就て云ふ。所治能治の殊は第四業に就ていふ。
 【三】 色界を擧げて無色界も同様なりと示すと意なり。

熱鐵丸の如し。投ぜらるゝ所に随つて便ち能く自他の身心を燒害す。諸の煩惱の中、過を最重と爲すが故に、薄伽梵は重ねて穢の名を立つ。是れ諸穢の中の極穢なるが故なり。瞋より生ずる所の身語意業は穢を因と爲すが故に、果は因の名を受く。是の故に世尊彼れを説いて穢と爲す。若し貪より生ずる身語意業を名けて濁業と爲す。貪は濁の類なるが故に、貪を濁者と名く。謂はく、貪現前するとき、染着の所縁は是れ染の性なるが故に。彼れより生ずる等、前に准じて應に釋すべし。

又眞直の道は、謂はく、八聖道なり。能く彼れの生を障ゆる三業を曲と名く。眞實無病は、謂はく、永涅槃なり。彼れを證する因を障ゆる三業を穢と名く。外道の見に依つて、佛教の中に於て淨信心を障ゆる不信を濁と名く。能く淨信心を穢濁するを以ての故に、彼れより起る所の三業を濁と名く。又斷常に墮し、處中の行に違す。彼れより起る所の身語意業は直道の義に違するが故に、曲の名を立つ。損減の見に由つて起ち所の諸業は能く淨法を穢すが故に、穢の名を立つ。穢の名は必ず極穢の義に依るが故に。薩伽耶見の起す所の諸業は、能く無我真實の淨見を障ゆ。淨を障ゆる義に依るが故に濁の名を立つ。

【七〇】 本文信從彼所起三業とある。信の字無きよし。

欲天の心にして猶狂者有り、況んや、人と惡趣と心狂を離るゝを得んや。地獄は常に狂す。衆苦逼るが故なり。謂はく、諸の地獄は恒に種々の異類の苦具の爲めに、末摩を傷害せられ、猛利にして忍び難し。苦受に逼まらるゝすら尙自ら識らず。況んや是非を了せんや。故に地獄の中には、怨心傷歎し、猖狂馳叫すること、世に傳へて文有り。

欲界の聖の中、唯諸佛を除きては、大種乖適するとき、心狂有るべし。異熟生なるは無し。若し定業有らば必ず應に先づ受けて、後に方に、聖を得すべく、若し定業に非ざるは、聖道を得するが故に、能く果無からしむ。亦驚怖無し。諸の聖者は五畏を超ゆるを以ての故なり。亦傷害なし。諸の聖者は非人等の憎嫌の事無きを以ての故に。亦愁憂なし。諸の聖者は法性を證するを以ての故に。一切の如來の心には狂亂無し。漸に捨命すること無く、音聲を破することなし。亦髮白面皺等の事なし。極めて淳淨の妙業の所生なるを以てなり。

第七節 曲穢濁三業

又經の中に説かく、業に三種有り、謂はく、曲穢濁なり。其の相云何ぞ。頌に曰はく、
セキ 曲と穢と濁との業は、
セキ 詔と瞋と貪とに依つて生ずと説く。

論じて曰く、身語意の三に各三種有り。謂はく、曲と穢と濁とにして、其の次第の如く、應に知るべし。詔と瞋と貪とに依りて生ずる所なり。謂はく、詔に依りて生ずる身語意業を名けて曲業と爲す。詔曲の類の故に。實の曲を見と謂ふが故に、契經に言はく、「實の曲とは何ぞ。謂はく、諸の惡見なり」と。詔は是れ彼の類なるが故に、曲の名を得。詔より生ずる所の身語意業は、曲を因と爲すが故に、果は因の名を得。是の故に、世尊彼れを説いて曲と爲す。若し、瞋に依つて生ずる身語意業は名けて穢業と爲す。瞋は穢の類なるが故に、瞋を穢者と名く。謂はく、瞋現前するとき、

【七】 末摩 *Marmā* 死穴と譯す。身中へ百ヶ處ある小さな急所なり。

【七】 曲 *Kauṭilya*
穢 *Doga*
濁 *Kaṅṅya*
詔 *Saṅghya*
瞋 *Dveṣṇa*
貪 *ārga*

論して曰はく、有情の心狂は唯意識に在り。若し五識に在りては心狂なし。五識身は分別なきを以ての故に。何の因に由るが故に、有情は心狂するや。諸の有情の業の異熟に由つて起る。何等の業の異熟に由つて起るや。謂はく、彼れ藥物呪術を用ひて、他の心を狂せしめ、或は復、他をして欲する所に非ざる毒の若き酒の若きを飲ましめ、或は威嚴を現じて、禽獸等を怖れしめ、或は猛火を放つて山澤を梵燒し、或は坑穽を作つて衆生を陥墜し、或は餘の事業にて、他をして失念せしむ。此の業因に由つて、當來の世に於て、異類の大種の異熟を感得し、彼の勢力に由つて心をして發狂せしむ。此の心狂の體は異熟に非ず、善惡の心等皆狂すべきに由るが故に。斯れに由つて、但、業の異熟の生と説く。謂はく、惡業の因、不平等の異熟の大種を感じ、此の大種に依つて、心便ち失念すべきが故に説いて狂と爲す。

是くの如く心狂を心亂に對し、應に四句を作るべし。謂はく、心狂にして心亂に非ざるあり。乃至廣説。狂にして亂に非ずとは、謂はく、諸の狂者の不染汚心なり。亂にして狂に非ずとは、謂はく、不狂者の諸の染汚心なり。狂にして亦亂なるとは、謂はく、諸の狂者の諸の染汚心なり。狂亂に非ずとは、謂はく、不狂者の不染汚心なり。有情の心狂は但これに由ると爲す。

更に四種に由る。此の四とは何ぞ。一には驚怖に由る。謂はく、非人等怖るべき形を現はして來りて相逼迫す。有情見已りて遂に心狂を致す。二には傷害に由る。謂はく、事業にて非人等を惱すに由りて、彼れの瞋に由るが故に、其の支節を傷づけ、遂に心狂を致す。有情の身中別の支節あり。若し打觸せらるれば、心即ち狂を發す。三には乖違に由る。謂はく、身内の風熱痰の界互に相違反し、大種乖適するに由るが故に心狂を致す。四には愁憂に由る。謂はく、親愛を喪失する等の事に因つて、愁毒纏懷し、心遂に發狂す。婆私等の如し。

何の有情類に此の心狂有るや。北俱盧を除き、所餘の欲界の諸の有情類に心狂有るべし。謂はく、

【七一】 以下心狂の五因を出す。

一、業の異熟より起る。

二、非人等の驚怖により起る。

三、非人等の傷害により起る。

四、四大の乖違によりて起る。

五、愁憂によりて起る。

【七二】 業の異熟に由りて起る
Karmavipakṣya

【七三】 心亂 *Uttva-vikṣipta*

【七四】 婆私 *Vāsiṣṭhi, Vāsithi,*
六子を失うて狂す。

Ther. G. 133-8 偈註、婆沙
論八三(大正二七・四二九中)

續は勝福田に非ず。

第五節 心受業と身受業

六六 異熟果の中には、受最も勝れたり。今應に思擇すべし。諸の業の中に於て、頗しや唯、心受の異熟をのみ招くもの、或は身受をのみ招きて、心受に非ざるもの有るか。亦有り。云何ぞ。頗に曰はく、

六七 諸の善の無尋の業は、唯だ受を感ずと許す。

惡は唯身受を感ず。是れ受を感ずる業の異なり。

論じて曰はく。善の無尋の業とは、謂はく、中定より乃至有頂までの所有の善業なり。中に於て能く、受の異熟を招くは、應に知るべし。但、心受をのみ感じて身〔受〕に非ず。彼の地の中に於ては、身受なきが故に。身受は必定して尋と相應す。無尋の業は有尋の果を感ずるに非ず。

諸の不善の業の能く受を感ずるものは、應に知るべし。但、身受をのみ感じて心に非ず。不善の因は苦受を果と爲すも、意地の苦受を決定して憂と名け、憂受は必ず異熟果の攝に非ざるを以ての故に、不善業は唯身受をのみ感ず。

第六節 心狂業

六九 若し憂根は定んで異熟に非ずと執すれば、諸の有情の類の發すところの心狂は、何の識の中に在りて、何の因の感ずる所ぞ。何の處に依つて非異熟を起すや。頌に曰はく、

心狂は唯意識なり、業の異熟に由つて生ず。

及び怖と害と違と憂とに由る。此州を除きて欲に在り。

【六六】 異熟果にはいろいろのものあれども、その中でも重要なるものは、受なるが故にその心受を身受に就て述ぶ。

【六七】 中間定より有頂までの善の無尋業は唯心受をのみ感じ、其の他の不善業は唯身受のみを感ず。

心受 *Cāhūsika vedanā*
身受 *Kāyika vedanā*

【六八】 心と俱なる苦受の意味、憂 *Dukkhamasāya, Domana-*
587

【六九】 憂は異熟に非ず、順正理論九(毘曇部二十七・二一三)・俱舍論三

【七〇】 心狂 *Ottakeyya, Citta-*
kheyya

論じて曰はく、是くの如き類の功德田の中に於て、善惡の業を爲るときは、定んで即ち果を受く。功德田とは、謂はく、佛を上首とする僧なり。補特伽羅に約せば、差別に五有り。一には滅定より出でたるもの。謂はく、此の定中には、心の寂靜を得、此の定は寂靜なること、涅槃に似たるが故に。若し此の定より初めて心を起す時は、涅槃に入りて、還復出づる者の如し。勝れたる靜の功德、其の身を莊嚴し、殷淨の心の生長する依處と爲る。二には六五無諍より出でたるもの。謂はく、此の定の中には、已に能く永く、一切の煩惱の災患の相續を抜き、一切の有情を緣じて境と爲し、起す所の無邊の増上の意樂あり。無諍の功德積集して身に熏ず。此れより出づる時、彼の心の相續、一切世間の定心及び不定心の勝伏する所と爲らず。是れ福非福の近果の勝田なり。

三には六五慈定より出でたるもの。謂はく、此の定中には、無量の有情を緣じて境となし、利益安樂の増上の意樂積集して身に熏ずる有り、此の定を出づる時、有爲の無量の最勝の功德に熏習せられたる身の相續有りて轉じ、能く勝業を生ず。

四には、見道より出でたるもの。謂はく、此の道の中には、能く一分の無始流轉の超ゆる能はざる所の三界の輪廻の生死の根本を超ゆ。此の道より出で、勝淨の身の相續有りて生じ、能く勝業を生ず。

五には、修道より出でたるもの。謂はく、此の道の中には、能く一分の生死の根本を超ゆ。餘は前に説くが如し。是くの如き五より、初めて出づる位の中には、前に修むる所の勝功德の勢に乗じて、心猶反つて顧みて、専ら念じて捨てず。諸根寂靜にして特に常と異なる。世と出世間との不定定の福の、能く勝伏して彼れを映奪する者なし。故に此の五を説いて功德田と名く。若し中に於て損益の業を爲ること有らば、此の業は必定して能く即果を招く。若し餘定餘果より出づる時は、前に修する所、定んで殊勝に非ずして、修所斷の惑は未だ畢竟して盡きざるに由るが故に、彼の相

【六五】無諍 Arāṇā-Samāpatti
一切の争諍を離れたる境地の
意味にて、須菩提 Subhūti は
無諍第一と呼ばれる。

【六五】慈定 Maitrī-Samāpatti
一切の衆生に對し、慈悲の心
に住する定なり。

第六項 順現報受の業

現法果の業其の相云何ぞ、頌に曰はく、

田と意樂の勝れるに由ると、
及び定んで異熟を招きて
永離を得する地の業とは、
定んで現法の果を招く。

論じて曰く、田の勝れたるに由るとは、苾芻有り、僧衆の中に於て、女人の語を作し、彼れ須臾の頃、轉じて女人と作れりと聞く。此れ等は傳聞するに、其の類一に非ず。意樂の勝れたるとは、

黃門有り、諸の牛の黃門の事を救脱せるが故に、彼れ須臾の頃、轉じて丈夫と作れりと聞く。此

れ等の傳聞の事も、亦一に非ず。或は餘業有りて、亦現果を得。謂はく、此の地に生じて、永く此の地の染を離るゝとき、此の地の中の諸の善不善業を必ず應に現に受くべし。重ねて生せざるが故に。阿羅漢と及び不還果の如し。未だ染を離れざる時、已に彼の業を造る。今染を離るゝが故に、現法受と成る。彼れは是れ何の業ぞ。謂はく、異熟定なり。應に知るべし。此の中、説く所の業とは、是れ異熟は定まりて、時は定まるに非ざる業なり。若し餘位の順定受業有らば、彼れは必定して永く染を離るゝ義なし。必ず餘位に於て異熟果を受く。若し異熟に於て亦不定ならば、永く染を離るゝが故に、異熟を受けず。諸の不還者と及び阿羅漢は、欲と三界とに於て、設ひ退して染を起すも、必ず下に生せず、定んで涅槃するが故なり。異熟定の業は皆現受を成す。餘は所應に隨つて、此れに類して當に説くべし。

第七項 現生に造りて現生に果を報する業

何の田に起す業が、定んで即ち受くるや、頌に曰はく、

佛を上首とする僧と
及び滅定と無諍と

慈と見と修との道より出づるものとに於て、
損益する業は即ち受く。

【六】この段は順現受業の相を述ぶ。一、殊勝の田になす業。二、意樂の勝れたる業。三、異熟定まりて時の不定なりしものが、その業の所繋の地の惑を斷じて再びその地に生ずることなきとき、この三つ場合に現在の果報を受く。

【六】黃門 *Parivraja* とは去勢されたものゝことなるが、或る黃門が五百牛の去勢されんとするを讎れみ財を以て救ひ、その功德業にて男身に復す、婆沙論百十四(大正二七・五九三上)。

【三】この段は

一、佛を上首とする僧加。
二、滅盡定より出でし比丘。
三、無諍定より出でし比丘。
四、慈定より出でし比丘。
五、見道より出でし比丘。
六、修道より出でし比丘に對し損益する業は即時に果あるを述ぶ。

謂はく、中有の位と、及び處胎の中と出胎以後各々五位あり。胎中の五位とは、一に五四羯刺藍、二に五五類部曇、三に五六閉戸、四に五七鍵南、五に五八鉢羅奢佉しやきふなり。胎外の五とは、一に嬰孩、二に童子、三に少年、四に中年、五に老年なり。此の十一位は一生の攝する所なり。中有の位に住しては、能く中有の定不定業を造り、乃至能く老年の「定不定の」二業を造る。應に知るべし、亦爾しかなり。當に知るべし。是くの如く中有の造る所の十一種の定業は皆順現受の攝なり。五九類同分に差別なきに由るが故なり。謂はく、此の中有の位と、自類の十位と、一の衆同分にして、一業の引くところなるが故なり。此れに由つて、別に順中有受業を説かず。即ち順生等の業の所引なるが故なり。類同分とは、謂はく、人等の類にして、趣に非ず生に非ず。趣生に約すれば、中有と生有と、同分異なるを以ての故に。

第五項 定受業の相

諸の定受業は其の相云何ぞ。頌に曰はく、

重惑と淨心に由るものと、及び是れ恒に造る所なると、

功德因に於て起すと、父母を害するとの業は定なり。

論じて曰く、若し所造の業にして、重惱煩、或は淳淨の心に由るもの、或は常に作る所のもの、或は増上の功德田に於て起すもの「は定業」なり。功德田とは、謂はく、佛・法・僧、或は増上の補特伽羅なり。謂はく、世出世の勝徳を證りたるものなり。此の田所に於ては、重惑及び淳淨の心無く、亦常に行するに非ずと雖も、若くは善、不善、起す所の諸業「は定業」なり。或は父母に於て、設ひ、下纏を起し、損害の事を行ふ。是くの如き一切は皆定業の攝なり。有餘師は説く。「若し猛利の意樂を以て造る所、或は有るは造り已つて歡喜の心を起し、或は一切の時、數々申習し、或は勝願の力、事の力にて起す所の業は皆決定なり」と。

- 【五四】 羯刺藍 Kāḷa
- 【五五】 類部曇 Arbuda
- 【五六】 閉戸 Poshu
- 【五七】 鍵南 Ghana
- 【五八】 鉢羅奢佉 Prasāhā

【五九】 類同分 Ekaṅgīkāvyaṁ-
bhāva 一類の衆同分

【六〇】 此の段は定業の相を明す。偈の意に依るに、
一、重煩惱又は淳淨信に依りてなす業。
二、常に習慣的になす業。
三、勝境の功德田になす業。
四、父母を害する業は定業即ち異熟の定まる業なり。

に於て猛利堅執の加行を發起し、亦現果を招く。是くの如き類の業は上界に俱に無し。故に二界中順現業無し」と。彼れの執は理に非ず。餘も起すべきが故に。謂はく、上二界にも亦勝業有り。勢力速疾にして能く現果を招く。故に上二界は前の如く、勝境等に縁る順現受業無しと雖も、而も勝定有りて能く現果を招く。順現受業の類は一に非ざるが故に。是れに由つて、中に攝して、是くの如き説を作す。順現等の四業は皆欲界の一切と、色と無色との遍行の修所斷の隨眠の隨増する所なるが故に、一切處皆具に、能く是くの如き四業を造る。

五二 不退の性を堅と名く。彼れは離染地に於て、若し異生の類ならば、順生受を除いて、餘の三を造るべく、聖者ならば雙べて、順生と後受とを除いて餘の二を造るべし。異生の不退は若し彼の染を離るれば、彼の無間に於て受生すべきことなし。故に彼れは應に順生受業を除くべし。上地に於て歿して必ず還下に生ずるが故に、彼の順後受業を造るべし。聖者の不退は、若し彼の染を離るれば、必ず彼に於て生を更うることに有るべきことなし。故に彼れは雙べて順生と順後とを除く。所生の地に隨つて順現受を造るべし。不定業を造ることは一切處に遮することなし。

然るに 五三 諸の聖者の、若し欲界と及び有頂處に於て、已に離染を得したるものは、退墮ありと雖も、而も亦順生と〔順〕後業を造らず、彼れより退する者は、必ず果を退するが故に。諸の果を退し已れるものは、必ず命終せず、還本果を得ればなり。

第四項 特に中有の造業に就て

五三 中有に住する位にも亦業を造るや。亦造る。云何ぞ。頌に曰はく、
欲の中有にては、能く二十二種の業を造る。

皆順現受に攝す。類の同分一なるが故に。

論じて曰はく、欲界の中に於て、中有の位に住すのものは、能く二十二の業を造るもの有る容し。

【五二】 不退性 *Aparihantā*、*ṛmā* の性を堅 *Shīra* と名く。この種類のものが阿羅漢となれば不退性の阿羅漢となる。

【五三】 欲界の染を離れたる不退果の聖者と、有頂の染を離れたる阿羅漢とは退墮しても命終せざる中に必ず回復するが故に順生と順後大業を作らず。

【五三】 中有に於て業を造るかを述ぶ。

越ゆるもの有ること無かるべし」と説く。今彼れの説を觀するに是くの如き意あり。「若し諸業中、少しく轉すべからざるもの有り」と謂はゞ、則ち有頂の業は定んで其の先と爲る。諸業の中、第一有の業は是れ極めて微細なるを以て、諸の生死の本力にして、能く廣大の異熟を攝受す。無始生死流轉の有情は會て能く彼れを越ゆるもの有ること無し。若し能く、是くの如き類の業を轉するもの有れば、則ち無間業は寧んぞ轉すべからざらんや」と。此れも亦但是れ虚妄の僻執なり。無間業は異熟と分位と二俱に決定し、有頂は然らざるを以ての故なり。引例する所能く證する力なし。若し有頂の業皆轉すべからずば、彼の定を起す者、應に定んで生を招くべし。是れ則ち彼の定を起し已つて、無學果を證し、及び般涅槃すべきことなし。若し一切の業皆轉すべきならば、世尊は定業有り」と説くべからず。

^{四八}類し、四業は俱時に作ること有りや。有る容し。云何ぞ。^{四九}三使を遣はし已つて、自ら邪欲を行ずるときは、俱時に究竟す。

順現受等の四種の業中、幾くの業か能く衆同分を引くこと有りや。唯三能く引く。順現業を除く。順現業は必ず、先の業の引く所の同分に依つて、起ることを得るが故に。即ち現生に於て必ず與果するが故なり。

第三項 三界五趣の造業

^{五〇}何れの界、何れの趣は、能く幾くの業を造るや。諸界諸趣には、或は善、或は惡、其の所應に隨つて、皆四を造るべし。總じて開せば是くの如し。若し別に就いて遮せば、榛落迦中、善に順現を除く。愛果なきが故に。餘は皆造ることを得。有餘師は説く。「色と無色の界とは、決定して順現受業有ること無し。順現業は必ず殊勝の境界の加行を以て方に成立するを以てなり。謂はく、父母、佛、阿羅漢及び餘の勝德に於て、熏習せらるゝ身、捐益の事をなし、能く現果を招く。或は餘の境

【四八】俱舍論十五、十六右を犯すために使を遣はし、それらを犯さしめて、自ら邪淫を行ずる場合は、その一は順現受業、その二は順生受業等と四業を同一時に作る。

【五〇】この四業と三界五道との關係を述ぶ。

諸處に四種を造る。

地獄の善は現を除く。

堅は離染地に於いてす。

異生は生を造らす。

聖は生と後とを造らす。

並に欲と有頂うりやうとの退なり。

論じて曰はく、此の中、唯順樂等の業は現等に於て時に定と不定とあることを顯はす。經に説く所の順現受等の四業を釋する相を殊なるが故に。定業の中、分つて三種と爲す。并びに不定業を合せて四と爲す。是の説を善と爲す。理として必ず、異熟の不定にして時分の定まれる業有ることなし。時定は唯是れ異熟の定まれる中の位の差別なるが故なり。異熟を離れて、別に時の體有るに非ず。如何が時定まりて異熟〔定まる〕に非ざるや。此の中但、異熟の定まれる業の果を得る位の差別に依つて、順現等を別立するが故に。若し「業有りて時に於て定まる」と謂はゞ、熟は必ず此の時に在りて餘に非ず。若し此の時を越ゆれば、畢竟して受けざるを謂ふなり。故に時に於て定まり、異熟に於てに非ずとは、此れは異熟に於ても、亦應に決定すべきの義相似するが故に。相似とは何ぞ。謂はく、時に於て或る非理あり、而も時分定と名くるが如く、是くの如く、熟に於ても或る非理あるも、應に異熟定と名くべし。或は復應に二俱不定と許すべし。是の故に若し業、時分に於て定まれば、彼れは異熟に於ても、亦應に決定すべし。若し異熟に於て不定と名くれば、彼れは時分に於ても亦應に不定なるべし。此の理に由るが故に定んで八業なし。諸業の中に、不定の義有るを以てとならば、應に總じて一の順不定受を立つべし。所以は何ぞ。義相似するが故に、謂はく、熟定時不定業の時不定の故に既に共許きよこして順不定受と爲すが如く、是くの如く、時定熟不定業は熟不定の故に、何ぞ順不定受と爲すと許さざるや。故に譬喩者が此の義の中に於て、八業を安立するは極めて雜亂と爲す。

又譬喩者は「一切の業、乃至無間も皆悉く轉すべし。若し無間業轉すべからずは、能く第一有を

間斷して異熟復生する理必ず然らず。種芽の如きが故に。彼れ理を立て、自義を證し、強力の業にして、異熟果の少なきこと勿れ」と言ふと雖も、此れも亦證に非ず。所以は何ぞ。要す、果の多き業を強力と名くるに非ず。順現受業を強力と名くるは、能く速に果を得するが故に此の名を立つるなり。若し一事の中に、多くの思願を起し、中に於て、前後の勝劣殊^{ことなり}有り、能く現生の後の異熟果を感ずるを、多果を招くと言ふも亦失あることなし。又若し業は要らず多果を感じて、方に強と名くることを得と執せば、則ち輪王の異熟果を感ずる業は、佛を感ずる業に望めて、應に説いて強と名くべし。多果を感ずるが故に。若し佛を感ずる業は、妙なるが故に強と名くれば、是れ則ち強と名く。業に多種あり、業の強なる理に、多品有るを以ての故に。謂はく、或は業有り、果の近きを強と名け、或は果の多に由り、或は果の妙に由る。然るに順現受の果は近くして強と名く。寧んぞ、強の名を以て多果を感ずることを證せんや。

故に對法者は説く、諸業の中、順現等の三は各別に果を生ず、業果雜なし。理に於て勝ると爲す。^{四三}譬喩者は説く、業に四句あり。一には業有り。時分に於て定まるも、異熟定らず。謂はく、順現等の三の定んで異熟を得するに非ず。二には業有り。異熟に於て定まるも、時分不定なり。謂はく、不定業の定んで異熟を得するものなり。三には業有り、二に於て俱に定まる。謂はく、順現等の定んで異熟を得するものなり。四には業有り、二に於て俱に不定なり。謂はく、不定業の定んで異熟を得するに非ざるものなり。彼れは、諸業は總じて八種を成すと説く。謂はく、順現受到定と不定とあり、乃至、不定にも亦二種有り。

第二項 四業の差別

此に説く所の業の差別の中に於て、頌に曰はく、

四は善なり。俱に作り容し。同分を引くは唯三なり。

【四三】 俱舍論十五・十五左に出づ。

【四四】 順現、順生、順次生の時は定なるも、如何なる異熟果を受けるかは不定にて、他の縁を待つて初めて定まるもの。

【四五】 上と反對の場合なり。【四六】 上の四句分別に依りて、八種の業となる。

【四七】 順現受業 一、時定異熟不定

順生受業 二、時定異熟不定

順後次受業 三、時定異熟不定

順不定業 四、時定異熟不定

五、時定異熟不定

六、時定異熟不定

七、時不定異熟不定

八、時不定異熟不定

【四七】 以上説くが如く業の種類に就て種々の説ある中、四業説を取ることを明し、その四業の作り方を述べ。

の果とせんや。滿〔業〕の果と爲んや。且らく、寄せて引の果を受くと言ふべからず。此の生の引の果は、餘業の引なるが故に。一の果を引き已つて復引くべからず。應に一業に隨つて、其の功を唐捐せん。後の業は中に於て、極めて無用と爲す。亦一生の中に於て、二の引の果有り、受くる所有ること勿れと説くべからず。一相續の中に、便ち多生多趣の異熟を俱時に受くる過あり。亦寄せて滿の果を受くと言ふべからず。引の業有りて、前生の中に於て、已に引の果を得、餘の引の力、今生に於て轉じて滿と成る過有ること勿れ。謂はく、一類の順生受業有り、次生の中の引く所の果を感じ已りて、今餘業の引く所の生の中に於て、變じて順後受と成り、滿の果異熟を感ず。是れ則ち、一業にして亦は引、亦は滿、便ち引滿雜亂の過失有り。又一切の業は展轉して相資く。是れ則ち皆造作増長を成す。則ち應に畢竟して一業も、異熟を受けずして、涅槃に至るもの有ること無し。然るに彼れは此の宗の俱に許す所に非ず。譬喩者に於て、其の過偏に多し。彼の宗の中の順現受等、所有の諸業皆決定に非ざるを以てなり。然るに諸業は展轉して相資くと許す。理として應に皆造作増長を成すべし。諸有の造作亦増長の業は、世尊の經中に説いて決定となす。而も諸業は皆不定と言ふは、當に知るべし。彼れは是れ佛教外の人なり。又此の中に於て、彼れは何の理に據つて、餘業の引く所の生の中に於て、已に前生に於て果を引きし餘の業、能く助滿と爲り、資けて久住せしむと許し、前世自ら引く所の生に於て、能く滿の因と爲り、資けて相續せしむるに非ざるや。又若し業の順天生受なる有り、天より死し已りて地獄の中に生ず。如何が、天の順生受業をして、今地獄に於て、後の樂果を受けしむるや。地獄より死して天中に生れ、順彼生業の責も亦是くの如し。天中の順生受業は、無間地獄に於て果を受くべきに非ず。亦無間の順生受業は、天中に於て受果の義有るべきに非ず。若し「他趣を越えて、自類の趣の中に於て、此の業方に能く重ねて果を受く」と謂はゞ、前に已に過を説けり。前に説くとは何ぞ。謂はく、業は先きの時、已に異熟を生じ、中間

彼れの執は善に非ず、所以は何ぞ。彼の業は先きの時に已に異熟を生ず。中間に間斷して、異熟復生する理、必ず然らず、種芽の如きが故に。若し「無間に而も後身を生ず」と謂はゞ、應に死生なかるべし。業に異なること無きが故に。或は身に異なること無くして、應に數々死生すべし。又一葉が二三生等を招かば是の諸果の相、異と爲んや、同相と爲んや。若し異ならば、應に別業の感ずる所の相續の如く、一業の果に非ざるべし。或は一業の果は、其の相應に同じかるべし。應に何に縁つて、前後の相別なるかを説くべし。若し「滿業の助力然らしむ」と謂はゞ、應に唯一生の前後に別有るべし。現見するに、引業の引く所の一生は、衆多の滿業の果の異ありと雖も、而も引業は一なれば、但一生と名く。此れも亦應に然るべし。別因なきが故に。相若し同なれば、應に是れ一生なるべし。一生の中、前後の相等しくして、而も前後の生殊有るを見るべきに非ず。此れも亦應に然るべし。一業の果なるが故に。然るに唯一生の身は、便ち是れ衆多の引業の感ずる所と謂ふべからず。能引の業に差別有るを以ての故に。或は本有に於て、應に死生有るべし。或は應に畢竟して死生の理なかるべし。又彼の一業の感ずる所の多生は、一趣の中と爲んや、多趣に在りと爲んや。若し一趣に在らば、過は前に説くが如し。謂はく、前と後と應に是れ一生なるべし。或は一生の中、應に數々死生すべし。一業の果は差別なきを以ての故に。若し多趣に在らば、諸の趣を相望むるに、上中下の品類の別有るべし。同一業果の理必ず成ぜず。一刹那に造る所の一業に上中下有る理成ぜざるを以ての故に。又若し爾らば、趣應に相雜すべし。然るに趣に雜なきことは前に已に辨ぜしが如し。若し「餘業の引く所の生の中、前生に於て、已に果を得る業有り、果を感ずる勢力、猶未だ盡きざるが故に、此の生の中に寄せて、更に異熟を受くるが故に、一業能く多生を感ずると雖も、而も死生の果相の差別有り」と謂はゞ、此れも亦理に非ず。所以は何ぞ。他の生の中に寄せて更に果を引く業は、牽引圓滿俱に成ぜざるが故に。謂はく、他の生に寄せて受くる所の異熟は、是れを引(業)

云何が名けて、^{三九}順不定受と爲すや。謂はく、薄伽梵、一類の業を見るに、或は尸羅に由り、或は正願に由り、或は梵行に由り、或は等持に由り、或は智力に由り、全く果なからしめ、或は輕微ならしめ、或は位を移さしむ。此の一切を説いて不定業と名く。此の業を轉せんが爲めには、應に淨行を修むべし。諸の有情類、此の業最も多し。然るに契經に「^{三九}或は諸業有り、應に現法に受くべし。而も或は轉じて、地獄に於て受くると言ふ」は、此の中、順現受業を辨するに非ず。意は業有り、順不定受なることを説く。若し能く、身・戒・心・慧を精修すれば、此の造る所の業は、應に人間に受くべし。身・戒・心・慧を精修せざるに由り、便ち此の業に乗じて、捺落迦に墮す。契經に又言はく、「^{四〇}或は諸業有り、應に地獄に受くべし。而も或は轉じて人中に於て受くるとは、此れも亦、時分の定まれる業を辨するに非ず。但不定を説く。釋義前に准ず。或は釋す、前經の意は、業有り、是れ造作なりと雖も、而も增長に非ず。若し、その力に任ずれば、應に現法に受くべきも、若し、後復地獄を感じる業を造れば、資助して増して地獄に往いて受けしむることを説く。故に契經に「業有り、應に人中に於て現に受くべし」と説くは、後に復地獄を感じる業を造り、增長せしむるに由るが故に、彼れを轉じて、地獄の中に於て受けしむ。是の故に彼れの不定業を説くを知るなり。

^{四一}譬喩者は説く。「順現受業者は、餘の生の中に於ても亦、異熟を受くることを得。然も初熟の位に隨つて、順現等の名を立つ。^{四二}但爾所の果を招くを名くるが如きに非ず」と。謂はく、彼れの意は、諸の造る所の業は、若し此の生より即ち能く因と爲りて、異熟果を與ふれば、順現法受と名く。若し次生より方に能く因と爲りて、異熟果を與ふれば順次生受と名く。若し次生を越えて、第三生より方に異熟果を與ふれば、順後次受と名くと説くなり。

何に緣りて、彼れは是くの如きの執を作すや。「強力の業にして、異熟果の少なきこと勿れ」となり。

【三八】 順不定受業 *Aniyata vedanīya-janma* 婆沙論百十四(大正二七・五九三中)、諸順不定受業此業可轉、唯爲轉此第四業故、受持禁戒、勤修梵行、彼作是思、願我由是當轉此業。

【三九】 中阿含一經鹽喩經(大正一・四三三中)、身・戒・心・慧を修習するときは現法の苦果を得、修せざるときには地獄の苦果を受く。

【四〇】 同上の經典。

【四一】 俱舍論十五・十五右。譬喩者 *Dīpa-āṅgika*、即ち細部にては一業能く多生の果を招くと主張し、これが有部の一反對となる。

【四二】 俱舍論には「強力の業にて、異熟果の少きこと勿れ」とあり、その意味は一生の果をたゞその業の果とすべからずとなり。

作するもの有り、名けて造作と爲し、亦増長と名け、此れと相違するを唯造作と名く。或は具足に依つて、名けて造作と爲し、若し具足に由れば名けて増長と爲す。是くの如き等の釋義多門あり。

唯此の生に異熟を受くと言ふは、時分の定を顯はす。然るに或は三五有るが謂はく、「人の生の中に於て、造作増長し還、唯此の人の生に於て、餘身の異熟を受くる者も、亦名けて順現法受と爲すことを得」と。此の執を遮せんが爲めに、復「餘に非ず」と説く。此れは則ち有る死生者を顯示して、

「唯此の」と言ふべし。餘に非ずと名けず。此の「餘に非ず」の語に依つて、業の時分の壞せざるを顯はし、極めて分明に諸の疑網を絶たしむるなり。「如何が此れは「餘に非ず」の言を説くに由りて、便ち定んで、餘身の受に非ざるを知らしむるや。或は此の「餘に非ず」の言は、是れは非人の生を遮し、餘身を遮するに非ずと釋すべきを以ての故に」。此の釋は理に非ず。「唯此の」の言は非人の生を遮する義已に成ずるが故に。謂はく、前に既に、「唯此の生」の言を説く。已に定んで、非人の類に非ざることを顯成す。然るに復、後「餘に非ず」の言を説く。餘身を遮する爲めの義なること、極めて明了なり。若し此れに異ならば、重ねて説くは何の爲めぞ。故に此の業を順現法受と名く。現法とは是れ現身の義なるを以てなり。

三六順次生受業の體は云何ぞ。謂はく、此の生に造る業、無間の生に於て受く。言ふ所の生とは是れ生處の義なり。業を造る生の後に、無間にして生ずるが故に、次生と名く。是れ次後の生の義なり。彼の生に順ずる業を順次生受と名く。

三七順後次受業の體は云何ぞ。謂はく、此の生に造る業、無間の生の後に受く。言ふ所の後とは、是れ無間生の後の衆同分なり。言ふ所の次とは、多生の次第に於て別に受くることを顯はす。此の言の意は、順後受業は決定して次第に各、一生を招くことを顯はすなり。言詞の繁廣の過失を避けんが爲めの故に、多業に於て、總じて一名を立つるなり。

【三五】 經部の計なり。俱舍論十五、十五右。

【三六】 順次生受業 *Uparudhya vedanīya-kamma*、婆沙論百十四(大二七・五九三中)、云何順次生受業、謂若業此生造作增長、於第二生受異熟一果、是名順次生受業。

【三七】 順後次受業 *Apara-pari-rāya-vedanīya-kamma*、婆沙論百十四(大二七・五九三中)云何順後次受業、謂若業此生造作增長隨三生或隨第四或復過此受異熟果是名順後次受業。

つて、招く所の諸果は、樂受に非ずと雖も、順樂受の故に、彼れを招く業を順樂受業と名く。順苦と非二と、理亦應に然るべし。

第四節 三時業

第一項 四業、五業、八業

是くの如き三業に定と不定とあり。其の相は云何ぞ。頌に曰く、

此に定と不定とあり。 定は三、順現等なり。

或は業に五有りと説く。 餘師は四句を説く。

論じて曰く。此の上に説く所の順樂受等は、應に知るべし。各々定と不定の異あり。定受に非ざるが故に不定の名を立つ。謂はく、順樂業は必定に熟するに非ず。若し熟すれば、必ず應に樂の異熟を受くべし。順餘二業説くこと亦是くの如し。

定に後三有り、一には^{三三}順現法受、二には順次生受、三には順後次受なり。此の三の定業は定んで異熟を感ず。并びに、前の不定と、總じて四種と成る。或は不定受業をして復二種あらしめんと欲するもあり。謂はく、異熟に於て定と不定と有り、并びに定業の三と合して五種と成る。

順現法受業の體は云何ぞ。謂はく、此の生に於て、造作増長し、唯此の生に異熟を受けて、餘に非ず。「此の生に於て」の言は衆同分を顯はす。加行と根本の業道を顯はさんが爲めに、造作の言を説く。後起を顯はさんが爲めの故に、増長を説く。或は造作は索引業を顯はし、増長と言ふは圓滿業を顯はす。或は造作は率爾の「作」爲を謂ひ、増長と言ふは、思已作を謂ふ。或は造作は所損を追悔す。増長と言ふは歡喜攝受なり。或は同類を以て、助伴の業と爲し、名けて造作と爲し、亦増長と名く。善は還、善を以て助伴と爲すが如し。此れと相違するを唯造作と名く。或は堅く執して造

Tantriyāṅgī 異熟を感ずる業そのものをいふ。

【一〇】 中阿含一五經思經（大正一・四三七中）

【一一】 現前順受 *Sammukhi-bhāva-Vedanīyatā*。その受のみ現前して他の受の働き得ない状態をいふ。

【一二】 中阿含九七經大因經（大正一・五八一上）

【一三】 中阿含一一經鹽喻經（大正一・四三三中） 苦果現報之報と地獄之報を分つ、A. II, P. 7, III, P. 99 には順現受罪 *Ditthadhammika vājja* と順生受罪 *Samparājika vājja* を分つ。

【一四】 順現法受業 *Ditthadhammika-vedanīya-kamma* 婆沙論百十四（大正二七・五九二上）、云何順現法受業、謂若業、生造作増長則於此生受異熟果、是名順現法受業。

感するなり。或は一類の能く非二を感じる有り。應に知るべし。此の業の能く樂受を益するを順樂受と名く。順馬處の如し。或は復此の業の能く、樂を受くるを、順樂受と名く。順浴散の如し。順餘受の業も應に知るべし。亦然なり。

順樂受業は但、樂受の異熟果を感じるのみなるや。唯樂受の異熟果を感じるは、一切皆是の順樂受業なり。或は諸業の順樂受と名けて、而も樂受の異熟を感じる能はざるもの有り。謂はく、此れが色と不相應とを感じるが若きなり。順餘受業も應に知るべし、亦爾なり。此の業は唯、受の異熟を感じるのみに非ず。如何が總じて順樂受の名を得するや。諸業を因と爲し、感する所の異熟は皆受に似、受の名を得するが故なり。所以は何ぞ。彼れは皆、受の如く、身の益と損と平等と爲るが故に。水火等の樹枝等に於て、益と爲り損と爲り、等と爲る義成するが如し。

順受は多し。略して説いて五有り。一には、自性順受、謂はく、諸受の體なり。契經に説くが如し。『樂受を受くる時、如實に、樂受を受くと了知す。乃至廣説』。二には、相應順受、謂はく、一切の觸なり。契經に言ふが如し。『順樂受の觸、乃至廣説』。三には、所緣順受、謂はく、一切の境なり。契經に言ふが如し。『眼、色を見已りて、唯、色を受け、色貪を受けず。乃至廣説』。色等は是れ受の所緣なるに由るが故なり。四に、異熟順受。謂はく、異熟を感じる業なり。契經に説くが如し。『順樂受業、乃至廣説』。五に、現前順受。謂はく、現行の受なり。契經に説くが如し。『樂受を受くる時、二受便ち滅す。乃至廣説』。此の樂受の現在前する時、餘の受有りて、能く此の樂受を受くるに非ず。但、樂受の自體の現前するに據つて、即ち説いて名けて樂受を受と爲す。所順受多種あるに由るが故に、業の異熟は皆是れ受に非ずと雖も、而も總じて順樂受の名を立つべし。謂はく、諸の善業を因と爲して感する所の色と不相應とは、能く所緣と爲つて、樂受を生ずるが故に。是れ諸の樂受の領納する所なるが故に。可愛の異熟は順樂受の故に、亦樂受と名く。此の善業に由

【一〇】 順馬處 *Asvīṇ-sīhama* 馬の爲になる場所の意味なるべし。その業が樂受の爲めになる故に順樂受と名くるに喩ふ。

【一一】 順浴散 *Ṣṇāṇiyā-Kuṣāya* 沐浴の時の洗粉なり。この洗粉の能く浴に順ふが故に順浴散と名くるが如く、能く樂受を受くる業を順樂受と名く。

【一二】 順受 *Yedanīyā*

【一三】 自性順受 *Svabhāva-Yedanīyā* 其れ自身感受せらるべきものゝ意。

【一四】 雜阿含十二・八（大正二・八二上）

【一五】 相應順受 *Samuppannīka-Yedanīyā* 受に相應するが故に感受せらるるものにて觸のことなり。

【一六】 同上雜阿含十二・八の文なり。

【一七】 所緣順受 *Ālambanīya-Yedanīyā* 所緣なるが故に感受せるもの、即ち所緣の境なり。

【一八】 雜阿含十三・一〇（大正二・九〇下）

【一九】 異熟順受 *Vijāka-Yo-*

受の果を感ず。偏に彼れに就て説くが故に過有ること無し。是の故に中定の業の異熟を感ずることは下地に順非二の業因有ることを證するに非ず。若し爾らば此の中更に餘證有り、謂はく、本論に説く、「頗し、三業の非前非後にして、異熟を受くるもの有りや。曰はく、有り。謂はく、順樂受業の色と順苦受業の心心所法と、順不苦不樂受業の心不相應行と乃至廣説」と。此れに由つて、下地にも亦順非二の業有ることを證知す。欲界を離れて、此の三業の俱時に熟すること有るに非ざるが故に。此れも亦證に非ず。本論の中に、「三界の業は三受の如し」と説くを以ての故に。然も三界所繫の諸業は俱時に受くべきに非ず。此れも亦應に然るべし。而も本論に言はく、「三界の業の俱時にして熟する者有り」と。對法の宗に於て、解と不解とを試験せんと欲する爲めの故に、或は増上の果に於て、受の異熟の聲を説く。色と無色の思に下の異熟に資し、其れをして久住せしむるが故に、是の言を作す。順三受業の文、亦此の釋を作すべし。故に彼れの所引は定んで證因に非ず。何ぞ苦しんで、彼れの計執する所を推徴せんや。彼れの計執する所を見るに、品類足に違するが故に。説くが如し、「云何が順樂受業なるや。謂はく、欲界繫従り三定に至る善業」と。彼れに違する失無し。定んで言ふこと無きが故に。謂はく、彼れは唯順樂受と言はず。然るに下には順非二業有りと雖も、而も少に由るが故に彼の文顯はさず。此れに准じて便ち是の言を作すべからず。「上地にも亦順苦樂有るべし」と。苦樂の染を離れて、方に彼に生ずるが故に。此れに由つて唯、廣果天より乃至非想に至るまで、順非苦非樂受の業ありと説き、下地を説かず。上地に相違の受無きを以ての故に。下地に於て相違の受有るが故に、下地に於て非苦非樂の異熟有るべきを以て、彼の三界繫の業を以て、此の文を定判すべからず、無容・有容・實に俱に受なるが故に。

此の業は善と爲んや、不善と爲んや。有るが是の語を作さく。「是れは善にして、劣なり」と。又別に示すべからず、而じ總業て言ふべし。諸の善業の中に、或は一類の能く樂受と及び受の資糧を

【二五】發智論十一(大正二六・九七四下)

【二六】發智論十一(大正二六・九七四下)

【二七】品類足論七(大正二六・七一八上)

【二八】第二定以下の捨受業の性を明す。

【二九】第三定以下に於ては勝善業は樂受を感ず。故に捨受を感ずる善業は勝に非ず。

順樂と苦と非二となり。

善は三に至るまで順樂なり。

諸の不善は順苦なり。

上の善は順非二なり。

餘の説かく下にも亦有り。

中の異熟を招くに由ると。

又此の三業は非前後に、

熟すと許すが故なり。

順受に總じて五有り、

謂く、自性と相應と

及び所縁と異熟と

現前と差別するが故なり。

論じて曰はく、諸の善業の中、始め欲界より、第三靜慮に至るまでを順樂受業と名く。諸の樂受は唯^三此に至るのみなるを以ての故なり。諸の不善業を順苦受と名く。第四の靜慮、及び無色の善業を説いて名けて順不苦不樂受と爲す。此の上都て苦樂の受無きが故に。此の諸の業は、唯受の果をのみ感ずるに非ず。應に知るべし。亦彼の受の資糧をも感ず。受及び資糧を、此の中には、受と名く。所化の欲に隨つて總じて受の名を立つるなり。

下の諸地の中、亦^三順非二業有り^二と許すと爲んや。決定して無と爲んや。有餘師の言はく、「下地にも亦順非二業有り。定の中間に既に苦樂なし。應に業無かるべきを以ての故に」。豈、中定と初靜慮と同一縛なるが故に、此の中定の業は初定の中の樂根の異熟を感ぜずや。理爾るべからず、本論に違するが故に。謂はく、本論に言はく、「頗る業の心受の異熟を感じて身〔受〕に非ざるもの有りや。曰はく、有り。謂はく、善無尋業なり」と。中間定の業は既に是れ無尋なり。若し根本の樂根の異熟を感ずれば、應に無尋業は通じて、身心の二受の異熟を感ずべし。便ち本論に違す。然るに應に此の業は唯心受を感ず。不善の業の唯身受を感ずるが如し。設ひ通じて感ずと許すも、本論に違することなし。本論に應に善無伺と言ふべきが故に、或は諸業は皆受の果を感ずるに非ざるが故に。彼れは應に色心不相應行を感ずべし。然るに一切の無盡業の中に於て、業有りて、唯能く心

【三】 此の第三靜慮。

【二】 順非二業、即ち順非樂非苦業なり。

【四】 發智論十一(大正二六・九七三上)、「頗有業感心受非身耶、答謂有、善無尋業」。

「豈、世尊は下三定皆有動なりと説かずや」。聖は此の中、尋伺喜樂の受有るを動と説くが故に、下の三定は尋伺等ありて、災患未だ息まざるに由るが故に、動の名を立つ。不動經の中には、能く不動の異熟を感得するに據りて、説いて不動と名く。

如何にして有動の定が無動の異熟を招くや。此の定の中には、災患の動有りと雖も、而も業を果に對するに、欲界の動轉有るが如きに非ざるが故に、不動の名を立つ。謂はく、欲界の中にては、餘の趣、處の滿業も、別縁の力に由りて、異なる趣處に受くべし。或は業有りて能く、外内の財位・形量・色力・樂等を感じずるもの、天等の中に於て、此の業應に熟すべきに、別縁の力に、引轉せらるゝに由るが故に、人等の中に於て、此の業、便ち熟するを以てなり。色無色界には、餘の地處の業の、轉じて異の地處に受けしむべきことなし。業果の處所、改動無きが故に、等しく地の攝を引き、散動無きが故に、是くの如き義に依つて不動の名を立つ。應に知るべし。此の中、因果の相屬に於て、愚なるに由るが故に非福業を造る。非福業は純ら染汚なるを以ての故に、要す、鹿重の相續の無明に依る。此の無明の現在前する位に、因果の相續を解信すること能はざるに由つて、是の故に、諸の非福行を發起す。眞實の義に愚なるに由るが故に、福及び不動行を造る。眞實の義とは謂はく、四聖諦なり。若し、彼れに於て愚なる諸の異生類は、善心の位に於て、亦間起することを得。此の勢力に由つて、三界に於て、如實に其の性皆苦なりと知らず、福と不動行を起して後有の因と爲さしむ。若し已に諦を見れば則ち是の事無し。先きの行の力に乗じて漸やく染を離るゝ時、次の如く、欲と色と無色とに生ずることを得。

第三節 順樂受等の三業

又經の中に、業に三種有りと説く。順樂受等其の相云何ぞ。頌に曰はく、

【七】 中阿含一九二經迦樓陀夷經(大正一・七四三中)第三禪までを移動 *Sanjita* と説く。
 【八】 中阿含七五經淨不動經(大正一・五四二中)
 【九】 欲界の業は趣處を定むる引業とその處にて種々の境界を受ける滿業と大體定まり居るも、散地の故に、強き善心惡心起ればその力にて趣處も改變し易きも、上界にてはこのことなきが故に不動業といふ。
 【一〇】 或る趣處(これは引業の引くところ)にて受くる滿業を他の趣處にて受くることとなる。

【一】 順樂受業 *Sukha-vedhā-niya-kamma*
 順苦受業 *Duḥkha-vedhānīya-kamma*
 順不苦不樂受業 *Adhūbhāsa-kha-vedhānīya-kamma*

卷の第四十

〔辯業品第四の八〕

第二章 經所説の諸業

第一節 三性の業

諸業の性相の不同を辯するに因みて、當に經の中に標する所の諸の業を釋すべし。且く、經の中に業に三種有りと説く。善・惡・無記なり。其の相云何ぞ。頌に曰はく、

安と不安と非との業を、
善と惡と無記と名く。

論じて曰く、諸の安隱の業を説いて名けて善と爲す。能く可愛の異熟と涅槃とを得し、暫と永との二時に業苦を濟ふが故に。不安穩の業を名けて不善と爲す。此れに由つて能く非愛の異熟を招く。極めて能く涅槃に趣くを遮止するが故に。前の二業に非ざるに、無記の名を立つ。善不善と爲すと記すべからざるが故に。故れに安穩不安穩に非ざる義なり。

第二節 福等の三業

又經の中に業に三種有りと説く。福非福等なり。其の相如何。頌に曰く、

福と非福と不動とあり。
欲の善業を福と名け、

不善を非福と名く。
上界の善は不動なり。

自地の處所に約するに
業果動無きが故なり。

論じて曰く。欲界の善業を説いて名けて福と爲す。非福と相違し、愛果を招くが故に。諸の不善の業を説いて非福と名く。非愛の果を招き、福業と違するが故に。上二界の善を説いて不動と名く。

【一】この段以下經典中所説の業の種々相を出す。

【二】雜阿含十八・一（大正二・一二六下）善不善無記。

【三】善業 *Kusala-Kamma*, *Kusala-Kamma* 惡業 *Akusala-Kamma*, *Akusala-Kamma*

不記業 *Avyākṛta-Kamma*, *Avyākṛta-Kamma*

【四】安穩 *Kāma*, *Kāma* の結果を持ちきたらす業。

【五】可愛の異熟 *Ista-vipaka*, *Ista-vipaka*

【六】中阿含一一一經達梵行經（大正一・六〇〇上）、有福處、無福處、不動處を出す。

中阿含一三八經福經（大正一・六四五下）、福と非福とを出す。

福行 *Puṇyabhisaṅkāra*, *Puṇyabhisaṅkāra*、非福行 *Apuṇyabhisaṅkāra*, *Apuṇyabhisaṅkāra*、不動行 *Aniṇṇabhisaṅkāra*, *Aniṇṇabhisaṅkāra*

不動行 *Aniṇṇabhisaṅkāra*, *Aniṇṇabhisaṅkāra*

樂を起し、現在前せしむるに非ず。設ひ暫らく能く生ずるも亦堅住せず。身に能なきが故に、心にも亦能なきが故に。彼の類の身には亦惡戒なし。即ち此の理に由つて、善の阿世耶は、彼の身中に於て劣りて堅住せず。要す、強盛堅住の惡心有りて、方に惡戒有り、及び強盛堅住の善心有りて方に善戒有り、彼れ俱に闕くが故に、二戒俱に無し。然るに二形生は善惡戒の二依を捨す。貪欲極めて増上なるが故に、扇搗等の善惡の律儀を捨することを成ずるに非ず。二依を起すに、貪は極重に非ざるが故に。是くの如き理に由つて、已に北洲を釋す。二の阿世耶猛利に非ざるが故に。又三摩地を順起せざるが故に。彼の身には善惡の律儀有ることなし。惡趣は能く邪正の理を覺することなし。又猛利の慚愧の所依に非ず。要す此れと相應すると、及び損壞する者と、方に善惡の律儀有ることを得べし。故に惡趣の中、善惡の戒無し。又扇搗等は鹹鹵の田の如きが故に、善戒惡戒を生ずること能はず。世間に現前するに、諸の鹹鹵の田は、嘉苗穢草を滋生すること能はず。若し爾らば何が故に、契經の中に、『卵生の龍有り、半月八日毎に、宮より出で來り、人間に至り、八支の近住の齋戒を受けんことを求む』と言ふや。此れは妙行を得するのみ、律儀を得するには非ず。是の故に律儀は唯人天に有り、然も唯人のみ三種の律儀を具す。謂はく、別解脱と、靜慮と、無漏となり。若し欲天に生ずると、及び色界に生ずるとは、皆靜慮律儀有ることを得べし。然も無想天は但成就すべし。無色界に生ずるは、彼れ俱に有に非ず。無漏の律儀は亦無色にも在り。謂はく、若し生れて欲界天の中に在ると、及び色界の中に生ずるとは、中定と無想とを除きて、皆無漏の律儀有ることを得べし。無色の中に生じては、唯成就することを得るも、無色を以ての故に、必ず現起せず。無漏の上生は下を成ずることを得るが故なり。

【〇九】本文耶に作る。異本に依り邪に改む。

第十九節 三界五趣の有情と善惡律儀の成就

何^{一〇三}の有情に善惡の律儀有るや。頌に曰はく、

惡戒は人なり。北と、
二の黃門と二形とを除く。

律儀は亦天に在り、
唯人にのみ三種を具す。

欲の天と色界とに生じては、
靜慮律儀有り、

無漏には無色を并す。
中定と無想とを除く。

論じて曰はく、唯人趣に於てのみ、不律儀有り。然るに北洲を除き、唯三方に有り、三方の内に於ても、復、扇撻^{一〇四}と及び半擇迦^{一〇五}と、二形を具する者とを除く。律儀も亦爾^{一〇六}なり。謂はく、人中に於て、前に除ける所を除く。并に天にも亦有り。故に二趣に於て律儀有るべし。復、何の縁を以て、扇撻等の所有の相續は、律儀の依に非ざることを知るか。經律の中に誠證有るに由るが故なり。謂はく、契經に説かく。『佛、大名に告ぐらく、諸有の在家の白衣の男子にして、男根を成就せるもの乃至廣説』。毘奈耶の中亦是の説を作す。『汝應に此の色類の人を除棄すべし』と。故に知んぬ。律儀は彼の類に有るに非ざるを。

復何の理に由つて彼れに律儀無きや。二の所依の起す所の煩惱は、一の相續に於て俱に増上なるに由るが故に。正思擇に於て、堪能無きが故に、彼れ貪欲を起し相續して行ずる時、伏除すること能はざるが故に戒器に非ず。又猛利の慚愧有りて現前すれば、此の類方に能く戒の依止と爲る。彼の類無きが故に律儀の依に非ず。若し爾らば何に縁つて彼に惡戒無きや。彼れの相續に於ては惡阿世耶の性、羸劣なるが故に。堅住ならざるが故に。謂はく、扇撻等は淫愛多行にして、暫らくも伏除する對治道無きが故に。諸の數、猛利の愛を起す人は、能く有情に於て、極めて猛利の勃惡の意

【一〇三】この段は三界五趣の有情の中誰が善惡の律儀を得するかを明す。

【一〇四】扇撻 *Sandhāṇḍī* 生來不能男。

【一〇五】半擇迦 *Pandakāḥ* 黃門。

【一〇六】雜阿含三十三・九(大正二・二二六中)男相成就云々。

【一〇七】十誦律二十一(大正二・一五三中下)有五種不能男、一、生不能男。二、半月不能男。三、妬不能男。四、精不能男。五、病不能男、前四者に具足戒を授くべからず。

【一〇八】二形のものには男女の二類の煩惱が、一相續の中に増上して起るを云ふ。

ものを除く。此の無表は加行を期して生ずるを以て、加行を絶する時、無表便ち捨す。四には事物の斷壞するに由るが故に捨す。謂はく、捨施する所の制多園林、及び施爲する所の罽網しやちう等の事なり。本、彼の事に由つて無表を引いて生ず。彼の事壞する時、無表便ち捨す。五には壽命の斷壞するに由るが故に捨す。謂はく、所依止に轉易あるが故に。六には依の根の斷壞するに由るが故に捨す。謂はく、加行を起して、善惡を斷する時、各々彼の根の引く所の無表を捨す。善を斷じ、靜慮を得る時に至つて、方に捨するに非ず。處中の善惡の無表は羸劣なるを以ての故に、加行を起す時、便ち處中の善惡の無表を捨す。如何が。經主は、此の義の中に於て、第六緣を説いて名けて斷善と爲すや。若し是の説を作さば斷善の加行も亦斷善と名け、第六緣と爲す。是れ則ち應に、靜慮の加行をも亦靜慮と名け、七の緣を成すと言ふべし。靜慮の加行中、惡の無表を捨するが故に。應に言ふべし。根とは善惡の根に通ず。説く所の斷の言は是れ斷の加行なり。依根の斷するに由るを第六緣と爲す。此の頌を釋する文、理に於て失なし。

第五項 非色の捨

1011 欲の非色の善、及び餘の一切の非色の染法は捨すること、復云何ぞ、頌に曰はく、

欲の非色の善を捨するは、
根斷と上生とに由る。

對治道の生ずるに由りて、
諸の非色の染を捨す。

論じて曰はく。欲界の一切の非色の善法の捨は二緣に由る。一には善根を斷ず、二には上界に生ず。應に言ふべし。少分は亦染を離れて捨す。憂根等の非色の善法の如し。三界の一切の非色の染法の捨は一緣に由る。謂はく、治道を起す。若し此の品類の能斷の道生ずれば、此の品中の惑と及び助伴とを捨す。

【101】俱舍論十五・十右。
「斷善根時、便捨善根所引無表」。

【102】この段は非色の善と染、即ち無表色に非ざる欲界の生得善と聞思慧の加行善と、三界の見修所斷の煩惱等の染汚法の捨の場合を明す。

を得せざれば、終に惡戒を捨せず。現見するに、諸の發病の縁を避くと雖も、良藥を服せざれば、病終に愈え難し。

不律儀の者、近住戒を受けて、夜盡の位に至り、律儀を捨する時、不律儀を得すと爲んや。處中の者と名くと爲んや。有餘師は説かく、「不律儀を得ず。惡阿世耶永く捨するに非ざるが故に。熱鐵を停むるに、赤滅して青生するが如し」と。有餘師は言はく、「若し更に作さざれば、彼れをして不律儀を得せしむる縁なし。不律儀は表に依つて得するを以ての故なり」と。前説、理に應ず。先に戒を受くる時、惡阿世耶永く捨するに非ざるが故に。前の表業に依つて、惡戒還起るなり。

第四項 處中の無表の捨

處中の無表は捨すること復云何ぞ。頌に曰はく、

中を捨するは受と勢と、 作と事と壽と根との斷するに由る。

論じて曰はく、處中の無表は、捨すること六縁に由る。一には受心の斷壞するに由るが故に捨す。謂はく、先に、「恒に某時に於て、制多を敬禮し及び讚頌す等」と誓受す。今是の念を作す。「後更に爲さず」と。彼の阿世耶茲より便ち止む。彼の本の意樂を棄捨するに由るが故に。或は復別に作す勢用増強にして、先の現行と相違す。事業の本の意樂息み、無表便ち斷ず。二には、**勢力の斷壞するに由るが故に捨す**。謂はく、淨信と煩惱との勢力に由りて引かるゝ無表は、彼の二つ限勢の、若し斷壞する時は、無表も便ち捨す。放たれたる箭、及び陶家の輪の如し。故に軌範師は是くの如き説を作す。「等起の力の引發する所に由るが故に、加行と及び阿世耶を捨すと雖も、無表は或は盡壽隨轉すべし。乃至極めて猛利なる纏を發起し、禽獸を捶撃するも應に知るべし。亦爾り。或は先に限を立て、爾所の時に齊る。今限勢過ぐ。無表便ち斷ず」と。三には作業の斷壞するに由るが故に捨す。謂はく、根本の受心を捨せずと雖も、然も更に所受の作業を爲さず。唯妄念にして作さざる

- 【九〇】 非律儀非不律儀を捨する場合を擧ぐ。これに六の場合あり。
- 一、受、誓受の心の止むとき、
 - 二、勢、重行、即ち特別の意志にて行じ無表を得たものはそのことの止むと共に捨す。
 - 三、作、先に誓受せし通り行はぬに依りて捨す。
 - 四、事、施捨したる事の壞したる時失す。
 - 五、壽、捨壽の時失す。
 - 六、根、善根不善根の斷する時に失す。
- 【九一】 制多 Cariva, Cariva 支提とも音寫す。靈廟なり。
- 【九二】 淨位と煩惱との勢力、即ち重行に依りて得したる無表はその勢力止むと共に失す。

定生の善法を捨するは、
易地と退等に由る。

聖を捨するは得果と
練根と及び退失とに由る。

論じて曰く、諸の靜慮地所繋の善法は、二緣に由りて捨す。一は地を易ふるに由る。謂はく、上下の生なり。二は退失に由る。謂はく、勝定を退するなり。衆目分を捨すると及び離染の時も亦捨つ。煖等及び退分定を、此に攝せんが爲めの故に復「等」の言を説く。經主に釋する中に「離染」を加ふべし。色の善を捨するは、地を易ふると退と、及び離染に由るが如く、三無色も亦爾なり。無漏の善を捨するは、三種の緣に由る。一には得果に由り、總じて前の道を捨す。二には練根に由り、鈍根の道を捨す。三に退失に由り、諸の勝道を捨す。此れは或は是れ果或は勝果の攝なり。經主は此に於て應に二緣を説くべし。得果の言は練根の言を攝するを以てなり。謂はく、練根の位は必ず還得果し、鈍果の勝果道を棄捨するが故に。我れは此の中に於て、應に少しく分別すべし。若し見道及び道類智を捨するは、當に知るべし、但得果に由つて退に非ず。若し不動法無學と俱なる無所餘の無漏は二種を具すべし。

第三項 不律儀の捨

是くの如く已に諸の律儀を捨するを説きつ。不律儀は云何が捨するや。頌に曰はく、

惡戒を捨することは死と、
得戒と二形生とに由る。

論じて曰はく、諸の不律儀は三緣に由つて捨す。一には死に由る。所依を捨するが故に。二には得戒に由る。謂はく、若し別解律儀を受得し、或は靜慮律儀を獲得するに由つて惡戒便ち捨す。對治の力勝つて、不律儀を捨す。三には相續に二形俱起するに由る。爾の時に於て所依變するを以ての故に。

惡戒に住するものは、或は時に、善の意樂に由りて、刀網等を捨すること有りと雖も、若し律儀

【八九】 上より下に生じ、下より上に生ずる時をいふ。

【九〇】 煖、頂、忍、世第一法の四善根の位に於て上忍と世第一法を除き、煖、頂、上忍、中忍の位にて命終する時に定生律儀を捨するをいふ。

【九一】 無色界の善を捨するも上の靜慮を退する場合と同じく、易地と退と離染に依ると。

【九二】 無漏の善、即ち無漏の律儀を捨するも得果と練根と退失の三因に依る。但し、正理はこの三因の中、得果と練根と同一のものとなし二因となす。

【九三】 第二果を得るときには、第二果の向道及び第一果の道共戒を捨す。

【九四】 根と練磨して利根になりたるときは鈍根の時の道共戒を捨す。

【九五】 聖果を退失すればその退失したる聖果の道共戒を捨す。

【九六】 この段は不律儀を捨する場合を擧ぐ。

【九七】 その身に男女根が同時を生ずること。

も、而も尸羅有るが故に。經主は此の中に應に是の説を作すべし。「此の無義に於て何ぞ苦ねんころに救ふことを爲さん。若し是くの如きの人、猶沙門の性あらば、應に自ら、是くの如きの類の沙門を歸禮すべし」と。餘の相の沙門は前に已に非苾芻等を破するが如し。亦已に釋通すること、此の理に由つて成じ、彼れの引く所の諸餘の聖教は、證を爲すこと能無きを顯はす。又彼れは少しも正理を説いて、唯一を犯して便ち一切を捨するを證すること能はず。又無義に於て徒らに推徴を致す。實に律儀有るに、強いて已に捨すと言ひ、已に犯せる者に情を縱まにし、惡を造ることを勸む。豈法を持ちて有情を利樂するものと名けんや。

【八六】若し重を犯す人餘戒の在る有らば、何に縁つて苾芻衆の外に擯出するや。是くの如き無勢用の人は清衆の中に於て何の用ぞ。速に擯すれば彌よく善なり。若し重を犯すに由つて、便ち律儀を捨すれば、應に二形生ずる時、能く捨するが如かるべし。性相違するが故に。闇と明との如し。律儀を犯さずんば、應に更に受くべし。無慚愧は永く尸羅を障ゆるに非ず。彼の人受戒を得ずと捨する勿れ。故に知んぬ、重罪は戒と俱なることを得るも、尸羅を汚すに由り、更に受くべからず。既に勝用無きが故に應に擯出すべし。上座は此に於て更に多言有り、前の理教に由つて、已に總じて遮遣す。文の煩廣を恐れ、別に彈斥せず。然も彼れ、堅固の煩惱心に纏はり、自の論に於て文を造り頌を作り、龜惡の語を説いて、聖賢を謗讒し、故なくして自ら傷つく、深く愁むべしと爲す。我が國の衆聖は惑業已に除こり、制する所の法言は眞の理教に憑る。而も彼れの兇勃なる、法を謗り人を毀ち、既に深き愆を造り、當に劇苦を招くべし。我れ豈、彼れに於て更に酬言を致さんや。唯願はくは當來彼れの惡の報無からんことを。

第二項 定道二律儀の捨

【八八】靜慮と無漏の二律儀等は云何が當に捨すべきか。頌に曰はく、

【八六】 經部の難、

【八七】 二形捨前に出づ。

【八八】 以上別解脱律儀を捨する場合を明し、今定生道共又二律儀を捨する場合を述ぶ。

餘の律儀を得せず。此れに由つて定んで^{A三}見道に入る等無し。故に契經に「尸羅に住するに依りて方に能く殊勝の止觀に進修す」と説く。若し此れに異ならば釋喩便ち成せず。且つ汝の宗とする所は四重の學處か、總じて一多羅樹の頭の如しと爲んや。一樹の頭は一學處に喩ふと爲んや。若し四學處を總して一の頭に喩ふれば、應に一を犯す時、一切を捨するに非ざるべし。少分の多羅樹の頭を斷ずれば、餘分妨げなく、猶生長するを見るが故に。若し一學處が一樹の頭の如くんば、亦一を犯す時、一切を捨するに非ず。一多羅樹の頭を斷じ、餘頭は妨げ無く、猶生長するを見るを以ての故に。前に已に説くが如し。前に説くとは何ぞ。謂はく、此の中に何の理趣有りて、隨つて一重を犯すに、頓に律儀を捨するや。餘の三を護り、一切を捨てず、多羅頂の一を斷じて餘の存するが如きに非ざるや。既に世間の多羅樹の頂の一分を斷ずると雖も、餘分は猶生長するを見る。四重は總じて、多羅樹の頂の如し。應に知るべし。一を犯すも、餘の三を損することなし。又諸の多羅の一の頭斷ぜられ、一は生長せざるも、餘樹は然らず。汝は尸羅の一の相續斷ずれば、則ち餘も亦斷ずと執するが故に、喩は成ぜず。此れに由つて亦上座の立喩を遮す。彼れは説く、「大樹の根莖枝葉を具へ、若し根斷たるれば、便ち總じて乾枯するが如し。是くの如く戒根若し一を犯すに隨つて、則使ち頓に一切の律儀を壞す」と。誰か此の中に於て、餘は壞せずと言ふや。已に一を犯せば餘は勝能なし。謂はく、必ず見道に入る能はず等と説く。然るに彼れの喩に就くに、律儀を失ふに非ず。世間に或は一樹の四根齊等しく、深く入りて堅牢にして、一を斷する時、一切枯死するに非ざるを見るを以て、唯一分の戒を損するも亦應に然るべし。別樹の論に就いても前に准じて説くべきが故に、彼れの立喩は證に於て能なし^{A四}。經主は此の中、復是の説を作す。「此の^{A五}無義に於て、苦に救ふこと、何の爲めぞ。若し是くの如き人、猶苾芻の性有らば、應に自ら是くの如きの類の苾芻を歸禮すべし」と。此の言は便ち佛を輕調すと爲す。佛は彼れも亦是れ沙門と説くを以てなり。汚道の名を得と雖

【八三】 見道 *Darśana-marga*,
darśana-marga 初めての聖
 者の證悟の位なり、豫流向の
 位。

【八四】 俱舍論十五・八右。
 【八五】 無義。無益なこと。

上座は此の中、是くの如き詰をなす。「若し無と言ふは何の尸羅を無するや。尸羅の名は善惡を申習する戒に名くるを以て、外にも亦此の善尸羅惡尸羅と言ふ者有るを見る。是くの如き説を爲すは何の理か相違するや」と。彼れを最も無尸羅と言ふべしとは、一切は申習の尸羅有るを以て、然るに彼れを説いて無尸羅と爲すは、則ち彼の淨戒尸羅を闕くを知る。故に彼れの詰言は深き理趣なし。經主は此に於て、自ら問答して曰く、「若し重を犯す人、苾芻に非ざれば、則ち學を授くる苾芻有ること無かるべし。」重を犯す人、皆他勝罪を成ずとは説かず。但他勝罪を成ずる者を定んで苾芻に非ずと説くのみ」と。對法の諸師は豈説くべからずや。經部は定んで是れ極兇勃の人なりと。兇勃とは何ぞ。謂はく、是の説を作すなり。「重を犯す者にして他勝を成ずるに非ざる有り」と。世尊は『四重を犯す者は、苾芻と名けず、乃至廣説』と説くを以てなり。若し「彼れは、覆藏心に住するに據るが故に、佛説いて、非苾芻等と爲す」と謂はゞ、何に縁つて重を犯す苾芻は苾芻の勝能なし、非苾芻等と言ふは、頓に一切の律儀を捨するに由るに非ずと許さざるや。我が國の諸師は是の説を作さず。「諸の重を犯す者は非苾芻に非ず」と。但是の言を作す。「餘戒の在る有り、本一切の受得の律儀に於て、一を犯す時餘便ち頓に捨するに非ず」と。汝の宗の如きは不律儀を得すと説く。經主は此の中正理を排せんと欲して言はく、「彼れの説く所の、一邊を犯して、一切の律儀を應に漏く捨するに非ずとは、彼れの言は便ち是れ大師を徵詰するものなり。大師は此の中に是くの如き喩を立つ。多羅樹の若しは頭を斷たれては、必ず復能く生長廣大せざるが如し。此の喩の意は一重を犯す時、餘戒は生長廣大すること能はざるを顯はす。戒根既に斷ず。理漏ねく捨するが故に」と。彼れは喩の意に於て、能く善く釋するに非ず。此の喩は但餘の生長を遮するが故に。若し此れに異ならば、喩は應に成ぜざるべし。然るに我れは分明に此の喩の意を見る、謂はく、餘の學處は彼の枝葉の如し。越すと雖も、而も餘の律儀を得一し、四重は頭の如く、若し一を犯すに隨つて、必ず復所

【七六】 俱舍論十五・八右。

【七九】 有部の難にて、若し犯重の人總て比丘に非ざれば、犯重して懺悔し學を受けたるが如き人なかるべき筈なり。然るに難提比丘は犯重し乍ら懺悔したるが後に盡形壽受學せり。これは如何といふ難なり、學を授くるは能授者の側から云へし言なり。

【八〇】 經部の答。

【八一】 覆藏心 Paticchahanna-citta.

【八二】 俱舍論十五・七右。

燒くに隨つて、二種皆燒かれたる材と名く」と許すと謂はゞ、則ち喙と及び法と二俱に猶豫す。喙は所喙に於て證する功德なし。洄れたる池と名くる中には少水あるべし。但池の用無きが故に洄れたるの名を立つ。設ひ水全く無きも、亦洄れたると名くれば、前と同じく猶豫す。證に於て能なし。此れに由つて、已に死人と敗種を遮す。謂はく、猶少しく種の功能有りと雖も、而も諸の世間は亦敗種と説く。或は敗せずと雖も、損せられたる功能、復芽を生ぜずば亦敗種と名く。死に同じき法有り、亦死人と名く。故に契經の中には「放逸なるものは常に死す」と言ふ。假の鸚鵡の喙、及び旋火輪の二喙は皆契經の所説の、沙門は四有りて更に第五無しに違す。若し唯形相にて沙門と名くることを得れば、世に人有りて沙門の相を須へ、矯つて方便を設けて、沙門の形を作すが如きも、應に沙門と名け、説いて第五と爲すべし。彼の假の喙、及び旋火輪は説いて喙輪と名くることを得べきに非ず。餘相實に非ず、喙輪を其の先と爲すが故に。是くの如く應に先に沙門に非ずして、沙門の形をなし、立て、第五と爲すもの有るべし。然るに佛は四にして第五無しの言を説く。斯くの如き相の沙門の執を止めんが爲めの故なり。衆喙を引くも皆證する能なし。又經主は寧んぞ、佛の是くの如き意説を知らんや。餘處に「苾芻と名けず、沙門と名けず、釋子に非ず等」と説くを以て、豈、應に審に尋思すべしと數^{はく}勸めずや。寧んぞ一文に隨つて便ち固執を爲すや。

又先に已に説く。先に説くとは何ぞ、謂はく、此の沙門は汚道と名くるが故に。此れは唯勝義苾芻に約して、密意にて説いて非苾芻等と言ふを知る、故に頤に一切の律儀を捨するに非ず。非苾芻と名くる理極めて成立す。此れは唯餘の沙門相有るが故に沙門と名くること、燒かれたる材、鸚鵡の喙等の如きに非ざる理成立すべし。世尊は彼の人を、應に犯戒の苾芻、惡苾芻と名くべしと説くを以ての故に。若し彼れ頤に一切の律儀を捨すれば應に但名けて無尸羅等と名くべし。寧んぞ犯戒の惡苾芻の名を標せんや。

有らんや。故に、對法宗を離れて喜を生ぜしむる理無し。「是れは煩惱多き者の與めに重罪を犯す縁と爲るとの傍を作すと雖も、然も應に詳審つまびらかにすべし。誰が最も能く重罪を犯す縁を作るや、是の言、「一戒を犯すと雖も而も餘戒有り應に勤め護るべし」と作すものと爲んや。是の言、「既に一戒を犯す、餘戒皆先す。造惡を造るに任ず」と作す者と爲んや。對法者の此の決判の語は、少しも、生天と解脱の愛果を遮するに非ず。然も唯示導して彼れをして因を修めしむ。如何が誘つて他に重を犯すを勸むと言ふや。謂はく、我れは但是くの如き誠めの言を作す。「一戒を犯す時、餘戒捨せず、應に餘戒に於て、專精に護持すべし」と。是くの如きは眞に他の重を犯すを遮ぎると名く。汝は一を犯せば頃に一切を捨すと説く。豈、専ら重罪を犯す縁を作らざらんや。故に造罪の縁は汝に在りて我れに非ず。

是の說、此の苾芻は先に是れ勝義にして後に重を犯すに由つて非苾芻と成れるに非ず」と、此の說)を作すと雖も、此の言は鹿淺なり。先に未だ證せずと雖も、當證の能に望む、若し後能無ければ亦「失ふ」と名くるが故に。契經に説くが如し。『此の世間及び天を觀するに、放逸にして聖慧を退失す』と。又先に已に説く。先に説くとは何ぞ。謂はく、彼れは永く出世の徳器に非ざるが故に、勝義に於て非苾芻と言ふ。「寧んぞ大師に斯の密意有るを知るや」。此の中に彼の非沙門を説き、餘處には『復沙門に四有り、更に第五無し』と言ふに由る。故に知る。此に於ては唯勝義に就いて非苾芻と言ふ。彼の補特伽羅を汚道の沙門と名くるに由るが故に。彼れは先に道を證り、後に汚すに非ず。如何が經主の釋して、「此の説有りと雖も、而も彼れは唯餘の沙門の相有るが故に沙門と名く。燒かれたる材、假の鸚鵡の嘴、潤れたる池・敗種・火輪・死人の如し」と言ふを成ぜんや。此れは但言のみ有りて、引く所の衆喩は、皆能無きが故に。諸の材木は少しく火に燒かるゝを以て、世間には、説いて燒かれたる材木と名く。全く炭と成れるを燒かれたる材と名くるに非ず。若し「全分と一分と

【五】 俱舍論十五・七右。

【六】 長阿含三、遊行經(大正一・一八中)に四種沙門を説く、これを婆沙論六十六(大正二七・三四一下)に解釋す。今これを合せ舉ぐ、上は長阿含の名にして下は婆沙論の名なり。

一、行道殊勝—勝道沙門 *Viśuddhimagga*

二、善說—道義—示道沙門 *Mārga-dāśika*

三、依道生活—命道沙門 *Mārga-jīvanti*

四、爲道作穢—汚道沙門 *Mārga-dūṣi*

【七】 俱舍論十五・七左。

由つて有果を招くが故に。然も諸佛の意、有果を憎背し、持戒缺くるところなきも、尙未だ情に稱はず。況んや重を犯す人能く佛意に適はんや。佛意に違ふこと、子の父に違ふが如きを以て、作すところの事業、本期に稱はず、此れに由るが故に苾芻に非ず等と言ふ。此の言は律儀を捨する因を證するに非ず。毘婆沙師は是くの如き理を以て、蘊んで心首に在り、此の言を決判す、勝義の苾芻に依つて密意にて是の説を作すと。

此の中、經主は是くの如き説をなす。「此の言は兇勃なり、兇勃とは何んぞ。謂はく、世尊の了義の所説に於て、別義を以て釋し、不了「義」と成らしめ、煩惱多き者の與めに重罪を犯す縁と爲せばなり」。寧んぞ、此の言の是れ了義の説なることを知るや。「律に由つて自ら釋す。四苾芻有り、一には名想の苾芻、二には自稱の苾芻、三には乞匄の苾芻、四には破戒の苾芻なり。此の義の中にて、苾芻に非ざるものと云ふは、謂はく、白四羯磨の受具足戒の苾芻に非ざることなり。此の苾芻は先には是れ勝義なりしも、後に重を犯すに由つて、非苾芻と成れるに非ず。故に知る、此の言は是れ了義の説なり」と。

豈、唯白四羯磨の受具足戒の苾芻のみ、重罪を犯す有りて、三歸三説に由る受具足戒の苾芻も亦、重罪を犯すに非ざらんや。何の理か、この三歸得戒のもの、重を犯して非苾芻と成らざらしむるを遮せんや。設ひ、此の言は是れ了義の説なりと許すも、唯白四羯磨受具足戒の者、若し重罪を犯し、非苾芻と成るもの有るは、此の苾芻は聖法を生ずるに於て、苾芻の用無きに由つて非苾芻と名く。律儀を捨して苾芻の號を失ふに非ず。故に廣論者は是の判言を作す。勝義の苾芻に依りて密意に此の説を作すと。此れを善説と爲す。重を犯す人は聖道を生ずる苾芻の用無きを以ての故に。此れは是れ了義の言なりと執するに由つて、能く我が宗の決判の意趣を遮するに非ず。若し此れに異ならば、復何の縁有りて、同じく尸羅を犯し、中に於て、則ち失戒と、不失戒と、苾芻と、非苾芻と、

【七〇】 俱舍論十五・七右。

【七二】 細部の有部に對する難なり。

【七三】 十誦律一（大正二三・一上）

一、名字比丘、二、自言比丘、三、爲乞比丘、四、破煩惱比丘。

【七四】 一白三羯磨の作法にて、具足戒を受けて比丘となるもの。

【七五】 受具足戒に種々あり、これは三歸依を三度唱へて比丘となるもの。

『若し然らば何に縁つて、薄伽梵は、「四の重を犯す者は苾芻と名けず、沙門と名けず、釋迦子に非ず、苾芻の體を破し、沙門の性を害し、壞滅墮落して、他勝の名を立つ」と説くや、勝義の苾芻に依つて、密意にて是の説を作すなり。且らく汝應に何に縁つて重を犯して便ち一切を捨し、所餘を犯すに非ざるやを説くべし。「所餘を犯すに悔除すべきを以ての故に」。若し餘罪を犯し未だ悔除せざる時、苾芻性を失はずんば、悔除は何の益する所ぞ。更に何の益を求めんや。「此れは苾芻性をしつて缺漏せず、朽ちず、雜らざらしむ」。能く是くの如くんば何の功能を成せしむるや。「若し是くの如くんば便ち生天を得せしむ」。若し爾らば諸天は持戒者に對して、應に極めて供養すべし。尸羅に於て違犯なき者は、専ら彼に生ずることを求むと執するが故に。然るに聖教は専ら生天の爲めに、苾芻等をして清淨に持戒せしむるに非ざるが故に。悔は専ら生天の爲めに非ず。既に爾らば、應に非犯戒者は能く出世の功德を現證すべしと言ふべし。故に悔除は不悔除に異なること、豈、出世の功德に對せずや。悔除すべき罪を未だ悔除せざる時、彼れも亦全く苾芻の體を破るに非ず。何に縁つて重を犯す苾芻を許さざるや。不可除の他勝の罪を犯すが故に。亦所餘の律儀を成就すと雖も、出世の徳に於て畢竟器に非ず。故に世尊『苾芻に非ず』等と言ふ。又可除の罪の未だ悔除せざる時、如何が餘の苾芻の性の在ること有らんや。彼れに正性離生に入り、及び餘の一切の無漏の功德に於て、皆能く障と爲るを以て、乃至不淨觀等を修する爲めに、心をして一境に住せしむること能はず。況んや能く成就せんや。若し是くの如き類に、苾芻の體有らば當に自ら歸禮すべし。是くの如き苾芻と、重を犯す人と何の差別有るや。是の故に應に重を犯す苾芻は、子の能なき子は非子と説き、人の用なき人に於て非人と説き、形無き男に於て非男と説く等の如く、苾芻の事に於て既に成ずること能はずと許すべし。餘の律儀有りと雖も苾芻に非ず等と説く。佛是くの如く説いて義に於て何ぞ違せんや。唯能く別解脱戒を持するのみに非ず、佛の聖教に於て少しく成ずる所有り、此の律儀に

【六四】 經部師の雜なり。

【六五】 十誦律二十一（大正二三・一五七上）。

【六六】 他勝 Parivārika, Parivārika 波羅夷罪の譯語なり。惡法の他が自ら勝つゝの意なり。

【六七】 勝義の比丘、見道以上の聖者の比丘。茲に苾芻と名けずとは勝義の苾芻と名けずとの意なりと通ずるなり。

【六八】 四波羅夷罪以外の罪を犯して律儀を捨するに非ざるや。

【六九】 不可除他勝罪。波羅夷罪は悔除すべからざるが故に云ふ。

と。爾の時、未だ得ざる律儀を得ることなしと雖も、而も先に得たる律儀は捨の義有ること無し。
六二迦濕彌羅國の毘婆沙師は理教を心に蘊み、是くの如き説を作す。「隨一の根本罪を犯す時、一切の律儀皆捨の義有るに非ず。然も重を犯す者に二種の名有り。一を 六三具尸羅と名け、二を 六四犯戒者と名く。若し犯す所に於て、悔除し發露すべし。悔除せば唯具戒と名く。有財者が他の債を負ふ時、名けて富人及び負債者と爲すが如し。若し債を還し已れば但富人と名く。此れも亦應に然るべきが故に捨戒に非ず」と。何の理教を以て心中に蘊在するや。且らく心中蘊む所の正理を辨ぜん。謂はく、一を受くるも、遍ねく律儀を得するに非ざるが如く、應に一一を犯す時、遍ねく一切を捨するに非ざるべし。本、一切の有情の處所に於て、律儀を受得す。今の時一の犯罪に於て、便ち一切を捨すべからず。「若し汝の意、出家の律儀は必ず別に六五誓受して還別に得する義なしと謂はゞ、如何が別に六六誓受して、遍ねく律儀を得するに非ざるが如く、應に一を犯し遍ねく一切を捨すること無かるべしと説くべけんや。故に例は等しきに非ず」。此の語は然らず。自の許す所の故に。謂はく、汝は亦「在家の律儀は根本を犯すに非ずして、便ち一切を捨す」と許す。或は汝は自ら「別解律儀は別に六七誓受する時に隨つて、還爾所を得す」と許す。是くの如く應に律儀を犯す時、犯す所に隨つて一切を捨するに非ざるべし。且つ受くる所の戒の有は是れ極成なり、一を犯す時に頓に一切を捨するに非ず。苾芻、勤策の理も亦然るべし。設ひ重を犯す時も、皆捨すべきことなし。或は先に已に説きつ。先に説くとは何ぞ。謂はく、律儀を闕くも若し近事と名くれば、苾芻、勤策も闕くも亦成すべし。故に近事は律儀を闕くる者なし。彼れの別に犯すも一切を捨するに非ざるが如く、苾芻、勤策の例に亦應に然るべし。或は此の中に於て何の理趣有りて、四重罪に於て、隨つて一を犯す時、出家の律儀は一切頓に捨するや。三種に於て善の意樂有るに非ず。乃至、自の身命を救はん縁の爲めにも亦犯すことを欲せず、一切を捨するに非ず。汝が宗の如きは不律儀を得すと説く。

なれば心も從つて變するが故に律儀を捨す。

六二 夜盡捨。

六三 經部の説。四波羅夷罪の一を犯すとき、一切の比丘比丘尼の戒を捨す。

六四 法密部 Dharmagupta 等の説。正法の滅するるとき、別解脱戒を捨す。

六五 結界 Sīmubandha 僧伽の伽藍の範圍を定むること。

六六 羯磨 Karma, Karmaṅga 僧伽の作法のことにて、これに種々あり。

六七 經部の説を破す。

六八 具尸羅 Sīlasampanna 犯戒者 Dussīla, dussīla

是くの如く已に、律儀等を得すること説きつ。律儀を捨てることを今次に當に説くべし。且らく云何が別解脱律儀を捨てるや。頌に曰はく、

別解の調伏を捨するは、

及び二形俱生と、

有るが説く、重を犯すに由ると、

迦濕彌羅は説く。

論じて曰はく、調伏の聲は律儀の異名を顯はす。此れに由りて能く根をして調伏せしむるが故に。五縁に由つて別解律儀を捨す。一には故捨に由る。謂はく、律儀に於て阿世耶に由り、欣慕を懷かず、學處を捨せんが爲めに、有解の人に對し、相違の表業の差別を發起するなり。但學處を捨する心を起すに由るに非ず。律儀を得する心能無きが如きが故に。又夢中に在りては捨は成せざるが故に。但表業の差別を起すに由るに非ず。忿癡狂等は捨成ぜざるが故に。但二に由るに非ず。傍生等に對し、心を起し表を發すも捨は成ぜざるが故に。

二は命終に由る。謂はく、衆同分の増上の勢力律儀を得するが故に。三には、依止の二形俱生するに由る。謂はく身變する時、心隨つて變するが故に。又二形は増上に非ざるが故に。四には因る所の善根を斷滅するに由る。謂はく、表無表業等起の心斷するが故に。是れは此の律儀の因縁斷する義なり。盡壽戒を捨するは上の四縁に由る。近任の律儀は亦、夜盡に由る。謂はく、近任戒は上の四縁と及び夜盡に由つて捨す。期限を過ぐるが故に。夜盡とは、謂はく、明相出づる時なり。諸の軌範師は多分に共に是くの如き五種の律儀を捨する縁を許す。

有餘部師は執す。「隨つて一の墮を感じる重罪を犯すときに、出家の戒を捨す」と。有餘部は執す。「正法滅する時別解律儀皆捨せざるは無し。諸の學處・結界・羯磨・所有の聖教皆息滅するが故に」

【四七】 以下律儀不律儀を捨離する場合を明し、初めに律儀の捨を述ぶ。

【四八】 調伏 Vināsa 毘奈耶と音寫す。單に律とも云ふ。根を調伏する意なり。

【四九】 盡壽戒なる比丘、比丘尼、勤策女、沙彌、沙彌尼、近事、近事女の七律儀は四縁に依り、近任戒は四縁と及び夜盡の五縁に依る。

【五〇】 一、故捨、意樂捨。

【五一】 こちらの心持を善く解しうる人。

【五二】 一、但學處を捨する心を起すに非ず。二、但表業の差別を起すに由るに非ず。三、上の二に非ず。加ふるに有解の人に對してなすといふ條行を要するをいふ。

【五三】 命終捨。

【五四】 衆同分たるこの身に依りて律儀が相續するものなる故に死に依りて身を捨せば律儀も捨す。

【五五】 二形捨。所依の身に男根女根を同時に有するやうに

己に彼れに隨ひて、不律儀を得することを説きつ。不律儀及び、餘の無表を得するには、如何なる方便あるか。未だ説かざれば當に説くべし。頌に曰はく、

【三】 諸の不律儀を得することは、
作及び誓受に由り、

所餘の無表を得することは、
田と受と重行とに由る。

論じて曰はく、不律儀の人に總じて二種あり。一は生れて不律儀の家に在り、二は餘家に生れ、後此の業を受く。諸有の生れて不律儀の家に在るものは、若し初めて殺等の加行を現行すれば、是の人、作に由つて不律儀を得ず。若しは餘家に生れるものは、後方に誓を立て、我れ當に是くの如き事業を作し、以て財物を求め、自身を養活すべしと。初め誓を立つる時、便ち惡戒を發す。是の人は誓受に由つて不律儀を得ず。

三種の因に由つて、餘の無表を得ず。餘の無表とは、謂はく、非律儀非不律儀なり。處中の攝なるが故に。三因に由るとは、一には、田【三】に由る。謂はく、斯くの如き有徳の田の所に於て、初め園林等を施し、善の無表便ち生ず。有依の諸の福業事を説くが如し。二には、受【四】に依る。謂はく自ら要期して言はく、「我れ今より若し佛及び僧家を供養せずんば、先に食せず等」、或は誓限を作し、齋日と月半と月と及び年とに於て、常に食等を施す。此れに由つて善の無表有りて續いて生ず。三には、重行【五】に依る。謂はく、是くの如き殷重の作意を起し、善を行じ惡を行するなり。謂はく、淳淨の信、或は猛利の纏、善惡を造る時、能く無表を發す。長時相續し乃し、信と纏との勢力終盡するに至る。前に己に説くが如し。

第十八節 律儀不律儀の捨

第一項 別解脱律儀の捨

【三】 不律儀と處中の無表を得する場合を擧ぐ。

【三】 田、Kāsetta

【四】 受 'ā'ī'na

【五】 六齋日あり。半月の八日、十四、十五、合せて六日。

【六】 重行 'ābhāraṇa' 特別の意志考を以てなすこと。

て惡の意樂有れば、即ち是の處に於て唯惡の尸羅を得れば、則ち彼の量に隨つて、善惡の尸羅互に相遮止するに由ると許すべからず。此れは受くる所の善惡の尸羅、一一の支遍なく能く遮するに非ざるを顯はすが故に。若し汝の意、「善の律儀の不具支有るが如く、此れも亦應に爾るべし」と謂ひ、有るが近事・近住・勤策の律儀を受け、不具支なりと雖も、而も亦彼の缺支攝戒を得るが如く、不律儀を受くるも亦應に是くの如くなるべし」と謂はゞ、此の例は等しきに非ず、律儀と不律儀は功を用ゆると功を用ひざると、得するに異有るが故に。謂はく、諸の善戒は要す、功を用ゆる善の阿世耶を籍りて、方に能く受得す。得難きを以ての故に。理數として必ず應に受けて一時に總じて一切を得するに非ざるべし。若し諸の惡戒ならば功を用ゆる惡阿世耶を籍らずして、便ち能く受得す。得難きに非ざるが故に、理數として、必ず應に受くるに隨つて一時に總じて一切を得べし。欲界に於ては不善の力強きを以て、惡の阿世耶は任運にして起り、諸の重罪を造るは、功を用ゆるを待たず、善の阿世耶は毀壞し易きが故に。隨つて一種を受くれば便ち總じて餘を得するなり。善は則ち然らざるが故に例は等しきに非ず。現見するに穢草は功を用いずして生じ、要らず劬勞を設けて嘉苗方に起る。又有る不律儀を受くる人の如きは、是の要期を作す。「我れ盡壽に於て、每晝或は夜半月等、一度羊等を屠る」と、亦不律儀を得ず。不律儀は受得し易きに由るが故に。欲界に於ては不善の力強きを以て、恒に爲さずと雖も、而も惡戒を得。諸有の出家の律儀を受けんと欲するものは、若し要期を作し、「我れ盡壽に於て、每晝、或は夜半月等、一度殺等を離る」となすも、善の律儀を得せず。善の律儀は受得し難きに由るが故に。欲界に於ては善法の力劣るを以て、若し恒に持たざれば善戒を得せず。此れも亦應に爾るべし。例と爲すに齊しからざるが故に。經部師は無根の過を避けて反つて抜き難き過の中に墮在せり。智者應に詳に無倒に取捨すべし。

第五項 不律儀等の無表を得する條件

れば必ず應に全く善の阿世耶を損すべきが故に、具に七支を得ず。

經部の諸師は此に於て僻執す。「期限する所に隨ひて、支の具はると具はらざると、及び全分と一分と皆不律儀を得ず。律儀も亦然り。唯八戒を除く。彼の量に隨ひて、善惡の尸羅は性相相違して互に相遮するに由るが故なり」と。^{三九}若し爾らば應に不律儀を受くる人も亦近事と名くべし。應に諸の近事も、亦名けて不律儀の者と爲すことを得べし。云何が應に爾るべきや。理逼りて應に然るべし。謂はく、屠羊の人、是くの如き誓を立つ。「我れ活命の爲めに殺羊を受くと雖も、然も餘の不與取等を離るゝことを受く」と。或は諸の近事、是の誓言を作す。「我れ定んで、離殺生戒を受持し、活命の爲めの故に、唯盜等を受く」と。^{四〇}是くの如き理なし。一相續中、二阿世耶互に相違するが故に。理應に是くの如くなるべし。所以は何ぞ、不律儀の人、若し是の處に於て阿世耶壞すれば、唯是の處に於て律儀なること勿し。近事も亦然り、若し是の處に於て阿世耶壞せざれば、唯是の處に於て不律儀あること勿し。彼の量に隨つて、善惡の尸羅性相相違し、互に相遮するが故に、若し一の處に不律儀を得すれば、即ち能く總じて一切の善戒を遮す。及び一の處に善の律儀を得れば、即ち能く總じて一切の惡戒を遮す。是の故に不律儀の人亦近事と名くることあることなし。及び近事も亦名けて不律儀の者と爲すことを得ることなし」と。

此れも亦理に非ず。前説に違するが故に。屠羊人は活命を欲するが爲めに、但殺業を受くと雖も、然も有情に於て意樂壞するが故に、亦應に不與取等の諸の不律儀を成就すべし。是の理に由つて、應に盜等を離るべき者も、亦應に殺不律儀を遮止すべし。若し汝の意、諸の屠羊者は他物等に於て意樂壞せず、彼の不律儀を獲得すべからずと謂はゞ、豈亦盜等を離るべき者も、羊の所に於て意樂既に壞すれば、殺不律儀を遮遏すべからざるにあらざらんや。是くの如くんば、還應に前の過を免かれざるべし。若し是の處に於て善の意樂有れば、即ち是の處に於て善の尸羅を得、及び是の處に於

【三九】 俱舍論十五・五右。經部の説は造惡の人の心の現期に従つて或は七支具足の不律儀を得するもあり、或は一支具足の不律儀を得するもあり、又は有情の全分に對して得するもあり、一分に對して得するもありとなり。

【四〇】 有部の難なり。

【四一】 有部の難なり。

れば、屠者遍なく縁じて皆害意有り。謂はく、彼れ久しく不律儀の心を習ふ。乃至己が親も顧みる所無し。活命の爲めの故に、設ひ己が至親も、現變して羊と爲れば尙害意有り。況んや命終して後實に羊の身を受くれば、彼れに於て、能く殺害の心無からんや。不律儀を樂ふ者に惡戒を受くる時、必ず斯くの如き兇勃の意樂を起す。設し我が母等の身、即ち是れ羊ならば、我れ亦當に殺すべし。況んや餘の生類をや。此の意樂に由つて不律儀を得ず。此れに異ならば、但應に處中の罪を得べし。此れに由つて、親は現に羊に非すと了すと雖も而も亦害心有り。故に遍なく惡戒を得。聖者は當に羊の身と作るべきこと無しと雖も、而も至親に同じく亦害意あり。

三六經主は此に於て是の例言を作す。「若し未來の羊等の自體を觀じて、現の親等に於て不律儀を得すとせば、羊等も未來に親等の體有り、既に彼の體に於て損害の心無し。應に未來の至親等の體を現じて、現の羊等に於て、惡戒を得せざるべし」と。是くの如き等の例は、理に於て齊しからず。善の意樂無きが故に。惡の意樂有るが故に、謂はく、彼れ正しく不律儀を受くる時、正思惟して善の意樂を調べ、我れ當に一切の有情を害せざるべしと云ふことなし。邪思惟して兇勃の意樂にて、我れ當に普ねく一切の有情を害すべしといふこと有り。事は羊を主とすと雖も、而も心は寬遍なり。是の故に未來の羊を現じて、現の聖と親にも亦惡戒を發すこと有るべし。未來の聖と及び至親とを現じて、現の羊の身に於て、惡戒を發せざるに非ず。或は勞はしく諍ふことなく、理應に同じく許すべし。三七一たび屠羊を受くる人有り、一生の中、與へられざるを取らず、己が妻妾に於て知足の心に住し、瘡にして言ふこと能はず、語の四過なし。而も羊に因つて善の阿世耶を壞し、具に七支の不律儀罪を得るが如し。是くの如く、親等に於て害心無しと雖も、而も善の阿世耶、羊に因つて壞するが故に、有情界に遍なく不律儀を得ず。若し先に要期して善の學處を受け、後全く善の阿世耶を損せず、別縁に遇ふに由つて唯殺を受くれば、處中の罪を得て不律儀に非ず。但不律儀を得ず

【三六】 俱舍論十五・四左。

【三七】 俱舍論十五・四左。

律儀を得する者の如きこと無きや。殺等の差別の表の中に於ては、先に已に一を受けて、後更に別に受くと雖も、而も不律儀は更に新に得するに非ず。謂はく、先に總じて一切の有情に望めて、遮する所無き損害の意樂を起し、活命の爲めの故に不律儀を受く。彼れ今の時に於て、復何の得る所ぞ。故に此れは一切の因に従ふこと有ること無し。然るに律儀の中には、近事より勤策の戒を受け、勤策復苾芻律儀を受くること有り。別々に受くる時、受くる所の業道の眷族異なるが故に、要期の異なるに隨ひて、先に未だ得ざるを得ず。此れに由つて一切の因に従ふことを得べし。

此の中何をか不律儀の者と名くるや。謂はく、諸の屠羊・屠雞・屠猪・捕鳥・捕魚・獵獸・劫盜・魁贖・典獄・縛龍・煮狗、及び眞強等なり。等の言は讒搆・譏刺・人の過を伺求して惹んで他の非を説くも、非法に追求して以て活命する者、及び王と刑罰を典るもの、斷罪、彈官等を類顯す。但恒に苦心有るを不律儀の者と名く。是くの如き種類に由り、不律儀に住するが故に、不律儀有るが故に、不律儀を行するが故に、巧みに不律儀を作すが故に、數、不律儀を習ふが故に、不律儀の者と名く。屠羊と言ふは、謂はく、活命の爲めに、要期して盡壽恒に羊を害せんと欲す。餘は所應に隨つて、當に知るべし。亦爾なり。

第四項 經量部と毘婆沙師との律儀不律儀の得に關する論難

「諸の屠羊者は唯諸の羊に於て損害の心有り、餘類に於てに非ず。寧ろ一切に於て不律儀を得せんや。遍ねく有情界に於て、諸の律儀を得すること其の理爾るべし。普ねく利樂を欲する勝阿世耶に由りて、受得するが故なり。屠羊等の不律儀の人も、己の至親に於て損害の心有るに非ず。乃至自身命を救はん縁の爲めにも亦殺さんことを欲せず。如何が、普ねく一切に於て不律儀を得すと説くべけんや」。此れも亦然るべし。不律儀の者は遍ねく有情の境に於て、善の意樂壞するが故に。是の處無しと雖も、而も假りに説いて言はく、設し諸の有情及び父母等、一切皆羊の像となり現前す

【三】 魁贖は罪人を死刑する役。典獄は牢を主る役人。縛龍は蛇を捕る人。眞強は網を張りて兔を捕うる人。

【三】 屠羊者は只羊を殺す心あるのみにて、他の人を殺さんとするには非ず。何が故に一切の有情に對して不律儀を得するや。これは經部及び世親の難なり。俱舍論十五・四右【三】 上の難に對する有部の答なり。

て不能と能の境となるも、彼れをして律儀を捨得せしむる理なし。總じて所能に於て、律儀を得するが故に。若し必ず不能の境に轉易あるが故に、戒に捨得あり、則ち律儀の増減の過有らしめんと欲すれば、豈、草は本無にして生じ、諸の有情は永く圓寂に入ること有るに有らずや。此れに由りて應に律儀を捨得すること有り、亦前の戒の増減の失を離れざるべし。是の故に前の説は理に於て過なし。

又過去の一一の如來、及び所化の(衆)生、圓寂に入るが故に、後佛は彼れに於て律儀を得せず、後の律儀が前よりも減する失有るに非ず。律儀は一一の有情の各異なる相續に對して、^{三九}別に發得するに非ざるが故に。又前後佛の戒の支等しきが故に。謂はく、諸の律儀は無貪等を因となすに隨ひ、差別して別類の支を生ず。一一類の支、各一おのの無表にして、總じて一切の有情處に於て得ず。是くの如く無表既に細分なし。分析して少と爲し、多と爲すべからず。如何が後は前よりも減する失有りと云はんや。又一切の佛は遍く有情に於て、一切支の律儀無表を具ふ。支の數等しく、差別無きを以ての故に、後佛の戒、前よりも減する失無し。

第三項 不律儀の得し方

已に彼れに従つて、諸の律儀を得することを説きつ。^{四〇}不律儀を得するは、定んで一切の有情と業道とに従ふ。少分の境と及び支を具ぜざる不律儀の者なし。此れは定んで、一切の因に由ること有ること無し。下品等の心の俱起すること無きが故に。若し、^{三一}一類有りて、下品の心に由つて不律儀を得し、後、異時に於て、上品の心に依つて衆生の命を斷ぜば、彼れは但、下の不律儀を成就し、亦殺生の上品の表を成ずる等なり。中品上品、此れに例して應に知るべし。

^{三二}此の中應に思ふべし。屠羊等の事に於て、唯一を受けて、不律儀を得すること有り、亦一事を受けて得すること有りと云ふべからず。若し爾らば何が故に、一切の因に従つて不律儀を得すること、

【二九】 律儀は一一の有情に對して別々に發すに非ず、即ち別發に非ず總發なるが故に。

【三〇】 不律儀を得するは惡行を行ふことの期誓なるが故に一切の有情を含み、身四語三の四支全體に亘るものにて、然らざるものなし。

【三一】 下品の心にて殺生を終世行はんと要期したる場合、下品の不律儀を得したるものにて、後上品の心にて殺生しても、不律儀は矢張り下品にて表業のみが上品なとの謂なり。中品上品等も亦これに準じて知るべし。

【三二】 不律儀は先に一を受けて不律儀を得し、後一を受けても得せず、このこと律儀の如くならず、そのことはいかんとの間なり。

あり、且つ同趣同部を殺す罪の中にも、加行の殊ことなに由つて、業尙異有り。香象を殺せば獲る所の罪多く、若し蚊蟻を殺せば獲る所の罪少なきが如し。何ぞ況んや異趣の加行の別有るをや。異部の罪の中に而も輕重なからんや。

總の意樂に由つて律儀を建立するなり。謂はく、普あまなく、有情に於て差別あることなく、調善の意樂を起し、律儀を求得す。一有情に於て、惡の意樂を捨てずして別解律儀を求得すべきに非ず。故に律儀を得するは差別あること無し。

律儀を得する者は、必ず補特伽羅と、支と、處と、時と、緣とを別觀せざるを以ての故に。謂はく、定んで是くの如く、某の有情に於て、我れ殺等を離る、某の支戒に於て我れ定んで能く持つ、某の方域に於て我れ殺等を離る。我れは唯彼の一月等の時に於て、戰等の緣を除いて、能く殺等を離ると別觀を作さず。是くの如く受くる者は律儀を得せず。但律儀相似の妙行を得ず。是の故に諸の有情の身の差別に由るが故に戒に差別有ること有ること無し。又自身に於て根本業道に攝する所の別解律儀を得ず。思法等、自の殺害につて、無間等の所攝の罪業を成すること勿し。眷屬の攝を得ること、理に於て遮すること無し。謂はく、最初の衆の餘罪を離る等なり。

又此の受くる所の別解律儀は、一切の能不能の境に通じて得ず。唯能境に於てに非ず。此の律儀を得するは、要す普ねく有情に於て無損能の意樂を起すなり。別に方に得すべきこと無きが故に。若し「然らず、睡悶等に於ては、皆殺すべからざるが故に、律儀を得せざるべし」と謂はゞ、若し彼れ覺め、本心を得已つて還殺すべしと云ふも亦應に然るべし。非所能は改易すべく、能境と爲り已つて、還殺すべきこと有るが故に。有るが是の説を作す。「若し唯能に於ては、則ち此の律儀は増減有るべし。所能の境と非所能と、二類の有情は轉易あるを以ての故に」と。此れは難を成せず、境の轉易する時、此の律儀の得捨の因無きが故に。謂はく、所能の境と及び非所能と、後に轉易し

なり。
【三】佛の上に於て得する所の律儀も、蟻子の上に於て得する所の律儀もその所の關係に於ては別なきも、加行の相違に依つて別を生ず。

【四】有情と支と處と時と緣の五種に於て限定をなさざれば律儀を得し、限定をなせば律儀を得せざるを云ふ。この場合たゞ律儀相似の妙行を得ず、俱舍論十五、三右。

【五】自身を對象として別解律儀を得するに非ず。

【六】思法阿羅漢は六種阿羅漢の一にして、鈍根なるがために退失の恐れあり、若し退失せば自害せんことを思ふ。然し自ら自を害せりとて殺阿羅漢の無間業を作れるには非ず。

【七】能境（所能境）は害し得べき境、不能境（非所能境）は害し得べからざる境、この二境に通じて律儀を得するを明す。

【八】能境と不能境とは時に依つて變るものである。

非ず。惡心三從ふが故に。支と因とは不定なり。支とは、謂はく、業道なり。且らく、別解の諸律儀中に於て、一切の支に從ふ有り、謂はく、苾芻戒なり。四支に從つて得するあり。謂はく、餘の律儀なり。因は不同にして略して二種ありと許す。一には無貪等の三種の善根なり。二には下中上の等起心なり。別に初因に就て、一切の律儀は一切の因に由ると説く。一心の有なるが故に。後の因に就いて、一切の律儀は各一因に由ると説く。下品等俱時に起らざること先に説くが如きが故に。此の中且らく後の三因に就いて説く。

或は一類の律儀に住するものにして、一切の有情に於て律儀を得して、一切の支に非ず、一切の因に非ざるあり。謂はく、下心、或は中或は上を以て、近事、勸策の戒を受くるものなり。或は一類の律儀に住するものにして、一切の有情に於て、律儀を得し、一切の支に由り一切の因に非ざるあり。謂はく、下心或は中或は上を以て、苾芻戒を受くるものなり。或は一類の律儀に住するものにして、一切の有情に於て律儀を得し、一切の支及び一切の因に由るもの有り。謂はく、三心を以て近事・勸策・苾芻の戒を受くるものなり。或は一類の律儀に住するものにして、一切の有情に於て律儀を得し、一切の因に由り、一切の支に非ざるあり。謂はく、三心を以て近事・近住・勸策の戒を受くるなり。諸の有情に漏ねからずして、律儀を得す者有ること無し。已に因を説くが故に。一分の諸の有情の所に於て、誓つて律儀を受くるも、惡心全く息むに非ずと。

今應に思擇すべし。佛乃至蟻子の身上に於て得る所の律儀は別有りと爲んや、不や。若し別有らば趣不定の故に、諸の有情に於て得る所の律儀増減有るべし。若し別無ければ、何に縁つて人を殺すは他に勝る罪を犯し、非人を殺すは唯龜惡を犯し、若し傍生を殺すは、墮落の罪を犯すや。有情の境と身との差引の故に、受くる所の戒をして亦差別有らしむるに非ず。然も罰罪の業に差別有るは、應に知るべし。但別の加行に由るが故なり。人を殺す加行は、非人を殺すと乃至蟻を殺すと皆差別

【三】 少分なればその律儀に殺生の惡心從ふが故に律儀とならず。

【四】 苾芻の律儀は身三口四の七支を體の罪を離る。

【五】 勸策、近事、近住の律儀は殺生、偷盜、邪淫、妄語の四を離る。

【六】 律儀を得する時みな無貪無瞋無癡なりと云へば、一切の因に從ふと曰はねばならず、又その受戒の時熱心の程度の上中下に依つて分つとすれば一の因に依ると曰はざるべからず。

【七】 無貪無癡は一心に俱有なるが故に。

【八】 上中下品は俱時に有り得ざるが故に。

【九】 下又は中、又は上の心に近事又は勸策戒を受ければ因は一切ならず支は又四支なるが故に一切ならず。

【一〇】 下又は中又は上の心に苾芻戒を受ければ因は一切ならず、支は一切なり。

【一一】 下心を以て近事戒を受け、中心を以て勸策戒を受ければ一切因一切支なり。

【一二】 下心を以て近事戒を受け、中心を以て近住戒を受ければ、中心を以て近住戒を受け、一切因にして一切支にあらず。

【一三】 下心を以て近事戒を受け、中心を以て近住戒を受け、一切因にして一切支にあらず。これらの戒はすべて四支の故

尙此の二種の律儀を得ぜず。況んや非情に發す所の遮罪に從はんや。

「恒時に從ふ」とは、謂はく、過去現在未來の蘊處界に從つて得するなり。此の戒の裏うらに俱有心と爲るが如し。此の不同に由つて、四句を作るべし、蘊處界有り、彼れに從つて、唯別解脫律儀のみを得して、餘の二に非ざる等なり。第一句は、謂はく現世の前後の近分及び諸の遮罪に從ふ。第二句は、謂はく、去來の根本業道に從ふ。第三句は、謂はく、現世の根本業道に從ふ。第四句は、謂はく、去來の前後の近分に從ふ。

有るが言はく、「善の律儀を得する時、現世の惡の業道等有るべきに非ず。故に應に別に此の四句の文を立つべし。謂はく、應に説いて言ふべし。一類の法有り、彼れに於て唯別解脫律儀のみを得して、二律儀に非ず。乃至廣説。第一句は、謂はく、現在に於て、前後の近分及び遮罪の遠離を得ず。餘は所應に隨つて、皆是くの如く説く。業道等の處に於て業道等の聲を置く。故に前の四句の義も亦失無し。是くの如き理に由つて亦過現を防護するに通ず。業道等に唯未來をのみ防ぐに非ず。業道等の聲を以て、彼の依處を説くを以ての故に。若し此れに異ならば、則ち應に但ただ、未來を防護する律儀と説くべし。但能く未來の罪を防いで、起らざらしむるが故に。過現の已滅已生を防ぐに非ず。律儀は彼れに於て防ぐ用無きが故に」と。

第二項 律儀の得の範圍と動機

諸有の律、不律義を獲得するは、一切の有情と支と因とに從つて、皆等しきや不や。一切等しきに非ず。其の相如何ぞ。頌に曰はく、

律は諸の有情に從ふ。支と因とは不定と説く。

不律は一切の有情と 支とに從ふ。因には非ず。

論じて曰はく、律儀は定んで調善の意樂に由る。普く一切の有情を緣じて方に得す。^三少分の緣に

【八】この二律儀はその唯るに罪は性罪のみにて遮罪にわたらず。

【九】この二律儀は心に隨つて轉ずるもの故に心が過ず未來現在を緣するに從ひ、三世に及んで防非の備きあり。

【一〇】俱舍論十五・一左の世親の説を指す。

【一】律儀不律儀は有情及び非情に對するも、暫らく有情に對するものとして、その支に身三口四あり、その因即ち動機に上中下あり、これらの支と因とが律儀不律儀に對していかに關係するかを説く、【二】律儀は一切の有情に對して得するものにて、限られたるものに非ず喩へば不殺生の律儀は人は殺さぬが獸は殺すといふが如きことに非ず。

〔阿毘達磨順正理論〕 卷の第三十九

〔辯業品第四の七〕

第十七節 律儀等の得

第一項 別解脱、靜慮無漏三律儀の得方

別解脱律儀は何に從つて得るや。復何に從つて餘の二の律儀を得るや。頌に曰はく、一切と二と現とに從ひて、欲界の律儀を得し、

根本と恒時とに從ひて 靜慮と無漏とを得す。

論じて曰く、欲界の律儀とは、謂はく、別解脱なり。此れは一切の根本業道に從ひ、及び前後の近分に從ひて得す。二に從ひて得すとは、謂はく、二類に從ふ。即ち情と非情と、性罪と遮罪となり。情に於ける性罪は、謂はく、殺等の業なり。遮は、謂はく、女人と同室に宿する等なり。非情の性罪とは、謂はく、外物を盜むなり。遮は、謂はく、地を堀り、生草を斷する等なり。現に從つて得するとは、謂はく、現世の蘊處界に從つて得す。去來に從ふには非ず。此の律儀は有情と處とに轉ず。去來は是れ有情數に非ざるに由るが故に。有情と處とは、謂はく、諸の有情と及び諸の有情の所依止の處なり。現の蘊處界の内は、即ち是れ有情の所依なり。外は名けて有情の所止と爲す。過未に非ざるが故に。若し、靜慮と無漏との律儀を得するは、應に知るべし。但、根本業道にのみ從ふ。定中には唯根本業道あるを以ての故に。前後の近分に從つて得するに非ず。定に在る位には唯根本あるを以て、不定に在る位の中には、此の律儀無きが故に。有情數に發す所の遮罪に從つて、

【一】此の段は三種の律儀の得方を述ぶ。

【二】別解脱律儀は「一切に從つて」得す。即惡業の加行（惡業をなす豫備行動）、惡業の業道（正しく遂行すること）、惡業の後起（惡業の跡始末）のすべてに從つて得す。換言すればこの三を對象とし、これを離れ避くるものなり。

【三】前の近分は加行、後の近分は後起なり。

【四】その律儀を得すること、即ち惡業を避くるのを對象に就いて云へば有情と非情の二あり。この二が更に二に分れて性罪と遮罪とあり。

【五】性罪…殺生等と同居する等

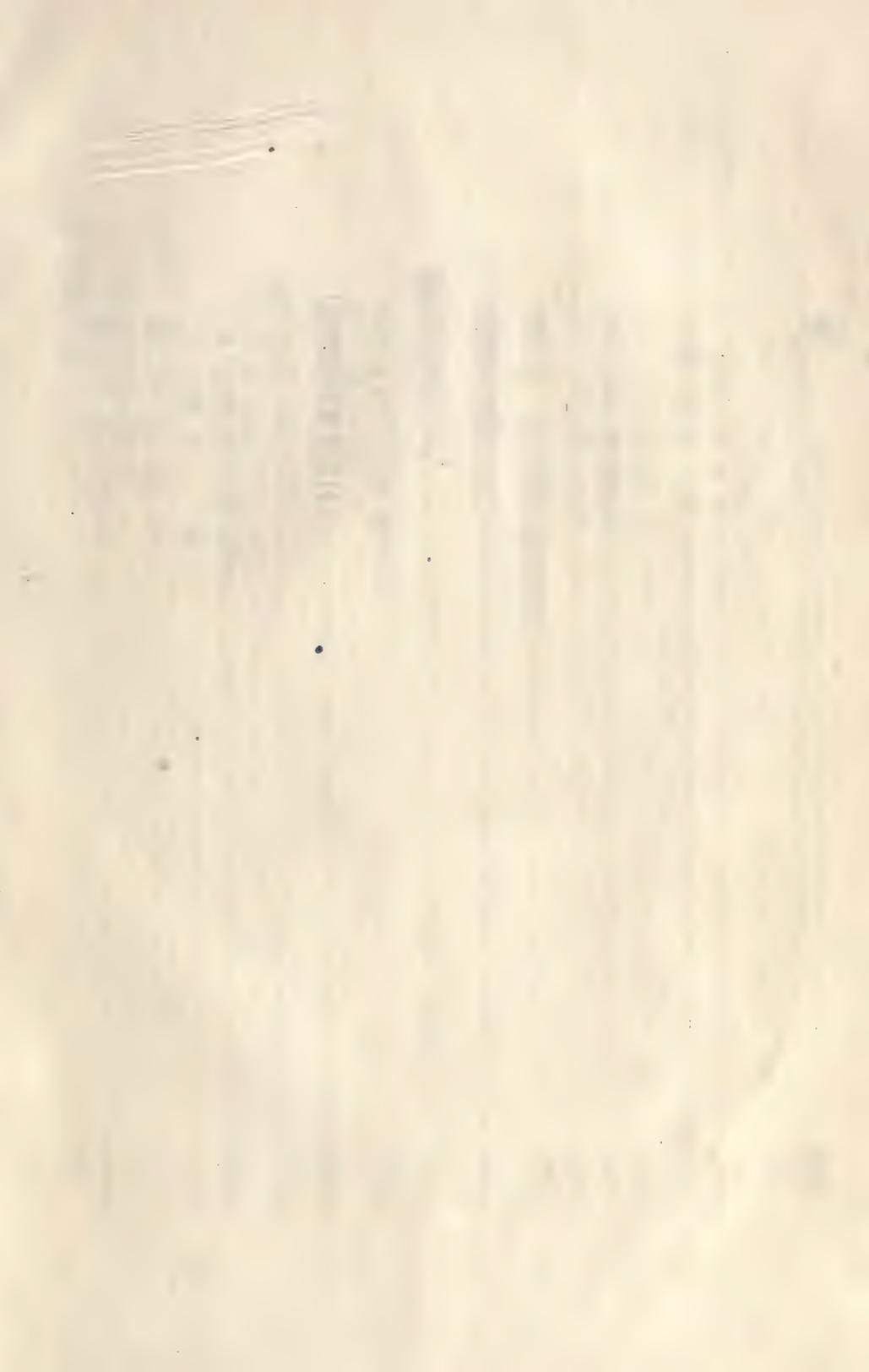
【六】性罪…他物を盜む等

【七】靜慮生律儀と道生律儀の二は定位に於て得するもの故に根本業道にのみ從つて得し、加行と後起とに於ては必ず加行と後起は定位になく

【五】別解脱律儀は現在が對象となり、現在に於ての惡業を避けることが目的なり。

【六】別解脱律儀は有情とその有情の所有物に對して發されるものなり。

【七】靜慮生律儀と道生律儀の二は定位に於て得するもの故に根本業道にのみ從つて得し、加行と後起とに於ては必ず加行と後起は定位になく



第一章 道の體性……………三七五

第二章 聖諦論……………三七六

第一節 四諦……………三七六

第二節 特に苦諦に就きて……………三九一

卷の第五十八……………〔三三三〕—〔三三三〕—三九七

〔辯賢聖品第六の二〕……………三九七

第三節 二諦觀……………四〇八

卷の第五十九……………〔三四四〕—〔三五〇〕—四〇八

〔辯賢聖品第六の三〕……………四〇八

第三章 加行論(三賢四善根)……………四〇八

第一節 緒言……………四〇八

第二節 身器清淨……………四一六

第三節 五停心……………四一六

第一項 總說……………四一六

第二項 不淨見……………四三二



索引……………卷末

第四項 六識相應門 三三五

第五項 受相應門 三三五

第五節 五 蓋 三三九

第五章 煩惱の斷滅 三四〇

第一節 煩惱の滅と斷惑の四因 三四四

第二節 四種の對治 三四八

第三節 斷惑の處 三四九

第四節 遠生の四種 三五一

卷の第五十六 [二七]—[二九] 三五四

〔辯隨眠品第五の十二〕 三五四

第五節 惑の再斷と離繫の重得 三五四

第六節 九 遍 知 三六一

第七節 六 對 果 三六四

第八節 遍知の建立 三六八

第九節 機根と遍知の成就 三七〇

第十節 遍知の得捨 三七三

卷の第五十七 [二九]—[三一] 三七五

〔辯賢聖品第六の一〕 三七五

本論第六賢聖品 三七五

第八節 隨眠等の名義……………三三

卷の第五十四……………〔三三—三五〕……………三五

〔辯隨眠品第五の十〕……………三五

第十節 結等の五種……………三五

第十一節 結……………三五

第十二節 五下分結……………三九

第十三節 五上分結……………三三

第十四節 縛の分類……………三三

第十五節 隨眠の分類……………三七

第四章 隨煩惱……………三七

第一節 總說……………三七

第二節 纏……………三九

第三節 煩惱の垢……………三九

第四節 隨煩惱の諸門分別……………三三

第一項 三斷門……………三三

第二項 三性門……………三三

第三項 界繫門……………三四

卷の第五十五……………〔三五—三六九〕……………三五

〔辯隨眠品第五の十一〕……………三五

卷の第五十一 [二六八—二八七] 二五二

〔辯隨眠品第五の七〕 二五二

第二項 頌文に就て宗趣を顯はす 二五二

卷の第五十二 [二八八—三〇七] 二七二

〔辯隨眠品第五の八〕 二七二

第三項 三世の別に關する四論師の異說 二七二

卷の第五十三 [三〇八—三三〇] 二九二

〔辯隨眠品第五の九〕 二九二

第三節 事の斷と繋の斷との關係 二九二

第四節 隨眠の隨増 二九三

第一項 法と識との關係 二九三

第二項 事の隨眠隨増 二九四

第五節 有隨眠心 二九六

第六節 十隨眠生起の次第 二九八

第七節 煩惱生起の因縁 三〇〇

第八節 隨眠の異名 三〇七

第一項 漏、瀑流、軛、取等 三〇七

第二項 漏等の體 三〇七

第一項	九十八隨眼の分類	二九六
第二項	五部を緣ずといふことの意義	三〇一
第三項	九上緣の惑	三〇一
第四項	遍行と隨行	三〇四
第二節	有漏緣無漏緣	三〇五

卷の第四十九……………〔三三——二四九〕……………三三六

〔辯隨眠品第五の五〕……………三三六

第三節	三種隨增	三三六
第四節	性分別	三三九
第五節	根非根	三三九
第一項	不善根	三三三
第二項	無記根	三三四
第六節	傍論、世尊の無記	三三五

卷の第五十……………〔一五〇——二六七〕……………三三四

〔辯隨眠品第五の六〕……………三三四

第三章 根本隨眠餘論……………三三四

第一節	隨眠の繫	三三四
第二節	三世實有論	三三六
第一項	三世實有論の根據	三三七

〔辯隨眠品第五の二〕……………二五九

第三節 十隨眠……………二五九

第四節 九十八隨眠……………二五九

第五節 隨眠と見修斷……………二六二

卷の第四十七……………〔一九二——二二一〕……………二七六

〔辯隨眠品第五の三〕……………二七六

第六節 五見……………二七六

第七節 特に戒禁取見に就て（其の見集斷に非ざる所以）……………二七六

第八節 四顛例……………二八二

第一項 四顛倒の體……………二八二

第二項 顛倒の條件と廢立……………二八二

第三項 十二顛倒に關する有部の見所斷論……………二八六

第九節 特に慢につきて……………二九一

第一項 慢の種類……………二九一

第二項 未斷の聖者に慢の起らざる理由……………二九四

卷の第四十八……………〔二二二——二三一〕……………二九六

〔辯隨眠品第五の四〕……………二九六

第二章 九十八隨眠の諸門分別……………二九六

第一節 遍行非遍行……………二九六

第一項 業の動機は基きての輕重……………二九
第二項 因としての完全不完全に基づく輕重……………三〇

第九節 施業の果は心に依存す……………三一

第十節 戒類の福業事……………三二

第十一節 修類の福業事……………三三

第十二節 戒修二福業事の果……………三四

第十三節 梵 福……………三五

第十四節 法 施……………三六

第十五節 順三分の善……………三七

第八章 業 品 餘 論……………三八

第一節 書印算文數の自體……………三九

第二節 諸法の異名……………四〇

卷の第四十五……………〔一〇五—一〇七〕……………四〇

〔辯隨眠品第五の一〕……………四〇

本論第五五隨眠品第五……………四〇

第一章 隨 眠……………四〇

第一節 隨眠の性能と根本隨眠……………四一

第二節 七 隨 眠……………四二

卷の第四十六……………〔一〇七—一〇九〕……………四二

第五節 罪重と大果 一三三

第六節 無間の同類 一三五

第七節 三時の障 一三五

卷の第四十四 [一〇三—一〇五] 一七

〔辯業品第四の十二〕 一七

第八節 菩薩論 一七

第一項 菩薩の相 一七

第二項 菩薩修相の業 一八

第三項 釋迦如來の供養佛 二〇

第四項 釋迦如來の所逢の諸佛 二〇

第七章 三の福業事 二三

第一節 福業事の體 二三

第二節 布施及び其の果 二三

第三節 布施の目的 二四

第四節 施果の別なる因 二五

第一項 施主の別 二六

第二項 財に由る別 二六

第三項 因に由る別 二七

第五節 最上の施福 二八

第六節 非聖福田と果の量 二九

第七節 業と輕重 二九

第四節 諸地の業と諸地の法との因果關係 三三

第五節 三學業と三學法との因果關係 三九

第六節 三斷業と三斷法との因果關係 四九

第五章 論所說の諸業 五五

第一節 應作者の三業 五五

第二節 引業と滿業 六六

第一項 二業の相 六六

第二項 二類の體 六九

第三節 三障 六九

第一項 三障の體相 六九

第二項 三障の界越 七〇

第六章 特に業障に就きて 七〇

第一節 五無間業の體 七〇

第二節 傍論破僧 七三

第一項 破僧の體 七三

第二項 能破の成就と時及び處 七四

第三項 破僧の緣 七五

第四項 破僧の最少限と其の洲 七六

第五項 破法輪僧の無き時 七七

第三節 逆罪の緣 七七

第四節 加行不可得 八〇

〔辯業品第四の十〕……………七

第六節 業道を成ずる相……………七

第一項 殺生業道……………七

第二項 偷盜の業道……………七

第三項 欲邪行の業道……………七

第四項 虚誑語の業道……………七

第五項 その他の語の業道……………七

第六項 貪瞋癡の業道……………七

第七節 業道の名義……………七

第八節 斷善根と業道……………七

第九節 業道と思の心所との交渉……………七

第十節 業道の界趣處に於ける成就と現行……………七

第十一節 業道と果……………七

第十二節 附論、邪命……………七

卷の第四十三……………〔一〇七—一〇三〕……………九

〔辯業品第四の十一〕……………九

第四章 業と果……………九

第一節 有漏無漏の業と五果……………九

第二節 三性業と三性法との因果關係……………九

第三節 三世の業の三世の法との因果關係……………九

第二項 無漏業の黒等三業との關係 四八

第三項 黒等四業に關する異説 四九

第九節 三牟尼業と三清淨業 五〇

第十節 三惡行と三妙行 五一

第十一節 善惡の十業道 五二

第三章 特に十業道に就きて 五三

第一節 十業道と表無表 五四

第一項 根本業道と表無表 五四

第二項 加行及び後起と表無表 五四

第二節 加行、根本、後起とは何ぞ 五五

第一項 三者の差別と意義 五五

第二項 殺生業道と所殺生者の死時との關係 五八

第三節 業道の三位と三根 六〇

第一項 三不善根と加行 六〇

第二項 三善根と三位 六三

第三項 業道の究竟と三不善根 六三

第四節 惡業道の處 六四

第五節 業道の主體と客體との關係 六五

第一項 能殺者、所殺者の同時に死せる場合 六六

第二項 主體の團體なる場合 六六

卷の第四十一 [九八三——一〇〇六] 七〇

〔辯中品第四の八〕……………二五

第二章 經所説の諸業……………二五

第一節 三性の業……………二五

第二節 福等の三業……………二五

第三節 順樂受等の三業……………二六

第四節 三時業……………三〇

第一項 四業、五業、八業……………三〇

第二項 四業の差別……………三五

第三項 三界五趣の造業……………三七

第四項 特に中有の造業に就いて……………三九

第五項 定受業の相……………四〇

第六項 順現報受の業……………四〇

第七項 現生に造りて現生に果を報ずる業……………四〇

第五節 心受業と身受業……………四二

第六節 心狂業……………四三

第七節 曲穢濁三業……………四四

卷の第四十一……………〔九六二〕—〔九六二〕……………四六

〔辯業品第四の九〕……………四五

第八節 黑等の四業……………四六

第一項 黑白の四業……………四六

目次

阿毘達磨順正理論(八十卷中自卷三十九卷至卷五十九卷)

(本) [九七]—[三五二] (通頁)

卷の第二十九卷

[九七]—[九四〇]

〔辯業品第四の七〕

第十七節 律儀等の得

- 第一項 別解脱、靜慮無漏三律儀の得方 一
- 第二項 律儀の得の範圍と動機 二
- 第三項 不律儀の得し方 五
- 第四項 經量部と毘婆沙師との律儀不律儀の得に關する論難 六

第十八節 律儀不律儀の捨

- 第一項 別解脱律儀の捨 一〇
- 第二項 定道二律儀の捨 一九
- 第三項 不律儀の捨 二〇
- 第四項 處中の無表の捨 二二
- 第五項 非色の捨 三三

第十九節 三界五趣の有情と善惡律儀の成就

三三

卷の第四十

[九四一]—[九六一]

毗

曇

部

二十九

赤

沼

智

善

譯



CHENG YU TUNG
EAST ASIAN LIBRARY
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY
130 St. George Street
8th FLOOR
TORONTO, CANADA M5S 1A5

國譯一切經

大東出版社藏版



